

生物多様性国家戦略 2012-2020 の 実施状況の点検結果

平成 26 年 3 月 14 日

生物多様性国家戦略関係省庁連絡会議

<目次>

はじめに	1
点検の実施方法	2

第1部 5つの基本戦略に関する取組状況

基本戦略1 生物多様性を社会に浸透させる	3
数値から見る達成状況	3
取組例	4
1－1 生物多様性に関する広報の推進	
1－2 多様な主体の連携の促進	
1－3 生物多様性地域戦略の策定と地域に即した取組の促進	
1－4 生物多様性に配慮した事業者の取組の推進	
1－5 生物多様性に関する教育・学習・体験の充実	
1－6 生物多様性が有する経済的価値の評価の推進	
1－7 生物多様性に配慮した消費行動への転換	
基本戦略1　まとめ	15
基本戦略2 地域における人と自然の関係を見直し、再構築する	16
数値から見る達成状況	16
取組例	17
2－1 里地里山及び里海の保全活用に向けた取組の推進	
2－2 鳥獣と共に存した地域づくりの推進	
2－3 生物多様性の保全に貢献する農林水産業の推進	
2－4 地域固有の野生生物を保全する取組の推進	
2－5 自然共生社会、循環型社会、低炭素社会の統合的な取組の推進	
基本戦略2　まとめ	25
基本戦略3 森・里・川・海のつながりを確保する	26
数値から見る達成状況	26
取組例	27
3－1 生態系ネットワークの形成と保全・再生の推進	
3－2 森林の整備・保全	
3－3 都市の緑地の保全・再生など	
3－4 河川・湿地などの保全・再生	
3－5 沿岸・海洋域の保全・再生	
3－6 生物多様性の観点からの地球温暖化の緩和策と適応策の推進	

基本戦略3　まとめ	44
基本戦略4　地球規模の視野を持って行動する	45
数値から見る達成状況	45
取組例	45
4－1　愛知目標の達成に向けた国際的取組への貢献	
4－2　自然資源の持続可能な利用・管理の国際的推進	
4－3　生物多様性に関わる国際協力の推進	
4－4　世界的に重要な地域の保全管理の推進	
基本戦略4　まとめ	54
 基本戦略5　科学的基盤を強化し、政策に結びつける	56
数値から見る達成状況	56
取組例	56
5－1　基礎的データの整備	
5－2　生物多様性の総合評価	
5－3　科学と政策の結びつきの強化	
基本戦略5　まとめ	58
 (参考) 基本戦略と第3部における関連施策の対応表	59

第2部 愛知目標の達成へ向けたロードマップの進捗状況

戦略目標A関連	60
国別目標A－1	
戦略目標B関連	66
国別目標B－1	
国別目標B－2	
国別目標B－3	
国別目標B－4	
国別目標B－5	
 戦略目標C関連	 84
国別目標C－1	
国別目標C－2	
 戦略目標D関連	 91
国別目標D－1	

国別目標D－2	
国別目標D－3	
戦略目標E関連	98
国別目標E－1	
国別目標E－2	
第3部 生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する行動計画の点検結果	
数値目標の進捗状況	102
具体的施策の取組状況	108

はじめに

生物多様性国家戦略は、「生物の多様性に関する条約（以下「生物多様性条約」という。）」に基づき、生物多様性の保全と持続可能な利用に関する国的基本計画として、平成7年10月に初めて策定され、その後、平成14、19、22年に見直しが行われました。平成20年には生物多様性基本法が制定され、同法第11条に基づく計画として位置づけられています。平成22年の生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）における生物多様性に関する新たな世界目標（愛知目標）の採択、翌23年の東日本大震災の発生という、二つの大きな出来事を背景に、平成24年には「生物多様性国家戦略2012-2020」（以下「戦略2012-2020」という。）が策定されました（9月28日に閣議決定）。戦略2012-2020は、自然のしくみを基礎として自然と共生する真に豊かな社会の実現に向けた方向性を示す役割を担っています。

戦略2012-2020は、「第1部 生物多様性の保全及び持続可能な利用に向けた戦略」と「第2部 愛知目標の達成に向けたロードマップ」「第3部 生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する行動計画」の3部で構成されています。第1部では、いのちと暮らしを支える生物多様性の重要性や、生物多様性を取り巻く現状と課題を記述するとともに、生物多様性の保全と持続可能な利用に向けた我が国の目標、自然共生社会における国土の将来像としてのグランドデザイン、「科学的認識と慎重かつ順応的な態度」など施策展開にあたっての7つの基本的視点、「生物多様性を社会に浸透させる」などこれまでの4つの基本戦略に「科学的基盤を強化し、政策に結びつける」を加えた5つの基本戦略について示し、おおむね2020年度までに重点的に取り組むべき施策の方向性を明らかにしました。第2部には、愛知目標を踏まえて我が国の目標等を示し、そのうち可能なものについては、目標年次と目標達成や進捗状況を把握するための関連指標を示し、愛知目標の達成に向けたロードマップを示しました。さらに、第3部は、具体的な行動計画として、愛知目標の達成に向けた施策をはじめとする、我が国の生物多様性関連施策を体系的に記述しました。

戦略2012-2020では、生物多様性条約に基づく第5回国別報告書の提出（2014年3月が期限）にあわせて「国家戦略の実施状況について、最初の総合的な点検を実施」するとしており、本点検はそれに基づき実施するものです。なお、平成26年10月に韓国で開催される生物多様性条約第12回締約国会議において、各国から提出される国別報告書を踏まえ、愛知目標の進捗状況等に関するレビュー等が行われる予定です。

点検の実施方法

今回の点検は、原則として平成 24 年 9 月 28 日の戦略 2012-2020 の策定から平成 25 年 9 月末までの約 1 年間を対象として行いました。構成は戦略 2012-2020 に対応し 3 部構成となっています。

第 1 部では、個別の具体的施策の進捗状況等をもとに 5 つの基本戦略（①生物多様性を社会に浸透させる、②地域における人と自然の関係を見直し、再構築する、③森・里・川・海のつながりを確保する、④地球規模の視野を持って行動する、⑤科学的基盤を強化し、政策に結びつける）毎の達成状況を整理しました。

第 2 部では、COP10において採択された愛知目標の達成に向け、戦略 2012-2020 第 2 部に掲げる我が国の 13 の国別目標について、その達成に向けて設定した主要行動目標にかかる取組状況及び関連指標群の動向を踏まえて達成状況を点検しました。

第 3 部では、生物多様性に関する政府の行動計画として、体系的に整理した約 700 の具体的施策について、進捗状況及び今後の課題等を施策毎に記述しました。点検にあたっては、多種多様な施策の実施状況をわかりやすく把握するため、共通の様式を用いてとりまとめました。また、具体的施策においては 50 の数値目標を設定しており、同目標の達成状況についても点検を行いました。

また、本点検結果のとりまとめにあたっては、平成 26 年 1 月 27 日に中央環境審議会自然環境部会に報告するとともに、平成 26 年 1 月 27 日～平成 26 年 2 月 20 日にパブリックコメントを実施しました。

第1部 基本戦略に沿った取組の点検結果について

第1部では、生物多様性国家戦略 2012-2020 第1部第4章第2節に掲げる基本戦略ごとに、その達成状況を点検した結果を報告します。

基本戦略1 生物多様性を社会に浸透させる

数値から見る達成状況

環境省が実施したウェブ調査（平成19～24年度）の経年変化を見ると、「生物多様性」という言葉を「知っている」「聞いたことがある」と答えた人の割合は、平成22年10月に名古屋市で開催された生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）を境にして、平成22年8月実施の回から平成22年11月実施の回にかけての3ヶ月間で約20%増加しており、COP10の開催が我が国における生物多様性の認知度の拡大普及に大きく貢献したと言えます。その後、「生物多様性」という言葉を「知っている」「聞いたことがある」と答えた人の割合と自然に関心がある人の割合は年々わずかずつ減少しており、生物多様性国家戦略2012-2020策定後の調査（平成24年度）でもその傾向に変化はないものの、それぞれ75%以上、70%以上となっています。平成24年度の調査で「生物多様性」という言葉を「知っている」「聞いたことがある」と答えた人の割合を年代別に見ると、20代は80.0%、30代は72.0%、40代は74.5%、50代は74.5%、60代は75%となっており、20代における認知度が最も高いという結果が得られました。なお、生物多様性国家戦略2012-2020策定以前の平成24年6月に実施された内閣府世論調査では、「自然に関心がある」と回答した人は90%以上でした。

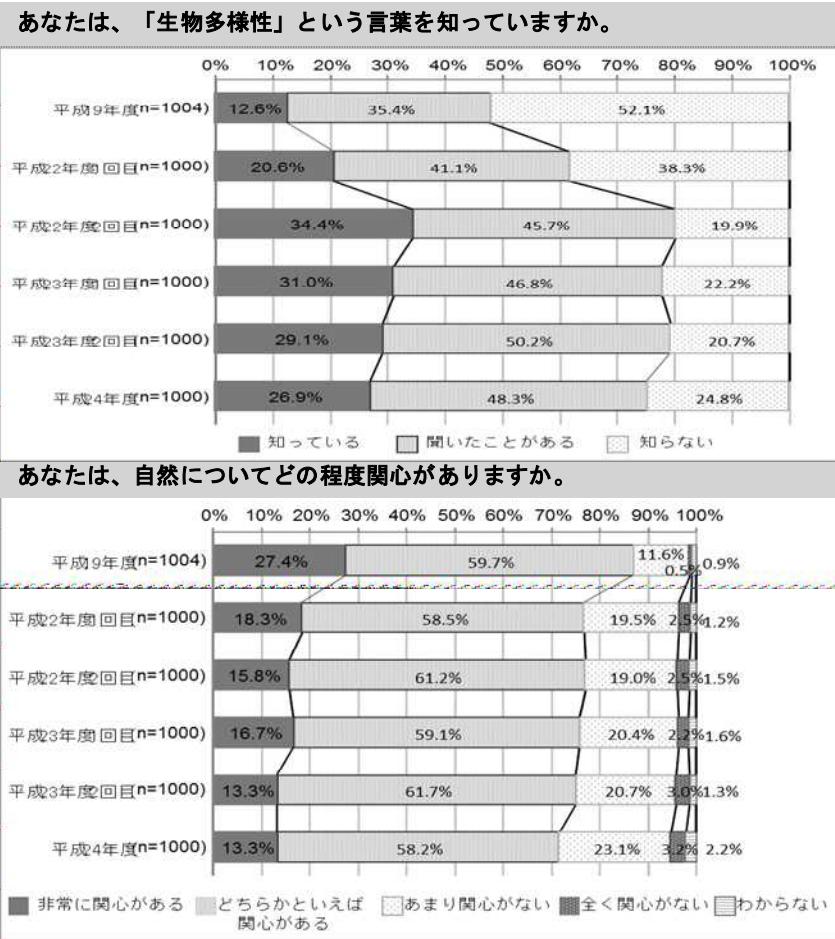


図1-1 生物多様性認知度等調査経年比較結果 出典：環境省資料

表1-1 第3部における基本戦略1関連数値目標例

項目	目標値	当初値	点検値	進捗率※1	到達率※2
「生物多様性」の認知度 ※内閣府の世論調査の結果	75%以上 [H31年度末]	56% [H24年度]	-	-	-
生物多様性国家戦略の認知度 ※内閣府の世論調査の結果	50%以上 [H31年度末]	34% [H24年度]	-	-	-
生物多様性新聞掲載数 [H31年度]	1,500件	736件 [H20]	-	-	-
生物多様性地域戦略策定済自治体数 [H32]	47都道府県	18都道県 [H24.3]	23都道県 [H25.9]	17.2%	48.9%
外来種の認知度 [H29]	75%	64.3% [H23年度]	62.6% [H24年度]	-20.4%	83.5%
外来生物法の認知度 [H29]	25%	11.8% [H23]	17% [H24年度]	39.4%	68.0%

※1 進捗率：生物多様性国家戦略2012-2020策定時以降の、目標値に対する進み具合を表す。

「進捗率」= $\{(点検値 - 当初値) / (目標値 - 当初値)\} \times 100\% (%)$

※2 到達率：戦略策定以前からの蓄積も含めた評価。「到達率」= $(点検値 / 目標値) \times 100\% (%)$

取組例

【1-1 生物多様性に関する広報の推進】

生物多様性の現状や重要性について国民の理解を深め、行動へとつなげていくため、生物多様性の保全と持続可能な利用に係る普及啓発を目的として、環境省が事務局を務める「国連生物多様性の10年日本委員会」(UNDB-J)による広報活動やイベント開催等の取組が行われているほか、白書やパンフレット等の作成・配布、インターネット上の情報サイト (<http://www.biadic.go.jp/biodiversity/>) の設置などを通じて、生物多様性に関する基礎情報、生物多様性と普段の生活との関わりや各主体の取組等について情報発信しています。

①国連生物多様性の10年日本委員会(UNDB-J)による取組

国連により、2011年から2020年までの10年間は「国連生物多様性の10年」と定められており、2010年10月に名古屋で開催された生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)で採択された、生物多様性に関する新たな世界目標である「愛知目標」の達成に貢献するため、国際社会のあらゆるセクターが連携して生物多様性の問題に取り組むこととされています。これを受け我が国において、国、地方公共団体、事業者、民間の団体など、国内のあらゆるセクターの参画と連携を促進するため、「国連生物多様性の10年日本委員会」(UNDB-J)が2011年9月に設立されました。事務局は環境省に置かれています。

UNDB-Jにおいては、様々なセクターが連携し、(i)セミナー等による情報交換、(ii)委員会が推奨する連携事業の認定、(iii)推薦図書等の選定、(iv)著名人やキャラクターによる広報、(v)普及啓発

ツールの展開など、幅広い取組を行っています。

UNDB-Jのような取組を行っている国はほかに例がなく、国際的にも先進的な取組として生物多様性条約事務局から高く評価されています。

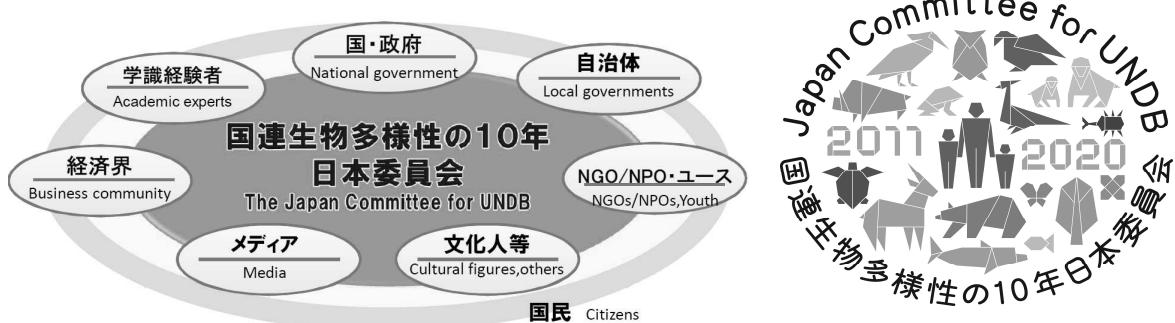


図1-2 UNDB-J組織図（左）、UNDB-Jのロゴ（右）

UNDB-Jにおいては、生物多様性の保全と持続可能な利用のために身近な暮らしの中で実践できる5つの行動の中から自ら選んで宣言を行う「MY行動宣言」シートの活用を広く呼びかけ、平成24年度は91件のイベント（参加者数約20,680人）で活用されました。また、国連が定めた国際生物多様性の日（5月22日）を中心に世界各地の子どもたちが植樹等を行う「グリーンウェイブ」（主唱：環境省、農林水産省、国土交通省）への参加呼びかけ等を実施しており、「グリーンウェイブ2013」では567団体の参加により約41,000本の植樹など様々な活動が行われました。

また、著名人による「地球いきもの応援団」、「生物多様性リーダー」や「生物多様性キャラクター応援団」等が協力して普及啓発に取り組んでいるほか、生物多様性の保全や持続可能な利用に向け自ら行動する個人・団体がメンバーとして参画する「Iki・Tomoパートナーズ」の拡大を図っています。

さらに、UNDB-Jが選定した子供向け推薦図書（愛称：「生物多様性の本箱」～みんなが生きものとつながる100冊～）の読み聞かせ会の開催、生物多様性マガジン「Iki・Tomo」の発行など、様々な活動により着実に普及啓発を進めています。

②普及啓発を目的としたイベント等の開催

生物多様性の重要性を一般の人々に浸透させるとともに、生物多様性に配慮した事業活動や消費活動を促進するため、さまざまな活動とのタイアップによる広報活動、生物多様性に関するイベントなどの開催、全国各地で開催される環境関係の展示会への出展を実施しました。前述のUNDB-Jの各種取組のほか、「新宿御苑みどりフェスタ」、「エコライフ・フェア」、「上野の森 親子フェスタ」、「エコプロダクツ展」等様々なイベントの開催・出展などを通じ、普及啓発を進めています。

[課題] 生物多様性の普及啓発を目的としたイベント等を開催し、多くの国民の参加を得て生物多様性についての理解を促進しているものの、未だ社会への主流化は十分であるとは言えません。今まで自然に興味のなかった層を含め、より多くの国民に生物多様性の損失を身近な問題として感じてもらい、保全や持続可能な利用に向けた自主的な取組を促すためには、今後国が行う普及啓発に係る取組の中で、各種のメディアとも連携・協力しながら、身近な暮らしとの関係性についてわかりやすく伝えるなど、魅力的かつ

効果的な方法で情報発信を行うよう、より一層努めていく必要があります。

【1－2 多様な主体の連携の促進】

持続可能な自然共生社会の実現に向けて、地域ごとの生物多様性に関する課題に対してその地域における各主体が連携し地域ぐるみの活動を行うことが重要です。

これまで、愛知目標の達成に向け、国内のあらゆるセクターの参画と連携を促進するために設立された「国連生物多様性の10年日本委員会」(UNDB-J)による取組や、各種法令により地域が主体となって行う計画づくりや地域ぐるみの生物多様性保全に係る取組に対する財政的・技術的支援等、主体間の連携を促進するための取組が行われています。また、全国各地の活動地域・団体の交流の場の設置、優良事例の紹介やニーズのマッチングなどの取組も行われており、これらの取組により、活動地域・団体間のさまざまなレベルでの重層的なネットワークづくりが着実に進んでいると考えられます。

①国連生物多様性の10年日本委員会 (UNDB-J) による取組

UNDB-Jにおいては、国際自然保护連合日本委員会(IUCN-J)が実施する「にじゅうまるプロジェクト」の登録事業等の中から、「多様な主体の連携」、「取組の重要性」、「取組の広報の効果」等の観点から推奨する連携事業を認定・広報しており、平成25年9月までに31事業を認定しています(表1-2)。さらに、全国の多様なセクターが一堂に会して取組の発表や意見交換を行う「生物多様性全国ミーティング」や、各地での「生物多様性地域セミナー」、「生物多様性出前講座」を開催し、委員会が認定した連携事業の紹介や、参加者によるワークショップなどを通じて、生物多様性保全活動を行っている地域・団体間の情報交換や、さまざまなレベルでのネットワークづくりを促進するなど、多様な取組を行っています。

②地域主体の取組の支援

「地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律」に基づく地域連携保全活動計画や生物多様性基本法に基づく生物多様性地域戦略など、地域が主体となつた法定計画の策定及び当該計画等に沿った生物多様性保全に係る事業を、地域生物多様性保全活動支援事業により、支援しています。この事業を活用し、平成24年度末までに22の法定計画が策定されています。また、生物多様性保全推進支援事業により地域の多様な主体が連携した生物多様性の保全活動に対して財政的な支援(国費1/2)をしています。平成25年度までに55団体の活動を支援しており、支援が終了した団体については、全ての団体が現在も様々な体制で活動を継続又は展開しています。

そのほか、自然再生、森林の整備、鳥獣被害防止、外来種対策、希少種保全、エコツーリズムの推進に関し、地域主体の取組やさまざまな主体が連携・協力して進めている取組に対するアドバイザー派遣や地域協議会等の行うエコツーリズムに関する活動に対する財政的支援等を行い、支援を行っています。

表1－2 国連生物多様性の10年日本委員会（UNDB-J）認定連携事業一覧

	No	事業名	団体名	地域
第1弾	1	田んぼの生物多様性向上10年プロジェクト	NPO法人ラムサール・ネットワーク日本	全国
	2	生物多様性の道プロジェクト	公益財団法人日本自然保護協会	全国
	3	Earthwatchにじゅうまるプロジェクト 市民参加型生物多様性調査による環境リテラシーの普及	認定NPO法人アースウォッチ・ジャパン	全国
	4	みんなで守ろう！日本の希少生物種と豊かな自然！ SAVE JAPAN プロジェクト	株式会社損害保険ジャパン 日本興亜損害保険株式会社	全国
	5	ウミガメ類の生態調査・生息環境保全プロジェクト	NPO法人日本ウミガメ協議会	全国
	6	海と田んぼからのグリーン復興プロジェクト	海と田んぼからのグリーン復興プロジェクト	東北
	7	味わって知る 私たちの海	伊勢・三河湾流域ネットワーク	中部
	8	御所実業高校農業クラブ School Gene Farm Project	奈良県立御所実業高等学校農業クラブ	近畿
	9	トンボの里プロジェクト	真庭・トンボの森づくり推進協議会	中国
	10	徳島での生物多様性地域戦略の策定に関するプロジェクト	生物多様性とくしま会議	四国
第2弾	11	ICTと映像教材の活用による子ども向け次世代環境教育の推進	株式会社TREE	全国
	12	動物園・水族館種保存事業	公益社団法人日本動物園水族館協会	全国
	13	いのちの博物館実現プロジェクト	公益社団法人日本動物園水族館協会	全国
	14	Come Back Goose - 鮮れシジュウカラガン！日本の空に-	日本雁を保護する会	東北 海外
	15	生命のにぎわい調査団等の普及啓発活動	千葉県生物多様性センター	関東
	16	副業型林業による「さんむ木の駅プロジェクト」	NPO法人元気森守隊	関東
	17	トキと暮らす島 生物多様性佐渡戦略	佐渡市	北陸
	18	伊予農希少植物保全プロジェクト	愛媛県立伊予農業高等学校 伊予農希少植物群保全プロジェクトチーム	四国
	19	綾の照葉樹林プロジェクト	てるはの森の会	九州
	20	海外希少野生動物保全支援活動	認定NPO法人トラ・ゾウ保護基金	海外
第3弾	21	湿地のグリーンウェーブ	NPO法人ラムサール・ネットワーク日本	全国
	22	公益信託経団連自然保護基金を通じた自然保護活動支援	経団連自然保護協議会	全国 海外
	23	食農環境プログラム (田んぼの生物多様性向上10年プロジェクト)	伊豆沼から全国へ超元気を発信する協議会 有限会社伊豆沼農産	東北
	24	グリーンオイルプロジェクト	一般社団法人グリーンオイルプロジェクト	関東
	25	宍塙の里山における自然との関わりにまつわる 聞き書きと多様な調査にもとづいた保全活動	認定NPO法人宍塙の自然と歴史の会	関東
	26	コウノトリも住める自然と共生する地域づくり (田んぼの生物多様性向上10年プロジェクト)	株式会社野田自然共生ファーム	関東
	27	くれは悠久の森事業	悠久の森実行委員会	北陸
	28	コウノトリと生きるまちづくり事業 (田んぼの生物多様性向上10年プロジェクト)	豊岡市	近畿
	29	中海自然再生事業	中海自然再生協議会	中国
	30	第十堰水辺の教室	川塾	四国
	31	REDD+推進事業	一般社団法人コンサベーション・インターナショナル・ジャパン	海外

③市民参加型調査の推進と得られた情報の公表による普及啓発の取組

日本を代表する生態系について基礎的な調査を長期にわたって継続して行い、自然環境の質的・量的な劣化を早期に把握するため、民間団体等と連携し、全国的なモニタリング調査「モニタリングサイト1000」を実施しており、その結果をウェブサイト等で公表しています。

また、生物多様性に関する市民の関心と認識を深めるため、平成20年から身近な自然事象の変化や野生生物の分布などに関する情報を広範に収集する市民参加型調査として「いきものみつけ」を実施し、結果をウェブサイトで公表してきました。この「いきものみつけ」は、平成26年3月に終了しますが、後継として、環境省が実施した生物調査データのほか、専門家や地方公共団体、全国各地の市民から新たに集めた生物の情報を集約し、各主体の情報発信・共有が可能となるデータベース「いきものログ」の平成25年10月からの公開に向け、準備を進めました。

[課題] 地域主体の取組への支援については、多くの分野で、財政的な支援やアドバイザーの派遣等による技術的支援など、さまざまな支援がなされています。今後も引き続き、技術的支援も組み合わせた総合的な支援が求められます。また、市民と協力・連携したモニタリング調査は、「モニタリングサイト1000」等で継続して実施されてきていますが、経年変化を把握するための継続的な調査手法やデータの公表の仕方等について検討を行い、生物種の減少など、生態系の変化をいち早く捉え、迅速かつ適切な生態系及び生物多様性の保全施策の立案のために活用しやすいものとなるような工夫を行うことが重要です。

【1－3 生物多様性地域戦略の策定と地域に即した取組の促進】

生物多様性国家戦略を地域ごとの活動に結びつけ、さまざまな主体による生物多様性の保全と持続可能な利用に向けた活動を促進していくためには、地域ごとに異なる生物多様性の特徴や社会的条件等を踏まえた地域独自の戦略の策定が重要です。生物多様性基本法第13条で地方公共団体に策定が努力義務とされている生物多様性地域戦略（以下「地域戦略」という。）の策定について、国は地域生物多様性保全活動支援事業を通じた財政的な支援や「生物多様性地域戦略策定の手引き」の作成・公表等による技術的支援を行いました（※地域生物多様性保全活動支援事業を通じた支援は平成26年度で終了）。これらの取組の成果として、地域戦略を策定済みの都道府県は平成25年9月時点で23都道府県となり、平成23年度末時点から5つの地方公共団体増加したほか、市町村においても11の政令指定都と17の市区町で策定済みとなっています。現在策定過程にある地方公共団体もあり、策定数は今後も着実に増加する見込みです。

都市における生物多様性の確保を図るために、緑に関するマスタープランである「緑の基本計画」を地方公共団体が策定又は改定する際に、地域戦略に留意し生物多様性の確保が効果的かつ効率的に推進されるよう配慮することが望まれます。これまで都市の生物多様性の確保を推進するため、平成23年10月に「緑の基本計画における生物多様性の確保に関する技術的配慮事項」を策定し、平成25年5月に「都市の生物多様性指標（素案）」を策定するなどの取組を行っており、地方公共団体に対する技術的支援や指標の普及を通じて、生物多様性の確保に配慮した「緑の基本計画」の策定及び地方公共団体における生物多様性の状況や施策の進捗状況を評価し、さらなる取組を進めて行くことを推進しています。

このほかにも、野生鳥獣に対する被害防止計画や漁場改善計画等、生物多様性保全に関連する計画の地域主体の策定やその計画に沿った取組を総合的に支援しています。

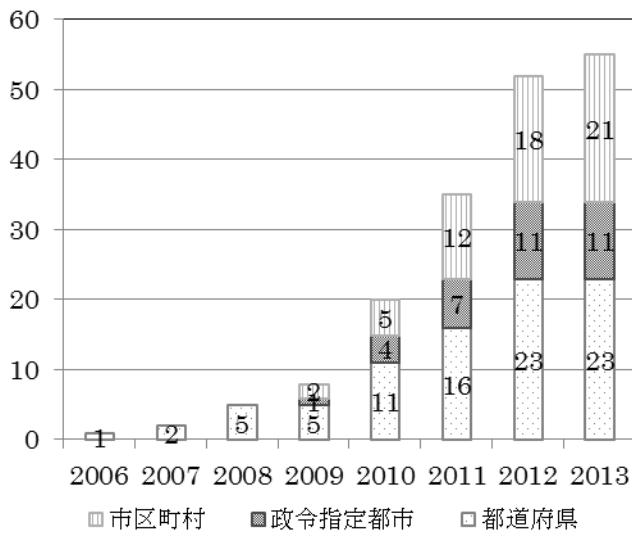


図1－3 生物多様性地域戦略の策定状況

(平成25年9月時点)

[課題] 生物多様性地域戦略については、平成32年までにすべての都道府県が策定済となっていることを目標としています。平成25年9月時点での策定済の地方公共団体の数は23都道府県、目標値に対する到達率は48.9%となっており、国家戦略策定前の平成24年3月時点の18都道府県から1年半の間に5つの地方公共団体が増加したほか、平成25年9月現在で13府県が策定中です。生物多様性地域戦略の策定・改定や関連計画等との連携をより一層促進するとともに、流域や山地などの一定のまとまりを有する複数の地方公共団体により共同で戦略を策定するなどの効果的な取組を推進するため、国は、「生物多様性地域戦略策定の手引き」等の技術的支援の一層の充実、優良な策定事例の収集・公表や広報の実施など、引き続き地方公共団体に対する支援を行っていく必要があります。

【1－4 生物多様性に配慮した事業者の取組の推進】

事業者の活動は、水、繊維、木材、燃料の供給など多くの自然の恵み（生態系サービス）に支えられている一方で生態系や生物多様性に影響を与えています。また、事業者は、製品の販売やサービスの提供などを通じて自然の恵みを広く消費者に供給するという役割も担っています。経済社会の主たる担い手である事業者が、生物多様性の重要性を認識し、その保全と持続可能な利用の取組を積極的に進めることは、社会全体の動きを自然共生社会の実現に向けて加速させるだけでなく、自らの事業を将来にわたって継続していくためにも必要です。近年では、様々な生態系サービス（フロー）を生み出す自然環境を、事業者の経営基盤を支える資本（ストック）として捉える「自然資本」という考え方方が注目されています。

政府では、事業者が自主的に生物多様性の保全と持続可能な利用に取り組む際の指針となる「生物多様性民間参画ガイドライン」をホームページで周知し事業者に対する活動促進を働きかけています。さらに、事業者による取組状況の調査及びの先進的な取組事例の収集、国際的な動向の情報収集及を行い、それ

らの結果を民間参画関連情報としてウェブサイト上で公開しています。

経済界においては自主的な取組が進められており、一例として、自発的なプログラムとして平成22年に「生物多様性民間参画パートナーシップ」が設立され、ウェブを通じた情報共有、ニュースレターの発信、事業者会員の取組状況及び取組内容の把握が行われています。その結果、経営理念・方針や環境方針などに生物多様性保全の概念が盛り込まれている割合は平成22年の50%から平成24年には85%に上昇するなど、事業者の意識・取組の向上が確認されています。同パートナーシップの会員数は、発足時の424企業・団体から平成25年9月には503企業・団体と、着実に増加しています。また、国際的視点から生物多様性の保全に関する共同研究を行い、その結果を企業の取組に反映させ、生物多様性の保全に貢献することを目指す「企業と生物多様性イニシアティブ（JBIB）」によりガイドラインやツールの作成などの取組が進められています。さらに、個別の事業者により企業の生物多様性に関する取組を推進するためのシンポジウムが継続して開催されるなど、様々な取組が進められています。

これに加え、国においては、市場経済の中で投資家に対するアプローチの一つとして、持続的な投資が期待される不動産分野の役割に鑑み、省エネルギー、低炭素化、生物多様性など環境価値を重視した優良な不動産（環境不動産）ストックの形成を図るため、環境不動産普及促進委員会を立ち上げ（平成25年9月に第1回開催）、課題に対する取組状況等についての情報共有や環境不動産への投資の促進に向けた検討が行われており、取組の遅れている項目については別途ワーキンググループを開催して検討する予定であるほか、生態系サービスの価値をわかりやすく伝え、行動を起こす際の参考としてもらうため、その価値を経済的に評価する試みを開始しました（※詳細は1-6参照）。

【課題】国においても、国内外の動きを踏まえつつ、引き続き優良な取組事例の紹介やNPO/NGO等とのニーズのマッチングを行うなど、企業の取組を支援していく必要があります。また、生態系に配慮した生産活動の実施においては、生物多様性地域戦略等の計画の策定とそれに沿った取組の実施も重要です。

【1-5 生物多様性に関する教育・学習・体験の充実】

学校教育においては、全国の小学校の85%で自然に親しむ宿泊活動が実施されているほか、全国各地の環境教育の優れた実践の発表及び情報交換を行う場として環境学習フェアの開催や、米国提唱するGLOBE計画に参加しGLOBE協力校の指定など、着実に取組を進めています。

学校外で自然とふれあい学ぶ機会については、さまざまな主体が、それぞれ多様なプログラムを用意しています。例えば、川を活用した子どもたちの体験活動の充実を図るため、関係主体が連携し、「子どもの水辺」再発見プロジェクトとして子どもの遊びやすい水辺の登録（平成24年度末現在で295箇所）、利用促進などを図っています。また、児童や親子を対象とした自然体験プログラムである「海辺の自然学校」、国立公園内におけることでもパークレンジャー、農山漁村への長期宿泊、身近な都市公園等での環境教育プログラムなど多岐に亘るメニューを用意するとともに、このようなプロジェクトを行う地方公共団体や民間団体と連携・協力をに行っています。

自然とふれあう機会の創出については、子供向けのものだけでなく大人向けの自然観察会やエコツーリ

ズム等のプログラムも用意しています。国立公園においては、登山道整備、エコツーリズム活動拠点施設整備、ユニバーサルデザイン導入や多言語化のための整備等が、平成24年度は28の国立公園で、平成25年度は27の国立公園で実施されました（平成25年9月時点）。これらの整備は、年齢や障害の有無に関わらずあらゆる人に多様な利用方法で自然を身近に感じ理解を深めてもらうための環境も含めて進められています。さらに、エコツーリズムを意欲的に推進する地域に対し、エコツーリズム地域活性化支援事業（交付金事業）、エコツーリズム推進アドバイザー派遣事業、エコツーリズムガイド養成事業において、地域の自然資源や文化を解説し、その魅力を伝えるガイドやコーディネーター等の人材を育成するとともに、地域の特性を活かしたプログラムづくり等を支援しています。平成24年度は24箇所において交付金事業が実施（新たに10箇所で交付金を活用）され、エコツーリズムの推進体制が各地で整備されつつあります。

また、環境教育に携わる人材を養成するための取組として、環境保全に取り組む地域の方々や教員を対象とした環境教育・環境学習指導者養成講座を始め、国立・国定公園の自然公園指導員の研修やパークボランティアの養成支援、エコツーリズムガイドやコーディネーター等の人材育成事業などを実施しています。

〔課題〕 今後も引き続き、各主体による上記のような活動を効果的に継続して行うことができるよう、適切な知識等をもった指導者の育成が求められるとともに、学校における一層の取組を促すため、学校教育の中で取り組みやすい、効果的なプログラムの開発、普及が必要です。また、地域の自然と触れ合うなかで、地域に伝わる自然との共生の知恵や文化・伝統についての理解を深め、地域の魅力を改めて感じることができるように取組を通じ、生物多様性の保全に向けた活動の継続的な実施を促していくことが望ましいと考えられます。

【1－6 生物多様性が有する経済的価値の評価の推進】

欧州委員会とドイツが提唱しCOP10までに一連の報告書がまとめられた「生態系と生物多様性の経済学（TEEB：The Economics of Ecosystems and Biodiversity）」プロジェクトでは、生物多様性や生態系サービスの価値を人々が認識し、意思決定に反映させていくためには、経済的な価値評価により「見える化」することが有効であると指摘しています。

我が国でもTEEBの趣旨を踏まえ、生物多様性の経済的な価値評価を進めており、平成24年度にはウェブサイト「自然の恵みの価値を計る」(<http://www.biodic.go.jp/biodiversity/activity/policy/valuation/shuhou.html>)を作成し、生物多様性と生態系サービスの経済的価値評価に関する基本的な考え方、評価手法、国内外の事例等について紹介しています。

また、国内の自然保护地域と自然環境保全施策を対象にした経済的価値評価として、「奄美群島を国立公園に指定することで保全される生物多様性の価値」と「全国的なシカによる自然植生への食害対策の実施により保全される生物多様性の価値」について評価を行いました

また、経済価値評価に関する研究を推進しており、「環境経済の政策研究」では、平成24年度から平成26年度までの第Ⅱ期に「我が国における効果的な生物多様性の経済価値評価手法及び経済価値評価結果の

普及・活用方策に関する研究」を実施しています。「地球環境研究総合推進費」では、平成23年度から平成25年度まで「藻場の資源供給サービスの定量・経済評価と時空間的解析による沿岸管理方策の提案」を実施しています。

表1－3 平成24年度 生物多様性の経済的価値の評価の結果

評価対象	有効回答数※1／回答数	支払意思額(1世帯あたり年間※2)	評価額(年間)
■生物多様性の経済的価値評価に関する検討会			
奄美群島を国立公園に指定することで保全される生物多様性の価値	671／1,051	中央値※3 平均値※4 1,728円 3,227円	約898 億円 約1,676 億円
全国的なシカの食害対策の実施により保全される生物多様性の価値	670／1,057	中央値 平均値 1,666円 3,181円	約865 億円 約1,653 億円
■環境経済の政策研究			
やんばる地域のマングース根絶により保全される生物多様性の価値	793／937	中央値 平均値 451円 2,538円	約234 億円 約1,319 億円
奄美大島のマングース根絶により保全される生物多様性の価値	818／972	中央値 平均値 571円 2,539円	約297 億円 約1,319 億円

※1 有効回答数は、抵抗回答、温情効果回答、回答時間が明らかに短かった回答を除いた回答数

※2 アンケートでは一世帯あたり10年間継続して支払うものとして質問した結果

※3 統計的にYESとNOの回答が半々となる値。政策を実行する際に過半数の支持が得られるかどうかの境界値

※4 統計的に算出した支払意思額の平均値

このほか、農林水産業が生物多様性の保全に果たしている役割についての理解を促進し、生物多様性保全に資する農林水産業に伴う活動を支援するため、平成24年度は農家等が行う生物多様性保全に資する農業生産活動等に対して、生物多様性の経済的評価等を活用して、企業等による支援を促す仕組みについて検討しました。

〔課題〕今後も引き続きこのような経済価値評価の取組を推進し、国内での評価事例を蓄積していくとともに、さまざまな主体の意思決定の場面において、この評価結果を活用していく仕組みについて検討する必要があります。また、生物多様性の価値や生態系サービスの機能については未解明な部分が多く、さらなる科学的なデータの整備や評価手法の技術的な向上が求められます。

ただし、評価の実施や評価結果の活用の際には、経済価値評価のみにより生物多様性の価値の全容を明らかにすることは困難である点に留意が必要です。

【1-7 生物多様性に配慮した消費行動への転換】

事業者による取組を促進するためには、消費者の行動を生物多様性に配慮したものに転換していくことも重要です。そのための仕組みとして、生物多様性の保全にも配慮した持続可能な生物資源の管理と、それに基づく商品等の流通を促進するための民間主導の認証制度があります（表1-4）。

こうした社会経済的な取組を奨励し、多くの人々が生物多様性の保全と持続可能な利用にかかわることのできる仕組みを拡大していくことが重要です。

このため、我が国においては、環境に配慮した商品やサービスに付与される環境認証制度、事業活動と生物多様性の関係を測る指標等について情報収集を行いました。事業者のなかには、生物多様性との関係が大きい生物由来の原材料（紙、木材、パーム油など）の調達を生物多様性に配慮した持続可能な方法で行うための方針や基準を策定する者も見られており、そのように生物多様性の保全に熱心な事業者や環境認証制度等を取り扱う事業者の情報、業種ごとの事業活動と生物多様性の関わりなどについてウェブサイトで積極的に情報提供しています。また、環境に配慮した商品やサービスに付与される環境認証制度、事業者の行っている優良な取組事例等について、その普及促進に努めています（表1-4）。

また、木材・木材製品については、グリーン購入法により、政府調達の対象とするものは合法性、持続可能性が証明されたものとされており、政府調達の対象となる製品の合法性、持続可能性は各事業者において自主的に証明し、説明責任を果たすこととしています。国は、木材・木材製品の供給者が合法性、持続可能性の証明に取り組むに当たって留意すべき事項や証明方法等を「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」として公表しており、平成25年3月末までに8,782の林業・木材事業体が国内で合法性証明の取組に登録しています。国は引き続き、合法証明の信頼性・透明性の向上や合法証明された製品の消費者への普及を図ります。

〔課題〕平成24年度に実施した内閣府世論調査においては、生物多様性に配慮したライフスタイルとして行いたい取組（複数選択可能）として、約47%の人が「環境に配慮した商品を優先的に購入する」を選んでおり、我が国において消費活動により生物多様性の保全に貢献することに关心を有する消費者は一定程度存在していると言えます。こうした関心をもつ消費者に対し、引き続き積極的な情報提供を行うことにより、生物多様性や環境全般に対する意識が高い「賢い消費者（スマートコンシューマー）」の育成を図ることを通じて、事業者による生物多様性の保全と持続可能な利用に向けた取組を一層促進していくことが重要です。

表1-4 主な認証制度

タイプ	名称	ロゴ	制度の概要
森林認証制度	PEFC (Programme for the Endorsement of Forest Certification Schemes)		○各国で策定された森林認証制度間の相互承認を通じて、持続可能な森林管理を世界的に推進するための国際統括組織である PRFC 評議会が運営する森林認証プログラム。 ○森林認証と CoC (Chain of Custody) 認証がある。
	FSC® (Forest Stewardship Council® : 森林管理協議会)		○環境に配慮し、社会的利益にかない、経済的に持続可能な森林管理を推進することを目的とした国際的な組織である FSC が運営する認証制度。 ○FM (Forest Management) 認証と CoC (Chain of Custody) 認証がある。
	SGEC (Sustainable Green Ecosystem Council) 「緑の循環」認証会議		○我が国独自の森林認証制度。一般社団法人緑の循環認証会議が運営。 ○森林認証と CoC (Chain of Custody) 認証がある。
農産物の認証制度	「コウノトリの舞」農産物等生産団体認定制度（豊岡市）		○コウノトリも住める豊かな自然環境を取り戻すため、環境に配慮した方法で栽培されている米などの農作物に対して豊岡市が認証している。
	「朱鷺と暮らす郷づくり」認証制度（佐渡市）		○2008年に野外に放鳥されたトキのえさ場を確保するため、特別栽培かつ「生きものを育む農法」を実施している水田で栽培された米を佐渡市が認証している。
漁業認証制度	MSC (Marine Stewardship Council : 海洋管理協議会)		○国際的非営利団体である MSC による、持続可能で環境に配慮した漁業を認証する制度。 ○漁業者に対する認証（生産認証）と、水産物取引業者等に対する CoC 認証があり、平成 20 年 9 月に京都府機船底曳網漁業協会がアジアで初めて生産段階認証を取得。 ○平成 25 年 10 月現在、漁業の認証が 3 件（国内のみ）。CoC 認証が 54 件（国内のみ）。
	ASC (Aquaculture Stewardship Council : 水産養殖管理協議会)		○持続可能で環境に配慮した養殖漁業を認証する制度。審査規格は魚種ごと。 ○平成 25 年 10 月現在、認証は 0 件。
MEL ジャパン (Marine Eco-Label Japan : 大日本水産会)			○大日本水産会内に設置する「MEL ジャパン」が運営する制度。大日本水産会事業部が事務局を務める。平成 19 年 12 月に発足。 ○生産段階認証と流通加工段階認証の 2 種類がある。平成 25 年 10 月現在、漁業の認証が 19 件、加工流通の認証が 51 件。

基本戦略 1　まとめ

国民の自然に対する関心と「生物多様性」の認知度はCOP10開催前に比べて現在も依然として高い状況であると言えますが、国連生物多様性の10年日本委員会における各種の普及啓発活動やセクター間の連携を促進するための取組、地方公共団体における生物多様性地域戦略の策定促進のための取組、民間参画の促進に向けた取組、自然とのふれあいの体験の充実等により、生物多様性の社会における主流化に努めているものの、自然に対する興味や理解が各セクターにおける主体的な行動に十分に結びついているとはいえないません。

より多くの企業や国民に、生物多様性の損失が企業の安定した経営や安全で快適な生活の基盤を脅かす身近な問題であると感じてもらい、地方公共団体・企業・民間団体等における主体的な取組を促すため、今後も引き続き自然とふれあう機会等を提供し、特に企業の経済活動や身近な暮らしと生物多様性との関係性についてわかりやすく伝えるとともに、各種のメディアとも連携・協力しながら、より魅力的かつ効果的な方法での情報発信や具体的な行動事例の紹介を行うよう努めていく必要があります。

さらに、従来適切に認識されてこなかった生物多様性の価値を、政策決定、企業の経営、消費者の商品選択等の意思決定に組み込むための仕組みを検討する必要があります。

基本戦略2 地域における人と自然の関係を見直し、再構築する

数値目標の達成状況

地域固有の種の保全と地域活性化が結びついた好事例のひとつであるトキの野生復帰については、小佐渡東部を含む佐渡島（新潟県佐渡市）における野生個体数は、平成27年頃の達成を目指す目標値60羽程度を大きく上回り98羽（本州1羽を含む）となりました。生物多様性の保全に貢献する農業の推進についての指標であるエコファーマー累積新規認定件数については、毎年着実に増加してきています。一方で新規認定件数の増加が1万件程度に鈍化しているため、関連施策の推進と併せ、認定件数拡大のため総合的な取組が必要です。バイオマスの利活用に係る指標については、目標達成に向けて、各種関連制度を組み合わせつつ利用拡大を図る必要があります。ほかの指標に関しても、目標値の達成に向けて着実に進捗しています。また、既に目標値に達した項目についても、引き続き達成している状況を確保するための取組を行う必要があります。

表2-1 基本戦略2に該当する主な数値目標の達成状況

項目	目標値	当初値	点検値	進捗率※1	到達率※2
トキの野生復帰 (小佐渡東部を含む佐渡島における野生個体数)	60羽程度 [H27頃]	50羽 [H24.7]	98羽 [H25.9]	450.0%	158.3%
エコファーマー累積新規認定件数	34万件 [H26]	266,896件 [H24.3]	278,540件 [H25.3]	15.9%	81.9%
総合的病害虫・雑草管理(IPM)実践指標の策定自治体数	47都道府県	36都道府県 [H24.5]	37都道府県 [H25.9]	9.1%	78.7%
地域共同活動延べ参加者数	約1,000万人・団体 [H24～28年度]	191万人・団体 [H24.3]	187万人・団体 [H25.3]	-0.5%	18.7%
奄美大島のマンガース捕獲数	0頭 [H34]	272頭 [H23年度]	179頭 [H24年度]	34.2%	34.2%
奄美大島のマンガースの1000わな日当たりの捕獲頭数	0頭 [H34]	0.13頭 [H23年度]	0.08頭 [H24年度]	38.5%	38.5%
里山林資源を活用した活動団体数	20%増 560団体 [H26年度]	59%増 466団体 [H22年度]	741団体 [H23年度]	295.0%	295.0%
木質バイオマス利用量 (間伐材等由来)	600万m ³ [H32]	55万m ³ [H22]	88.5万m ³ [H24]	6.1%	14.8%
市町村バイオマス活用推進計画の策定数	600市町村 [H32]	(制度開始前)	18市町村 [H25.3]	—	3.0%

※1 進捗率：生物多様性国家戦略2012-2020策定時以降の、目標値に対する進み具合を表す。

「進捗率」= [(点検値-当初値)/(目標値-当初値)]×100 (%)

※2 到達率：戦略策定以前からの蓄積も含めた評価。「到達率」= (点検値/目標値)×100 (%)

取組例

【2-1 里地里山及び里海の保全活用に向けた取組の推進】

①里地里山の保全・利用に向けた取組

里地里山では人と自然との関わりを通じて特有の環境が形成・維持され、固有種を含む多くの野生生物を育む地域となっています。また、希少種が集中して分布している地域の半数近くが里地里山に含まれています。里地里山の環境は、これまで農林業生産や生活の場として利用されることにより維持されてきましたが、燃料革命や営農形態の変化などに伴う森林や農地の利用の低下に加え、人口減少や高齢化の進行により里地里山における人間活動が縮小しており、生物の生息・生育環境の悪化や衰退が進んでいます。

こうした背景を踏まえ、国土の生物多様性保全の観点から、生態系ネットワーク形成の観点も踏まえつつ重要な地域を明らかにし、これを核に「国土レベルでの里地里山保全のグランドデザイン策定」を進めるため、平成25年度から、生物多様性保全上特に重要性の高い里地里山の選定のための検討を行っています。また、地方公共団体において自然的・社会的因素を踏まえた地域単位を設定し、生態系ネットワークの考え方も踏まえつつ生物多様性や社会的条件などから典型的な里地里山を設定するための考え方や、地域や活動団体における自らの保全活用の目標設定やモニタリング評価のよりどころとなる里地里山環境の指標と手法について策定し、普及を図りました。これらの施策の実施に向け、里地里山に関する科学的知見の充実を図るため、モニタリングサイト1000事業では、国内の約200ヶ所の調査サイトにおいて地元で活動する市民を中心に、里地里山の植物相、里地の植物相、鳥類、水環境など9種類の調査を行っており、平成26年度当初の公表に向け、現在、5年に1度のとりまとめを行っています。(※モニタリングサイト1000については、5-1参照)

また、里地里山に生息・生育する野生生物に着目した自然資源の利活用を図るため、地域資源を活用した環境教育やエコツーリズムの場の提供による地域づくりを試行的に実施し、野生生物の利活用による地域づくりに取り組むまでの考え方や手順について整理しました。草本質系のバイオマス利用の試行的な取組については、平成24年度より検討を開始しています。

さらに、里地里山の保全活用の意義について国民の理解を促進し、多様な主体による保全活用の取組を全国各地で国民的運動として展開することを目的として、平成22年9月にとりまとめた「里地里山保全活用行動計画」に基づき、伝統的生活文化の知恵や技術の再評価・継承や地域資源としての活用を含め、全国各地で取り組まれている特徴的な事例を幅広く収集・分析し、取組事例集を作成し、その普及に努めました。その一環として、里なびホームページ(<http://www.satonavi.go.jp/>)において検索可能なデータベースとして国内外の併せて479事例を掲載しています。また、平成25年3月に都市住民や企業等が里地里山を共有の資源として利用・管理する新たな枠組みの構築に向けたガイドラインを作成し、各地域へ普及を行ったほか、里地里山の保全に資するボランティア活動に関してホームページ等を通じた活動場所や専門家等の情報提供や研修会等の開催を実施しました。

②里海の保全・利用に向けた取組

里海は、古くから水産・流通をはじめ、文化と交流を支えてきた大切な海域であり、人の手で陸域と沿岸海域が一体的に総合管理されることによって、物質循環機能が適切に保たれ、豊かで多様な生態系と自然環境が保全され、私たちに多くの恵みを与えてくれます。

里海の創生に向けては、「里海づくりの手引書」の公開や里海づくりの情報サイト「里海ネット」の開

設等の支援を行っているほか、東日本大震災からの復旧・復興の一環として、平成24年度に岩手県宮古湾において、アマモ場の再生を中心とした「宮古湾里海復興プラン」を策定しました。里海復興のノウハウ等をとりまとめた「里海復興プラン策定の手引き」の平成25年度中の策定に向け準備を進めています。

[課題] 地方における人口減少・高齢化が進む中で、都市と農山漁村との交流を積極的に進め、適正な管理のための情報の提供や活動地域のネットワーク化を図ることにより、多様な主体が担い手となり、意欲を持って持続的に地域資源を利用する枠組みを構築することが必要となっています。このため、引き続き、提供する情報の充実や新たな利活用の方策の検討・確立を図っていく必要があります。

【2-2 鳥獣と共に存した地域づくりの推進】

近年、ニホンジカやイノシシ等の鳥獣の分布域拡大と個体数増加に伴い、全国各地で生態系被害の拡大や農林水産業被害が深刻化するとともに、最近では住宅地や観光地への出没や、電車や車との衝突などの生活環境の被害も増加しています。図2-1のニホンジカの分布拡大状況と国立公園における被害発生状況のように、特にニホンジカについては、分布域拡大や個体数増加による生態系への被害が顕著であり、国立公園のお花畠の消失、森林の衰退、さらには土壌侵食や表土流出が発生するなど、生物多様性のみならず、国土保全上の懸念が発生している地域もあります。

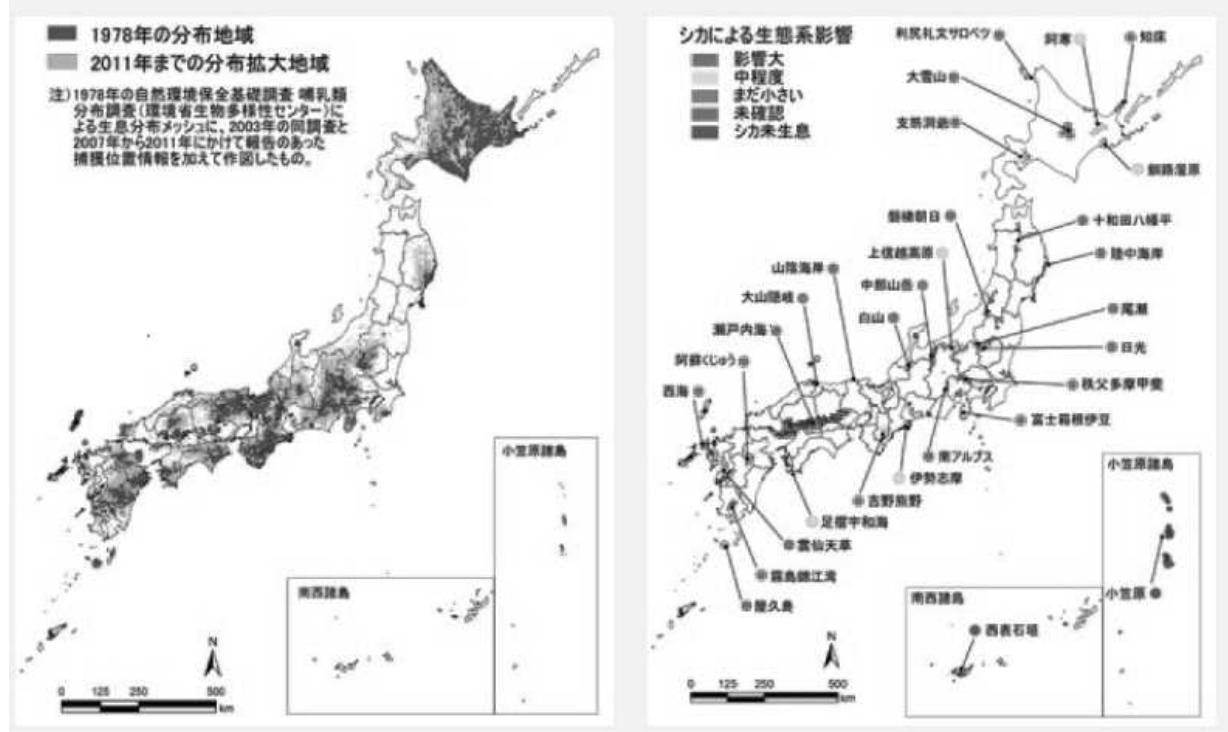


図2-1 ニホンジカの分布拡大状況（左）と国立公園における被害発生状況（右）

こうした背景を踏まえ、長期的ビジョンに立った鳥獣の科学的・計画的な保護管理を促す全般的ガイドライン「鳥獣の保護を図るための事業を実施するための基本的な指針」に基づき、鳥獣保護区の指定、被害防止のための捕獲及びその体制の整備、違法捕獲の防止等の対策を総合的に推進しました。また、鳥獣による人身や農作物などに及ぼす被害を防ぎ、人間と鳥獣が棲み分けられる地域づくりを進めるため、都道府県における特定鳥獣保護管理計画（以下「特定計画」という。）や、市町村における被害防止計画が策定され、これらに基づく取組が進められています。

特定計画については、平成25年4月現在で46都道府県、127計画が作成されており、国においては、都道府県における特定計画作成や保護管理のより効果的な実施を支援するため、平成24年度に、特定鳥獣5種（イノシシ、クマ類、ニホンザル、ニホンジカ、カワウ）について、種ごとに保護管理検討会を設置し、効果的な保護管理手法等の最新の知見についてとりまとめるとともに、ニホンジカやイノシシの個体数推定や生息状況等調査のあり方について検討を進めています。当該検討会で整理された内容や最新の知見について、特定計画作成のためのガイドラインの補遺となる「保護管理レポート」を平成25年3月に作成し（平成25年9月末現在で特定計画作成のためのガイドラインを5回補足・改訂）、都道府県へ配布し積極的に普及を図るとともに、技術的な指導を行いました。平成32年までに6種およそそのべ12回のガイドラインの補足・改訂を目指しています。

また、個体群が広域的に分布または移動する鳥獣の保護管理に当たっては、単独の都道府県による取組だけでは十分な効果が望めないことから、広域的な保護管理を推進するため、カワウ2地域、クマ類1地域、ニホンジカ1地域について広域保護管理指針を作成し、広域協議会や連絡会議を開催しています。国、地方公共団体、専門家等の関係者間で意見交換、情報共有等を進めるとともに、関東山地ニホンジカ広域協議会においては、実施計画に基づき、関係機関の連携のもと、各種対策の実施を推進しています。

被害防止計画については、平成25年10月末現在で1,369市町村が計画を作成しており、平成23年からの2年間で241市町村増えました。国においては、被害防止計画に基づく総合的な取組や鳥獣の個体数抑制のための集中的な捕獲活動について、交付金措置を含む総合的な支援を行いました。

狩猟者人口は、約53万人（昭和45年度）から約20万人（平成23年度）まで減少し、高齢化も進んでおり、被害防止のための捕獲などを行う鳥獣保護管理の担い手の育成が求められています。このため、狩猟免許の取得促進へ向けたフォーラムの開催、都道府県職員等への研修事業、鳥獣保護管理に係る人材登録事業を実施したほか、地域ぐるみの捕獲を進めるモデル地域において先進地づくりを進めました。

鳥獣保護法の施行状況の見直しについては、平成24年11月に中央環境審議会に対して諮問し、現在、自然環境部会に「鳥獣保護管理のあり方検討小委員会」を設置し、将来にわたって適切に機能し得る鳥獣保護管理体制の構築に向けて講すべき措置の検討を進めています。

〔課題〕 近年、ニホンジカをはじめとする鳥獣の分布拡大と個体数増加に伴い、生態系、農林水産業又は生活環境に係る被害の拡大が問題となっています。このため、鳥獣保護管理の新たな担い手の確保、効率的な捕獲手法や体制の整備など、将来にわたって鳥獣との共存を図るための各種対策を総合的に実施し、各主体が連携して科学的・計画的な保護管理を一層推進していく必要があります。

【2-3 生物多様性の保全に貢献する農林水産業の推進】

農林水産業の営みは、人々にとって身近な自然環境を形成し、多様な生物種が生育・生息する上で重要な役割を果たしてきました。農林水産業は、多くの生きものに対して正・負どちらにも大きく影響しうるものである一方で、農林水産業自体が自然生態系から得られるめぐみを享受することで成り立っているため、持続可能な農林水産業の維持・発展のためにはその基盤である生物多様性の保全が不可欠です。

農林水産分野においては、平成24年2月に改定した「農林水産省生物多様性戦略」に基づき、田園地域・里地里山の保全、森林の保全、里海・海洋の保全など生物多様性保全をより重視した農林水産施策を推進しています。農業者一人ひとりが環境保全に向けて最低限取り組むべき農業環境規範については、平成17年度以降、補助事業等の要件等への関連付けにより普及・定着を図っており、平成25年度は38事業において実施されました。農薬・肥料の使用量低減のための取組としては、たい肥等による土づくりと化学肥料・化学合成農薬の低減に一体的に取り組む持続性の高い農業生産方式を導入する農業者をエコファーマーとして認定しているほか、平成23年度から化学肥料・化学合成農薬の5割低減の取組とセットで生物多様性保全等に効果の高い営農活動に取り組む農業者等への支援（環境保全型農業直接支援対策）を行っており、平成23年度の実施面積は17,009ha、平成24年度の実施面積は41,439ha（前年比約2.5倍）と大幅に増加しました。

林業分野においては、森林・林業基本計画（平成23年7月閣議決定）等に基づき、全ての森林は多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与していることを踏まえ、自然条件・立地条件に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置されることを目指して、森林の整備・保全が進められています。国有林野においては、原生的な森林生態系や希少な野生生物が生育・生息する森林を、厳格な保全・管理を行う保護林や野生生物の移動経路となる「緑の回廊」に設定し、モニタリング調査を通じた適切な保全・管理を推進するとともに、溪流等と一体となった森林については、その連続性を確保することにより、よりきめ細やかな森林生態系ネットワークの形成に努めました。また、森林整備と野生鳥獣対策を一体的に行うため、被害防除活動体制の整備への支援や被害対策技術の開発等を実施しました。（※林業分野における取組の詳細は、3-2参照）

水産業分野においては、水産資源の保護・管理について、漁業法及び水産資源保護法に基づく採捕制限等の規制や、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律に基づく海洋生物資源の採捕量の管理及び漁獲努力量に着目した管理を行ってています。また、保護水面の管理、「資源管理計画」の作成・実施、希少動物の混獲防止のための技術開発、生物資源の正確な資源量の変動予測のための研究開発等を実施しました。（※水産業分野における取組の詳細は、3-5参照）

また、農林業者や地域住民、NGO・NPO等の民間団体、事業者、地方公共団体など多様な主体による里地里山の保全活動の促進を図るため、地域の創意工夫と伝統的知識や技術の活用事例の再評価を行ったほか、農家等が行う生物多様性保全に関する生産活動等に対して、生物多様性の評価を活用し、企業等による支援を促す仕組みについて検討するなど、幅広い国民の理解と参加のもと総合的に生物多様性保全を推進しました。これらの取組に加え、農林水産業の生物多様性への正負の影響を把握し、上記のような取組を効果的に推進するための科学的根拠に基づく生物多様性指標の開発・実証に向けた検討を進めました。

[課題] 生物多様性の保全に資する農林水産業の取組を推進するための取組が行われ、エコファーマーの認定件数が増加するなど、着実に成果が得られています。農山漁村における人口減少・高齢化にともない、農林水産業従事者以外も巻き込んだ地域ぐるみの取組が課題となっています。それらを促進するため、ガイドライン等の整備により新しく農林水産業に関わろうとする者の負担を軽減するとともに、生物多様性指標の開発・実証や生物多様性の観点からの農林水産業が育む生物多様性の経済的価値評価などにより農林水産業が果たしている役割を第3者にもわかりやすく示していくことが重要です。

【2-4 地域固有の野生生物を保全する取組の推進】

日本で確認されている生物の種の総数は約9万種、まだ知られていない生物も含めると30万種を越えると推定されており、約3,800万haという狭い国土面積（陸域）に多様な生物が生息・生育しています。また、陸生哺乳類及び維管束植物の約4割、爬虫類の約6割、両生類の約8割が日本のみに生息・生育する生物（日本固有種）であり、その割合が高いことも特徴です。環境省が平成24年8月及び25年2月に公表した第4次レッドリストにおいて絶滅のおそれのある種として掲載された種数は、10分類群合計で3,597種であり、平成18～19年度に公表した第3次レッドリストから442種増加しました。今回のレッドリストで初めて干潟の貝類が評価対象に加わったという事情はありますが、我が国の野生生物が置かれている状況は依然として厳しいことが明らかになりました。

野生生物は人間にとって欠くことのできない生存基盤を提供しており、その保全は大変重要な課題です。このため、①絶滅のおそれのある種の保存と②外来種による生態系等への被害対策について、それぞれ以下の取組を行いました。

表2－2 日本の絶滅のおそれのある野生生物の種数

(平成25年4月1日現在)

分類群	評価対象種数(a)	絶滅	野生絶滅	絶滅のおそれのある種(b)			準絶滅危惧	情報不足	掲載種数合計	絶滅のおそれのある種の割合(b/a)
				絶滅危惧I類		絶滅危惧II類				
				IA類 CR	IB類 EN	VU				
動物	哺乳類	160 (180)	7 (4)	0 (0)	34 (42)		17 (18)	5 (9)	63 (73)	21%
	鳥類	約700 (約700)	14 (13)	1 (1)	24 (35) 12 (15)	10 (7) 12 (20)	21 (18)	17 (17)	150 (141)	14%
	爬虫類	98 (98)	0 (0)	0 (0)	54 (53) 23 (21)	43 (39) 31 (32)	17 (17)	3 (5)	56 (53)	37%
	両生類	66 (62)	0 (0)	0 (0)	36 (31) 13 (13)	23 (18) 9 (10)	20 (14)	1 (1)	43 (36)	33%
	汽水・淡水魚類	約400 (約400)	3 (4)	1 (0)	22 (21) 167 (144)	11 (10) 44 (35)	34 (26)	33 (39)	238 (213)	42%
	昆虫類	約32,000 (約30,000)	4 (3)	0 (0)	358 (239) 171 (110)	187 (129) 106	353 (200)	153 (122)	868 (564)	1%
	貝類	約3,200 (約1,100)	19 (22)	0 (0)	563 (377) 244(163)	319 (214)	451 (275)	93 (73)	1126 (747)	16%
	その他無脊椎動物	約5,300 (約4,200)	0 (0)	1 (1)	61(56) 20 (17)	41 (39)	42 (40)	42 (39)	146 (136)	1%
動物小計				47 (46)	3 (2)	1338 (1002) 660 (510)	955 (608)	347 (305)	2690 (1963)	—
植物等	維管束植物	約7,000 (約7,000)	32 (33)	10 (8)	1779 (1690) 1038 (1014)	741 (676) 519 (523) 519 (491)	297 (255)	37 (32)	2155 (2018)	25%
	維管束植物以外	約9,400 [#] (約25,300)	34 (41)	2 (2)	480 (463) 313 (287)	167 (176)	125 (118)	157 (172)	798 (796)	5%
	植物小計	66 (74)	12 (10)		2259 (2153) 1351 (1301)	908 (852)	422 (373)	194 (204)	2953 (2814)	—
10分類群合計				113 (120)	15 (12)	3597 (3155) 2011 (1811)	1377 (981)	541 (509)	5643 (4777)	—

- (1) 動物の評価対象種数(亜種等を含む)は「日本産野生生物目録(環境庁編 1993,1995,1998)」等による。
 (2) 植物等のうち、維管束植物の評価対象種数(亜種等を含む)は日本植物分類学会の集計による。
 (3) 植物等のうち、維管束植物以外(蘇苔類、藻類、地衣類、菌類)の評価対象種数(亜種等を含む)は環境省調査による。
 (4) 表中の括弧内の数字は、前回の第3次レッドリスト(平成18、19(2006、2007)年公表)における掲載種数を示す。
 (5) 昆虫類は今回から、絶滅危惧I類をさらにIA類(CR)とIB類(EN)に区分して評価を行った。
 (6) 貝類、その他無脊椎動物及び維管束植物以外については、絶滅危惧I類のうちIA類とIB類の区分は行っていない。

注) 肉眼的に評価が出来ない種等を除いた種数。

カテゴリーは以下のとおり。

- 絶滅 (Extinct) : 我が国では既に絶滅したと考えられる種
 野生絶滅 (Extinct in the Wild) : 飼育・栽培下、あるいは自然分布域の明らかに外側で野生化した状態でのみ存続している種
 絶滅危惧I類 (Critically Endangered + Endangered) : 絶滅の危機に瀕している種
 絶滅危惧II類 (Vulnerable) : 絶滅の危険が増大している種
 準絶滅危惧 (Near Threatened) : 存続基盤が脆弱な種
 情報不足 (Data Deficient) : 評価するだけの情報が不足している種

①絶滅のおそれのある種の保存

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(以下「種の保存法」という。)に基づく国内希少野生動植物種としては、哺乳類5種、鳥類37種、爬虫類1種、両生類1種、汽水・淡水魚類4種、昆虫類15種、植物26種の89種を指定し、捕獲や譲渡し等を規制するとともに、49種について保護増殖事業計画を策定し、生息地の整備や個体の繁殖等の保護増殖事業を行っています。また、同法に基づき指定している生息地等保護区において、保護区内の国内希少野生動植物種の生息・生育状況調査、巡視等を行いました。

種の保存法については、平成25年3月に中央環境審議会より「絶滅のおそれのある野生生物の保全に

つき、今後講すべき措置について」の答申を得たことを受け、第183回国会において罰則の強化等を図る改正がなされました。引き続き、レッドリストの掲載種の中で特に保護の優先度が高い種について、生息状況等に関する詳細な調査の実施等により更なる情報収集を行い、生息・生育地域の自然的・社会的状況を踏まえ、種の保存法に基づく国内希少野生動植物種を2020年までに300種新規指定することを目指す等、必要な保護措置を講じていきます。

トキやコウノトリ、ツシマヤマネコ、ヤンバルクイナなど、絶滅のおそれが極めて高く、本来の生息域内における保全施策のみで種を存続させることが難しい種について、飼育下繁殖を実施するなど生息域外保全の取組を進めています。これらの動物の保護増殖を進め、野生復帰を進める場合には、生物多様性の保全に配慮した農林業などを通じた生息環境の保全整備が必要です。現在、各地で多様な野生生物をはぐくむ空間づくりが進められており、そこで収穫された米の購入等を通じて地域外の人々がそうした活動を支援する「自然共生圏」の考え方にも沿った取組も行われています（図2-2）。

トキ（ペリカン目 トキ科）

- 環境省レッドリストランク
野生絶滅（EW）
- 生息地
江戸時代までは日本のほぼ全域に生息
- 事業の概要
 - ・佐渡トキ保護センターでの飼育下繁殖及び国内4ヵ所で分散飼育
 - ・新潟県佐渡市において野生復帰を目指した放鳥の実施
 - ・放鳥個体のモニタリング調査 等
 - ・2012年に国内の自然界では1976年以来36年ぶりに8羽のヒナが誕生

写真:環境省

アユモドキ（コイ目 ドジョウ科）

- 環境省レッドリストランク
絶滅危惧 IA類（OR）
- 生息地
琵琶湖・淀川水系と岡山県下の数河川
- 事業の概要
 - ・生息状況調査や外来種の侵入防止及び駆除の実施
 - ・密漁防止のための巡視及び繁殖環境維持のための清掃
 - ・遺伝子分析
 - ・パネル展示やステッカー作成による普及啓発
 - ・テレメトリー調査による生態の把握

写真:阿部 司

アカガシラカラスバト（ハト目 ハト科）

- 環境省レッドリストランク
絶滅危惧 IA類（CR）
- 生息地
小笠原諸島
- 推定個体数
全体で数十羽程度と推定
- 事業の概要
 - ・足環装着、目撃情報による生息状況の把握等
 - ・外来樹やネズミ類の駆除、ノネコ捕獲などによる生息環境の保全
 - ・飼育方法の確立のための域外保全

写真:環境省

ウラジロコムラサキ（クマツヅラ科）

- 環境省レッドリストランク
絶滅危惧 IB類（EN）
- 生育地
小笠原諸島
- 事業の概要
 - ・本種を採食するノヤギの駆除と侵入防止柵の設置
 - ・東京大学附属植物園における増殖技術の開発、自生株由来の系統保存
 - ・ノヤギ駆除の取組により野生個体群が回復したことから、絶滅危惧 IA類から絶滅危惧 IB類にランクが下がった。

写真:環境省

図2-2 主な保護増殖事業の概要

- 23 -

②外来種による生態系等への被害対策

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（以下「外来生物法」という。）に基づき、107種類の特定外来生物（平成25年9月現在）の輸入、飼養等を規制しています。外来種による影響は、特に、固有の野生生物が生息・生育する島嶼部など特有の生態系を有する地域において大きいため、防除などの対策を進めました。

また、奄美大島や沖縄島北部（やんばる地域）の希少動物を捕食するマングースの防除事業、小笠原諸島におけるグリーンアノールやアカギ等の外来種の駆除等のほか、アライグマについての防除モデル事業等、具体的な対策を進めました。さらに、外来種の適正な飼育に係る呼びかけ、ホームページ（<http://www.env.go.jp/nature/intro/>）等での普及啓発を実施しました。

さらに、外来生物法施行後5年以上が経過したことを受け、中央環境審議会野生生物部会において施行状況の検討が行われた結果、平成24年12月に中央環境審議会から主務大臣に対して外来生物法の施行状況等を踏まえた今後講すべき必要な措置についての意見具申がなされました。この内容も踏まえ、第183回国会において外来生物法について外来生物が交雑することにより生じた生物も規制対象とできるようにする等の改正が行われ、平成25年6月に公布されました。

また、外来種全般に関する中期的な総合戦略である外来種被害防止行動計画（仮称）や、我が国の生態系等に係る被害を及ぼす、又は及ぼすおそれのある外来種のリストである侵略的外来種リスト（仮称）の作成に向けた会議を開催し、検討を進めています。

【課題】地域固有の野生生物を保全するため、法制度の整備による規制、希少種の保護増殖事業の実施、外来種の駆除等が進められていますが、気候変動の影響とみられる生態系の変化や外来種の影響の拡大など、我が国の野生生物が置かれている状況は依然として厳しい状態にあります。今後も引き続き、各主体による取組や支援を促進しつつ、科学的知見に基づき、規制的措置や防除事業、普及啓発などを総合的に組み合わせた対策を実施していくことが有効と考えられます。

【2－5 自然共生社会、循環型社会、低炭素社会の統合的な取組の推進】

生命と物質の循環を健全な状態で維持し、持続可能な社会を形成するためには、生物多様性の保全と持続可能な利用、天然資源の消費抑制と環境負荷の低減、気候変動の緩和と適応の相互の関係をとらえ、統合的な取組を進めていくことが重要です。取組を進めるにあたっては、人口減少や高齢化社会の進展といった今後の社会状況の変化を見据えつつ、地域で循環可能な資源はなるべく地域で循環させ、それが困難なものについては循環の環を広域化させていくという複層的な「地域循環圏」の構築や、生態系サービスの需給でつながる地域間の連携や交流を深めていくための方策の検討を進めることも重要です。また、再生可能エネルギーを用いた自立・分散型のエネルギーシステムの普及にあたり、生物多様性の保全と持続可能な利用に配慮することが重要です。

地域が有する自然資源の有効活用と気候変動の緩和にも資するバイオマスについては、その活用の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として、平成22年12月にバイオマス活用推進基本

計画が閣議決定されました。この基本計画では、平成32年までに600 市町村において市町村バイオマス活用推進計画を策定することなどが掲げられており、平成25年9月時点で18市町村が策定済みとなっています。またこの基本計画に基づき、バイオマス利用技術の横断的評価と事業化に向けた戦略検討、低コスト化・高効率化に向けた実証事業や技術開発の支援等を行いました。さらに事業者向けに、非化石エネルギー源の利用促進に関する基本方針を策定し、目標設定やその達成のための措置に関する判断基準の公表などの支援を行っています。このほか、CO₂吸収源としての森林の適切な整備・保全の推進、里地里山の草本質系バイオマス資源の有効活用法の検討、廃棄物系バイオマスのメタン・ディーゼル利用推進等を進めました。下水汚泥のリサイクル率は、平成23年度実績で55%まで増加しています。再生可能エネルギー利用促進に向け、風力発電施設へのバードストライクのリスク軽減の技術開発にも努めています。

また、適正で効果的なレアメタルのリサイクルシステム構築を目指し「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」が平成25年4月に施行されました。本法に基づく小型家電リサイクルの着実な実施は、資源採取に伴う自然破壊の防止にも資するものです。国は市町村と連携し、関係するリサイクルシステムの構築に向けた実証事業や国民への普及啓発、製品の長寿命化やレアメタル機能代替等の技術開発支援などを実施しています。また、海岸におけるごみ対策や清掃なども、地域住民と連携し、ボランティア、NGOなどの協力も得ながら進め、環境教育の充実やモラル向上のための啓発活動の充実にも努めています。これらに計画段階から住民等が参画することで、地域固有の課題に対応する官民一体の環境保全の取組が推進され、地域における人と自然との関係の再構築にも寄与しています。

[課題] 今後も、地域の自然資源が有効に利活用され生態系への負の影響が低減されるよう、各地域における再生可能エネルギーの利用や廃棄物・リサイクル対策を、引き続き推進していくことが必要です。その際、持続可能な社会を目指して生物多様性関連施策とともに統合的に取り組んでいくことが重要です。なお、再生可能エネルギーの導入促進に当たっては、野生生物との共存のみならず景観を保護するための検討も併せて進めていく必要があります。

【基本戦略2】まとめ

地方における人口減少・高齢化・ライフスタイルの近代化が進む中で、地域資源の適切な利用メカニズムの喪失や里地里山等の管理の担い手不足、鳥獣の生息と人間活動との軋轢の拡大、それによる生物多様性の損失などの課題に対応するため、固有種の保全や外来種対策のための地域ぐるみの取組を着実に進めるとともに、鳥獣管理の担い手となる人材の確保や技術的支援を行いました。これらの取組により、トキの野生復帰など一定の成果が得られています。

引き続き、生物多様性を重視した農業など地域社会への多面的な貢献や、気候変動の緩和・資源の地域循環にも資するような地域資源の利活用等を促進するための制度整備や技術開発等の取組を進めるとともに、都市と農山漁村との交流を積極的に支援し、多様な主体がさまざまな関わり方で里地里山等の管理に携わり、持続的に利用する枠組みを構築することが必要です。

基本戦略3 森・里・川・海のつながりを確保する

数値から見る達成状況

基本戦略3に該当する主な数値目標の達成状況については、表3-1のとおりです。制度開始直後の取組などはほかの項目と比べて到達率が低めであるものの、おおむね全ての取組について着実に進捗しており、自然再生事業計画数などいくつかの項目については既に目標値を達成しています。目標値の達成に向けて、今後も引き続き取組を進めていくとともに、既に達成済みの項目については達成の継続を図るとともに、さらなる拡大・向上に努めます。

表3-1 基本戦略3に該当する主な数値目標の達成状況

項目	目標値	当初値	点検値	進捗率※1	到達率※2
生態系維持回復事業計画策定地域数	9地域 [H32年度]	6地域 [H23年度末]	8地域 [平成25年度]	66.7%	88.9%
保安林面積	1,281万ha [H36.3]	1,202万ha [H23年度末]	1,209万ha [H24年度末]	8.9%	94.4%
ラムサール条約湿地	10箇所増 (56箇所) [H32]	- (46箇所) [H24.8]	0箇所増 (46箇所) [H25.9]	0.0% 0.0%	0.0% 82.1%
自然再生事業実施計画数	35 [H27年度]	26 [H23年度末]	35 [H25]	100%	100%
自然再生協議会設置数	29 [H27年度]	24 [H23年度末]	24 [H25]	0.0%	82.8%
CO2森林吸収量 (基準年年総排出量比) ※基準年=1990年	3.5% [H25~32平均]	3.8% [H20~24平均]	-	—	—
周辺の森林の山地災害防止機能が確保された集落の数	約5.6万集落 [H25年度]	5.3万集落 [H22年度末]	5.4万集落 [H24]	33.3%	96.4%
水生生物の保全に係る水質環境基準に関する類型指定水域	40水域 [H24年度末]	37水域 [H23年度末]	40水域 [H25年度]	100.0%	100.0%
藻場・干潟の保全・造成	5,500ha [H24~H28年度]	4,800ha [H19~22年度]	738ha [H24年度]	13.4%	—
干潟の再生割合	約40% [H28年度末]	37.8% [H23年度末]	38.0% [H24年度末]	9.1%	95.0%
農業集落排水処理人口整備率	76% [H28年度]	68% [H21年度]	87% [H24年度末]	240.0%	114.7%
漁場のたい積物除去	23万ha [H24~H28年度]	31.3万ha [H19~22年度]	3.6万ha [H24年度]	—	15.7%

魚礁や増養殖場の整備	6万ha [H24～H28年度]	4.1万ha [H19～22年度]	2.3万ha [H24年度]	—	38.3%
漁業集落排水処理人口比率	65% [H28年度]	49% [H21年度末]	53.9% [H23年度]	30.6%	82.9%
多国間漁業協定	47協定 (維持・増加) [毎年度]	47協定 [H23年度末]	52協定 [H25]	—	110.6%
海面養殖生産に占める 漁場改善計画対象水面生産割合	9割 [H34]	7割台 [H22]	85.5% [H25.1]	67.6%	95.0%
三大湾における底質改善割合	約50% [H28年度末]	46.2% [H23年度末]	47.0% [H24年度末]	21.1%	94.0%
水質総量削減における化学的酸素要求量(COD)	東京湾:177t/日 伊勢湾:146t/日 瀬戸内海:472t/日 [H26年度]	183t/日 158t/日 468t/日 [H21年度]	178t/日 153t/日 450t/日 [H23年度]	83.3% 41.7% —	99.4% 95.4% 104.9%
奄美大島のマングース捕獲数《再掲》	0頭 [H34]	272頭 [H23年度]	179頭 [H24年度]	34.2%	34.2%
奄美大島のマングースの1000わな日当たりの捕獲頭 数《再掲》	0頭 [H34]	0.13頭 [H23年度]	0.08頭 [H24年度末]	38.5%	38.5%
木質バイオマス利用量(間伐材等由来)《再掲》	600万m ³ [H32]	55万m ³ [H22]	88.5万m ³ [H24]	6.1%	14.8%
市町村バイオマス活用推進計画の策定数《再掲》	600市町村 [H32]	(制度開始前)	18市町村 [H25.3]	—	3.0%

※1 進捗率:生物多様性国家戦略2012-2020策定時以降の、目標値に対する進み具合を表す。

「進捗率」= $\{(点検値 - 当初値) / (目標値 - 当初値)\} \times 100\% (\%)$

※2 到達率:戦略策定以前からの蓄積も含めた評価。「到達率」= $(点検値 / 目標値) \times 100\% (\%)$

取組例

【3－1 生態系ネットワークの形成と保全・再生の推進】

①生態系ネットワークの形成

地域固有の生物相の安定した存続、あるいは損なわれた生物相の回復を目的として、十分な規模の保護地域を核しながら、それぞれの生物の生態特性に応じて、生息・生育空間のつながりや、適切な配置が確保された生態系のネットワーク（エコロジカル・ネットワーク）を形成するため、平成20年度に全国レベルのエコロジカル・ネットワーク構想の検討を開始し、マネジメント手法の検討や取組効果の評価等を実施して、平成21年度に「全国エコロジカル・ネットワーク構想」を取りまとめました。また、地域生物多様性保全活動支援事業等を通じて、北海道後志地域など、流域でつながった複数の地方公共団体が連携

して取り組む生態系ネットワークの形成を促しました。このほか、森林から海まで河川を通じた生態系のつながりのみならず、河川から水田、水路、ため池、集落などを途切れなく結ぶ水と生態系のネットワーク作りに向けた取組を進めるなど、さまざまなレベルで多層的なネットワーク作りを推進しています。

②重要地域の保全

生態系ネットワークの形成を進めるためには、ネットワークの核となる優れた自然環境を有する地域を適切に保全し、これらを有機的につなぐことが重要です。我が国においては、生物多様性の保全上特に重要な地域を法令に基づき指定し、管理を行っています。

<自然環境保全地域>

自然環境保全法に基づく保護地域には、国が指定する原生自然環境保全地域と自然環境保全地域、都道府県が条例により指定する都道府県自然環境保全地域があります。これらの地域は、極力、自然環境をそのまま維持しようとする地域であり、我が国の生物多様性の保全にとって重要な役割を担っています。平成25年9月現在、原生自然環境保全地域として5地域（5,631ha）、自然環境保全地域として10地域（21,593ha）を指定しています。これらについて生態系の現況把握や標識の整備等を通じ、適正な保全管理に努めました。また、都道府県自然環境保全地域として542地域（77,344ha）が指定されています。

<自然公園>

脊梁山脈を中心に国土の14%以上の面積をカバーしている国立・国定公園などの自然公園は全国レベルの生態系ネットワークの核として重要な役割を担っています。自然公園法に基づいて指定される国立、国定公園については、平成25年9月現在で、それぞれ30箇所・面積2,095,786ha、56箇所・面積1,362,613haが指定されており、適正な保護及び利用の増進を図るために、公園を取り巻く社会条件等の変化に応じ、公園区域及び公園計画の見直しを行っています。平成24年度は、瀬戸内海国立公園（淡路地域、山口県地域及び大分県地域）、阿寒国立公園、富士箱根伊豆国立公園、天竜奥三河国定公園の公園区域や公園計画の見直しを実施しました。また、平成22年10月に公表した国立・国定公園総点検事業の結果により選定した国立・国定公園の指定又は大規模な拡張の対象となり得る候補地のうち、三陸海岸については、平成25年5月に陸中海岸国立公園を拡張し、三陸復興国立公園として指定しました。また、平成25年度中に慶良間諸島国立公園の新規指定を目指し、平成25年8月に指定案についてパブリックコメントを実施しました。

自然公園の管理を充実させるため、生態系維持回復事業計画を新たに阿寒国立公園で2計画策定し、累計7つの国立公園での8つの計画に基づきニホンジカや外来種による生態系被害に対する総合的かつ順応的な対策を実施しました。また、外来種による捕食等で固有種が減少するなど深刻な影響が出ていた小笠原国立公園及び西表石垣国立公園における外来種防除実施計画の策定とそれに基づく防除事業と生態系被害の調査モニタリングの実施、釧路湿原国立公園等における植生復元施設や自然再生施設等の整備を推進しました。

国立公園の管理に当たっては、地方公共団体等の考え方を適切に反映し、地域の観光施策等と連携した魅力的な国立公園づくりを進めるとともに、協働型の管理運営体制を構築するため、国、地方公共団

体、地域住民、専門家、企業、NGOなどの協働による管理運営体制の構築を進めています。そのため、平成25年9月現在で2箇所の国立公園において、各関係機関が参画する協議会をモデル的に設置しています。また、地域の自然に精通した住民、民間団体などの自発的な自然環境の保全・管理を推進するため、自然公園法に基づき、一定の管理能力を有する団体を公園管理団体として指定し（平成25年9月末現在、国立公園で5団体、国定公園で2団体）、より実態に即したきめ細やかな管理を支援しています。さらに、国立公園等の貴重な自然環境を有する地域において、自然や社会状況を熟知した地元住民等を雇用し貴重な野生生物の保護対策、外来種の駆除、景観対策としての展望地の再整備、登山道の補修等の作業を「国立公園等民間活用特定自然環境保全活動（グリーンワーカー）事業」により行いました。グリーンワーカー事業は平成25年度には、30の国立公園及び19の国指定鳥獣保護区で実施しました。また、海域についても国立・国定公園保全管理強化事業（マリンワーカー事業）により、オニヒトデの駆除等によるサンゴの保全活動や、海岸清掃によるウミガメや海鳥の繁殖地の保全活動を実施しています。平成25年度はマリンワーカー事業を、海域を有する14国立公園で実施しました。

このほか、厳正な保護管理に向け国立公園のうち自然保護上特に重要な地域を対象とした民有地の買い上げ、国立公園内の自動車利用の適正化や衛生施設の整備による適正利用を推進しました。

<鳥獣保護区>

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づく鳥獣保護区及び同特別保護地区の指定は、鳥獣の保護を図るうえで根幹となる制度です。平成24年度は、渡良瀬遊水地（わたらせゆうすいち）、円山川下流域（まるやまがわかりゅういき）、荒尾干潟（あらおひがた）を新たに指定し、全国の国指定鳥獣保護区は平成25年9月現在、82箇所、585,025ha、同特別保護地区は66箇所、158,853ha、同特別保護指定区域は2箇所、1,159haとなっています。国指定鳥獣保護区においては、自然公園など関連する他の制度における保護施策とも緊密に連携しつつ、関係機関との調整を図りながら、大規模生息地の保護区（行動圏が広域に及ぶ大型鳥獣の保護区）、集団渡来地の保護区、集団繁殖地の保護区、希少鳥獣の生息地の保護区として適正な管理を進めています。

<生息地等保護区>

種の保存法に基づき、国内希少野生動植物種の生息・生育地として重要な地域を生息地等保護区に指定しており、平成25年9月末現在、全国の生息地等保護区は9箇所、885ha、このうち管理地区は9箇所、385haとなっています。絶滅のおそれのある野生動植物の種の安定した存続を確保するためには、生息・生育地の確保は欠かせないものであることから、必要に応じ他の制度における保護施策とも緊密に連携しながら、国内希少野生動植物種の生息・生育環境が良好に維持されている場所などを優先し、生息地等保護区の指定の推進を図ります。

<名勝（自然的なもの）、天然記念物>

文化財保護法に基づき、峡谷、海浜等の名勝地で観賞上価値の高いものを名勝（自然的なもの）に、動植物、地質鉱物で学術上価値が高く我が国の自然を記念するものを天然記念物に指定しており、名勝（自然的なもの）は平成23年8月から平成25年9月までの間に4県で計5件指定し累計157件（うち特別名勝12件）、天然記念物については、11県で計20件指定し、累計1,005件（うち特別天然記念物75件）が

指定されています。さらに、天然記念物の衰退に対処するため関係地方公共団体と連携して特別天然記念物コウノトリの野生復帰事業など23件について再生事業を実施しました。

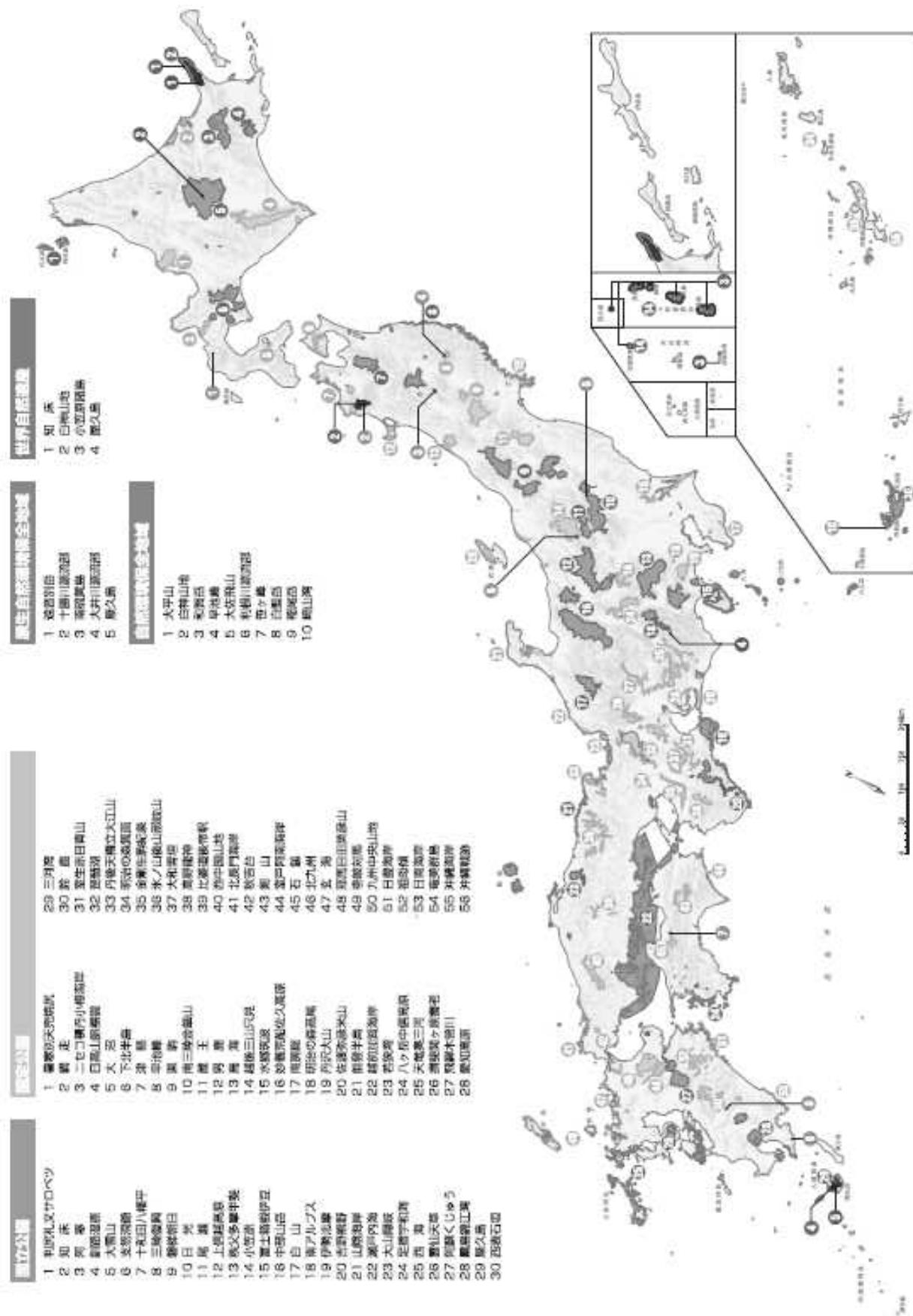
<保護林、緑の回廊>

国有林野において、原生的な森林生態系や希少な野生動植物の生息・生育する森林については、厳格な保全・管理を行う「保護林」や野生動植物の移動経路となる「緑の回廊」に設定しています。詳細は3-2参照。

<特別緑地保全地区等>

都市においては、「都市緑地法」に基づく特別緑地保全地区や、「首都圏近郊緑地保全法」及び「近畿圏の保全区域の整備に関する法律」に基づく近郊緑地保全区域、近郊緑地特別保全地区などの指定を通じて、生物多様性の保全上重要な自然的環境を形成する緑地が保全されています。詳細は3-3参照。

図3-1 日本の国立・国定公園と世界自然遺産



③自然再生の取組

自然再生推進法に基づく自然再生協議会については、平成25年9月現在、全国で24ヶ所設立されています。この中で、24ヶ所で自然再生全体構想が作成され、うち20ヶ所で自然再生事業実施計画が作成されました（図3－2、表3－2）。平成24年度は、国立公園における直轄事業7地区、地域自主戦略交付金で地方公共団体を支援する事業8地区の計15地区で自然再生事業を実施しました。多様な主体と連携しながら広域的に生態系ネットワークを形成する等、先進的な自然再生事業を推進しています。これらの地区では、生態系調査や事業計画の作成、事業の実施、自然再生を通じた自然環境学習等を行いました。

また、自然再生推進法第7条に基づき自然再生に関する施策を総合的に推進するための方針として平成15年度に定められた自然再生基本方針については、平成20年10月に見直しが行われてから5年が経過しているため、その見直しについて検討を進めています。

都道府県による生態系の保全・回復のための事業を支援するため、平成24年度に地域自主戦略交付金のメニューとして生物多様性保全回復整備に関する事業を追加し、地域自主戦略交付金の廃止に伴い平成25年度に生物多様性保全回復施設整備交付金を創設しました。同事業により熊本県が実施する球磨川の自然再生事業等を支援しています。（※森林、都市、河川、沿岸・海域の各生態系に係る取組については、3－2～3－5参照）

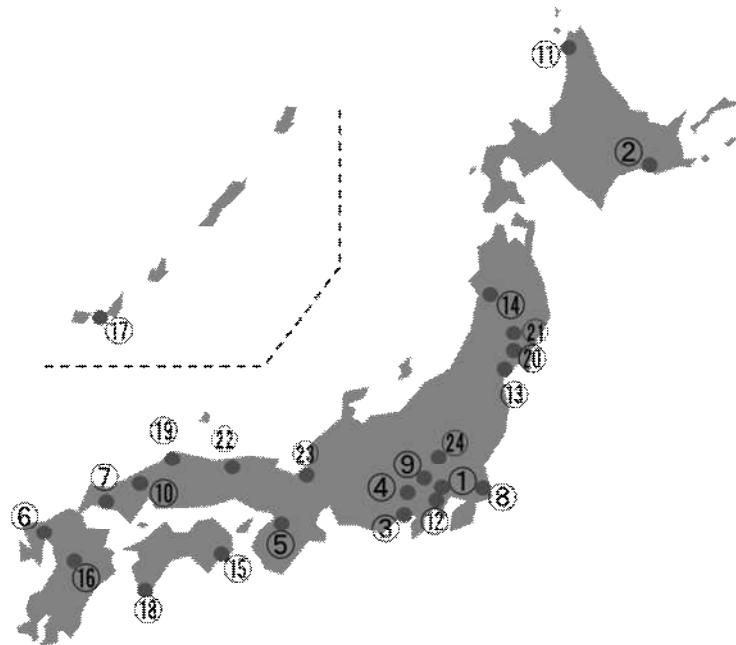


図3－2　自然再生協議会の設置箇所
(平成25年9月現在)

※図中の番号は表3－2に対応

表3－2 自然再生協議会の設置状況（平成25年9月現在）

	協議会名	位置	構成員数	設立日	全体構想	実施計画
1	荒川太郎右衛門地区自然再生協議会	埼玉県	39	H15.7.5	○	○
2	釧路湿原自然再生協議会	北海道	108	H15.11.15	○	○
3	巴川流域麻機遊水地自然再生協議会	静岡県	62	H16.1.29	○	○
4	多摩川源流自然再生協議会	山梨県	44	H16.3.5	○	—
5	神於山保全活用推進協議会	大阪府	45	H16.5.25	○	○
6	櫻原湿原地区自然再生協議会	佐賀県	42	H16.7.4	○	○
7	榎野川河口域・干潟自然再生協議会	山口県	56	H16.8.1	○	—
8	霞ヶ浦田村・沖宿・戸崎地区自然再生協議会	茨城県	39	H16.10.31	○	○
9	くぬぎ山地区自然再生協議会	埼玉県	72	H16.11.6	○	—
10	八幡湿原自然再生協議会	広島県	30	H16.11.7	○	○
11	上サロベツ自然再生協議会	北海道	48	H17.1.19	○	○
12	野川第一・第二調節池地区自然再生協議会	東京都	36	H17.3.28	○	○
13	蒲生干潟自然再生協議会	宮城県	22	H17.6.19	○	○
14	森吉山麓高原自然再生協議会	秋田県	15	H17.7.19	○	○
15	竹ヶ島海中公園自然再生協議会	徳島県	54	H17.9.9	○	○
16	阿蘇草原再生協議会	熊本県	235	H17.12.2	○	○
17	石西礁湖自然再生協議会	沖縄県	108	H18.2.27	○	○
18	竜串自然再生協議会	高知県	72	H18.9.9	○	○
19	中海自然再生協議会	島根県 鳥取県	81	H19.6.30	○	○
20	伊豆沼・内沼自然再生協議会	宮城県	38	H20.9.7	○	○
21	久保川イーハトーブ自然再生協議会	岩手県	31	H21.5.16	○	○
22	上山高原自然再生協議会	兵庫県	10	H22.3.21	○	○
23	三方五湖自然再生協議会	福井県	60	H23.5.1	○	○
24	多々良沼・城沼自然再生協議会	群馬県	51	H24.1.22	○	—

出典：環境省資料

[課題] 物多様性の保全や生物相の回復を図っていくにあたり、気候変動への適応としての取組の必要性も踏まえ、生態系ネットワークの形成を進めることが重要です。現在、生態系ネットワークの核となるような重要地域の保全・再生が着実に進められています。引き続き、これらの取組を進めるとともに、より効率的・効果的な実施を図るため、取組の基盤となる調査研究や技術開発のさらなる充実、人材の確保等にも努めていくことが重要です。

【3－2 森林の整備・保全】

①生態系ネットワークの構築に向けた取組と重要地域の保全

我が国の森林のうち、優れた自然環境の保全を含む公益的機能の発揮のため特に必要な森林を保安林に指定し、適正な管理を行っています。

国有林野については、奥地脊梁山地や水源地域を中心に里山まで全国各地に所在し、その生態系は農地、河川、海といった森林以外の様々な生態系とも結びついており、生態系ネットワークの根幹として、我が国の生物多様性の保全を図る上で重要な位置を占めています。

このため、原生的な森林生態系や希少な野生動植物の生息・生育地等については、厳格な保全・管理を行う「保護林」に設定しており、平成25年4月現在で96万5千haとなっています。「保護林」設定後は、設定状況を客観的に把握するため定期的に森林や動物等の状況変化をモニタリング調査し、区域の見直し等に役立てています。また、「保護林」の適切な保全・管理の一環として、植生等の回復やニホンジカ等による食害を防ぐための保護柵の設置等を進めています。

また、野生動植物の生息・生育地を結ぶ移動経路を確保することにより、個体群の交流を促進して、種の保存や遺伝的な多様性を確保するため、「保護林」を中心にネットワークを形成する「緑の回廊」を設定しており、平成25年4月現在で58万3千haとなっています。「緑の回廊」においては人工林の中に自然に生えた広葉樹を積極的に保残するなど、野生動植物の生息・生育に配慮した施業を行っており、より広範で効果的な森林生態系の保全に努めています。

②森林の適切な整備・保全

森林のもつ、国土保全、水源涵養^{かんよう}、地球温暖化の防止、生物多様性保全等の多面的機能を持続的に発揮させるため、適切な間伐の実施、伐採年齢の長期化、針広混交林化・広葉樹林化、モザイク的配置に留意した伐採及び的確な更新など、多様な森林づくりを推進しました。森林のもつ防災・減災の機能の活用にも資する取組としては、荒廃地における復旧対策等の実施や、東日本大震災からの復旧・再生の取組として平成24年2月に取りまとめた「今後における海岸防災林の再生について」に基づく海岸防災林の再生等を進めています。

過疎地域等の集落で、林業の担い手不足による森林の荒廃等の問題が発生していることを受け、森林資源を活用した新たな地域の取組を創出し山村集落の活力を高めるための取組の一環として、企業や森林ボランティア等広範な主体による森林づくり活動や全国植樹祭等の国土緑化行事等の普及啓発活動を行うとともに、森林資源のモニタリング調査、動態変化の解析手法の検討、身近な森林・樹木の適切な保全・管理のための技術開発等を推進し、我が国におけるこれらの取組を国内外に発信しました。

[課題] 森林施業に当たって、野生生物の営巣、餌場等として重要な空洞木や目的樹種以外の樹種であっても目的樹種の成長を妨げないものの保残に努める等の配慮を行うとともに、生物多様性保全上特に重要な地域を「保護林」等に設定し、モニタリング調査や外来種対策等の取組を行っているほか、多様な主体が林業に関わる機会を提供するための普及啓発・情報提供等を行っています。引き続きこれらの施策を進め、生物多様性の保全にも資するような森林の整備・保全に向けて総合的に取り組んでいくことが重要です。

【3－3 都市の緑地の保全・再生など】

①緑地の保全・再生・創出・管理

都市における緑地は、生物の貴重な生息・生育の場であるとともに、都市住民にとって身近な自然とのふれあいの場として極めて重要であり、都市における生態系ネットワークの要となります。

都市における緑地の保全・再生・創出・管理については、地方公共団体に対する社会资本整備総合交付金等事業による財政的支援等により推進しており、平成23年度には都市公園等整備面積：960ha、特別緑地保全地区の指定面積：43ha、近郊緑地特別保全地区の指定面積：201ha、市民緑地の指定面積：8.2haが増加しました。平成24年3月現在、都市緑地法に基づく特別緑地保全地区については2,412ha、442地区、首都圏近郊緑地保全法及び近畿圏の保全区域の整備に関する法律に基づく近郊緑地保全区域については97,330ha、25区域、そのうち近郊緑地特別保全地区については3,718ha、30地区を指定し、都市における生物の貴重な生息・生育空間を確保するとともに、都市公園法に基づく都市公園等については、119,016ha、101,111箇所を整備し、都市における緑地による生態系ネットワークの形成を促進しました。

また、地方公共団体が緑の基本計画を策定又は改定する際、生物多様性の確保に当たって配慮することが考えられる事項をまとめた平成23年10月に策定した「緑の基本計画における生物多様性の確保に関する技術的配慮事項」の普及により、地方公共団体による都市における生態系ネットワークの形成の観点を踏まえた緑の基本計画の策定や改定を推進しました。平成23年度には新たに2市町村において策定、13市町村において見直しが実施されました。地方公共団体の緑の基本計画に基づく都市公園等の整備や特別緑地保全地区等の土地の買入れ等の支援、民有地も含めた緑化の推進、風致地区の指定等を行い、緑地の保全・創出・再生・管理を進めるとともに、都市において道路、河川、公園緑地などが事業連携した水と緑のネットワークの形成を推進しました。さらに、都市の生物多様性の確保の取組を一層推進する観点から、平成25年5月に「都市の生物多様性指標（素案）」を策定し、地方公共団体における生物多様性の状況や施策の進捗状況を評価し、さらなる取組を推進しました。

②都市域における水辺空間の保全・再生

都市域における水辺の空間は都市住民の自然とのふれあいの場としても重要であるため、健全な水循環系の構築や汚濁負荷の低減などの取組を推進しています。

都市地域から流入する汚濁負荷の低減に向けて、流域別下水道整備総合計画の策定・見直しを進め、これに基づく下水処理施設における高度処理を推進するとともに、下水道の普及促進や合流式下水道の改善対策等を推進しました。また、地方公共団体が実施する水路等の整備事業のうち、下水処理水等の再利用、貯留浸透による流出抑制、親水性のある水辺空間の整備、及び河川事業等との連携・共同事業を行うことにより健全な水循環系の再生を図る事業等に対して財政的支援を実施しました。このような国による財政的支援の実施により、地方公共団体において着実に下水処理水等の再利用、雨水の貯留浸透による流出抑制が進み、良好な水循環の維持・回復が進んでいると考えられます。特に水環境の悪化が著しい河川等については、全国32箇所において、水環境改善に積極的に取り組んでいる地元市町村等と河川管理者、下水道管理者等、関係者が一体となり、「第二期水環境改善緊急行動計画（清流ルネッサンスⅡ）」を策定し、水質改善の取組を進めてきているところです。

これらの取組により、せせらぎ水路の整備や処理水の再利用などによる水辺の保全・創出や広域的な視点からの水循環系の構築を図り、都市における生物の生息・生育場所を関係者と連携し提供しています。

③住民や事業者の参画を促す取組

都市近郊の生物多様性の確保には、周辺の自然環境に関心が強い都市住民や都市地域で事業を行ってい

る事業者と連携した取組が有効です。

土地所有者等が地方公共団体との契約により緑地又は緑化施設を公開する制度（市民緑地制度）や、土地所有者等が緑地の保全や緑化に関する協定を締結する制度（緑地協定制度）などの活用により、都市の住民による良好な緑地の保全・管理等が行われています。

また、一定規模以上の建築物の新築や増築を行う場合に、一定割合以上の緑化を義務付ける緑化地域制度や地区計画等緑化率条例制度の活用により、民有地における緑化を推進しました。

開発事業において事業者が積極的に行っている緑地の保全・維持・活用のための取組を評価し、優秀な事例を認定・表彰することで事業者の努力を促す社会・環境貢献緑地評価システム（SEGES）の普及に努めており、平成24年度には新たに2サイトが認定されました。これにより、企業による緑地保全・再生活動を評価する取組を推進するとともに、生物多様性に配慮した事業者の活動を促進しました。

このほか、緑化活動に取り組む地域の団体に対して、緑の創出に必要な苗木や機材などに係る助成などを行う民間における事業などを積極的に支援するなど、多様な主体による取組の推進にむけた支援制度や広報活動等を通じ、緑地保全・再生・創出・管理の取組を支援しました。

[課題] 都市においては、生態系ネットワーク形成の観点を踏まえつつ、緑地や水辺の保全・再生・創出・管理に向けたが行われており、緑地面積の増加などの成果が得られています。取組の実施に当たっては、地方公共団体、事業者、民間団体、地域住民など多様な主体の参加促進や活動支援を行い、一体的な取組を進めています。今後も引き続きこれらの取組を実施し、都市郊外の自然環境とのつながりも考慮しながら都市における緑地による生態系ネットワークの形成を促進していくことが必要です。

【3－4 河川・湿地などの保全・再生】

①河川の保全・再生

平成18年に策定した「多自然川づくり基本指針」及び平成22年8月に通知した「中小河川に関する河道計画の技術基準について」に基づき、全国の河川において、川が有している多様性に富んだ環境の保全を図るなど、自然環境に配慮した多自然川づくりを実施し、河川全体を視野にいれた生態系ネットワークの形成を進めました。

適切な保全を行うにあたり必要となる知見の充実を図るための取組として、河川やダム湖等における生物の生息・生育状況の調査を行う「河川水辺の国勢調査」を実施し、結果を河川環境データベース（<http://mizukoku.nilim.go.jp/ksnkankyo/index.html>）として公表しているほか、世界最大規模の実験河川を有する自然共生研究センターにおける河川や湖沼の自然環境保全・復元のための研究や、生態学的な観点より河川を理解し川のあるべき姿を探ることを目的とした河川生態学術研究等が進められています。

②湿地の保全・再生

湿原や干潟等の湿地は、多様な動植物の生息・生育地等として重要な場です。しかし、これらの湿地は全国的に減少・劣化の傾向にあるため、その保全の強化と、すでに失われてしまった湿地の再生・修復の手立てを講じることが必要です。

特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地の保全に関する条約（以下「ラムサール条約」という。）に関しては、平成25年9月までに国内で46箇所のラムサール条約湿地が登録されています。国際的に重要な湿地の基準を満たすことが明らかであって、登録によって地域による保全等が円滑に推進されると考えられる湿地については、これまでの登録状況にも鑑み、平成32年までに新たに10箇所程度の登録を目指して新規登録及び拡張の可能性のある湿地の洗い出し作業を実施しています。

また、湿原、河川、湖沼、干潟、藻場、マングローブ林、サンゴ礁など、国内の500箇所の湿地を平成14年に選定した「重要湿地500」については、モニタリングサイト1000などを活用して現状把握を行った上で見直しを行っています。モニタリングサイト1000事業では、湿原、湖沼、ガンカモ類、シギ・チドリ類などについて調査を実施しており、平成26年度当初の公表に向け、5年に1度のとりまとめを行っています（※モニタリングサイト1000については、5-1参照）。

[課題] 河川・湿地については、森林、農地、都市、沿岸域などをつなぐことで国土の生態系ネットワークの重要な基軸となることを踏まえ、取組が進められています。水系、特に湿原は、生物多様性が豊かな地域であるとともに、人為の影響を受けやすい脆弱な生態系といえます。そのため、モニタリング等の調査により生物多様性の現状を適切に把握し、迅速に施策に反映することが必要です。より一層継続的・効果的な調査を実施するため、手法の見直しやほかの全国的な調査データとの相互活用を図り、得られた情報が水系全体の環境の特性や生物多様性の保全上重要な地域等を容易に把握できるような環境情報図等の作成等に活用されることが重要です。

【3-5 沿岸・海洋域の保全・再生】

海洋に囲まれた我が国は、内海・内湾を数多く有し、沿岸では寒流と暖流が流れ、北の流氷域から南のサンゴ礁域までの広がりがあります。海洋域は、深海に至るまでさまざまな環境を有し、海棲哺乳類、海鳥類、魚類をはじめ多くの生物が生息しています。海洋は、海流を通じて国境を超えてつながっており、その生態系は土砂の流下や栄養塩の供給などを通じて陸と密接な関係があります。陸域の水系が生態系ネットワークの縦軸とすれば、沿岸域は横軸として重要な役割を果たします。また、日本は世界で6番目に広い排他的経済水域等を持ち、その資源の保存及び管理や海洋汚染の防止に義務を負っています。

平成23年3月に策定した海洋生物多様性保全戦略及び海洋基本法に基づき平成25年4月に改定された新しい海洋基本計画に沿って、海洋環境の総合的な保全と管理のため、①規制的手法の対象範囲や内容の検討、②沿岸・海洋域の保全・再生、③持続的な水産資源の管理と希少な野生生物の保護、④海洋汚染への対策、⑤港湾、漁港及び漁場における環境整備等に取り組んでいます。また、これらの施策の立案及び実施のためには、海洋に関する科学的知見の充実が必要です。このため、モニタリングサイト1000事業では、国内の主要な干潟、藻場、サンゴ礁等について生物相等に関する調査を実施しており、磯・干潟・アマモ場・藻場については平成25年10月、サンゴ礁、砂浜（ウミガメ）等については平成26年度当初の公表に向け、現在、5年に1度のとりまとめを行っています（※モニタリングサイト1000については、5-1参照）。また、海洋生物について、平成28年度の公表を目指してレッドリストの検討を進めています。

①規制的手法の対象範囲や内容の検討

我が国では、海洋の生物多様性と生態系サービスを確保するために規制や管理措置を講ずる区域としては海洋保護区を設定しています。平成23年度から、海洋保護区の検討に資する基礎情報として、海洋基本計画、生物多様性国家戦略及び海洋生物多様性保全戦略に基づき、生物多様性保全上重要度の高い海域（重要海域）の抽出作業を進めています。海洋保護区の一つである自然公園については、平成25年9月時点で、国立公園海域公園地区数として114箇所、国定公園海域公園地区数として68箇所が指定されています。さらに、平成22年10月に公表した国立・国定公園総点検事業の結果において、今後10年間を目途に国立・国定公園の新規の指定や大幅な拡張の対象となり得る候補地として、紀伊半島沿岸海域や慶良間諸島沿岸海域などを選定しました。

資源管理手法としての海洋保護区の効果については、国内外の事例を調査し、総合的検証を実施しています。また、パンフレットの配布を通じた国内漁業者への普及啓発及び日本型海洋保護区の対外的発信を行っています。

②沿岸・海洋域の保全・再生

沿岸・海洋域については、藻場・干潟、サンゴ礁、砂浜等の保全・再生が行われているほか、港湾においては、港湾整備で発生した浚渫土砂等を有効に活用し、藻場・干潟等の整備を行っています。この良好な自然環境を活用し、児童や親子を対象に自然環境の大切さを学ぶ機会の充実を図るため、「海辺の自然学校」等の取組を推進しています。（※里海の再生については、2-1参照）

■藻場・干潟の保全・再生■

漁港漁場整備長期計画に基づき、藻場・干潟の保全・再生に向けた整備を継続して実施しており、平成24年度は738ha実施しました。平成24~28年度までの5年間でおおむね5.5千ha実施することを目標に取り組んでいます。

また、漁業者を中心とする多様な担い手によって、食害生物の駆除、遺伝的多様性と地域固有性を確保した海草類・二枚貝の拡散・移植及び漁場の耕うんなどの維持管理活動を推進するため、平成25年度より漁業者等を中心とする活動組織を立ち上げ、各地域に設置する地域協議会において計画の採択を実施しています。

■サンゴ礁の保全・再生■（※サンゴ礁に関する温暖化への対応は、3-6参照）

平成23年度から「サンゴ礁生態系保全行動計画フォローアップ会議」を毎年開催しています。同会議の中でサンゴに対する人為的圧力について既存情報をまとめました。上記の計画については、計画に沿った行動の実施が、サンゴ礁生態系の状態の改善に十分ではない懸念があるため、策定後5年後程度を目処に行動計画の見直しを行っています。

平成25年度はサンゴ群集の再生を目的として、国立公園内の石西礁湖（沖縄県）、竜串（和歌山県）で自然再生事業を実施するとともに、徳島県が実施した竹ヶ島の自然再生事業に対して自然環境整備交付金により支援しています。また、サンゴの食害動物であるオニヒトデについて、平成24年度は5箇所の国立公園において駆除を実施しました。

■砂浜の保全・再生■

海岸侵食への対応として、「渚の創生」事業として、漁港、港湾内の浚渫土砂に加え、新たにこれらの施設周辺に堆積している土砂や河口、河道、ダムに堆積している土砂等を、海岸侵食箇所へ活用することにより、美しい砂浜を復元するとともに、広域的・効率的な海岸侵食対策を実施しています。また、平成24年度は11の国立公園でウミガメの産卵地となっている砂浜の清掃等を実施しました。

③持続的な水産資源の管理と希少な野生生物の保護

水産資源については、漁業法及び水産資源保護法に基づく採捕制限の規制や、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律に基づく海洋生物資源の採捕量の管理及び漁獲努力量に着目した管理が行われています。平成23年度からは、国および都道府県ごとの資源管理指針の策定と、漁業者団体による同指針に沿った資源管理計画の作成が行われており、幅広い漁業種類において、漁業実態に応じた各種の管理措置が実施されています。資源管理計画の作成数は着実に増加しており、平成25年3月末時点で全国で1,705件の資源管理計画が作成され、漁業者はこれに基づき公的な管理措置とともに自主的な管理措置を実施しました。また、保護水面の管理や、水産資源の希少性を適切に評価するための情報及び手法の調査・検討、水産資源として利用されている希少種の生息環境・生態・資源状況の調査等を実施しています。

また、混獲対策として、ウミガメ、サメ、海鳥等の混獲状況の調査や地域漁業管理機関の保存管理措置に基づいた混獲回避措置の実施に加え、平成25年度からウミガメ混獲防止技術の開発等を実施しています。

④海洋汚染への対策

海洋の生物多様性の保全のためには、海洋汚染による生態系への影響や漂流・漂着ごみの誤飲などによる動物への影響を避けることも重要です。このため、周辺海域の海洋汚染の状況を継続的に把握し、重金属類、有害な化学物質や赤潮の対策、漂流・漂着ごみの対策等を通じて海洋汚染の防止を図っています。

■海洋汚染対策■

海洋汚染の状況等を継続的に把握するため、特殊モニタリング・沿岸環境評価地域活動センター（CLEARAC）の活動を積極的に支援しています。特に、国連環境計画の地域海行動計画の1つとして採択された「北西太平洋地域における海洋・沿岸環境の保全、管理及び開発に向けた活動計画」（NOWPAP）のプロジェクトである富栄養化状況の判定手法について、平成23年に手法の案と手順書を策定するとともに、平成24～25年にはこれを用いた判定の試行的実施及び改善の検討を行いました。また、生物多様性を指標とした海洋環境評価手法について、各国共通の手法開発に向けた課題の抽出・整理を行いました。

また、閉鎖性海域については、各指定水域の水質等について経年的な調査を行っているほか、平成25年度より今後の水質総量削減制度の在り方を検討しています。

■漂流・漂着・海底ごみ対策■

漂着ごみについては、平成22年3月に閣議決定された「海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」を踏まえ、漂着したごみの分類、漂着経路や発生源等の推定、都道府県を対象とした海岸清掃事業マニュアルの策定や取組支援などにより、地域特性に応じた効果的かつ効率的な海岸清掃の実施を推進するとともに、漂流ごみ・海底ごみについても実態把握に努めました。その結果、海岸漂着物対策を推進するための地域計画の策定数が平成24年度には33都道府県になりました。また、地域住民等との連携による対策も重要であることから、地域住民やボランティア、NGOと連携したごみ対策や清掃の実施及び普及啓発・環境教育活動、漁業資材の減容化などを実施しました。また、NOWPAPにおける漂着ごみに関する地域行動計画（RAP-MALI）を通じた情報交換やケーススタディの実施により、外国由来の漂流・漂着ごみ問題への対応を強化しています。震災起因洋上漂着物については、NGO連携支援及び漂流予測を通して、関係国における関係団体等と連携体制を構築し、情報交換・意見交換等を実施しています。

⑤漁港及び漁場における環境整備

漁港・漁場では、水産資源の持続的な利用と豊かな自然環境の創造を図るため、平成24年度には漁港区域内の汚泥・ヘドロの除去等の整備を行う水域環境保全対策を2地区で実施したほか、水産動植物の生息・繁殖に配慮した構造を有する護岸等の整備を総合的に行う「自然調和・活用型漁港漁場作り推進事業」を全国11地区で実施しました。また、藻場・干潟の保全等を推進するとともに、漁場環境を保全するための森林整備に46都道府県で取り組みました。さらに、木材利用率が高い増殖礁の開発や漁場機能を強化する技術の開発・実証に全国14地区で取り組みました。加えて、サンゴの有性生殖による種苗生産を中心とした産後増殖技術の開発に取り組みました。このほか、環境・生態系と調和した増殖・管理手法の開発、魚道や産卵場の造成も行いました。

[課題] 沿岸・海洋域については、保護区の設定等による規制的手法、保全再生、資源管理、汚染対策の実施等により、国はさまざまな主体と連携して総合的に取組を進めています。特に海洋は他国ともつながっているため、地球規模で状況を捉え、関係諸国と協力して取組を進めることが非常に重要です。

今後も、柔軟かつ機動的な管理を実現するための科学的知見の蓄積や技術開発を進めつつ、海洋保護区の設定や管理の充実、適切な資源管理の一層の推進、地域の実情に応じた汚染対策の実施や関係各国とのさらなる連携を推進し、総合的に対策を実施していくことが必要です。

【3－6 生物多様性の観点からの地球温暖化の緩和策と適応策の推進】

地球温暖化等の地球環境の変化により、生態系の攪乱や種の絶滅など生物多様性に対しても深刻な影響が生じることが危惧されています。生物多様性は気候変動に対して特に脆弱であり、気候変動に関する政府間パネル（IPCC）の第4次評価報告書（2007年）によると、特にサンゴ礁は約1～3℃の海面温度の上昇による白化や広範囲な死滅が頻発すると予測されています。また、気候変動の直接的・間接的影響により、世界各地での強い台風や集中豪雨、干ばつ、熱波などの異常気象の数と強さが増す可能性、海洋に

における植物プランクトンの発生量の減少、海洋酸性化、人間や生物多様性に有害な影響を及ぼす生物の生息域の北上・拡大等が進行し、或いは進行する可能性も指摘されており、我が国においても自然環境の保全による緩和への貢献、及び生物多様性の保全と自然共生社会の実現の観点からの適応策の検討・実行が喫緊の課題となっています。

①気候変動の影響緩和に向けた取組

多くの炭素を固定している森林、草原、泥炭湿地などの湿原、土壌などを含む自然環境の構成要素を適切に保全することにより、生態系からの温室効果ガスの放出を抑制しています。国土の67%を占める森林においては、温室効果ガスの吸収源としての機能が十分に発揮されるよう、計画的な間伐、長伐期施業等を推進しました。国土の14.3%を指定している自然公園には、森林をはじめとした自然環境が多く含まれており、適切に保全することにより地球温暖化の緩和に貢献しています。(※自然公園の管理等については、3-1参照、森林の整備・保全については、3-2参照))

②温暖化の影響モニタリング、適応方策の検討

平成22年5月に公表した生物多様性総合評価においても、「地球温暖化の危機」による生物多様性の損失について、生物の分布、個体数、フェノロジーなどの変化が生じており、さらなる気温の上昇とともに生態系における生物間相互作用などが変化することが懸念されています。地球温暖化による環境変化を早期に発見し、現実的な対策を迅速に講じるためには、高山帯やサンゴ礁など特に地球温暖化による影響を受けやすい生態系におけるモニタリング体制の充実や分布変化の予測を実施することが必要です。このため、モニタリングサイト1000事業では、高山帯やサンゴ礁などにおいても継続的に調査を実施しています。また、生物多様性評価の地図化に関する検討調査業務において、地球温暖化による影響が懸念される種として、ブナとイワナの生息・生育適地の変化予測地図を作成しました(図3-2)。

気候変動に特に脆弱なサンゴについては、環境研究総合推進費において平成23～27年度を研究実施期間として、地球温暖化と海洋酸性化がサンゴ分布に及ぼす影響の予測等を行っています(図3-3)。また、平成25年6月には沖縄県で、独特の島しょ生態系を有する地域として県内の先進的事例を紹介しながら、地球温暖化防止やサンゴ礁保全への対応についての国際的な動向を踏まえつつ、環境と共生した持続可能なシマの社会のあるべき姿を検討し世界に発信していくために、「地球温暖化防止とサンゴ礁保全に関する国際会議」を開催しました。

世界自然遺産地域においては、世界遺産委員会での議論を踏まえ、森林生態系における気候変動の影響のモニタリングプログラムを作成し、モニタリングに着手しています。また、気候変動が一因となり生息数が増加し植生の食害が問題となっているエゾシカについては、平成24年3月に第2期知床半島エゾシカ保護管理計画を策定し、これに基づき管理を進めており、捕獲等によるエゾシカの個体数調整を進めた結果、一定の成果が見られ、植生にも回復傾向が確認されました。

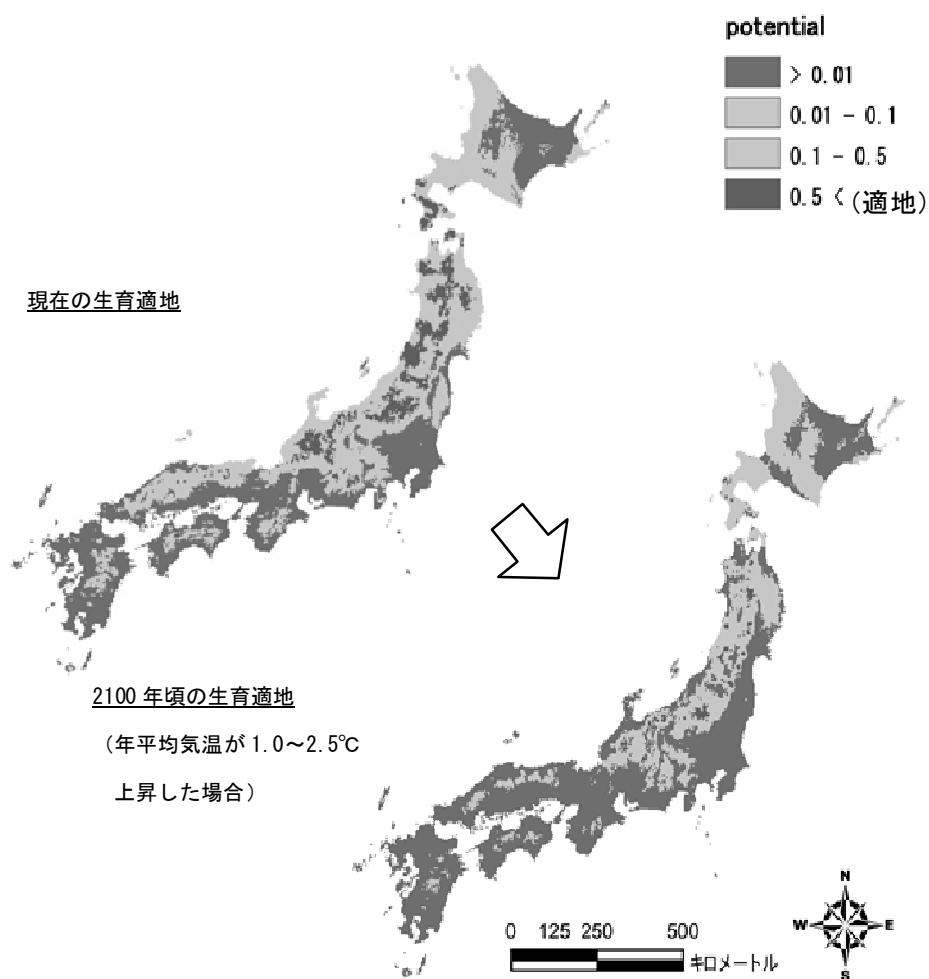


図 3－2 地球温暖化によるブナの生育適地の変化予測

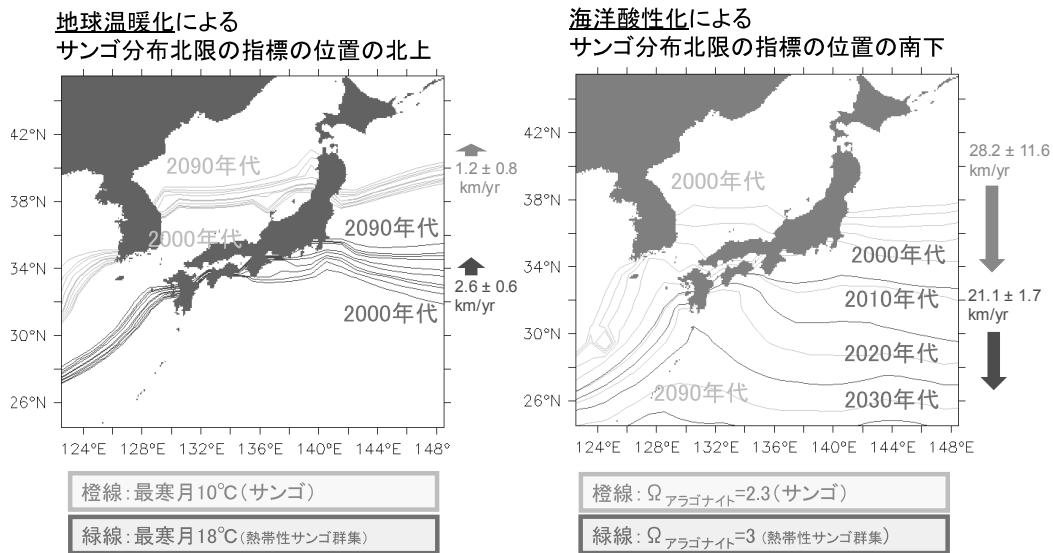
気候変動への適応策としては、健全な生態系を保全するとともに、生態系ネットワークを形成し、地球温暖化に伴う生物の自然の移動をスムーズに行えるようにすることが重要である国有林野において、野生動植物の生息・生育地を結ぶ移動経路となる「緑の回廊」を設定しています。

さらに、気候変動の影響により増加すると予想されている自然災害に対し、山地防災力の強化に向けた治山対策を推進しているほか、自然共生社会における対策の検討に向け、自然生態系が有する防災・減災機能を活用した取組について情報収集を開始しました。平成26年度には、その防災・減災機能の定量評価を行う予定です。

気候変動の科学的知見については、2014年3月に、横浜でIPCC総会が開催され、IPCC第5次評価報告書第2作業部会報告書（影響・適応・脆弱性）に関する報告書が承認・公表される予定です。

気候変動への適応については、平成27年夏頃を目指とした適応計画策定に向けて、「中央環境審議会 地球環境部会気候変動影響評価等小委員会」において、気候変動が日本にあたえる影響及びリスクの評価について審議が進められています。

A2「なりゆき」シナリオでのサンゴ分布の将来予測



B1「低炭素」シナリオでのサンゴ分布の将来予測

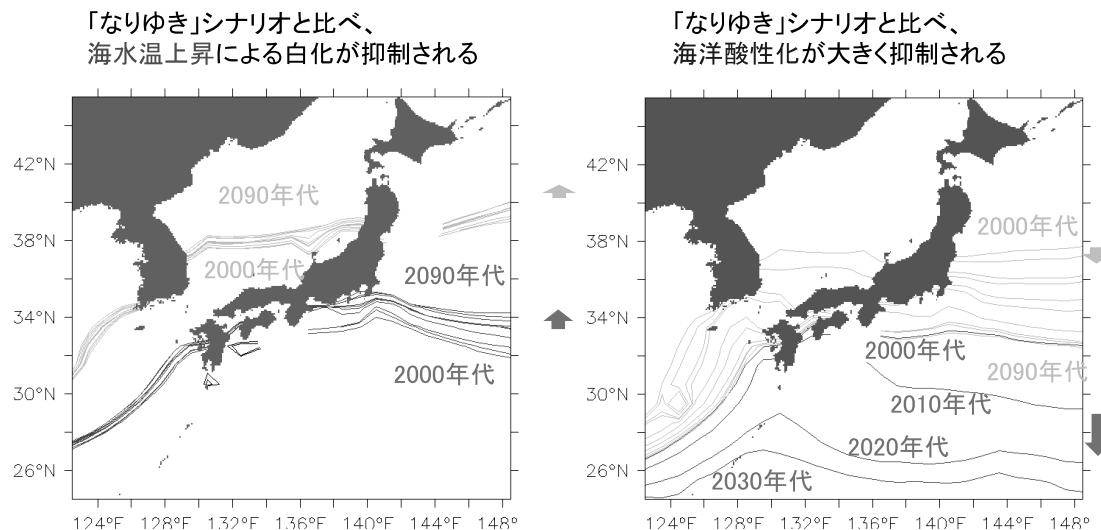


図3-3 気候変動シナリオでの地球温暖化と海洋酸性化によるサンゴ分布の変動予測

[課題] 気候変動に対し特に脆弱である生物多様性を保全するため、モニタリングや分布変化の予測の実施等により知見を充実させ、科学的基盤に基づき取組を進めるとともに、気候の変化に対する適応としての生物の移動が円滑に行われるよう、生態系ネットワークの形成を進めることができます。また、自然共生社会の実現において、災害等の激甚化・有害生物の分布拡大の影響への対応も必要となっています。こうした状況の中で、生物多様性分野における適応策について早急に検討し、対策を講じていくことが喫緊の課題となっています。その際、多様な種や生態系が時間をかけて地球温暖化に

伴い変化していくことに幅広く対応できるよう、生態系ネットワークの形成に関し、生物多様性が豊かな地域の配置とつながりを地域の特性に応じてまとまった規模で確保することや、南北方向や同じ山系での標高の高低方向などのつながりや配置も考慮しつつ生態系ネットワークの推進を図ることが重要です。また、自然共生社会の実現に向けて、気候変動の影響により増加すると予想されている自然災害に対しては、自然生態系の有する防災・減災機能を活用した対策を検討していくことが重要です。

基本戦略3　まとめ

我が国における総人口の減少、気候変動やそれにより増加すると予想されている自然災害等から私たち人間の存続基盤でもある生態系を保全し、再生していくためには、国土レベルでの生態系ネットワークの基軸のつながりを確保していくとともに、自然本来の特性やメカニズム、歴史性を考慮しつつ、自然公園等の生物多様性保全上重要な地域を核として自然生態系そのもののまとまりを確保していくことが必要です。

現在、生態系ネットワークの核となるような重要地域の保全・再生や、自然環境の保全・整備・管理に関する計画等を策定する際の生態系ネットワークへの配慮など、生態系ネットワークの形成に向けた取組が着実に進められていますが、我が国の人ロ減少や気候変動等により引き起こされる影響から生物多様性を保全するために十分であるとはいえない。モニタリングの実施や将来予測等の基礎的調査・研究をより一層充実させ、科学的知見に基づき、生物多様性保全上重要な地域の抽出・保全・再生等を行うとともに、特に気候変動に関しては、早急な適応計画の検討・策定とそれに基づく取組の推進が求められています。また、気候変動の影響により増加すると予想されている自然災害に対しては、自然共生社会の実現に向けて、自然生態系の有する防災・減災機能を活用した対策の検討が重要です。

基本戦略4 地球規模の視野を持って行動する

数値目標の達成状況

ラムサール条約湿地については、国家戦略策定からの1年間には新たな登録はありませんが、目標の達成に向けて、登録及び拡張の可能性のある湿地について調査を実施しています。また、アジア太平洋地域におけるラムサール条約登録湿地についても、国家戦略策定後に新たな登録はありませんでしたが、相手国において実地調査を実施するなど候補地の選定を支援しており、引き続き目標の達成に向けた取組を続けていきます。多国間漁業協定については目標値を達成しており、現在の協定数の維持・増大に努力していきます。東アジア・オーストラリア地域フライウェイ・パートナーシップ（EAAFP）交流会については、平成26年3月に開催する予定です。

表4-1 基本戦略4に該当する主な数値目標の達成状況

項目	目標値	当初値	点検値	進捗率 ※1	到達率 ※2
ラムサール条約湿地《再掲》	10箇所増 (56箇所) [H32]	- (46箇所) [H24.8]	0箇所増 (46箇所) [H25.9]	0.0% 0.0%	0.0% 82.1%
多国間漁業協定《再掲》	47協定 (維持・増加) [毎年度]	47協定 [H24.3]	52協定 [H25]	-	110.6%
アジア太平洋地域におけるラムサール条約湿地追加	3箇所 [H27]	- [H24.9]	0箇所 [H25.9]	-	0.0%
東アジア・オーストラリア地域フライウェイ・パートナーシップ(EAAFP)交流会の開催	3回 [H32]	- [H24.9]	0回 [H25.9]	-	0.0%

※1 進捗率：生物多様性国家戦略2012-2020策定時以降、目標値に対する進み具合を表す。

「進捗率」= $\{(点検値 - 当初値) / (目標値 - 当初値)\} \times 100\% (%)$

※2 到達率：戦略策定以前からの蓄積も含めた評価。「到達率」= $(点検値 / 目標値) \times 100\% (%)$

取組例

【4-1 愛知目標の達成に向けた国際的取組への貢献】

我が国の生物多様性は、海や空を介して周辺の各国とつながりを持っています。また、我が国は資源の多くを輸入しており、世界の生物多様性に影響を与えています。このため、地球規模での視野を持って、国内で利用される自然資源の適切な流通や持続可能な利用を推進するとともに、世界の生物多様性の保全と持続可能な利用について国際的な連携を進めていくことが必要です。

生物多様性の損失を止め、臨界点※を回避するばかりではなく、生物多様性を回復し、健全な状態で将来世代に引き継ぐためには、世界全体で愛知目標が達成されなければなりません。生物多様性条約締約国

において愛知目標を踏まえた国別目標の設定を行い、生物多様性国家戦略に組み込んでいくことにより、各国の生物多様性関連施策を強化していくことが最も重要な課題の一つとなっています。このため、国内での取組はもちろんのこと、途上国における能力養成の支援などの国際貢献を積極的に行っていくことが求められています。

我が国は、生物多様性条約事務局に設立した「生物多様性日本基金」を活用し、生物多様性国家戦略の改定支援を中心とした、愛知目標の達成に向けた途上国の能力養成等の支援を進めています。

※それを超えると急激に生態系の状態が変化して別の平衡点に至る限界点

①COP10決定事項の実施

生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）において採択された愛知目標等を踏まえ、平成24年9月に「生物多様性国家戦略2012-2020」を閣議決定しました。同戦略においては、愛知目標の達成に向けた我が国のロードマップとして、目標年次を含めたわが国の国別目標（13目標）とその達成に向けた主要行動目標（48目標）、国別目標の達成状況を測るための指標（81指標）を設定しました。

愛知目標の達成を含め、生物多様性条約に基づく取組を地球規模で推進していくためには、途上国への資金供与や技術移転、能力養成が必要であることが強く指摘されています。このため、我が国は、愛知目標の達成に向けた途上国の能力養成等を支援するため、条約事務局に「生物多様性日本基金」を設置しています。基金に対しては我が国から平成22、23年度に計50億円を拠出しており、この基金を活用して、愛知目標達成に向けて生物多様性国家戦略の策定・改定を支援するための能力構築ワークショップが開催されており、平成25年5月までに世界22準地域で約170カ国からの参加がありました（図4-1）。

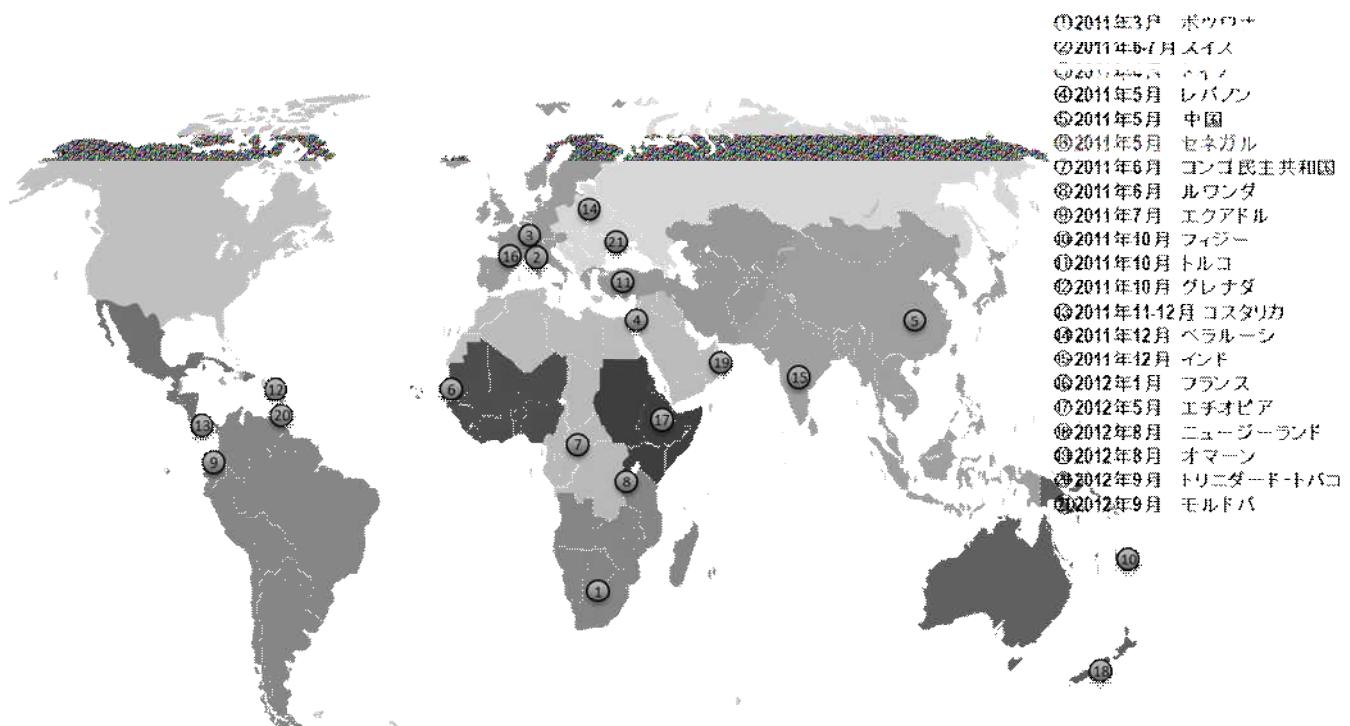


図4-1 生物多様性日本基金を活用したワークショップの開催状況

②遺伝資源へのアクセスと利益配分

遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分は、生物多様性の保全及び生物多様性の構成要素の持続可能な利用と並び生物多様性条約の目的の一つです。COP10において採択された「生物の多様性に関する条約の遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する名古屋議定書」（以下「名古屋議定書」という。）に、我が国は平成23年5月に署名しました。

「生物多様性国家戦略2012-2020」では、可能な限り早期に名古屋議定書を締結し、遅くとも平成27年までに、名古屋議定書に対応する国内措置を実施することを目指すことを個別目標として掲げているところですが、国内措置の具体化を始めとしてさまざまな課題があることから、関係者及び関係省庁による検討を進め、とりまとめに向けた合意形成を目指します。名古屋議定書の締結に必要な国内措置の検討の一環として、環境省では平成24年9月から関係する産業界や学術分野の有識者により構成される「名古屋議定書に係る国内措置のあり方検討会」を開催し、我が国にふさわしい国内措置のあり方にに関する意見のとりまとめを行っています。平成23年3月に、名古屋議定書の早期発効や効果的な実施に貢献するため、地球環境ファシリティ（GEF）によって管理・運営される名古屋議定書実施基金が設置されました。我が国は、平成23年4月に10億円を拠出しました。現在、パナマ、コロンビア、フィジー等の国内制度の発展、遺伝資源の保全及び持続可能な利用に係る技術移転、民間セクターの参加促進等の活動が支援されています。

③遺伝子組換え生物等の使用等の規制に関する措置

国内担保法である「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（カルタヘナ法）」に基づき、「生物の多様性に関する条約のバイオセーフティに関するカルタヘナ議定書」で求められている遺伝子組換え生物等の使用等の規制に関する措置を実施しました。また、「バイオセーフティに関するカルタヘナ議定書の責任及び救済に関する名古屋・クアランプール補足議定書」について、関係省庁において締結に向けた情報収集と国内担保措置に関する検討を進めました。

④資源動員戦略

COP10で採択された愛知目標において、遅くとも2020年までに、資源動員を現在のレベルから顕著に増加させるという目標（目標20）が掲げられ、平成24年10月にインド・ハイデラバードで開催された生物多様性条約第11回締約国会議（COP11）において、暫定的なものながら、開発途上国等に対する生物多様性に関する活動を支援するための国際的な資金フローを平成27年までに倍増させるという資源動員に関する目標が合意されました。我が国は、COP11直前に、暫定的報告枠組みに基づいて資源動員の状況を報告したところであり、平成26年2月末までに実施する予定の条約事務局への次回の報告に向けて、さらに精度の高い調査を実施するべく検討を行っています。

[課題] 愛知目標の達成に向けて、生物多様性国家戦略2012-2020に基づいて国内の取組を進めるとともに、生物多様性日本基金等を活用して途上国に引き続き支援を行うことが必要です。また、生物多

様性条約の3つの目的を地球規模で達成するため、引き続き途上国への資金的・技術的・人的支援を行うことが重要です。また、これらの目的を果たすための資源（資金、人的資源、技術等）動員の我が国における状況について、精度の高い調査を行い、報告枠組みを効果的なものとするための課題抽出や対策の検討を行うことが必要です。

【4－2 自然資源の持続可能な利用・管理の国際的推進】

人々が古くから持続的に利用・管理を行ってきた農地や二次林など、人間活動の影響を受けて形成・維持されている里地里山のような二次的な自然環境は、社会生態学的生産ランドスケープとも呼ばれ、多様な種がその生存のために適応・依存しており、その維持・再構築が生物多様性の保全・向上に重要な役割を果たします。都市化、産業化、地方の人口の急激な増減等により、世界の多くの地域でこれらの自然環境やそれが象徴する慣行や知識が危機に瀕しているなかで、これらの二次的自然環境を持続可能な形で保全していくために、その価値を世界で広く再認識するとともに、早急かつ効果的な対策を講じていくことが求められています。（※持続可能な森林経営と違法伐採対策のための取組については、4－3参照）

① SATOYAMAイニシアティブ

COP10において締約国会議としてSATOYAMAイニシアティブ※の推進等を含む決定が行われたことを踏まえ、COP10期間中に発足したSATOYAMAイニシアティブ国際パートナーシップ（IPSI）を通じて、参加団体間の情報共有や連携した活動の促進を行いました。

平成24年10月には、IPSIの第3回定例会合をインドのハイデラバードで開催し、「IPSI戦略」が採択されたほか、IPSIの活動報告、新規加入団体の紹介、「愛知目標達成への貢献」をテーマとした意見交換等を行いました。平成25年9月に開催したIPSI第四回第4回定例会合では、「IPSI戦略」を実施に移すための5年間の「IPSI行動計画」が承認されたほか、環境省、国連大学、及び公益財団法人 地球環境戦略研究機関の協働活動の一環として、小規模プロジェクトを支援する枠組みとしてのSatoyama Development Mechanism (SDM) が創設されたことが紹介されました。SDMについては、平成25年11月末に6件のプロジェクトが採択されました。

これまでの取組の結果、平成24年9月時点のIPSIの会員数は、政府機関、先住民・コミュニティ団体、研究機関、企業、国際機関など37カ国の123団体でしたが、平成25年9月時点では37カ国の155団体となり、普及啓発に係る取組の成果が着実に得られていると考えられます。

※SATOYAMAイニシアティブは、自然共生社会の実現に向けて、人々が古くから持続的に利用や管理してきた農地や二次林など、人間活動の影響を受けて形成・維持されている二次的自然環境（社会生態学的生産ランドスケープ）における自然資源の持続可能な利用・管理の推進のための取組。

② 我が国の自然との共生のあり方の発信

我が国では、美しい自然を将来に継承しつつ地域社会と共に存し、地域独自の文化を育んできました。こうした姿を発信するために、能登の里山里海が世界農業遺産に登録された石川県七尾市における「世界農業遺産国際会議」（平成25年5月）の開催、沖縄県における「地球温暖化防止とサンゴ礁保全に関する国際会議」（平成25年6月）の開催など、積極的に国際会議を開催し議論に貢献するとともに、持

続可能な農林水産業など我が国の先進的な取組を世界各国に発信しています。

環境省と国際自然保護連合（IUCN）との共催により、アジア地域における国立公園等保護地域の管理の経験の共有と多様な関係者の協力体制の構築、愛知目標の達成と保護地域作業計画の実施に向けた活動の推進などを目的として仙台市で開催される「第1回アジア国立公園会議」に向けて、研究者やNGO、企業など様々な関係者とともに準備を進めました。同会議における「自然災害と保護地域」、「保護地域の協働型管理」など、アジア地域の保護地域の特色を踏まえたテーマ別の議論に基づき、アジア地域における保護地域の理念である「アジア保護地域憲章」などの成果文書をとりまとめ、平成26年にシンガポールで開催される「第6回世界国立公園会議」等において世界に向けて発信していく予定です。

また、会議において、三陸復興国立公園をはじめとする日本の国立公園の取組を紹介することにより、日本の国立公園に関する国際的な関心を高めるとともに、災害からの復興に貢献する国立公園づくりや、地域との協働による国立公園管理など、日本の知見や経験を世界と共有し各国の保護地域管理にも役立つものとしていきます。

これらの取組を通じ、被災地を中心とした日本全国の観光地のPRにもつなげ、災害からの復興に貢献するとともに、国立公園等を通じたアジア近隣諸国との友好関係の構築を進めます。

③生物資源の持続可能な利用と流通に向けた取組

我が国は多くの生物資源を輸入しており、それらの生物資源が持続可能な形で利用されることが重要です。特に絶滅のおそれのある野生動植物の種に対する国際取引による影響を防ぐことは重要であるため、ワシントン条約に基づく絶滅のおそれのある野生動植物の輸出入の規制に加え、同条約附属書Iに掲げる種について、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に基づき国内での譲渡し等の規制を行っており、平成25年7月から同法における罰則規定を強化しました。また、関係省庁、関連機関が連携・協力し、インターネット取引を含む条約規制対象種の違法取引撲滅に向けた取組等を進めました。

④水産資源の持続的な利用に向けた取組

我が国は、水産資源の持続的な利用に向け、周辺諸国と二国間・多国間による漁業協定を結んでおり、これを毎年度47協定以上に維持しています。

[課題] 都市化、産業化、地方の人口の急激な増減等により、世界の多くの地域で自然環境やそれが象徴する慣行や知識が危機に瀕しているなかで、二次的自然環境を持続可能な形で保全していくために、我が国が古くから培ってきた、自然とともに生きるための知恵・知識や現在まで引き継がれている生活や考え方、新たな知見など、我が国における自然との共生のあり方についての価値を再評価し、世界に向けて発信することが求められています。

今後も引き続き、世界へ向けて情報発信を行い、技術的支援等の国際協力を進めるとともに、実際に我が国の大いなる自然や地域との協働による地域の保全・管理を見てもらえるような機会を積極的に設け、日本全国の観光地のPRや地域振興にもつながるような取組を推進していくことが重要です。

【4－3 生物多様性に関わる国際協力の推進】

国境を越えて移動する動物の生息環境や地球規模の視点で生物多様性が豊かな地域を保全するためには、国際的な協力のもとで保全活動を進めていく必要がある一方、世界的には、農地の拡大や違法伐採などによる森林減少、砂漠化などが要因となり生物多様性の状況が悪化しています。我が国は、食料や木材等の資源の多くを海外から輸入しており、他国の生物多様性を利用しているという視点に立ち、地球規模での生物多様性保全に貢献する必要があります。

①国際サンゴ礁イニシアティブ（ICRI）

平成24年7月に、ケアンズ（豪州）で開催された第27回ICRI総会に出席し、地球規模サンゴ礁モニタリングネットワーク（GCRMN）の今後の活動に関する議論や日本の取組の報告等を行いました。また、平成25年9月に、シンガポールで第9回ICRI東アジア地域会合を開催し、海洋保護区の管理効果評価にかかる能力開発ワークショップや東アジア地域サンゴ礁保護区ネットワーク戦略2010の実施のための情報交換を行いました。さらに、平成26－27年度は日本がICRI事務局をホストすることとなっており、我が国の一層の貢献が期待されます。

②アジア太平洋地域における渡り性水鳥の保全

日豪政府のイニシアティブにより、平成18年11月に発足した「東アジア・オーストラリア地域フレイウェイ・パートナーシップ（EAAFP）」の活動として、EAAFP事務局への支援を継続するとともに、ツル、ガンカモ、シギ・チドリ類といった渡り鳥の主要な渡り経路である東アジア・オーストラリア地域におけるモニタリング体制構築のため、EAAFP事務局やNGOと協力して各国の関係者を集めた国際ワークショップを重ね、モニタリング活動の試行開始に至りました。日本の取組の成果もあり、フレイウェイネットワークへ新規で参加するパートナーの数が増加しました。

③二国間渡り鳥保護への取組

米国、豪州、中国、ロシア及び韓国との間で、渡り鳥等の保護のための共同調査等を引き続き実施するとともに、平成24年11月に韓国において開催された、中国、韓国及び豪州との間の二国間渡り鳥等保護に関する会議などにおいて、渡り鳥保護施策や調査研究に関する情報や意見の交換等を行いました。

④ラムサール条約

ラムサール条約に基づく国際的に重要な湿地（ラムサール条約湿地）として、平成24年7月に開催された同条約の第11回締約国会議の機会に、新たに9箇所（大沼、渡良瀬遊水地、立山弥陀ヶ原・大日平、中池見湿地、東海丘陵遊水地群、円山川下流域・周辺水田、宮島、荒尾干潟、与那覇湾）が登録されました。これにより、国内のラムサール条約登録湿地は46箇所となりました。引き続き、地域の理解と協力を前提とした新規登録及び拡張の可能性のある湿地の洗い出し作業を行っています。また、平成32年までにこれまで登録された全ての湿地についてラムサール情報票（RIS）の更新を行うことを目

標に、これまで登録された条約湿地の保全と賢明な利用に向けた取組を進めるとともに、第10回締約国会議で採択された湿地システムとして水田の生物多様性向上に係る決議（水田決議）について、NGO等と協力して各地の優良事例を収集し広く情報提供するなど、その積極的な推進に努めました。

国際的には、特に我が国に渡来する水鳥類の渡りのルート上に位置するアジア太平洋地域において、平成27年までにラムサール条約湿地を新たに3箇所追加することを目指しており、湿地の現況調査や条約湿地の候補地選定支援、普及啓発を進めるなどにより、アジア太平洋地域におけるラムサール条約実施の促進や、渡り鳥及び湿地保全への協力、アジア太平洋諸国に対する国際的に重要な湿地の保全及び賢明な利用に向けた協力等を行いました。

⑤GEF

途上国の生物多様性保全に関する取組を支援するため、生物多様性条約の資金メカニズムであり、現在我が国が主要な拠出国の一つとして参加している地球環境ファシリティー（GEF : Global Environment Facility）の活動を支援しています。また、途上国の「生物多様性ホットスポット」（特に生物種が豊かで、かつ危機に瀕する地域として選定された地域）の保全活動を行うNGOなどを支援するクリティカル・エコシステム・パートナーシップ基金（CEPF : Critical Ecosystem Partnership Fund）を引き続き支援していくことを検討します。

⑥持続可能な森林経営と違法伐採対策

国連食糧農業機関（FAO）の報告では、世界の森林面積は、約40億haで、陸地面積の約3割を占めています。しかし、平成12年から平成22年の間、農地等への転用、森林火災、過放牧、薪炭材の過剰採取、違法伐採等により年間約1,300万haの森林が減少しており、植林等による增加分を差し引いても年間約520万haが減少しています。

森林は、地球温暖化や生物多様性の損失などの地球環境問題との関連からもその重要性が認識されるようになり、保全と利用を両立させ、現在のみならず将来の世代の多様なニーズにも対応していく「持続可能な森林経営」を推進する取組が実施されています。

我が国は、国連森林フォーラム等の世界の森林の持続可能な経営に関する国際的な議論に積極的に参加するとともに、持続可能な森林経営の進捗状況を客観的に把握・分析・評価するための「基準・指標」を作成・適用するための国際的な取組である「モントリオール・プロセス」の事務局を務めるなど、持続可能な森林経営の達成に向けた体制構築やルールづくり等の議論の進展に貢献しています。また、途上国の森林減少・劣化に由来する温室効果ガスの排出量は、世界の温室効果ガス総排出量の約2割を占めるとされており、気候変動対策をすすめる上で重要な課題となっています。我が国は、「途上国における森林減少・劣化に由来する排出の削減等（REDD+）」の対策の推進を図るため、REDD+パートナーシップ、UN-REDD、FCPF等の会合に参画するとともに資金拠出を実施し、REDD+の取組に係る国際的な連携・協力の推進に貢献しました。

我が国は、これらの議論などを踏まえ、技術開発やNGO支援、JICAを通じた技術協力や資金協力による二国間協力、FAOや国際熱帯木材機関（ITTO）の国際機関を通じた多国間協力等、持続可能な森林経営の達成に向けた国際協力をを行っています。JICAを通じた技術協力としては、国立公園及び周辺地域における荒廃地回復（インドネシア）、参加型の土地・森林利用管理を主体とする森林減少抑制システム

の開発（ラオス）、乾燥・半乾燥地における郷土樹種植林の普及（ケニア）等の技術協力プロジェクトを実施しました。

⑦砂漠化への対処

砂漠化とは、国連の砂漠化対処条約（UNCCD）において、「乾燥地域における土地の劣化」と定義されています。乾燥地域は地表面積の約41%を占めており、世界の3分の1以上の人々がそこに居住しています。一方で、世界で19百万km²の土地が劣化し、15億人が砂漠化の影響を受けていると推定されています。砂漠化の原因として、干ばつ・乾燥化等の気候的要因のほか、過放牧、過度の耕作、過度の薪炭材採取による森林減少、不適切な灌漑による農地への塩分集積等が挙げられます。その背景には、開発途上国における人口増加、貧困、市場経済の進展等の社会的・経済的要因が関係しています。

平成8年に発効した砂漠化対処条約では、加盟している開発途上国は砂漠化対処のための行動計画を作成し、先進国がその支援を行うことで砂漠化対策に取り組んでいます。我が国も平成10年に条約を受諾し、締約国会議に参画・貢献すると共に関係各国、各國際機関等と連携を図りつつ国際的な取組を推進しています。また、米国に次ぐ規模の拠出国としてその活動を支援しています。

このほか、同条約への科学技術面からの貢献を念頭に、砂漠化対処のための技術の活用に関する調査などを行ったほか、独立行政法人国際協力機構（JICA）等を通じ、農業農村開発、森林保全・造成、水資源保全等のプロジェクト等を実施しました。

【課題】 地球規模の視点で生物多様性の保全を進めるため、国境を超えて移動する動物の生息環境の保全に関する国際的枠組みへの積極的な参加や、持続可能な森林経営の推進や砂漠化対処に向けた議論への積極的な参画・貢献を行いました。今後も引き続き、国際的な議論への積極的な参画を行うとともに、地球環境ファシリティー等を通じた財政的支援や、ラムサール条約湿地登録のための技術的支援等を、着実に貢献していくことが重要です。

【4－4 世界的に重要な地域の保全管理の推進】

生物多様性の保全上重要な地域の保全管理について、地球規模の視点をもち、国際的にも重要性を持つ地域の保全を進める必要があります。（※ラムサール条約に係る取組については、4－3参照）

①世界遺産条約

我が国では、世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約（以下「世界遺産条約」という。）に基づき、屋久島、白神山地、知床及び小笠原諸島の4地域が自然遺産として世界遺産一覧表に記載されています。これらの世界自然遺産については、自然環境や利用状況などに関するモニタリング調査及び巡視や外来生物対策等を実施しているほか、関係省庁・地方公共団体・地元関係者からなる地域連絡会議と専門家による科学委員会を設置しており、関係者の連携によって適正な保全・管理を実施していま

す。特に平成23年に新たに世界遺産一覧表へ記載された小笠原諸島については、世界遺産委員会の勧告を踏まえ外来種対策の推進など質の高い保全管理に取り組みました。屋久島については、平成24年10月に、関係省庁及び関係する地方公共団体と共に新しい「世界遺産地域管理計画」を策定しました。白神山地についても、平成25年10月を目途に新しい管理計画を策定すべく、科学委員会の助言を得て取組を進めました。

平成24年1月にユネスコ世界遺産センターへ世界文化遺産推薦書を提出した富士山については、平成25年6月に開催された第37回世界遺産委員会において、「富士山—信仰の対象と芸術の源泉」として世界遺産一覧表に記載されました。また、世界自然遺産の国内候補地である奄美・琉球については、平成25年1月に、推薦の前提となる我が国の世界遺産暫定一覧表に記載することを決定しました。同年4月には、専門家による「奄美・琉球世界自然遺産候補地科学委員会」を設置し、世界自然遺産登録に向けた検討を進めています。

この他、平成24年は世界遺産条約が採択されて40周年に当たることから、同年10月に、鹿児島県において、環境省と林野庁の共催により「世界遺産条約採択40周年記念シンポジウム—日本の世界自然遺産の未来」を開催しました。また、同年11月に京都において、世界各国で開催された記念行事を締めくくる「世界遺産条約採択40周年記念最終会合」を、環境省、外務省、文化庁及び林野庁との共催により開催し、世界遺産条約のこれまでの成果等を踏まえて将来の方向性を示した「京都ビジョン」を発表しました。

②生物圏保存地域（ユネスコエコパーク）

生物多様性の保全、経済と社会の発展、学術的研究支援に焦点を当てたユネスコの「人間と生物圏（MAB : Man and Biosphere）計画」に基づく生物圏保存地域（BR : Biosphere Reserves, 国内呼称はユネスコエコパーク）については、平成24年7月に、「綾」（宮崎県）が新たに登録されました。同地域においては、国有林野を中心に関係行政機関、自然保護団体、ボランティア団体の協働により照葉樹林の保護・復元等を行う「綾の照葉樹林プロジェクト」が実施されているほか、エコツーリズムや有機農業による地域振興など、自然と人間の共生に配慮した取組が行われています。「綾」の登録は、国内5件目です。

平成25年9月には、日本ユネスコ国内委員会MAB計画分科会において、「只見」（福島県）及び「南アルプス」（山梨県、長野県、静岡県）の2件の新規登録、並びに既に登録されている「志賀高原」（群馬県、長野県）の拡張登録について、ユネスコへの推薦が決定されました。

また、既にBRに登録されている「白山」（石川県、岐阜県、富山県、福井県）、「大台ヶ原・大峰山」（奈良県、三重県）及び「屋久島」（鹿児島県）の各地域では、地元市町村を中心として関係行政機関や地元関係団体等が参画する運営協議会を設立し、平成27年12月末までに拡張・ゾーニングの変更申請を行う方向で検討が進められています。

国は、BR関係自治体に対し、BRの活動とユネスコスクール※や持続可能な開発のための教育（ESD）との連携を図ることにより、学校教育を通じた、生物多様性の保全と持続可能な地域づくりを担う次世代育成の実践につながるよう助言しており、複数の自治体から、ユネスコスクールの申請がなされています。

※ユネスコ憲章に示されたユネスコの理念を実現するため、平和や国際連携を実践する学校。

③世界ジオパーク

国際的重要性を持つ地質学的遺産を有し、これらの遺産を地域社会の持続可能な発展に利用している地域として世界ジオパークがあります。世界ジオパークはユネスコの支援のもと、世界ジオパークネットワーク (GGN : Global Geoparks Network) が認定するものです。我が国では地形・地質等の専門家から構成される日本ジオパーク委員会が32地域（平成25年9月時点）を日本ジオパークとして認定しており、洞爺湖有珠山、糸魚川、山陰海岸、島原半島、室戸、隠岐の6地域が世界ジオパークとして認定されています。地形・地質は生物の生息・生育の「土台」として重要な役割を果たしており、国立公園と重複している地域も多いことから、ジオパークと連携した取組についても推進していきます。

④南極地域の環境の保護

南極地域は、保護すべき価値を有する地域であり、地球環境研究の場等としてかけがえのない価値を有しています。近年は基地活動や観光利用の多様化に伴う環境影響の増大も懸念されています。

南極の環境保護に向けた国際的な取組は、南極の平和的利用と科学的調査における国際協力の推進を目的として南極条約（昭和36年発効）の下で定められた、南極の環境や生態系の保護を目的とする「環境保護に関する南極条約議定書」（平成10年発効）により進められています。

我が国は、南極条約の締約国として、環境保護に関する南極条約議定書を適切に実施するため制定された南極地域の環境の保護に関する法律（平成9年法律第61号）に基づき、南極地域における観測、観光、冒険旅行、取材等に対する確認制度等を運用するとともに、ホームページ等を通じて南極地域の環境保護に関する普及啓発、指導等を行いました。また、毎年開催される「南極条約協議国会議」に参加し、南極特別保護地区の管理計画や、非在来種の防除方法など、南極における環境の保護の方策について議論を行いました。

また、国立極地研究所において南極観測審議委員会設営専門部会の下に環境分科会を設置し、昭和基地における環境保全の方策等について検討を進めています。さらに、政府の職員が第54次南極地域観測隊に同行し、基地活動による南極地域の環境への影響を調べ、今後の活動の内容などについて検討しました。

〔課題〕 地球規模での生態系ネットワークの構築に向けて、我が国における生物多様性の保全上、世界的に重要な地域の保全管理を進めています。今後も保全管理を継続的に進めつつ、地域と連携して、地域振興にも資するような新たな施策の展開などの検討について、地方公共団体を含む関係者と連携して進めるとともに、関係各国との相互の協力やネットワーク機能の向上を図っていきます。

基本戦略4　まとめ

我が国は生物多様性分野での国際的な議論への積極的な貢献、愛知目標の達成に向けた途上国的能力

養成等の支援や資金メカニズム等を通じた途上国支援等の国際協力を実施し、地球規模での愛知目標の達成に向けて貢献してきました。今後もこれらの取組を引き続き行うとともに、SATOYAMA イニシアティブの推進など、我が国の自然との共生のあり方についての情報提供が求められていることも踏まえ、独自の文化・制度、伝統的な知識、それらによって形作られてきた自然そのものについて国内での再評価の推進を並行して行いながら、積極的に世界に情報発信を行っていくことが重要です。

基本戦略5 科学的基盤を強化し、政策に結びつける

数値目標の達成状況

我が国の生物多様性の状況を示す重要な基礎情報である 1/25,000 植生図の整備率は、平成 25 年 3 月時点で約 64%となり、着実に整備を進めているところです。調査未実施地点には地形的に調査の実施が難しい箇所等が残されているため、円滑な遂行に当たっては調査工程の工夫や技術開発が重要です。

なお、第3部において基本戦略5の達成状況の指標となるような数値目標はないため、今後の国家戦略改定において、適切な指標の追加が望まれます。

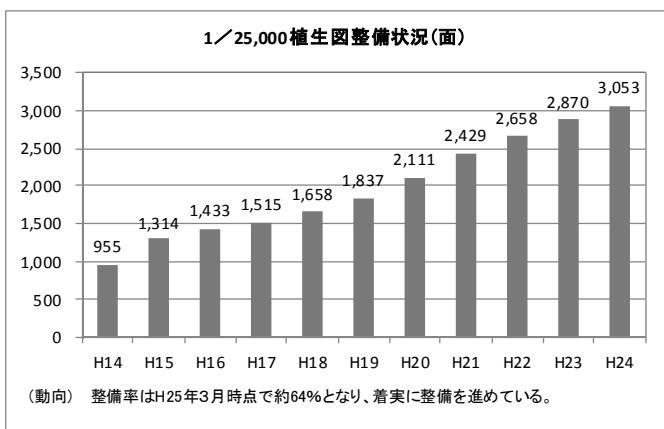


図 5－1 1/25,000 植生図整備状況

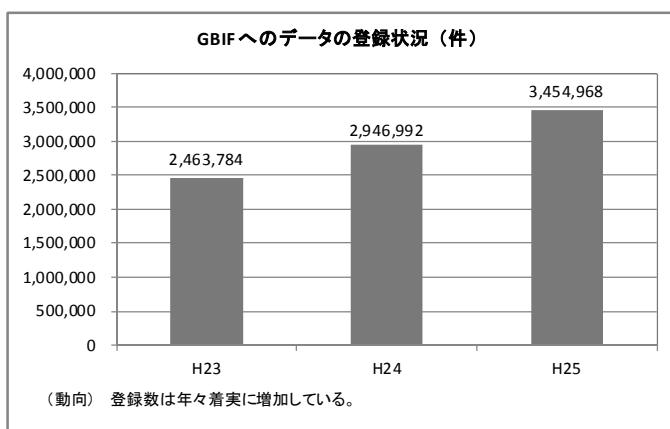


図 5－2 GBIFへのデータの登録状況

取組例

【5－1 基礎的データの整備】

①自然環境調査

我が国では、全国的な観点から植生や野生動物の分布など自然環境の状況を面的に調査する自然環境保全基礎調査や、さまざまな生態系のタイプごとに自然環境の量的・質的な変化を定点で長期的に調査する重要生態系監視地域モニタリング推進事業（モニタリングサイト1000）等を通じて、全国の自然環境の現状及び変化状況を把握しています。

自然環境保全基礎調査における植生調査では、我が国の生物多様性の状況を示す重要な基礎情報として、詳細な現地調査に基づく植生データを収集整理した縮尺2万5千分の1植生図を作成しています。平成24年度までに、全国の約64%に当たる地域の植生図の作成を完了しました。また、砂浜・泥浜の面積等の変化状況についても調査を実施しています。

モニタリングサイト1000では、高山帯、森林・草原、里地里山、陸水域（湖沼及び湿原）、沿岸域（砂浜、磯・干潟・アマモ場・藻場及びサンゴ礁）、小島嶼の各生態系について、生態系タイプごとに定めた調査項目及び調査方法により、合計約1000箇所の調査サイトにおいてモニタリング調査を実施しており、平成24年度も引き続きモニタリングを実施しました。また、平成15年度のモニタリング事業開始から10

年が経過していることから、これまでの調査結果が愛知目標の進捗状況評価や各種保全施策に効果的に活用されることを目的として、生態系毎に5年に1度のとりまとめ作業を開始しました。とりまとめ結果は平成26年度当初、磯・干潟・アマモ場・藻場については平成25年10月の公表を目指し、準備を進めています。

さらに、河川水辺の国勢調査として、魚類、底生動物、植物、鳥類、陸上昆虫類、両生類・爬虫類・哺乳類、動植物プランクトンの調査を実施・公表し、計画策定、事業実施の際に活用しています。

②研究・技術開発等

独立行政法人国立科学博物館において、「日本海周辺域の地球表層と生物相構造の解析」、「生物多様性ホットスポットの特定と形成に関する研究」などの調査研究を推進するとともに、約408万点の登録標本を保管し、これらの情報をインターネットで広く公開しました。また、GBIF（地球規模生物多様性情報機構）の活動を支援するとともに、GBIF日本ノード（データ提供拠点）である国立科学博物館及び国立遺伝学研究所と連携しながら、生物多様性情報を同機構に提供しました。

〔課題〕 自然環境データの充実を図るため、調査手法の見直しや技術開発等による調査時間・コストの縮減、自然環境の現状と時系列・空間的变化を的確に捉えるための指標の開発、他の全国的な調査データともあわせた利用のあり方について検討を進め、継続的なデータ更新や速報性の向上等を進める必要があります。

【5－2 生物多様性の総合評価】

環境省が設置した「生物多様性総合評価検討委員会」において、森林、農地などの生態系の区分ごとに、評価のための指標を設け、各指標の推移を示すデータとともに、過去50年の生物多様性の損失の大きさと現在の傾向について評価を行い、その成果が平成22年5月に「生物多様性総合評価（JB0）」として公表されました。平成22～24年度にかけては、JB0において抽出された課題として国土全体の生物多様性の状態や変化の状況を空間的に把握するため、生物多様性評価の地図化を行いました。作成した地図は、優先的に保全・再生を行うべき地域の抽出など国や地方公共団体の政策決定のための基礎資料や、生物多様性の現状を国民にわかりやすく伝えるためのツールとして、多様な主体が利用できるよう、HPで成果を公表するとともに、GISデータ等も提供しています。

〔課題〕 今後は、本点検における施策の実施状況の確認も踏まえて、第2部に掲げる愛知目標の達成に向けた我が国の国別目標の達成状況を把握するための指標の見直しや充実を行う必要があります。また、これらの取組とも整合をとり、生物多様性の状況や施策の効果を総合的に把握するための指標の整備や数値化、モデル化の検討も含め、社会経済的側面も踏まえたわが国の生物多様性の全体像を把握するための総合評価を実施することは、科学的知見に基づいて状況に合った対策を講じる上で重要です。

【5－3 科学と政策の結びつきの強化】

生物多様性と生態系サービスに関する動向を科学的に評価し、科学と政策のつながりを強化するため、「科学的評価」、「能力開発」、「知見生成」、「政策立案支援」の4つの機能を柱とした「生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学政策プラットフォーム（IPBES）」が平成24年4月に設立され、平成25年1月にドイツ・ボンで開催された第1回総会において、総会議長を始めとするビューローメンバー及び学際的専門家パネル（MEP）のメンバー、初年度予算案等が決定されました。我が国はIPBESの創設に向けた国際的な議論に積極的に参画するとともに、暫定事務局に対し拠出金を通じて、IPBES体制整備、IPBES活動内容の協議・調整、GBIFデータ集積を支援しました。また、IPBESの国内体制の整備も行っており、平成25年度から3カ年の事業として我が国の生物多様性・生態系サービスの情報基盤の整備、評価及び予測の実施を開始しました。

地球規模での生物多様性保全に必要な科学的基盤の強化のため、アジア太平洋地域の生物多様性観測・モニタリングデータの収集・統合化などを推進する「アジア太平洋生物多様性観測ネットワーク（AP-BON）」への支援を行いました。また、東・東南アジア地域での生物多様性の保全と持続可能な利用のための生物多様性情報整備と分類学能力の向上を目的とする事業である「東・東南アジア生物多様性情報イニシアティブ（ESABII）」を推進しました。

〔課題〕 引き続き、IPBESの効果的な運営に向けて国際的な議論に貢献するとともに、IPBESの国内体制の整備を進めることが重要です。また、アジア地域における生物多様性保全に必要な科学的基盤の強化のため、引き続き同地域への総合的な支援を行うことが望されます。

【基本戦略5 まとめ】

基礎的データの整備は着実に進められているものの、調査に必要な人材の不足や予算の削減等の課題が残されています。こうしたことを踏まえ、調査手法の見直しや技術開発等による調査時間やコストの縮減、自然環境の現状と時系列・空間的变化を的確にとらえるための指標の開発、他の全国的な調査データともあわせた利用のあり方について検討を進め、継続的な更新や速報性の向上等を進める必要があります。また、社会経済的側面も踏まえつつ我が国の生物多様性及び生態系サービスの全体像を把握するための総合評価を実施するなかで生物多様性の状況や施策の効果を総合的に把握するための指標や数値化、モデル化の検討を行い、それと整合性をとりつつ我が国の国別目標の達成状況を把握するための指標の見直しや充実を行うことが求められています。さらに、科学的基盤と政策との結びつきをより強固なものにするため、IPBESの国際的な作業への貢献とともに、国内の実施体制を整え、IPBESのグローバルアセスメントやサブグローバルアセスメントに資するような取組を行うことが望されます。また、地球規模での課題解決に向け、引き続き、アジア地域における科学的基盤の強化のための支援を行う必要があります。

(参考) 基本戦略と第3部における関連施策の対応表

基本戦略 1 生物多様性を社会に浸透させる	4、18、19、21、30、34、49、59、60、70、74~76、86、90、137~141、160~166、183、190、191、196、204~206、208、210、211、217、220、221、223、251、252、254、257、260、262、265、270、297~301、306、307、318、344、345、360、363、364、369、370、374、375、379、380、382、396、403、405~416、419~424、426、427、429~431、433、435~442、444~448、450、454、457、458、461、466、467、469、471~474、476~479、485、488~491、496~503、505、507、510、511、521、524~526、574、600、605、610~615、617、618、662、670~672、689、695、702、703、707、709、711、725、742、744~747、768、791、797、807、809、843~846、848~850
基本戦略 2 地域における人と自然の関係を見直し、再構築する	18、22、23、29、33、38、40、42、43、44、45、46、47、59、60、68、69、74、75、76、77、78、79、81、90、112、117、120、121、123、124、128、129、130、131、132、133、134、142、151、155、159、180、182、183、184、186、187、188、189、192、193、197、198、199、200、201、204、205、206、207、208、210、214、215、262、268、270、275、276、282、285、287、317、318、335、336、337、339、341、342、344、345、355、356、360、362、367、369、370、377、400、401、416、442、449、455、459、470、473、475、513、514、515、516、517、518、521、522、523、525、526、527、528、529、532、533、534、535、536、537、538、539、541、542、543、544、545、546、547、548、549、553、555、556、557、558、559、560、561、562、563、564、565、567、568、575、576、577、578、579、580、584、585、599、600、601、604、605、642、656、663、670、671、681、695、709、711、765、780、781、791、792、806、807、815、816、817、819、820、827、828、829、830、831、832、833、834、835、836、844、849、850、851、854、855、857
基本戦略 3 森・里・川・海のつながりを確保する	1~6、8~18、20~28、31、35、36、39、48、50~66、68、69、71~73、81、82、84~101、105~117、119~123、125、126、130、131、135、136、143~158、166~170、172、173、176、177、197、199、203、205、209、213、215、218~222、224、225、232、235~253、255~261、263~270、275、277、297、301~306、313~316、321、322、324~326、331、332、334、335、338~342、348、350~353、367、371、375~377、379、381、383~395、397~399、402、403、416~418、421、427、428、443、448、451、460、462~468、508、509、515、520、521、530、539、540、555、581~583、590、594~598、605、606、609、616、638、640、670~672、676、679、680、688、694~697、711、719、720、748、750~752、754~756、761、764、765、767~769、774、775、780~782、785、795、796、800、803~805、807、809~812、824、826、836、839、841、842、844、849、853
基本戦略 4 地球規模の視野をもって行動する	7、59、60、63、64、77、78、103、104、115、118、171、175~179、190、216、270、318、344、345、360、369、370、388、396、470、495、516、521、551、552、586、605、608、625、632、638、639、650~661、662、663、665、667、669~675、677、678、683~687、690~693、695~699、701、702、704~706、708~711、713~717、722~728、731、739、740、743、745、749、764、775、783、787~791、795、796、800、802、808、825、851、852、857
基本戦略 5 科学的基盤を強化し、政策に結びつける	7、59、60、74、75、83、101、112、115、118、170、172、174、185、194、207、257、258、261、267、271、275、282、302~309、311、319、329、333、343、346、372、387、388、426、495、519、521、550、554、566、583、590、593、598、605、607、609、624、638、652~654、664、666、670、671、686、687、689、695~697、700、712、718、722、730~738、741、745、748、750、753~760、762、764~779、789、793、794、797、799、800、809、814、837、856

第2部 愛知目標の達成に向けたロードマップについて

第2部では、COP10において採択された愛知目標の達成を実現するために、生物多様性国家戦略2012-2020第2部に掲げるわが国の13の国別目標について、その達成に向けて設定した主要行動目標の取組状況及び関連指標群の動向を踏まえて達成状況を点検した結果を報告します。

なお、関連指標群については、平成25年9月までの数字をとりまとめています。

1. 戰略目標A関連

政府、地方自治体、事業者、民間団体、国民など多様な主体が、生物多様性の保全と持続可能な利用の重要性を認識し、それぞれの行動に自発的に反映されることにより、生物多様性の損失の根本原因に対処する。

政府、地方自治体、事業者、民間団体、国民など多様な主体が、生物多様性の保全と持続可能な利用の重要性を認識し、それぞれの行動に自発的に反映する「生物多様性の社会における主流化」の達成に向け、各種取組が進んでいます。

(1) 国別目標A-1

遅くとも2020年までに、政府、地方自治体、事業者、民間団体、国民など多様な主体が、生物多様性の保全と持続可能な利用の重要性を認識し、それぞれの行動に自発的に反映する「生物多様性の社会における主流化」が達成され、生物多様性の損失の根本原因が多様な主体による行動により軽減されている。

生物多様性の社会における主流化に向けて、関係府省のみならず、国連生物多様性の10年日本委員会をはじめとする各種団体において、各主体間のパートナーシップによる生物多様性の普及啓発等の取組が進んでいます。

地方レベルにおいても生物多様性地域戦略の策定が進むとともに、生物多様性自治体ネットワークの参加自治体数が増加するなど進展が見られます。

また、民間レベルにおいても民間参画パートナーシップの参加団体数が増加するとともに認証マークの取組事例が拡大するなど進捗がみられます。

生物多様性や生態系サービスの経済的な評価についても事例の蓄積や収集が進みつつあります。

しかし、2020年の目標達成には、単に「生物多様性」の言葉の認知度を高めるだけでなく、生物多様性の保全と持続可能な利用の重要性が社会の常識となり、それを意思決定や行動に自主的につなげていく「社会における主流化」が重要です。そのためには、生物多様性及び生態系サービスの経済的な評価などによる可視化の取組を更に進め、政策や様々な主体の意思決定に反映していく必要があります。

また、奨励措置による生物多様性への影響については、引き続き考慮していきます。

①主要行動目標A-1-1

生物多様性の広報・教育・普及啓発等を充実・強化する。

(環境省、外務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省)

愛知目標の達成に向けた各セクターの参加と連携による具体的な行動を推進することを目標に、有識者、経済界、N P O ・ N G O 、地方自治体、政府など多様な主体の参画を得て、平成 23 年 9 月に設立された「国連生物多様性の 10 年日本委員会」(UNDB-J) において、生物多様性全国ミーティングや地域セミナーの開催、推奨する連携事業の認定、推薦図書等の選定、「MY行動宣言」の実施など、各主体間のパートナーシップによる生物多様性の普及啓発等の取組の充実、強化を図っています。

また、関係各省においてホームページを活用した生物多様性に関する広報活動を実施しているほか、「子どもの水辺再発見プロジェクト」や「海辺の自然学校」など親子や児童を対象とした自然体験プログラムを通じた環境教育や社会教育の推進、それらのプログラムの実践の場となる都市公園等や自然との共生を考慮した学校施設の整備も進めています。

生物資源に関するアクセス及び利益配分を促進するため、説明会の実施や相談窓口による情報提供も行っています。

さらに、生物多様性に配慮した農林水産物であることを表す「生きものマーク」の事例紹介など、生物多様性に関する国民理解の増進を図る取組も実施しており、これらの取組を引き続き進めています。

②主要行動目標A－1－2

生物多様性及び生態系サービスの経済的な評価などによる可視化の取組を推進する。(環境省、農林水産省、国土交通省)

平成 24 年度に「奄美大島の国立公園指定」や「全国的なシカ食害対策」により保全される生物多様性について経済的評価を試行するなど、国内における評価事例の実施、収集、蓄積を進めています。

また、経済価値評価を活用して、農家等が行う生物多様性の保全に資する農業生産活動等に対して企業等による支援を促す仕組みづくりを検討したり、持続的な投資が促進される不動産市場形成への取組として環境不動産の普及を進めたりするなど、生物多様性や生態系サービスの経済的評価の活用について検討を進めています。

これらの取組を引き続き進めていくとともに、事例収集や検証によりその成果を取りまとめています。

③主要行動目標A－1－3

地方自治体における効果的な生物多様性地域戦略の策定や実践的な取組を促進する。また、2013 年までに、生物多様性地域戦略の策定の手引きを改定する。(環境省)

地方自治体における生物多様性地域戦略の策定に対して、平成 25 年度までに 27 の地方自治体に支援を実施しています。これらの自治体も含め、平成 25 年 9 月までに、23 都道県、31 市区町村において生物多様性地域戦略が策定されています。

また、平成 25 度中の完成に向けて「生物多様性地域戦略の策定の手引き」の改定作業を進めており、その活用などにより引き続き地域戦略の策定の推進を図っていきます。

④主要行動目標A－1－4

生物多様性の配慮事項が盛り込まれた国と地方自治体における戦略や計画等の策定を促進する。
また、奨励措置による生物多様性への影響の考慮や生物多様性に配慮した奨励措置を実施する。
(環境省、農林水産省、国土交通省)

生物多様性の配慮事項が盛り込まれた国の戦略として、平成 24 年 2 月に「農林水産省生物多様性戦略」を策定しており、同戦略に基づき生物多様性保全をより重視した農林水産施策を総合的に展開しています。

また、地域における生物多様性保全に関する法定計画の策定やそれらの計画に基づく取組を推進するために地方公共団体等に対する支援を行い、平成 24 年度末までに 22 の法定計画（生物多様性地域戦略、特定外来生物防除実施計画など）が策定されています。都市においては、都市の生物多様性の確保に配慮した地方公共団体の「緑の基本計画」策定支援の観点から、平成 23 年 10 月に「緑の基本計画における生物多様性の確保に関する技術的配慮事項」を策定し、加えて、平成 25 年 5 月に「都市の生物多様性指標（素案）」を策定しており、これらを通じて地方公共団体の取組を推進しています。

また、地域の多様な主体の連携による生物多様性保全活動を奨励するため、生物多様性保全推進支援事業により、こうした活動に対して財政的な支援をしています。平成 25 年度までに 55 団体の活動を支援しており、支援が終了した団体については、全ての団体が現在も様々な体制で活動を継続又は展開しています。

奨励措置による生物多様性への影響については、引き続き考慮していきます。

これらの取組は、一部で内容の見直しを伴うものの、引き続き推進していきます。

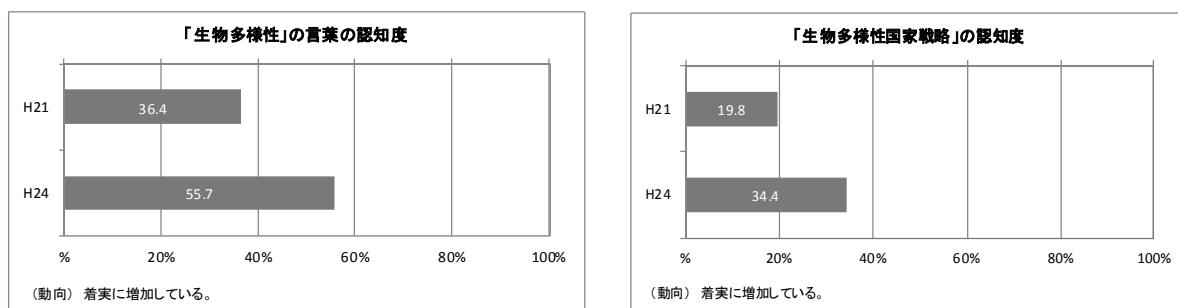
⑤主要行動目標 A－1－5

生物多様性に配慮した持続可能な事業活動の方針の設定・公表とその実施を奨励する（生物多様性に配慮した環境管理システムの導入、サプライチェーンも考慮した原材料調達、生産活動、商品・サービスの販売、技術開発、廃棄物管理、投融資活動、土地利用、従業員教育等の実施の他、これらの取組に関する情報開示）。（環境省）

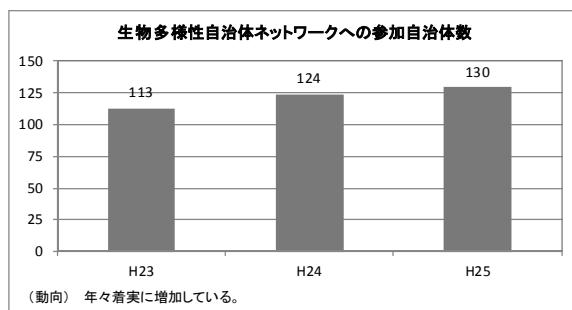
平成 24 年度に生物多様性分野における事業者による取組の実態調査を実施するとともに取組事例の収集を行い、それらをホームページで公表することにより、事業者による取組の更なる促進に取り組んでいます。平成 25 年度は業種や場面ごとの事業者による取組状況や自治体との連携状況等の評価・分析を通じた事業者による取組の促進策の検討や国際的な動向の継続的把握、情報公開を進める予定です。

⑥関連指標群

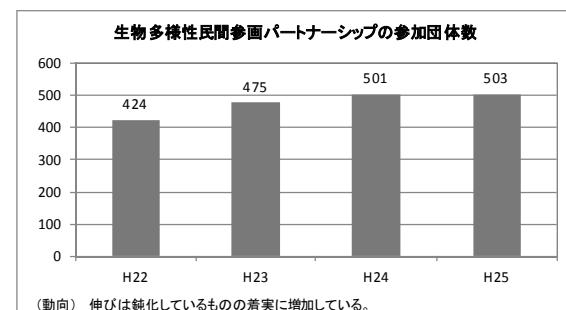
○生物多様性の重要性に関する認識状況（内閣府世論調査、環境にやさしい企業行動調査）



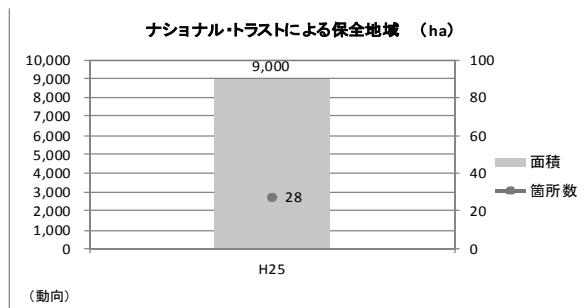
○生物多様性自治体ネットワークへの参加自治体数



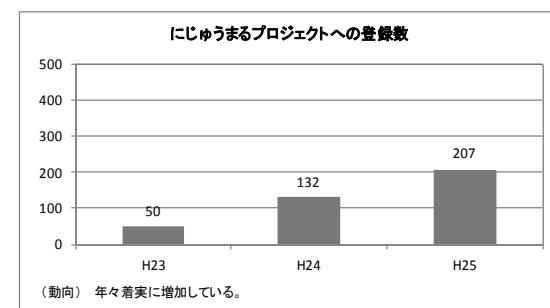
○生物多様性民間参画パートナーシップの参加団体数



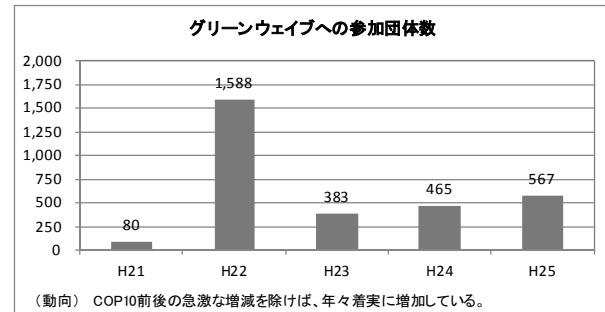
○ナショナル・トラストによる保全地域の箇所数及び面積



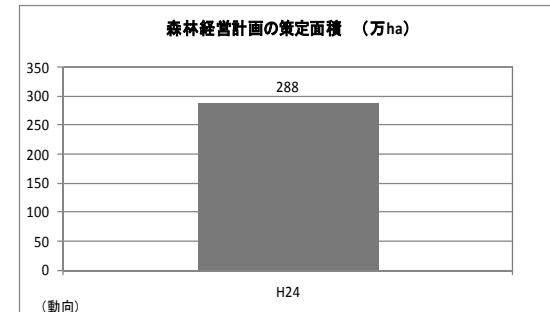
○にじゅうまるプロジェクトへの登録数



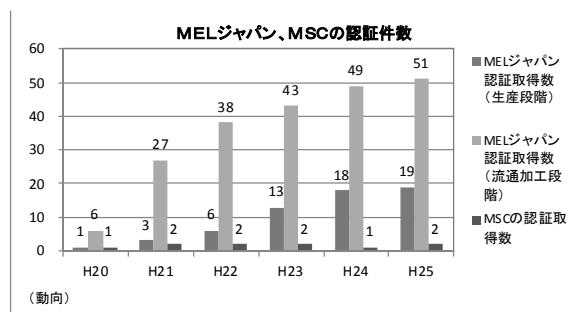
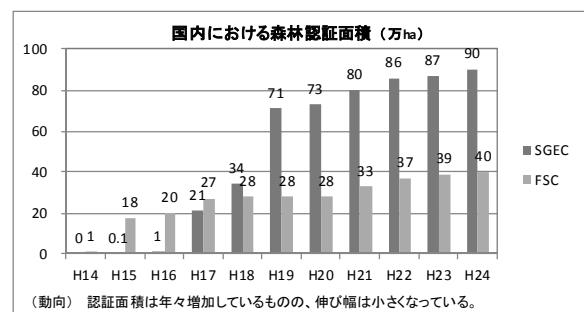
○グリーンウェイブへの参加団体数



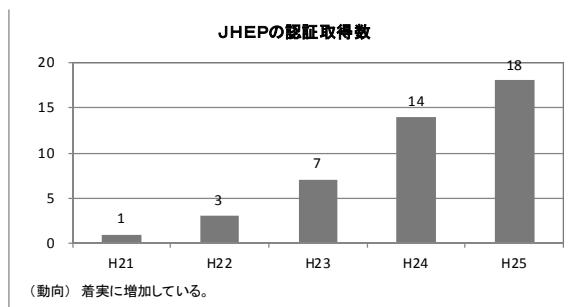
○森林経営計画の策定面積



○国内における、SGEC、FSCの森林認証面積、MELジャパン、MSC、JHEPの認証取得数

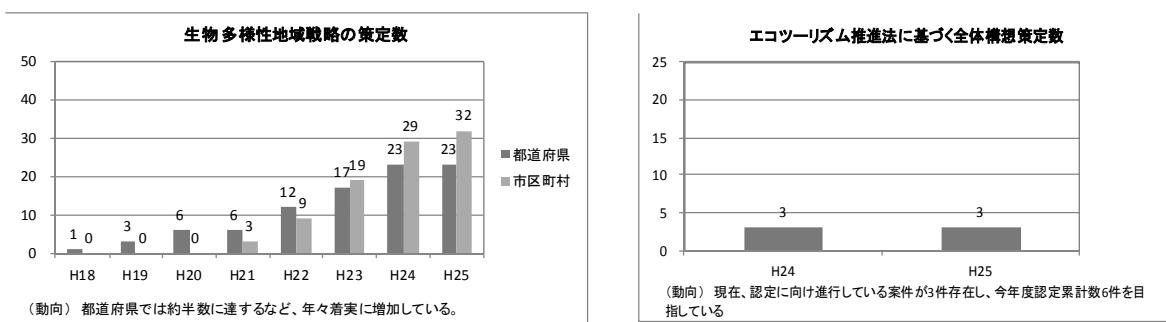


- 国内における、SGEC、FSC の森林認証面積、MEL ジャパン、MSC、JHEP の認証取得数（つづき）

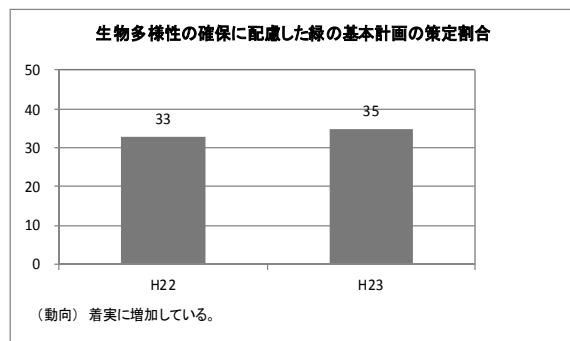


- 自然保護地域や自然環境保全事業等を対象とした
経済価値評価などによる生物多様性及び生態系
サービスの可視化の実施数
※ 把握方法を検討中

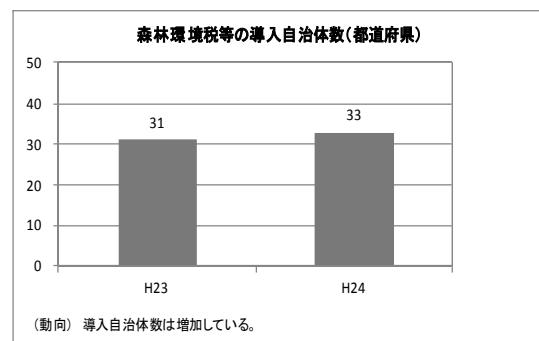
- 生物多様性の保全の取組や保全のための配慮事項が盛り込まれた国と地方自治体における戦略や計
画（生物多様性地域戦略及び地域連携保全活動計画をはじめとした地方自治体の計画等）の策定数



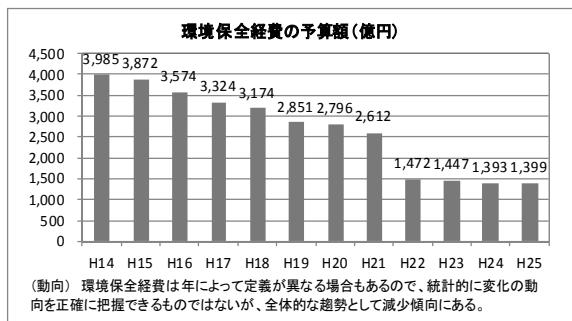
- 生物多様性の確保に配慮した緑地の保全及び
緑化の推進に関する基本計画（緑の基本計画）
の策定割合



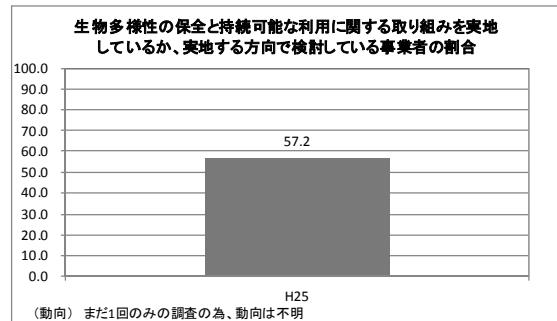
- 生態系サービスへの支払い税（森林環境税
等）の導入自治体数



○環境保全経費（自然環境の保全と自然とのふれあいの推進）の予算額



○生物多様性保全の取組に関する方針の設定と取組の実施状況（環境にやさしい企業の行動調査、生物多様性民間参画ガイドライン等普及状況調査）



2. 戰略目標B関連

生態系を悪化させる人為的圧力等の最小化に向けた取組を進め、持続可能な利用を推進する。

生態系ネットワークの形成に向けた取組や自然再生事業、鳥獣保護管理施策の充実に向けた検討、鳥獣との共生にも配慮した鳥獣被害防止対策の推進など、生態系を悪化させる人為的圧力等の最小化に向けた取組が進められています。

ただし、自然生息地の損失速度や劣化・分断の状況を把握するための手法については引き続き検討が必要です。

(1) 国別目標B－1

2020年までに、自然生息地の損失速度及びその劣化・分断を顕著に減少させる。

生態系ネットワークの形成に資する取組や自然再生など個別の取組は進んでおり、自然生息地の損失速度は減少傾向にあると推測されますが、その速度や劣化・分断の状況を把握するための手法については引き続き検討が必要です。

①主要行動目標B－1－1

2014年または2015年初頭に予定されている愛知目標の中間評価までに、効果的な取組を開始できるよう、自然生息地の損失速度及びその劣化・分断の状況を把握するための手法及び基準値となるベースラインを確立し、現状を整理する。(環境省、農林水産省)

自然生息地の損失速度及びその劣化・分断の状況を把握するための手法として、データの継続性を考慮して、森林面積、湖沼面積、浅海域の埋立面積及び自然海岸線の延長を利用して把握することとした。

その結果、森林面積については、大きな変動はなく安定して推移しています。湖沼面積についても同様に、大きな変動はありません。また、埋立面積は1970年代をピークに減少傾向にあり、自然海岸線の延長については18,000km超と推定されます。引き続き、これらのデータを用いて、自然生息地の損失速度及びその劣化・分断の状況を把握していきます。なお、手法については必要に応じて見直すこととしています。

②主要行動目標B－1－2

2020年までに自然生息地の損失速度が少なくとも半減、また、可能な場合にはゼロに近づき、また、自然生息地の劣化・分断を顕著に減少させるため、生態系ネットワークの形成や湿地、干潟の再生等必要な取組を行う。(環境省、農林水産省、国土交通省)

生態系ネットワークの形成に資するよう、生物多様性地域戦略の策定や重要地域の保全・再生のための活動を支援したほか、地方公共団体における都市公園等の整備や特別緑地保全地区等の土地の買入れ等に対する支援を行い、緑地の保全・再生・創出・管理を実施しています。

国有林野においては地域における多様な主体の連携による森林の整備・保全のモデルプロジェクトを実施しているほか、河川や湿地、道路、沿岸域などの管理においては、生物多様性の保全・再生や生態系ネットワークの形成などの取組を進めています。

また、平成25年3月時点で、自然再生推進法に基づく自然再生の取組は、24カ所、48万haに上

っており、森林、湿原、草原、サンゴ礁など様々な生態系を対象として全国で自然再生の取組が進められており、自然生息地の劣化・分断を減少させるための取組が進展しています。

さらに、都道府県が実施する生態系ネットワークの形成の取組について支援しています。

これらの取組を引き続き進め、自然生息地の損失や劣化・分断の改善に取り組んでいきます。

③主要行動目標B－1－3

鳥獣の個体数管理をはじめとする鳥獣保護管理施策の着実な実施のため、保護管理技術の充実、生息状況等に関する調査の促進等を行うほか、2015年までに鳥獣保護法の施行状況の見直しを行うとともに、2020年までに保護管理の担い手を確保するための仕組みづくりとその運用を行う。
(環境省)

平成24年度に、特定鳥獣5種（イノシシ、クマ類、ニホンザル、ニホンジカ、カワウ）について、種ごとに保護管理検討会を設置し、効果的な保護管理手法等の最新知見についてとりまとめるとともに、ニホンジカやイノシシの個体数推定や生息状況等調査のあり方について検討を進めています。また、鳥獣保護法の施行状況の見直しについては、平成24年度に中央環境審議会に対して諮問を行い、鳥獣保護管理体制の構築に向けて講すべき措置の検討を進めています。

④主要行動目標B－1－4

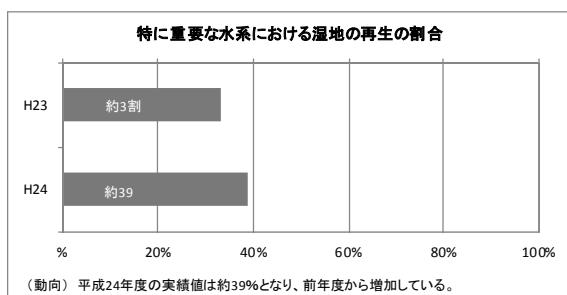
個体数管理をはじめとする鳥獣保護管理施策との連携を図りつつ、鳥獣被害防止特別措置法に基づき、鳥獣による農作物被害を防止するための取組を総合的に推進し、広域的かつ効果的な鳥獣による森林被害対策を推進するとともに、鳥獣の生育環境を確保するため、多様な森林の整備・保全を図るなど、鳥獣との共生にも配慮した対策を推進する。(農林水産省)

鳥獣被害防止特別措置法により、市町村が作成した被害防止計画に基づく地域ぐるみでの総合的な鳥獣被害防止のための取組や、集中的な捕獲活動により野生鳥獣の個体数を抑制する取組に対して支援を行っています。また、森林整備と一体なった防護柵の設置や被害防除活動体制の整備に対して支援を行っているほか、国有林野では多様な主体と連携しながら、個体数管理や被害箇所の回復措置、森林の保全等の総合的な対策を実施しています。

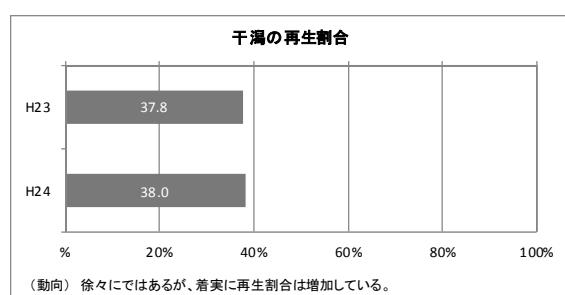
こうした施策により引き続き、鳥獣との共生に配慮した必要な対策を推進していきます。

⑤関連指標群

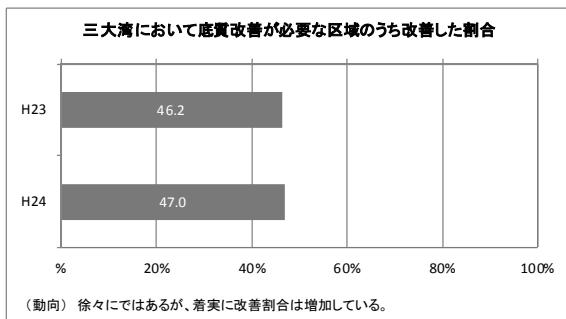
○特に重要な水系における湿地の再生の割合



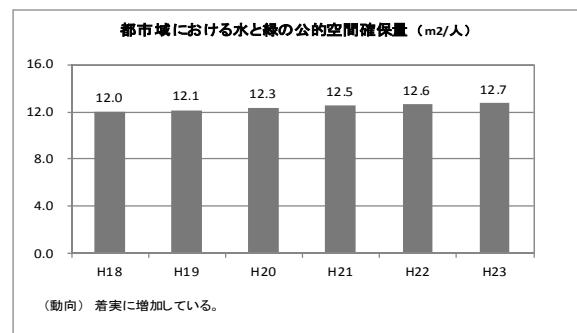
○干潟の再生の割合



○三大湾において底質改善が必要な区域のうち
改善した割合



○都市域における水と緑の公的空間確保量



(2) 国別目標B－2

2020年までに、生物多様性の保全を確保した農林水産業が持続的に実施される。

環境保全型農業の推進、多様で健全な森林の整備・保全、生物多様性に配慮した漁港漁場の整備など、生物多様性の保全を確保した持続的な農林水産業の実施に向けた取組が進んでいます。

エコファーマーの認定件数や生態系のネットワークの保全に向けた整備、海面養殖生産に占める漁場改善計画対象水面の生産割合など、多方面において着実な進捗が見られました。

①主要行動目標B－2－1

持続的に営まれる、農業生産の維持や生産基盤の管理といった生産関連活動と、生物多様性の保全を両立させる取組を促進する。(農林水産省)

農業環境規範の普及・定着、エコファーマーの認定、環境保全型農業に対する直接支援を実施しています。その結果、エコファーマーの累積新規認定件数が増加するなど取組が進展しています。

また、生物多様性に配慮した農業生産基盤の整備により、生産関連活動と生物多様性保全を両立させる取組を促進しています。

引き続き、これらの取組を推進・支援していきます。

②主要行動目標B－2－2

森林計画等に基づき、多様で健全な森林の整備・保全を推進し、生物多様性の保全を含めた森林の多面的機能の持続的発揮を図る。また、国際的に合意された「基準・指標」の考えに即し、森林の生物多様性の動向を把握する森林生態系多様性基礎調査（モニタリング調査）を推進する。
(農林水産省)

森林・林業基本計画や全国森林計画における、森林の有する生物多様性保全機能やその発揮に資する森林に誘導するための森林施業において配慮すべき事項等を踏まえた森林の整備・保全を推進しています。国有林野においても森林生態系の過度な攪乱を抑制しつつ丁寧できめ細やかな施業を実施するとともに、立地特性に応じた広葉樹林化、長伐期化などにより多様な森林づくりを推進しています。

また、平成22年度より3巡目の森林生態系多様性基礎調査を実施しており、森林生態系の状況等の動向を把握しています。

引き続き、適切な施業による多様な森林の整備・保全や調査で得られたデータの活用に取り組んでいきます。

③主要行動目標B－2－3

藻場・干潟等の保全・再生、生物多様性に配慮した漁港漁場の整備、マグロ類を含む高度回遊性魚類の持続的利用・管理のための国際協力、資源管理指針・資源管理計画体制の下での資源管理、生物多様性に配慮した増殖と持続的な養殖生産及び内水面の保全等を推進することにより、持続的な漁業と生物多様性の保全を両立させる取組を促進する。(農林水産省)

藻場・干潟の造成、漁場の堆積物の除去、良好な生息環境空間を創出する計画に基づく漁場整備、漁業集落排水施設整備、水産資源の動向把握、沿岸海亀混獲防止対策、二国間・多国間による漁業協定、資源管理計画の作成、赤潮・貧酸素水塊対策、水産エコラベル、トドによる漁業被害防止対策のほか、漁業者を中心とした地域の人々による産卵場や種苗生産施設等の整備に対する支援や地域における

る主体的な養殖漁場の改善計画の策定の促進などの取組を通じて、持続的な漁業と生物多様性の保全を両立させるための取組を進めています。

引き続き、水産資源の持続的な活用を図るため、科学的知見の活用や普及啓発も図りながら、取組を進めています。

④主要行動目標B－2－4

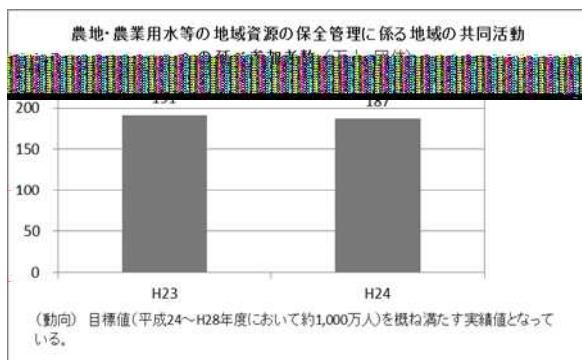
自然と共生しつつ、人の手を適切に加えることにより里海づくりの取組を実施する。(環境省)

多様な魚介類等が生息し、人々がその恩恵を将来にわたり享受できる自然の恵み豊かな里海の創出を支援するため、里海づくりの手引書や全国の実践事例等の情報について、ウェブサイト「里海ネット」で提供しています。

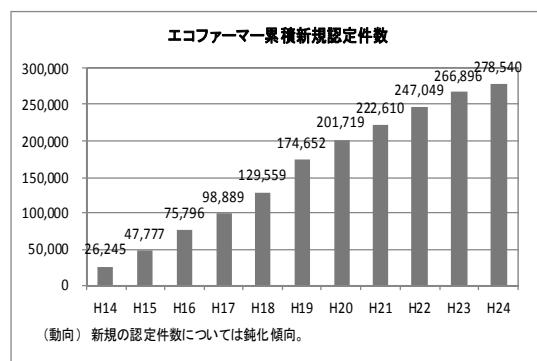
また、平成24年度に岩手県宮古湾を対象として、アマモ場の再生を中心とした「宮古湾里海復興プラン」を策定しており、平成25年度は、里海復興のノウハウ等をとりまとめた「里海復興プラン策定の手引き」を策定することとしています。

⑤関連指標群

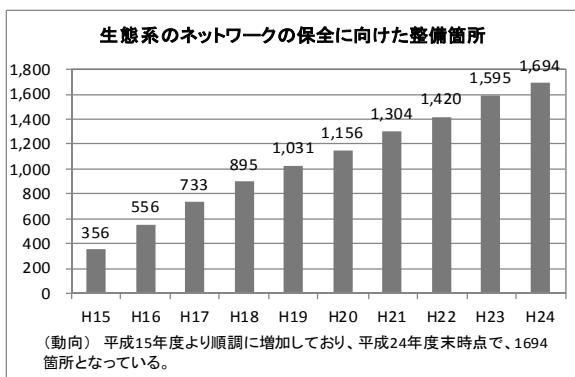
○農地・農業用水等の地域資源の保全管理に係る
地域共同活動への延べ参加者数



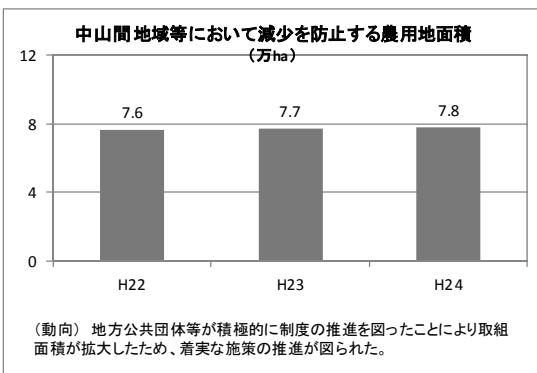
○エコファーマー累積新規認定件数



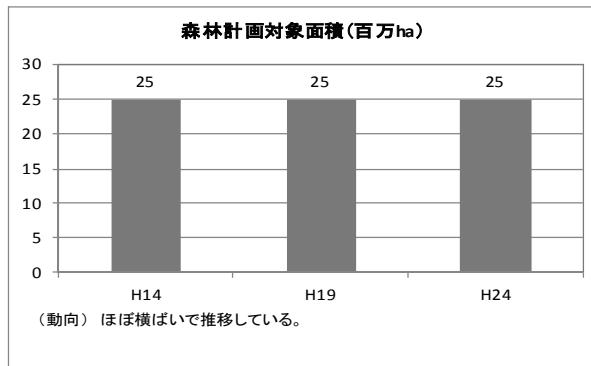
○生態系のネットワークの保全に向けた整備箇所



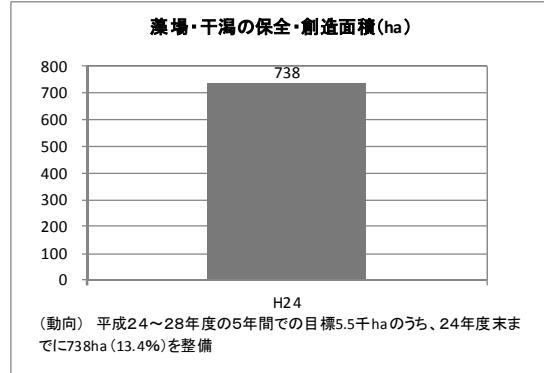
○中山間地域等において減少を防止する農用地面積



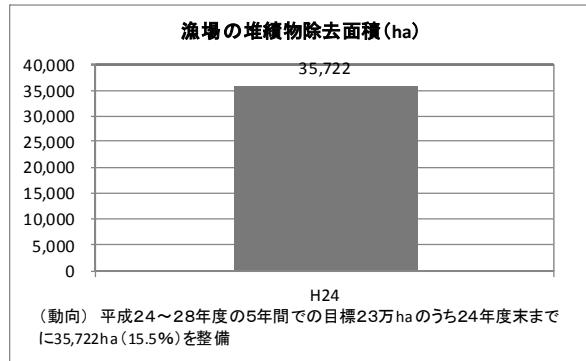
○森林計画対象面積



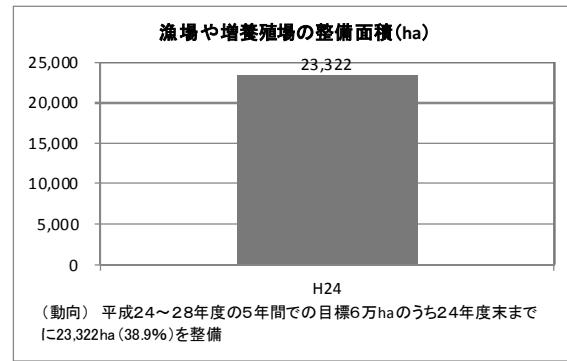
○藻場・干潟の保全・創造面積



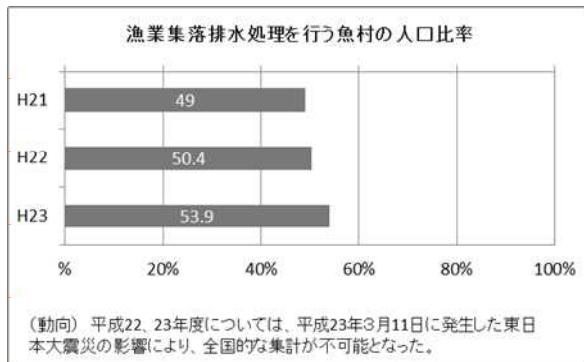
○漁場の堆積物除去面積



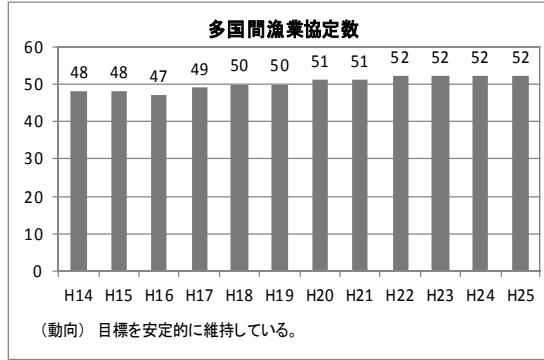
○魚礁や増養殖場の整備面積



○漁業集落排水処理を行う漁村の人口比率

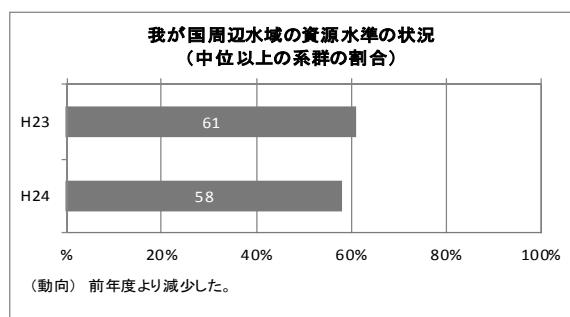


○多国間漁業協定数

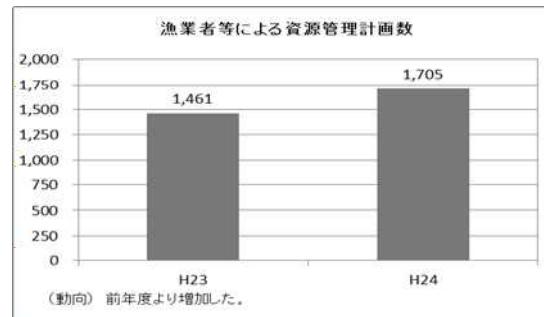


○わが国周辺水域の資源水準の状況

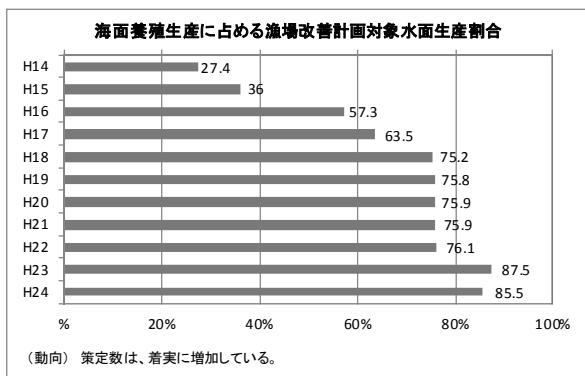
(中位以上の系群の割合)



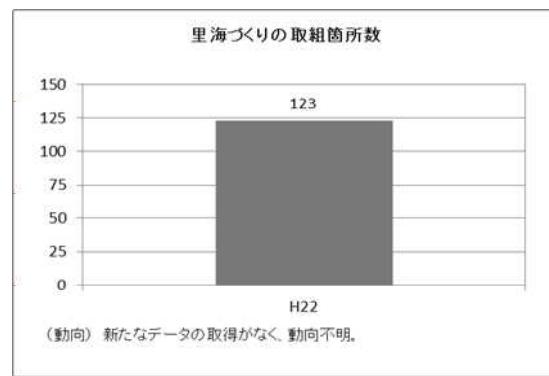
○漁業者等による資源管理計画数



○海面養殖生産に占める
漁場改善計画対象水面生産割合



○里海づくりの取組箇所数



(3) 国別目標B－3

2020年までに、窒素やリン等による汚染の状況を改善しつつ、水生生物等の保全と生産性向上、持続可能な利用の上で望ましい水質と生息環境を維持する。特に、湖沼、内湾等の閉鎖性の高い水域（以下「閉鎖性水域」という。）については、それぞれの地域の特性を踏まえ、流域全体を視野に入れて、山間部、農村・都市郊外部、都市部における施策の総合的、重点的な推進を図る。

水質汚濁防止法等に基づき、水環境改善のための各種対策を進めています。特に、閉鎖性水域のうち海域においては、第7次水質総量削減制度に基づき汚濁負荷削減等の各種対策を進めるなど、地域特性を踏まえつつ、水質や貧酸素水塊等の発生状況を改善するための取組を実施しています。

その結果、水質の各種環境基準の達成状況は、湖沼など一部を除き高い水準を維持しています。

①主要行動目標B－3－1

流域からの栄養塩類及び有機汚濁物質を削減するとともに、2015年3月までに第7次水質総量削減を実施する。（環境省、農林水産省、国土交通省）

平成26年度を目標年度とした第7次水質総量削減制度により、指定水域ごとに汚濁負荷量の削減目標量を設定し、生活系、産業系などの排出源ごとに対策を実施しています。毎年度、各指定水域の水質等について調査を実施し、海域の水環境状況の把握を行うことにより、汚濁負荷量の削減状況や水質改善の効果等の把握を行っています。その結果、各指定水域において汚濁負荷量は順次削減が進んでいます。また、平成25年度からは今後の水質総量削減制度のあり方についての検討を開始しています。

また、農業用排水施設や水質保全施設の整備、家畜排せつ物の管理の適正化、下水処理施設における高度処理や合流式下水道の改善対策などにより、流域からの栄養塩類や有機汚染物質の流入負荷の削減に取り組んでいます。

引き続き、水質改善の取組を進めるとともに、今後の水質総量削減のあり方について検討を行います。

②主要行動目標B－3－2

閉鎖性水域の水質や貧酸素水塊等の発生状況を改善するための取組を行うとともに、2014年までに水生生物の保全のための下層DO及び水生植物の保全のための透明度について環境基準化を検討する。（環境省、国土交通省）

第7次水質総量削減制度等に基づき、閉鎖性海域の水質や貧酸素水塊等の発生状況を改善するための取組を実施しています。

浚渫土砂等を有効活用し閉鎖性水域において干潟・浅場等の保全・再生・創出や深掘跡の埋め戻し等を実施することにより、沿岸域の生物多様性の保全・再生の取組を推進しています。

また、水生生物の保全のための下層溶存酸素量（下層DO）及び水生植物の保全のための透明度については、環境基準設定に向けた調査、検討を実施しています。

③主要行動目標B－3－3

多様な水生生物等の生息・生育環境の保全と高い生物生産性が両立し、持続可能な利用の上で望ましい生息環境を維持するための管理方策の確立に向けた調査研究を行う。（環境省）

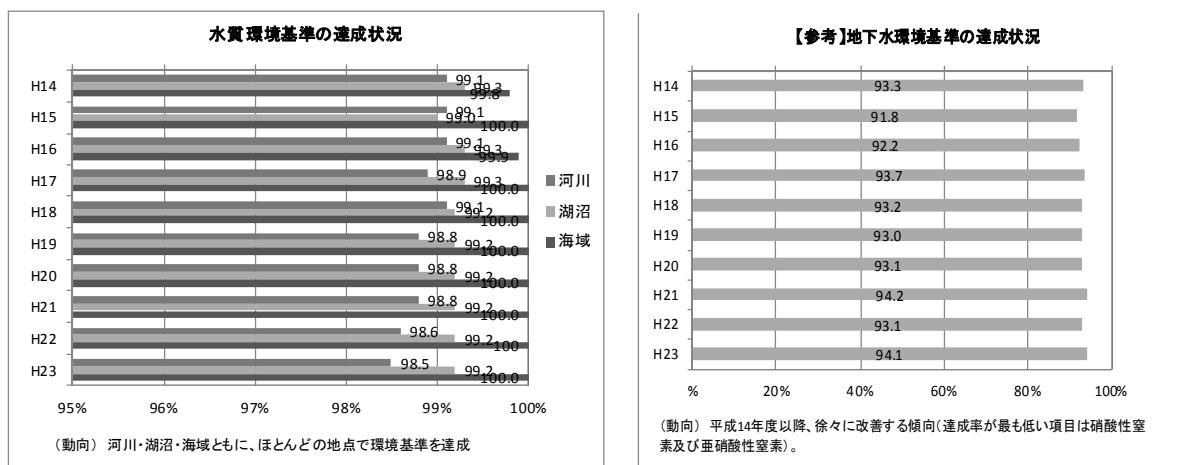
平成 24 年度にモデル地域（愛知県三河湾、兵庫県播磨灘北東部）を対象として、栄養塩循環状況と円滑な栄養塩循環が滞る要因解明のための調査や実証試験を行い、海域の物質循環健全化計画（ヘルシープラン）を策定するとともに、他地域の計画策定を促す「ヘルシープラン策定の手引き」を策定しました。

また、平成 25 年度には、モデル地域（広島県三津湾）においてヘルシープランを策定するとともに、「ヘルシープラン策定の手引き」の改定について検討しています。さらに、瀬戸内海における湾・灘ごとの地域環境特性の把握、きめ細やかな水質管理に向けた手法開発の調査・検討を実施しています。

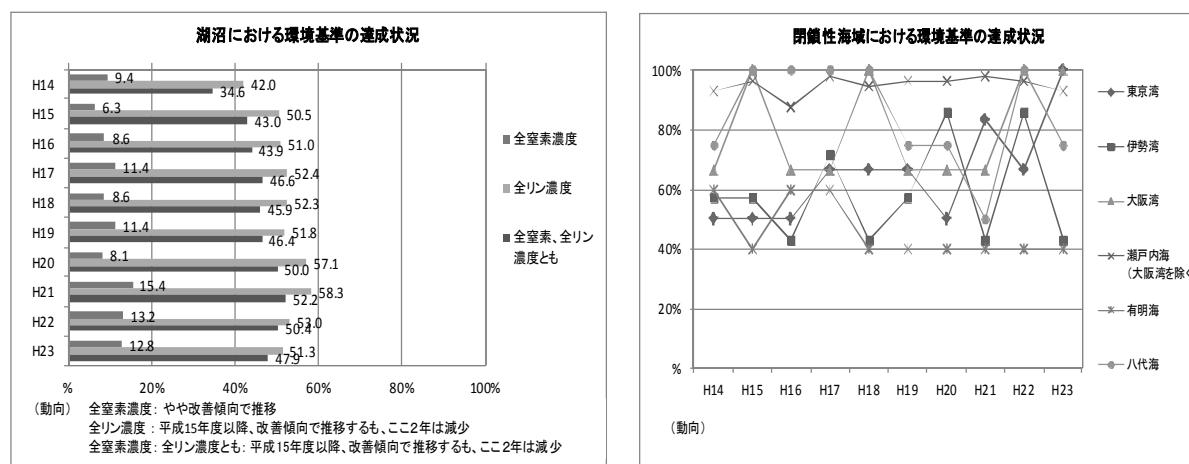
引き続き、水環境の改善を図っていくとともに、きめ細やかな水質管理に向けた手法について検討を行います。

④関連指標群

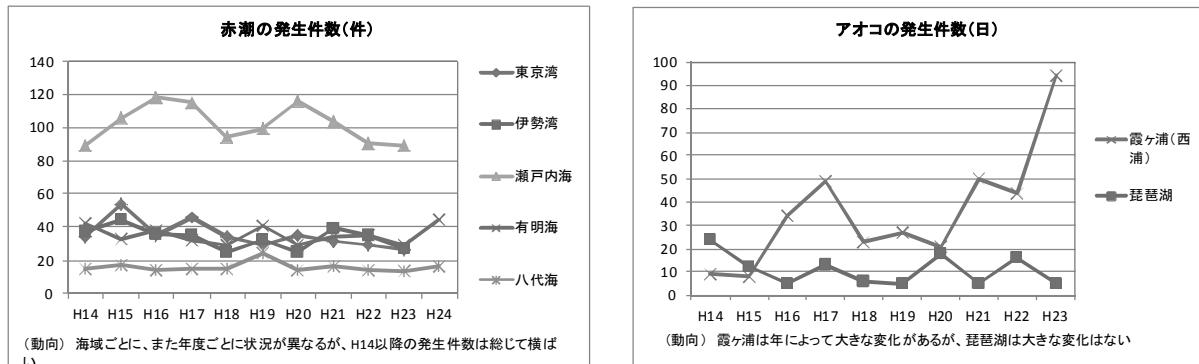
○河川・湖沼・海域の水質環境基準の達成状況



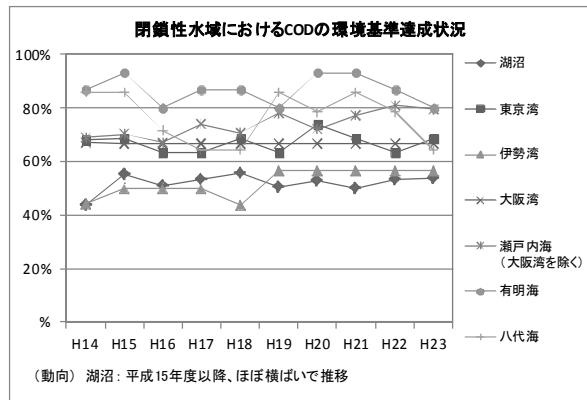
○閉鎖性水域における全窒素及び全リン濃度の環境基準の達成状況



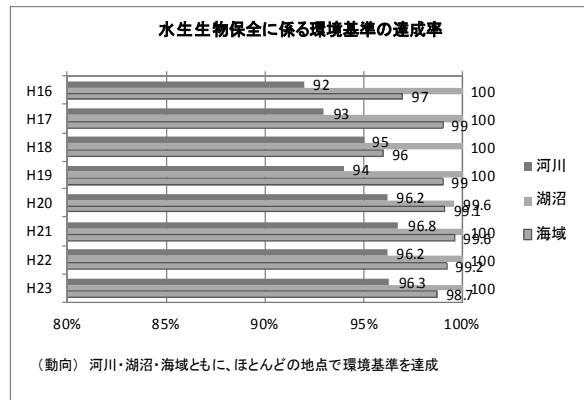
○赤潮・アオコの発生件数



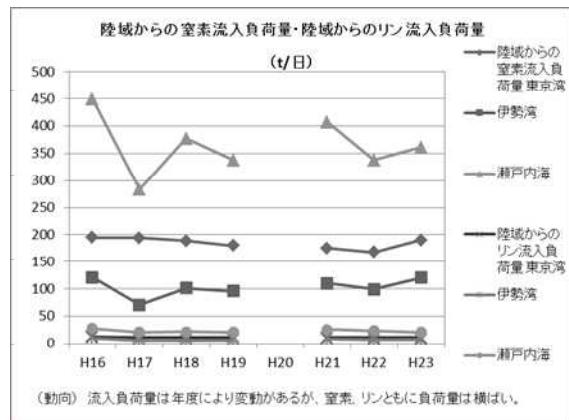
○閉鎖性水域におけるCODの環境基準の達成状況



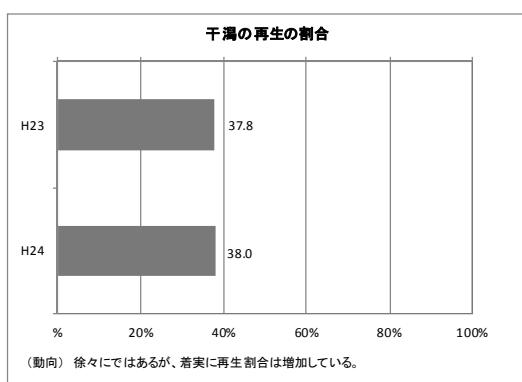
○水生生物保全に係る環境基準の達成状況



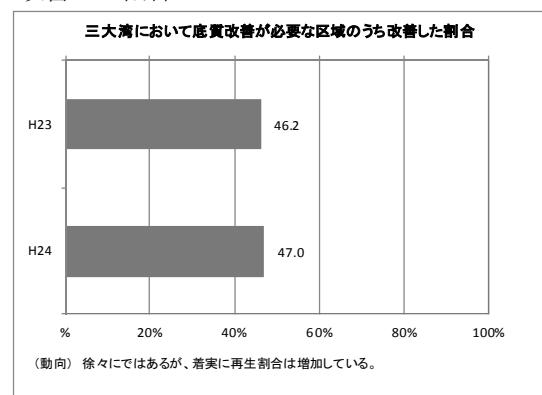
○陸域からの窒素・リン流入負荷量



○干潟の再生の割合



○三大湾において底質改善が必要な区域のうち改善した割合

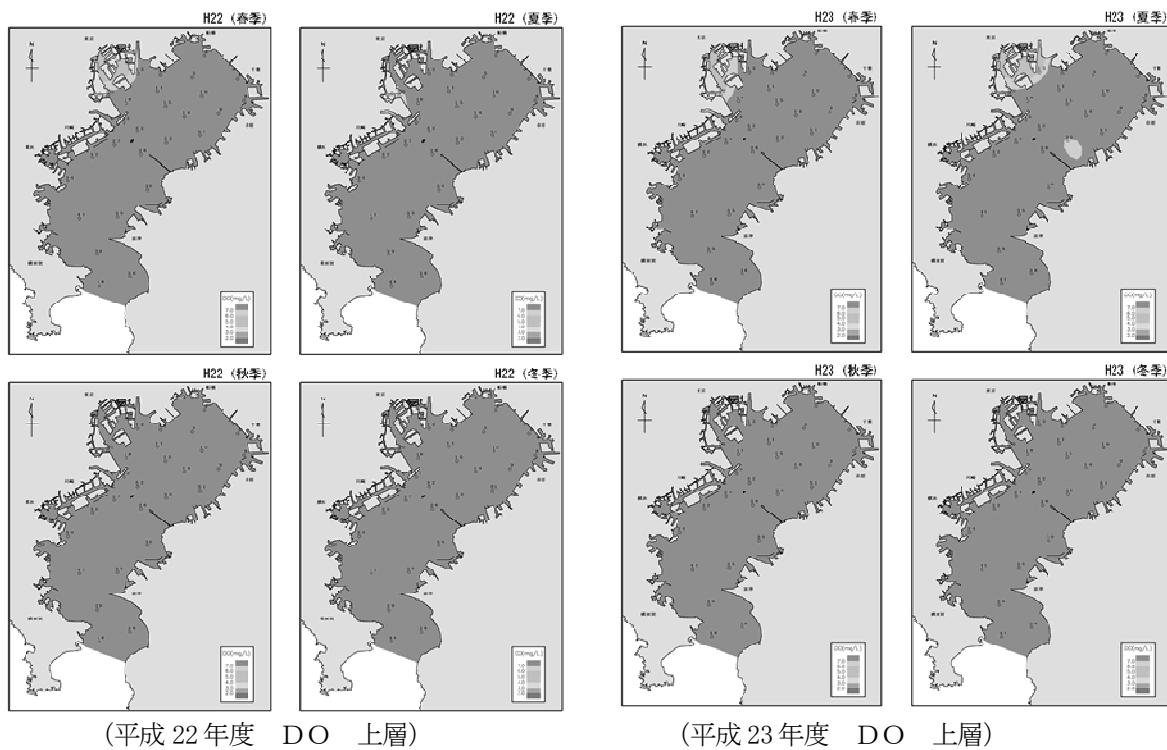


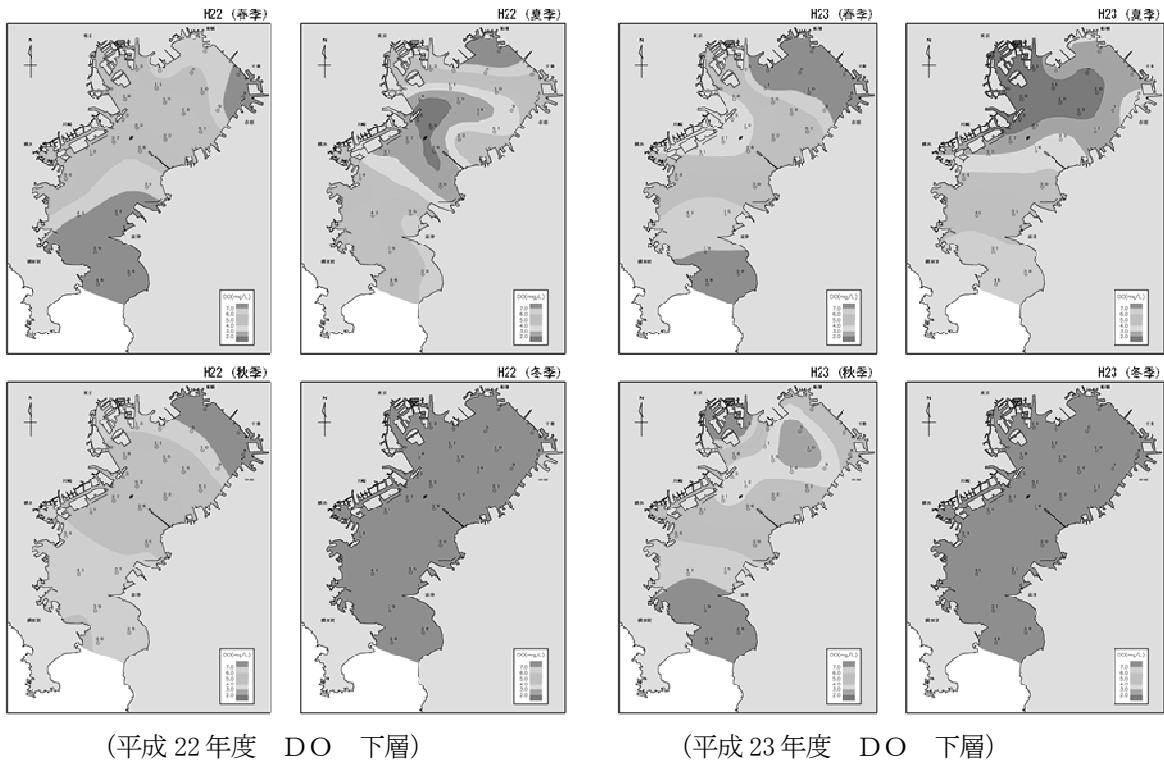
○地下水環境基準（硝酸、亜硝酸）の達成状況

※ 硝酸性窒素は健康項目の環境基準であり、全窒素のような生活環境項目とは異なり、人の健康に直結するものであることから、取り扱わないこととする。

○東京湾、伊勢湾、瀬戸内海における貧酸素域の分布状況

水平分布図【東京湾】

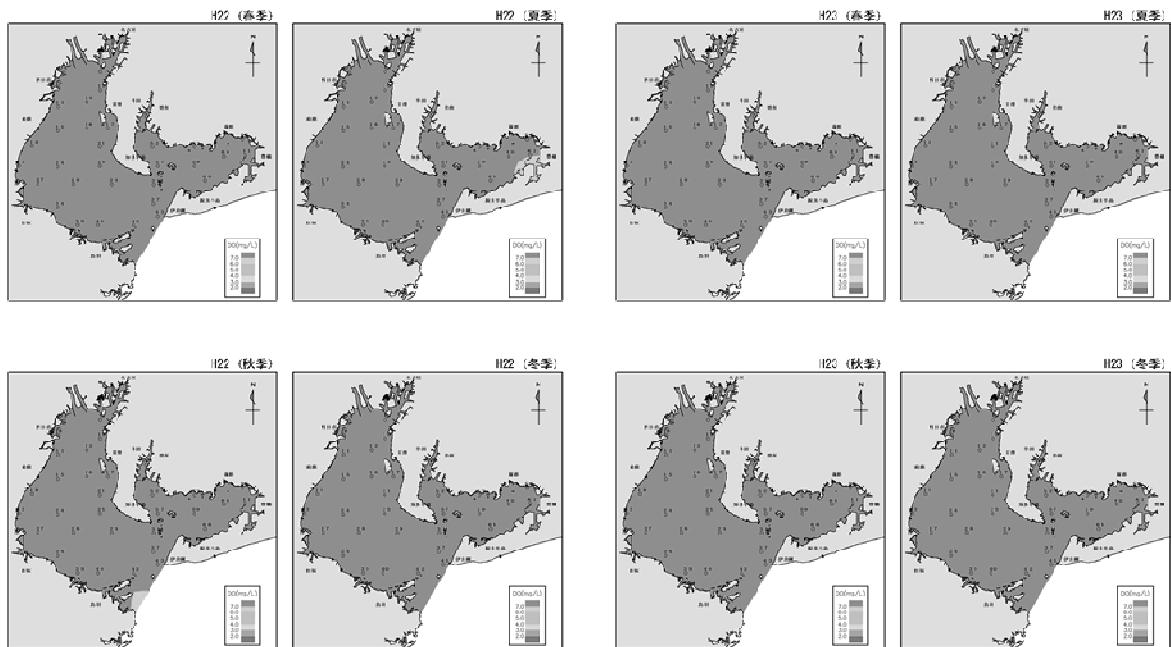




(平成 22 年度 DO 下層)

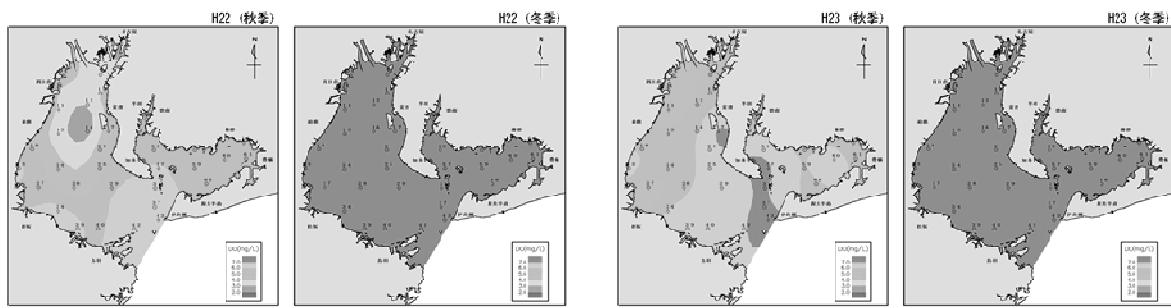
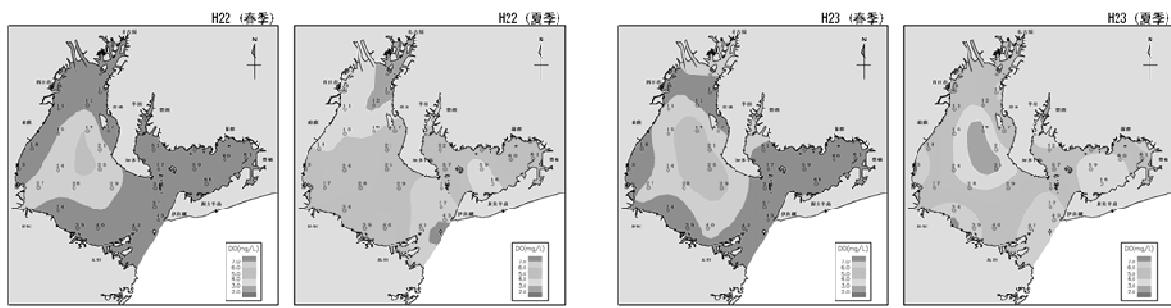
(平成 23 年度 DO 下層)

水平分布図【伊勢湾】



(平成 22 年度 DO 上層)

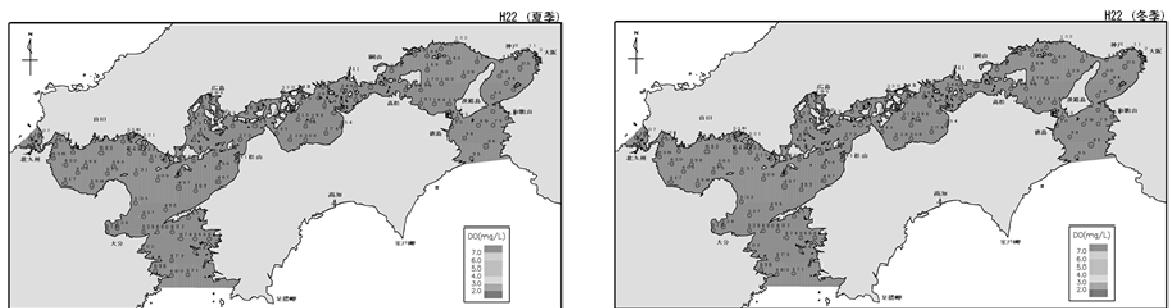
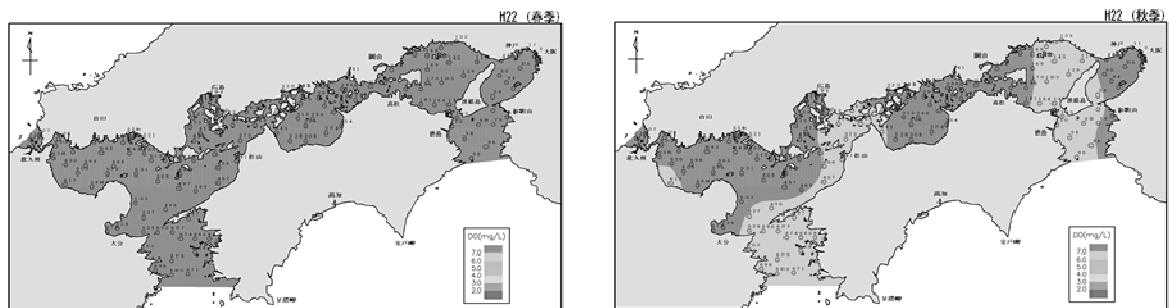
(平成 23 年度 DO 上層)



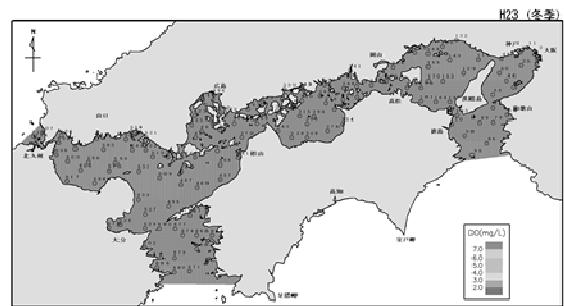
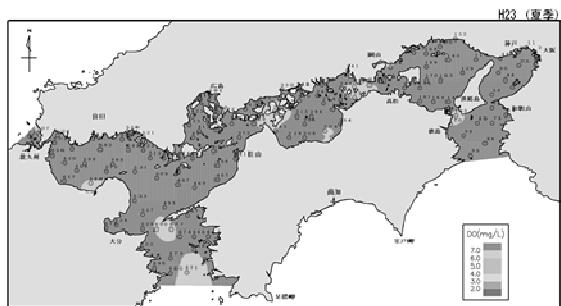
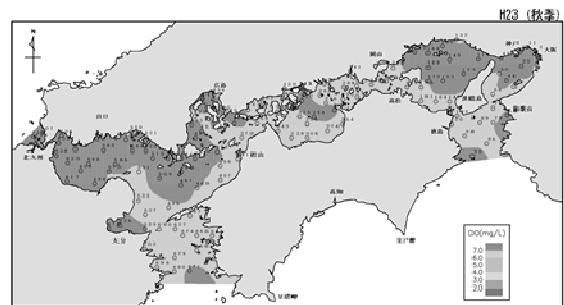
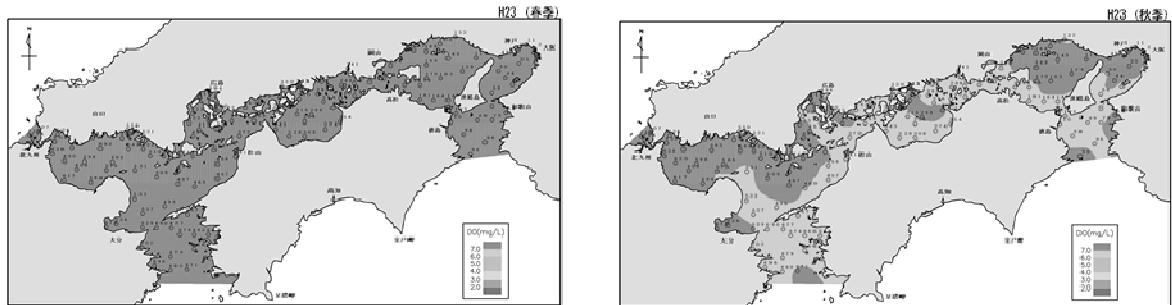
(平成 22 年度 DO 下層)

(平成 23 年度 DO 下層)

水平分布図【瀬戸内海】



(平成 22 年度 DO 上層)



(平成 23 年度 DO 上層)

(4) 国別目標B－4

2020年までに、外来生物法の施行状況の検討結果を踏まえ、侵略的外来種を特定し、その定着経路に関する情報を整備するとともに、これらの侵略的外来種について、防除の優先度を整理し、それに基づいた防除を各主体の適切な役割分担の下、計画的に推進する。このことにより、優先度の高い種について制御または根絶し、希少種の生息状況や本来の生態系の回復を促進させる。また、侵略的外来種の導入または定着を防止するための定着経路の管理について、関係する主体に注意を促し、より効果的な水際対策等について検討し、対策を推進する。

目標達成に向けて、「侵略的外来種リスト（仮称）」の作成や「外来種被害防止行動計画（仮称）」の策定作業を進めるなど、侵略的外来種の特定や被害防止に向けた取組を計画的に進めています。また、生物多様性の保全上重要な地域を中心に、マングースやグリーンアノールなどの外来生物の防除事業を継続して実施しています。その結果、奄美大島や沖縄島やんばる地域では、捕獲努力量あたりのマングースの捕獲頭数が減少傾向にあり、それに伴い、アマミノクロウサギやヤンバルクイナの生息域が回復傾向を示しているなどの成果も見られます。

しかし、気候変動に脆弱な生態系の健全性と機能の維持のために、その生態系を悪化させる人為的圧力等の最小化に向けた取組については強化が必要です。

①主要行動目標B－4－1

2014年までに、侵略的外来種リスト（仮称）を作成し、リストの種について定着経路に係る情報を整備する。（環境省、農林水産省）

平成25年9月までに、特定外来生物法に基づく特定外来生物が107種指定されています。また、平成26年までに侵略的外来種リスト（仮称）を作成するために、関係府省の連携の下、有識者で構成される「愛知目標達成のための侵略的外来種リスト作成会議」での検討、関係者からの意見聴取などの作業を進めています。

②主要行動目標B－4－2

2014年までに、防除の優先度の考え方を整理し、計画的な防除等を推進するとともに、各主体における外来種対策に関する行動や地域レベルでの自主的な取組を促すために、「外来種被害防止行動計画（仮称）」を策定する。（環境省、農林水産省、国土交通省）

平成24年11月時点で、特定外来生物法に基づく防除の確認が983件、認定が110件なされています。

また、平成26年までに「外来種被害防止行動計画（仮称）」を策定するために、関係府省の連携の下、有識者で構成される「外来種被害防止行動計画策定会議」での検討、関係者からの意見聴取などの作業を進めています。

③主要行動目標B－4－3

優先度の高い侵略的外来種について、制御もしくは根絶するとともに、これらの取組等を通じて希少種の生息状況や本来の生態系の回復を促進させる。（環境省、農林水産省）

希少種の生息地や国立公園などの生物多様性の保全上重要な地域を中心に、マングースやグリーンアノールなどの外来生物の防除事業を実施しています。また、アライグマなど広域に分布する外来生

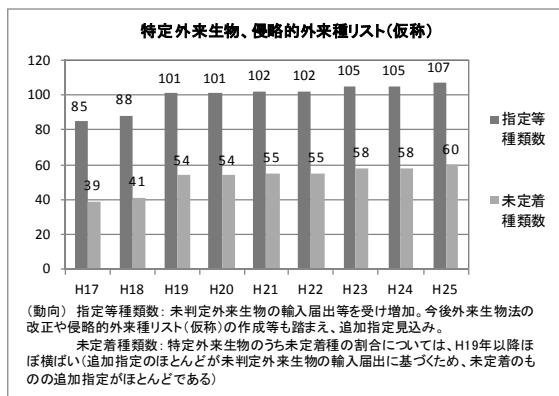
物については、防除手法などの検討やマニュアル作成を行っているほか、特定外来生物防除実施計画の策定や実証事業への支援（平成25年までに5件）、外来生物防除対策への支援（平成25年度までに21団体）などにより、地方公共団体などが実施する防除に対する支援を行っています。

これらの取組の結果、例えば、奄美大島や沖縄島やんばる地域では捕獲努力量あたりのマングースの捕獲頭数が減少傾向にあり、それに伴い、アマミノクロウサギやヤンバルクイナの生息確認地域が増加傾向にあります。2012年に、これまでの成果を踏まえてマングースの防除実施計画の見直しを行い、2022年度までに奄美大島及び沖縄島やんばる地域からマングースを完全排除することを目標とした第2期計画を2013年度から開始しています。

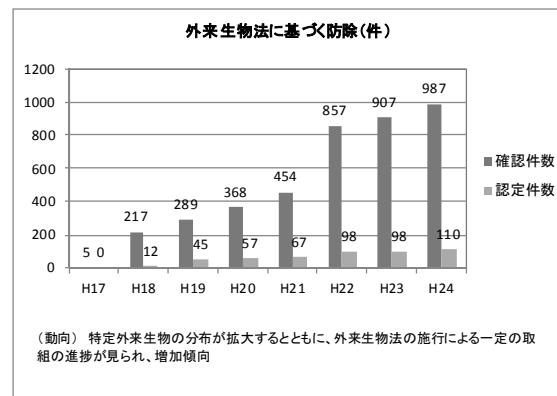
引き続き、支援制度については内容の見直しを図りながら、効果的な防除を進めていきます。

④関連指標群

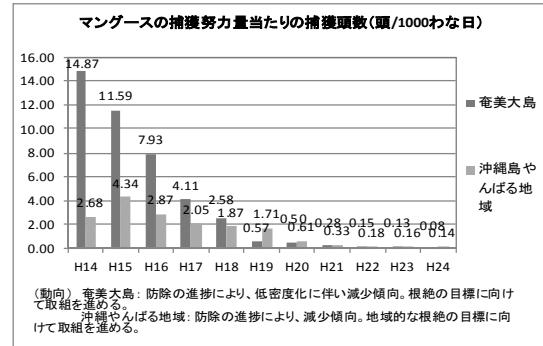
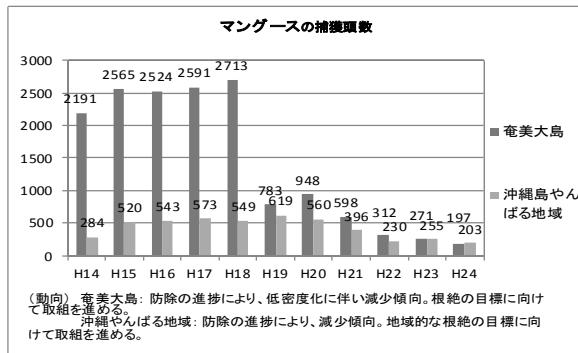
○特定外来生物、侵略的外来種リスト（仮称）の指定等種類数とそのうちの未定着種類数

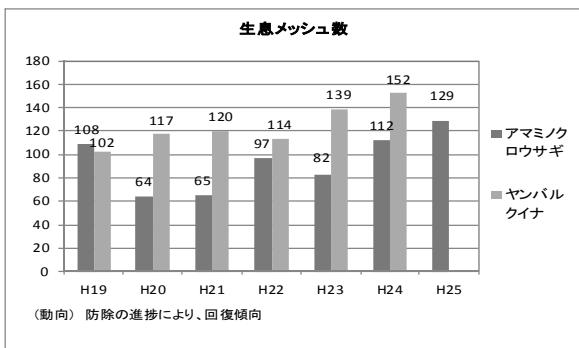


○外来生物法に基づく防除の確認・認定件数

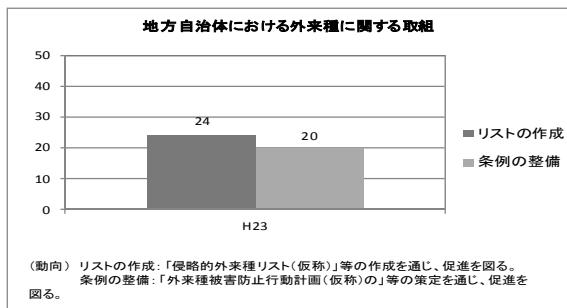


○奄美大島及び沖縄島やんばる地域（防除実施地域内（2012年度時点））におけるマングースの捕獲頭数及び捕獲努力量当たりの捕獲頭数、アマミノクロウサギ及びヤンバルクイナの生息状況（生息メッシュ数）





○地方自治体における外来種に関するリストの作成と条例の整備（件数）



(5) 国別目標B－5

2015年までに、サンゴ礁、藻場、干潟、島嶼、亜高山・高山地域等の気候変動に脆弱な生態系の健全性と機能の維持のため、その生態系を悪化させる人為的圧力等の最小化に向けた取組を推進する。

サンゴ礁については、陸域からの負荷など人為的圧力の特定が進んでいますが、気候変動に対して脆弱な生態系として例示されている藻場、干潟、島嶼、亜高山・高山地域等においても人為的圧力等の最小化に向けた取組を進めていく必要があります。

①主要行動目標B－5－1

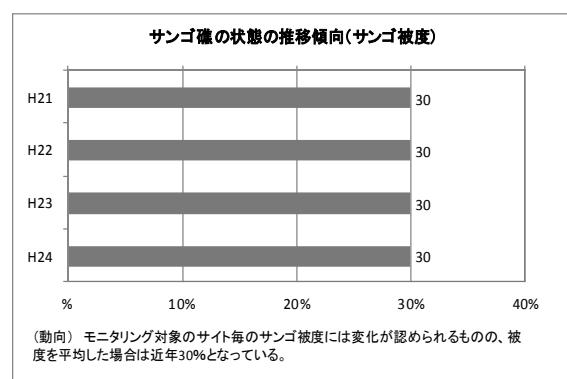
2013年までに気候変動に脆弱なわが国のサンゴ礁、藻場、干潟、島嶼、亜高山・高山地域等の生態系に対する人為的圧力等を特定し、2015年までに人為的圧力等の生態学的許容値を設定し、生態学的許容値の達成のための取組を実施する。(環境省)

サンゴ礁については、平成22年度に策定した「サンゴ礁生態系保全行動計画」のフォローアップ会議において、サンゴに対する人為的圧力について既存情報のとりまとめを行っているほか、沖縄県の石西礁湖の自然再生協議会の陸域対策ワーキンググループ等において、陸域からの負荷削減対策について検討が進められています。

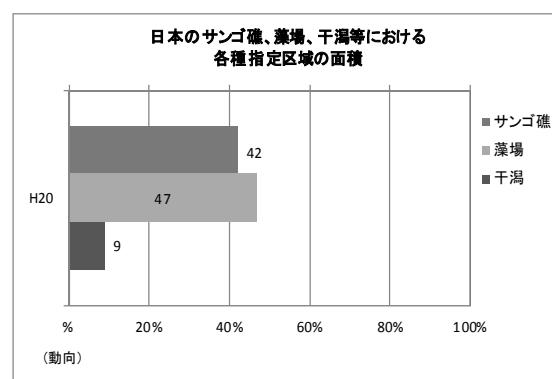
また、平成27年度の気候変動適応計画の策定に向け、日本における気候変動の影響及びリスク評価に関する検討を進めており、サンゴ礁以外の脆弱な生態系に対する人為的圧力等の特定や生態学的許容値の設定についても併せて検討を進めていく必要があります。

②関連指標群

○サンゴ礁の状態の推移傾向（サンゴ被度）



○日本のサンゴ礁、藻場、干潟等における各種指定区域の面積



○水質の指標（全窒素、全リン）、底質中懸濁物質含量 (SPSS)

※場所によるため表示は困難

○人為的圧力が生態学的許容値以下に抑えられている箇所数

※許容値が未設定であることから、示すことができない。

3. 戰略目標C関連

生態系を適切に保全・管理し、絶滅危惧種の絶滅及び減少を防止する。また、絶滅のおそれのある種の中で特に減少している種に対する保全状況の改善を達成・維持する。さらに、社会経済的、文化的に貴重な種を含む作物、家畜及びその野生近縁種の遺伝子の多様性を保全することにより、生物多様性の状況を改善する。

自然公園や鳥獣保護区などの生物多様性の保全に寄与する地域の指定、国内希少野生動植物種の指定や保護増殖事業の実施による絶滅危惧種の絶滅や減少の防止、農業生物資源ジーンバンク事業による農業生物の遺伝資源の保全など、生物多様性の状況を改善するための取組が総合的に進められています。

(1) 国別目標C－1

2020年までに、少なくとも陸域及び内陸水域の17%、また沿岸域及び海域の10%を適切に保全・管理する。

自然公園、鳥獣保護区、国有林野の保護林及び緑の回廊など、法令等に基づき、生物多様性の保全に寄与する地域の指定が進んでおり、指定面積は増加傾向にあります。

その結果、少なくとも陸域及び内陸水域の約20.3%、沿岸域及び海域の約8.3%が保護地域として保全・管理されています。

目標達成に向けて、生態系ネットワークの考え方や重要海域の選定も踏まえ、引き続き重要地域の保全のための地域の指定や管理を進める必要があります。

①主要行動目標C－1－1

2014年または2015年初頭に予定されている愛知目標の中間評価までに、保全・管理の状況を把握するための手法とそのベースライン及び現状を整理する。(環境省、農林水産省)

陸域及び内陸水域については、自然公園、自然環境保全地域、鳥獣保護区、生息地等保護区、保護林、緑の回廊等により保全・管理されている区域のうち、G I Sデータが得られたものについて、その重複を除いた面積は約76,800km²、国土面積に対する割合は約20.3%と整理しています。

沿岸域及び海域については、平成23年5月に総合海洋政策本部において、海洋保護区に関する我が国の考え方を整理した「我が国における海洋保護区の設定のあり方」が了承されており、わが国の海洋保護区としては、自然公園、自然環境保全地域、鳥獣保護区、保護水面、共同漁業権区域、指定海域、沿岸水産資源開発区域等が該当し、その面積は約369,200km²、領海及び排他的經濟水域に対する割合は約8.3%と整理しています。

②主要行動目標C－1－2

周辺地域との連続性も考慮して、生物多様性の保全に寄与する地域の指定について検討を進めるとともに、その適切な保全・管理を推進する。(環境省、文部科学省、農林水産省、国土交通省)

自然公園法に基づく国立公園・国定公園については平成22年10月に公表した国立・国定公園総点検事業の結果を踏まえ検討や調整を進め、平成25年5月に三陸復興国立公園(陸中海岸国立公園を拡張)を指定したほか、平成25年度中に慶良間諸島国立公園の新規指定を目指した作業を進めています。

また、自然環境保全法に基づく原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域については区域拡張に向けた調査及び現地関係者との調整を実施しています。

また、平成 23 年 8 月から平成 25 年 9 月までの間に、文化財保護法に基づく自然的名勝を 5 件、同じく天然記念物を 20 件指定しているほか、地方公共団体等における史跡等保存管理計画の策定や保存整備等に対する補助事業により支援を実施しています。

国有林野において、原生的な森林生態系や希少な野生動植物が生息・生育している森林については、厳格な保全・管理を行う「保護林」や野生動植物の移動経路となる「緑の回廊」に設定し、森林や動物等のモニタリング調査等を通じた適切な保全・管理に努めるとともに、植生の保全管理や区域の見直し等を実施しています。

都市域においては都市緑地法に基づく特別緑地保全地区や首都圏近郊緑地保全法に基づく近郊緑地特別保全地区の指定を進めており、生物多様性の確保に資する地区の指定とその適切な保全・管理を推進しています。

さらに、海洋保護区については、資源管理手法としての効果について国内外の事例を調査するとともに、日本型海洋保護区の浸透に向けた普及啓発を実施しています。

引き続き、これらの取組を進め、保全・管理を進めていきます。

③主要行動目標C－1－3

生態系ネットワークの計画手法や実現手法の検討を深め、さまざまな空間レベルにおける計画策定や事業実施に向けた条件整備を進める。また、広域圏レベルにおける生態系ネットワークの方策を検討し、その形成を推進する。(環境省、農林水産省、国土交通省)

地域における生態系ネットワークの要となる重要地域の保全・再生のために、地方公共団体等に対して、自然再生推進法に基づく自然再生事業実施計画の策定や実証事業への支援(平成 25 年度までに 2 件)、重要生物多様性地域対策への支援(平成 25 年度までに 21 件)等を実施しています。また、国有林野においては、「保護林」を中心とした生態系ネットワークを形成する「緑の回廊」を設定するとともに、溪流等と一体となった森林については、その連続性を確保することにより、よりきめ細やかな森林生態系ネットワークの形成に努めています。

都市においては、都市公園等の整備や特別緑保全地区等の指定等により緑地の保全・再生・創設・管理を進めています。

河川においては、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境等の保全・創出を推進するとともに、地域の多様な主体と連携した生態系ネットワーク形成の取組を進めています。

引き続き、これらの取組を進め、広域圏レベルにおける生態系ネットワークの方策検討や形成について推進します。

④主要行動目標C－1－4

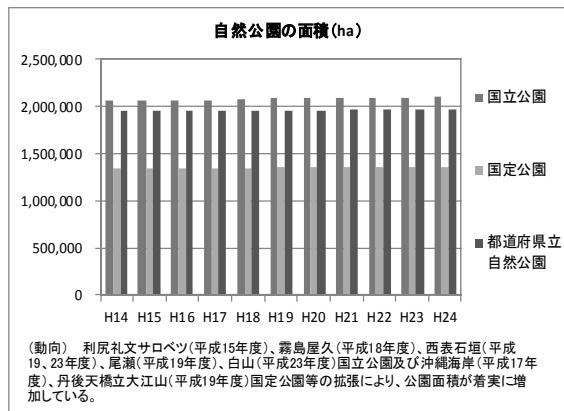
海洋保護区の充実及びネットワーク化の推進に資するため、2014 年までに野生生物の生息や繁殖にとって重要な地域などに着目して生物多様性の観点から重要な地域を抽出するとともに、保全の必要性及び方法を検討する。(環境省)

平成 23~25 年度において、生物多様性の観点から重要な海域(重要海域)の抽出作業を実施しており、重要海域の抽出後、その危機要因について検討を行い、保全措置の必要性や方法について検討を行う予定です。

⑤関連指標群

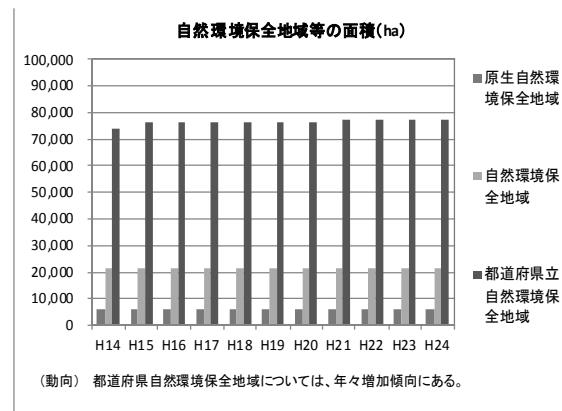
○自然公園面積

(国立公園、国定公園、都道府県立自然公園)

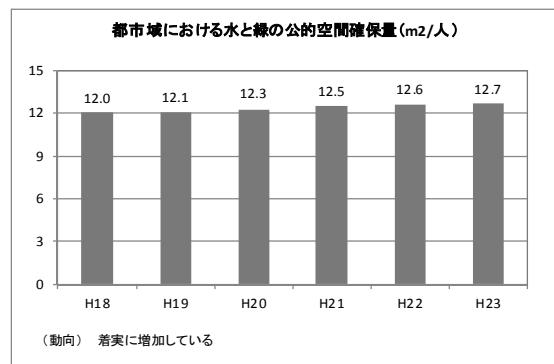


○自然環境保全地域等面積

(原生自然環境保全地域、自然環境保全地域、都道府県自然環境保全地域)

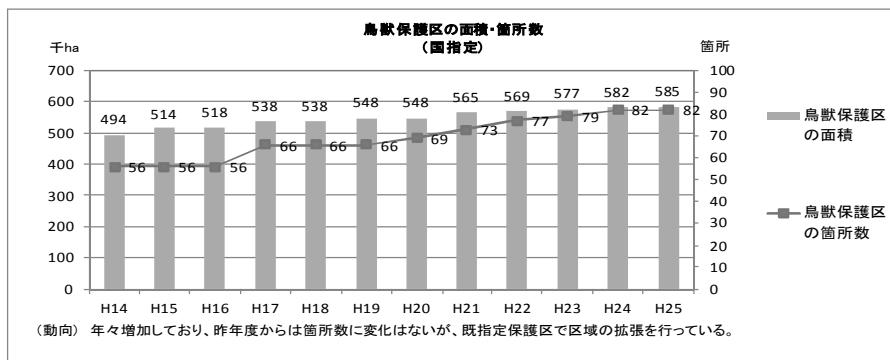


○都市域における水と緑の公的空間確保量

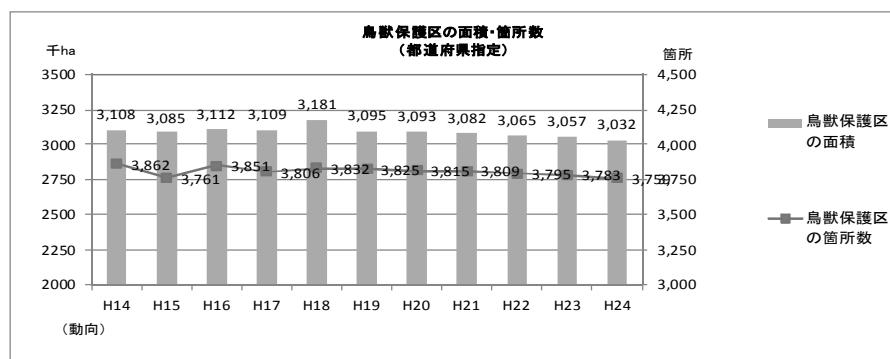


○鳥獣保護区面積

(国指定鳥獣保護区)

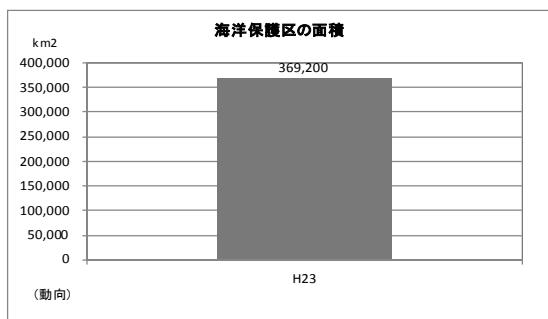


(都道府県指定鳥獣保護区)

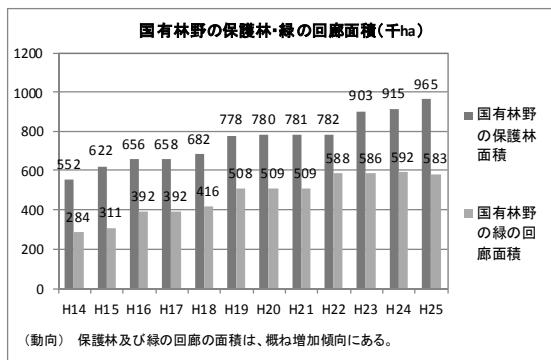


○海洋保護区面積

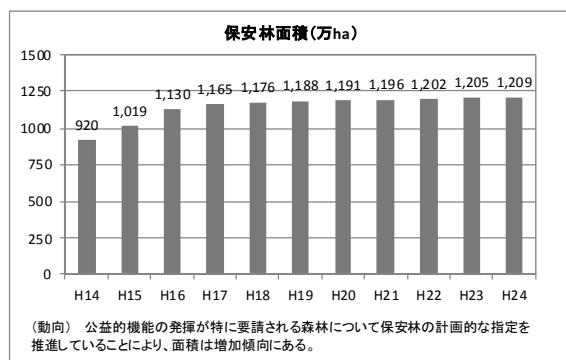
(自然公園、自然環境保全地域、鳥獣保護区、保護水面、共同漁業権区域、指定海域、沿岸水産資源開発区域等)



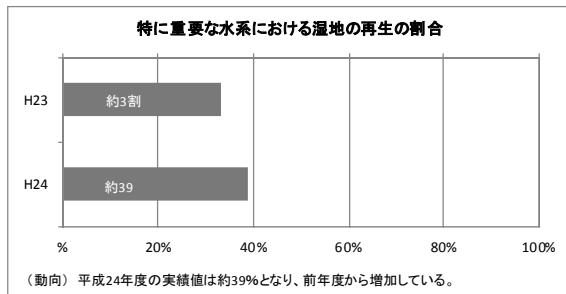
○国有林野の保護林及び緑の回廊面積



○保安林面積

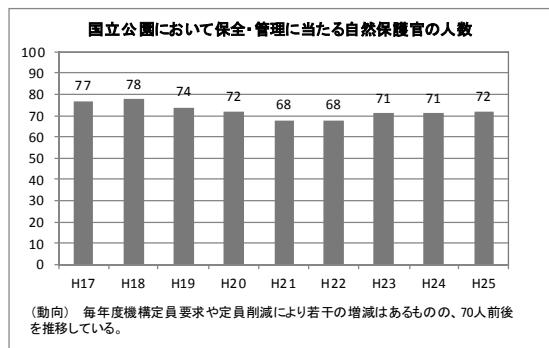


○特に重要な水系における湿地の再生の割合



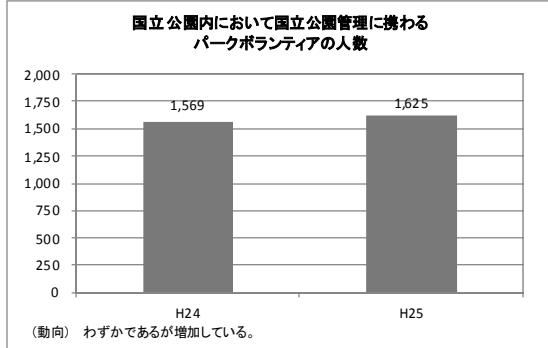
○国立公園において保全・管理に当たる

自然保護官の人数



○国立公園内において国立公園管理に

携わるパークボランティアの人数



(2) 国別目標C－2

2012年版環境省レッドリストにおける既知の絶滅危惧種において、その減少を防止するとともに、新たな絶滅種（EX）となる種（長期に発見されていない種について50年以上の経過等により判定されるものを除く）が生じない状況が維持され、2020年までに、最も絶滅のおそれのある種である絶滅危惧IA類（CR）または絶滅危惧I類（CR+EN）については、積極的な種の保全や生物多様性の保全に配慮した持続可能な農林水産業の推進による生息・生育基盤の整備などの取組によりランクが下がる種が2012年版環境省レッドリストと比べ増加する。また、2020年までに、社会経済的、文化的に貴重な種を含む作物、家畜及びその野生近縁種の遺伝子の多様性が維持される。

目標達成に向けて、環境省レッドリストの見直しや国内希少野生動植物種の選定の方針について検討を進めるとともに、保護増殖事業計画の策定や飼育下繁殖個体の野生復帰等、絶滅危惧種に対する各種取組を進めています。また、農業生物資源ジーンバンク事業により、遺伝資源の収集や保存等を進めています。

①主要行動目標C－2－1

2020年までに、絶滅危惧種の保全の推進に不可欠な知見（絶滅危惧種の生息・生育の現状や減少要因、保全状況、保全手法・技術等）の集積と各主体間の情報共有及び活用の体制整備を推進するとともに、絶滅危惧種の状況を的確に反映したレッドリストの整備と定期的な見直しを行う。
(環境省)

平成24年度に第4次レッドリスト（陸上生物）を公表しており、概ね5年後の次期改定に向けた検討を開始しています。また、海洋生物については平成28年度の公表を目指してレッドリストの検討を進めています。

②主要行動目標C－2－2

2020年までに、特に絶滅のおそれが高い種であり規制による対策効果が高いと考えられる種から優先順位をつけて、種の保存法に基づく国内希少野生動植物種の指定を着実に推進する。同法に基づく保護増殖事業計画の策定等を通じて保護増殖の取組を推進するとともに、それぞれの種や分類群の特徴に応じた保全手法・技術の改善を図る。（環境省、文部科学省、農林水産省、国土交通省）

作成中の「絶滅のおそれのある野生生物の保全戦略」において、保全に取り組む種の優先度の考え方を整理するとともに、国内希少野生動植物種を2020年までに新たに300種追加指定することを目指すこととしています。

また、平成24年度に新たに保護増殖事業計画を策定したライチョウを含め、現在、49種の国内希少野生動植物種について保護増殖事業計画を策定しており、国有林野内においては、生息・生育している国内希少野生動植物種の巡視や生息・生育環境の維持・整備等の事業を実施するなど、同計画に基づいた保護増殖事業を全国で展開しています。

更に、平成25年6月には保護増殖事業の円滑な推進に向け、種の保存法を改正したほか、地方公共団体における保護増殖事業計画の策定に対して支援（平成25年度までに2件）を行っています。

引き続き、希少野生動植物の種の保護管理に必要な事業を推進するとともに、希少性のある水産資源についても保全と持続的利用のあり方を検討します。

③主要行動目標C－2－3

絶滅危惧種の絶滅及び減少の防止のため、地域での合意形成を図りつつ、生息・生育環境の整備を推進する。(農林水産省)

国有林野において、生物多様性保全を含めた森林の多面的機能が十分発揮されるよう、計画的な間伐を実施するなど多様な森林の整備・保全を行っています。

また、種の保存法に基づく保護増殖事業として、国有林野内において国内希少野生動植物種の生息・生育環境の維持・整備等を実施しています。

④主要行動目標C－2－4

2020年までに、トキ、ツシマヤマネコ等の絶滅の危険性が極めて高く生息域内における保全の取組のみでは種の存続が困難と考えられる種については、生息域外における保全にも取り組み、それにより飼育下で繁殖した個体の野生復帰を推進しながら、生態系の回復や地域社会の活性化を図る。(環境省、文部科学省、農林水産省、国土交通省)

トキについては、新潟県佐渡島ほか5つの生息域外で飼育繁殖を進めており、個体数は着実に増加しています。佐渡島においては生息環境の整備を進め、飼育下繁殖個体の放鳥を行った結果、平成25年9月末時点で野生下の個体は98羽(本州1羽を含む)にまで増加しており、野生下における自然繁殖による雛も誕生しています。

ツシマヤマネコについては、日本各地の動物園9施設の協力を得て飼育個体の分散飼育と繁殖に取り組んでいます。飼育下繁殖技術の向上・確立のための取組を促進するとともに、長崎県対馬において飼育下繁殖個体の野生復帰の技術確立に向けた野生順化関連施設の整備を進めています。

また、コウノトリについては、兵庫県において、平成17年度に野生復帰を開始し、野生化の個体は順調に増加しており、平成25年9月時点で82羽が野生下で生息しています。

文化財の保存・活用の観点も含め、引き続き関係機関が連携して取組を進めています。

⑤主要行動目標C－2－5

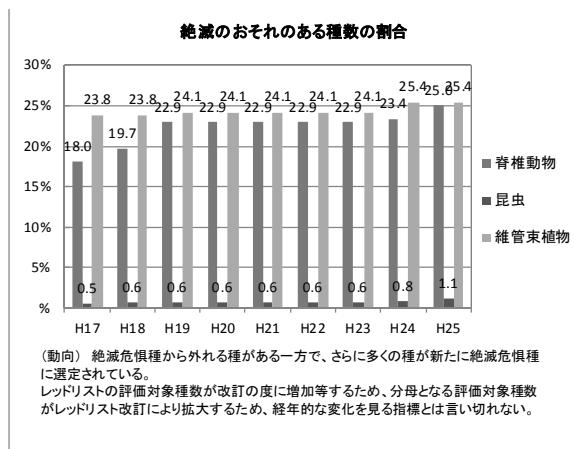
作物の遺伝資源については、国内における貴重な遺伝資源の消滅を防ぐため、植物遺伝資源の保全について、連携、補完する保全ネットワークを構築するとともに、災害等に備えた体系的なセーフティバックアップ体制の整備を検討する。また、家畜の遺伝資源については、和牛や地鶏、在来馬などのわが国固有の品種を中心に、遺伝的特長を有する多様な育種資源の確保・利用を推進する。(農林水産省)

農業生物資源ジーンバンク事業において、広範な遺伝資源(動植物、微生物など)の収集、特性評価、保存及び配布を複数の機関で連携して行っています。

また、特に植物遺伝資源については、災害等に備えた国内外の植物遺伝資源の体系的なセーフティバックアップ体制の整備を検討します。

⑥関連指標群

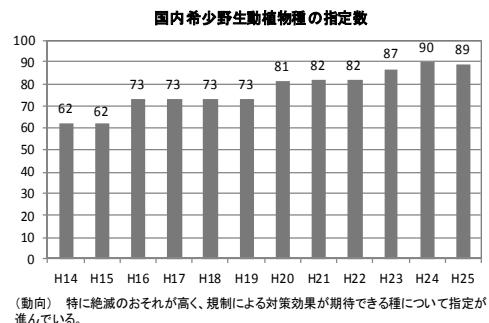
○脊椎動物、昆虫、維管束植物の各分類群における評価対象種数に対する絶滅のおそれのある種数の割合



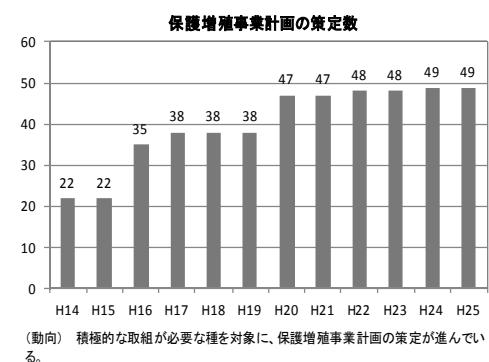
○環境省レッドリストにおいてランクが下がった種の数

H24 に 295 種であり、その後新たなデータはない。

○国内希少野生動植物種の指定数



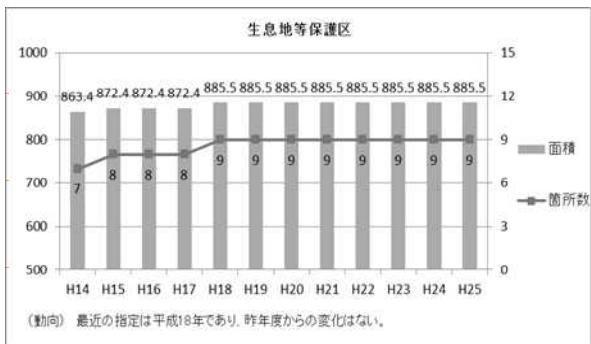
○保護増殖事業計画の策定数



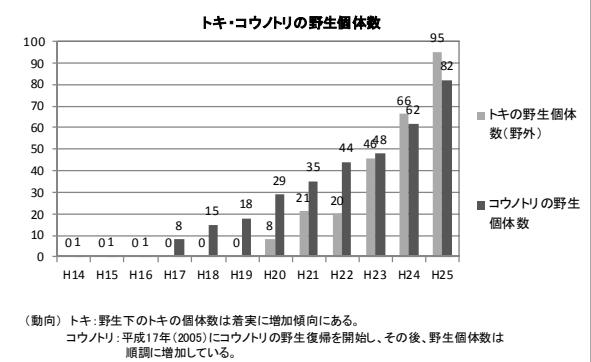
○脊椎動物、昆虫、維管束植物の各分類群における生息域外保全の実施されている種数

H23 に、脊椎動物は 133 種、
昆虫は 4 種、
維管束植物は 1,029 種
となっており、その後新たなデータはない

○生息地等保護区の箇所数及び面積



○トキ・コウノトリの野生個体数



※ ツシマヤマネコについては野生復帰の技術確立を検討している段階である。なお、現存している生息域内の個体群の推定生息数は、最新の調査(2010年代前半)で多くても100頭程度で、前回の2000年代前半とほぼ同じ又はやや減少と推定されている。

4. 戰略目標D関連

生物多様性及び生態系サービスから得られる恩恵を強化する。

SATOURAMA イニシアティブなどの取組を通じて、気候変動の緩和と適応への貢献を含め、生物多様性及び生態系サービスから得られる恩恵の強化を図っています。

ただし、生態系の保全と回復の状況を把握するための手法等については引き続き検討が必要です。また、生物多様性及び生態系サービスから得られる恩恵の強化に資するよう、名古屋議定書の早期締結に向けた取組を進めています。

(1) 国別目標D－1

2020年までに、生態系の保全と回復を通じ、生物多様性及び生態系サービスから得られる恩恵を、女性や地域社会などのニーズを考慮しつつ、国内外で強化する。特に里地里山における自然資源の持続可能な利用に関する重要性が認識され、各種取組が行われる。

SATOURAMA イニシアティブ国際パートナーシップや SATOURAMA イニシアティブ推進ネットワークの活動を通じて、SAYOYAMA イニシアティブを国内外において推進しており、持続的な森林経営や農業振興、里地里山の保全活用、里海づくりが全国で進められています。また、東日本大震災からの復興に向けた「グリーン復興プロジェクト」の推進や生物圏保存地域（ユネスコエコパーク）の仕組みの活用など、様々な形で生物多様性及び生態系サービスから得られる恩恵の強化を図っています。

①主要行動目標D－1－1

持続的な森林経営を確立し、多様で健全な森林の整備・保全を推進することで、水源涵養等の多面的機能の発揮を図る。（農林水産省）

間伐等の森林施業とこれと一体となった路網の整備を支援するとともに、森林の公益的機能の発揮が特に求められる保安林の指定や適切な保全・管理等の推進により、森林の有する水源涵養等の多面的機能の発揮を図っています。

平成24年度末時点の保安林面積は1,209万haであり、毎年増加傾向にあります。

②主要行動目標D－1－2

農業の持続的な営みを通じて、農村環境の保全・利用と地域資源活用を図る。（農林水産省）

平成24年度には、187万人・団体の参加の下、農地・農業用水等の地域資源の保全管理に係る地域共同活動が実施されています。

③主要行動目標D－1－3

生物多様性及び生態系サービスと人間の福利の向上を図る取組である SATOURAMA イニシアティブを国内外において推進する。（環境省、文部科学省、農林水産省、国土交通省）

生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）の機会に発足した「SATOURAMA イニシアティブ国際パートナーシップ」の参加団体は発足当初の51団体から16カ国の政府を含む合計155団体に広がりを見せていました。また、同イニシアティブの第4回定例会合（平成25年9月）の機会に、同イニシアティ

ブの理念の下、国内関係団体の連携を促進する「SATOYAMA イニシアティブ推進ネットワーク」が、101団体の参加を得て設立されました。

国内における里地里山の保全活用に向けて、平成 22 年度に策定した「里地里山保全活用行動計画」に基づき、技術研修会の開催、先進的事例に関する情報共有、保全対象地域の選定方法や保全管理の手引き書などの技術的支援を実施しています。

今後は、生物多様性保全上の重要性を考慮した保全活用を推進します。

④主要行動目標D－1－4

東日本大震災からの復興に向かって、森・里・川・海のつながりにより育まれてきた自然環境と地域のくらしを後世に伝え、自然の恵みと脅威を学びつつ、それらを活用しながら三陸復興国立公園の創設を核としたグリーン復興プロジェクトを推進し、2013 年までに三陸復興国立公園を指定し、その後段階的に既存の自然公園の国立公園への再編成を推進する。また、生物多様性の保全にも配慮した海岸防災林の復旧・再生を推進する。(環境省、農林水産省)

平成 25 年 5 月に三陸復興国立公園を創設するとともに、みちのく潮風トレイル（東北太平洋岸自然歩道）の設定や復興エコツーリズムの推進、自然環境のモニタリングの実施など、グリーン復興プロジェクトを着実に実施しています。

また、東日本大震災の津波により被災した約 140km の海岸防災林のうち、平成 24 年度までに約 50km について復旧・再生に着手しており、平成 25 年度中にはがれき仮置き場等を除く約 100km 全てについて着手することとしています。

引き続き、これらの取組により復興、復旧・再生を推進していきます。

⑤主要行動目標D－1－5

自然と共生しつつ、人の手を適切に加えることにより里海づくりの取組を実施する。(環境省)

多様な魚介類等が生息し、人々がその恩恵を将来にわたり享受できる自然の恵み豊かな里海の創出を支援するため、里海づくりの手引書や全国の実践事例等の情報について、ウェブサイト「里海ネット」で提供しています。

また、平成 24 年度に岩手県宮古湾を対象に、アマモ場の再生を中心とした「宮古湾里海復興プラン」を策定しており、平成 25 年度は、里海復興のノウハウ等をとりまとめた「里海復興プラン策定の手引き」を策定する予定です。

⑥主要行動目標D－1－6

生物圏保存地域（ユネスコエコパーク）の仕組みを活用する新たな施策の展開などの検討を進めます。(文部科学省、農林水産省、環境省)

平成 25 年 9 月、日本ユネスコ国内委員会第 26 回人間と生物圏（MAB）計画分科会において、生物圏保存地域（ユネスコエコパーク、以下 BR）の新規登録として「只見」（福島県）及び「南アルプス」（山梨県、静岡県及び長野県）、拡張登録として「志賀高原」（長野県及び群馬県）のユネスコへの推薦が決定されました。今後、2014（平成 26）年 6 月にスウェーデンにて開催される第 26 回ユネスコ人間と生物圏（MAB）計画国際調整理事会において、登録・拡張の可否が決定される予定です。

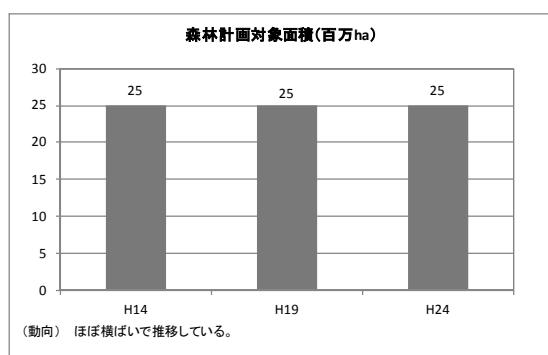
また、平成24年7月に登録された「綾」（宮崎県）においては、町内の全小中学校による、BRを活用した持続可能な地域づくりを担う次世代の育成を目指したユネスコスクールへの申請、照葉樹林の保護・復元等を目指す「綾の照葉樹林プロジェクト」の推進など、地元と連携した取組を進めています。

さらに、BRについて普及啓発を進めるとともに、地域コミュニティが主体の現地協議会へ関係省庁も参画するなど推進体制の整備が図られています。

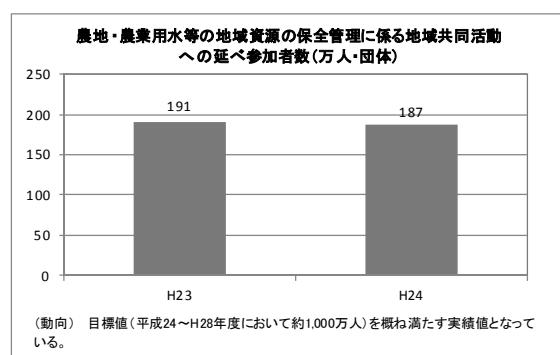
今後もBRの活動を推進するとともに、関係省庁が連携し、各地域の取組を支援していきます。

⑦関連指標群

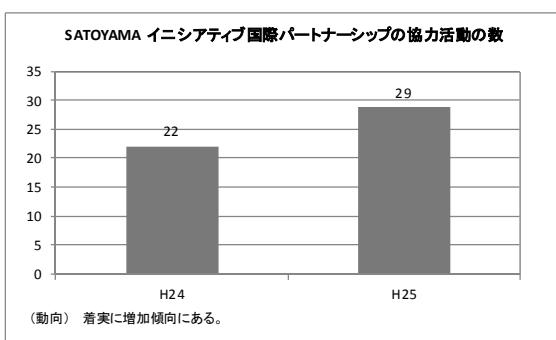
○森林計画対象面積



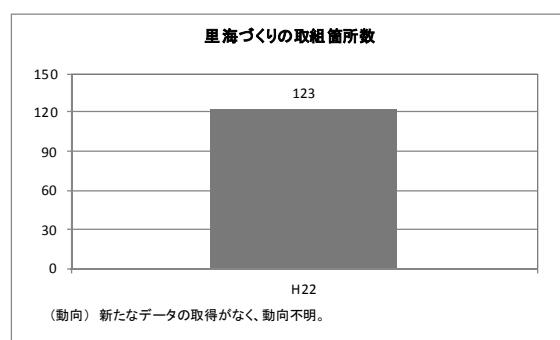
○農地・農業用水等の地域制限の保全管理に係る地域共同活動への延べ参加者数



○SATOYAMAイニシアティブ 国際パートナーシップの協力活動の数



○里海づくりの取組箇所数



(2) 国別目標D－2

2020年までに、劣化した生態系の少なくとも15%以上の回復を含む生態系の保全と回復を通じ、生態系の回復能力及び二酸化炭素の貯蔵に対する生物多様性の貢献が強化され、それが気候変動の緩和と適応に貢献する。

自然再生推進法に基づく自然再生の取組が全国24カ所、48万haにおいて実施されるなど、全国各地で自然再生の取組や適切な森林施業、緑の回廊の設定が進んでおり、これらの取組を通じて気候変動の緩和や適応に貢献することが期待されます。

自然再生推進法による取組箇所数や国有林野の保護林及び緑の回廊面積は増加傾向にあるほか、森林の整備や都市緑化等の推進による吸収源対策も着実に進められています。

ただし、生態系の保全と回復の状況を把握するための手法等については引き続き検討が必要です。

①主要行動目標D－2－1

2014年または2015年初頭に予定されている愛知目標の中間評価までに、生態系の保全と回復の状況を把握するための手法及び基準値となるベースラインを確立し、現状を整理する。(環境省、農林水産省)

生態系の保全と回復の状況を把握するための手法として、森林面積の推移により生態系の保全の状況について把握するとともに、藻場・干潟の面積及び河川、湖沼、海域、閉鎖性海域における水質の環境基準達成度を利用して生態系の保全と回復の状況を把握することとしました。

その結果、森林面積については約2500万haで安定して推移しています。

藻場・干潟の面積及び水質の環境基準達成度については、概ね1980年代或いは1990年代と比較して回復が見られます。特に河川、海域については、水質の環境基準達成率が概ね1980年代或いは1990年代と比較して15%以上の回復が見られています。引き続き、これらのデータを用いて、保全や回復の状況を把握していきます。なお、手法については必要に応じて見直すこととしています。

②主要行動目標D－2－2

生態系の保全と回復対策を推進し、これにより気候変動の緩和と適応に貢献する対策を推進する。(環境省、農林水産省、国土交通省)

平成25年3月時点で、自然再生推進法に基づく自然再生の取組は、24カ所、48万haに上っており、森林、湿原、草原、サンゴ礁など様々な生態系を対象として全国で自然再生の取組が進められています。

都道府県による自然再生の取組に対して支援を行っており、生物の移動経路の確保など、気候変動への適応に資する効果が期待されます。

また、森林の整備や都市緑化等の推進により吸収源対策を行うとともに、海洋生物における炭素固定についての調査研究を進めています。

さらに、アジア太平洋地球変動研究ネットワークを通じて、地域における共通の課題に関する研究やワークショップ等を行っています。

今後も引き続き森林吸収源対策をはじめとする施策を推進していくとともに、平成27年夏頃を目指とした適応計画の策定に向けて、中央環境審議会地球環境部会気候変動影響評価等小委員会において気候変動が日本に与える影響及びリスクの評価についての審議を進めています。

③主要行動目標D－2－3

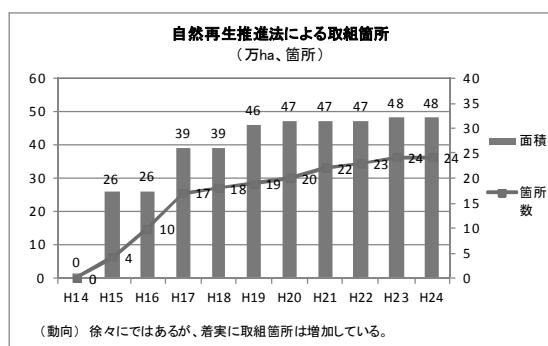
森林における間伐等の森林施業の適切な実施等の森林吸収源対策の推進や、野生生物の移動経路となる緑の回廊の設定等により、気候変動の緩和と適応に貢献する。(農林水産省)

「森林・林業基本計画」等に基づき、間伐等の健全な森林の整備、保安林等の適正な管理・保全等の推進、木材及び木質バイオマス利用の推進等、森林吸収源対策を総合的に推進しています。

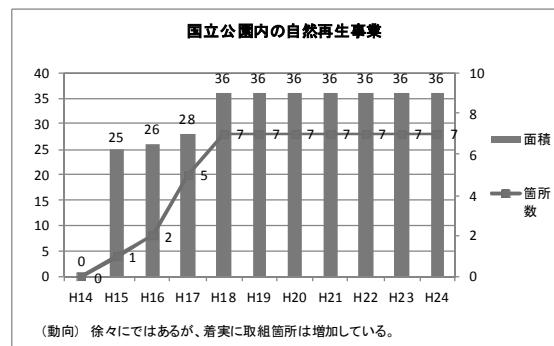
また、国有林野において、「保護林」を中心にネットワークを形成する「緑の回廊」を設定し、野生動植物の生息・生育地を結ぶ移動経路を確保することにより、気候変動にも対応できる健全な森林生態系の確保を推進しています。平成25年4月現在、国有林野における保護林は96万5千ha、緑の回廊は58万3千haに上り、概ね増加傾向にあります。

④関連指標群

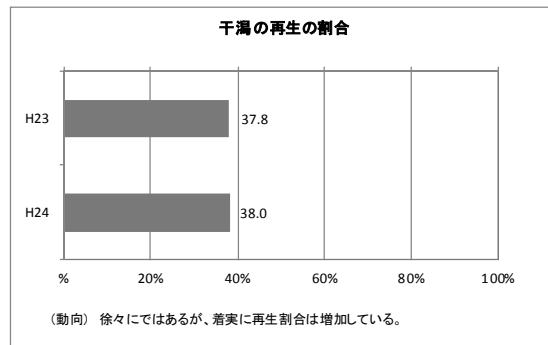
○自然再生推進法における取組面積・箇所数



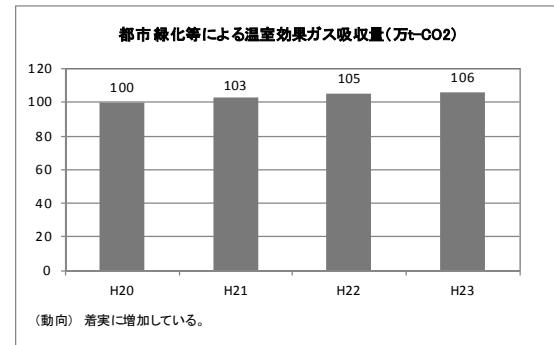
○国立公園内の自然再生事業面積・箇所数



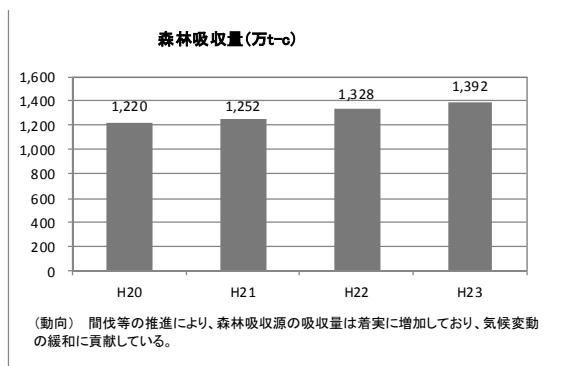
○干潟の再生の割合



○都市緑化等による温室効果ガス吸収量

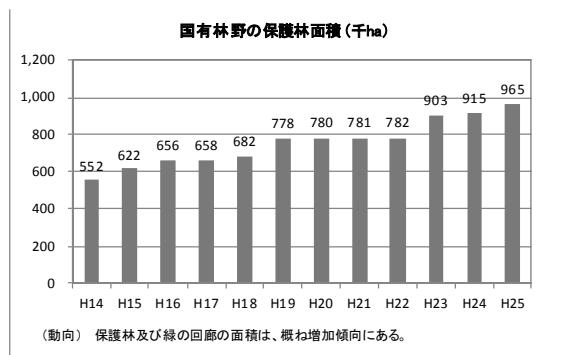


○森林による二酸化炭素吸收量

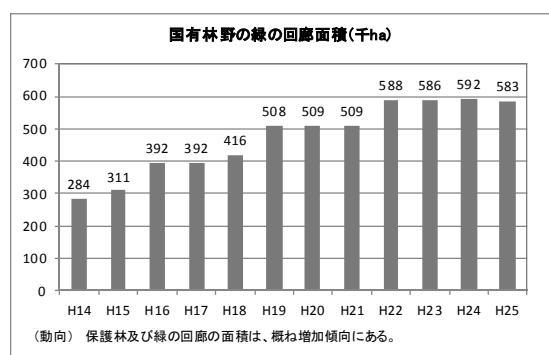


○国有林野の保護林及び緑の回廊面積

(保護林)



(緑の回廊面積)



(3) 国別目標D－3

可能な限り早期に名古屋議定書を締結し、遅くとも 2015 年までに、名古屋議定書に対応する国内措置を実施することを目指す。

名古屋議定書の早期締結及び国内措置の実施の目標達成に向けては、さまざまな課題があることから関係者及び関係省庁により検討を進めています。

また、個別目標 16 の世界的な達成に貢献するために、地球環境ファシリティー (GEF) や名古屋議定書実施基金等により途上国を支援しています。

①主要行動目標D－3－1

可能な限り早期に名古屋議定書を締結し、遅くとも 2015 年までに遺伝資源の利用を監視するためのチェックポイントの設置や普及啓発等の実施により名古屋議定書の義務を着実に実施する。(環境省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省)

名古屋議定書の早期締結及び国内措置の実施に向けては、国内措置の具体化をはじめとしてさまざまな課題があることから、関係者及び関係省庁による検討を進め、とりまとめに向けた合意形成を目指しています。

名古屋議定書の締結に必要な国内措置の検討の一環として、環境省では関係する産業界や学術分野の有識者により構成される「名古屋議定書に係る国内措置のあり方検討会」を開催し、我が国にふさわしい国内措置のあり方に関する意見のとりまとめを行っています。

また、関係省庁により名古屋議定書の理解を深めるために、産業界や大学研究者等に対して説明会や意見交換会を開催するなど普及啓発に取り組んでいます。

引き続き、関係者及び関係省庁が連携して検討を進めていきます。

②主要行動目標D－3－2

個別目標 16 の世界的な達成に貢献するため、地球環境ファシリティー (GEF) や名古屋議定書実施基金等を通じ、議定書の締結を目指す途上国への支援の促進を図る。(外務省、財務省、環境省)

名古屋議定書の早期発効や効果的な実施のため、地球環境ファシリティー (GEF) や名古屋議定書実施基金、生物多様性日本基金等を用いて、途上国における国内制度の発展、民間セクターの参画や遺伝資源の保全・持続可能な利用への投資促進、遺伝資源に関連する伝統的知識への適正なアクセスを確保するための原住民社会の能力構築などの支援が図られています。

5. 戰略目標E関連

生物多様性国家戦略に基づく施策を着実に推進し、その基礎となる科学的基盤を強化し、さらに、生物多様性分野における能力構築を推進する。

生物多様性国家戦略に基づく施策の進捗状況の点検作業を通じて、その着実な推進を図っています。また、国内において生物多様性関連情報の収集、提供、共有等の体制整備を進めているほか、生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学政策プラットフォーム（IPBES）に対する積極的な参加、貢献、国内体制の整備等により科学的基盤の強化を図っています。

さらに、地球環境ファシリティー（GEF）や生物多様性日本基金等を通じた支援により生物多様性分野における能力構築を推進しています。

（1）国別目標E－1

生物多様性国家戦略に基づき生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図る。また、個別目標17の達成に向けた世界的な取組が進展するよう、支援・協力をを行う。

生物多様性国家戦略に基づく施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、最初の総合的な点検作業を実施しており、COP12における愛知目標の達成状況に関する中間評価の結果も踏まえて生物多様性国家戦略の見直しの必要性について検討します。

また、地球環境ファシリティー（GEF）や生物多様性日本基金等を通じて、世界全体での個別目標17の達成に向けて途上国を支援しています。

生物多様性日本基金を通じて技術支援を受けた締約国について、生物多様性国家戦略を改定した国数は着実に増加しています。

①主要行動目標E－1－1

2014年または2015年初頭に予定されているCOP12における愛知目標の達成状況に関する中間評価の結果も踏まえ、必要に応じ2015年から2016年にかけて生物多様性国家戦略の見直しを実施する。（環境省、内閣官房、内閣府、警察庁、総務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、防衛省）

2014年10月に韓国において開催されるCOP12において愛知目標の中間評価が実施される予定であり、その基礎的な情報となる「第5回国別報告書」を作成しています。

生物多様性国家戦略の見直しの必要性については、COP12における愛知目標の達成状況に関する中間評価の結果も踏まえ検討します。

②主要行動目標E－1－2

地球環境ファシリティー（GEF）や生物多様性日本基金等を通じて、世界全体での個別目標17の達成に貢献する。（外務省、財務省、環境省）

生物多様性日本基金を活用し、世界の地域ごとに愛知目標の達成に向けた国家戦略を改正するための能力構築ワークショップを開催しています。平成25年5月までに世界各地において22回のワークショップが開催され、約170カ国の締約国から700名以上の政府担当者が参加しており、世界全体で

の愛知目標 17 の達成に向けた取組が進められています。

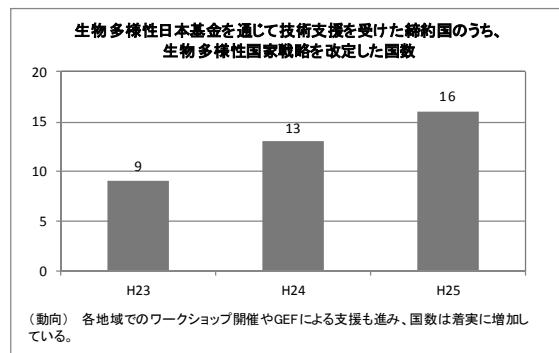
③関連指標群

○主要行動目標の実施状況

※平成 25 年に実施状況を点検

(動向) 概ね着実に実施されているが、
まだ 1 回のみの把握のため、
動向は不明

○生物多様性日本基金を通じて技術支援を受けた 締約国のうち、生物多様性国家戦略を改定した 国数



(2) 国別目標 E－2

2020 年までに、生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する地域社会の伝統的知識等の尊重が主流化される。また、生物多様性に関する科学的基盤を強化し、科学と政策の結びつきを強化する。さらに、遅くとも 2020 年までに、愛知目標の達成に向け必要な資源（資金、人的資源、技術等）を効果的・効率的に動員する。

里地里山の保全活動に際して、伝統的な自然資源の利活用方策を図るなど、地域社会の智恵や技術を再評価し活用する取組を進めています。

海洋生物を含む生物多様性関連情報の収集、提供、共有等の体制整備が進んでいるほか、生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学政策プラットフォーム（IPBES）に対して、科学的根拠に基づく効果的、効率的な枠組みとなるよう積極的に参加しています。

ただし、わが国における資源動員の把握手法については引き続き検討が必要です。

①主要行動目標 E－2－1

地域の自然特性に応じてつちかわれてきた伝統的生活文化の智恵や資源利用技術を再評価し、継承・活用の促進を図る。（環境省、文部科学省）

平成 22 年度に策定した「里地里山保全活用行動計画」に基づき、国内における伝統的な自然資源の利活用方策の事例収集、情報発信を行っています。また、平成 24 年度から里地里山の保全活動において発生する草本質系バイオマス資源の有効活用手法について検討しています。

また、適切な保護措置が講じられている重要な文化的景観については文化財保護法に基づき「重要文化的景観」に選定し、その保護に努めています。

②主要行動目標 E－2－2

2020 年までに、自然環境保全基礎調査をはじめとした自然環境データの充実と継続的な更新、速報性の向上を行うとともに、各主体間の連携によるデータの収集・提供・共有等の体制を整備する。（環境省、文部科学省、農林水産省、国土交通省）

自然環境保全基礎調査の一環として、植生図の整備を進めるとともに、全国約 1000 箇所の地点において日本を代表する各生態系のモニタリング調査を実施しています。

また、国有林野に設定した「保護林」や「緑の回廊」において、森林や動物等のモニタリング調査を実施するとともに、河川水辺の国勢調査として魚類や底生動物、動植物プランクトン等の調査を実施しています。

さらに、生物多様性に関する情報の収集・公開を行う地球規模生物多様性情報機構（GBIF）における日本ノード（JBIF）の活動を支援することにより、生物多様性関連情報の収集、提供、共有等の体制整備を進めています。

③主要行動目標 E－2－3

2020 年までに、海洋生物及び生態系に関する科学的知見の充実を図る。（文部科学省、環境省、国土交通省）

海洋生物の生理機能を解明するとともに、海洋生態系を総合的に解明し、環境の変化や漁業活動による生態系の影響評価を可能とするモデルの技術開発を実施しています。

また、世界最大規模の干潟水槽を用いた調査研究や、自然干潟や造成干潟・藻場における広範な生物調査により、干潟における物質循環や生態系の機能・構造の解明を進め、生物多様性の予測を念頭に置いた数値シミュレーションを開発しています。

④主要行動目標 E－2－4

わが国における生物多様性に関する総合的な評価を実施し、愛知目標の達成に向けたわが国の国別目標に関する中間評価を行う。（環境省、外務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省）

平成 25 年度中に生物多様性国家戦略 2012-2020 の最初の総合的な点検を行うとともに、生物多様性条約に基づく第 5 回国別報告書の作成を行っており、これらの作業の中で、愛知目標の達成に向けたわが国の国別目標に関する評価も行っています。

なお、わが国における生物多様性に関する総合的な評価については平成 27 年度までに実施する予定です。

⑤主要行動目標 E－2－5

わが国として IPBES に対して科学的根拠に基づく効果的、効率的な枠組みとなるよう積極的に参加・貢献し、そのための国内体制を整備する。（環境省、農林水産省）

平成 24 年 4 月に設立された IPBES に対して、関連会合への参加、専門家派遣を行っているほか、拠出金により IPBES の体制整備や活動内容の協議・調整に貢献しており、「IPBES への先住民及び地域住民の知識体系の貢献に関する専門家ワークショップ」や「IPBES アジア太平洋地域における科学的評価に関するワークショップ」などが開催されています。

平成 25 年度から、わが国の生物多様性・生態系サービスの情報基盤の整備、評価及び予測を実施しています。

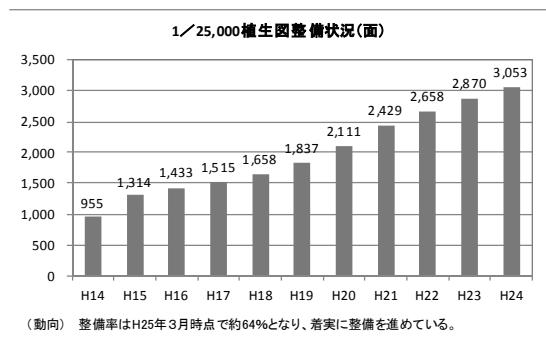
⑥主要行動目標E－2－6

COP10 決定に基づき、愛知目標を達成するためのわが国における資源動員状況の把握及び生物多様性条約事務局への報告の体制を整備する。(環境省)

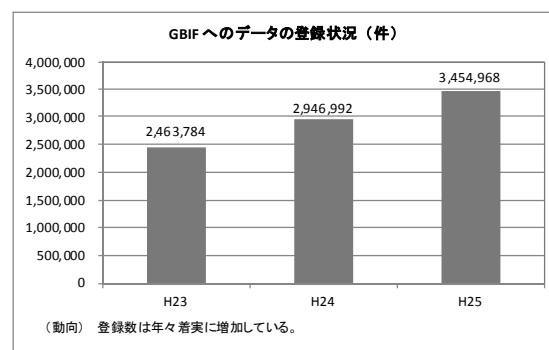
平成24年10月に開催されたCOP11において、資源動員に関する暫定的な目標が合意されたことも踏まえ、国際的フォーラムにおける議論へ積極的に参加するとともに、各国における資源動員に関する方針や方策に関する調査、分析を通じて、わが国における資源動員の把握手法について検討を行っています。

⑦関連指標群

○1/25,000植生図整備状況



○GBIFへのデータの登録状況



(参考) ベースラインの整理結果について

主要行動目標 B-1-1、C-1-1、D-2-1 に定めるベースライン及び現状の整理結果は、以下の通りです。

国別目標B－1
2020 年までに、自然生息地の損失速度及びその劣化・分断を顕著に減少させる。
主要行動目標B－1－1
2014 年又は 2015 年初頭に予定されている愛知目標の中間評価までに、効果的な取組を開始できるよう、自然生息地の損失速度及びその劣化・分断の状況を把握するための手法及び基準値となるベースラインを確立し、現状を整理する。(環境省、農林水産省)

【考え方】

継続的に利用できるデータを考慮して、森林面積、湖沼面積、浅海域の埋立面積、自然海岸の延長を利用して把握することとする。基準値は、愛知目標の決定年である平成 22 年（2010 年）または平成 22 年以前の直近の年の値とするが、年変動のある項目については平成 22 年までの 5 年間の平均値とする。

なお、平成 22 年に環境省が公表した生物多様性総合評価では、特に陸水生態系、沿岸・海洋生態系及び島嶼生態系における生物多様性の損失が大きく、現在も損失が続く傾向にあるとされているが、最新の状況を全国レベルで評価できるデータが限られているため、今後データ整備の状況によって、評価を進める必要がある。また、必要に応じて内容は見直すものとする。

【ベースラインと現状】

- ・森林面積：平成 19 年においては 2,510 万 ha である。
(天然林：1,338 万 ha、人工林：1,035 万 ha、無立木地：121 万 ha、竹林：16 万 ha)
近年、森林面積は大きな変動はなく安定して推移している。
- ・湖沼面積：平成 22 年は 2,356.61km² である。
- ・浅海域の埋立面積：平成 18 年から 22 年までの 5 年間では年平均約 7km² である。
なお、昭和 50 年（1975 年）前後の年間約 50km² をピークに減少している。
- ・自然海岸延長：平成 18 年から 22 年まで 5 年間の平均値では 18,105km と推定される。（環境省試算）

国別目標C－1

2020年までに、少なくとも陸域及び内陸水域の17%、また沿岸及び海域の10%を適切に保全・管理する。

主要行動目標C－1－1

2014年又は2015年初頭に予定されている愛知目標の中間評価までに、保全・管理の状況を把握するための手法とそのベースライン及び現状を整理する。(環境省、農林水産省)

【考え方】

「適切に保全・管理する」対象としての「保護地域」の定義は、陸海城における制度の違い等に鑑み、「陸域及び内陸水域」と「沿岸及び海域」に分けて、それぞれ次のとおりとする。

なお、「沿岸及び海域」における保護地域（海洋保護区）の定義及び対象地域については、平成23年に総合海洋政策本部において了承されている。また、必要に応じて保護地域の定義を見直すとともに、適切に保全・管理された地域に該当する対象についても必要に応じて見直しを検討する。

○陸域及び内陸水域

生物多様性の保全及び生態系サービスの持続可能な利用を目的として、法律又はその他の効果的な手法により管理される明確に特定された区域。

○沿岸及び海域

海洋生態系の健全な構造と機能を支える生物多様性の保全及び生態系サービスの持続可能な利用を目的として、利用形態を考慮し、法律またはその他の効果的な手法により管理される明確に特定された区域。

【ベースラインと現状】

ベースラインは2011年度（平成23年度）当初とし、現状値は平成25年度または入手できる可能な限り最新のデータを用いて算出するものとする。

対象となる保護地域の面積は次のとおり。

○陸域及び内陸水域

ベースライン：約76,800km²、国土面積（377,950km²）の約20.3%

点検値：ベースラインと同じ

（地理情報が入手可能な区域を重複を除いて試算：自然公園、自然環境保全地域、鳥獣保護区、生息地等保護区、保護林、緑の回廊）

○沿岸及び海域

ベースライン：約369,200km²、領海及び排他的経済水域（EEZ）の面積（約447万km²）の約8.3%

点検値：ベースラインと同じ

（地理情報が入手可能な区域を重複を除いて試算：自然公園、自然環境保全地域、鳥獣保護区、保護水面、共同漁業権区域、沿岸水産資源開発区域・指定海域）

【保護地域に該当する区域】

「保護地域」の対象となる区域は次のとおり整理した。なお、対象とする地域は必要に応じて見直しを図るものとする。また、世界自然遺産地域、ラムサール条約湿地（沿岸及び海域）及び生物圏保存地域（ユネスコエコパーク）については、保護地域の目的に合致するが下記の制度により保護担保措置が

とられているため、面積計算の対象とはしない。

○陸域及び内陸水域

自然公園（自然公園法）：国立公園、国定公園、都道府県立自然公園

自然海浜保全地区（瀬戸内海環境保全特別措置法）

自然環境保全地域（自然環境保全法）：原生自然環境保全地域、自然環境保全地域、
都道府県自然環境保全地域

鳥獣保護区（鳥獣保護法）

生息地等保護区（種の保存法）

近郊緑地特別保全地区（首都圏近郊緑地保全法、近畿圏の保全区域の整備に関する法律）

特別緑地保全地区（都市緑地法）

保護林（国有林野の管理経営に関する法律）

緑の回廊（国有林野の管理経営に関する法律）

天然記念物（文化財保護法）

都道府県が条例で定めるその他保護地域

○沿岸及び海域

総合海洋政策本部による「海洋保護区」

自然公園（自然公園法）

自然海浜保全地区（瀬戸内海環境保全特別措置法）

自然環境保全地域（自然環境保全法）

鳥獣保護区（鳥獣保護法）

生息地等保護区（種の保存法）

天然記念物（文化財保護法）

保護水面（水産資源保護法）

沿岸水産資源開発区域・指定海域（海洋水産資源開発促進法）

都道府県・漁業者団体等による各種指定区域（各種根拠制度）

共同漁業権区域（漁業法）

国別目標D－2

2020年までに、劣化した生態系の少なくとも15%以上の回復を含む生態系の保全と回復を通じ、生態系の回復能力及び二酸化炭素の貯蔵に対する生物多様性の貢献が強化され、それが気候変動の緩和と適応に貢献する。

主要行動目標D－2－1

2014年又は2015年初頭に予定されている愛知目標の中間評価までに、生態系の保全と回復の状況を把握するための手法及び基準値となるベースラインを確立し、現状を整理する。(環境省、農林水産省)

【考え方】

森林面積の推移により生態系の保全の状況について把握するとともに、藻場・干潟の面積及び、水質の環境基準達成度を利用して生態系の保全と回復の状況を把握する。森林については面積の変化、藻場・干潟の面積については保全・造成及び再生の累計面積、水質については環境基準達成度の5年間の平均値で整理する。

なお、平成22年に環境省が公表した生物多様性総合評価では、特に陸水生態系、沿岸・海洋生態系及び島嶼生態系における生物多様性の損失が大きく、現在も損失が続く傾向にあるとされているが、最新の状況を全国レベルで評価できるデータが限られているため、今後データ整備の状況によって、評価を進める必要がある。また、必要に応じて内容は見直すものとする。

【ベースラインと現状】

- ・森林面積：約25百万haで安定して推移しており、2007年においても2,510万haとなっている。
- ・藻場・干潟の面積：1978年頃の約263千haから20年間で約71千ha減少し、約192千haとなつたが、2012年までに約22千haを保全・造成及び再生し、この間の減少量の15%以上に達している。
- ・水質の環境基準達成率

河川のBOD：1970年代の5割超から、2006年～2010年の平均では9割超

湖沼の全窒素・全燐：1980年代後半の約4割から、2006年～2010年の平均では5割弱

海域の全窒素・全燐：1990年代後半の5割超から、2006年～2010年の平均では8割超となっており、湖沼を除いて15%を超えて大きく改善されている。

第3部 生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する行動計画の点検結果

生物多様性国家戦略 2012－2020 の第3部生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する行動計画では政府の行動計画として約700（重複を除く）の具体的な施策を記載し、その中で50の数値目標を掲げています。

1. 数値目標の点検結果

数値目標の進捗具合を一覧表にまとめました。記載内容は以下のとおりです。

■数値目標に関する記載

数値目標が記載されている具体的施策の記述を、国家戦略から抜き出しています。

■目標値、年次

国家戦略に記載されている目標値と目標年次を記載しています。

■点検値、年次

数値の把握が可能な最新の値及び時期を記載しています。

■当初値、当初値の把握時期

国家戦略（平成24年9月）を策定した時点（目標設定時）のベースとなる数値及びその数値の把握時期を記載しています。

■達成度（%）

国家戦略策定時をスタートとする現時点までの進捗度を示す「進捗率」と、国家戦略策定以前からの蓄積を含めた評価である「達成率」の2つの指標で記載しています。

進捗率、達成率の計算方法は以下のとおりです。

〈計算方法〉

- ・ 進捗率 = { (点検値 - 当初値) / (目標値 - 当初値) } × 100 (%)
- ・ 到達率 = (点検値 / 目標値) × 100 (%)

■課題と今後の方針

施策の進捗具合の評価や目標の達成に向けた取組等について記載しています。

■担当府省

施策を担当している府省名を記載しています。

数値目標の達成状況一覧表

番号	項目	目標値				点検				当初				達成度				課題と今後の方針		担当府省
		年次	点検値	年次	当初値	年次	進歩率※1	達成率	年次	進歩率※1	達成率	年次	進歩率※1	達成率	年次	進歩率※1	達成率			
1	山小屋等のし尿・排水処理施設の整備数	100箇所	H23年度から 10年間	8箇所	H24年度	4箇所	4.2%	8.0%										自然環境保全のため、引き続き山小屋のし尿処理施設の整備に努める。	環境省	
2	生態系持回復事業計画策定期間数	9地域	H32年度	8地域	H25年度	6地域	H23年度末	66.7%	88.9%									平成28年度に中部山岳国立公園及び鈴鹿山脈原国立公園年次までに達成できる見込みは高い。	環境省	
3	保安林面積	1,281万ha	H35年度末	1,209万ha	H24年度末	1,202万ha	H23年度末	8.9%	94.4%									以後とも、公益的機能の発揮が特に要請される森林に登録可能性のある湿地について調査を実施する。	農林水産省	
4	ラムサール条約湿地	10箇所増 (56箇所)	H32まで	46箇所	H25.9	46箇所	H24.8	0.0%	82.1%									国立公園の海跡部分の折張は、全体に占める割合が小さく、また他の海洋保護区と重複している場合があり、数値の増加につながりにくい。	環境省	
5	管轄海域の保護区化	10%	H32まで	8.3%	H25.9	8.3%	H23.5	0.0%	83.0%									国家戦略で示した数値目標を達成した。	環境省	
6	自然再生事業実施計画数	35	H27年度	35	H25	26	H23年度末	100%	100%									国家戦略で示した数値目標を達成した。	環境省	
7	自然再生協議会設置数	29	H27年度	24	H25	24	H23年度末	0.0%	82.8%									自然再生協議会に係る情報提供などの支援に努める。	環境省	
8	CO2森林吸収量 (基準年総排出量比)※基準年=1990年	3.5%	H25~32	—	右記が最新	3.8%	H20~24	—	—									平成20~23年度までの4か年では概ね目標の達成が見込まれる状況などになっている。平成25年以降も、引き続き国際的に合意された森林吸収量3.5%の確保に向け森林吸収額を積み重ねて、森林吸収額を推進。	農林水産省	
9	フォルスター認定人数	2,000~3,000人	H32年度	—	制度開始前	—	制度開始前	—	—									平成25年度から森林総監理士の認定を開始。	農林水産省	
10	森林施業プランナー認定人数	2,100人	H27年度	393人	H25.3	—	制度開始前	—	18.7%									引き続き、森林施業プランナーの育成を推進する。	農林水産省	
11	森林の現場管理責任者等育成人數	5,000人	H32年度	765人	H25.3	436人	H23年度	72%	15.3%									引き続き、現場技能者の育成を推進する。	農林水産省	
12	周辺の森林の山地災害防止機能が確保された集落の数	約5.6万集落	H25年度	5.4万集落	H24	5.3万集落	H22年度末	33.3%	96.4%									引き続き、森林土木工事における合意性・持続可能な木造化・木質化を推進する。	農林水産省	
13	公共土木工事における木材利用量 (H16~18米額平均比)	1.5倍程度	H27年度	1.5倍	H24年度 (139m3/億円)	約1.8倍 (169m3/億円)	H22年度	100%	100%									目標年次までに全ての農業に対する登録保留基準値の設定が済むよう適宜検討会等を開催する。	環境省	
14	農業の登録保留基準等の策定	全ての農業	H32	284農業	H25.9末	201/543	H24.5.1	24.3%	52.3%									エコファーマー累積新規認定件数については毎年着実に増加してきたものの、新規認定件数の増加が「万件程度」に鈍化しているため、開拓地へ新規認定件数の増加と合わせて、引き続き、エコファーマーの新規認定件数の拡大を図る。	農林水産省	
15	エコファーマー累積新規認定件数	34万件	H26	27,854件	H24年度末	266,896件	H23年度末	15.9%	81.9%									現在の取組を継続して進めて行く。	農林水産省	
16	農業生産工程管理(GAP)導入産地数	3,000产地	H27年度	2,462产地	H24年度末	2,194产地	H23年度末	33.3%	82.1%									目標値は達成したが、里山林の保全管理や資源活用は継続して行って行くことが重要であることから、引き続き取組の推進を図る。	農林水産省	
17	里山林資源を活用した活動団体数	206団体 (560団体)	H26年度まで	59団体増	H23年度	466団体	H22年度	295.5%	295.0%									農林水産省		

18 総合的病害虫・雑草管理(IPM)実践指標の 策定自治体数	47都道府県	(定めず)	37都道府県	H25.9	36都道府県	H24.5	9.1%	78.7%	今後も引き続き都道府県等に対して、IPM技術の情報提供を行いう。農林水産省が策定および実践地域の育成を支援するとともに、IPM技術の情報提供を行いう。
19 中山間地域等の農用地面積の減少防止		H22～26年度 7.7万ha	7.8万ha	H24年度末 7.7万ha	H23年度末 7.7万ha	—	101.3%	引き続き高齢化により耕作放棄地の増加等が懸念され、中山間地域等において、農業生産の維持が図りながら、多面的機能の確保を行う。また、平成25年度に公表した中間年評価や平成26年度に実施する最終評価等の結果を踏まえ、今後の支援方策について検討する。	
20 地域共同活動延べ参加者数	約1,000万人・団体	H24～28年度 187万人・団体	H24年度末 191万人・団体	H24年度末 191万人・団体	H23年度末 191万人・団体	-0.5%	18.7%	引き続き地域共同による農地・農業用水等の地域資源の保全管理を推進する。	
21 水生生物の保全に関する水質環境基準に関する 類型指定水域	40水域	H24年度末 40水域	H25年度 37水域	H23年度末 37水域	—	100.0%	100.0%	引き続き、類型指定の検討に必要な情報を収集・整理する。	
22 漁場・干潟の保全・造成	5,500ha	H24～28年度 738ha	H24年度 4,800ha	H19～22年度 4,800ha	—	—	13.4%	漁場・干潟を平成4～28年度までの5年間でおおむね5.5万ha造成することを目指しており、今後とも目標達成に向けた事業を推進していく。(平成9～23年度実績: 5,610ha)	
23 干潟の再生割合	約340%	H28年度末 76%	H24年度末 87%	H24年度末 88%	H23年度末 73.8%	—	9.1%	引き続き港湾整備等により発生する浚渫土砂等を有効活用した干潟・漁場の再生を推進する。	
24 農業集落排水処理人口整備率		H28年度 76%	H24年度 87%	H21年度 68%	H21年度 68%	240.0%	114.7%	農業用排水水質保全等を図り、併せて公共交通用水(或は水質保全に寄与する)ため、引き続き都道府県が策定する汚水処理に関する都道府県構想に基づき、都道府県が整備を推進する。	
25 漁場のたい料物除去	23万ha	H24～28年度 3.6万ha	H24年度 3.6万ha	H19～22年度 31.3万ha	—	—	15.7%	漁場の効用回復に資する堆積物除去等を平成24～28年度までの5年間でおおむね23.3万ha実施することを目指しており、今後とも目標達成に向けて事業を推進していく。(平成19～23年度実績: 33.9万ha)	
26 奄美大島のマングース捕獲数	0頭	H34	179頭	H24年度 172頭	H23年度 272頭	—	34.2%	根絶の目標に向け、引き続き取組を進める。	
27 奄美大島のマングースの 1000わな(日当たり)の捕獲頭数	0頭	H34	0.08頭	H24年度 0.13頭	H23年度 —	38.5%	38.5%	根絶の目標に向け、引き続き取組を進める。	
28 魚礁や養殖施設の整備	6万ha	H24～28年度 2.3万ha	H24年度 4.1万ha	H19～22年度 —	—	—	38.3%	魚礁や養殖施設の整備を平成24～28年度までの5年間でおおむね6万ha実施することを目指しており、今後とも目標達成に向けた事業を推進していく。(平成9～23年度実績: 5.1万ha)	
29 漁業集落排水処理人口比率	65%	H28年度まで 65%	H23年度 53.9%	H21年度 49%	H23年度末 —	30.6%	82.9%	平成22、23年度については、平成33年3月11日に発生した東日本大震災の影響により、全国的な集計が不可能となつた。今後は、漁業協同組合等による自主的な漁場環境の維持・改善のための漁場改善計画の策定を促し、持続的な養殖生産の確立を図る。	
30 多国間漁業協定	47協定 (維持・増加)	毎年度	52協定	H25	47協定	H23年度末 —	110.6%	現在の協定数の維持・増大に努力する。	
31 海面養殖生産に占める 漁場改善計画対象水面生産割合	9割	H34まで	85.5%	H25.1	7割台	H22	67.6%	引き続き漁業協同組合等による自主的な漁場環境の維持・改善のための漁場改善計画の策定を促し、持続的な養殖生産の確立を図る。	
32 三大灣における底質改善割合	約50%	H28年度末 47.0%	H24年度末 46.2%	H23年度末 46.2%	H23年度末 21.1%	—	94.0%	引き続き港湾整備等による底質改善を実施する。	

番号	項目	目標値	年次	点検箇	年次	当初		達成度	進捗率※1	到達率※2	課題と今後の方針	担当府省
						初直	年次					
33	水質総量削減における 化学的酸素要求量(COD)	東京湾: 177t/日 伊勢湾: 146t/日 瀬戸内海: 472t/日	H26年度	178t/日 153t/日 450t/日	H23年度	183t/日 158t/日 468t/日	H21年度	83.3%	99.4%	汚漏負荷量の削減目標に向かって、着実に水質総量削減を推進する。 今後の水質総量削減制度の在り方の検討を行う。	環境省	
34	「生物多様性」の認知度	75%以上	H31年度末	—	右記が最新	56%	H24	—	95.4%	104.9%	引き続き、生物多様性の主流化に向けた各種取組を通じ、普及啓発に努める。	環境省
35	生物多様性国家戦略の認知度	50%以上	H31年度末	—	右記が最新	34%	H24	—	—	—	引き続き、生物多様性の主流化に向けた各種取組を通じ、普及啓発に努める。	環境省
36	生物多様性新聞掲載数	1,500件	H31年度	—	右記が最新	736件	H20年度	—	—	—	引き続き、生物多様性の主流化に向けた各種取組を通じ、普及啓発に努める。	環境省
37	生物多様性地域戦略策定自治体数	47都道府県	H32	23都道県	H25.9	18都道県	H23年度末	17.2%	48.9%	地域生物多様性保全活動支援事業を通じて策定支援は行政事業レピューパンフレットの結果を受けて終活用により、取組の推進を図る。	環境省	
38	国内希少野生動植物種数	25種増 (115種)	H32年度まで	1種滅 89種	H25.9	—	H24.9	—	—	—	国内希少野生動植物種の指定については、検討中の絶滅の恐れのある野生生物の保全戦略(仮称)に盛り込まれる保全すべき種の優先順位付け等を踏まえ、指定の検討を進める。	環境省
39	トキの野生復帰 (小佐渡東部を含む生息地個体数)	60羽程度	H27頃	98羽 (本州・羽を含む)	H25.9	50羽	H24.7	—	—	—	引き続き、着実な野生復帰への取り組みを進めること。	環境省
40	絶滅危惧植物の種子の保存	絶滅危惧種の15% (233種)	H32まで	16.0%	H25.3	12.9%	H24.3	147.6%	106.7%	106.7%	引き続き、絶滅危惧植物の種子保存の取組を進めること。	環境省
41	特定鳥獣保護管理計画策定のための カイトラインの補足(改訂)	6種 おおむねそばべ12回	H32まで	5種 5回	H23.9	4種 4回	H22	50.0%	83.3%	83.3%	目標達成に向けた取組を着実に実施していく。	環境省
42	鳥獣保護管理担当手確保のための 研修セミナー等の開催	延べ120回	H32まで	17回	H25.9	15回	H24年度	1.9%	14.2%	14.2%	目標達成に向けた取組を着実に実施していく。	環境省
43	都道府県等における犬・猫引取数	H16年度から半減 (2万頭)	H29年度まで	22万頭	平成23年度	42万頭	H16年度	95.2%	95.5%	95.5%	新たな達成目標(目標年度平成35年度、平成16年度比75%減)を策定したごとから、異なる取り組みの推進を図る。	環境省
44	犬・猫所有明示実施率	大・66% 猫・36%	H29年度	36%	平成22年度	33%	H15年度	9.1%	54.5%	54.5%	新たな達成目標(目標年度平成35年度、大72%、猫40%)を策定したことから、異なる取り組みの推進を図る。	環境省
45	外来種の認知度	75%	H29	62.6%	平成22年度	18%	H23	11.1%	55.6%	55.6%	外来種監視防除行動計画(仮称)による監視外来種リスト(仮称)も踏まえ一層の普及啓発を図る。	環境省
46	外来生物法の認知度	25%	H29	17%	H24年度	11.8%	H23	39.4%	68.0%	68.0%	改正外来生物法の適正な執行体制を確保すること、改正内容の周知等も含め、一層の普及啓発に努める。	環境省
47	アジア太平洋地域における ラムサール条約登録湿地追加	3ヶ所	H27まで	0	H25.9	—	戦略策定時	—	0.0%	0.0%	先方国において実地調査を実施する。	環境省
48	東アジア・オーストラリア地域フライウェイ・ パートナーシップ(EAAPP)交流会の開催	3回	H32まで	0	H25.9	—	戦略策定時	—	0.0%	0.0%	平成26年3月に開催予定。	環境省
49	木質バイオマス利用量 (間伐材等由来)	600万m ³	H32	88.5万m ³	H24	55.5万m ³	H22	6.1%	14.8%	14.8%	課題解決に向けた支援体制の構築や新たな技術開発等により木質バイオマスの利用拡大を図る。また、固定価格買取制度を活用しつつ、木質バイオマスの利用拡大を図る。	農林水産省
50	市町村バイオマス活用推進計画の策定数	600市町村	H32まで	18市町村	H25.3	0	制度開始前	—	3.0%	3.0%	市町村バイオマス活用推進計画の作成していくこととするなど、現在の取組を継続して進めていく。	農林水産省

※1 進捗率：生物多様性国家戦略2012-2020策定期以降の、目標値に対する進歩具合を表す。「進歩率」=(点検値-当初値)/(目標値-当初値)×100 (%)

※2 到達率：戦略策定以前からの蓄積も含めた評価。「到達率」=(点検値-当初値)/(目標値-当初値)×100 (%)

2. 具体的施策の点検結果

具体的施策の進捗状況を個別に全て点検するとともに、施策を分野ごとにまとめている節ごとに進捗状況を総括し、その結果を一覧表にとりまとめました。記載内容は以下のとおりです。

■総括

分野ごとのとりまとめは、国土空間的施策として9節、横断的・基盤的施策として10節、更に東日本大震災からの復興・再生として2節を単位としおり、国家戦略本文に記載の各節の基本的考え方を踏まえ、取組・進捗状況をとりまとめました。

■施策番号

国家戦略に記載している順番に従い番号を付けています。

■具体的施策

国家戦略に記載している具体的施策の内容です。

■基本戦略

国家戦略第1部第4章第2節の基本戦略への該当を以下で示す番号で記載しています。複数の基本戦略に該当する場合は、該当するものを全て記載しています。

〈基本戦略〉

- ① 生物多様性を社会に浸透させる
- ② 地域における人と自然の関係を見直し、再構築する
- ③ 森・里・川・海のつながりを確保する
- ④ 地球規模の視野を持って行動する
- ⑤ 科学的基盤を強化し、政策に結びつける

■国別目標

国家戦略第2部で設定した国別目標への該当を記載しています。複数の国別目標に該当する場合は、該当するもの全て記載しています。

〈国別目標〉

- A-1：「生物多様性の社会における主流化」の達成 等
- B-1：自然生息地の損失速度及びその劣化・分断の顕著な減少
- B-2：生物多様性の保全を確保した農林水産業の持続的な実施
- B-3：窒素やリン等による汚染状況の改善、水生生物等の保全と生産性の向上、水質と生息環境の維持 等
- B-4：外来生物法の施行状況の検討結果を踏まえた侵略的外来種の特定、定着経路情報の整備、防除の優先度の整理、防除の計画的推進 等
- B-5：人為的圧力等の最小化に向けた取組の推進
- C-1：陸域の17%、海域等の10%の適切な保全・管理
- C-2：絶滅危惧種の絶滅防止と作物、家畜等の遺伝子の多様性の維持 等

- D-1：生態系の保全と回復を通じた生物多様性・生態系サービスから得られる恩恵の国内外における強化 等
- D-2：劣化した生態系の 15%以上の回復等による気候変動の緩和と適応への貢献
- D-3：名古屋議定書の締結と国内措置の実施
- E-1：生物多様性国家戦略に基づく施策の推進 等
- E-2：伝統的知識等の尊重、科学的基盤の強化、科学と政策の結びつきの強化、愛知目標の達成に向けた必要な資源（資金、人的資源、技術等）の効果的・効率的動員

■進捗評価

国家戦略の策定時（平成 24 年 9 月）以降の施策の進捗状況を、次の 4 つで記載しています。

- ・既に達成済み：施策の目的が既に達成されている場合
- ・進捗中：施策が着手され、進捗している場合
- ・検討中：施策に未着手だが今後実施され、かつ当初の想定どおりに達成される見込みの場合
- ・その他：施策の進捗が当初の想定よりも大幅に遅れている、施策を中止した等、上記に当てはまらない場合

■施策の取組状況と成果

進捗状況の自己評価の理由を記載しています。

■課題と今後の方針

施策の進捗に当たっての課題や今後の方針、特記事項等を記載しています。

■達成目標

国家戦略の具体的施策に記載している内容です。

■当初値

国家戦略の具体的施策に記載している内容です。

■点検値

現状値が示せる施策について、平成 25 年 9 月時点での数値の把握が可能な最新の値及び時期を記載しています。

■主な予算・税制等事項名

当該施策に関する予算・税制等の事業名を記載しています。

■数値目標

「1. 数値目標の点検結果」に記載している一覧表の番号に対応しています。

施設番号	具体的施策	基本国別 戦略	進歩 評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・料制等 事項名	数値	目標
第1章 國土空間的施設											
第1節 生態系ネットワーク											
1	生態系ネットワークの形成を促進するため、生態系ネットワークの考え方、計画手法等についての情報提供、普及啓発を行います。(国土交通省、農林水産省、環境省)	③	C-1	進歩中・生態系ネットワークの形成を一層促進するため、点検の実施により進歩状況に掲載、情報提供、普及啓発等を国交省HPに掲載し、これまでの取組に関する点検を行うとともに、これまでの取組に関する点検を行う。今後の方針を検討する。	-	-	-	-	-	-	自然資本の活用の観点からの生態系ネットワーク形成の推進に関する調査
2	広域圏レベルなどにおいて具体的に生態系ネットワークの形成を重視するに向けた方策を検討します。(環境省、農林水産省、国土交通省)	③	A-1	進歩中・生物多様性地域戦略を複数の自治体が共同で策定する取組を鹿児島県の奄美大島地域において地元支援事業を通じて支援していく。	-	-	-	-	-	-	生物多様性国家戦略推進費
3	十分な根拠と適切な配置の生態系ネットワークの核となる地域を確保し、その実施に向けた方策を検討します。(環境省、農林水産省、国土交通省)	③	C-1	進歩中・国有林野においては、国土保全上重要な奥地、脊梁山地や水源地帯に広く分布しており、生態系ネットワークの根幹として重要な役割を果たしている。その中でも特に生態系ネットワークの構成要素として重要な森林に注目する。さらに、「線の回廊」の設定をはじめ、「線の回廊」を中心に生態系ネットワークを形成する線の回廊」を設定するとともに、モニタリングの実施等により適切な保全管理を推進した。	-	-	-	-	-	-	森林整備・保全費
4	緑の基本計画、河川整備計画など、各種計画に生態系ネットワークの形成やその意義を位置付け、事業者にその重要性を浸透させるとともに、計画的に施策を実行します。(国土交通省、農林水産省、環境省)	①	A-1 B-1 C-1	進歩中・緑の基本計画においては、平成23年度に新たに2市町村が策定をし、都市における水と緑のネットワークの形成を推進した。 ・河川整備計画の策定においては、生態系ネットワークの形成やその意義を位置付け、事業者に取り組んでいくものとする。 ・全国森林計画においては、生物多様性保全機能を高めに發揮するための森林整備及び保全の基本方針を示すとともに、生物多様性保全に対する取組を計画的に推進する。 ・国有林野では、生態管理経営計画等に緑の回廊等の生態系ネットワークの設置について記載しているほか、生物多様性保全に向けた取組を進めている。 ・生物多様性地域戦略を説明する中で、各種計画に生態系ネットワークの形成やその意義を位置付けるべきことを紹介している。	-	-	-	-	-	-	治水事業等関係費 社会資本整備総合交付金等 ・国有林森林計画に必要な経費 ・生物多様性国家戦略推進費
5	地域の生物多様性の保全・回復を図る先進的な取組に対応して、地域主戦略交付金(内閣府所管)等により支援します。(環境省)	③	B-1 C-1 D-2	進歩中・平成24年度に地域主戦略交付金が廃止されたことに伴い、平成25年度より生物多様性保全回復施設設備交付金を創設。	-	-	-	-	-	-	生物多様性保全回復整備事業
6	第1章第3節の「自然再生事業」をはじめ、第5節から第9節及び第2章第4節に示す各施策により、流域圏など地形のまわりにも着目し、森林、湿地、河川、道路、港湾、漁港、海域などにおける生息・生育地の保全・再生・創出や、道路橋断構造物や魚道などの人工構造物の改良による生物の移動路の確保などにより、生息・生育地の連続性を確保するための取組を模索的・実験的・実証的な連携を図りながら総合的に進めます。(環境省、農林水産省、国土交通省)	③	D-2	進歩中・平成25年度、国立公園内において、自然再生事業(7事業)を実施。また、都道府県が実施する自然再生事業(6地区)に対して自然環境整備交付金により支援。	-	-	-	-	-	-	自然公園等事業費

施策番号	具体的施策	基本戦略	進歩評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・料制等 事項名	数値目標
7	○「東アジア・オーストラリア地域フライエイ・パートナーシップ (EAAP: East Asian-Australasian Flyway Partnership)」に基づく渡り鳥の重要な生息地の国際的なネットワーク、国際サンゴ礁(ニシティティブ) (ICRI: International Coral Reef Initiative)による重要なネットワークや国境を越えた長距離の移動動物に対する重要性やミグレーションなどの回遊ルートの保全に関する議論を通じて国際協力を進めます。(環境省)	④ B-1 ⑤ B-5 C-1	進捗中	・EAAPについては、日本の取組の成 果として、新規にパートナーが加入し、またフライエイネットワーク参加地も増 加した。 ・ICRIについては、2008年より毎年ICRI 東アジア地域会合を開催し、この中にて策定した「ICRI東アジア地域サンゴ礁保 全ネットワーク戦略2010」の実施フォ ローアップを継続している。	事業の持続可能性の確保、地域の他 地域との連携及びフレイ ウェイネットワーク参加地も増 加した。 が課題。	東アジア地域サンゴ 礁保護区ネットワー ク戦略2010に沿つた取組の達成(期限定めず)	平成20年以上毎年ICRI東 アジア地域会合を開催し、海洋保護区地域データベース、海洋保護区地 域キャップ分析、サンゴ 礁分布図、海洋保護区 管理効果評価システム、 海洋保護区カーライン 等の実績を含んだ地域 戰略の策定(平成22年)と実施のフォローアップ (平成23年から)を進め	-	アジア太平洋地域生物多様性保全推進 貢献 ①アジア・オセアニア重要サンゴ礁ネットワーク構築事業	-
第2節 重要地域の保全										
1	自然環境保全地域など									
8	○ 国土生態系ネットワーク形成を促進するため、自然環境保全基礎調査や各種調査の結果などを科学的知見や既存の指定地域の状況など踏まえ、必要な自然環境保全地域の指定又は拡張による取組を進めます。特に、海域保全施設の充実を図るため、海域の指定に向けて取組を進めます。(環境省)	③ C-1	進捗中	・既存の自然環境保全地域の拡張を かけて、調査及び現地関係者との調整を 実施した。	・既存の自然環境保全地域の着実な実施、新規指定	既存の指定地域	-	-	原生的な自然環境の危機対策事業	-
9	○ 既存の原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域指定地 域においては、生態系に関する現況調査や利用状況の踏査把握などを実施する。必要に応じて、標識の整備や巡視の強化など適切な保全管理を推進します。(環境省)	③ C-1	進捗中	・原生自然環境保全地域2か所で調査を行い、自然環境保全地域の適切な保全管 理を実施した。	・引き続き、原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域の適切な保全管 理に努める。	-	-	-	原生的な自然環境の危機対策事業	-
10	○ 地域において相対的に自然性の高い自然環境を保全するこ とは、国土全体を通して多様な生態系を確保する上で非常に重 要であることから、都道府県・市町村・都道府県自然環境保全地域 の生態系の保全状況などの把握に努めます。(環境省)	③ C-1	進捗中	・都道府県自然環境保全地域の指定状 況などについて、どりまとめの上、公表 予定。	・引き続き、都道府県の協力を得て、都 道府県自然環境保全地域の指定状況 などの把握に努める。	-	-	-	原生的な自然環境の危機対策事業	-
11	○ 都道府県自然環境保全地域にによる指定、管理にに対して必 要な助言などを実行します。(環境省)	③ C-1	進捗中	・都道府県による指定、管理にに対して必 要な助言などを実行する。	・引き続き、都道府県による指定、管理 にに対して必要な助言などを実行する。	-	-	-	原生的な自然環境の危機対策事業	-
12	○ 自然公園及び自然環境保全法の施行の状況を察し、必 要がある場合に認められるときは、その結果に基づいて必要な措置を講 るものとします。(環境省)	③ C-1	進捗中	・国立公園については、25年度に指定権 制度の改定に向けた検討会を開始す る予定。	・引き続き、国立公園及び自然環境保 全地等の適切な保全管理に努める。	国立公園数30箇所 国定公園数36箇所 原生自然環境保全地 域5箇所 自然環境保全地 10箇 所 都道府県自然環境保全 地域542箇所 (平成23年度末)	国立公園数30箇所 国定公園数56箇所 原生自然環境保全地 域5箇所 自然環境保全地 10箇 所 都道府県自然環境保全 地域542箇所 (平成25年3月末)	-	原生的な自然環境の危機対策事業	-
2 自然公園										
13	○ 自然環境や社会状況、風景評価の多様化に対応して行つた國 立・国定公園の資質に対する総点検事業の結果等を踏まえ、陸域 生態系、陸・水域生態系及び沿岸・地域生態系について保護の対象を 検討し、全国的に国立・国定公園の指定の見直し、再配分を進めます。(環境省)	③	進捗中	・国立・国定公園総点検事業に基づき選 定した國立・国定公園の新規指定までは大規模な拡張を検討する候補地につ いて検討や調整をすすめ、特に25年5月に陸中海岸国立公園を新設した上で 三陸復興国立公園として指定した。また、平成22年度中に豪島前諸島国立公 園の新規指定を目指し、平成25年3月に指定案に二重バッカムを実 施した。	・引き続き、国立・国定公園総点検事業に基づき選定した新たに國立・国定公園 の指定または大規模な拡張を検討する候補地について検討や調整をすすめ る。	国立公園数30箇所 国定公園数56箇所 (平成23年度末)	国立公園数30箇所 国定公園数56箇所 (平成25年3月末)	-	原生的な自然環境の危機対策事業	-

施策番号	具体的施策	基本国別戦略目標	進歩評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・料制等	事項名	数値	目標
14	○ 自然林と自然草原(植生・自然度9、10)の極めて自然度の高い地域については、自然環境の保全を直接の目的とする国が指定する他の保護地制度において、長期的に土地ごと持つべき地権を保護の対象とすることを目指し、優先度の高い地域から段階的に公園区域の拡充を図ります。(環境省)	③	進捗中	・国立・国定公園統点検事業に基づき継続、國立・國定公園終点検事業に基づき選定じに新たに國立・國定公園は大規模な拡張を検討する候補地には、自然度の高い地域を含めた。現在、候補地について、植生、自然度も考慮し、現状や調整をすすめる。	-	国立公園数30箇所 国定公園数36箇所 (平成23年度末)	国立公園数30箇所 国定公園数36箇所 (平成25年9月末)	-	・國立・國定公園の新規指定等進事業	-	-	
15	○ 海域については、広域的な生物多様性保全の核となる漁場、干潟・サンゴ礁の分布や海浜、陸域とのつながりを考慮したうえで、生物多様性が豊かな沿岸駅などを海浜公園地区として新規指定など、保護を推進します。また、採捕を規制する指定活動物の見直しを行います。(環境省)	③	進捗中	・平成5年2月に漁貝内海園立会議において海域公園地区を指定するとともに、海域公園地区の新規指定や拡張を進めます。 ・平成25年度中に慶良間諸島国立公園及びいし陰海岸国立公園の指定を行うことにして、平成26年8月及び9月にそれぞれハイブリックコンペトションを実施します。また、採捕規制区域及び採捕規制動物に係る規制と併せて漁貝内海園立会議地区の新規ご指定を行つたり、良間諸島国立公園及びいし陰海岸国立公園においても海域公園地区的指定に併せ実施等の作業を進めています。	-	国立公園海城公園地区 国定公園海城公園地区 数:14箇所 国定公園海城公園地区 数:68箇所 (平成23年度末)	国立公園海城公園地区 国定公園海城公園地区 数:10箇所 国定公園海城公園地区 数:68箇所 (平成25年9月末)	-	・國立・國定公園の新規指定等進事業	-	-	
16	○ 自然景観、野生動植物や生態系に関する調査・モニタリングを充実し、その結果を踏まえ、おおむね5年ごとに公園区域及び公園計画を見直し、きめ細かい公園管理を推進します。(環境省)	③	進捗中	・平成5年9月末までの間に、阿寒、瀬戸内海、三陸復興及び富士箱根伊豆国見直しを行つた。	国立公園の公園区域及び公園計画の見直しを5年ごとに実施	-	-	-	・國立・國定公園の新規指定等進事業	-	-	
17	○ 地域を代表する優れた自然の風景地として都道府県立自然公園を指定し適切に管理することは、身近な地元における生物多様性の保全と自然とのふれあいの場を提供するうえで重要です。今後とも都道府県による指定、管理に努めています。(環境省)	③	進捗中	・平成5年9月末までの間に、田辺南部白浜海岸(和歌山県)、本宮山(愛知県)、養老渓谷奥清澄(千葉県)自然公園の見直し機会があり、必要な助言を行つた。	引き続き都道府県に対して必要な助言をを行う。	-	-	-	-	-	-	
18	○ 国立公園の保護管理にあたっては、従来の自然保護官(レジャーワーク)に加え、平成17年から自然保護官補佐アクトワーカーによる保護体制を進めたり、国立公園の巡視や監視をはじめとする現地管理体制を、引き続き充実・強化するとともに、適正な保護管理を進めます。(環境省)	① A-1 ② B-1 ③ C-1 ④ C-2	進捗中	・平成35年度未現在、全国の現地管理に關わる自然保護官事務所等(91カ所)に現地管理員として都道府県立自然公園を指定しており、現地管理体制のシンジャーを配置し、現地管理体制を充実・強化を図り、適正な保護管理を進めました。	現在の取組を継続して進めいく。	新設拡大する國立公園や世界自然遺産に配慮する国土総合開発計画(平成23年度末)、國立公園等強化を図るべき地域を中心して、自然保護官補佐が未配置の目当たつて、地域どつねがりを一層深めている等の成果を上げていく。	-	62自然保護官事務所に配置 自然保護官補佐を配置 自然遺産71%、國立公園等強化を図るべき地域を中心して、自然保護官補佐が未配置の目標に配置している等の成果を上げていく。	・國立公園等管理体制強化費	-	-	
19	○ 自然公園指導員やパークボランティアに対する研修機会を増やすなど、活動の推進を図ります。(環境省)	①	進捗中	・研修等を実施し自然公園指導員やパークボランティアの活動を支援していく。	今後も自然公園指導員やパークボランティアの活動を支援していく。	現在の取組を継続して進めいく。	-	パークボランティア登録者数:1,625名(平成25年7月)	・自然公園利用ふれあい推進事業	-	-	
20	○ 国立公園の管理については、国立公園等民間活用特定自然環境保全活動(グリーンワークセンター事業)により、高山植物の盗掘防止活動、植生回復作業や外来種除去作業などの自然環境保全活動を実施するとともに、海域の國立・國定公園保全管理強化事業(マリンワーカー事業)により、オニヒトデの収除等による安全活動や、海岸清掃によるウミガメや海鳥の繁殖地の保全活動を実施、管理水準の向上を図ります。(環境省)	③	進捗中	・グリーンワークセンター事業により高山植物の盗掘防止・トローロール、植生回復作業などを実施するとともに、マリンワーカー事業により平成24年度は5つの国立公園でオニヒトデの駆除を行つたほかに、11つの国立公園においてウミガメの産卵等を実施。	現在の取組を継続して進めいく。	すべての國立公園で実施 30箇所(平成24年度) マリンワーカー事業、海域等を有する14箇所(平成24年度)	・グリーンワークセンター事業: 30箇所(平成24年度) マリンワーカー事業、海域等を有する14箇所(平成24年度)	・國立公園等民間活用特定自然環境保全活動(グリーンワークセンター事業) ・海域の國立・國定公園保全管理強化事業(マリンワーカー事業)	-	-		
21	○ 山岳環境保全対策支援事業により、自然公園内に位置する山小屋などのし尿・排水処理設備の整備を図ります。また、山岳地などでの効果なし屎尿処理技術に関する実証試験を実施し、適切な情報を提供することで技術の普及に努めます。(環境省)	① ③	進捗中	・支障事業により、山小屋などのし尿・排水処理施設の整備(平成23年度から10年間)	現在の取組を継続して進めいく。	山小屋等のし尿・排水処理施設の整備数:4箇所 (平成23年度)	山小屋等のし尿・排水処理施設の整備数:5箇所 (平成25年度)	・山岳環境保全対策実証事業(自然地域屎尿処理技術分野)	1	-	-	

施設番号	具体的施策	基本 戦略 目標	進歩中 評価	課題と今後の方針		達成目標	当初値	点検値	予算・税制等 事項名	数値 目標
				施策の取組状況と成果	施策の取組状況と成果					
22	○ 国立公園の管理運営のビジョンや方針等について、地方自治体の考え方を大切に反映し、地域の観光施設や教育・文化施設等ご構成した魅力的な国立公園づくりを進めているところ。 ○ 地域住民、専門家、企業、NGOなどの協働による国立公園の管理運営体制の構築を進めます。そのため、地方公共団体、地域団体、地方公共団体、公園管理団体などとの各機関の意思決定権のある者が参画する協議会の設置を、全国の複数の国立公園において実施することも、全国展開に向けて、協働管理制度の制度化その他必要な措置を検討します。(環境省)	(2) (3)	進歩中	・現在、2箇所の国立公園において、モーテル的な取組を進めているところ。 ○ 國立公園における協働型の管理運営体制の構築を、全国の国立公園において進めています。なお、有識者による検討会を開催し、当該取組を踏まえ、今後の方針について、フォローアップを行っていく予定。	・國立公園における協働型の管理運営体制の構築を推進していく。 ○ 國立公園における協働型の管理運営体制の構築を、全国の国立公園において進めています。なお、有識者による検討会を開催し、当該取組を踏まえ、今後の方針について、フォローアップを行っていく予定。	—	—	—	・日本の自然を活かした地域活性化推進事業(国公立公園協働型管理運営体制強化)	—
23	○ 地域の自然に精通した住民、民間団体などの自発的な自然環境保全管理団体として指定し、より実際に則り細かに必要な支援をします。また、土地所有者に対する管理が不十分で風景・生態系等について公的管理団体と土地所有者との間に問題がある場合は、公的活動を推進し、団体の活動の場を増やすことを。(環境省)	(2) (3)	進歩中	・現在2地域において風景地保護協定を締結しているところ。 ○ 風景地保護協定(上越高原風景原園立公園)に基づき、公園管理団体が実施している多様な団体や地域住民との連携による環境保全活動を環境省において支援している。	・引き続き、全国の國立公園における風景地保護協定締結を推進していく。	—	—	—	・地域生物多様性保全活動支授事業(湯の丸高原風景地保護協定)	—
24	○ ホンダジカによる自然植生等の食害、外来種の進入による在来種の駆逐などにより、生物多様性の劣化や生態系の変化による景観の変容が生じている、または生じるおそれのある国立公園において、予防的順応的且つ科学的に生態系的維持回復を図るため生態系保全技術回復事業計画を策定し、生態系の維持回復を図ります。(環境省、農林水産省)	(3) C-1 C-2	進歩中	・平成24年度に阿美園立公園においてシカ及び外来生物を対象とした生態系維持回復事業計画をそれぞれ策定しました。 また、平成25年度中には、中部山岳国立公園及び御嶽温泉立公園における計画を策定予定で順次実行しております。	・シカ対策を中心とした生態系維持回復事業計画に基づく効果を講じることが適切であることを改めて示す。 ○ 公園内においては、生態系維持回復事業計画の策定を積極的に進めています。	生態系維持回復事業計画 策定地域数: 6地域 (平成23年度末)	生態系維持回復事業計画 策定地域数: 9地域 (平成32年度)	生態系維持回復事業計画 策定地域数: 6地域 (平成23年度末)	・國立公園等シカ管理対策事業費 ・國立公園等民間活用特定自然環境保全活動(グリーンワーカー事業) ・國立公園内生物多様性保全対策費	2
25	○ 国立公園内の自然環境が劣化している場所や生態系が分断されているような場所では、自然再生事業を推進します。(環境省)	(3) D-2	進歩中	・平成25年度、都道府県が実施する自然再生事業(6地区)において自然環境整備交付金により支援。	・引き続き、自然再生事業を着実に推進する。	—	—	—	・自然公園等事業費	—
26	○ 国立公園において、生態系へ悪影響を及ぼしている外来種についても、捕獲などの防除事業を実施します。また、悪影響を及ぼすおそれのある外来種について、侵入や悪影響の監視等を行います。その他の取扱方針の策定やリスク評価手法の確立を行っており、特別保護地区などにおける外来種の放出の規制を行っています。さらには、日本国外産在来種ヒツジ類の適正化を図るために、ヒツジ類の適正化を実現する方針を策定し、地域の生物多様性に配慮した継続化を推進します。(環境省)	(3) B-4 C-1 C-2	進歩中	・小笠原固有公園のグリーンゾール対策や西表石垣国立公園のオナヒキガエル対策など、地域の関係者とともに実施している。また、自然公園における面緑化のあり方を検討する検討会を平成26年度に設置し、自然公園における法面緑化の適正化を図る指針策定を行った。	・引き続き、國立公園内の生態系へ重大な悪影響を及ぼしている外来種の防除事業を実施する。また、自然公園における法面緑化の指針は平成26年度の策定目標に接続して進める。	—	—	—	・國立公園内生物多様性保全対策費 ・國立公園等民間活用特定自然環境保全活動(グリーンワーカー事業)	—
27	○ 国立・国営公園における動植物保全方針を策定し、保全方針を踏まえ、採捕を抑制する指定動植物を見直すとともに、生態系管理を含めた生態系保全を図ります。(環境省)	(3) C-1 C-2	進歩中	・指定動物制度の改定及び放出規制第24年度に有識者へのヒアリング等を行い制度改定に向けた論点整理を実施、平成25年度に制度改定に係る検討を実施。また、指定動物制度及び放出規制動物情報整理を始めています。	・指定動物制度の改定及び放出規制動物情報整理については、見直し等を行ったための検討を進めています。	—	—	—	・國立公園内生物多様性保全対策費 ・國立公園等民間活用特定自然環境保全活動(グリーンワーカー事業)	—
28	○ 自然公園法及び自然環境保全法の施行状況を勘査し、必要な措置を講じる。 ○ 優れた自然環境を有する自然公園をフィールドに、自然観察の実施やビジターセンターなどにおける自然環境保全についての普及啓発活動を推進します。また、日本の自然環境のすばらしさをハーフレットやホームページなどを活用して国内外にPRするとの整備と提供を推進します。(環境省)	(3)	進歩中	【施策番号12に同じ】	【施策番号12に同じ】	—	—	【施策番号12に同じ】	【施策番号12に同じ】	—
29	○ 優れた自然環境を有する自然公園をフィールドに、自然観察の実施やビジターセンターなどにおける自然環境保全についての普及啓発活動を実施するとともに、國立公園に関するホームページの情報更新や、パンフレットの多言語化に努めている。	(2)	進歩中	【施策番号12に同じ】	【施策番号12に同じ】	—	—	【施策番号12に同じ】	【施策番号12に同じ】	—

施策番号	具体的施策	基本国別目標	進歩評価	施設の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・料制等事項名	数値目標	
30 ○ 環境教育・環境学習の推進、エコツーリズムの推進など、自然公園利用の質の向上に向けた検討、取組を推進します。(環境省)	①	・自然公園等におけるエコツーリズムの普及化による生物多様性を保全しながら活力ある持続可能な地域社会の実現に寄与している。	進捗中	・自然公園等におけるエコツーリズムの普及化による生物多様性を保全しながら活力ある持続可能な地域社会の実現に寄与している。	・生態系や生物多様性を増し、引き続き地域活性化を図ること。	-	-	-	-	-	
31 ○ 利用者の集中など過剰利用による植生破壊や野生動物の生息環境の損傷を防止するため、利用手順計画等による分散や平準化の管理手法を検討・実施するとともに、自然公園法に基づく利活用調整地区の指定や管理を行います。(環境省)	③	B-1 B-5 C-2	進捗中	・起床及び大台ヶ原の2箇所に利用調整のガイドイン等により施設や野生物の生態環境の損傷を防いでいます。	・引き続き、利用調整地区の適正な管理を行います。	-	-	-	利用調整地区数:2地区(平成23年度末)	-	
32 ○ 利用者の集中など過剰利用による植生破壊や野生動物の生息環境の損傷(くららん)などを防ぐために、温泉水の利用手順計画等による分散や平入・防入柵の設置など適切な施設整備を実施します。(環境省)	②	進捗中	・平成24年度は17の国立公園で、平成25年度は18の国立公園で、利用者による高山植物の踏み荒らし等を防止するための登山道整備等を実施。	・引き続き、国立公園の自然環境保全のための登山道整備等を実施。	-	-	-	自然公園等事業費	-	-	
33 ○ 國立公園内の利用の集中する場所でマイカー規制の取組を推進するとともに、仕替交換の低炭素車両導入・防入柵の設置などで、法禁などによる影響の緩和やマイカーによる二酸化炭素の排出を抑制し、より自然環境に配慮した自然公園の利用を推進します。(環境省)	①	進捗中	・新たな地区におけるマイカー規制の実験や期間延長等、マイカー規制の取組が進められている。	・引き続き、自動車利用適正化対策の支援等を実施。	-	-	-	マイカー規制による民族化促進事業	-	-	
34 ○ 國立公園の特別保護地区・第1種特別地域などの保護上重要な地域や集団施設地区などの利用上重要な地域について、安全部の修復、機能復元など、地域と一緒に一つとなつエコツーリズムの取組みを開拓するため必要な活動拠点施設の整備のほか、誰もが安全・快適に利用ができるよう施設のユーハー・サルデザイン化などを推進します。また、優れた自然環境を有する國立公園の魅力やサービスの向上に資するにユーホーム・アート等の統一的な整備のほか、沿線の自然や歴史とふれあうための長距離自然歩道などについて整備を実施します。(環境省)	③	進捗中	・平成24年度は28の国立公園で、平成25年度は27の国立公園で、登山道整備、エコハーネスリデザイン導入や多言語化のための整備等を実施。	・引き続き、國立公園の安全かつ適切な利用を促進するための施設整備を実施。	-	-	-	自然公園等事業費	-	-	
35 ○ 平成20年3月に室内から環境省へ所管換された、日光国立等の整備を進め、平成23年度開設須平成の森として開園しました。引き続き、自然環境の保全及び国民が自然に直接ふれあえる自然体験活動を推進します。(環境省)	③	D-1	進捗中	・自然環境ミニターミングを行い、順次的に森ハイアーチャードセンター、那須高原ビッグセシナーを中心とした自然体験活動を実施している。	・引き続き、那須平成の森の自然環境の保全及び自然体験活動を推進していく。	-	-	日光国立公園那須平成の森」管理運営体制構築事業	-	-	
36 ○ 自然生態系が消失・変容した箇所において、森林・湿原・干渉・薬草などの自然環境の再生・修復を実施します。(環境省)	③	D-2	進捗中	・平成25年度、國立公園内において、自然再生事業(6地区)が実施の自然再生事業(6地区)に対して自然環境整備交付金により支援。	・引き続き、自然再生事業(6地区)が実施する自然再生事業(6地区)に対して自然環境整備交付金により支援。	-	-	自然公園等事業費	-	-	
37 ○ 國定公園などにおいては、地方が実施する地域の特性を活かした自然とのふれあいの場の整備や自然環境の保全・再生について、地域主幹路交付金(内閣府所管)により支援します。(環境省)	②	C-1	進捗中	・國定公園においては、自然とのふれあいの場の整備や自然環境の保全・再生を推進。自然公園や文化財を有機的に結ぶ長距離自然歩道の整備を支援するため、平成24年度は地域主幹路交付金(内閣府所管)を33都道府県に交付した。	・現在の取組を継続して進めていく。	-	-	自然公園等事業費	-	-	
3 烏鵲保護区	38 ○ 烏鵲保護区及び同特別保護地区の指定は、烏鵲の保護を図るうえで限界となる制度であり、鳥獣の生息環境を確保し、同時に資源以下の生物を含めた地域の生物多様性の維持回復や向上にも資するため、今後とも指定の推進を図ります。国指定鳥獣保護区内においては、関係機関との調整を図りながら、全国的に看板等から烏鵲の保護上重要な地域について、後から設置される看板等の撤去を図ります。また、今後作成する絶滅のおそれのある野生生物の保全戦略に定める保護区指定の考え方等も踏まえ、保護区の再編を図ります。(環境省)	②	進捗中	・国指定鳥獣保護区に既存の取り組みを継続して進めていく。	現在の取り組みを継続して進めていく。	-	国指定鳥獣保護区:82箇所、362.409ha(平成24年9月) 国指定鳥獣保護区:383.025ha(平成25年9月)	国指定鳥獣保護区:82箇所、362.409ha(平成24年9月) 国指定鳥獣保護区:383.025ha(平成25年9月)	国指定鳥獣保護区:82箇所、362.409ha(平成24年9月) 国指定鳥獣保護区:383.025ha(平成25年9月)	-	-

施設番号	具体的施策	基本国別目標	進歩評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・税率等	事項名	数値目標
39	○ 自然公園など開運する他の制度における保護施設とも緊密に連携しつつ、渡り鳥の集団渡来地などについて国指定鳥獣保護区の指定を進め、渡り鳥の国際的な生息地のネットワークを確保するなど、生態系ネットワークの確保に努めます。(環境省)	③ C-1	進歩中	・渡り鳥の集団渡来地などについて国指定鳥獣保護区の指定を進めている。	現在の取り組みを継続して進めていく。 ・引き続き検討を進め、平成25年内を目指すに報告をとりまとめる予定。	—	—	—	—	・国指定鳥獣保護区管理強化費 ・自然公園等事業費	
40	○ 鳥獣保護法の施行状況について点検を行い、必要に応じて制度や運用の見直しを行います。(環境省)	② B-1	進歩中	・鳥獣保護法の施行状況の見直しについては、平成24年11月に中央環境審議会に対して諮詢し、現在、自然環境部会会を設置し、将来にわたって適切機能し得る鳥獣保護管理体制の構築に向けた措置の検討を進めているところ。	引き続き検討を進め、平成25年内を目指すに報告をとりまとめる予定。	—	—	—	—	・鳥獣保護管理強化事業費	
41	○ 鳥獣保護区内においては、定期的な巡回、鳥獣の生息状況の調査を実施するとともに、人の利用の適正な誘導、鳥獣の生態などに関する普及啓発、鳥獣の生息に適した環境の保全・整備を推進し、適切な管理を行っていきます。また、鳥獣保護区ごとの保護管理方針を定め、鳥獣保護区における生物多様性の維持・改善、生息状況のモニタリング等を行うとともに、鳥獣の生息地の保全及び整備を図るため、干潟の造成、進入防止柵の設置等を行った。	C-1	進歩中	国指定鳥獣保護区内における生息環境の維持・改善、生息状況のモニタリング等を行った。また、鳥獣保護区における生物多様性の維持・改善、生息状況のモニタリング等を行った。	引き続き、鳥獣保護区の適正な維持・管理の推進を図る。	—	—	—	—	・国指定鳥獣保護区管理強化費	
42	○ 絶滅のおそれのある野生動植物の種の安定した存続を確保するためには、生息・生育地の確保は欠かせない。そのため、必要な方に応じた鳥獣保護区の開設する他の制度における保護施設とも緊密に連携しながら、国内希少野生動植物種について、生息・生育地等保護区の指定が良好に維持されている場所などを優先する絶滅のおそれのある野生生物の保全路線に定める保護区指定の方針も踏まえ、保護区の再編を行います。(環境省)	② C-2	検討中	・新規指定または既指定保護区の拡張 ・既存保護区の指針を改定する。 に向けて調整中である。	調整が整い次第、指定拡張を進める 必要がある。	—	—	生息地等保護区： 9箇所、885ha (平成24年9月)	生息地等保護区： 9箇所、885ha (平成25年9月)	・希少野生動植物種生息地等保護管理費	
43	○ 生息地等保護区ごとに定めている保護の指針に従い、適切な管理や、生息・生育環境の維持改善を行とともに、対象種の生息・生育状況の把握に努め、必要に応じて保護の指針や区域の見直しを検討します。(環境省)	②	進歩中	・保護区ごとの指針に従い、適切な管理 等を実施している。	現在の取り組みを継続して進めていく。 ・文化財の保存・活用の推進	—	—	—	—	・希少野生動植物種生息地等保護管理費	
5	名称 天然記念物 文化的景観										
44	○ わが国の人間と自然との関係についての文化的な所産を保護する観点から、各地域の風土の多様性や生物の多様性の核となるよさが特色的な景観地や自然環境を対象として、天然記念物・自然的名勝の指定を推進します。(文部科学省)	②	進歩中	平成23年6月から平成25年6月にかけて、自然的名勝については、4県で計5件指定した。 平成23年8月から平成25年9月にかけて、天然記念物については、11県で計20件指定した。 ・全国の自然的名勝の指定件数は157件。平成23年8月から平成25年9月で3.7%増加し、効果を上げている。 ・全国の天然記念物の指定件数は1,005件。平成23年8月から平成25年9月で2.0%増加し、効果を上げている。	文化財の保存・活用の観点から地方公共団体などと連携するとともに、生物多様性に係る関係機関と連携していく。	—	—	天然記念物の指定件数 ：984件 平成24年6月末 自然的名勝の指定件数 ：154件 平成24年6月末			

施策番号	具体的施策	基本国別目標	進歩評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・料制等 事項名	数値目標	
45	○ 指定された地域については、地域の自然を踏まえた文化的な遺産として地方公共団体などと連携し、現況把握や保存管理計画の策定・維持管理・復元など、適切な風致の多様性などの生物の多様性保全を進める地方公共団体などが主体となる事業に対し国庫補助金を交付していきます。(文部科学省)	②	進歩中	・天然記念物緊急調査費の国庫補助実績 交付件数 13件 の内数 交付金額 25百万円 の内数 ・史跡等保存管理計画策定期定費の国庫補助実績(H24) 交付件数 36件 の内数 交付金額 32百万円 の内数 ・史跡等登録記念物・歴史の道保存整備費の国庫補助実績(H24) 交付件数 353件 の内数 交付金額 4,531百万円 の内数 ・天然記念物再生事業費の国庫補助実績(H24) 交付件数 24件 の内数 交付金額 100百万円 の内数 ・天然記念物食事対策費の国庫補助実績(H24) 交付件数 48件 の内数 交付金額 217百万円 の内数	・文化財の保存・活用の観点から地方公共団体などと連携するどもに、生物多様性に係る関係機関と連携していく。	-	有形文化財等の保存整備等(天然記念物緊急調査・史跡等保存整備・天然記念物再生・天然記念物食事対策費)	-	-	-	-
46	○ 適切な活用を進める観点から、地方公共団体や研究者、地域住民などと連携し、環境教育、環境学習、地域資源としての整備、公開などに関する地方公共団体などの事業に対し国庫補助金を交付していきます。(文部科学省)	②	進歩中	・史跡等登録記念物・歴史の道保存整備費の国庫補助実績(H24) 交付件数 453件 の内数 ・史跡等総合整備活用推進事業費の国庫補助実績(H24) 交付件数 32件 交付金額 309百万円 ・天然記念物再生事業費の国庫補助実績(H24) 交付件数 24件 の内数 交付金額 100百万円 の内数	・文化財の保存・活用の観点から地方公共団体などと連携するどもに、生物多様性に係る関係機関と連携していく。	-	有形文化財等の保存整備等(史跡等総合整備活用推進・天然記念物再生)	-	-	-	
47	○ 自然と人間との関わりながらはぐくまれた文化的景観を保護する観点から、適切な保護の措置が講じられて重要な文化的景観を対象として、重要文化的景観の選定推進します。(文部科学省)	②	進歩中	・平成23年8月から平成25年9月にかけて、重要な文化的景観については、11件選定した。 ・平成16年度の制度発足より、全国の重要文化的景観の選定件数は35件。平成23年8月から平成25年9月で45.8%増加し、効果をあげている。	・文化財の保存・活用の観点から地方公共団体などと連携するどもに、生物多様性に係る関係機関と連携していく。	-	重要文化的景観の選定 (平成24年3月末)	-	-	-	
48	○ 文化的景観の保存・活用を図るために、調査事業・文化的景観に選定された地域について修理・修繕などをを行う整備事業に対し国庫補助金を交付します。(文部科学省)	③	進歩中	・文化財の保護推進事業の国庫補助実績(H24) 交付件数 51件 の内数 交付金額 194百万円 の内数	・文化財の保存・活用の観点から地方公共団体などと連携するどもに、生物多様性に係る関係機関と連携していく。	-	有形文化財等の保存整備等(文化的景観)	-	-	-	
49	○ 文化的景観の普及、啓發を図るため、地元住民などが参加する事業会員強化や公開講座及びワークショップなどを実施する事業に対し国庫補助金を交付します。(文部科学省)	①	進歩中	・文化財の保護推進事業の国庫補助実績(H24) 交付件数 51件 の内数 交付金額 194百万円 の内数	・文化財の保存・活用の観点から地方公共団体などと連携するどもに、生物多様性に係る関係機関と連携していく。	-	有形文化財等の保存整備等(文化的景観)	-	-	-	
6	保護林、保安林										
50	○ 国有林野には、世界自然遺産に登録された屋久島、白神山地、知床や小笠原諸島をはじめ、原生の森林生態系や貴重な野生動植物が生息・生育する森林が多発しております。こうした貴重な森林を「保護林」(大正4年制度創設)に設定し、保全・管理を進めます。このよくなされた特別な保全・管理が必要な森林について少な野生動植物の分布状況などを踏まえ、はじきめ細やかな保護林の設定や区域の見直しを推進します。保護林については、森林生態系の保護や遺伝資源の保存、高山植物など植物群落の保護など設定期に応じてつに分類し、基本的には自然の堆積に委ねるなどの取り扱いを進めます。(農林水産省)	③	C-1	・国有林野は、国土保全上重要な奥地脊梁山地や水源地帯に広く分布しておる森林系ネットワークの根幹として重要な役割を果たしている。その中でも特に原生的な森林生態系や希少な生物が生育・生息する森林については、「保護林」に設定し、適切な保全・管理を実施している。	・国有林野は、国土保全上重要な奥地脊梁山地や水源地帯に広く分布しておる森林系ネットワークの根幹として重要な役割を果たしている。その中でも特に原生的な森林生態系や希少な生物が生育・生息する森林については、「保護林」に設定し、適切な保全・管理を実施している。	保育林面積:90万3千ha (平成23年4月)	保護林面積:96万5千ha (平成25年4月)	森林整備・保全費			

施策番号	具体的施策	基本戦略		施設の取組状況と成果		課題と今後の方針		達成目標	当初値	点検値	予算・料金等	事項名	数値目標
		国別目標	進歩評価	・保護林において、設定状況を客観的	・引き続き、「保護林」設定後の状況を的確に把握し、現状に応じて、個体群の交流を促進するため、全国の保護林においてモニタリング調査を実施します。さらに、保全・管理の一環として、その特性に応じて、種の保護や生息・生育地の維持・保全のため、植生の保全管理や区域の回復やモニタリング調査を行うとともに、植生の保全管理や区域の回復等を実施します。(農林水産省)	・保護林において、設定状況を客観的	・引き続き、「保護林」設定後の状況を的確に把握し、現状に応じて、個体群の交流を促進するため、全国の保護林においてモニタリング調査を実施します。さらに、保全・管理の一環として、その特性に応じて、種の保護や生息・生育地の維持・保全のため、植生の保全管理や区域の回復やモニタリング調査を行うとともに、植生の保全管理や区域の回復等を実施します。(農林水産省)						
51	○ 保護林においては、既定後の状況を的確に把握し、現状に応じた保全を推進するため、全国の保護林においてモニタリング調査を実施します。さらに、保全・管理の一環として、その特性に応じて、種の保護や生息・生育地の維持・保全のため、植生の保全管理や区域の回復やモニタリング調査を行うとともに、植生の保全管理や区域の回復等を実施します。(農林水産省)	③	C-1 進歩中	・保護林において、設定状況を客観的	・引き続き、「保護林」設定後の状況を的確に把握し、現状に応じて、個体群の交流を促進するため、全国の保護林においてモニタリング調査を実施します。さらに、保全・管理の一環として、その特性に応じて、種の保護や生息・生育地の維持・保全のため、植生の保全管理や区域の回復やモニタリング調査を行うとともに、植生の保全管理や区域の回復等を実施します。(農林水産省)	・保護林において、設定状況を客観的	・引き続き、「保護林」設定後の状況を的確に把握し、現状に応じて、個体群の交流を促進するため、全国の保護林においてモニタリング調査を実施します。さらに、保全・管理の一環として、その特性に応じて、種の保護や生息・生育地の維持・保全のため、植生の保全管理や区域の回復やモニタリング調査を行うとともに、植生の保全管理や区域の回復等を実施します。(農林水産省)	保護林面積:90万5千ha 平成23年4月) 緑の回復面積:56万6千ha(平成25年4月)	—	—	森林整備・保全費	森林整備・保全費	
52	○ 國有林野においては、野生動植物の生息・生育地を結ぶ移動経路を確保することにより、個体群の交流を促進し種や遺伝的多様性を確保するため、保護林相互を連結してネットワークを形成する「緑の回廊」平成12年制度創設)を設定するなど、より広範囲で効果的な森林生態系の保護に努めます。(農林水産省)	③	C-1 進歩中	・保護林を中心としたネットワークを形成する「緑の回廊」を設定し、より広範囲で効果的な森林生態系の保護を実施した。	・「緑の回廊」において、森林の状態と野生动物の生育・生息状況の関係を把握し、協力を推進する。	・「緑の回廊」において、森林の状態と野生动物の生育・生息状況を把握するためのモニタリング調査を実施した。	・「緑の回廊」において、森林の状態と野生动物の生育・生息状況に記述するなど、野生動植物の生息環境を整備する施設のほか、森林の状態や野生物の生育・生息状況などを実施した。	・「緑の回廊」において、森林の状態と野生动物の生育・生息状況を把握するためのモニタリング調査を実施した。	—	—	保護林面積:90万5千ha 平成25年4月) 緑の回復面積:56万6千ha(平成25年4月)	森林整備・保全費	
53	○ 保護林を中心としたネットワークを形成する「緑の回廊」においては、人工林内の大葉樹を積極的に保護するなど、野生動植物の生息環境を整備する施設のほか、森林の状態や野生物の生育・生息状況を把握するためのモニタリング調査などを実施します。また、種の保全や遺伝的多様性をより一層確保するため、新たな設定を推進します。(農林水産省)	③	C-1 進歩中	・「緑の回廊」においては、人工林内の大葉樹を積極的に保護するなど、野生動植物の生息環境に記述するなど、野生動植物の生息環境を整備する施設のほか、森林の状態や野生物の生育・生息状況を把握するためのモニタリング調査などを実施した。	・「緑の回廊」において、森林の状態と野生动物の生育・生息状況を把握するためのモニタリング調査を実施した。	・「緑の回廊」において、森林の状態と野生动物の生育・生息状況に記述するなど、野生動植物の生息環境を整備する施設のほか、森林の状態や野生物の生育・生息状況を把握するためのモニタリング調査を実施した。	・「緑の回廊」においては、人工林内の大葉樹を積極的に保護するなど、野生動植物の生息環境に記述するなど、野生動植物の生息環境を整備する施設のほか、森林の状態や野生物の生育・生息状況を把握するためのモニタリング調査などを実施した。	・「緑の回廊」において、森林の状態と野生动物の生育・生息状況を把握するためのモニタリング調査を実施した。	—	—	森林整備・保全費	森林整備・保全費	
54	○ 水源涵養(かんよう)や土砂流出の防護など、特に公益機能の發揮を要請される森林については、保安林としての指定を計画的に推進します。(農林水産省)	③	D-1 進歩中	・保安林の計画的な指定を推進し、森林の適切な保全・管理を行うことで、森林の多面的機能の発揮に貢献する。	・今後とも、公益的機能の発揮が特に重要な指定を推進する。	・保安林の計画的な指定を推進し、森林の適切な保全・管理を行うことで、森林の多面的機能の発揮に貢献する。	・保安林の計画的な指定を推進し、森林の適切な保全・管理を行うことで、森林の多面的機能の発揮に貢献する。	・保安林の計画的な指定を推進し、森林の適切な保全・管理を行うことで、森林の多面的機能の発揮に貢献する。	保安林面積:128万ha (H35年度末)	保安林面積:1202万ha (平成23年度末)	保安林整備事業委託費等	保安林整備事業委託費等	
55	○ 國有林野においては、保護林や緑の回廊に設定されていない渓流等水辺の森林について、その特異性を踏まえ、生物の維持・保護等としての機能を果たすよう、天然林は移動経路や種子の供給源等としての機能を果たすよう、天然林は維持するなど、人工林は積極的に広葉樹の導入などを図ります。(農林水産省)	③	C-1 進歩中	・国有林野では、渓流等水辺の森林について、その特異性を踏まえ、生物の維持・保護等としての機能を果たすよう、天然林は移動経路や種子の供給源等としての機能を果たすよう、天然林は維持するなど、人工林は積極的に広葉樹の導入などを図ります。(農林水産省)	・国有林野では、渓流等水辺の森林について、その特異性を踏まえ、生物の維持・保護等としての機能を果たすよう、天然林は移動経路や種子の供給源等としての機能を果たすよう、天然林は維持するなど、人工林は積極的に広葉樹の導入などを図ります。(農林水産省)	・国有林野では、渓流等水辺の森林について、その特異性を踏まえ、生物の維持・保護等としての機能を果たすよう、天然林は移動経路や種子の供給源等としての機能を果たすよう、天然林は維持するなど、人工林は積極的に広葉樹の導入などを図ります。(農林水産省)	・国有林野では、渓流等水辺の森林について、その特異性を踏まえ、生物の維持・保護等としての機能を果たすよう、天然林は移動経路や種子の供給源等としての機能を果たすよう、天然林は維持するなど、人工林は積極的に広葉樹の導入などを図ります。(農林水産省)	—	—	森林整備・保全費	森林整備・保全費		
7 特別緑地保全地区など													
56	○ 行為規制に伴う損失補償や土地の買入れ、土砂崩壊防止施設などの緑地の保全などに必要な施設の整備に対し、適正な補助を行うことによる生物の生息・生育地の維持・保全地特別保全地区:20ha)が指定され、都市域において、都市における生物の生息・生育地の維持・保全地特別保全地区など異なる緑地の保全を推進します。(国土交通省)	③	C-1 進歩中	・平成23年度には、新潟にて、土砂崩壊防止施設の整備に対する、自然環境が有する多面的な機能を活用した都市再生を図るため、それまでの都市環境インフラのグランドデザインから得られた知見などを踏まえ、保全すべき区划について、必要に応じて近郊緑地保全区划などに指定すべく検討を進めます。(国土交通省)	・平成23年度には、「都市環境インフラのグランドデザイン」から得られた知見などを踏まえ、近郊緑地特別保全地区:20ha)を追加指定し、大規模な緑地空間を確保しました。	・平成23年度には、新潟にて、土砂崩壊防止施設の整備に対する、自然環境が有する多面的な機能を活用した都市再生を図るため、それまでの都市環境インフラのグランドデザインから得られた知見などを踏まえ、保全すべき区划について、必要に応じて近郊緑地保全区划などに指定すべく検討を進めます。(国土交通省)	・平成23年度には、「都市環境インフラのグランドデザイン」から得られた知見などを踏まえ、近郊緑地特別保全地区:20ha)を追加指定し、大規模な緑地空間を確保しました。	—	—	特別緑地保全地区面積:97.35ha、25地区 近郊緑地特別保全地区面積:3.57ha、27地区 (平成23年3月)	特別緑地保全地区面積:97.35ha、25地区 近郊緑地特別保全地区面積:3.57ha、27地区 (平成24年3月)	社会資本整備総合交付金	
57	○ 首都圏及び近畿圏においては、自然環境が有する多面的な機能を活用した都市再生を図るため、それまでの都市環境インフラのグランドデザインから得られた知見などを踏まえ、保全すべき区划について、必要に応じて近郊緑地保全区划などに指定すべく検討を進めます。(国土交通省)	③	C-1 進歩中	・首都圏及び近畿圏においては、自然環境が有する多面的な機能を活用した都市再生を図るため、それまでの都市環境インフラのグランドデザインから得られた知見などを踏まえ、保全すべき区划について、必要に応じて近郊緑地保全区划などに指定すべく検討を進めます。(国土交通省)	・首都圏及び近畿圏においては、自然環境が有する多面的な機能を活用した都市再生を図るため、それまでの都市環境インフラのグランドデザインから得られた知見などを踏まえ、保全すべき区划について、必要に応じて近郊緑地保全区划などに指定すべく検討を進めます。(国土交通省)	・首都圏及び近畿圏においては、自然環境が有する多面的な機能を活用した都市再生を図るため、それまでの都市環境インフラのグランドデザインから得られた知見などを踏まえ、保全すべき区划について、必要に応じて近郊緑地保全区划などに指定すべく検討を進めます。(国土交通省)	・首都圏及び近畿圏においては、自然環境が有する多面的な機能を活用した都市再生を図るため、それまでの都市環境インフラのグランドデザインから得られた知見などを踏まえ、保全すべき区划について、必要に応じて近郊緑地保全区划などに指定すべく検討を進めます。(国土交通省)	—	—	特別緑地保全地区面積:97.35ha、25地区 近郊緑地特別保全地区面積:3.57ha、27地区 (平成24年3月)	特別緑地保全地区面積:97.35ha、25地区 近郊緑地特別保全地区面積:3.57ha、27地区 (平成24年3月)	社会資本整備総合交付金	
58	○ 多様な主体により良好な緑地管理がなされるよう、管理協定制度などの適正な緑地管理を進めます。(国土交通省)	③	C-1 進歩中	・平成23年度には新たに0.4haの緑地を保全管理する活動を図っています。	・管理協定制度などの適正な緑地管理を進めます。(国土交通省)	・平成23年度には新たに0.4haの緑地を保全管理する活動を図っています。	・管理協定制度などの適正な緑地管理を進めます。(国土交通省)	—	—	管理協定 1.2ha、1地区、3要約 (平成23年3月)	管理協定 1.6ha、2地区、4要約 (平成24年3月)	—	
8 ラムサール登録湿地													

施策番号	具体的施策			施設の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・料制等	事項名	数値目標
		基本戦略	国別目標								
65	○ 屋久島及び白神山地においては、現行の世界遺産地域管理計画について、科学委員会の助言を踏まえ現状の課題を踏まえ改定し、これに沿って、科学的知見を踏まえた順応的な保全管理を推進します。(環境省、農林水産省)	③	C-1 進捗中	・屋久島については、観光客の増加やヤクシの増加により、生態系や自然景観に影響を及ぼすおそれがあることから、現状に則した計画に対するとともに、新たな知識を踏まえた適度な保全管理を進めるため、科学委員会の助言も得て、新しい管理計画を平成24年10月に策定。これを踏まえて順応的な保全管理を推進している。 ・白神山地についても、平成25年10月を目途に新しい管理計画を策定すべく、科学委員会の助言も得て取組を進めている。	白神山地については、新しい管理計画を策定する。 屋久島及び白神山地について、新しい管理計画を踏まえて順応的な保全管理を推進する。	—	—	—	—	・遺産地域等貴重な自然環境保全推進費 ・森林整備・保全費	—
66	○ 知床においては、平成21年に策定した「知床世界自然遺産地域管理計画」に沿って、海と陸の統合的管理が進めている。 自然環境の保全に向けた取組を進めます。(環境省、文部科学省、農林水産省、国土交通省)	③	C-1 進捗中	・知床において、管理計画を踏まえて海と陸の統合的管理が進めている。 ・管理計画の付属計画について環境の変化等に対応するため見直しを行い、知床半島センターが保護管理計画については平成22年3月に、多利用型統合的海域管理計画については平成25年3月に第2期計画を策定した。これらを踏まえ管理を進めている。	・知床における統合的管理を踏まえて海と陸の統合的管理が進めている。 ・管理計画の付属計画について環境の変化等に対応するため見直しを行い、知床半島センターが保護管理計画については平成22年3月に、多利用型統合的海域管理計画については平成25年3月に第2期計画を策定した。これらを踏まえ管理を進めている。	—	—	—	—	・遺産地域等貴重な自然環境保全推進費 ・森林整備・保全費	—
67	○ 知床において、平成22年に策定した「知床世界自然遺産地域管理計画」においては、自然環境の保全その他の価値の向上、世界の觀光客への知床らしい良質な自然体験の提供、持続可能な地域社会経済の構築を基本とした、知床エコツーリズム戦略を策定し、世界遺産地域の適正利用やエコツーリズムを推進します。また、平成20年1月に策定した「知床半島中央部地区利用の心得、及び平成21年1月に策定した「知床半島中央部地区利用の心得などを利用プログラムの普及を進めるほか、必要に応じて一定の制限を設けるとともに、さまざまな自然や文化に関わる資源の活用、利用情報や利用プログラムの提供などを通じて、利用の分散、利用者の適正な誘導を図ります。(環境省、農林水産省)	②	C-1 進捗中	・知床における遺産地域の自然環境の保全その他の価値の向上、世界の觀光客への知床らしい良質な自然体験の提供、持続可能な地域社会経済の構築を基本とした、知床エコツーリズム戦略を策定し、世界遺産地域の適正利用やエコツーリズムを推進します。また、平成20年1月に策定した「知床半島中央部地区利用の心得、及び平成21年1月に策定した「知床半島中央部地区利用の心得などを利用プログラムの普及を進めるほか、必要に応じて一定の制限を設けるとともに、さまざまな自然や文化に関わる資源の活用、利用情報や利用プログラムの提供などを通じて、利用の分散、利用者の適正な誘導を図ります。(環境省、農林水産省)	・知床における遺産地域の自然環境の保全その他の価値の向上、世界の觀光客への知床らしい良質な自然体験の提供、持続可能な地域社会経済の構築を基本とした、知床エコツーリズム戦略を策定し、世界遺産地域の適正利用やエコツーリズムを推進します。また、平成20年1月に策定した「知床半島中央部地区利用の心得、及び平成21年1月に策定した「知床半島中央部地区利用の心得などを利用プログラムの普及を進めるほか、必要に応じて一定の制限を設けるとともに、さまざまな自然や文化に関わる資源の活用、利用情報や利用プログラムの提供などを通じて、利用の分散、利用者の適正な誘導を図ります。(環境省、農林水産省)	—	—	—	—	・国立公園内生物多样性保全対策費	—
68	○ 平成23年に開催された世界遺産委員会の審議を経て世界遺産一覧表に記載されない笠原諸島については、同時に示された勧告等を踏まえ、科学的知見に基づき策定した「笠原諸島森林生態系保護地域におけるアカギなどの外来植物の堆積抑制対策」を実施する。 ・笠原諸島森林生態系保護地域におけるアカギなどの外来植物が堆積抑制対策や利用のルール徹底など、引き続き各機関の取組を連携、協調して実施し、効果的な保全管理の充実を図ります。(環境省、農林水産省)	②	C-1 進捗中	・アカギやグリーンノール等の外来植物の駆除対策を実施した一部の島・エコでは、陸産貝類・昆蟲類や鳥類の生息環境が改善し、外來種対策等に各機関が連携、協力して取り組むことが必要。 ・笠原諸島森林生態系保護地域におけるアカギなどの外来植物が堆積抑制対策や利用のルール徹底など、引き続き各機関の取組を連携、協調して実施し、効果的な保全管理の充実を図ります。(環境省、農林水産省)	世界遺産委員会の勧告で外来種対策の継続等が要請されたことから、引き続き、外来種対策等に各機関が連携、協力して取り組むことが必要。 ・笠原諸島森林生態系保護地域におけるアカギなどの外来植物が堆積抑制対策や利用のルール徹底など、引き続き各機関の取組を連携、協調して実施し、効果的な保全管理の充実を図ります。(環境省、農林水産省)	—	—	—	—	・遺産地域等貴重な自然環境保全推進費 ・森林整備・保全費	—
69	○ 奈美・津波諸島(トカラ列島以南の南西諸島が検討対象)については、絶滅危惧種の生息、生育地など、重要な地域の保護措置の拡がり課題であることから、世界自然遺産としての価値の分野評価を行うとともに保護措置を図らなければなりません。(環境省、文部科学省、農林水産省)	② ③	進捗中	・奈美・津波諸島について、平成25年1月に世界遺産条約関係省庁連絡会議において、世界遺産条約に基づいて我が国が世界自然遺産暫定一覧表に記載することを決定。 ・平成25年4月に、世界自然遺産の正式推薦に向けた科学的・専門的見地から必要な財團・検討を頂くため、学識者からなる審査会・並び世界自然遺産候補地科学委員会を設置。	世界自然遺産推薦に向けて、科学委員会の助言を得つつ、地元自治体等と連携し、候補区域の検討・保全・管理の推進など必要な取組を進めることを決定。 ・平成25年4月に、世界自然遺産の正式推薦に向けた科学的・専門的見地から必要な財團・検討を頂くため、学識者からなる審査会・並び世界自然遺産候補地科学委員会を設置。	—	—	—	—	・審美地賦立公園指定特進調査費 ・森林環境保全総合対策事業 ・森林整備・保全費	—

施策番号	具体的施策	基本戦略	進歩評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・料制等 事項名	数値目標
70 ○既存の世界自然遺産地域及び候補地におけるエコツーリズムの推進を図ります。(環境省)	① 国有林野における景観に配慮した森林整備、保全、国立公園における保護及び適切な利用の推進の取組等を進め、関係省庁及び自治体が連携協力して平成25年6月に開催された「富士山一信仰の対象となる原風景の原風景」にて世界遺産一覧登録への記載を果しました。	①	進捗中	・当該地帯を含むエコツーリズムを推進する取組として、エコツーリズム地域活性化支援事業(交付金事業)、エコツーリズム推進アドバイザー派遣事業、エコツーリズムガイド養成事業を行っている。	・利用者の集中に伴う自然環境への負担に対する取組として、エコツーリズム推進全体会構想の策定に引き続き支援していく。	-	-	-	-	-
71 ○平成24年1月に世界文化に選定された富士山については、国有林野における景観に配慮した森林整備、保全、国立公園における保護及び適正な利用の推進の取組等を進め、関係省庁及び自治体が連携協力して平成25年6月に開催された「富士山一信仰の対象となる原風景の原風景」にて世界遺産一覧登録への記載を果しました。	③	既に達成済み	-	・関係機関が連携協力をして対応し、世界遺産平成25年6月に開催された「第37回国際遺産委員会」において、「富士山一信仰の対象となる原風景の原風景」にて世界遺産一覧登録への記載を果しました。	・講演会のとりまとめを踏まえて情報収集を進める。	*	* 富士山の世界遺産登録(平成25年6月) ※記載(平成25年6月)	-	富士山の世界遺産一覧登録(平成25年6月)	-
72 ○自国内に存在する重要な自然资源を世界遺産として認定し保護を図ることは総務省の業務であるところ、平成15年「世界自然遺産候補地評議会」から平成25年で10年が経過することから、世界自然遺産としての価値を有する地域の有無を改めて検討します。(文部科学省、農林水産省、環境省)	③	C-I	進捗中	・平成4年8月に学識者がなる「新たに重要な自然资源を世界遺産として認定し保護する懇談会」を設置して、新たな世界自然遺産候補地の考え方方に關する懇談会を設置して、新たな世界自然遺産候補地を検討する懇談会の考え方方にについて議論し、平成25年5月に議論の結果をとりまとめた。	・白神山地については、新しい管理計画を策定する。	-	-	-	・遺産地域等重要な自然環境保全推進費 ・森林整備・保全費	-
73 ○平成12年に世界自然遺産に登録された屋久島、白神山地の適切な保全管理を図るために、他の適切な保全管理計画との連携を進めます。(農林水産省、環境省)	③	C-I	進捗中	・屋久島については、観光客の増加やヤクシカの増加により、生態系や自然景観に影響を及ぼすそれがでてきたことから、現状に則した計画とするなど、新たなを見を踏まえた適度地の管理を進めため、新しい管理計画を平成24年10月に策定。これを踏まえて順次的な保全管理を推進している。 ・白神山地については、平成25年10月を目途に新しい管理計画を策定すべく取組を進めている。	・白神山地については、新しい管理計画を踏まえて順次的な保全管理を進めため、新しく管理計画を平成24年10月に策定。これを踏まえて順次的な保全管理を推進している。 ・白神山地についても、平成25年10月を目途に新しい管理計画を策定すべく取組を進めている。	-	-	-	・遺産地域等重要な自然環境保全推進費 ・森林整備・保全費	-
10 生物圏保育地域(ユネスコパーク)	① 既存の4地域(「屋久島」、「大台ヶ原・大峰山」「白山」「赤穂など)を取組としている。自然環境や生物相の現状、人間活動の影響などを取組としている。生物圏保育地域の窗口として、生物圏保育の実践版が平成19年に作成されていますが、今後は現在のユネスコの基準に沿った形のソーシング変更に向けて取り組むなど、生物多様性の保全と社会の発展及び学術的支援の3つある取組のさらなる推進を目指します。(文部科学省、農林水産省、環境省)	① D-1	進捗中	・「屋久島」、「大台ヶ原・大峰山」、「白山」、「赤穂など)を取組としている。自然環境や生物相の現状、人間活動の影響などを取組としている。生物圏保育地域の窓口として、生物圏保育の実践版(ユネスコ)が平成19年に作成されていますが、今後は現在のユネスコの基準に沿った形のソーシング変更に向けて取り組むなど、生物多様性の保全と社会の発展及び学術的支援の3つある取組のさらなる推進を目指します。(文部科学省、農林水産省、環境省)	・生物圏保育地域の現状、人間活動の影響などを取組としている。生物圏保育地域の窓口として、生物圏保育の実践版(ユネスコ)が平成19年に作成されていますが、今後は現在のユネスコの基準に沿った形のソーシング変更に向けて取り組むなど、生物多様性の保全と社会の発展及び学術的支援の3つある取組のさらなる推進を目指します。(文部科学省、農林水産省、環境省)	-	-	-	・日本ユネスコパートナーシップ事業	-
74 ○既存の4地域(「屋久島」、「大台ヶ原・大峰山」「白山」「赤穂など)を取組としている。自然環境や生物相の現状、人間活動の影響などを取組としている。生物圏保育地域の窓口として、生物圏保育の実践版が平成19年に作成されていますが、今後は現在のユネスコの基準に沿った形のソーシング変更に向けて取り組むなど、生物多様性の保全と社会の発展及び学術的支援の3つある取組のさらなる推進を目指します。(文部科学省、農林水産省、環境省)	② ⑤	進捗中	・「屋久島」、「大台ヶ原・大峰山」、「白山」、「赤穂など)を取組としている。自然環境や生物相の現状、人間活動の影響などを取組としている。生物圏保育地域の窓口として、生物圏保育の実践版(ユネスコ)が平成19年に作成されていますが、今後は現在のユネスコの基準に沿った形のソーシング変更に向けて取り組むなど、生物多様性の保全と社会の発展及び学術的支援の3つある取組のさらなる推進を目指します。(文部科学省、農林水産省、環境省)	・生物圏保育地域の現状、人間活動の影響などを取組としている。生物圏保育地域の窓口として、生物圏保育の実践版(ユネスコ)が平成19年に作成されていますが、今後は現在のユネスコの基準に沿った形のソーシング変更に向けて取り組むなど、生物多様性の保全と社会の発展及び学術的支援の3つある取組のさらなる推進を目指します。(文部科学省、農林水産省、環境省)	-	-	-	・生物圏保育地域の現状、人間活動の影響などを取組としている。生物圏保育地域の窓口として、生物圏保育の実践版(ユネスコ)が平成19年に作成されていますが、今後は現在のユネスコの基準に沿った形のソーシング変更に向けて取り組むなど、生物多様性の保全と社会の発展及び学術的支援の3つある取組のさらなる推進を目指します。(文部科学省、農林水産省、環境省)	-	・日本ユネスコパートナーシップ事業

施策番号	具体的施策	基本目標	進捗状況	課題と今後の方針				数値目標
				達成目標	当初値	点検値	予算・税制等 事項名	
75	○(自然と人間社会の共生)を目的とする生物圈保存地域・エコパークの仕組みを活用する新たな施策の展開などの検討(候補地)に対する地元の取組みへの助言などをています。(文部科学省、環境省、農林水産省)	① 地元市町村を中心として関係機関との連携を図ることによる保全と持続可能な利活用の実現 ② 地域に生息する多様な生物の保護と生態系の維持向上 ③ 地域の持続可能な開発の実現 ④ 地域の持続可能な開発の実現 ⑤ 地域の持続可能な開発の実現	① D-1 進歩中 ② 進行中 ③ 進行中 ④ 進行中 ⑤ 進行中	・地元市町村を主導して関係機関との連携を図ることによる保全と持続可能な利活用の実現 ・地域に生息する多様な生物の保護と生態系の維持向上 ・地域の持続可能な開発の実現 ・地域の持続可能な開発の実現 ・地域の持続可能な開発の実現	—	—	—	・日本ユネスコパートナーシップ事業
76	○平成24年7月に生物圈保存地域(エコパーク)に登録された地域については、生態系の保全と持続可能な利活用の調査と、その結果から、関係省庁や自治体、地元のNPO団体等が運営する多様な主体の連携を通じた適切な森林の保全と持続可能な農業等との連携を通じた自然と人間の共生を実現するための取組み等を進めます。(文部科学省、農林水産省)	① 平成24年7月に生物圈保存地域(エコパーク)に登録された地域については、生態系の保全と持続可能な利活用の調査と、その結果から、関係省庁や自治体、地元のNPO団体等が運営する多様な主体の連携を通じた適切な森林の保全と持続可能な農業等との連携を通じた自然と人間の共生を実現するための取組み等を進めます。(文部科学省、農林水産省)	① D-1 進歩中 ② 進行中	・平成25年9月、縦断内の小中学校をユネスコスクールへの登録後は、地元のNPO団体等と連携を図りながら、ESD実践活動等を行う。 ・ユネスコエコパーク、以下、BTPと呼ばれるモデルケースとなるよう活動的な助言を行ふ。 ・引き続き、地元自治体、NPO団体等と連携を図りながら森林の適切な保全管理を推進する。 ・他の取組を支援した。	—	—	—	・森林整備・保全費
77	○国立公園において、生物多様性の「土台」でもある地形・地質の多様性(ジオ多样性)等の保全を図るとともに、ジオ教育のプログラム作りや火山等の自然の脅威を学ぶための防災教育プログラム作りを、地方公共団体等のジオパークを推進する機関と連携して進めます。(環境省)	① 全国に国立公園ジオパークが重複・これらの保全活用計画をどのようにして実施するか調査や利活用アンケート等を行い、国立公園と連携した地形・地質の保全活動として「ジオプロジェクト」を実施する。同プロジェクトでは、照葉樹林の復元に向けた各種モニタリング調査の実施・分析を行った。また、地図協議会と連携したジオパーク推進室を設置し、BRの活動を貢献していく。 ② 全国に国立公園ジオパークが重複・これらの保全活用計画をどのようにして実施するか調査や利活用アンケート等を行い、国立公園と連携した地形・地質の保全活動として「ジオプロジェクト」を実施する。同プロジェクトでは、照葉樹林の復元に向けた各種モニタリング調査の実施・分析を行った。また、地図協議会と連携したジオパーク推進室を設置し、BRの活動を貢献していく。	① 進歩中 ② 検討中	・全国の国立公園ジオパークの保全活用計画をどのようにして実施するか調査や利活用アンケート等を行い、国立公園と連携した地形・地質の保全活動として「ジオプロジェクト」を実施する。同プロジェクトでは、照葉樹林の復元に向けた各種モニタリング調査の実施・分析を行った。また、地図協議会と連携したジオパーク推進室を設置し、BRの活動を貢献していく。 ・三陸ジオパークに登録されたことを受け、三陸復興国立公園の取組との連携内容について具体化していく。	—	—	—	・日本の自然を活かした地域活性化推進事業(ジオパークと連携した地形・地質の保全活用推進事業)
78	○東日本大震災の被害を受けた地域において指定に向けた作業を進めている「三陸復興国立公園」において、ジオパークの運営と連携を図り、地震や津波の調査を含むジオサイトの整備と運営による情報発信を行います。(環境省)	① 東日本大震災の被害を受けた地域において指定に向けた作業を進めている「三陸復興国立公園」において、ジオパークの運営と連携を図り、地震や津波の調査を含むジオサイトの整備と運営による情報発信を行います。(環境省)	② 検討中	・三陸ジオパークに登録されたことを受け、三陸復興国立公園の取組との連携内容について具体化していく。	—	—	—	・三陸復興国立公園再編成等推進事業
79	○NGOや漁業組合など地域の関係者によって、合意形成に基づく管理制度が設定され、保護管理が行われている事例について、基礎的な構成や合意形成や管理制度などに関する情報収集を行います。(環境省)	① 海洋生物多様性保全戦略を策定する過程で、地域の関係者によつて保護管理が行われている事例を収集。	② 日-2 進歩中	・平成23年に海洋生物多様性保全戦略を策定する過程で、地域の関係者によつて保護管理が行われている事例を収集。	—	—	—	・少數の漁業組合やNGOについて情報収集を実施
80	○地域の自主的な管轄区域	—	—	—	—	—	—	—

施策番号	具体的施策	基本戦略	国別目標	進歩評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・料制等	事項名	数値目標	
80	○ 海洋基本計画に基づき明確化した海洋保護区の設定のあり方を踏まえ、海洋保護区の設定を適切に推進するなどして、その管理の充実を図ります。(環境省、関係府省)	C-1	進捗中	・平成23年度、全国公園内における平地林の再生、瀬戸内海におけるサンゴ群集の再生などを実施しており、これらを含め引き続き自然再生事業を着実に推進します。(環境省、農林水産省、国土交通省)	・重要海域の情報と基盤を基に、海洋保護区の設定も含む管理の方向を検討。 ・瀬戸内海国立公園において海域公園地区を指定。	・我が国の管轄権内水領海及び他の経済水域の約8.3% (平成23年5月) (平成32年まで) 生物多様性の観点から、海洋保護区の効果を評価するための基準及び手法の検討	・領海及び他の経済水域の約8.3%	-	-	・自然公園等事業費	・自然公園新規指定等推進事業費	5	
-	第3節 自然再生												
1	自然再生の着実な実施												
81	○ 森吉山麓高原における森林の再生、阿蘇における草原の再生、神吉山における平地林の再生、剣路温泉における河口域にある干潟、西瀬戸灘におけるサンゴ群集の再生などを実施しており、これらを含め引き続き自然再生事業を着実に推進します。(環境省、農林水産省、国土交通省)	②	D-1	進捗中	・平成23年度、全国公園内において、自然再生事業を着実に推進する。	・引き続き、自然再生事業を着実に推進	-	-	-	・自然公園等事業費			
82	○ 自然再生事業の着実な推進を通じて、各地域での実践から得られる科学的知見に基づき、より効率的な管理手法の構築を進め、これら技術的手段を蓄積します。(環境省、農林水産省、国土交通省)	③	D-2	進捗中	・自然再生事業会議の実施計画の審議のほか、自然再生事業会議情報連絡会議や自然再生専門家会議現地調査会等に事業の進めや情報交換を実施。	・自然再生事業会議の実施計画の弓書き続々、自然再生事業を着実に推進	-	-	-	・自然再生活動推進費	・自然公園等事業費		
83	○ 自然再生事業において想定されるさまざまな効果について、適切に評価を行うため、自然再生事業の評価のあり方の検討を行い、またこれに関する手法を整備します。(環境省)	⑤	D-2	進捗中	・自然再生事業を行うことによる効果を適切に評価するため、自然再生事業を行うことによる公園利用者数の増加や自然環境の再生状況など、様々な視点から検討を行っていく。	・自然再生事業による効果を適切に評価するため、自然再生事業を行うことによる公園利用者数の増加や自然環境の再生状況など、様々な視点から検討を行っていく。	-	-	-	・自然再生活動推進費	・自然公園等事業費		
84	○ 自然再生の取組が市民参加型の自然環境調査の実施、自然保護団体の活動、自然再生に関するワークショップの開催、情報提供、環境学習の推進などにより普及啓発活動を実施します。また、こうした取組を通じて、平成27年度までに自然再生事業に貢献する自然再生協議会を新たに設立することを目指します。また、自然再生の実施内容を明らかにする自然再生事業実施計画の作成並み、平成27年度までに9回計画増やすることを目指します。(環境省)	③	D-2	進捗中	・自然再生の取組が市民参加型の自然環境調査の実施、自然保護団体の活動、自然再生に関するワークショップの開催、情報提供、環境学習の推進などにより普及啓発活動を実施します。また、こうした取組を通じて、平成27年度までに自然再生事業に貢献する自然再生協議会を新たに設立することを目指します。また、自然再生の実施内容を明らかにする自然再生事業実施計画の作成並み、平成27年度までに9回計画増やすことをを目指します。(環境省)	・自然再生事業実施計画は、平成27年7月までの目標である35計画が作成され、そのための審査会が開催され、その設立が推進されるよう努めます。	・自然再生事業実施計画は、平成27年7月までの目標である35計画が作成され、そのための審査会が開催され、その設立が推進されるよう努めます。	○ 自然再生協議会: 24箇所 ○ 自然再生事業実施計画: 35計画 (平成27年度末)	○ 自然再生協議会: 24箇所 ○ 自然再生事業実施計画: 35計画 (平成25年度末)	○ 自然再生協議会: 24箇所 ○ 自然再生事業実施計画: 35計画 (平成27年度末)	・自然再生活動推進費	・自然再生活動推進費	6
85	○ 地元住民からなる地域協議会、自然保護団体、林野庁が協定を結び、生物多様性の復元と持続可能な地域社会づくりを目的とした「赤谷あかやプロジェクト」や、日本最大級の原生的な照葉樹林を厳正に保護するどもに、照葉樹林を分断するように存在する「二重木」や人工林による照葉樹林に復元する「二重木被害森林再生プロジェクト」、二重木被害森林再生などを実施して、自然再生のため地域住民や自然保護団体などと協働したモデルプロジェクトを推進します。(農林水産省)	③	B-1	進捗中	・多くの林野をフィールドとして、地域において多様な生物の連携による森林の整備と保全活動として、モデルプロジェクトを実施している。	・引き続き、地域住民や自然保護団体などと協働して、それぞれの地域や森林の特色を生み、その特徴が期待される地域において、モデルプロジェクトを推進します。	-	-	-	・森林整備・保全費			
86	○ 「森林環境保全されおしゃべり」において、森林環境教育に取り組む教員関係者の活動や、自然再生や生物多様性の保全を取り組む市民団体の活動への支援を推進します。(農林水産省)	① ③	D-2	進捗中	・森林環境保全されおしゃべりセンター等において、森林環境教育に取り組む教員関係者の活動や、自然再生や生物多様性の保全を取り組む市民団体の活動への支援を推進します。(農林水産省)	・森林環境保全されおしゃべりセンター等において、NPOやボランティア団体との連携により、自然再生、植生回復、植生荒廃の防止等を実施します。	-	-	-	・森林整備・保全費			
2	自然再生の新たな取組の推進												
87	○ 全国的に、広域的な視点に立った自然再生の方向性や具体化された生物多様性総合評価や生態系ネットワーク構造を踏まえつつ、関係機関が連携しながら自然再生事業を推進し、計画的実施のための取組を進めます。(環境省、農林水産省、国土交通省)	③	D-2	進捗中	・生物多様性総合評価や生態系ネットワーク構造の具体的な進展を踏まえて、引き続き取組を進めます。	・生物多様性総合評価や生態系ネットワーク構造を踏まえつつ、関係機関が連携しながら自然再生事業を推進します。	-	-	-	・自然再生活動推進費			

施策番号	具体的施策	基本戦略	国別目標	進歩評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・料制等	事項名	数値目標
88	○ 広域的観点から自然再生を展開するため、生態系ネットワークの認識を形成し、それに向かって様々な主体が自然再生に対する認識、実施するための手法の検討を進めます。（環境省、農林水産省、国土交通省）	③ D-2	進捗中	・在域の観点から自然再生を展開するための手法について、関係省が連携して検討している。	今後も検討を進めています。	-	-	-	-	・自然再生活動推進費		
89	○ 民間団体などが、特に民有地においてより効果的な手法を取り組む場合の支援のあり方にについて、より効果的な手法を検討し、実施しています。（環境省）	③ D-2	進捗中	・自然再生の取組に関する情報収集と報連絡会議を通して提供。	引き続き、取組事例の収集と提供など	-	-	-	-	・自然再生活動推進費		
90	○ 平成25年には、自然再生推進法に基づく自然再生基本方針の見直しや、自然再生事業の実施状況などを踏まえ、広く一般の意見を聞き、自然再生事業の実施状況等を踏まえ、必要に応じて見直しの検討を行います。（環境省、農林水産省、国土交通省）	① D-2 ② D-2 ③	進捗中	・現在、自然再生事業の実施状況や自然再生の課題などの情報を収集・分析するなど自然再生基本方針の見直しにおける検討を行っている。	検討結果に基づき、自然再生基本方針の見直しに向けた検討を推進する。	-	-	-	-	・自然再生活動推進費		
第4節 環境影響評価など												
(総括) 風力発電事業における環境影響評価において生物多様性の観点から配慮されるべき事項を整理しましたほか、関係者の適切な意見形成の推進、技術手法の向上及び適正な審査などを実施しました。また、ダムや道路事業の実施にあたっては適切な配慮に努めています。												
（参考）風力発電事業における環境影響評価についても配慮すべき事項を述べています。												
1 環境影響評価												
91	○ 各事業の実施にあたり、環境影響評価手続が適切かつ円滑に行われ、生物多様性の確保及び自然環境の保全への適切な配慮がなされるよう、環境影響評価手続の各段階において、必要に応じて意見を述べます。（環境省）	③	進捗中	・環境影響評価手続の各段階において、生物多様性の保全及び自然環境の保全への適切な配慮がなされるよう、環境影響評価手続の各段階において、必要に応じて意見を述べます。	引き続き、「生物多様性の確保及び自然環境の保全」と「人と自然の環境保全への適切な配慮がなされるよう、環境影響評価手続の各段階において、必要に応じて意見を述べる。	-	-	平成24年3月末までに実施した手続203件中、大臣意見を134件提出	-	・環境影響評価制度強化費		
92	○ 平成23年4月に改正された環境影響評価法に基づき、新たに創設された評価書手続や報告書手続等を含めた環境影響評価制度の適切な運用を進めます。（環境省）	③	進捗中	・平成25年3月末現在、環境影響評価法に基づき経過措置手続を含め、156件の手続が完了した。これまでに、法の円滑な施行のため、情報提供の推進、関係者の適切な意見形成の推進、技術手法の向上、環境影響評価制度の適正な審査などを実施してきた。	引き続き、環境影響評価制度の適切な運用を進めます。	-	-	-	-	・環境影響評価制度高度化経費		
93	○ 法に基づく環境影響評価手続が終了した事業等について、当該事業に係る進捗状況の把握や現地調査等を通じて、環境保全への適切な配慮がなされているか等についてフォローアップ調査を実施します。（環境省、関係府省）	③	進捗中	・法に基づく環境影響評価手續が終了した事業について、環境保全への適切な配慮がなされているか等について、平成24年7月に実施したフォローアップ調査(全56件)にて、生物多様性がなされていることを確認し、適切な配慮がなされることを確認した。	引き続き、法に基づく環境影響評価手續が終了した事業について、環境保全への適切な配慮がなされているか等について、平成24年7月に実施したフォローアップ調査を実施する。	-	-	4カ所の地方環境事務所でフォローアップ調査が行われた。調査は101件、現地調査は16件行われた。(平成23年度)	-	・地方環境事務所における環境影響評価審査体制強化費		
94	○ 平成24年10月から環境影響評価法の対象となつた風力発電事業における環境影響評価について、生物多様性保全の観点からも配慮されるよう、適切な制度の運用を図ります。（環境省）	③	進捗中	・風力発電事業の円滑な環境アセスメントの実施に向けて、生物多様性保全の観点から配慮されるべき事項を整理している。	引き続き、生物多様性保全の観点から配慮されるよう、適切な制度の運用を図ることを確認した。	-	-	-	-	・環境アセスマント技術調査費		
95	○ 基本的事項はその妥当性について5年程度ごとに点検するに改めました。今後では平成23年度に点検を行い、平成24年4月に修正し、最新の科学的知見や環境影響評価の実施状況などを踏まえて点検を継続し、制度の適切な運用を図っていきます。（環境省）	③	進捗中	・最新の科学的知見や環境影響評価の実施状況などの把握に努めています。今後も環境影響評価の実施状況などを踏まえて、点検を継続し、制度の適切な運用を図ります。	基本的事項はその妥当性について5年程度ごとに点検することとしており、最近では平成23年度に点検を行い、平成24年4月に修正し、最新の科学的知見や環境影響評価の実施状況などを踏まえて点検を継続し、制度の適切な運用を図っています。	-	-	-	-	・環境アセスマント技術調査費		
96	○ 環境影響の予測・評価手法や環境影響評価の回避・低減・代替措置を含む環境保全措置について、技術的手法の科学的知見に基づく検討等、新たな技術動向の整理が必要です。これまで知見が少なかつた要因も含め、各種事業の実施に伴う実際における影響を分析することなどを通じて最終的な検討を行い、技術的・制度的手法向上させていきます。（環境省）	③	進捗中	・生物多様性分野等に関する知見収集と検討を行っており、必要な検討を含め、技術的・制度的手法の向上について検討する。	引き続き、環境影響評価制度における科学的知見や環境影響評価の実施状況などを踏まえて、点検を継続し、制度の適切な運用を図る。	-	-	-	-	・環境アセスマント技術調査費		

施策番号	具体的施策	基本国別 戦略目標	進歩評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・料制等 事項名	数値目標
97 ○ 市民、NGO、事業者、地方公共団体などにに対して、環境影響評価の実施に必要な情報や環境アセスメントなどを用いた提供や技術的支援を継続的に実施します。(環境省)	③	進捗中	・平成10年度よりウェブページにおいて、手続き、環境影響評価の実施に必要な情報のインターネットなどを用いて情報を提供する。平成24年度には約9万件のアクセスがあり、国民、事業者、NGO、地方公共団体等の重要な情報源になっている。また、平成5年度より環境アセスメントに関する研修等を開催し、地方公共団体や業務担当者等を含む幅広い関係者の知見・技術等の向上が図られている。	引き続き、環境影響評価制度高度化経費	-	-	-	-	環境影響評価制度高度化経費	
98 ○ 環境影響評価に係る関係者間の幅広く効果的なコミュニケーションを促進するための手法の検討を行ってきます。(環境省)	③	進捗中	・環境影響評価に係る関係者間の幅広く効果的なコミュニケーションを促進する手法の検討を行ってきます。専門家による意見交換等を行い、課題整理を実施。	整理された課題等を踏まえ、引き続き効果的な手法による意見交換等を行い、専門家による意見交換等を行い、課題整理を実施。	-	-	-	-	環境影響評価制度高度化経費	
99 ○ 国内外における上位計画段階や政策段階における戦略的環境アセスメントの制度策定の状況や運用の実態を踏まえ、わが国への適用を勘案しつつ、整理・検討を行い、制度化に向けた取組を進めます。(環境省)	③	進捗中	・国内外における上位計画段階や政策段階における戦略的環境アセスメントの制度策定の実態を踏まえ、わが国への適用を勘案しつつ、整理・検討を行い、制度化に向けた取組を進めます。	国内外における上位計画段階や政策段階における戦略的環境アセスメントの制度策定の実態を踏まえ、わが国への適用を勘案しつつ、整理・検討を行い、制度化に向けた取組を進めます。	-	-	-	-	環境影響評価制度高度化経費	
100 ○ 環境影響評価法改正に伴つて新たに加わった配慮書手続や報告書手続を含め、適切な環境影響評価を行い、配慮事例の積み重ねを進め、より適切な環境影響評価を実施できるよう努めます。(環境省・関係府省)	③	進捗中	・環境影響評価法改正に伴つて新たに加わった配慮書手続や報告書手続を含め、適切な環境影響評価を行い、配慮事例の積み重ねを進め、より適切な環境影響評価を実施できるよう努めます。	引き続き、実施事例の積み重ねを進め、より適切な環境影響評価を実施できることをめざして、法の運用を完了した。これまでに、法の運用を完了したことにより、環境影響評価法に基づき経済措置案を含め、154件の手続が完了した。	-	-	-	-	環境影響評価制度高度化経費	
2 環境影響の整備に関するその他の主な取組										
101 ○ ダム事業の実施にあたっては、計画段階(二十分)に自然環境調査、環境監査による慎重な検討を行つて、豊かな自然を保全できるよう努力します。(国土交通省)	③ A-1	進捗中	・ダム事業の実施にあたっては、車両家の意見を踏まえ、必要に応じて適切な措置等を実施し、生物の生息、生育環境に与える影響を可能な限り回避・低減できるよう努めています。	引き続き、実施にあたっては、車両家の意見を踏まえ、必要に応じて適切な措置等を実施し、生物の生息、生育環境に与える影響を可能な限り回避・低減できるよう努めています。	-	-	-	-	社会資本整備総合交付金 防災・安全交付金	
102 ○ 道路事業の実施においては、次の点に配慮しつつ、引き続き生息系に配慮する詳細な調査、データの集録等の実施を行つて、豊かな自然を保全できるよう努力します。(国土交通省)	B-1	進捗中	【施策番号226～229に同じ】	【施策番号226～229に同じ】	-	-	-	-	道路事業費 社会資本整備総合交付金 防災・安全交付金	
103 ○ 政府においては、国際協力の案件採択、実施、評価のあらゆる段階で環境社会配慮に留意し、被扶助国に我が国の環境社会配慮重視について理解を求めます。(外務省、財務省、経済産業省、環境省)	④	進捗中	・外務省は、2010年6月「ODAのあり方」に開する検討最終段階において、新JICAの運用実態について確認を行い、関係者の意見を聞きつづけた。また、JICAの環境社会配慮ガイドラインを着実に実施していく旨発表した。施行後10年内にJICAの環境社会配慮ガイドラインを実施する進歩は数値化などの基づき包括的な検討を行う。それらの結果、必要に応じて改定を行う。	新JICAガイドラインの運用実態について確認を行い、関係者の意見を聞きつづけた。また、JICAの環境社会配慮ガイドラインを着実に実施していく旨発表した。施行後10年内にJICAの環境社会配慮ガイドラインを実施する進歩は数値化などの基づき包括的な検討を行う。それらの結果、必要に応じて改定を行う。	-	-	-	-	ODA予算	

施設番号	具体的施策	基本戦略	国別目標	進歩評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・積算等 事項名	数値目標
104	○ 援助実施機関であるJICAにおいて、「JICA環境社会配慮方 程式(平成22年4月交付)を踏まえ、適切な環境社会配慮方 式で、案件形成実施に努めています。(外務省、財務省、経済 産業省、環境省)	(4)	JICAは、新環境社会配慮ガイド ラインに係る有識者委員会を35回 開催し、2010年4月に同ガイドラインを公 布し、同年7月から施行している。同ガイド ライン施行後は、相手国政府から要 請のあつた案件について、要望調査、協 力準備調査、案件審査、採択、実施及 び評議面において新ガイドラインを適用し て環境社会配慮を実施している。本施 策に関する進捗は数値化などの方法 で評価することが想定されていない。	進歩中	JICAは、新環境社会配慮ガイド ラインの検討に係る有識者委員会を35回 開催し、2010年4月に同ガイドラインを公 布し、同年7月から施行している。同ガイド ライン施行後は、相手国政府から要 請のあつた案件について、要望調査、協 力準備調査、案件審査、採択、実施及 び評議面において新ガイドラインを適用し て環境社会配慮を実施している。本施 策に関する進捗は数値化などの方法 で評価することが想定されていない。	・同ガイドラインの運用実績について確 認を行ひ、関係者の意見を聞きつつ年 以内に運用面の見直しを行う。また、施 行1ヶ月以内にレビュー結果に基づき 要に応じて改定を行う。	—	—	—	・ODA予算	
105	○ 重視すべき機能区分に応じた望ましい姿とその誘導の考え方 （説話） 森林・林業基本計画及び全国森林計画において生物多様性保全機能は森林機能の一つとして位置付けられ、適切な森林の整備及び保全を通じて森林の有する多面的機能に貢献しております。 （的確な更新、保全・健全化の指針） 地域や多様な主体との連携による総合的な野矢生態に対する実施などのほか、森林の適切な利用の推進を図るために保全管理を推進しています。	③	A-1 B-2 D-1	進歩中	森林・林業基本計画及び全国森林計 画では、森林の機能と望ましい姿、森林 の有する機能と望ましい姿、森林 の機能とその森林の整備及び保 全の基本方針を明記している。また、そ の機能の一つとして生物多様性保全機 能も位置づけており各機能区分に応じ た森林の整備及び保全を行って、生 物多様性を含む森林の有する多面的機 能の発揮に貢献。	・機能ごとの望ましい森林の姿に向け、 引き続き森林計画制度の運用等を推進	—	—	—	・森林計画推進事業費	
106	○ 期待する機能の差異に向けた姿への 誘導の考え方を明らかにするとともに、森林計画制度などを通じ て森林の整備及び保全を推進します。そのための森林のうち、成 育成單層林では、現況が育成單層林となっている森林のうち、成 長量が比較的優れる部分に位置するもののについて は、木村等生産機能の發揮と期待する育成單層林として維 持、資源の充実を図ります。この場合、水漏潤養等の公益的機 能と木村等生産機能の發揮を同時に期待する森林では、伐採に 伴う裸地化による影響を軽減するため、皆伐面積を縮小・分散させ るほか、間伐や枝伐の実施により高齢化・老朽化せつ確実化が必 要になります。公益的機能の發揮のために継続的な育成管理が必 要となります。他の森林は、立地条件に応じて広葉樹の導入等により計 画混交の育成樹種に誘導します。 なが、希少な生物が生育する森林など層地的に生物多様 性保全機能の発揮が求められる森林においては、天然生林に誘導しま す。	③	A-1 B-2 D-1	進歩中	森林・林業基本計画及び全国森林計 画では、森林の機能と望ましい姿、森林 の有する機能と望ましい姿、森林 の機能とその森林の整備及び保 全の基本方針を明記している。また、そ の機能の一つとして生物多様性保全機 能も位置づけており各機能区分に応じ た森林の整備及び保全を行って、生 物多様性を含む森林の有する多面的機 能の発揮に貢献。	・機能ごとの望ましい森林の姿に向け、 引き続き森林計画制度の運用等を推進	—	—	—	・森林計画推進事業費	

施策番号	具体的施策	基本戦略	国別目標	進歩評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・料制等	事項名	数値目標
107	○ 一定の広がりにおいて様々な生産段階や樹種から構成される森林がセサザイ状態で配置されている状況を指し、立地条件等を踏まえつつ、育成複層林への移行や長伐期化等による多様な森林整備を推進するため、森林所有者が施設を置ける施設や効率的な施設技術の普及を図ります。また、原生的な森林生態系、希少な生物の生息、渓谷などの水辺森林の保全、管理及び連続性の確保、点在する多様な森林生態系の保全、森林における生物多様性の保全と持続可能な利用の調和を図ります。(農林水産省)	③	A-1 B-2 D-1	進歩中	・森林整備事業等により、育成複層林への移行や長伐期化等による多様な森林整備及び保全を行っており、森林の整備及び保全を含む森林の有する多面的機能の発揮に貢献。	-	-	-	-	森林整備事業		
108	○ 路網整備については、自然条件や導入する作業システムに応じて、林道、作業道及び作業路の適切な組合せを適切に組合して路網整備を進めています。(農林水産省)	③	B-2	進歩中	自然条件や導入する作業システムに応じて、林道、森林作業道等を適切に組合して路網整備を進めています。	-	-	-	-	森林整備事業		
109	○ 森林整備計画の策定や施設の整備化による森林情報の収集、境界の確認等に対する支援、間伐実施の基盤となる既存の作業路網文書で簡易な格闘へと転換するための改良活動等に対して支援します。(農林水産省)	③	A-1 B-2 D-1	進歩中	+12年5月より、森林整備地域活動支援交付金において、林業事業体等による森林整備活動支援交付金を通過した施設への支援を進めます。また、原生的な森林生態系、希少な生物の生息、渓谷など水辺森林の保全、管理及び連続性の確保、点在する多様な森林生態系の保全、森林における生物多様性の保全と持続可能な利用の調和を図ります。	-	-	-	-	森林整備地域活動支援交付金		
110	○ 国民の安全・安心を確保するため、森林所有者などが自労都道府県が、森林総合実施計画による施設等の集約化や簡便な対象的な施設を促進します。これによっても適切かつ適正な整備が進み難い森林のうち、公益的機能の発揮に対する要請が高くなる場合には、治山事業などによつて必要な整備を推進交換化などを行うことと、その後、立地条件を踏まえて針葉交換化などを推進します。(農林水産省)	③	B-2 D-1	進歩中	森林整備事業により、広葉樹林化、長伐期化による多様な森林づくりが進み、森林整備に対する多様な森林整備が進むとともに、治山事業による多様な森林を推進することで、生物多様性の保護を含む森林の有する多面的機能の發揮に貢献。	-	-	-	-	森林整備事業		
111	○ 植栽が行われないや播種地については、その新たに生産を仰ぐ造林命令の適切な運用等の対策を推進します。(農林水産省)	③	B-2	進歩中	・森林法に基づく伐採及び伐採後の造林の届出制度の適正な運用を行つた結果、無届伐採の防除や伐採後の適確一部を改正する法律(法律第20号)において、無届による伐採に対する伐採の命令が発せられる仕組みを新たに措置。これにより、適切な森林の整備、保全を行うことで生物多様性を含む森林の有する多面的機能の發揮に貢献。	-	-	-	-	森林事業費		
112	○ 森林・林業の再生に向けた適切で効率的な森林の整備及び保全、木材利用の拡大に向けた研究及び技術開発を引き続き推進します。(農林水産省)	②	B-2 ⑤	進歩中	・コスト再造林の低コスト化のため、育林コストドミレータとGISを利用して再造林適地を特定するシステムを組み合わせ、植林初期に適用するコスト再造林支援システムを構築し、伐採から植栽までの連続して行う一貫作業システム「リード・植林」と初期保育にかかる経費を從来の2/3まで削減した。	-	-	-	-	独立行政法人森林総合研究所研究・育種助成運営費交付金		
113	○ 研究・技術開発の成果の移転を行い、地域が一体となって森林の整備及び保全や林業生産活動を促進するため、森林に向けた多様な指導林業者等による指導林業者や施設の集約化に取り組む林業事業体を対象とした重点的・効率的につきましては、林業者及び指導事業を通じて効率的かつ効果的に推進します。(農林水産省)	③		進歩中	森林所有者等に対し林業に関する技術及び知識を普及するとともに、森林施設の改善、林業経営の合理化、森林の整備等を促進するなどにより、生物多様性の保全を含む森林の有する多面的な機能の發揮を推進した。	-	-	-	-	森林環境保全総合対策事業		
114	○ 植栽地の自然条件に適した優良種苗の確保を図るため、採取源の確保、苗木の生産技術の向上などの生産対策及び流通対策を実施します。(農林水産省)	③	B-2 D-1	進歩中	・採取原の確保や苗木生産技術の向上などの生産対策及び流通対策を推進。特別母樹林保存損失補償金	-	-	-	-	森林環境保全総合対策事業		

施策番号	具体的施策	基本戦略	国別目標	進歩評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・料制等	事項名	数値目標
119	○ 流域を単位として民有林と国有林の連携を図りつつ多様な課題やニーズに対応するため、関係者間の意会議や上下流の連携を強化に向けた取組を推進します。また、民有林と国有林で一体的な森林整備を進めるとともに、計画的路線を推進します。(農林水産省)	③		進捗中	・地域における森林が有する多面的機能の持続的発揮を図るために、民有林と国有林との連携による森林整備を行う森林共同施業団地の設立を推進した。	引き続き、民有林と国有林との連携を図り、森林共同施業団地の設立を推進する。	森林共同施業団地の設立数:75ヶ所(平成23年4月)	—	森林共同施業団地の設立数:124ヶ所(平成25年4月)	森林整備・保全費	森林整備・保全費	
120	○ 森林所有者又は森林の經營の委託を受けた者による適切な森林経営を推進するとともに、私有林、公有林、国有林の各主体間の連携を図り、地域ごとに効率的な森林経営を推進します。(農林水産省)	②	A-1	進捗中	・平成23年4月に公布された森林法の一部を改正する法律(法律第20号)において、森林の多面的機能の十分な発揮に資する持続的な森林経営を確立するため、森林所有者又は森林の経営の委託を受けた者が単独または共同で適正な森林施業及び森林経営計画制度を創設。 ・また、民有林と国有林との連携による森林整備を行なう森林共同施業団地の設立を推進した。 ・これにより、適切な森林の整備・保全を行うことで生物多様性を含む森林の有する多面的機能の發揮に貢献。	森林経営計画制度を推進する。 ・森林共同施業団地の設立を推進する。 ・森林所有者又は森林の経営の委託を受けた者が単独または共同で適正な森林施業及び森林経営計画制度を創設。 ・また、民有林と国有林との連携による森林整備を行なう森林共同施業団地の設立を推進した。 ・これにより、適切な森林の整備・保全を行うことで生物多様性を含む森林の有する多面的機能の発揮に貢献。	—	—	森林経営計画制度が施行(平成24年度から)	—	森林経営計画認定事業委託料	森林整備・保全費
3	3 「美しい森林づくり推進国民運動」の促進										森林施業プランナー実践力向上対策事業	
121	○ 森林施業のコスト等を明示する提案型施業の普及・定着、施業契約化に必要な合意形成を図る取組等を推進します。(農林水産省、関係府省)	②	A-1	進捗中	・森林経営計画作成の中核を担う森林施業プランナーの育成を推進する。 ・H23年以降、森林整備地域活動支援交付金において、林業事業体等による森林施業の集約化、境界の確認等の諸活動に対する重点的に支援を実施。	引き続き、森林施業プランナーの育成を推進する。 ・H23年以降、森林整備地域活動支援交付金において、林業事業体等による森林施業の集約化、境界の確認等の諸活動に対する重点的に支援を実施。	—	—	—	—	森林施業プランナー実践力向上対策事業	
122	○ 住宅分野、エネルギー分野、公共工事などでの木材利用の推進、消費者ニーズの変化による新たな製品・技術の開発、消費者重視の新規市場の形成と木材、木の良さの普及などの取組を推進します。(農林水産省、関係府省)	③		進捗中	・公共建築物等の各分野における木材利用の拡大を図る中、森林・林業基本計画[]に沿って木材の利用拡大や図ら れる生物多様性を含めた森林の多面的機能の発揮に注力。 ・地材を活用した住宅等についてポイントを付与する木材利用ポイント事業を実施。 ・木質バイオマスの利用拡大に向けた支援体制の構築や技術開発等に対応。 ・木材を活用した製品開発、技術基盤の構築、新規事業者への支援。	最後造林した人工林が木格的な利用基盤を迎える中、森林・林業基本計画[]に沿って木材の利用拡大や図ら れる生物多様性を含めた森林の多面的機能の発揮に注力。 ・地材を活用した住宅等についてポイントを付与する木材利用ポイント事業を実施。 ・木質バイオマスの利用拡大に向けた支 援体制の構築や技術開発等に対応。	—	—	—	—	地域材供給増産事業	
123	○ U-Jターン者を中心とした森林整備・保全に意欲を有する者に対する研修などを推進することによって、将来にわたって地域の森林整備・保全の担い手の確保・育成を図ります。また、今後増加する高齢者などのふるさと回帰に向けた取組と連携して森林整備・保全への取り組みを進めます。さらに、森林整備・保全の推進・指導・森林資源の活用等を進めます。(農林水産省、関係府省)	②	B-2	進捗中	・森林施業を通じて施業集約化等を行なう森林施業プランナーの育成を推進する。 ・森林施業を通じて新規創業者の確保・育成、キヤリアイアップを推進する。	引き続き、森林施業プランナーの育成を推進する。 ・森林施業を通じて新規創業者の確保・育成、キヤリアイアップを推進する。	—	—	—	—	森林施業プランナー実践力向上対策事業	
124	○ 優れた自然文化、伝統などの山村特有の資源を保全するとともに、山村の主要な資源である森林を活かした新たな産業の創出などの取組を推進するなどし、山村の活性化への取り組みを推進することによって、山村地域の活性化を図ります。また、山村の就業機会の増大、里山林など山村固有の未利用資源の活用及び都市と山村との交流等を通じた山村への定住の促進などを推進することによって、山村地域の活性化を図ります。(農林水産省、関係府省)	②		進捗中	・里山林など山村固有の未利用資源を活用して山村地城の活性化への取り組みを進めていく。 ・里山林の活性化を図るため、里山林資源を活用した山村地城の活性化への取り組みを進めいく。 ・立派な里山林の再生を支援し、自立的・継続的に実施できる実践マニュアルを検討・作成し、全国への普及を進めいく。	引き続き、里山林資源を活用して山村地城の活性化への取り組みを進めていく。 ・里山林の活性化を図るため、里山林資源を活用した山村地城の活性化への取り組みを進めいく。 ・立派な里山林の再生を支援し、自立的・継続的に実施できる実践マニュアルを検討・作成し、全国への普及を進めいく。	—	—	—	—	森林・山村多面的機能発揮対策 森林総合利用推進事業 森林資源総合利用指針策定事業 (ほか)	

施設番号	具体的な施設	課題と今後の方針			達成目標	当初値	点検値	予算・税制等 事項名	数値 目標
		基本 国別 目標	国別 基準	施策の取組状況と成果					
125	O 特に公益目的機能の發揮を要請される森林については、保安林としての指定を計画的に推進します。また、保安林の機能の十分な保全を図るために、衛星デジタル画像などを活用し、保安林の現況や規制する体制を整備することにより、保安林の適切な管理を一層推進します。(農林水産省)	③ D-1	進歩中	・保安林の計画的な指定を推進し、森林の適切な保全・管理を行つことで、森林の保全する多面的機能の発揮による貢献を森林につけて計画的な保安林の指定を実施するとともに、保安林の現況や規制で保安林の適切な管理を一層推進す	保安林面積:1,281万ha (平成35年末)	保安林面積:1,202万ha (平成23年度末)	保安林面積:1,209万ha (平成24年度末)	・保安林整備事業委託費等	3
126	O 臨雨・地震・火災噴火・地すべり・流水などによる地盤災害を防止し、これにより被害を最小限に抑えます。また、治山施設の設置や水源地や蓄水池などの保全を図るために、ダム上流の重要な水源地や蓄水池等の水質汚染による治山事業の実施により、森林を適切に保全します。(農林水産省)	③ B-2	進歩中	・山崩れ、地すべり、土石流等による被害の防止・警戒を図るために、治山施設の整備や水土保持工事の実施により、森林を適切に保全を推進。	引き続き、治山事業により森林の適切な保全を推進。	—	—	・治山事業費	
127	O 松林虫害拡大の先端地域における主防除策の重点化や保安林伐採などの重点化、地域の防除活動との連携協力及びナラはれ被害の推進など、森林病害虫防除対策を一層推進します。また、森林病害虫に対する低抗性を有する品種の開発及び低抗性を有する種苗の普及を促進します。(農林水産省)	③	進歩中	・森林病害虫防除対策の推進、林野火炎の予防による森林の保全、マツノサイエンチュウバ抵抗性品種の開発及び低抗性を有する種苗の普及を推進した。	引き続き森林病害虫等防除事業を推進する。	—	—	・森林病害虫等被害対策事業 ・森林・林業再生基盤づくり交付金 ・マツノサイエンチュウバ抵抗性品種開発技術高度化事業	
5	鳥獣による森林被害対策の推進								
128	O 鳥獣による森林被害について、は、防護柵、食害防除チェック、忌避剤などの被害防除技術の開発・普及、防除技術者の養成、監視・防除体制の整備などを促進します。(農林水産省)	②	進歩中	・鳥獣の生息状況及び森林被害状況等の調査や被害防止アーバン巻き等による個体数の調査が実施され、新たな防除活動への支援や、地域関係者と連携した鳥獣被害対策の実施により、人間と鳥獣が共存できる地域づくりを推進した。	引き続き、関係省庁や多様な主体と連携しながら、総合的な野生鳥獣対策を推進する。	—	—	・森林・林業再生基盤づくり交付金 ・森林環境保全総合対策事業 ・森林・山村多面的機能効率対策 ・森林・整備保全費	
129	O 關係府省による鳥獣保護管理施設との一層の連携を図りつつ、鳥獣による被害及びその生息状況を踏まえた広域的かつ効果的な被害対策に取り組むとともに、鳥獣の生息環境にも配慮し、広葉樹林の育成などを推進します。(農林水産省)	②	進歩中	・鳥獣の生息状況及び森林被害状況等の調査や被害防止アーバン巻き等による個体数の調査が実施され、新たな防除活動への支援や、地域関係者と連携した鳥獣被害対策の実施により、人間と鳥獣が共存できる地域づくりを推進した。	引き続き、多様な主体と連携しながら、総合的な野生鳥獣対策を全国的に推進する。	—	—	・森林・林業再生基盤づくり交付金 ・森林環境保全総合対策事業 ・森林・山村多面的機能効率対策 ・森林・整備保全費	
130	O 住民と鳥獣の棲み分け、共生を可能とする地域づくりを取り組むため、地方公団団体、NPOなどと連携し、奥地国有林における野生鳥獣の生息状況・被害状況の調査・生息環境の整備と鳥獣の個体数管理などの総合的な対策を進めます。(農林水産省)	② B-1	進歩中	・国有林野鳥や学識経験者、NPO等との連携体制を構築し、モニタリング調査を通じて野生鳥獣の生息状況等の把握を行いつつ、個体数管理、被害箇所の回復措置、森林の保全等の総合的な対策を推進した。	引き続き、多様な主体と連携しながら、総合的な野生鳥獣対策を全国的に推進する。	—	—	・森林整備・保全費	
6	木材の育成、都市と山村の交流・定住の促進								
131	O 森林・林業に必要な人材の育成に向けて、地域の森林・林業を牽引するフォレスター、森林経営計画作成の中核を担う森林施業ブランナー、間伐や路線整備等を濫切りに行なう現場技術者の戦略的・体系的な育成に取り組みます。(農林水産省)	② B-2 ③ D-2	進歩中	・森林施業ブランナー実践力向上対策事業」を通じて施業実績化等を行う森林施業ブランナーを育成している。 「森林の雇用事業を通して間伐等を効率的に実行する現場技術者の育成を推進する。 ・引き続き、森林施業ブランナーの認定人數(平成22年)2,330人・平成24年2,100人・平成27年2,436人(平成24年)の育成人數、現場管理責任者等の3段階管理責任者等の育成人數(平成32年度)5,000人の育成人數を推進する。	平成25年度から森林総合監理士(フォレスター)認定人數(平成2000～3,000人)を3,000人へ増加する。 ・引き続き、森林施業ブランナーの認定人數(平成22年)2,330人・平成24年2,100人・平成27年2,436人(平成24年)の育成人數、現場管理責任者等の3段階管理責任者等の育成人數(平成32年度)5,000人の育成人數を推進する。	①フォレスター認定人數(平成25年度認定開始予定)10人、②森林施業ブランナーの認定人數(平成22年)2,330人・平成24年2,100人・平成27年2,436人(平成24年)の育成人數、③現場管理責任者等の育成人數(平成32年度)5,000人の育成人數を推進する。	①平成25年度日本型フォレスター育成・認定事業 ②森林施業ブランナー実践力向上対策事業 ③「緑の雇用」現場技能者育成対策事業	9 10 11	
132	O 基幹産業である林業と木本産業の振興、木質バイオマスなどを利用資源を活用した産業の育成、山村や林家の世帯重な取扱い機会のある育成に取り組みます。(農林水産省)	②	進歩中	・里山林資源を活用した山村地域の活性化への取組等を推進していくほか、新規・軽証明制度にて開拓するため、森林整備や木質バイオマス利用によるクリーン化を推進している。	・今後も継続して取組を進めていく。	—	—	・森林資源総合利用指針策定事業 ・ほか	
133	O 都市と山村の交流等を通じた山村への定住を促進するため、山村と山村、山村と都市との連携を深めます。(農林水産省)	②	進歩中	・山村の地域住民がNPO等と連携して、山村の資源を通じて、山村住民同士あるいは山村と都市との連携の強化を図っている。	・今後も継続して取組を進めていく。	—	—	・森林・山村多面的機能効率対策	

施設番号	具体的施策	基本目標	進捗評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・税制等 事項名	数値目標
134	○ 山村を活性化し、森林資源を適切に維持・管理するため、CSR活動の一環としての森林整備、森林環境教育、山村での体験活動、健康増進や自然とのふれあいなどの都市住民等のニーズと、地域ごとに異なる森林資源を適合させ、山村と都市の交流活動の円滑化を推進します。(農林水産省)	(2)	進歩中	・地域住民がNPO等と連携して実施する、地域の森林保全・管理等の取組に対し国が支援を行っている。	・今後も継続して取組を進めていく。	—	—	—	・森林・山村多面的機能発揮対策	
7	施業現場における生物多様性への配慮								・森林計画推進事業費	
135	○ 森林の有する多面的機能の持続的発揮を確保していくため、森林認証の取得などを図るとともに、森林認証の取扱など現地での取組事例を紹介し、森林事業の実施に際しての生物多様性保全への配慮を推進します。(農林水産省)	(3)	B-2 進歩中	・森林・林業基本計画及び全国森林計画において、森林の有する生物多様性保全機能や当該機能の發揮に資する森林に誘導する森林施設について配慮事項を記述。 ・当該計画に基づき、適切な森林の整備・保全を行うことで生物多様性保全に寄む森林の有する多面的機能の發揮に貢献。	・適正な森林計画制度の運用を推進。	—	—	—		
136	○ 国有林野においては、保護林や緑の回廊に設定されていない国有林移動経路や種子の供給源等として、その連続性を確保し野生生物の維持することとし、人工林は積極的に広葉樹の導入などを図ります。(農林水産省)	(3)	C-1 進歩中	【施策番号55に同じ】	【施策番号55に同じ】	—	—	—	【施策番号55に同じ】	
8	国民参加の森づくりと森林の多様な利用の促進									
137	○ 国有林野においては、企業が社会貢献活動の一環として森林づくりを行なう法人の森の設定、自ら森林づくりを行なうといふ国民の要望に応えるためファームを提供するふれあいの森の設定、地域の歴史的建造物や伝統文化の継承に貢献するための森の開拓・整備や、森林の文化を支える森づくりなどを推進します。(農林水産省)	(1)	進歩中	・平成24年度末時点で「法人の森林」490箇所、「ふれあいの森」140箇所、「木の文化を支える森」の設定等の文化を支える森の普及による森の活性化が実現された。 ・企業や地政生産、民間団体等の森林づくりへの参画を促進した。また、森林づくり活動により、生物多様性の保全を推進した。	・引き続き、「法人の森林」、「木の文化を支える森」の設定等の文化を支える森の活性化を推進する。	—	—	—	・法人の森林新規設定3箇所(平成24年度末) ・法人の森林の設定実績450箇所(平成24年度末) ・ふれあいの森の協定実績140箇所(平成24年度末) ・木の文化を支える森の協定実績25箇所(平成24年度末)	・法人の森林新規設定3箇所(平成23年度末) ・法人の森林の設定実績195箇所(平成23年度末) ・ふれあいの森の協定実績140箇所(平成22年度末) ・木の文化を支える森の協定実績25箇所(平成22年度末)
9	森林環境教育・森林とのふれあいなどの充実								・日本の森林づくり・木づかい国民運動総合対策事業	
138	○ 全国植树祭の開催、NPO等の森づくり活動への支援などにより、次代を担う子供たちをはじめ、幅広い国民に対し、森林・森林づくりに対する理解の醸成を図ります。(農林水産省)	(1)	進歩中	・全国植树祭、全国育樹祭、みどりの感謝祭等の開催を支援。 ・現在の取組を継続して進めていく。	—	—	—	・森林・山村多面的機能発揮対策		
139	○ 森林環境教育を推進するために必要な人材の育成及び人材のネットワーク化を推進します。(農林水産省)	(1)	進歩中	・地域の森林における森林環境教育の取組への支援を通じて人材の育成を図っている。	・これまで全国22地域に於ける森林環境教育の実施を進めていく。	—	—	—		
140	○ 国有林野においては、学校が行なう体験活動のためのフィールドを提供する、遊々の森の設定や、森林管理局・署による森林・林業体験活動、情報提供や技術指導などを推進します。(農林水産省)	(1)	A-1 進歩中	・これまで全国22地域でフィールドの整備及び学習・体験プログラムの作成等を実施するに、平成24年度末時点では「遊々の森」72箇所、「ふれあいの森」の設定等を推進する。 ・上記により、森林・林業体験活動や森林づくり活動への参画を促進した。また、森林づくり活動により生物多様性の保全を推進した。	・引き続き、森林・林業体験交流促進対策を進めるとともに、平成24年度末時点では「遊々の森」72箇所、「ふれあいの森」の設定等を推進する。 ・上記により、森林・林業体験活動や森林づくり活動への参画を促進した。また、森林づくり活動により生物多様性の保全を推進した。	—	—	・全国18地域において、フィールドの整備及び学習・体験プログラムの作成等を実施。 ・遊々の森の協定実績172箇所(平成24年度末) ・教育関係機関等との連携による森林環境教育参加者数12万人(平成24年度実績)、「ふれあいの森」の協定実績140箇所(平成24年度末) ・『学校林・遙々の森』全国子どもサミットを開催	・これまで全国22地域に於いて、フィールドの整備及び学習・体験プログラムの作成等を実施。 ・遊々の森の協定実績172箇所(平成24年度末) ・教育関係機関等との連携による森林環境教育参加者数13万人(平成24年度実績)、「ふれあいの森」の協定実績140箇所(平成24年度末) ・『学校林・遙々の森』全国子どもサミットを開催	
141	○ 森林の有する多面的機能や森林の現況などに関する情報を、各種メディアを通して広くPRし、国民の森林及び林業に対する理解と関心を深めます。(農林水産省)	(1)	進歩中	・「ワナレストサポートーズ」のメールマガジンの配信。 ・国有林野における生物多様性保全の取組等についてイベント等の機会を通じてPRを実施。	・引き続き国民の森林及び林業に対する理解と関心を深める。	—	—	—	・日本の森林づくり・木づかい国民運動総合対策事業	

施策番号	具体的施策	基本目標	進歩評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・料制等 事項名	数値目標
10 國產材の利用拡大を基軸とした林業・木材産業の発展										
142 ○ 製材・加工体制の大規模化などを推進するとともに、消費者ニーズに対応した製品開発や供給・販売戦略の強化を推進します。(農林水産省)	②	進捗中	・木材加工流通施設等の整備や地域材需求者のニーズに応じた技術開発及び活用した製品開発、技術開発等に支援を行った。	木質ハイオマスを利用量(間伐材等由来)：55.5万m ³ (平成24年)	木質ハイオマスを利用量(間伐材等由来)：600万m ³ (平成22年)	木質ハイオマス利用量(間伐材等由来)：83.5万m ³ (平成24年)	—	—	地域材供給倍増事業・森林・林業再生基盤づくり交付金	木質ハイオマス産業化促進事業
143 ○ 企業・生活者などのターゲットに応じた戰略的な蓄積や木質ハイオマスの総合的な利用などを推進します。(農林水産省)	③	進捗中	平成25年3月末までに、324の企業・団体が「木づかい運動」を象徴するロゴマークを取得。木質ハイオマスの利用拡大に向けた支援体制の構築や技術開発等に対応する。	木質ハイオマス利用量(間伐材等由来)：55.5万m ³ (平成22年)	木質ハイオマス利用量(間伐材等由来)：600万m ³ (平成22年)	木質ハイオマス利用量(間伐材等由来)：83.5万m ³ (平成24年)	—	—	地域材供給倍増事業・森林・林業再生基盤づくり交付金	木質ハイオマス産業化促進事業
144 ○ 流域を単位として民有林と国有林の連携を図りつ多样な課題やニーズに応応するため、関係者間の合意形成や上下流の連携強化に向けた取組を推進します。国有林と国有林で一体的な森林整備を進めため、計画的な路線の整備や間伐等の森林施設を行う森林共同施設団地の設定等を推進します。(農林水産省)	③	進捗中	【施策番号119に同じ】	—	【施策番号119に同じ】	【施策番号119に同じ】	—	【施策番号119に同じ】	【施策番号119に同じ】	【施策番号119に同じ】
11 保護林や県の回廊をはじめとする国有林野の管理経営の推進										
145 ○ 奥地盤梁山脈や水源地域を中心全国各地に広く存在する国有林野において、多面的機能が十分に發揮されるよう、計画的かつ効率的な間伐の実施、伐採林床の長期化・伐採林床の早期化・人工林における天然力を利用した広葉樹の導入・栽培の抜き取りを行い、金広・混交林へ誘導、自然の進移にゆだねるものなど、地域管理監査等に基づいて多様な森林の整備・保全を推進します。(農林水産省)	③	進捗中	・国有林野の多面的機能が十分に發揮されるよう、人工林の間伐や針広混交林等に基づいて多様な森林の整備・保全を推進した。	—	—	—	—	—	・森林整備事業費	—
146 ○ 国有林野は国土保全・水源から人畜などを守るために重要な役割を果たす重要な位置にあります。国有林野における保全管理のため間伐等を実施した。(農林水産省)	③	進捗中	・国有林野面積の約9割を保安林に指定し、適切な保全管理のため間伐等を実施した。	—	—	—	—	—	・森林整備・保全費	—
147 ○ 「森林整備保全事業計画」に基づき、国土の保全・水源の涵養能の確保が特に必要な保安林などにおいて、治山施設の設置や機能の低下した森林の整備などを治山事業により推進します。(農林水産省)	③	進捗中	・国土の保全・水源のからん養等の機能が特許が必要な保安林などにおいて書防止機能等を実施することを実施した。・国有林野内治山事業の実施箇所1,274箇所(平成24年度実績)	—	—	—	—	—	・森林整備事業費	—
148 ○ 地元住民からなる地域協議会・自然保護団体・林野庁が協定を結び、生物多様性の復元と持続可能な地域社会づくりを目指す「赤谷あかべプロジェクト」や、日本最大級の原生的な照葉樹林を敵正に保護する「二ヶ領人工林」や人工林をもとの照葉樹林に復元する「二ヶ領プロジェクト」、台風による倒木被害森林の再生工行引野幌森林再生プロジェクトを行なう四方十ヶ所の森林再生多様な森林整備を行なう四方十ヶ所の森林再生多様な森林再生地の森林再生や自然環境保全や自然再生のため地元住民や自然保護団体などと協働したモデルプロジェクトを推進します。(農林水産省)	③	B-1	・国有林野をフィールドとして、地域における多様な主体の連携による森林の整備・保全活動として、全国42箇所のモデルプロジェクトを実施した。	—	—	—	—	—	・森林整備・保全費	—
149 ○ 保護林においては、設定後の状況的旗に把握し、現状に応じた保全管理を推進するため、全国の保護林においてモニタリング調査を実施します。さらに、保全・管理の一環として、保護对象種の保護生態・生育地の維持・保全のため、その特性に応じて、補植の回復やニホンジカなどによる食害を防ぐための保護柵の設置などを実施します。(農林水産省)	③	C-1	進捗中	【施策番号51に同じ】	—	—	—	—	【施策番号51に同じ】	—
150 ○ 京都東山の国有林野において、地域の景観として求められるアカマツ林を主体とした木分として残存する樹木の伐採やアカマツの天然更新を促す伐採作業を実施しました。(農林水産省)	③	進捗中	・京都東山の国有林野において、地域の景観として求められるアカマツを主体とした木分として残存する樹木の伐採やアカマツの天然更新を促す伐採作業を実施しました。	—	—	—	—	—	・森林整備・保全費	—

施策番号	具体的施策	基本戦略	国別目標	進歩評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・料制等 事項名	森林整備・保全費 目標	数値
157 ○ 世界自然遺産や日本百名山のように入り込み者が集中し、檍生の荒廃などに悩む国林野保全課員が、国民から募集して、森林資源の低下を抑制・予防するための巡回やマナー啓発活動などを効果的で継続的で細やかな保全管理を行います。(農林水産省)	③ 進捗中	・世界自然遺産や日本百名山のように、檍生の荒廃などが集中して、櫻の花などに悩む国林野保全課員が、国民から募集したグリーン・サポート・スタッフ(森林情報員)が、人為による檍生荒廃、森林機能の低下を抑制・予防するための巡回やマナー啓発活動などを効果的で継続的で細やかな保全管理を行った。	・引き続き、「森林情報員」の啓発活動などを実施する。	-	-	-	-	-	-	森林整備・保全費	目標	
158 ○ 世界自然遺産に登録された森林を適切に保全管理するために入山者から、立木の燃焼や伐採などの異常を発見した場合の情報を携帯電話で提供いただく「森林情報ネット」を設置し、国民各層と連携し国有林野の適切な管理を一層推進します。(農林水産省)	③ 進捗中	・白神山地、屋久島及び他の森林情報ネットを設置し、國民と連携して国有林野の適切な管理を推進します。	より一層の国民各層への浸透が必要である。	-	-	-	-	-	-	森林整備・保全費	目標	
159 ○ 木本などの林産物について、は、公益の機能の維持・増進を旨とする管経営を進めることを基本として、自然環境の保全などに十分な配慮を。(農林水産省)	② 進捗中	・林産物の持続的・計画的な供給を実施。	引き続き、自然環境の保全に配慮した、林産物の持続的・計画的な供給を実施する。	-	-	-	-	-	-	林産物の持続的・計画的な供給を実施する。	目標	
160 ○ 国有林では、自ら行う治山事業などの森林土木工事における木材利用を推進した。森林土木工事における木材利用を推進した。森林土木工事における木材利用が証明された木材利用量56千m ³ (平成24年度実績)	① 進捗中	・森林土木工事における木材利用を推進した。森林土木工事における木材利用が証明された木材利用量56千m ³ (平成24年度実績)	引き続き、森林土木工事における木材利用が証明された木材利用性・持続可能性が証明された木材利用、斤金や内装の木造化・木質化を推進する。	公井土木工事における木材利用量1億円当たるの木材使用量:16.9m ³ 、3億円(平成22年度)~平成16~18年度平均の約1.5倍)	公井土木工事における木材利用量1億円当たるの木材使用量:13.9m ³ 、3億円(平成24年)(平成16~18年度平均の約1.8倍)	公井土木工事における木材利用量1億円当たるの木材使用量:16.9m ³ 、3億円(平成22年度)~平成16~18年度平均の約1.5倍)	-	-	-	工事費1億円当たるの木材使用量:16.9m ³ 、3億円(平成24年)(平成16~18年度平均の約1.8倍)	目標	
161 ○ 自ら森林づくりを行いたいという国民の要望に応えるため、国林野を森林づくりのフィールドとして提供する「ふれあいの森」の設定を推進します。(農林水産省)	① 進捗中	・平成24年度末時点で、新規設定の5箇所を含む「ふれあいの森」40箇所が設定されており、森林づくり活動への参画を促進した。また、森林づくり活動により生物多様性の保全を推進した。	引き続き、「ふれあいの森」の設定を推進する。	-	-	-	-	-	-	「ふれあいの森」の設定実績137箇所(平成22年度末)	目標	
162 ○ 分収林制度を利用して、企業が社会に貢献するとともに、併せて合法性・持続可能性が証明された木材・木材製品の使用を推進します。(農林水産省)	① 進捗中	・平成24年度末時点で法人の森林490箇所で、企業や団体等の森林づくりへの参画を促進した。	引き続き、「法人の森林」の設定を推進する。	-	-	-	-	-	-	「法人の森林」新規設定3箇所(平成22年度末)	目標	
163 ○ 歴史的に重要な木造建築物や、伝統工芸などの次代に引き継ぐべき木の文化を守るために、森林づくりを推進します。(農林水産省)	① A-1 進捗中	・平成24年度末時点で、新規設定3箇所を含む「木の文化を支える森」25箇所が設定されており、森林づくり活動への参画を促進した。また、森林づくり活動により生物多様性の保全を推進した。	引き続き「木の文化を支える森」の設定等を推進する。	-	-	-	-	-	-	「木の文化を支える森」の協定実績22箇所(平成24年度末)	目標	
164 ○ 学校と森林管理署とが協定を結び、さまざまな自然体験や自然学習を進めましたく「遊々の森」の設定を推進します。(農林水産省)	① A-1 進捗中	・これまで全国22地域でフレームの整備及び学習プログラムの作成を実施するなどして、平成24年度末時点において、森林づくり活動への参画を促進した。	引き続き、森林・林業体験交流促進対策を進めるとともに、「遊々の森」の設定等を推進する。	-	-	-	-	-	-	全国18地域において、「遊々の森」の協定実績173箇所(平成22年度末)	目標	
165 ○ 「シクリエーションの森」においては、これからも利用者ニーズに即した魅力あるフィールドとして活用いために、リフレッシュ対策を進めています。(農林水産省)	① A-1 進捗中	・平成24年度中に19箇所でシクリエーションの森の区域変更を行うとともに、適切な施設整備を行つばかり、利用者ニーズに即したリフレッシュ対策を推進したことにより、自然体験や自然学習への参画を促進した。また、森林づくり活動により生物多様性の保全を推進した。	引き続き利用者ニーズに対応したリフレッシュ対策を推進する。	-	-	-	-	-	-	利用者ニーズに即したリフレッシュ対策を推進する。	目標	
166 ○ 「森林環境保全ふれあいセンター」において、森林環境教育に取り組む教員や、自然再生や生物多様性の保全に取り組む市町村の活動への支援を推進します。(農林水産省)	① ③ 進捗中	【施策番号86に同じ】	【施策番号86に同じ】	-	-	-	-	-	-	【施策番号86に同じ】	目標	

施設番号	具体的施策	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・設備等 事項名	数値目標
167	○ 国有林野において、生物多様性の保全などより一層国民の求める管理経営掌にあつては、これまでの取組や実績、現状を評価した結果や、その他参考となる数値等の情報を積極的に提示していくことにより、計画案を広く公表し、国民の意見を聞くなど、双方の情報収集による対話型の取組を進めることによる効果を定量的に評価する。また、国有林野における生物多様性の保全と持続可能な利用の取組を定量的に評価する。 ○ 国有林野の管理経営に関する基本計画を定める際には、森林における生物の多様性の保全等、国有林事業及び国有林に係る特徴などを勘案しつつ、森林の整備・保全などを推進します。(農林水産省)	進歩中・国有林野の管理経営の指針や主要事項を定めた地域管理計画等の策定や、その他の参考となる数値等の情報を積極的に提示していくことにより、計画案を広く公表し、国民の意見を聞くなど、双方の情報収集による対話型の取組を進めることによる効果を定量的に評価する。 ○ 国有林野の管理経営に関する基本計画を定める際には、森林における生物の多様性の保全等、国有林事業及び国有林に係る特徴などを勘案しつつ、森林の整備・保全などを推進します。(農林水産省)	引き続き、開かれた「国民の森林」としての管理経営や、国有林の運営を一層推進するとともに、生物多様性の保全と持続可能な利用の推進の観点から、取組を定量的に評価する仕組みの検討を実施する。 ○ 国有林野の管理経営に関する基本計画において、生物多様性の保全等、国有林事業及び国有林に係る特徴などを勘案しつつ、森林の整備・保全などを推進することとしている。	—	—	—	・森林整備・保全費	—
168	○ 流域を単位として民有林と国有林の連携を図りつつ多様な課題ニーズに対応するため、関係者間の合意形成や上下流の連携化に向けて取組を推進します。 ○ 森林の整備や間伐等の森林施設業を行う森林共同施設団地の設定等を推進します。(農林水産省)	進歩中【施策番号119に同じ】	【施策番号119に同じ】	—	—	【施策番号119に同じ】	【施策番号119に同じ】	【施策番号119に同じ】
169	○ 全国約15700点の富生物トロットについて、地図、植生、枯損木、鳥獣の生息状況、病害虫害などに係る調査を実施しまして、成長度測定や天然更新等の樹木の生態特性に係る知見の収集・分析といった地域森林計画の適切かつ円滑な作成を行ってきました。目的とした、モニタリング調査を推進します。 ○ 森林生態系多様性基礎調査(森林資源モニタリング調査含む)の全国巡回監査に係り、FAOの「基準・指標」に対する結果を評価するため、モニタリング調査を実施します。わが国及び世界における持続可能な森林経営の促進を図ります。(農林水産省)	進歩中・平成25年度から4巡目の調査を終了する予定。	引き続き調査を実施するとともに、調査結果についての解説を通じて、森林資源の把握に努める。	—	平成21年度より、全国3巡目の調査を実施	平成25年度で全国3巡目の調査を終了する予定。	・森林生態系多様性基礎調査事業	—
170	○ 森林資源のモニタリングの推進	③ B-2 進歩中・平成25年度で全国3巡目の調査を終了する予定。また平成26年度から4巡目の調査を開始する予定。	—	—	—	—	・森林生態系多様性基礎調査事業	—
171	○ 森林生態系多様性基礎調査(森林資源モニタリング調査含む)の全国巡回監査に係り、FAOの「基準・指標」に対する結果を評価するため、モニタリング調査を実施します。わが国及び世界における持続可能な森林経営の促進を図ります。(農林水産省)	④ 進歩中・森林生態系多様性基礎調査(森林資源モニタリング調査含む)の全国巡回監査に係り、FAOの「基準・指標」に対する結果を評価するため、モニタリング調査を実施します。わが国及び世界における持続可能な森林経営の促進を図ります。(農林水産省)	・FAOに「2015年世界森林資源評議会別レポート」案を平成25年に作成、提出。 —	—	—	—	・森林生態系多様性基礎調査事業	—
172	○ 森林生態系多様性基礎調査の結果などを用いて森林の動態解析手法を開発します。(農林水産省)	③ B-2 進歩中・森林生態系多様性基礎調査の結果を踏まえ、虫害防除等の時系列的な把握を行います。	・森林生態系多様性基礎調査の結果を踏まえ、虫害防除等の時系列的な把握を行います。	—	—	—	・森林生態系多様性基礎調査事業	—
173	○ 森林空間データ、森林生態系多様性基礎調査の結果及びジタル空中写真などを森林GIS上で統合的に扱うなど、森林資源情報の効果的な活用を図ります。(農林水産省)	③ B-2 進歩中・森林生態系多様性基礎調査の結果をKML形式等に表示するため、より詳細な解析可能なGMSデータとして利用可能な解析プログラムを作成。 —	・森林の動態変化を想定的にわかりやすく把握するところが可能となった。	—	—	—	・森林情報高度利用技術開発事業	—
174	○ 自然環境保全基礎調査やモニタリングサイト1000などを実施し、全国の森林を含むた自然環境をモニタリングします。(環境省)	⑤ E-2 進歩中・自然環境保全基礎調査の一環として、植生回復等を推進しておるモニタリングサイト1000においては森林の生態系を含め、日本を代表する生態系の全国的なモニタリング調査を実施している。	・現在の取組を継続して進めていく。	—	—	—	・自然環境保全基礎調査費 ・地球規模生物多様性モニタリング推進事業費	—

施策番号	具体的施策	基本戦略	進歩評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・料制等 事項名	数値目標
179 ○ 平成24年5月の第5回日中韓サミットにおいて、持続可能な森林経営、沙漠化対策、野生生物保全に関する議論の実施について、3カ国ともに賛成した。また、開拓場所等について検討中。	(4)	後評中	・持続可能な森林経営を推進するための3カ国の対話に向けた、議題、時期、開拓場所等について検討中。	-	-	-	-	-	-	-
第6節 田園地帯・里山里山	(総括) 農業環境規範の普及・定着など環境保全に配慮した農業活動やエコファーマーなどの推進、緊急捕獲などの鳥獣被害防除対策の実施しています。また、里山の保全活動への支援、地域資源を活用した環境教育やエコツーリズムを通じた地域づくりなどの取組を行ったほか、重要文化財の景観の選定などを進めました。									
1 生物多様性保全により重視した農業生産の推進										
180 ○ 農業・肥料などの生産資材の適正使用などを推進するにこだわるべき農業環境規範の普及を実現するため、農業者ひとりが環境保全に向けて最低限取り組むべき農業環境規範の普及を図ります。(農林水産省)	②	B-2	進歩中	・農業環境規範の普及・定着を図るために、農林水産省が実施する補助事業等の要件を実現するにあたっては、農業環境規範の普及・定着を図ることを実施しておる。(農林水産省)	「引き続き、要件化等の開拓に付けること」を実現するにあたっては、農業環境規範の普及・定着を図ることを実施することを実施しておる。平成25年度は38事業において実施されています。(農林水産省)	-	-	-	-	-
181 ○ 農薬については、毒性、水質汚濁性、水産動植物への影響、残留性などを厳格に検査することで登録されており、さらに環境への影響がなければ農業使用基準を定め、その遵守を義務づけながら適正な使用の推進を図ります。(農林水産省)		進歩中	・農薬登録に当たっては、我が国の農業形態等を踏まえ、環境への悪影響が生じないよう、農業使用基準を適切に設定して、農業危険防止運動等を通じて、農業の適正使用指導を進める。また、農業植物の被害防止の観点から、水田において使用される農薬の流出を防止するため、使用時期の変更を指導します。	農薬登録に当たっては、我が国の農業形態等を踏まえ、環境への悪影響が生じないように、引き続き農業使用基準を適切に設定するとともに、農業危険防止運動等を通じて、農業の適正使用指導を進める。また、農業植物の被害防止の観点から、水田において使用される農薬の流出を防止するため、使用時期の変更を指導します。	-	-	-	-	-	-
182 ○ 「農業取締法」に基づき、水産動植物の被害防止に関する農業登録保留基準の設定を進めます。(環境省)	②	B-2	進歩中	・平成24年5月1日以降新たに全ての農薬に対して登録保留基準を設定するにあたっては、31農薬について基準値を設定し、31農薬について基準値設定不要と判断した。	平成24年5月1日以降新たに全ての農薬に対して登録保留基準を設定するにあたっては、31農薬について基準値を設定し、31農薬について基準値設定不要と判断した。	20農薬/543農業登録保留基準等を策定(平成24年5月1日時点)	20農薬/543農業登録保留基準等を策定(平成24年5月1日時点)	225農業登録保留基準等を策定(平成24年5月1日時点)	農薬リスク総合評価業務費	14
183 ○ 鳥類の農業リスク評価・管理手法マニュアルの策定・普及など、環境に配慮した農業のリスク管理措置の推進を図ります。(環境省)	①	B-2	既に達成済み	既に達成済み	農業リスク評価・管理手法マニュアルを策定した。(平成25年5月)	農業リスク評価・管理手法マニュアルの活用状況を把握する。	(平成25年度)	暫定マニュアルを策定中(平成24年5月1日)	-	-
184 ○ 農用地及びその周辺環境の生物多様性への影響評価手法を開発します。(環境省)	②	B-2	進歩中	・地域固有の生物群集への農業の影響を評価することができるメソコスム試験法を実験を実施し、メソコスム試験法のガイドライン案を取りまとめた。	地域固有の生物群集への農業の影響を評価することができるメソコスム試験法を実験を実施し、メソコスム試験法のガイドライン案を取りまとめた。	-	-	-	・農業による生物多様性への影響評価事業	-
185 ○ 農村環境全体で生物多様性の評価が可能な科学的指標に基づく指標や影響評価手法の開発を実施し、農業が生物多様性に果たす役割を明らかにします。(農林水産省)	⑤	B-2	進歩中	・農村プロジェクトの課題「生物多様性を活用した安定的農業生産技術の開発」により生物多様性指標の開発を平成25年度より開始	農村プロジェクトの課題「生物多様性を活用した安定的農業生産技術の開発」により生物多様性指標の開発を平成25年度より開始	-	-	-	・委託プロジェクト研究「気候変動に対応した循環型食料生産等の確立のためのプロジェクト」	-
186 ○ たい肥などによる土づくりと化学肥料・化学合成農薬の低減により、化学肥料や影響評価手法の開発を実施し、農業が生物多様性に果たす役割を明らかにします。(農林水産省)	②	B-2	進歩中	・環境保全型農業直接支援対策を開始するにあたり、化学肥料・化学合成農薬の5割低減の取組とセントで、生物多様性に対する支援を推進。	・環境保全型農業直接支援対策を開始するにあたり、化学肥料・化学合成農薬の5割低減の取組とセントで、生物多様性に対する支援を推進。	-	-	-	・環境保全型農業直接支援対策	-
187 ○ 化学肥料、農薬を使用しないことを基本として、農業生産活動による環境への負荷を大幅に低減し、多様な生きものをよくしくして、有機農業の技術体系の確立や普及・指導体制の整備、需用者の有機農産物への理解促進など農業者が有機農業に積極的に取り組めるような条件整備を推進します。(農林水産省)	②	B-2	進歩中	・全国段階での有機農業を推進するにあたっては、有機農業への参入促進のための講習会を開催した。(3カ所、計6回)	・有機農業に関する講習会を開催するにあたっては、有機農業への参入希望者や市町村の窓口担当者に対する研修を実施した。(35箇所2,146人)	・有機農産物の流通の重なる拡大を図るため、有機農産物マッチングフェア(3カ所)や有機IAS制度に関する講習会を開催した。(3カ所、計6回)	-	-	・有機農業総合支援事業	-

施策番号	具体的施策	基本国別 戦略目標	進歩評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・料制等 事項名	数値 目標
201	○ ほ場整備などの基盤整備、河川において、水田や水路、ため池等の水と生態系のネットワークの保全のため、地域全体を対象とした保全事業の実施を行った。また、保全対象種の生活史・移動経路に着目・配慮した基盤整備を行っています。(農林水産省)	②	進歩中	・環境保全型農業直接支授対策を開始し、平成23年度の実施面積は17,009ha、平成24年度の実施面積は41,439ha(前年比約2.5倍)と大幅增加了ところ。	・引き続き、化学肥料・化学合成農薬の5割削減の取組をひとつで、生物多様性等の効果の高い畜産活動の取組に対する支援を推進。	-	-	-	・諸土地改良事業費補助	
202	○ 有機農業をはじめとして環境保全型農業を推進するとともに、農業者による生物多様性保全の取組を一層推進します。	②	B-2	進歩中	・環境保全型農業直接支授対策を開始し、平成23年度には、新たに都市公園等の整備面積:960ha、特別緑地特別保全地区の指定面積:43ha、近郊緑地特別保全地区の指定面積:201ha、市民緑地の指定面積:3.2haが増加したところ。	・経済的基本計画に基づき引き続き取組	-	-	・環境保全型農業直接支授対策	
203	○ 特別緑地保全地区等による緑地の保全及び都市公園の整備等の生物の生息、生育地などによる生物多様性保全の確実化を促進します。(国土交通省)	③	C-1	進歩中	・整備面積:970ha、特別緑地特別保全地区の指定面積:201ha、市民緑地の指定面積:3.2haが増加し、緑地の保全・再生・創出・管轄を進めるとともに、都市における水と緑のネットワークの形成を推進した。	・都市公園等整備面積:119,016ha、(平成24年度)	18,056ha(平成23年3月)	19,874ha(平成24年3月)	・社会資本整備総合交付金等	
204	○ 全国の里地里山保全活動の参考とするため、特微的な取組を行いう里地里山の調査・分析を行い、未来に引き継ぎたい里地里山として情報発信します。また、各地域の取組の課題を解決しつつ、研究会の開催や講師の派遣による助言・ノウハウの提供などの技術支援を実施します。(環境省、文部科学省、農林水産省)	① ②	進歩中	・特徴的な取組を行いう里地里山の調査・分析を行い、未来に引き継ぎたい里地里山として事例集を整理し、情報発信した。また、研究会の開催や講師の派遣による助言・ノウハウの提供などの技術支援を毎年実施している。	・里地里山への関心の高まり、面的広がりが認められてきたことから、研修会の開催は平成25年度までとし、翌年度からは講師の派遣による助言・ノウハウの提供などの技術支援を毎年実施する。	-	-	-	・里地里山保全活用行動推進事業	
205	○ 里地里山の新たな利活用の方策について、環境教育や工芸ツリズムの場の提供、間伐やスコットなどバイオマス利用など具体的な地域での実行的な取組を矢張りして検討します。また、都市民や企業など多様な主体が共有の資源(コモンズ)として管理制度化し、持続的に利用する新たな枠組みを構築します。(環境省、文部科学省、農林水産省、国土交通省)	① ② ③	進歩中	・地域資源を活用した環境教育や工芸ツリズムの場の提供を通じて、有効活用手法の確立に向けた検討を実施する。また、多様な主体が共有の資源として利用・管理制度化する新たな枠組みの構築に向けangiイドランについては引き続き、各地域へその資源を活用する新たな枠組みの構築に向けた検討を実施した。また、多様な主体が共有の資源を活用する新たな枠組みについても引き続き、各地域へその資源を活用する新たな枠組みの構築に向けた検討を実施する。	・草本質系ハイオマス利用の試験を行い、未來に引き継ぎたい里地里山として事例集を整理し、情報発信した。草本質系のハイオマス利用の試験的な取組については、平成24年度より実施した。また、多様な主体が共有の資源を活用する新たな枠組みについても引き続き、各地域へその資源を活用する新たな枠組みの構築に向けた検討を実施する。	-	-	-	・里地里山保全活用行動推進事業	
206	○ 里地里山の保全再生活動への参加促進や担い手育成の支援として、活動団体や活動場所の人材登録・紹介、里地里山の生態系監理などに関する専門家などの人材登録・派遣を実施します。(環境省)	① ②	進歩中	・ホームページを開設し、保全再生活動への参加促進や活動団体や活動場所の登録・紹介、里地里山の生態系監理などに関する専門家などの人材登録・派遣などを実施している。	・今後も引き続き、情報の更新等を行います。	-	-	-	・里地里山保全活用行動推進事業	
207	○ 地域のNPOや研究機関等によるモニタリングサイト100(里地里山)の取組を進め、里地里山環境の指標となる動植物の生息、生育状況を把握します。また、保全活用の目標設定や活動の取組による推進効果の検証手法について検討します。(環境省)	② ⑤	進歩中	・モニタリングサイト100(里地里山)における生態系のモニタリング調査を実施する。また、保全活用の目標設定等についても引き続き検討を進めていく。	・モニタリングサイト100(里地里山)において、全国の調査地点で日本を代表する専門家の調査結果等について、現地の取組を継続して進めて行く。また、モニタリングサイト1000(里地里山)における生態系のモニタリング調査を実施する。また、保全活用の目標設定等についても引き続き検討を進めていく。	-	-	-	・里地里山保全活用行動推進事業	

施設番号	具体的施設	基本目標	国別 戻り	進歩 評価	課題と今後の方針		達成目標	当初値	点検値	予算・私財等 事項名	数値 目標
					施策の取組状況と成果	施策の取組状況と課題					
208	○ 里地里山の保全活動の促進を図るために伝統的生活文化の知恵や技術の再評価、継承や地域資源としての活用を含め、全国各地で取り組まれている特徴的な事例を幅広く収集・分析し、全国への普及を図ります。(環境省・文部科学省)	①	E-2	進歩中	全国各地で取り組まれている特徴的な事例を幅広く収集・分析し、データベースとして整理し、発信した。	「引き続き、検索可能なデータベースとしてホームページ上で情報提供を行い、全国への普及を図る。」	—	—	—	・里地里山保全活用行動推進事業	
209	○ 文化的な価値を有する樹木、段々畑、集落等の景観を「重要な文化的景観」として選定し、保存・活用の推進を図ります。(文部科学省、環境省)	②	C-1	進歩中	平成23年8月から平成25年9月にかけて、重要文化的景観については、11件選定した。	「文化財の保存・活用の観点から、生物多様性に係る関係機関と連携していく。」	—	—	—	・形文化財等の保存整備等(文化的景観関係)	
210	○ 里地里山の自然環境の保全活動を地域に根付いた適切な維持管理方法で進めため、行政、地域住民、農林漁業者、NGO、土地利用者、企業などの多様な主体の連携による取組を進めるための計画策定について支援します。(環境省)	①	A-1	進歩中	地域生物多様性保全活動支援事業により、平成25年度までに13自治体に対し活動計画作成の支援をしており、里地里山の保全活動が多く含まれている。	「地域生物多様性保全活動支援事業を通じた計画策定支援は行政事業レコード(公開プロセス)の結果を受け終了するが、計画作成予定期間を対象とした意見交換会や地域連携保全活動計画に取組む地域等を対象に助言・指導を行ったためのワカツハイサー派遺事業により支援していく。」	—	—	—	・地域生物多様性保全活動支援事業(里地里山保全活用行動推進事業)	
211	○ 里地里山の保全・利用のあり方を全国に発信・普及する中で、不法投棄などの生物の生息・生育環境を悪化させる行為を防止するための意識向上を図るとともに、不法投棄の防止で地方公共団体などとの情報交換・相互協力のネットワークを強化します。(環境省)	②	B-1	進歩中	全国ごみ不法投棄監視週イーク(5月30日~6月1日)を設定し、市民、事業者、行政が連携して取り組む。	「不法投棄等の未然・既大防上対策を強化するため、全国ごみ不法投棄監視ワークを設定する。」	—	—	—	・不法投棄等の未然・既大防上対策を強化するため、全国ごみ不法投棄監視ワークを設定する。」	
7	7 草地の整備・保全・利用の推進										
212	○ 生産者や集落ぐるみによる草地の生産性・機能を維持するための放牧の取組進度や草地の整備・保全に対する活動を行います。(農林水産省)	③	C-1	進歩中	耕作放棄地等の低・未利用地や水田等を有効に利用するなど、地域の取組を推進するための草地の整備・保全や、放牧などの技術指導を支援。	「引き続き生物多様性の維持を図りつつ、肥料自給率の向上を図るため、放牧等の取組を推進するための技術指導を支援。」	—	—	—	・「農業技術の基本指導」に基づく放牧に関する技術指導などを推進	
213	○ 特別縦地保全地区等による緑地の保全及び都市公園の整備給源等による緑地の確保を促進します。(国土交通省)	④	進歩中	耕作放棄地等の生産性・機能を維持するための放牧の取組進度とともに都市公園の整備給源等による緑地の確保を促進します。	「阿蘇くじゅう国立公園において、自然再生事業を実施し、阿蘇草原の保全・再生、草原景観の保全を推進している。」	【施策番号203に同じ】	—	—	—	【施策番号203に同じ】	【施策番号203に同じ】
214	○ 自然公園の保護管理において、阿蘇の車原景観など里地里山景観の保全を推進します(環境省)	⑤	進歩中	里地里山の保全活動において、生産・草木質系ハイオマスの有効活用手法の確立を図ります。(環境省)	「引き続き、草原の保全・再生を含め、多様な生態系を対象とする自然再生事業を実施する。」	【施策番号203に同じ】	—	—	—	・自然公園等事業費(里地里山保全活用行動推進事業)	
215	○ 里地里山の保全活動において発生する草木質系ハイオマスの有効活用手法の確立とその普及による草地の保全・利用の推進を図ります。(環境省)	⑥	進歩中	里地里山の保全活動において、生産・草木質系ハイオマス資源について、平成24年度の検討においては、燃料利用の可能性能が確認できしたことから、今はハイオマスの有効活用手法の確立に向けた検討を行い、有効活用手法の普及により、草地の保全・利用の推進を図る。	「草木質系ハイオマス資源について、平成24年度より検討して、燃料利用の可能性能が確認できることから、今はハイオマスの有効活用手法の確立に向けた検討を行い、有効活用手法の普及により、草地の保全・利用の推進を図る。」	【施策番号203に同じ】	—	—	—	・里地里山保全活用行動推進事業	
8	8 山林の整備・保全・利用活動の推進										
216	○ 林業・木材産業の健全な発展と木材利用の振興を図ることとともに、森林の整備・保全を推進し、森林の有する多面的機能の発揮に努める。	⑦	進歩中	林業・木材産業の健全な発展と木材利用の振興を図ることとともに、森林の整備・保全を推進し、森林の有する多面的機能の発揮に努める。	「引き続き、林業の振興を図ることとともに、森林の整備・保全を推進し、森林の有する多面的機能の発揮に努める。」	【施策番号203に同じ】	—	—	—	・日本の森林づくり活動に貢献する。	
217	○ NPO等による森林づくり活動などを、国民が森林を身近に感じられるための取組を促進します。(農林水産省)	⑧	進歩中	NPO等による森林づくり活動に貢献する。	「現在の取組を継続して進めていく。」	【施策番号203に同じ】	—	—	—	・日本の森林づくり活動に貢献する。	
218	○ 特別縦地保全地区等による緑地の保全及び都市公園の整備給源等による緑地の確保を促進します。(国土交通省)	⑨	進歩中	里地里山の保全活動において、生産・草木質系ハイオマスの有効活用手法の確立を図ります。	【施策番号203に同じ】	【施策番号203に同じ】	—	—	—	・日本の森林づくり活動に貢献する。	

施策番号	具体的施策	基本国別目標	進歩評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・料制等	事項名	数値目標
227	○ 動物の生息域分析の防山や、植物の生育環境の保全を図る観点から、動植物の保護措置や、動物生息地の整備を設置するなど、生態系に配慮した道路の整備を努めます。(国土交通省)	B-1	進捗中	・道路において動物の生息地が分断されるような場所では、道路構造施設の設置の設置や、侵入防止柵などの設置により、生息地の分断回避ロードキルの回避を図った。	生態系に配慮した道路の整備を継続して進めていく。	-	-	-	道路事業費 社会資本整備総合交付金 防災・安全交付金		
228	○ 道路事業に伴い発生した盛土のり面などについては、既存トックも含めて、地域の気候や土壤などの自然条件に最も調和しやすい種に取り組みを行い、できる限り自然に近い状態に復元します。(国土交通省)	B-1	進捗中	・道路事業においては、地域の環境と調和した樹種を用いた緑化等の取組みを継続して進めしていく。	-	-	-	道路事業費 社会資本整備総合交付金 防災・安全交付金			
229	○ 地域によっては、道路整備にあたって周辺の自然環境の現状に配慮しながら、植生の育成や、周辺の自然環境と一体となった動物の生息・生息環境の形成に積極的に取り組みます。(国土交通省)	B-1	進捗中	・道路整備にあたって周辺の自然環境の現状に配慮しながら、周辺の自然環境と一体となった動物の生息・生息環境が形成できるような取組を進ました。	動植物の生息・生息環境の形成の取組みを継続して進めていく。	-	-	-	道路事業費 社会資本整備総合交付金 防災・安全交付金		
230	○ 過密化した都市における貴重なオープンスペースである下水処理施設の上部や雨水渠などの施設空間において、せせらぎ水路等の整備や処理水の再利用などによる水辺の保全・創出を図り、都市における生物の生息・生育場所を関係者と連携し提供します。(国土交通省)		進捗中	・下水道事業による雨水貯留浸透施設の設置や引き続き雨水貯留浸透施設について補助制度を推進する。	季節別運転について検討結果をとりまとめ、地域特性に応じて下水処理を推進する。	-	-	-	社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金		
231	○ 生態系への配慮が必要な水槽において、なじみ放流(放流先の生態などに配慮(水質、水温、発泡防止)して下水処理水の放流形態など)などの検討を推進します。(国土交通省)		進捗中	・地盤特性に応じて季節別に検討結果をとりまとめ更なる季節別運転について検討中。	-	-	-	社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金			
232	○ 下水道の整備による公共用水域の水質保全と併せ、湖沼や開鎖性海域における富栄養化の防止などに資する下水処理場の高精度化や合流式下水道の改善、ノボット对策を推進します。(国土交通省)	B-3	進捗中	・下水道整備経合計画の策定・実施により下水道整備経合計画の策定を進め、これに基づく下水処理施設における高度処理を推進するとともに、下水道の普及促進や合流式下水道の改善対策等を推進する。	引き続き雨水貯留浸透施設をより効率的下水道整備経合計画の策定・実施を進め、これに基づく下水処理施設における高度処理を推進するとともに、下水道の普及促進や合流式下水道の改善対策等を推進する。	-	-	-	社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金		
233	○ 下水処理水や雨水の再利用、雨水の貯留浸透による流出抑制など、広域的な視点からの健全な水循環系の構築に向けて事業を推進します。(国土交通省)		進捗中	・下水道事業による雨水貯留浸透施設の設置や雨水貯留浸透施設の整備を推進する。	引き続き雨水貯留浸透施設の設置や雨水貯留浸透施設の整備を推進する。	-	-	-	社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金		
234	○ 下水道の計画・建設から管理・運営に至るまで、わが国の产学研官のあらゆるノウハウを結集し、海外で持続可能な下水道システムを普及させるための国際協力力を推進します。(国土交通省)		進捗中	・平成24年度は、ベトナム・インドネシア、マレーシア・ブルガリアにおいてセミナー及び政府間協議を開催しました。このことから、ベトナムにおいて補助制度を実施し、本邦下水道技術に対する理解の醸成を行つた。	当該施策は平成21年度より実施していながら、東南アジア諸国との政府間協議の開催が進展していくことにより、政府間協議やセミナー開催が増加しており、また、本邦下水道技術に対する理解の醸成については、ベトナム、インドネシアにおいて補助制度を実施し、本邦下水道技術に対する理解の醸成を行つた。	-	-	-	下水道分野の水ビジネス国際展開経費		
235	○ 行為規制による損失補償や土地の買入れ、土砂崩れ防止施設などの経営の保全などに必要な施設の整備に対し、支援を行うとともに、生物の多様性を確保する観点から特別緑地保全地区の指定の促進に向けた取組を進めます。(国土交通省)	③	進捗中	・平成23年度には、「新たに、特別緑地保全地区の指定面積43ha、近郊緑地特別保全地区の指定面積201haが増加、都市域において緑地の保全等を推進した。	特別緑地保全地区の指定面積241ha、442ha(平成24年3月)、近郊緑地特別保全地区の指定面積3,517ha、27地区(平成23年3月)	-	-	-	特別緑地保全地区の指定面積236ha、419地区(平成23年3月)		
236	○ 生物多様性の保全に資する都市近郊の里地・里山などの自然環境を保全するため、緑地保全地域の指定を推進します。(国土交通省)	③	進捗中	・制度の普及啓発を行い、地方公団体における取組を支援した。	引き続き活用化に向けた普及推進	-	-	-			

施策番号	具体的施策	基本戦略	国別目標	進歩評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・料制等	事項名	数値目標
237	○ 多様な主体により良好な緑地管理がなされるよう、管理制度などを適正化します。 (国土交通省)	③ C-1	進捗中	【施策番号581に同じ】	【施策番号581に同じ】	—	【施策番号581に同じ】	—	—	—	—	—
238	○ 都市における水と緑のネットワーク形成を推進するため、地方公共団体が行う都市公園の整備、緑地の保全などを支援します。	③ C-1	進捗中	【施策番号224に同じ】	【施策番号224に同じ】	—	【施策番号224に同じ】	—	—	—	—	—
239	○ 行為規制に伴う損失補償や土地の買入れ、土砂崩れ防止施設などの緑地の保全などに必要な施設の整備に対し、適切な補助を行ふとともに、生物の多様性を確保する観点から近郊緑地保全区域などの指定の促進に向けた取組を進めます。(国土交通省)	③ C-1	進捗中	平成23年度には、新七に近郊緑地特別保全地区201haが指定されるなど、力を推進。 緑地の多様性を確保する観点から、近郊緑地保全区域などへの促進における取組を進めます。(国土交通省)	【施策番号224に同じ】	—	【施策番号224に同じ】	—	—	近郊緑地保全区域面積：97.350ha、25区域(平成23年3月) 近郊緑地特別保全地区：指定面積3.517ha、27地区(平成23年3月)	社会資本整備総合交付金	—
240	○ 首都圏及び近畿圏については、自然環境が有する多面的な機能を活用した都市再生を図るため、それぞれの都市環境インフラのグランドデザインから導かれた見などを踏まえ、保全すべき検討を進めます。(国土交通省)	③ C-1	進捗中	平成23年度には、「都市の環境インフラのグランドデザイン」から得られた見などを踏まえ、近郊緑地特別保全地区201haを追加指定し、大規模な緑地空間を確保した。	【施策番号224に同じ】	—	【施策番号224に同じ】	—	—	社会資本整備総合交付金	—	—
241	○ 近郊緑地保全区域では、生物多様性やその他さまざまな目的のための活動が行われており、行為規制における規制制度の活用や多様な主体との連携による適切な管理・保全を図ります。(国土交通省)	③ C-1	進捗中	・近郊緑地保全区域内では、保全活動を行う多様な主体との連携による、近郊緑地の適切な管理・保全の実施を検討し、緑地を保全・管理する活動について支援した。	【施策番号224に同じ】	—	【施策番号224に同じ】	—	—	社会資本整備総合交付金	—	—
242	○ 生物多様性にも貢献する歴史的風土を保存するため、地方公共団体が行う行為規制に伴う流失補償や土地の買入れ、施設の整備に対し、支援を行います。(国土交通省)	③ C-1	進捗中	・歴史的風土保存の観点から緑地を指定し、一定の行為を規制することことで、生きのもの生息・生育空間を確保した。	【施策番号224に同じ】	—	【施策番号224に同じ】	—	—	社会資本整備総合交付金	—	—
243	○ 都市における水と緑のネットワーク形成を推進するため、地方公共団体が行う都市公園の整備、古都における歴史的風土の保存などを支援します。(国土交通省)	③ B-1	進捗中	・平成23年度には、新たに都市公園等整備面積：960ha、特別緑地保全地区指定面積：43haが増加。歴史的風土保存の観点から緑地を指定し、一定の行為を規制することことで、都市における水と緑のネットワーク形成を推進した。	【施策番号224に同じ】	—	【施策番号224に同じ】	—	—	社会資本整備総合交付金等	—	—
244	○ 風致地区は、樹林地、水辺地など、良好な自然環境を維持創出し、都市における生物の生息・生育の場を提供しています。(国土交通省)	③ C-1	進捗中	・樹林地・水辺地など、良好な自然環境の維持創出を推進し、生きものの生息・生育空間を確保した。	【施策番号224に同じ】	—	【施策番号224に同じ】	—	—	風致地区面積169.59ha(平成23年3月)	風致地区面積170.738ha(平成23年3月)	—

施策番号	具体的施策	基本戦略		施策の取組状況と成果		課題と今後の方針		達成目標		当初値	点検値	予算・料制等	事項名	数値目標
		国別目標	進歩評価											
245	○ 平地林や屋敷林などへの既存の綠地の保全のみならず、人工地盤上や建築物敷地内においても積極的に市民緑地の制度を活用し、都市における生物の生息・生育域の保全・再生・創出を推進します。(国土交通省)	③ C-1	進捗中	・平成23年度には、新たに、市民緑地の契約締結面積8.2haが増加し、生きものの生育、生息空間を確保した。	緑の基本計画に基づき引き続き取組みを推進。	緑の基本計画に基づき引き続き取組みを推進。	緑の基本計画に基づき引き続き取組みを推進。	市民緑地の契約締結面積904.89ha、162か所の保存樹木70,589本(平成23年3月)	市民緑地の契約締結面積986.05ha、172か所の保存樹木8,599件(平成24年3月)	-	-	-	-	-
246	○ 都市においても農地は生物の生息・生育環境として評価することができるので、今後も生産緑地地区制度の実施を図ります。(国土交通省)	③ C-1	進捗中	・生物の生息・生育環境に資する生産緑地地区の生息・生育空間を確保した。生息・生育の生息・生育空間を確保した。	緑の基本計画に基づき引き続き取組みを推進。	緑の基本計画に基づき引き続き取組みを推進。	緑の基本計画に基づき引き続き取組みを推進。	市民緑地の契約締結面積64.692ha(平成22年3月)	市民緑地の契約締結面積14.190ha(平成23年3月)	-	-	-	-	-
247	○ 市街地などに残された屋敷林などの比較的小規模な綠地につき、特別緑地保全地区指定面積:43ha、市民緑地の指定面積:3.2haが増加し、民有地における綠地保全を推進した。	③ C-1	進捗中	・平成23年度には、新たに、特別緑地保全地区指定面積:43ha、市民緑地の指定面積:3.2haが増加し、民有地における綠地保全を推進した。	緑の基本計画に基づき引き続き取組みを推進。	緑の基本計画に基づき引き続き取組みを推進。	緑の基本計画に基づき引き続き取組みを推進。	特別緑地保全地区指定面積:3.69ha、419件(平成23年3月)	特別緑地保全地区指定面積:5.694ha、1,395件(平成24年3月)	-	-	-	-	-
248	○ 緑化地域制度、绿化施設整備計画認定制度などとの制度について、民有地の緑化を推進するごとに有効な制度であることから、制度の普及も含め了一層の推進を図ります。(国土交通省)	③ C-1	進捗中	・平成23年度には、新たに、物件の緑化地域制度の活用が増加し、民有地における緑化を推進した。	緑度のより一層の運用に向けて普及に努める。	緑度のより一層の運用に向けて普及に努める。	緑度のより一層の運用に向けて普及に努める。	緑化地域制度:緑化地域(平成24年10月)	緑化地域制度:緑化地域(平成24年10月)	-	-	-	-	-
249	○ 屋上緑化や壁面緑化について、都市のニーズアンド現象の緩和や温熱問題を通過じながら地球温暖化問題への貢献度や、生物の生息・生育環境としての効果について、より実証的なデータの収集を進め、その効果を把握し、一層の促進を図ります。(国土交通省)	③ D-2	進捗中	・平成23年度には、新たに、屋上緑化施工面積:8.9haが増加し、民有地も含めた緑化を推進した。	緑度のより一層の運用に向けて普及に努める。	緑度のより一層の運用に向けて普及に努める。	緑度のより一層の運用に向けて普及に努める。	緑化施設整備計画認定制度:280.472m ² 、28件(平成23年3月)	緑化施設整備計画認定制度:280.472m ² 、28件(平成24年3月)	-	-	-	-	-
250	○ 工場立地法に際しては、周辺地域の生活環境との調和を保つため、工場立地法に基づき、一定規制に基づき、緑地規制を実施する緑地の保全を行っている。	③	進捗中	・工場立地法に基づき、一定規制に基づき、緑地規制を実施する緑地の保全を行った。	工場立地法に基づき、一定規制に基づき、緑地規制を実施する緑地の保全を行った。	工場立地法に基づき、一定規制に基づき、緑地規制を実施する緑地の保全を行った。	工場立地法に基づき、一定規制に基づき、緑地規制を実施する緑地の保全を行った。	層上緑化施工面積:30.4ha(平成23年9月)	層上緑化施工面積:33.0ha(平成24年3月)	-	-	-	-	-
4. 緑の保全・再生・創出・管理に関する普及啓発など														
251	○ 全国「みらいの愛護のつどい」について、国際公園又は全国の都市公園を場として開催し、より一層国民のみどりに対する意識の高揚を図ってていきます。(国土交通省)	① A-1	進捗中	・地域住民による緑化活動など、さまたげな普及啓発活動による緑地の保全、緑地の活性化による意識の向上および生物多様性についての理解を推進した。	緑豊かで美しい都市環境の形成を行うには、民間活動による緑地の保全、緑地の活性化による意識の向上および生物多様性についてことが必要。	緑豊かで美しい都市環境の形成を行うには、民間活動による緑地の保全、緑地の活性化による意識の向上および生物多様性についての理解を推進した。	制度の一層の活用を促進する。	社会・環境貢献緑地評価システム(SEGES)登録件数:32件(平成23年9月)	社会・環境貢献緑地評価システム(SEGES)登録件数:22件(平成24年12月)	-	-	-	-	-
252	○ 開発事業における緑に関わる取組を評価し、優秀な事例について肯定・表彰する「ことづくり事業者の努力を伝すナガメの都市開発における緑地の評価制度」について、制度の普及に努めます。(国土交通省)	① A-1	進捗中	・平成24年には新たに2サイトが認定され、事業者が認定される、事業者による緑地保全・再生活動を評価する取組みを推進するところも、生物多様性に配慮した事業者の活動を促進した。	制度の一層の活用を促進する。	制度の一層の活用を促進する。	制度の一層の活用を促進する。	社会・環境貢献緑地評価システム(SEGES)登録件数:32件(平成23年9月)	社会・環境貢献緑地評価システム(SEGES)登録件数:22件(平成24年12月)	-	-	-	-	-
253	○ 緑化活動に取り組む地域の団体に対して、緑の創出に必要な苗木や機械などに係る助成などを実施する生物の生息・生育環境の形成に資する緑の創出を行います。(国土交通省)	③ A-1	進捗中	・多様な主体による取組の推進にむけた支援制度や広報活動等を通じ、緑地保全・再生・創出・管理の取組を支援した。	緑豊かで美しい都市環境の形成を行うには、緑地保全・再生・創出・管理の取組を支援した。	緑豊かで美しい都市環境の形成を行うには、緑地保全・再生・創出・管理の取組を支援した。	緑豊かで美しい都市環境の形成を行うには、緑地保全・再生・創出・管理の取組を支援した。	社会・環境貢献緑地評価システム(SEGES)登録件数:22件(平成23年9月)	社会・環境貢献緑地評価システム(SEGES)登録件数:22件(平成24年12月)	-	-	-	-	-
254	○ 地域住民や教育関係者、NPO等と連携し、多様な生態系の生息・生育場所の創出を図る場としての下水道施設の役割などについて、情報発信し、国民への理解に努めています。(国土交通省)	① A-1	進捗中	・国土交通大臣賞「循環のまち下水道賞」にて優れた取組を表彰している自治体やNPO団体を表彰するこにより積極的に情報を発信している。	「循環のまち下水道賞」にて優れた取組を表彰している自治体やNPO団体を表彰するこにより積極的に情報を発信している。	「循環のまち下水道賞」にて優れた取組を表彰している自治体やNPO団体を表彰するこにより積極的に情報を発信している。	「循環のまち下水道賞」にて優れた取組を表彰している自治体やNPO団体を表彰するこにより積極的に情報を発信している。	社会・環境貢献緑地評価システム(SEGES)登録件数:22件(平成23年9月)	社会・環境貢献緑地評価システム(SEGES)登録件数:22件(平成24年12月)	-	-	-	-	-
第8節 河川・湿原など														
(総括) 河川管理における多くの多自然川づくりの推進、魚類の週上環境の改善や終合的な土砂管理など上流から下流に至る取組に努めています。また、生物相をはじめとした各種調査結果の計画策定や事業実施への活用、地域における水辺に親しめる場、機会の提供などを進めています。														
1 生物の生息・生育環境の保全・再生														

施策番号	具体的施策		施設の取組状況と成果		課題と今後の方針		達成目標	当初値	点検値	予算・料金等	事項名	数値目標
	基本戦略	国別目標	進歩評価									
255	○「多自然川づくり」は、河川全体の自然の営みを視野に入れて、地域の暮らし・文化との調和を保全し、河川や河川本来有している生物の生息・生育環境及び多様な河川景観を保全・創出するため、河川管理を行うことです。これはすべての川づくりの基本であり、一級河川、二級河川及び準用河川における河川の調査・監査、設計・施工・維持管理等の河川管理におけるすべての行為が対象となります。引き続きその取り組みの推進を図っていきます。（国土交通省）	③	B-1 C-1	進捗中 ・河川管理を行うにあたっては、多自然川づくりの推進を図っています。	引き続き、河川管理を行なうことがあっては、多自然川づくりの推進を図っています。	-	-	-	-	治水事業等関係費 ・社会資本整備総合交付金等		
256	○失われてきた河川などの良好な自然環境の再生を図るために、河川や湿地などの保全・再生を重点的に実施します。（国土交通省）	③	B-1 C-1	進捗中 ・多様な主体と連携しながら地域的に生態系ネットワークを形成する等、先進的な自然再生事業を推進している。	引き続き、多様な主体と連携しながら地域的に生態系ネットワークを形成する等、先進的な自然再生事業を推進していくものとする。	-	-	-	-	治水事業等関係費 ・社会資本整備総合交付金等		
257	○事業の計画・実施においては、地域のNGOや関係団体、学識者などと密接な連携を図りつつ、幅広い地域会員のもとで、できる限り科学的な知識と専門的な知識をもつて事業を進めていきます。（国土交通省）	① E-1 E-2	A-1 B-1 C-1 E-1 E-2	進捗中 ・地域のNGOや関係団体、学識者等と一緒に組んでいる。	引き続き、地域のNGOや関係団体、学識者等と一緒に組んで自然再生事業に取り組んでいくものとする。	-	-	-	-	治水事業等関係費 ・社会資本整備総合交付金等		
258	○自然のレスポンスを確認し、必要な管理を行なう事業を多く事業へ取り入れています。（国土交通省）	③	B-1 C-1 E-1 E-2	進捗中 ・自然のレスポンスを確認し、必要な管理を行なう事業に取り入れています。	引き続き、自然のレスポンスを確認し、必要な管理を行なう事業に取り入れていくものとします。	-	-	-	-	治水事業等関係費 ・社会資本整備総合交付金等		
259	○エコロジカルネットワークの形成のために河川を上下流に分断した施設に魚道を整備する取組をさらに進めるとともに、分析して河川流域の水路、地、沼、田んぼなどとの水域の連続性によって生態系を整備・改善する魚のすみやすい川づくりにも取り組んでいます。（国土交通省）	① ③	B-1 C-1	進捗中 ・施設管理者等の関係機関と連携し、魚類の越上・越下環境等の改善に取り組んでいる。	引き続き、施設管理者等の関係機関と連携し、魚類の越上・越下環境等の改善に取り組んでいくものとする。	-	-	-	-	治水事業等関係費 ・社会資本整備総合交付金等		
260	○魚道や切り欠きの設置などによる河川に添付する水路などの落差の解消、高水敷の切り引けによる小支川の再現性などにより河川流域の水路、地、沼、田んぼなどとの水域の連続性によって生態系を整備・改善していくことを実現性・エコロジカル・ネットワークを改善していくます。（国土交通省、農林水産省、環境省）	① ③	B-1 C-1	進捗中 ・ダム事業の実施にあたっては、専門家の意見を踏まえ、必要に応じて適切な施設等を実施し、生物の生息・生育環境等に与える影響を可能な限り回避・低減できるよう努めている。	引き続き、施設管理者等の関係機関と連携し、魚類の越上・越下環境等の改善に取り組んでいくものとする。	-	-	-	-	治水事業等関係費 ・社会資本整備総合交付金等		
261	○ダム事業の実施にあたっては、計画的附帯リターフに自然環境への適應するように慎重な検討を行うとともに、引き続き、事前の環境調査、環境影響の評価などにより環境基盤を講じるなどして、生物の生息・生育環境等に与える影響を可能な限り回避・低減できるよう努めています。（国土交通省）	③ ⑤	A-1	進捗中 ・ダム事業の実施にあたっては、専門家の意見を踏まえ、必要に応じて適切な施設等を実施し、生物の生息・生育環境等に与える影響を可能な限り回避・低減できるよう努めている。	引き続き、施設管理者等の関係機関と連携し、魚類の越上・越下環境等の改善に取り組んでいくものとする。	-	-	-	-	治水事業等関係費 ・社会資本整備総合交付金等		
262	○都市周辺において、グリーンベルトとして一連の樹木帯を整備することにより、土砂災害に対する安全性を高めるとともに、無秩序な市街化の防止や都市周辺にかかるオートマ車の保全・再生・創出など、良好な景観の保全に寄与します。また、里地里山地域においては、社会環境の美化によって生活と一緒に生活する環境の評価などにより、土砂災害に対する安全性を高めるとともに、無秩序な市街化の防止や都市周辺にかかるオートマ車の保全・再生・創出など、良好な景観の保全に寄与します。（国土交通省）	① ②	B-1 C-1	進捗中 ・当該施策を実施するにあたり、市民・企業等と協力して、樹木帯を整備するとして社会への浸透及び生息と自然の関係の再構築の推進に努めています。	引き続き、災害に対する安全性の向上を図りつつ、地域における市民・NPO等社会への浸透及び生息と自然の関係の再構築の推進に努めています。	-	-	-	-	治水事業等関係費 ・社会資本整備総合交付金等		
263	○優れた自然環境や社会的環境を持つ地域などを河川に対する安全度の向上を図りつつ、地域の特性を踏まえ、自然環境を囲いつつ、良好な渓流環境の再生を目的として、水と緑豊かな渓流砂防事業などを推進します。（国土交通省）	③	B-1 C-1	進捗中 ・土砂流出に対する安全度の向上を図りつつ、地域の特性を踏まえ、自然環境を囲いつつ、良好な渓流環境の再生を目的として、水と緑豊かな渓流砂防事業などを推進します。	引き続き、災害に対する安全度の向上を図りつつ、地域の特性を踏まえ、自然環境を囲いつつ、良好な渓流環境の再生を目的として、水と緑豊かな渓流砂防事業などを推進します。	-	-	-	-	治水事業等関係費 ・社会資本整備総合交付金等		

施設番号	具体的な施設	課題と今後の方針				達成目標	当初値	点検値	予算・税率等	事項名	数値目標
		基本国別	国別目標	進歩評価	施策の取組状況と成果						
2641	○豪雨時に土砂災害から人命・財産を守るために過剰な土砂流出を抑制する。○平常時の渓流護岸の連続性及び、土砂移動により危険な生物の生息・生育環境を保全するため、透水型砂堤の整備や既設砂防堰堤の透型化を実施している。	③	B-1 C-1	進歩中	土砂流出に対する安全度を向上させる。○現地状況を勘案し、透水型砂堤の整備や既設砂防堰堤の透型化を実施している。	—	—	—	—	・治水事業等関係費 ・社会資本整備総合交付金等	—
2665	○河川・渓流における土砂移動、河川からの土砂の供給、沿岸域の漂砂、渓谷等における環境・利用状況を踏まえつつ関係機関などによる山地から海岸までの連携による山地から海岸までの透型化を実施している。(国土交通省)	① ③	B-1 C-1	進歩中	技術開発を推進するとともに、関係機関などの連携による山地から海岸までの一貫した総合的な土砂管理の取組を努めている。	—	—	—	—	・治水事業等関係費 ・社会資本整備総合交付金等	—
2666	○豪雨時に土砂災害から人命・財産を守るために過剰な土砂流出を抑制する。○量、質の観点から適切な土砂を下流へ流れ出すことを防ぐ。○既設砂防堰堤の透型化を実施する。また、樹林帯制度によるダム貯水池への流入土砂量の抑制、流入土砂を砂の人の為的排除、排砂管・砂防ゲートといった各種対策の組合せにより、継続的に適切な土砂管理を行うことで、良好な河川環境を維持します。(国土交通省)	③	B-1 C-1	進歩中	砂防堰堤の透過化を推進するとともに、各種対策の組合せによる施設の機能維持と安全や環境の確保に努めている。	—	—	—	—	・治水事業等関係費 ・社会資本整備総合交付金等	—
2671	○これまでの土砂移動状況についての既存データ収集や土砂の量や質に応じて、河川・海岸を通じた土砂の運搬、調査結果の分析による実流・河川・海岸への土砂の流れや漂砂や漂砂などのシミュレーション手法による予測などを実施するなどについて実施する。また、より有効な技術の検討・評価を行います。(国土交通省)	③ ⑤	E-2	進歩中	土砂動態モニタリング調査、土砂の流れの健全度評価、将来予測など実施するとともに、より有効な技術の技術の検討・評価に努めている。	—	—	—	—	・自然公園等事業費	—
2688	○国立公園内において、土砂の流入などによる乾燥化や外來種の侵入が深刻な影響を及ぼしている創路などでの現状などにおいては、自然再生事業などを活用して温帯生態系の保全・再生に取り組みます。(環境省・農林水産省、国土交通省)	② ③	D-2	進歩中	平成25年度・創路温原及びサロベツ湿原の健全度評価、温帯生態系の保全と再生を目的とする自然再生事業を実施する。	—	—	—	—	・自然公園等事業費	—
2699	○湧水地盤やため池群、溝渠などと一体となった自然環境などで特徴的な湿地のうち、優れた景観を有する湿地について、国立・国定公園総点検事業の結果を踏まえて、現地に適応した保全・再生事業を実施・再配備を進めます。また、平成44年に選定された重要湿地には、現状把握を行った上で見直しを行い、このうち保護地域が必要な地域については保全のための情報をさらに収集し、地域の理解を得て鳥獣保護区・ラムサール条約登録地への登録などによる保全を進めるほか、重要湿地の流域全体や劣化した重要湿地について保全・再生の考え方を提言します。(環境省)	③	進歩中	・国立・国定公園総点検事業に基づき運営する鳥獣保護区の新規指定や大規模な拡張を検討する候補地には、湿地や温原を含め、現在、候補地の国定・国定公園の指定又は拡張に向けた検討や調整を進めている。	—	—	—	—	・国定公園新規指定等推進事業費	—	
2707	○渡り性水鳥の重要な生息地となっている湿地については、湿地の間及びネットワークの構築及び維持を通じて、保全や地域住民への普及啓発を実施します。(環境省)	① ③ ④	B-1 C-1 C-2	進歩中	関係自治体の交流会等を企画。	—	—	—	—	・アジア太平洋地域生物多様性保全推進費(②アジア地域における生物多様性保全推進費)	—
2710	○モニタリングサイト1000などを活用して重要湿地の生態系変化、保全状況を把握します。(環境省)	⑤	E-2	進歩中	モニタリングサイト1000の陸水域調査、ガンドウ類調査、森・灌木類調査、湿地調査等を実施。	—	—	—	—	・内水面漁業振興対策事業 ・產地水産業強化支援事業	—
2722	○漁場の耕うんや水田・用水路の活用などにより、コイ・フナ、ワニギ・ヨンなど水生動植物の生息・生育環境を改善します。(農林水産省)	③	B-1	進歩中	平成24年度までの委託事業により水田用水路を基にした生息・生育環境の改善手法についての検討を行った。	—	—	—	—	委託事業により得られた成果(こつい)についても、現地での活動で活かせるようにして活かしていくとともに、漁場の耕うんについても継続して進めしていく。	—

基準番号	具体的な施設	基本目標	進捗評価	施策の取組状況と成果		課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・税制等 事項名	数値目標
				実施	計画						
273	○ 生物多様性の保全の観点を含めた広域的な視点に立って、食害防止に向けた効果的なオオクチバス等外来魚の駆除やカワウの保護管理、アユ冷水病、コハルベスワイルス病などに対する疾患対策を推進します。(農林水産省)	③ B-2	進歩中	・内水面漁業者の行為カワウ・外魚の繁殖を支障することにより外洋魚やカワウの被害防止対策を講じた。 ・アユ冷水病、コイヘルベスワイルス病等の水産疾病について、検査及び生息状況調査等を実施し、必要なまん延防止措置を講じたところ。	・広域化しているカワウの分散を防止し、漁業被害の緊急度を図る。 ・引き続き、水産疾患のまん延防止ための検査及び調査等を行う。		-	-	-	・内水面漁業振興対策事業 ・底水生産業強化支援事業 ・消費・安全対策交付金のうち養殖衛生管理体制の整備	
274	○ 基幹場、種苗生産施設の整備や種苗放流の実施により、漁業者を中心とした地域の人々によって、生物多様性に配慮した資源増殖の取組を推進するなど、内水面の生物多様性を保全する取組を推進します。(農林水産省)	③ B-2	進歩中	・漁業者を中心とした地域の人々が更に実施する産卵場や稚苗生産施設等の整備を全員対象で講じることとした。	・外水面魚類の生息環境の改善に向かって、現在の取組を継続して進めいく。		-	-	-	・内水面漁業振興対策事業 ・底水生産業強化支援事業 ・特定外来生物防除等推進事業	
275	○ 近年の外来種による漁獲量の増加に対応し、引き続き河川における急激な分布拡大は、一部の河川(大きな問題となつて)などに、外来種生や外来魚などについて調査研究を進め、効果的な対策を検討していくます。(国土交通省、環境省)	② B-4 ③ E-2	進歩中	・河川管理者、市町村、地域住民等が共同で外来種対策を行うなどの取組が継続的に実施されている。また、河川における外来種や外来魚の効果的な対策を検討し、検討結果として平成25年度中「外來種対策の手引き」と事例集を公表予定。 ・オオクチバス等防除モーデル事業を実施を推進する必要がある。引き続き特徴的な生態系を有する地域において防除を行ふ。	・外水面の侵入を未然に防止する事が重要であるとともに、継続的な対策の実施が重要。また、モデル事業実施地域においては一定の効果が得られた地域がある一方、依然として広域に定着していることから、全国的な防除を推進する必要がある。引き続き特徴的な生態系を有する地域において防除を行ふ。		-	-	-	・治水事業等關係費 ・社会資本整備総合交付金等 ・農業水域生態リスクの新たな評価手法確立事業	
276	○ 生態系への影響について、定量的な評価に基づくリスク管理ができるよう、種の感受性分布を活用した評価手法を開発します。(環境省)	② B-2	進歩中	・環境中予測濃度算定のパラメーターに関するデータベースを作成し、地域差の統計学的分布を推定した。また既存の毒性試験の結果をデータベース化するとともに種の感受性分布の解析を行った。	・環境中予測濃度算定に統計学的手法を導入することで、その検証のための河川中農薬濃度のモニタリング調査を行う。また、種の感受性分布によるリスク評価手法の妥当性の検証を行う。		-	-	-	・農業水域生態リスクの新たな評価手法確立事業	
2. 水環境の改善											
277	○ 国が指定する種類指定が未了の水質について、支流水質の情報を収集、整理したうえで、水生生物保全環境基準種類型指定を実現する。専門委員会の審議に際り、順次、種類指定の検討を行っていくます。(環境省)	③	進歩中	・平成24年11月に水城、平成25年6月に1水域の種類指定を行った。	・引き続き、国が指定する種類指定が未了の水城について、対象水域の情報を収集、整理していく、種類指定の検討を行う。		-	-	-	・水域種類指定設定・見直し検討費	
278	○ 水生生物の保全に係る水質環境基準について、環境基準種類型指定を行い、順次、種類指定の検討を行っていきます。(環境省)	③	既に達成済み	・平成24年11月に水城、平成25年6月に1水域の種類指定を行った。	・引き続き、国が指定する種類指定が未了の水城について、対象水域の情報を収集、整理していく、種類指定の検討を行う。	40水域	37水域 (平成24年度末)	40水域	37水域 (平成23年度末)	・水域種類指定設定・見直し検討費	21
279	○ 「都道府県が行う水質環境基準を踏まえた水質環境基準の設定について、その維持・達成のために必要な環境管理措置の実施」について、都道府県等に周知を行った。(環境省)	③	進歩中	・平成24年7月に、ノリルフェノール及びLASを環境基準に周知した。 ・LASを改正し、都道府県等に周知した。 ・LASを環境基準に周知した。	・引き続き、必要に応じ、通知を改正し、LASを環境基準等に周知を行う。		-	-	-	・生物保全に係る環境基準定費	
280	○ 毒性値が高いたされる物質について必要な科学的知見のレビューを行い、有害性評価を進めています。(環境省)	③	進歩中	・平成24年度に、有害性の評価を行ったノリルフェノール及びLASについて、環境基準等に周知した。	・引き続き、毒性値が高いとされる物質について必要な科学的知見のレビューを行い、有害性評価を進めます。		-	-	-	・生物保全に係る環境基準定費	
281	○ 水生生物の保全に係る水質環境基準の設定について、その維持・達成のために排水規制などの必要な環境管理施策を適切に講じて常時監視を行います。(環境省)	③	進歩中	・「生生物の保全に係る環境基準への追加措置」及び「排水規制への追加措置」について、環境基準等に周知した。	・引き続き排水規制及び専門家の意見をもとに、排水規制への追加措置を行なう。		-	-	-	・排水対策推進費	
282	○ 「令後の河川水質管理の指標について案」(平成21年3月改訂)及び「今後の河川水質管理の指標について案」(平成22年6月改訂)における生物の生息、生育繁殖環境の指標である豊かな生態系の確保の視点から実施します。(国土交通省)	② B-3 ③ E-2	進歩中	・平成17年より「豊かな生態系の確保」の規定から河川の水質調査を実施し、河川の現状から河川の水質調査を実施し、平成24年度は約60%(142地点/270地点)で最も高い年間総合評価(Aランク)を得られた。	・引き続き水質調査を実施。 ・湖沼についても、平成22年より水質調査を開始しており、平成24年度は、水質による評価では約40%(4地点/81地点)で最も高い年間総合評価(Aランク)を得られた。		-	-	-	・治水事業等關係費 ・社会資本整備総合交付金等	

施策番号	具体的施策	基本戦略	国別目標	進歩評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・料制等	事項名	数値目標
293	○ 溝流回復の一例として、信濃川中流域では、夏期の水温上昇の防止、秋期のサケの遡上による効果を確認しています。引き続き、水利権更新の機会などをとらえ、発電に伴う減水区間の溝流回復に取り組みます。(国土交通省)	③	B-3	進捗中	・平成24年度は、29ダムにおいて弾力的管理試験により効果を確認しています。引き続き、水利権更新の機会などをとらえ、発電に伴う減水区間の溝流回復が進めています。	今後も引き続き、河川環境の保全・改善のため、ダムの弾力的管理試験の取り組みを推進します。	-	-	-	治水事業等関係費 ・社会資本整備総合交付金等		
294	○ これまで、各地で净水導入などが検討実施されてきていましたが、平成17年より全国7モダル地域において、下水再生水、雨水貯留水、地下水などの水質、水質などを調査するところ。また、環境用水による取扱いについて(平成18年3月)に河川の漏水を適用して環境用水を活用する場合に必要とする、河川法上の取扱いに関する基準が明確化されています。(国土交通省)	③	B-3	進捗中	・環境用水の導入などをが検討実施されてきていましたが、平成17年より全国7モダル地域において、下水再生水、雨水貯留水、地下水などの水質、水質などを調査するところ。また、「都市の水、整備ガイドブック」(平成21年2月)を作成しています。	今後も引き続き、環境用水を円滑に行なうように、明確化した水利使用の基準に基づき、地域会議の下、水質、調水空間、修景等生活環境又は自然環境の維持、改善等を図っています。	-	-	-	治水事業等関係費 ・社会資本整備総合交付金等		
295	○ 農業水利施設を有効活用し、環境用水などを導水することにより、地域の渓流を再生させる取組を支援します。(農林水産省)	③	A-1	進捗中	・平成25年度は、3地区において環境用水を取得する取組を実施して進めていく。	現在の取組を継続して進めていく。	-	-	-	農業競争力強化基盤整備事業費		
296	○ ダムの弾力的管理試験による河川環境改善に向けた取組を進めるとともに、放流方法の検討をより進め、さらに効果的なとします。(国土交通省)	③	B-3	進捗中	・平成24年度は、29ダムにおいて弾力的管理試験に取り組んでいます。	今後も引き続き、河川環境の保全・改善のため、ダムの弾力的管理試験の取り組みを推進します。	-	-	-	治水事業等関係費 ・社会資本整備総合交付金等		
3 住民との連携・協働												
297	○ 引き続き、住民との連携・協働による、自然再生などの環境保護活動や川を活かしたまちづくりの取組などを進めます。(国土交通省)	①	A-1	進捗中	・自然再生などの環境保全活動や川を活かしたまちづくりの取組等において、住民との連携・協働を図っています。	「引き続き、自然再生などの環境保全活動において、川を活かしたまちづくりの取組等において、住民との連携・協働を図っていく」とのとどまる。	-	-	-	治水事業等関係費 ・社会資本整備総合交付金等		
4 河川を活用した環境教育や自然体験活動												
298	○ 子どもたちの川を活かした体験活動や環境学習の場を拡大し、また、子どもたちの体験活動や環境学習の場を拡大し、引き続き「子どもの水辺再発見プロジェクト」を推進とともに、引き続き自然環境や危険性を伝える指導者育成なども進めます。(国土交通省、文部科学省、環境省)	①	A-1	進捗中	・河川管理者、教育関係者、市民団体等から構成される協議会を設置し、地域が一丸となって子どもが水辺を利用する活動状況や担当者等におけるフォローアップが進むようになります。川の自然環境や危険性を伝える指導者の育成なども進めています。	「子どもの水辺」登録後の活動の充実を図るために、河川管理者による活動状況や担当者等におけるフォローアップが進むようになります。川の自然環境や危険性を伝える指導者の育成を支援し、河川を活かした環境学習・文部科学省の「マルガジン」による情報配信により学校関係者への情報提供の強化を図っています。	-	-	-	治水事業等関係費 ・社会資本整備総合交付金等		
299	○ 全国の市民団体及びその協賛会などと連携し、川での体験活動を支援・推進するあらわる活動を、時代に合わせて総合的に展開しています。特に、川の危険性を正しく理解し伝えられるスキルを身に付けて指導者を養成する「指導者養成」の支援や、川での体験活動の意義を確認し全国の川で活動する人たちが交流を深める場を提供する「普及啓発活動」を推進します。(国土交通省)	①	A-1	進捗中	・各地域において、多様な関係者が連携し、河川における水難事故防止のため、啓発・情報提供等を実施している。	「引き続き、河川利用者の安全意識向上のための取組を推進する。」	-	-	-	治水事業等関係費 ・社会資本整備総合交付金等		
300	○ 国土交通省では、インターネットや携帯端末によるリアルタイムによる雨量・川の水位などの情報を提供します。また、急増する河川水難事故を防ぐために、緊急的に取組事項などを身に付けて指導者を養成する「指導者養成」の支援や、川での体験活動の意義を確認し全国の川で活動する人たちが交流を深める場を提供する「普及啓発活動」を推進します。(国土交通省)	①	A-1	進捗中	・各地域において、多様な関係者が連携し、河川における水難事故防止のため、啓発・情報提供等を実施している。	「引き続き、河川利用者の安全意識向上のための取組を推進する。」	-	-	-	治水事業等関係費 ・社会資本整備総合交付金等		

施策番号	具体的施策	基本戦略	国別目標	進歩評価	施設の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・料制等	事項名	数値目標
301	○ 次世代を担う子どもたちが、身近な水環境への関心を養める ・活動報告会に子どもたちが、身近な水環境への関心を養める ・活動報告会に子どもたちが、身近な水環境への関心を養める	① ③	③	進捗中	・平成24年度は32回体から応募があり、そのうち15回体に対して環境大臣賞を受賞した。また、生物多样性の観察会を行ったところ、受賞者の活動事例発表会を開催した。また、生物多样性の観察会から必要な専門的知识を普及・啓発するための指導者研修を17名の参加を得て実施した。 ・平成25年度も引き続き都道府県等の協力を得て実施している。	・事業実施における情報発信の工夫等について、環境大臣賞を公表し、計画策定、事業実施の際に活用している。	-	-	-	・水環境保全活動普及促進事業		
302	○ 河川水辺の国勢調査結果から得られた情報から、全体的な環境特性などを容易に把握するよう、河川環境情報図の作成の推進を図ることも、河川の整備、管理に活用します。(国土交通省)	③	③	進捗中	・魚類、底生動物、植物、鳥類、陸上昆蟲類、両生類、爬虫類・哺乳類、動植物プランクトンの調査結果を公表し、計画策定、事業実施の際に活用している。	・調査結果については、引き続き、河川管理の様々な場面に活用していく。	-	-	-	・治水事業等関係費 ・社会資本整備総合交付金等		
303	○ 全国の河川水辺の国勢調査の情報を迅速に把握でき、全国的な分析や、時系列的な傾向把握のスピードが格段にレベルアップすることや、河川環境に関するなど、河川水辺の国勢調査で得られた膨大なデータの整理・分析・活用をより効率可能となるよう、調査結果の電子化、GIS化を進めます。また、自然環境保全基礎調査など他の国際的な調査データとの相互利用を推進します。(国土交通省、環境省、農林水産省)	③	③	進捗中	・河川水辺の国勢調査の結果については、引き続き、河川は、一般の方々に公開している。	・調査結果については、引き続き、河川は、一般の方々に公開している。	-	-	-	・治水事業等関係費 ・社会資本整備保全基礎調査費 ・自然環境保全基礎調査費		
304	○ 平成19年3月に河川水辺の国勢調査の実施要領を改定し、基本調査のうち、魚類調査・底生動物調査については原則5年、植物調査、両生類調査、爬虫類調査、陸上昆蟲類など調査については原則10年でこれらの中でもささらに1層の利活用を図ります。(国土交通省)	③	③	進捗中	【施策番号:302に同じ】	【施策番号:302に同じ】	-	-	-	【施策番号:302に同じ】		
305	○ 現在までに、魚類調査の実施頻度を多く美しく改善が行われています。河川、流域特徴特に急流河川においては、河川の水質や底生生物の環境が改善されています。また、河川の6河川に対する研究を進めます。(国土交通省)	③	③	進捗中	・岩木川、多摩川、千曲川、五ヶ瀬川、十勝川の5河川をフィールドとして、現地調査をベースとした研究が進められています。	・これらの調査結果を今後、河川における魚類の生態場所に反映させることが必要です。	-	-	-	・治水事業等関係費 ・社会資本整備総合交付金等		
306	○ 現在までに、魚類の生息場所に関する調査、研究を多く行っており、流況が比較的安定している多摩川、流量変動の不津川、河川甚災害対策特別緊急事業により大幅な改修が行われています。また、河川の6河川に対する研究を進めます。(国土交通省)	① ③	A-1 E-2	進捗中	・多目的河川づくりを実施する際の河道計画、河岸の設計手法に反映させるための河岸の設計手法に関する調査・研究等を行っている。	・多目的河川づくりを実施する際の河道計画、河岸の設計手法に反映させるための河岸の設計手法に関する調査・研究等を行っている。	-	-	-	・治水事業等関係費 ・社会資本整備総合交付金等		
307	○ 市民の河川環境への関心を高めるとともに、水生生物調査を実施します。(国土交通省、環境省)	① ⑤	A-1	進捗中	・当該調査は昭和65年より毎年実施しており、平成24年度は約6万人の参加を得て、全国の河川の2,452地点において調査を実施し、全体の58%の地点でサワニニヤカワゲラ類等の指標生物の生息が確認され、きれいな水と評価された。	・当該調査は昭和65年より毎年実施しており、平成24年度は約6万人の参加を得て、全国の河川の2,452地点において調査を実施し、全体の58%の地点でサワニニヤカワゲラ類等の指標生物の生息が確認され、きれいな水と評価された。	-	-	-	・治水事業等関係費 ・社会資本整備総合交付金等		

第9節 沿岸・海洋

(総括) 海洋の生態系サービスの持続可能な利用等のために、基礎情報の整理、島嶼における外来種駆除、許可漁業における規制の実施や混獲回避措置ほか、各種の管理措置を行っています。また、藻場や干潟等の保全・再生、地域も参加した海岸環境の保全・再生、漂着ゴミ対策や水質調査などの取組も進めました。

1 沿岸・海洋の生物多様性の総合的な保全

施策番号	具体的施策	基準目標	進捗評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針		達成目標	当初値	点検値	予算・税制等事項名	数値目標
					実施状況	課題					
308	O 薩摩、干潟、サンゴ礁など浅海域生態系の生物相に関するモニタリング調査を継続的に実施し、自然環境データの充実化や、日本を代表する生態系の全国的な生物情報を収集します。(環境省、農林水産省)	⑤ E-2 進歩中	・モニタリングサイト1000つにおいて、藻場、干潟・サンゴ礁などへの生態系を含め、日本を代表する生態系の全国的なモニタリング調査を実施している。 ・また、海洋生物の希少性の評価手法について検討を行い、その手法に基づいた絶滅のおそれの評価検討を開始。	・モニタリング調査は現在の取組を継続して進めていく。 ・海洋生物リッドリストを平成28年度までに作成する事を目指す。	—	—	—	—	—	・地球規模生物多様性モニタリング推進事業費 ・海洋生物情報整備推進費	—
309	O 海流、気候、地理的条件などをとに海域区分を行い、区分ごとの典型的な特徴を持つ干潟、藻場、サンゴ礁をはじめ、野生生物の鳥、魚や繁殖などに着目して、生物多様性の保護から重要な海域を抽出します。また、それらの重要な海域の保全状況をどのように、保護の強化が必要な海域がどの程度存在するか明らかにします。(環境省)	⑤ C-1 進歩中	・海保監視の検討に資する基礎情報 ・保護の強化が必要な海域の抽出。 ・海域の抽出作業を進めている。	平成25年度までに重要海域抽出着手(平成25年度まで)	平成25年度までに重要海域抽出着手(平成25年度まで)	平成23-25年度にかけて重要海域抽出着手(平成25年度まで)	—	—	—	・国立・国定公園新規指定等推進事業費	—
310	O 海洋生物多様性(保全戦略)に基づき、生物多様性の保全上重要な海域の危機要因を分析し、必要な対策を検討します。(環境省)	⑤ C-1 進歩中	その他 ・平成25年度に重要海域を抽出し終えてから着手予定。	・対策が困難な危機要因への取組が課題。	平成27年度までに重要海域要因分析と対策の検討着手(平成25年度まで)	平成23-25年度にかけて重要海域要因分析と対策の検討着手(平成25年度まで)	—	—	—	・地図情報生物多様性モニタリング推進事業費	—
311	O 沿岸域を含む海洋全般における生物多様性の保全を総合的データの基礎整備を関係各省の連携のもとに進めます。(環境省、国土交通省、関係省)	⑤ E-2 進歩中	・モニタリングサイト1000つにおいて藻場、干潟・サンゴ礁の生態系を含め、全国の地点において日本を代表する生態系のモニタリング調査を実施している。 ・また、結果を海洋生物地理情報システム(OBIS)に提供するため、その日本ノードであるJ-OBIS(Japan Regional OBIS Node)と調整中。	・現在の取組を継続して進めて行く。	—	—	—	—	—	・海洋政策支援情報システムの公開	—
312	O 海洋基本計画に基づき、生物多様性条約その他の国際約束を踏まえ、関係府省の連携の下に明確化された我が国における海洋保全区域の設定のあり方に沿い、海洋生物多様性の保全および生態系サービスの持続可能な実現を目指す。その際、ネットワークの設定期の進と管理の充実に努めます。その際、ネットワークの運営性について考慮するとともに、順応的管理の考え方のもと、各種の法規制と漁業者の自主規制を基本として、漁業資源の保全を目指す世界の生物多様性の保全を図ることを図ります。(環境省、関係府省)	C-1 進歩中	・海洋保全区域の検討に資する基礎情報として、平成23-25年度にかけて重要海域の抽出作業を進めている。 ・海保監視の抽出を進めていて、海保公園地区を指定。	・重要海域の性状を基に、海洋保護区の設立も含む管理の方向を検討。	領域及び排他的經濟水域の約8.3%(平成23年5月)	領域及び排他的經濟水域の約8.3%(平成32年)	—	—	—	・国立・国定公園新規指定等推進事業費	5
313	O 國立・国定公園の終点検事業の結果を踏まえ、関係機関と調整しながら、伝統的な生物多様性保全の核となる藻場、干潟・サンゴ礁などの自然環境や、陸域とのつながりを考慮した上で、海域における國立・国定公園の指定・再配置や海保公園地区の指定を進めます。さらに、海保公園地区については、必要に応じて規制の対象となる種をはじめて様々な利害関係者の合意形成を図ります。(環境省)	③ 進歩中	・平成25年2月に瀬戸内海国立公園において海保公園地区の新規指定や拡張を進めます。	・引き続き、海域公園地区指定を進めるとともに、海保公園地区の新規指定や拡張を進める。	—	—	—	—	—	・国立公園海域公園地区	—
314	O 國立公園内の沿岸域などにおいて、自然観察会などを積極的に開催するとともに、國立公園における海域の適正な保全と利用のバランスの修復などを図りながら、マツカケの産卵地など、國立公園において、静かな海岸生態系の保全・再生に取り組みます。(環境省)	③ 進歩中	・平成24年度は120の國立公園の沿岸公園の距離を行なうほどに、海水浴場の整備などを図りながら、マツカケの産卵地などを守っている砂浜の清掃等を実施。	・引き続き國立公園の海域における適正な管理を行なうことにより、海岸生態系の保全再生に取り組む。	—	—	—	—	—	・マリンワーカー事業・海域を有する4国立公園で実施(平成24年度)	—
315	O 國立公園内の沿岸域などにおいて、自然観察会などを積極的に開催するとともに、國立公園における海域の適正な保全と利用のバランスの修復などを図りながら、ホーミング・説明活動などを通じて、静かな海岸生態系の保全と啓発を推進します。(環境省)	③ 進歩中	・平成24年度は120の國立公園の沿岸公園における適正な利用を推進することにより、海岸利用について、沿岸・海域における適正な保全と利用のあり方について検討を行なった。	・引き続き國立公園の海岸における適正な保全の普及啓発を推進する。	—	—	—	—	—	・國立・国定公園新規指定等推進事業費 ・國立公園内生物多様性保全対策費	—

施策番号	具体的施策	基本戦略	国別目標	進歩評価	施設の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・料制等 事項名	数値 目標
316 ○ 海域の国立公園内の自然景観や生物多様性の保全に悪影響を及ぼす土砂や汚染物質などの発生源を抑制するために、関係機関との調整・連携を図りながら、必要な対策を検討します。(環境省、関係府県)	③	B-3 B-5	進捗中	・国・地方公園の区域公園地区内においては、海水や排水を規制し、海域の生物多様性の保全を図っている。	-	-	-	-	-	-	-
317 ○ 國指定鳥獣保護区においては、関係機関との調整を図りながら、国後作成する海の保全上の重要な地図を用いて、今後作成する海の保全上の考え方等も踏まえ、保護区の再編を図ります。(環境省)	②	C-1	進捗中	【施策番号381に同じ】	【施策番号381に同じ】	-	-	-	-	【施策番号381に同じ】	-
318 ○ 既存の生態系サービスの持続可能な利用のため、その管理の充実と生態系サービスの設定を適切に推進するとともに、漁業者の自律的な共同管理によって、生物多様性を保全しながら、これを持続的に保全するため、効果的な保護区などを行うという基本認識の下、こうした日本型海洋保護区の浸透を行っていく。(農林水産省)	① ② ③ ④	B-2 C-1	進捗中	・生物多様性に配慮した漁業推進事業において、資源管理手法として、資源の交換について、国内外の事例を総合的検証を実施している。また、国内漁業への対外的争奪戦を実施していく。	引き続海洋保護区の効果についての調査と実施する。	-	-	-	-	・生物多様性に配慮した漁業推進事業	-
319 ○ 自然環境保全基礎調査、モニタリングサイト1000などを活用して、藻場・干潟の生態系を含め、日本を代表する生態系の健全性の調査を実施していく。	⑤	E-2	進捗中	現在の取組を継続して進めしていく、藻場・干潟の調査を実施していく。	-	-	-	-	-	-	-
320 ○ 同節1「海洋生物多様性の保全」のための保護区)に示した施策を通じ、藻場・干潟の保全を図ります。(環境省)	C-1	進捗中	【施策番号312～317同節1・2】海洋生物多様性の保全のための保護区)参照	-	-	-	-	-	-	・國立公園新規指定等推進事業費	5
321 ○ 海域環境に応じた手法による藻場・干潟の保全・造成を推進するとともに、漁業者を中心とする多様な手による食害生物の駆除、伝統的多様性と地域固有性を確保して海草類・二枚貝の拡散・移植及び漁場の耕うんなどの維持管理活動を推進します。(農林水産省)	③	B-2	進捗中	【K座基礎整備事業】藻場・干潟の造成を平成24年度までは実施した。 【K座多面的機能発揮対策】(K座多面的機能発揮対策)の5年間におよぶ5.5ha実施する。 【K座多面的機能発揮対策】(K座多面的機能発揮対策)に向け、今後とも目標達成に向け取り組んでいく。	藻場・干潟の保全・創藻場・干潟の調査(平成19～22(23)年度実績)	-	-	-	-	・水産基盤整備事業	22
322 ○ 港湾整備により発生した浚渫土砂を有効活用し、干潟・藻場などの再生、深掘跡の埋め戻しを推進します。(国土交通省)	③	B-1 B-3	進捗中	・浚渫土砂を有効活用し、鹿児島港の干潟の再生、深掘跡の埋め戻しを実施し、水生生物が増加や深掘跡の埋め戻しによる青潮の因となる貧乏水塊の発生する場所の年度以降、本年度からの事業のため成果は次年度を実施していく予定。	干潟の再生の割合: 約40%(平成23年度末) 干潟の再生の割合: 約38.0% (平成24年度末)	干潟の再生の割合: 約40%(平成23年度末) 干潟の再生の割合: 約38.0% (平成24年度末)	干潟の再生の割合: 約40%(平成23年度末) 干潟の再生の割合: 約38.0% (平成24年度末)	-	-	・港湾整備事業費	23
323 ○ 生活排水などによる水産動植物の生育環境の悪化に対しては、集落排水施設などの整備を通じて陸上からの水質負荷低減に取り組みます。(農林水産省)	③	進捗中	・農業集落排水施設の整備推進が図られたことなどにより、平成24年度にかけて公用用水質保全に寄与する農業集落排水が処理人口普及率が81%(福島県を除く)となった。 ※東日本大震災の影響により、青森県、岩手県、宮城県、福島県が復旧する市町村があることが確定	農業集落排水処理人口 普及率 68% (平成21年度)	農業集落排水処理人口 普及率 68% (平成21年度)	農業集落排水処理人口 普及率 68% (平成21年度)	37.8% (平成23年度末)	37.8% (平成23年度末)	38.0% (平成24年度末)	・農山漁村地域整備交付金の内数 ・地域再生基礎強化交付金の内数	24
324 ○ 漁業系資材のリサイクル技術の開発・普及などの対策を推進することにより、黒潮・漂着ごみの増加による漁業活動への影響を図ります。(農林水産省)	③	進捗中	・漁業系資材の圧縮・脱窒技術の開発により、廃油泡スチロールフロー等の運搬・処理経費の削減が達成され、一部の市町村で正船減容機が導入されている。	-	-	-	-	-	-	・漁場機能維持管理事業のうち漁場潮流・漂着物対策促進事業	-

施策番号	具体的施策	基本戦略	国別目標	進歩評価	施設の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・料制等	事項名	数値目標
325	○赤潮・貧酸素水塊の発生監視体制を強化し、漁業被害を防止するための取組を推進します。(農林水産省)	③	B-3	進捗中	・平成25年度から下記のとおり、赤潮・貧酸素水塊対策推進事業を実施する。 (1)有害赤潮等発生監視と発生機構の解明 (2)有害赤潮・貧酸素水塊対策技術の強化等の推進に努める。 (3)赤潮原因把握の発生モニタリング、発生機構解明、予察技術等の開発 (4)赤潮・貧酸素水塊広域連絡網技術の開発 (5)漁場・生产力向上のための漁場改善実証試験	赤潮・貧酸素水塊対策推進事業監視体制の強化等の推進に努める。	-	-	-	-	赤潮・貧酸素水塊対策推進事業	
326	○漁場の効用回復に資する堆積物除去等を推進します。(農林水産省)	③	B-2	進捗中	・漁場の効用回復に資する堆積物除去等を平成24年度に35.72ha実施した。	漁場の堆積物除去等を平成28年度までに33.9万ha(平成24~28年度実績達成に向けた実施を推進していく)。	漁場の堆積物除去:23万ha(平成24~28年度実績)	-	-	水産基盤整備事業		25
327	○サンゴ礁生態系の保全・再生及び持続可能な利用を促進し、地域社会の持続可能な発展を図るために策定したサンゴ礁生態系保全行動計画の実施を推進します。(環境省)	④	B-5	進捗中	・平成23年度から「サンゴ礁生態系保全行動計画フォーラップ会議」を毎年開催している。	サンゴ礁生態系の保全・再生が十分ではない懸念がある。策定後5年後程度を目処に行動計画を見直しを行う。	サンゴ礁生態系の保全・再生が十分ではない懸念がある。策定後5年後程度を目処に行動計画を見直しを行う。	平成27年度まで実施後、計画見直し	-	國立・國定公園新規指定等推進事業費		
328	○「サンゴ礁生態系保全行動計画フォーラップ会議」を開催し、サンゴ礁生態系とそれに隣接する社会経済的な変動も把握するための遙測面指標を検討しつつサンゴ礁生態系保全行動計画の実施を行なうとともに、関係省庁や自治体等と情報共有を図ります。(環境省)	⑤	E-2	進捗中	・モニタリングサイト1000において、藻場・干潟の生態系を含め、日本を代表する生態系の全国的なモニタリング調査を実施している。	現在の取組を継続して進めていく。	現在の取組を継続して進めていく。	平成27年度まで実施後、計画見直し	-	國立・國定公園新規指定等推進事業費		
329	○サンゴ礁サイト1000などを活用して、サンゴ礁を整備を進めます。(環境省)	⑤	D-2	進捗中	・モニタリングサイト1000において、藻場・干潟の生態系を含め、日本を代表する生態系の全国的なモニタリング調査を実施している。	同断1.2「海洋生物多様性の保全のための保護区」参照	現在の取組を継続して進めていく。	平成27年度まで実施後、計画見直し	-	・地球規模生物多様性モニタリング推進事業費		
330	○同断1.2「海洋生物多様性の保全のための保護区」に示して施設を通じ、サンゴ礁の保全を図ります。(環境省)	⑥	C-1	進捗中	多様性の保全のための保護区	同断1.2「海洋生物多様性の保全のための保護区」参照	-	-	-	・國立・國定公園新規指定等推進事業費	5	
331	○冲縄県の石西灘湖、高知県の宍道湖、徳島県の竹ヶ島においてサンゴ群集の自然再生を実施しており、これらを含め生き残り自然再生事業を実施します。(環境省)	③	D-2	進捗中	・平成25年度、サンゴ群集の再生を目的として、国立公園内の石西灘湖、宍道湖、徳島県が自然再生事業を実施します。また、徳島県が実施した竹ヶ島の自然再生事業に対し自然環境整備交付金により支援。	生き残り自然再生事業を含め、多様な生態系を对象とする自然再生事業を着実に推進する。	生き残り自然再生事業を含め、多様な生態系を对象とする自然再生事業を着実に推進する。	平成27年度まで実施後、計画見直し	-	・自然公園等事業費		
332	○沖縄県及び奄美群島において、農地などからの赤土などの流出を防止するため、ぼく配修正や沉砂池などの整備を推進します。(農林水産省)	③	D-2	進捗中	・平成25年度は、水質保全が放棄事業耕土流出防止施設整備を沖縄県23地区、奄美群島2地区実施している。	現在の取組を継続して進めていく。	現在の取組を継続して進めていく。	平成27年度は、水質保全が放棄事業耕土流出防止施設整備を沖縄県23地区、奄美群島2地区実施している。	-	・沖縄県交付金事業推進費		
333	○国際サンゴ礁イニシアティブ(IGR)のサンゴ礁と気候変動に関する議論を踏まえ、気候変動に対する適応策を検討するため、サンゴ礁の回復力を改善させたための研究や活動実施の支援などを実行します。(環境省)	⑤	B-5	進捗中	・環境研究会合「推進議の課題S-9-5『研究費の確保が課題。引き続き研究を推進。』」が開催され、研究費の確保が課題。引き続き研究を推進。	研究費の確保が課題。引き続き研究を推進。	研究費の確保が課題。引き続き研究を推進。	環境研究会合「推進議の課題S-9-5『研究費の確保が課題。引き続き研究を推進。』」が開催され、研究費の確保が課題。引き続き研究を推進。	-	・環境研究会合推進費		
334	○サンゴの生育条件として厳しく、現地状況の把握や堆肥修正を行なうとともに、広くその他のサンゴ育養手法バイオリンを作成することによって、農林水産省でも通用できるサンゴ育養技術の開発を行います。(農林水産省)	③	進捗中	・これまで沖ノ鳥島サンゴについて、大量の白化や鷲死が確認されており、沖ノ鳥島のサンゴ生態系の脆弱化が懸念され、サンゴ生態系の強化が求められている。このため、これまで移植・生育したサンゴ群集に拡大させるための増殖技術を開発する。	沖ノ鳥島のサンゴについて、種苗生産、移植・保全、モニタリング等のサンゴ増殖技術の開発を進め、移植サンゴの産卵が確認されるなど、着実に成果が得られている。	沖ノ鳥島のサンゴについて、種苗生産、移植・保全、モニタリング等のサンゴ増殖技術の開発を進め、移植サンゴの産卵が確認されるなど、着実に成果が得られている。	沖ノ鳥島のサンゴについて、種苗生産、移植・保全、モニタリング等のサンゴ増殖技術の開発を進め、移植サンゴの産卵が確認されるなど、着実に成果が得られている。	沖ノ鳥島のサンゴについて、種苗生産、移植・保全、モニタリング等のサンゴ増殖技術の開発を進め、移植サンゴの産卵が確認されるなど、着実に成果が得られている。	-	・環境研究会合開発実証事業費		

施策番号	具体的施策	基準目標	課題と今後の方針						
			進捗状況	評価	施策の取組状況と成果	達成目標	当初値	点検値	
335	○ 種の保存法に基づき保護措置事業計画を策定している種につき、生息状況や生物多様性の保全に配慮した農林業追因の除去又は整備や、生物多様性の保全を図る。 ○ 野生動物種の保護管理に必要な巡査及び巡回事業の充実・強化を行います。(環境省、農林水産省)	② C-2 進歩中 ③	・平成24年10月に新たにラムサール条約を保全した農林業計画を策定し、保護措置事業を実施中。 ・野生動物種の保護管理に必要な巡回及び巡回事業の充実・強化を行います。	・様々な保全対策の効果を検証しながら、引き続き事業を推進する。 ・引き続き、希少野生動植物の保護管理に必要な巡回及び巡回事業の充実・強化を行います。	-	-	-	・特定野生生物保護対策費	
336	○ 北海道の利尻島や天売島、石川県の七ツ島などの、特に海鳥の繁殖地において重要な離島(おもて、引き続きこれらの生態環境の保全を図ります。(環境省)	② C-2 進歩中	・天売島においてミカラガラスの捕食者の多様な離島において生態環境の保全を図っている。	・引き続き生態環境の保全を図る。	-	-	-	・特定野生生物保護対策費	
337	○ 小笠原においては洋島に残された固有種・希少及び独特の生態系の保全並びに外来種による生態系への悪影響を実施しており、これを含め引き続き国立公園における海洋島の生態系の自然再生事業を推進します。(環境省)	② D-2 進歩中 ③	・平成25年度、小笠原国立公園内において、構造化して、構成種の復元、外来種の駆除を目的に自然再生事業を実施します。	・引き続き、島嶼生態系の再生を含め、多様な生態系を対象とする自然再生事業を着実に推進する。	-	-	-	・自然公園等事業費	
338	○ 沖縄県の石西礁湖においてはサンゴ群集の自然再生事業を実施しています。(環境省)	③ D-2 進歩中	【施策番号331に同じ】	【施策番号331に同じ】	-	-	【施策番号331に同じ】	【施策番号331に同じ】	
339	○ 奄美大島において希少種への賃貸などによって、低密度で防除を進めているマンガースについて、根絶に向けた捕獲を進めることとともに、根拠の目標年度を科学的に検討します。さらに、費用対効果を踏まえたより効率的な防除手法を検討し、早期の根絶を目指す。希少種の生態地や国立公園、保護林などの保護上重要な地域を中心に外生種の防除事業を進めます。(環境省、農林水産省)	② B-4 進歩中 ③	・奄美大島及び沖縄本島やんばる地域に分布するマンガースの駆除を実施するため、奄美大島及び沖縄本島やんばる地域において根絶を目指すとともに、根絶に向けた根絶を実施する。また、低密度下において根絶を実施するための効率的な捕獲手法の開発を行なう。全国的に定着しているアシカマ及びオオクチバスマ等による地域における特徴的な生態系を有する地域において防除を進めるとともに、有効な防除技術の開発を行なう。 ・奄美大島の保護林等において、希少種であるミノクロワサギ等の生態状況や死ぬ固体の調査を行うなど、マンガースの防除に資する情報収集等を実施した。	・奄美大島のマンガースの駆除を実施するため、奄美大島及び沖縄本島やんばる地域において根絶を目指すとともに、根絶に向けた根絶を実施する。また、低密度下において根絶を実施するための効率的な捕獲手法の開発を行なう。全国的に定着しているアシカマ及びオオクチバスマ等による地域における特徴的な生態系を有する地域において防除を進めるとともに、有効な防除技術の開発を行なう。 ・奄美大島のマンガースの駆除を実施するため、奄美大島及び沖縄本島やんばる地域において根絶を目指すとともに、根絶に向けた根絶を実施する。また、低密度下において根絶を実施するための効率的な捕獲手法の開発を行なう。全国的に定着しているアシカマ及びオオクチバスマ等による地域における特徴的な生態系を有する地域において防除を進めるとともに、有効な防除技術の開発を行なう。	0.08 (平成24年度) 0.08 (平成23年度)	0.08 (平成24年度) 0.08 (平成23年度)	・特定外来生物防除等推進事業(一部) ・特定外来生物防除等推進事業(一部)	26 27	
340	○ 利尻、礼文島においては、オオハンコンソウなどの外来植物の除去などを引き続き実施します。(環境省)	③ 進歩中	・オオハンコンソウなどの外来植物の除去などを実施した。	・現在の取組を継続して進めていく。 ・他の育成となつているアシカマ等の外来植物の種の防除を推進する。	国立公園内において ・奄美大島のマンガースの駆除を実施するため、奄美大島及び沖縄本島やんばる地域において根絶を目指すとともに、根絶に向けた根絶を実施する。また、低密度下において根絶を実施するための効率的な捕獲手法の開発を行なう。全国的に定着しているアシカマ及びオオクチバスマ等による地域における特徴的な生態系を有する地域において防除を進めるとともに、有効な防除技術の開発を行なう。	利尻島:オオハンコンソウ ウ27,000本を駆除(平成23年度) ・利尻島:オオハンコンソウ ウ20,327本を駆除(平成24年度)	・利尻島:オオハンコンソウ ウ27,000本を駆除(平成23年度) ・利尻島:オオハンコンソウ ウ20,327本を駆除(平成24年度)	・利尻島:オオハンコンソウ ウ27,000本を駆除(平成23年度) ・利尻島:オオハンコンソウ ウ20,327本を駆除(平成24年度)	・利尻島:オオハンコンソウ ウ27,000本を駆除(平成23年度) ・利尻島:オオハンコンソウ ウ20,327本を駆除(平成24年度)
341	○ 小笠原諸島、南西諸島などでの島嶼どうしによる生態系を有する地域への影響の防止対策について検討実施します。この際、国有林に隣接・介在する民有林におけるがんばる公益的橿維持増進協定制度を活用するなどして一體的に推進します。(環境省、農林水産省)	② B-4 進歩中 ③	・奄美大島、沖縄本島やんばる地域において、公園立公園におけるガーネークリーリング石表石の駆除作業を実施。外生植物であるアカキ、モクマオウなどの駆除等を実施した。	・奄美大島のマンガースの駆除を実施するため、奄美大島及び沖縄本島やんばる地域において根絶を目指すとともに、根絶に向けた根絶を実施する。また、低密度下において根絶を実施するための効率的な捕獲手法の開発を行なう。全国的に定着しているアシカマ及びオオクチバスマ等による地域における特徴的な生態系を有する地域において防除を進めるとともに、有効な防除技術の開発を行なう。	0.08 (平成25年度) 0.08 (平成23年度)	0.08 (平成25年度) 0.08 (平成23年度)	・特定外来生物防除等推進事業(一部) ・森林整備・保全費	26 27	
342	○ 奄美・琉球諸島(トカラ列島以南の南西諸島)が候補対象に位置する、絶滅危惧種の生息・生育地など、重要地域の保護対措置を行なうとともに、保護区の設定新規や、連携を図りながら取り組みます。(環境省、文部科学省、農林水産省)	② C-1 進歩中 ③	【施策番号69に同じ】	【施策番号69に同じ】	-	-	【施策番号69に同じ】	【施策番号69に同じ】	

施策番号	具体的施策	基本目標	進歩評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・料制等	事項名	数値目標
343	○ 引き続き、モニタリングサイト1000など各種調査の実施により、東洋の生態系に關する情報収集を進めるとともに、これらの科学的データに基づく適切な海洋生物の保全のための取組を進めます。(農林水産省)	⑤ E-2	進捗中	・モニタリングサイト1000において、藻場・干潟の生態系を含め、日本を代表する生態系の全国的なモニタリング調査を実施している。	現在の取組を継続して進めていく。	-	-	-	-	・特定野生生物保護対策費	
344	○ 少少な野生水生生物の科学的知見の集積充実を図り、生態系全体としての保全と持続的利用の方法を検討します。(農林水産省)	① C-2	進捗中	・生物多様性推進事業において、水産資源の希少性を適切に評価するための情報及び手法の調査、検討を実施している。また、水産資源として利用している希少種について、生息環境や生態、資源状況等を実施しての結果を踏まえて保全と持続的利用のあり方を検討する。	引き続き水産資源の希少性を適切に評価するための情報及び手法の調査、検討を実施する。また、希少種について、引き続き、生息環境や生態、資源状況の調査等を実施しての結果を踏まえて保全と持続的利用のあり方を検討する。	-	-	-	-	・生物多様性に配慮した漁業推進事業	
345	○ サメ・海鳥・ウミガメの混獲生物については、混獲の影響評価を進めるとともに、適切な混獲回避技術の開発、改良及び漁業者への普及・啓発を行うなど、混獲の削減を図ります。(農林水産省)	① B-2	進捗中	・水産資源持続的利用国際動向調査事業において、サメ・海鳥等の混獲の現状等について調査・分析を実施している。また、沿岸漁業海電・混獲防止対策事業において、ウミガメの定置網の混獲率閾値について調査するとともに、ウミガメ混獲防止技術の開発を実施している。	引き続き、混獲の現状等について調査・分析を行い、隨時、その結果を踏まえて混獲防止技術の開発を実施する。また、漁業者に対し、混獲防止の方法、捕獲されない生存個体の適切な取扱いなどの指導・普及啓発活動を実施する。	-	-	-	-	・水産資源持続的利用国際動向調査事業	
346	○ 少少な野生大型魚の保護生物については、混獲の影響評価を進めるとともに、適切な混獲回避技術の開発、改良及び漁業者への普及・啓発を行うなど、混獲の削減を図ります。(農林水産省)	⑤ B-2	進捗中	・科学的根拠に基づく捕獲頭数の設定や強化網の開発等の被害防止対策を進めている。	引き続き、科学的根拠に基づく捕獲頭数の設定や強化網の開発等の被害防止対策を進めている。	-	-	-	-	・有害生物漁業被害防止総合対策事業	
347	○ 少少な野生水生生物による漁業被害の防止にあたっても、生物多様性を配慮しつつ、その夾遊頭数などの科学的知見を踏まえた被害防止対策を推進します。(農林水産省)	⑤	進捗中	・生物多様性による漁業被害の防止にあたっても、生物多様性を配慮しつつ、その夾遊頭数などの科学的知見を踏まえた被害防止対策を推進します。	生物多様性による漁業被害の防止にあたっても、生物多様性を配慮しつつ、その夾遊頭数などの科学的知見を踏まえて、その影響緩和の取組を推進します。	-	-	-	-	・監視調査等対策推進費	
2 里海・海洋における漁業											
348	○ 海洋環境に応じて手法による漁場・干潟の保全・造成を推進することともに、漁業者を中心とする多様な組合いによって食育・生物の駆除・遺伝的多様性・地域固有性を確保した海草類・二枚貝の維持管理活動を推進します。(農林水産省)	③ B-2	進捗中	【施策番号321に同じ】	【施策番号321に同じ】	【施策番号321に同じ】	【施策番号321に同じ】	【施策番号321に同じ】	【施策番号321に同じ】	【施策番号321に同じ】	22
349	○ 生活排水などによる水産動植物の生育環境の悪化に対しては、集落排水施設などの整備を通じて陸上からの水質負荷低減に取り組みます。(農林水産省)	③	進捗中	【施策番号323に同じ】	【施策番号323に同じ】	【施策番号323に同じ】	【施策番号323に同じ】	【施策番号323に同じ】	【施策番号323に同じ】	【施策番号323に同じ】	24
350	○ 漁業系資源のリサイクル技術の開発・普及などの対策を推進することにより、黒流・漂着ごみの増加による漁業活動への悪影響を緩和します。(農林水産省)	③	進捗中	【施策番号324に同じ】	【施策番号324に同じ】	【施策番号324に同じ】	【施策番号324に同じ】	【施策番号324に同じ】	【施策番号324に同じ】	【施策番号324に同じ】	25
351	○ 赤潮・貧乏水塊の発生監視体制を強化し、漁業被害を防止するための取組を推進します。(農林水産省)	③ B-3	進捗中	【施策番号325に同じ】	【施策番号325に同じ】	【施策番号325に同じ】	【施策番号325に同じ】	【施策番号325に同じ】	【施策番号325に同じ】	【施策番号325に同じ】	
352	○ 漁場の効用回復に資する堆積物除去等を推進します。(農林水産省)	③ B-2	進捗中	【施策番号326に同じ】	【施策番号326に同じ】	【施策番号326に同じ】	【施策番号326に同じ】	【施策番号326に同じ】	【施策番号326に同じ】	【施策番号326に同じ】	25
353	○ 渔港漁場の整備においては、計画、設計、施工の各段階において、実施箇所の自然環境に対する影響に十分配慮し、多様な影響の把握に努め、生物多様性を含めた自然環境に配慮した漁港漁場の整備を推進し、水生生物の生活史に応じた良好な生态环境空間を創出します。(農林水産省)	③ B-2	進捗中	・水生生物の生活史に応じた広域的に連携する漁場環境形成手法の検討、各生活段階に応じた漁場環境形成手法を強化する技術の開発・実証を実施するとともに、木材利用を促進する増殖技術開発への支援を行なう。	引き続き、水生生物の生活史に応じた広域的に連携する漁場環境形成手法の検討、各生活段階に応じた漁場環境形成手法を強化する技術の開発・実証を実施するとともに、木材利用を促進する増殖技術開発への支援を行なう。	-	-	-	-	・漁場環境・生物多様性保全総合対策事業費	28
										・漁場環境・生物多様性保全総合対策事業費	
										・漁場環境・生物多様性保全総合対策事業費	25
										・漁場環境・生物多様性保全総合対策事業費	
										・水産基盤整備事業	

基準	国別	進捗 段階	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針		達成目標	点検値	予算・税制等 事項名	数値 目標
				実施	評価				
354	○ 漁港周辺水域への汚水漏入負荷軽減対策として漁業集落排水設施などの整備や漁港内における汚水漏やドトロの危険性への対応により漁港周辺水域の水質保全対策を強化します。（農林水産省）	(2) 進捗中	・平成23年11月に発生した東日本大震災による全国的な漁業生産が不可能なことが、被災3県除きの漁業集中度の実績は、平成22・23年度で実績が50.4%から53.9%となり、目標値（平成28年度）である65%は達成できる見通し。	・平成23年3月11日に発生した東日本大震災により、全国的な漁業生産が不可能なことが、被災3県除きの漁業集中度の実績は、平成22・23年度で実績が50.4%から53.9%となり、目標値（平成28年度）である65%は達成できる見通し。	・漁業集落排水処理を行う漁村の人口比率は、漁村の人口比率（平成21年度末実績）65%	漁業集落排水処理を行う漁村の人口比率は、漁村の人口比率（平成21年度末実績）65%	当初値	53.9%	29
355	○ 豊かな生物多様性をはじめとする魅力的な地域資源を活用し、漁村づくりを推進するとともに、国民いのち観みやすい漁村景観の保全・形成や歴史的・文化的遺産の継承を推進します。（農林水産省）	(2) 進捗中	・漁村における定住や都市との地域間交流の促進など、漁村地域の活性化を図ることによるための施設整備を促進することにより、漁村景観の保全・形成に寄与します。	・引き続き、漁村における定住や都市との地域間交流の促進など、漁村地域の活性化を図るために施設整備を促進することにより、漁村景観の保全・形成に寄与します。	・漁村における定住や都市との地域間交流の促進など、漁村の活性化を図るために施設整備を促進します。	・漁村における定住や都市との地域間交流の促進など、漁村の活性化を図るために施設整備を促進します。	当初値	—	・農山漁村活性化プロジェクト支援交付金
356	○ 体験学習や自然とのふれあいなど都市と漁村との理解・交流・定住の実現を実施します。（農林水産省）	(2) 進捗中	・漁村における定住や都市との地域間交流の促進など、漁村の活性化を図るために施設整備を促進します。	・漁村における定住や都市との地域間交流の促進など、漁村の活性化を図るために施設整備を促進します。	・引き続き、漁村における定住や都市との地域間交流の促進など、漁村地域の活性化を図るために施設整備を促進します。	・引き続き、漁村における定住や都市との地域間交流の促進など、漁村地域の活性化を図るために施設整備を促進します。	当初値	—	・農山漁村活性化プロジェクト支援交付金
357	○ 水産資源について調査・船便による種々の調査を行い、資源の動向把握・評価を推進します。（農林水産省）	B-2 進捗中	・水産資源について調査船等による種々の調査を行い、資源の動向把握・評価を行います。	・水産資源について調査船等による種々の調査を行い、資源の動向把握・評価を行います。	・現在の取組を継続していく。	・現在の取組を継続していく。	—	—	・我が国周辺水域資源評価等推進事業
358	○ 魚類状況の悪化が懸念されるため、資源の動向把握・評価を実施します。（農林水産省）	進捗中	・魚類の持続可能な利用・管理については、わが国の漁業生産及び消費における効率を十分に踏まえ、地域漁業管理制度を通じて、資源の規範に基づく組織化の設定や、違法・報告・無報酬(IUU)漁業の排除に取り組みます。（農林水産省）	・魚類の持続可能な利用・管理については、わが国の漁業生産及び消費における効率を十分に踏まえ、地域漁業管理制度を通じて、資源の規範に基づく組織化の設定や、違法・報告・無報酬(IUU)漁業の排除に取り組みます。（農林水産省）	・マグロ類等の水産資源の保存及び資源の利用、各地域・漁業管理機関において科学的な資源評価に基づく保育・実施の強化のため、積極的に役割を果たしました。	・マグロ類等の水産資源の保存及び資源の利用、各地域・漁業管理機関において科学的な資源評価に基づく保育・実施の強化のため、積極的に役割を果たしました。	—	—	・我が国周辺水域資源評価等推進事業
359	○ 魚類資源についても、科学的研究室に基づく保存と持続可能な利用を国際的に確立させるよう努めます。（農林水産省）	進捗中	・魚類資源についても、科学的研究室に基づく保存と持続可能な利用を国際的に確立させるよう努めます。（農林水産省）	・魚類資源についても、科学的研究室に基づく保存と持続可能な利用を国際的に確立させるよう努めています。	・監視について補強調査等の実施により、監視捕獲・堆積調査の安全な実施を図りつつ、現在の取組を継続して進めています。	・監視について補強調査等の実施により、監視捕獲・堆積調査の安全な実施を図りつつ、現在の取組を継続して進めています。	—	—	・監督調査等対策推進費
360	○ 資源保護のための操業期間禁止や保護水面の設定のような生態系に配慮した漁業管理やドリホール、シーフィッシュなどによる漁獲量の削減による漁業活動に対する影響を考慮して、これらの漁業生産と資源の持続性の保全と持続可能な利用が可能なことなどを科学的に示す、適切な国際世論の形成を図ります。（農林水産省）	① B-2 進捗中 ② C-1 進捗中 ④ 進捗中	・資源保護のための操業期間禁止や保護水面の設定のような生態系に配慮した漁業管理やドリホール、シーフィッシュなどによる漁獲量の削減による漁業活動に対する影響を考慮して、これらの漁業生産と資源の持続性の保全と持続可能な利用が可能なことなどを科学的に示す、適切な国際世論の形成を図ります。（農林水産省）	・水産資源の持続的な利用のため、大臣許可漁業で操業期間の設定期間等の規制を設けるとともに、保護水面の適切な設定を実施する。 ・また、直接回避のため、まぐろ延縄漁業において、地盤漁業管理機関の保存 対策に基づいた直接回避措置を実施する。 ・さらに、国際的な議論に對応するため、引き続き科学的情報に基づく漁業の持続的な利用の考え方を理解されよう努めているところ。	・引き続き、大臣許可漁業で操業期間の設定期間等の規制を設けるとともに、保護水面の適切な設定を実施する。 ・また、直接回避のため、まぐろ延縄漁業において、地盤漁業管理機関の保存 対策に基づいた直接回避措置を実施する。 ・さらに、国際的な議論に對応するため、引き続き科学的情報に基づく漁業の持続的な利用の考え方を理解されよう努めているところ。	・水産資源の持続的な利用のため、大臣許可漁業で操業期間の設定期間等の規制を設けるとともに、保護水面の適切な設定を実施する。 ・また、直接回避のため、まぐろ延縄漁業において、地盤漁業管理機関の保存 対策に基づいた直接回避措置を実施する。	—	—	・水産資源持続的利用国際動向調査事業
361	○ 資源保護のための操業期間禁止や保護水面の設定のような生態系に配慮した漁業管理やドリホール、シーフィッシュなどによる漁獲量の削減などによる漁業活動に対する影響を考慮して、これらの漁業生産と資源の持続性の保全と持続可能な利用が可能なことなどを科学的に示す、適切な国際世論の形成を図ります。（農林水産省）	B-2 進捗中	・当該施策は、平成23年9月現在、二国間・多国間にによる協定は48協定。	・当該施策は、平成23年9月現在、二国間・多国間にによる協定は47協定（平成23年度末）。	二国間・多国間漁業協定 年度維持・増大)	—	—	—	30
362	○ 漁業許可制度・漁獲可能量（TAC）制度等による資源管理における漁業の確保や資源の持続可能な利用と適切な利用、漁獲削減などに積極的に貢献します。（農林水産省）	(2) B-2 進捗中	・当該施策は、平成23年度から実施して、当該施策により資源管理計画の作成指針を策定し、これに沿って漁業者団体的な管理措置とともに、自主的な管理措置を実施している。 ・資源管理計画を作成し、幅広い漁業資源の保全・資源管理に貢献しています。この各種の管理措置を実施している。 ・平成23年3月末現在、全国で1705件の資源管理計画を作成。	・当該施策は、平成23年度から実施して、当該施策により資源管理計画の作成指針を策定し、これに沿って漁業者団体的な管理措置とともに、自主的な管理措置を実施している。 ・資源管理計画を作成し、幅広い漁業資源の保全・資源管理に貢献しています。この各種の管理措置を実施している。 ・平成23年3月末現在、全国で1705件の資源管理計画を作成。	二国間・多国間漁業協定 年度維持・増大)	—	—	—	—

施策番号	具体的施策	基本戦略	進歩評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・料制等 事項名	数値 目標
363	○ 生態系や資源の持続性に配慮した方法で漁獲された水産物であることを水産白書や消費者向けのパンフレットを通じ、その普及に努めます。(農林水産省)	①	進捗中	・生態系や資源の持続性に配慮した方法で漁獲された水産物であることを水産白書や水産エコラベルについて、水産白書に記載し、普及を促進します。	・生態系や資源の持続性に配慮した方法で漁獲された水産物であることを水産白書や水産エコラベルについて、水産白書に記載し、消費者向けのパンフレット等を通じて普及及促進。	-	-	-	-	-
364	○ 放流計画の策定、種苗の生産、放流などにあたっては、遺伝的多様性への影響、系群への影響などを考慮して、遺伝的系群と調和した増殖を推進します。(農林水産省)	①	進捗中	・水産総合研究センターの研究成果等に基づき指針の作成に向け検討中。	・水産総合研究センターの研究成果等に基づき指針の作成に向け検討中。	-	-	-	-	-
365	○ 農場業については、魚場環境を悪化させない持続的な養殖生産を実現するため、地域における主たる魚場の改善計画の策定を進めます。(農林水産省)		進捗中	・持続的養殖生産環境の維持・改善のための漁場改善計画の策定	・引き続き、漁業協同組合等による自主的漁場環境の維持・改善のための漁場改善計画の策定を促進する必要がある。	-	-	-	-	-
366	○ 魚類養殖において、残餌による環境負荷の低減のため、低環境負荷飼料の開発を推進します。(農林水産省)		進捗中	・クロマクロ養殖用餌料高度化促進事業において、平成22年度からクロマクロ用配合飼料の開発が3件進められています。	当該施策は平成22年度より実施している。開発が着実に進展していることにより、現在、実用化への関心が高まっています。現在、配合飼料の裏面化に向け事業を進めていくところである。	-	-	-	・水産資源回復対策に必要な経費	-
367	○ さけ・まぐろ養殖事業についても、北太平洋の生態系との調和を図り、生物として持つ種の特性と多様性を維持することに配慮して生産を図り、河川及びその周辺の生物多様性の高変化を図り、河川における主たる魚種の生息環境の維持・改善計画の策定を行ってます。また、再生産事業を推進します。(農林水産省)	② ③	進捗中	・水産総合研究センターは種の特性と多様性維持に配慮しつつ水産資源保護法第20条に基づいた野牛魚等の共生を実現するため、放流魚・野牛魚等に対する調査等を踏まえて、生物多様性に配慮しつづけます。漁業事業を推進していく。	・引き続き、水産総合研究センターが実施するふ化放流のモニタリングや技術開発が着実に進展していることにより、現在、出荷サイズのクロマクロへ給餌可能な配合飼料の裏面化に向け事業を進めていくところである。	-	-	-	・(独)水産総合研究センター運営費交付金	-
368	○ 平成34年までに海面養殖生産に占める漁場改善計画対象海面で生産される割合を平成22年の割合から割り増します。(農林水産省)	① ②	進捗中	・持続的養殖生産環境の維持・改善のための漁場改善計画の策定	・引き続き、漁業協同組合等による自主的漁場環境の維持・改善のための漁場改善計画の策定を促進し、持続的な養殖生産の確保を進めています。	-	-	-	・(独)水産総合研究センター運営費交付金	-
369	○ 稀少な野生水生生物の科学的知見の集積・充実を図り、生態系全体としての保全と持続的利用のあり方を検討します。(農林水産省)	① C-2	進捗中	【施策番号:341に同じ】	【施策番号:341に同じ】	-	-	-	【施策番号:341に同じ】	31
370	○ サメ、海鳥、ウミガメの混獲の影響評価の実施、改良及び漁業者への普及啓発を行うなど、混獲の削減を図ります。(農林水産省)	① ② ④	B-2 進捗中	【施策番号:345に同じ】	【施策番号:345に同じ】	-	-	-	【施策番号:345に同じ】	-
371	○ 環境の変化などによる漁業への悪影響を回避し、生物多様性の保護管理などの適切な対策を講じます。(農林水産省)	③ ④	B-2 進捗中	・内水面漁業者の行うカワウ外来魚の駆除やカワウの被害防止対策を講じています。	・正規化しているカワウの分散を防止し、漁業被害の軽減を図る。	-	-	-	【施策番号:346に同じ】	-
372	○ 少少種でもあるトドによる漁業被害の防止にあたっても、生物多様性の保全と被害防止対策を推進します。(農林水産省)	⑤	B-2 進捗中	【施策番号:346に同じ】	【施策番号:346に同じ】	-	-	-	【施策番号:346に同じ】	-
373	○ 鮫類などの大型生物による有水産資源の捕食の抑制を把握し、科学的知見を踏まえて、その影響緩和の取組を推進します。(農林水産省)		進捗中	【施策番号:347に同じ】	【施策番号:347に同じ】	-	-	-	【施策番号:347に同じ】	-
3 海岸環境										
374	○ 海岸法の目的である防護・環境・利用の調和を目指し、地域を中心とした関係者の合意形成などを行って、地域の海岸特性を踏まえた海岸環境の保全・再生を図る「自然共生型海岸づくり」を河川管理と連携して推進します。(国土交通省)	① B-1 ② C-1	進捗中	・地域の海岸特性が異なることを図ることにより、地域における人と自然との関係の再構築に寄与。	・地域を中心とした関係者の合意形成などを通じて海岸環境の保全・再生を引き続き推進。	-	-	-	・海岸事業費 ・社会資本整備融資会員料 ・防災安全社会資本整備交付金 ・沖縄県公共投資交付金 ・農山漁村地域整備交付金	-
375	○ 养浜、護堤や人工リーフの整備などにより海岸の侵食対策を行うとともに、砂浜を保全・回復し、自然とふれあうことのできる快適な空間の創出を引き続き進ます。(農林水産省、国土交通省)	① B-1 ③ C-1	進捗中	・自然とふれあうことのできる快適な空間の創出を推進することにより、地域における人と自然との関係の再構築に寄与。	・砂浜を保全・回復し、自然とふれあうことのできる快適な空間の創出を引き続き進ます。	-	-	-	・海岸事業費 ・社会資本整備融資会員料 ・防災安全社会資本整備交付金 ・沖縄県公共投資交付金 ・農山漁村地域整備交付金	-

施策番号	具体的施策	施設の取組状況と成果			課題と今後の方針			達成目標	当初値	点検値	予算・料制等	事項名	数値目標
		基本国別	進歩評価	実績	課題と今後の方針								
376	○「港の創生」事業などにおいて、河口、河渠、ダムにいたる積ている土砂、砂防設備に異常に積んでいる土砂などを、優先的に運搬するなどして自然環境、景観の保全を図ることにより、生物生息域が進んでも、海岸へ輸送するなどして、効率的、効率的な海岸へ輸送する。 （農林水産省、国土交通省）	③	B-1 C-1	進捗中	・効率的、効率的な海岸へ輸送対策を実施し、併せて自然環境と寄与。	構造物による環境への影響を極力回復元へ導くことにより、生物生息域の保全を図ることにより、生物生息域が進んでも、海岸へ輸送するなどして、効率的、効率的な海岸へ輸送する。 （農林水産省、国土交通省）	-	-	-	-	海岸事業費 ・社会資本整備総合交付金 ・防災・安全社会資本整備交付金 ・沖縄県公共投資交付金 ・農山漁村地域整備交付金	海岸事業費	目標
377	○ウミガメやカブトガニといった海生物やコアシジン、チドリ類などの野鳥などによって重要な海岸や海岸へ輸送するなどして、自然景観において優美な海岸へ輸送する。 （農林水産省、国土交通省）	② ③	B-1 C-1	進捗中	・必要に応じ住民等の参加を得ながら施設の配置や構造の工夫を行うことにより、砂浜の保全などを推進します。（農林水産省、国土交通省）	海水生物や野鳥などにとって重要な生息場所などとなっている海岸等において、施設の配置や構造の工夫を行って、砂浜の保全などを推進。 （農林水産省、国土交通省）	-	-	-	-	海岸事業費 ・社会資本整備総合交付金 ・防災・安全社会資本整備交付金 ・沖縄県公共投資交付金 ・農山漁村地域整備交付金	海岸事業費	目標
378	○ウミガメの産卵地などの海岸や自然度の高い海岸植物群落に生息するなどによる保護区の指定などによる保護区内において、必要に応じて、許可を受けるには車、馬などの乗り入れをしません（環境省）			進捗中	・平成25年5月に陸中海岸国立公園について、自然度の高い海岸植物群落を拡張した上で三陸復興国立公園として指定しました。	引き続き自然公園の指定の拡大等を推進する。	-	-	-	-	国立公園乗入料規制区域:19公園35地区(平成25年度末) 國立公園乗入料規制区域:10公園7地区(平成25年度末)	国立・国定公園新規指定等推進事業費	目標
379	○海岸保全施設の整備にあたっては、堤防や消波工のみで海岸線を防護する「線形防護方式」から、冲合施設や砂浜なども組み合わせながら、防護のみならず砂浜の重生、海岸へのアセサメントによる転換をより一層推進します。（農林水産省、国土交通省）	① ③	B-1 C-1	進捗中	・環境や利用の面からも優れた「面的防護方式」への転換を推進することにより、海域における人と自然との関係の再構築を促進する。	海岸保全施設の整備にあたっては、堤防や消波工のみで海岸線を防護する「線形防護方式」から、環境や利用の面からも優れた「面的防護方式」への転換を引き続き推進。	-	-	-	-	海岸事業費 ・社会資本整備総合交付金 ・防災・安全社会資本整備交付金 ・農山漁村地域整備交付金	海岸事業費	目標
380	○すべての国民が気軽に自然とふれあうことができる利用いややすい環境との居心地の良い海岸へのアクセスをささやかな施設等を通じて、関係省庁と連携を推進します。（農林水産省、国土交通省）	①	A-1	進捗中	・白砂青松で代表される美しく自然豊かな利用やすい海岸（白砂青松の創出）を推進。	白砂青松で代表される美しく自然豊かな利用やすい海岸（白砂青松の創出）を推進。	-	-	-	-	海岸事業費 ・社会資本整備総合交付金 ・防災・安全社会資本整備交付金 ・農山漁村地域整備交付金	海岸事業費	目標
381	○平成21年7月に成立した海岸漂着物処理基準法に基づき海岸漂着物対策を総合的に実施するため、海岸漂着物対策第一層の連携を推進します。（農林水産省、国土交通省）	③		進捗中	・平成22年3月に、「海岸漂着物対策を基盤とするため、各地域における海岸漂着物対策を総合的に実施する」ところ、「海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するため、各地域の基本的な方針」が閣議決定され、地域の実情に応じて、海岸漂着物対策を総合的に推進することとして、漂流、漂着ごみの調査などによる動物への影響を避けるなど、沿岸・海洋域における生物多様性の保全に寄与します。	基盤方針を踏まえ、各地域における海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するため、各地域の基本的な方針」が閣議決定され、地域の実情に応じて、海岸漂着物対策を総合的に実施していく必要があります。	-	-	-	-	漂流・漂着・海底ごみによる削減方策総合検討事業	漂流・漂着・海底ごみによる削減方策総合検討事業	目標
382	○海岸におけるごみ対策や清掃などについては、地域住民やNGOなどの協力を得ながら進めるとともに、無秩序な利用やごみの投棄などによる海岸環境の悪化が進まないよう、モールの向上による啓発活動の充実に努めます。さらに、こしあわせの里の住民との連携を図り、海岸愛護活動の実施や環境教育の充実をめざします。具体的には、エコ・コース事業においては、地域課題からのお住民やNGOなどの参画により、地域固有の環境保全の取組を進めます。その後、計画段階から、災害時緊急大規模漂着木等処理対策事業に取り組んでいます。（農林水産省、国土交通省）	①	A-1	進捗中	・計画段階からお住民やNGOなどの参画により、地域固有の環境課題に対応した、官民一体とした環境保全の取組を進めます。さらに、地域における人と自然との関係の再構築に寄与。	計画段階からお住民やNGOなどの参画により、地域固有の環境課題に対応した、官民一体とした環境保全の取組を進めます。さらに、地域における人と自然との関係の再構築に寄与。	-	-	-	-	海岸事業費 ・社会資本整備総合交付金 ・防災・安全社会資本整備交付金 ・農山漁村地域整備交付金	海岸事業費	目標
383	○大規模な漂着ごみは、海岸漂壊砂浜などの消波機能の低下、水門の防潮機能への障害など、海岸保全施設の機能阻害の原因となることから、災害時緊急大規模漂着木等処理対策事業により処理を進めます。（農林水産省、国土交通省）	③	B-1 C-1	進捗中	・漂着ごみや流木の状況を把握し、被害が著しい地域への対策を推進することにより、森・里・川・海のつながりを認識するとともに、発生源対策につながり、その結果、沿岸における生物多様性の保全に寄与。	海岸保全施設の機能阻害の原因となる海岸漂着ゴミについて、災害時緊急大規模漂着木等処理対策事業による処理を引き続き推進。	-	-	-	-	災害時緊急大規模漂着木等処理対策事業	災害時緊急大規模漂着木等処理対策事業	目標

施策番号	具体的施策	基本国別戦略目標	進歩評価	施設の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・積制等 事項名	数値目標
384	○ 漂着ごみについては全国的な分布状況や、経年変化等を把握するため、都道府県域を越えた広域連携による発生抑制対策等、地域ごみの実情に応じて引き継ぎ実態把握に努めます。漂流ごみは、海底ごみについても引き継ぎ実態把握を図りながら必要な対策の検討を進めます。また、東日本大震災により洋上漂流物をはじめ、わが国から流出したごみについても実態把握を行い、関係団体の協力体制の構築に努めます。(環境省)	③	進捗中	・漂着状況の調査と地域特性を踏まえ、対策を実施するため、漂流ごみによる海岸汚染による発生抑制対策等、地域ごみについても引き継ぎ実態把握を行う。	・漂着ごみの全国的・経年的な状況把握を行うために、特に、特定の地域の主要漂着ごみを対象に原因究明調査、発生源調査、内閣府海保局モニタリング調査を行う。	-	-	-	漂流・漂着・海底ごみに係る削減方策総合検討事業	
385	○ 都道府県などが地域計画に基づき実施する海岸漂着物の回収・処理や発生抑制対策などの取組に対する支援を行っています。(環境省)	③	進捗中	・海岸漂着物地域対策推進事業による支援を活用し、都道府県が地域の実情を踏まえて地域計画を策定し、回収・処理、発生抑制対策を実施していくところ。各都道府県等を通じて漂着ごみ回収・処理、発生抑制に向けた取組が推進され、地域の実情に応じた漂着ごみ対策が実施されることで、漂流・漂着ごみの誘致などによる動物への影響を避けるなど、沿岸・海洋域における生物多様性の保全に寄与します。	・引き続き、基本方針を踏まえ、各地域における海岸漂着物対策を更に推進するため、国としても各種施策を総合的に実施していく必要がある。	-	-	-	平成24年度第1次補正予算	
386	○ 國立公園内の海岸については、地域住民の協力のもと、海域清掃作業、漂着ごみの除去作業などを実施します。(環境省)	③	進捗中	・平成24年度は5つの國立公園の海域における適切な監視を行っており、海洋生態系の健全再生に取り組む。	・引き続き國立公園の海域における適切な監視を行っており、海洋生態系の健全再生に取り組む。	-	マリンワーカー事業・海域を有する14箇所の國立公園で実施(平成24年度)	-	・國立・國定公園新規指定等推進事業費	
387	○ 安全に基礎的となる質の高い海岸の実現のため、海岸に食する植物の収集整理などを実施する。(環境省)	③ B-1 C-1 ⑤	進捗中	・自然共生型海岸づくりを踏まえた、生態系に配慮した海岸整備について調査実施。	・海岸保全施設が生態系や環境などの自然環境へ与える影響や効果を把握するとともに、自然共生型海岸づくりと踏まえた、人と自然との関係の再構築に寄与。	-	-	-	・海岸事業費 ・社会資本整備総合交付金 ・防災・安全管理整備交付金 ・沖縄県公債投資交付金 ・農山漁村地域整備交付金	
388	○ 地球温暖化に伴う気象・海象の変化や長期的な海水面の上昇地帯の増加、高潮被害の激化、生物の生息域の変化など深刻な影響が生ずるおそれがあることから、潮位、波浪などについて監視を行っており、海岸にどのような影響が生じるかについて関係機関が共通して推進します。また、保全すべき海岸環境について関係者が共同の議論を有するよう努めます。例えは、海岸保全施設が生態系や環境などの自然環境へ与える影響を踏まえた生態系に配慮した海岸整備について調査検討などを行います。(農林水産省、国土交通省)	③ B-1 C-1 ④ ⑤	進捗中	・地球温暖化に伴う気象・海象の変化や長期的な海水面の上昇地帯の増加、高潮被害の激化、生物の生息域の変化など深刻な影響が生ずるおそれがあることから、潮位、波浪などについて監視を行っており、海岸にどのような影響が生じるかについて関係機関が共通して推進します。(農林水産省、国土交通省)	・地球温暖化に伴う気象・海象の変化や長期的な海水面の上昇地帯の増加、高潮被害の激化、生物の生息域の変化など深刻な影響が生ずるおそれがあることから、潮位、波浪などについて監視を行っており、海岸にどのような影響が生じるかについて関係機関が共通して推進します。(農林水産省、国土交通省)	-	-	-		
389	○ これらの各種施設を通じて、海岸における生物多様性の確保を行った取組を、今後とも引き続き行います。(農林水産省、国土交通省、環境省)	③ B-1 C-1	進捗中	・海岸における生物多様性の確保に向かって、海岸における生物多様性の確保に向けた取組を引き続き行います。(農林水産省、国土交通省、環境省)	・海岸における生物多様性の確保に向かって、海岸における生物多様性の確保に向けた取組を引き続き行います。	-	-	-	・海岸事業費 ・社会資本整備総合交付金 ・防災・安全管理整備交付金 ・沖縄県公債投資交付金 ・農山漁村地域整備交付金	

施策番号	具体的施策	施設の取組状況と成果		課題と今後の方針		達成目標	当初値	点検値	予算・料制等	事業項目名	数値目標
		基本目標	進捗評価	実施中・東京港や大阪港等における有機汚泥の扱いを継続し、海底にいたる有機汚泥の環境を改善し、沿岸域の生物多様性の保全、再生の取組を推進した。	三大潮流において底質改善が必要な区域のうち改善に割合、約47.0%（平成24年度末）					港湾整備事業費	
390 ○ 海底にいたり積した有機汚泥の浚渫を推進します。（国土交通省）		③ B-1 B-3	進捗中	・引き続き、海底にいたり積した有機汚泥の浚渫を推進する。	三大潮流における底質改善副合、約5.6%（平成28年度末）	三大潮流において底質改善が必要な区域のうち改善に割合、約47.0%（平成24年度末）			港湾整備事業費		
391 ○ 港湾整備により発生した浚渫土砂を有効活用し、干潟・藻場などの造成、深掘跡の埋め戻しを推進します。（国土交通省）		③ B-1 B-3	進捗中	【施策番号322に同じ】	【施策番号322に同じ】	【施策番号322に同じ】	【施策番号322に同じ】	【施策番号322に同じ】	港湾整備事業費		23
392 ○ リサイクル材の干潟造成への活用に向けて、現地実証試験を実施します。（国土交通省）		③ B-1 B-3	進捗中	・リサイクル材の干潟造成への活用に向けて、広島湾に整備した現地実証実験施設においてモニタリングを実施し、生息生物の増加等の環境改善効果を確認した。	干潟の再生の割合、約40%（平成23年度末）	干潟の再生の割合、約37.8%（平成23年度末）	干潟の再生の割合、約38.0%（平成24年度末）	干潟の再生の割合、約38.0%（平成24年度末）	港湾整備事業費		23
393 ○ 広域的な浚渫土砂などの品質調整・需給調整手法の検討を行います。（国土交通省）		③ B-1 B-3	進捗中	・潮流内海において、浚渫土砂の広域利用を調査する枠組みとして協議会を設置しました。	引き続き浚渫土砂の広域利用について検討を実施。	—	—	—	港湾整備事業費		
394 ○ 多様な生物の生息・生育空間であり、地域住民が自然に親しめる港湾緑地の整備を推進します。（国土交通省）		③ A-1	進捗中	豊島北港や志布志市港等における港湾緑地の整備により、良好な港湾空間の維持・創出に寄与した。	引き続き多様な生物の生息空間・住民が自然に親しめる空間となる港湾緑地の整備を推進。	—	—	—	港湾整備事業費		
395 ○ 老朽化対策と併せて、生物共生機能を付加させた港湾構造物の導入を推進します。（国土交通省）		③ B-1 B-3	進捗中	新潟港等に整備した生物共生機能においてモニタリングを実施し、水生生物の増加等の環境改善効果を確認した。	引き続き老朽化対策と併せて、生物共生機能を付加させた港湾構造物の導入を推進する。	—	—	—	港湾整備事業費		
5 海域汚染対策											
396 ○ 船舶のラスト水規制管理条例の参画に向けた国際海事機関IMOの議論に、引き続き積極的に参画します。（国土交通省、環境省、外務省）	④	進捗中	IMOの議論への貢献が船舶のラスト水規制義務化に向けた取り組みとして評価されるよう、議論に積極的に参画した。	IMOの議論（2013年11月）で、船舶へのラスト水規制義務化システム搭載義務付け時期に遅れる見直し案が採択された。議論が改めて開催される予定。採択されれば最終の参画に向けた準備が進むことが考えられる。	IMOの議論（2013年11月）で、船舶へのラスト水規制義務化システム搭載義務付け時期に遅れる見直し案が採択された。議論が改めて開催される予定。採択されれば最終の参画に向けた準備が進むことが考えられる。	—	—	批准国数35カ国、合計商船船舶艘数27,956%（平成24年5月28日）（日本は未批准）	批准国数35カ国、合計商船船舶艘数27,956%（平成25年5月28日）（日本は未批准）	海洋環境関連条約対応事業費	
397 ○ 条約の締結に向け、ハラスト水に起因する環境影響の情報などの収集、ハラスト水処理技術などに関する基礎情報の収集・分析などを実施し、早期に各総括組織による締結の態勢の検討を進めます。（環境省、国土交通省）	③	進捗中	ハラスト水交換海域を設定するための基礎調査を実施し、外国の動向調査及び船舶のハラスト水規制管理制度の比較による調査がつづくとの考え方とした。	ハラスト水交換海域を設定するための基礎調査を実施し、外国の動向調査及び船舶のハラスト水規制管理制度の比較による調査がつづくとの考え方とした。	ハラスト水交換海域を設定するための基礎調査を実施し、外国の動向調査及び船舶のハラスト水規制管理制度の比較による調査がつづくとの考え方とした。	—	—	—	海洋基盤計画推進経費の油等汚染対応国内対応事業費		
398 ○ 沿岸における土石利用の変化や踏み固め、生物対象群・魚類・底生生物・や生態区分（干潟・藻場など）の情報の更新を行います。（環境省）	③	進捗中	OPRC-HNS附録定書を担保した緊急時計画に基づき、大規模流出事故に対する危険弱沿岸海域に對応する土石利用の変化踏み固め、生物対象群・魚類・底生生物・や生態区分（干潟・藻場など）の情報の更新を行います。	OPRC-HNS附録定書を担保した緊急時計画に基づき、大規模流出事故に対する危険弱沿岸海域に對応する土石利用の変化踏み固め、生物対象群・魚類・底生生物・や生態区分（干潟・藻場など）の情報の更新を行います。	OPRC-HNS附録定書を担保した緊急時計画に基づき、大規模流出事故に対する危険弱沿岸海域に對応する土石利用の変化踏み固め、生物対象群・魚類・底生生物・や生態区分（干潟・藻場など）の情報の更新を行います。	—	—	環境省HPで公開中http://www.env.go.jp/water/esi/title.html	環境省HPで公開中http://www.env.go.jp/water/esi/title.html		
399 ○ 汚染の著しい海域などにおける手引き書を活用して、河口などの除去、覆砂及び放置艦船の処理などの水質浄化対策を推進します。（国土交通省）	③	B-1 B-3	進捗中	・東京港や大阪港等における有機汚泥の扱いを継続し、水質・底質の環境を改善し、沿岸域の生物多様性の保全、再生の取組を推進した。	引き続き、海底にいたる有機汚泥の浚渫を実施し、水質・底質の環境を改善するため、毎年、海上輸送可能な有害液体が追加される毎に、対応可能なよう、整備を行っている。	三大潮流における底質改善副合、約5.6%（平成28年度末）	三大潮流における底質改善副合、約5.6%（平成28年度末）	三大潮流において底質改善が必要な区域のうち改善に割合、約47.0%（平成24年度末）	港湾整備事業費		32
400 ○ 里海ネットや里海づくりの手引き書を活用して、里海づくりの考え方や具体的活動の普及促進を図ります。また、東日本大震災で大きな被害を受けた海域を、豊かな里海として復興するための調査や行動計画の策定に取り組みます。また、シンボルガムなどを通じて国内のみならずアジアに向け「里海」の概念を情報発信します。（環境省）	②	B-2 D-1	進捗中	・H24-岩手県宮古湾において、アマモ床を復元し、干潟・干潟づくりの取組状況を調査し、取組箇所の特定を行う。 ・H25には里海復興のノハハワ等をとりまとめ、「里海復興プラン策定の手引き」を策定することとしている。 ・第10回エンド・ユーザ会議（第10回エンド・ユーザ会議）において、アマモ床を復元し、干潟・干潟づくりの取組状況を調査し、取組箇所の特定を行う。 ・H25には里海復興のノハハワ等をとりまとめ、「里海復興プラン策定の手引き」を策定することとしている。	里海づくりの取組推進のため、里海の指標化や藻場、干潟づくりの取組状況を調査し、取組箇所の特定を行う。 ・H25には里海復興のノハハワ等をとりまとめ、「里海復興プラン策定の手引き」を策定することとしている。	三大潮流における底質改善副合、約5.6%（平成25年）	三大潮流における底質改善副合、約5.6%（平成25年）	三大潮流において底質改善が必要な区域のうち改善に割合、約47.0%（平成24年度末）	港湾整備事業費		

施設番号	具体的施策	基本目標	進歩評価	施設の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・料金等	事項名	数値
401 ○ 東京湾・伊勢湾及び潮戸内海については、平成26年度を目指して第1回度第2次水質改善計画を策定します。また、環境基準がほぼ満たされた海域がある一方で、今後も水質改善を進めることのある海域があることを踏まえ、場所や季節を考慮したきめ細やかな対応について検討していくとともに、下層DO等の改善に向け取り組みます。（環境省）	② B-3	進捗中	・毎年度、各指定水域の水質等について統一的な手法による調査を行い、海域の水環境状況を把握し、海域ごとに発生負荷量、場所や季節を考慮したきめ細やかな対応について検討していくとともに、下層DO等の改善に向け取り組みます。（環境省）	・汚漏負荷量の削減目標に向かって、着実に水質改善削減率を推進する。 ・中央環境審議会において、今後の水質総量削減の在り方にについて検討を行う。	第7次水質総量削減目標 における削減目標量 (平成26年度) COD・東京湾183t/日 伊勢湾158t/日 潮戸内海468t/日 COD・東京湾77t/日 伊勢湾446t/日 潮戸内海472t/日 (平成23年度実績)	COD・東京湾183t/日 伊勢湾158t/日 潮戸内海468t/日 COD・東京湾77t/日 伊勢湾446t/日 潮戸内海472t/日 (平成23年度実績)	COD・東京湾183t/日 伊勢湾158t/日 潮戸内海468t/日 COD・東京湾77t/日 伊勢湾446t/日 潮戸内海472t/日 (平成23年度実績)	COD・東京湾183t/日 伊勢湾158t/日 潮戸内海468t/日 COD・東京湾77t/日 伊勢湾446t/日 潮戸内海472t/日 (平成23年度実績)	今後の総量削減制度の在り方の検討に向けた総合調査 総量削減状況モニタリング	目標	33
402 ○ 開鎖性海域の水質改善のため、流入する汚漏負荷量の削減や、干潟の保全・再生などの施策を推進します。（国土交通省）	③ B-1 B-3	進捗中	・浚渫土砂を有効活用し、悪水が増加する等の取組を検討している。	引き続き、開鎖性海域の水質改善のため、干潟の再生の割合：約40%（平成23年度末） 干潟の再生の割合：約37.8%（平成24年度末）	干潟の再生の割合：約37.8% (平成23年度末)	干潟の再生の割合：約38.0% (平成24年度末)	干潟の再生の割合：約38.0% (平成24年度末)	干潟の再生の割合：約38.0% (平成24年度末)	港湾整備事業費	港湾整備事業費	23
403 ○ 都市再生プロジェクト第三次決定「海の再生」の実現に向けて、「東京湾再生のための行動計画」、「大阪湾再生行動計画」及び「伊勢湾再生行動計画」に基づき、各種施策を推進します。また、水質環境改善が求められる海域について、全国の海へのアプローチを開拓します。行動計画の進歩状況について、全国の海へのアプローチを開拓していく、その着実な実施に努め、必要に応じて行動計画の見直しを行います。（国土交通省、内閣官房、農林水産省、経済産業省、環境省）	① ③	進捗中	・地方公共団体を含む関係者が連携して、その水質を改善するための行動計画を策定し、陸域負荷削減、海域環境改善、モニタリング等の施策を推進していく。 ・東京湾においては平成24年度に第1期計画の最終評価を行い、平成25年度に第2期計画を策定した。これに基づき東京湾再生官民連携フォーラムを設立し、民間企業や市民等の多様な主体と連携・協働して、海の再生に取組む体制を整備した。 ・東京湾・大阪湾・伊勢湾および広島湾において、国民・流域住民の関心の醸成及び汚漏カニズムの解明等を目的として、「東京湾環境一斉調査」「大阪湾再生水質一斉調査」「伊勢湾水質一斉モニタリング」「広島湾水質一斉調査」を実施した。	引き続き下水道施設の整備等による水質改善対策を行うなどにより、河川等の水质改善を図る。 今後も、各海域において行動計画に基づき、モニタリング等の施策を推進していく。 東京湾においては平成24年度に第1期計画の最終評価を行い、平成25年度に第2期計画を策定した。これに基づき東京湾再生官民連携フォーラムを設立し、民間企業や市民等の多様な主体と連携・協働して、海の再生に取組む体制を整備した。 ・東京湾・大阪湾・伊勢湾および広島湾において、国民・流域住民の関心の醸成及び汚漏カニズムの解明等を目的として、「東京湾環境一斉調査」「大阪湾再生水質一斉調査」「伊勢湾水質一斉モニタリング」「広島湾水質一斉調査」を実施した。	—	—	—	—	港湾整備事業費 下水道事業費 社会資本整備総額交付金 ※海上保安庁 ・船舶交通安全及海上治安対策費	港湾整備事業費 下水道事業費 社会資本整備総額交付金 ※海上保安庁 ・船舶交通安全及海上治安対策費	—
404 ○ 有明海及び八代海等の海域環境、生態系の保全・回復に関する、平成18年12月に有明海・八代海等再生評価委員会で策定された委員会報告書を踏まえ、明確すべき課題として提言すべき項目について順次調査研究を進めます。具体的には、海域での土砂、懸濁物等の拳動の把握、生態系の総合的な評価モデルの構築、二枚目の浄化能力などの生態系の機能を活用した環境改善手法の検討を取り組みます。（環境省）	①	進捗中	・平成23年10月に有明海・八代海等総合調査評価委員会を再開し、平成24年には評価委員会に二つの小委員会を設置するべき課題として提言すべき項目について再調査を行ったうえで、海域での土砂、懸濁物等の拳動の把握による取り組みを推進します。（環境省）	評価委員会及び小委員会における、有明海及び八代海等の再生的具体的再生目標及び達成期限等は評議委員会において評議決定される。（）	有明海・八代海等再生評価調査	—	—	—	有明海・八代海等再生評価調査	—	—
第2章 檢討的・基礎的施設											
第1節 生物多様性の主流化の推進											
（総括）国連生物多様性の10年の取組をはじめとした普及啓発、自然公園、山村、里地里山、河川、海辺から都市公園等まで多様な場を活用した各種の自然体験・学習による自然とのふれあいを進めました。また、具体的な事例における経済価値評価を実施したほか、生物多様性分野における事業者の取組事例の収集等を行っています。											
1 善及広報の国民的参画											
405 ○ 地方自治体、経済界、NGO、若者、有識者などの各主体制との連携による取組みを強化に進めるため、引き続き、多様な主体で構成される「国連生物多様性の10年日本委員会（UNDB-J）」を通じて各主体間のパートナーシップによる取り組みを推進します。（環境省）	①	A-1	進捗中	・後述の通り、UNDB-Jの年度計画に基づいて各種取組を実施し、これらの取組を通じて各主体間のパートナーシップによる取組を促進している。	—	—	—	—	「国連生物多様性の10年」推進事業費	—	—
406 ○ UNDB-Jにおいて、全国の様々なセクターが一堂に会して、生物多様性に関する取組を発表し意見や情報を交換する場として、1年に1回程度、「生物多様性全国ミーティング」を開催します。（環境省）	①	A-1	進捗中	・平成24年11月に横浜市で生物多様性ミーティングを開催し、優良事業の発表や、参加者同士が意見交換を行うワークショップ等を実施しました。平成25年11月には兵庫県豊岡市で開催する。	—	—	—	—	「国連生物多様性の10年」推進事業費	—	—

施策番号	具体的施策	基本戦略	国別目標	進歩評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・積制等	事項名	数値目標
407	○ UNDB-Jにおいて、COP11のサイドイベントを開催するなど、各年度においてドビックとなるテーマに関する事業を特別事業として実施します。(環境省)	①	A-1	進捗中	・平成24年10月に、COP11のCEPAフェアベースでサイドイベントを開催し、UNDB-Jの活動を国際社会に発信した。平成25年11月には、第1回アジア国立公園会議のボスターセッションに出席し、UNDB-Jの活動を国際社会に発信する。	引き続き、生物多様性地域セミナーを中心に開催し、各年度のトピックとなるテーマに応じて特別事業を実施し、UNDB-Jの活動を国際社会に発信していく。	-	-	-	「国連生物多様性の10年」推進事業費		
408	○ UNDB-Jにおいて、各地の環境パートナー・オフィス、博物館等連携して、各地で地域セミナー・ワークショップを開催します。(環境省)	①	A-1	進捗中	・平成24年度は生物多様性地域セミナーを4か所で開催し、地元の事業者や、参加者の意見・情報の交換を行った。また、生物多様性出前講座を開催、生物多様性の普及啓発に努めいく。	引き続き、生物多様性地域セミナーを開催し、生物多様性の主流化に向けた意見・情報の交換を行った。また、生物多様性出前講座を開催、生物多様性の普及啓発に努めいく。	-	-	-	「国連生物多様性の10年」推進事業費		
409	○ UNDB-Jにおいて、国際自然保護連合日本委員会(IUCN-J)が実施する「にじゅうまるプロジェクト」の登録事業、水族館・植物園等連携して、各地で地域セミナー・ワークショップを開催します。(環境省)	①	A-1	進捗中	・これまで31の連携事業を認定(平成24年9月に10事業、平成25年3月に10事業)し、生物多様性全国ミーティングや生物多様性地域セミナー等において紹介している。	引き続き、毎年度9月と3月に認定を行い、積極的な広報活動を行っていく。	-	-	-	「国連生物多様性の10年」推進事業費		
410	○ UNDB-Jにおいて、効果的なCEPA(Communication Education & Public Awareness)活動を行っていきため、「地球ときもの応援団」、「My行動宣言」、「グリーンウェイブ」、各種ツール・アイテム等の把握・評価・開発・実施します。(環境省)	①	A-1	進捗中	以下のような様々な取組によりCEPA活動を行うほか、事業者をはじめ様々な主体との協力ダイアグラムにより、事業規模の拡大を図っている。 ・生物多様性の保全や持続可能な開発の観点に着目し、生物多様性の保全や持続可能な開発の観点に着目し、生物多様性の保全や持続可能な開発の観点に着目する個人・団体がメンバーとして参画する「Iki・Tomo」パートナーズの拡大を図り、生物多様性の主張やキャラクター応援団(平成25年9月現在6名)を任命している。 ・平成24年9月に横幅1.4m×高さ1.2mの「生物多样性キャラクター応援団」(平成25年9月現在78)が協力して普及啓発に取り組む共同宣伝を行っている。 ・My行動宣言シートの活用を呼びかけ、平成24年度は9件のイベント(参加者数約20,000人)で活用された。 ・クリーンウェイブ2013への参加を呼びかけ、567団体の参加、40団体の協力のもと、約18,000人の参加者の手により約1,000本の植樹など様々な活動が行われた。 ・生物多様性マガジン「Iki・Tomo(イキトモ)」を発行し、一般の方々に生物多様性の大切さを伝えている。	以下のようないくつかの取組によりCEPA活動を行うほか、事業者をはじめ様々な主	-	-	-	「国連生物多様性の10年」推進事業費		
411	○ 生物多様性をより端的に分かりやすい言葉で表現したコミュニケーションワーク「地球のいのち、つないで」というをロゴマークとともに普及していくことと加え、愛知目標達成に向けた各セクターの参加と連携による具体的な行動推進することを目標に設立したUNDB-Jの活動のシンボルとなるロゴマークや、子供向けの広報キャラクターであるタヨちゃんさん(子どもたち)を効果的に使うことで、国民に広く生物多様性についての認識を広めています。(環境省)	①	A-1	進捗中	前述のUNDB-Jの各種取組等を通じ、ロゴマークや広報キャラクターを効果的に活用することで、普及啓発に努めている。	引き続き、UNDB-Jの各種取組等を通じ、普及啓発に努めている。	-	-	-	「国連生物多様性の10年」推進事業費など		
412	○ 生物多様性の重要性を一般の人々に浸透させることも、生まな活動とのタイアップによる広報活動・生物多様性に関するイベントなどの開催・全国各地で開催される環境関係の展示会への参画を実施します。(環境省)	①	A-1	進捗中	前述のUNDB-Jの各種取組のほか、「新宿駅丸みどりフェスティバル」「上野の森親子エコライフフェスティバル」「エコプロダクツ展」等様々なイベントの開催・出展などを通じ、普及啓発に努めている。	引き続き、様々なイベントの開催・出展などを通じ、普及啓発に努めている。	-	-	-	「国連生物多様性の10年」推進事業費など		

施策番号	具体的施策	施設の取組状況と成果			課題と今後の方針			達成目標	当初値	点検値	予算・料制等	事項名	数値目標
		基本戦略	国別目標	進歩評価	施設の取組状況と成果	課題と今後の方針							
413	○「生物多様性」という言葉の「意味を知っている」「意味は知らない」が、言葉を聞いたことがある人は、平成24年度に内閣府が行った世論調査では全体の36%でしたが、その認知度を平成31年度までに75%以上することを目指し、普及啓発を進めます。(環境省)	①	A-1	進捗中	・前述のJNDBへの各種取組のほか、「生物多様性の主流化」に向けて、普及啓発に努めています。	・引き続き、生物多様性の主流化に向けて、普及啓発に努めています。	「生物多様性」の認知度(平成24年度末)	「生物多様性」の認知度(平成24年度末)	73%	—	—	—	—
414	○「生物多様性国家戦略」の内容を如実に示す「内容は知らない」が、聞いたことがある人は、平成24年度に内閣府が行った世論調査では3%でしたが、その認知度を平成31年度までに50%以上とするところを目指し、普及啓発を進めます。(環境省)	①	A-1	進捗中	・前述のJNDBへの各種取組のほか、「生物多様性の主流化」に向けて、普及啓発に努めています。	・引き続き、生物多様性の主流化に向けて、普及啓発に努めています。	「生物多様性」の認知度(平成24年度末)	「生物多様性」の認知度(平成24年度末)	34%	—	—	—	—
415	○「生物多様性」という言葉が新聞紙上で用いられた頻度は、平成20年度で合計36件(朝日、毎日、読売ですが、平成31年度には1500件まで増加させることを目指し、報道・普及啓発を進めています。(環境省)	①	A-1	進捗中	・前述のJNDBへの各種取組のほか、「生物多様性の主流化」に向けて、普及啓発に努めています。	・引き続き、生物多様性の主流化に向けて、普及啓発に努めています。	「生物多様性」の認知度(平成24年度末)	「生物多様性」の認知度(平成24年度末)	50%	—	—	—	—
416	○希少野生動植物の保全や鳥獣の保護管理、外来種対策、生態系ネットワークの要となる重要地域の保全・再生など、地域が主導的に生物多様性の保全・再生活動のほか、生物多様性等の本法に基づく法的・行政的支援等の取組を支援します。(環境省)	① ② ③ ④	A-1 B-1 B-4 C-1 C-2	進捗中	・地域生物多様性保全活動支援事業(委託)により、平成24年度末までに22件の計画が策定されました。また、生物多様性保全推進支援事業(交付金)により平成25年度までに55団体を支援しており、平成24年度までに31団体は支援が終了しました。31団体は様々な体制で活動が継続又は展開されています。	・地域生物多様性保全活動支援事業(委託)による支援は平成26年度で終了しましたが、生物多様性保全推進支援事業(交付金)については、より効果的な事業となるよう見直しありで継続する。	生物多様性保全活動支援事業(公的委託)による支援は平成26年度で終了したが、生物多様性保全推進支援事業(交付金)によれば、生物多様性地域戦略の策定が進んでいます。	生物多様性保全活動支援事業(公的委託)	47	—	—	—	—
417	○地方公共団体による生物多様性地域戦略の策定を援助、促進するため、既存事例の紹介や生物多様性地域戦略策定の手引き」の実績と行います。(環境省)	③	A-1	進捗中	「支援事業」により平成22年度は6自治体が策定支援を受けた結果、平成23年度は11自治体が策定支援を受けた結果を受けて終了する。公的委託による支援は平成26年度で終了したが、生物多様性地域戦略の策定が実績としてあります。	「支援事業」により平成22年度は6自治体が策定支援を受けた結果、平成23年度は11自治体が策定支援を受けた結果を受けて終了する。公的委託による支援は平成26年度で終了したが、生物多様性地域戦略の策定が実績としてあります。	生物多様性地域戦略(平成24年3月末)	生物多様性地域戦略(平成25年9月末)	18都道県	—	—	—	—
418	○生物多様性の保全上重要な生物多様性の保全・回復を図るために事業に対する生物多様性交付金(内閣府所管)により支援します。(環境省)	③	B-1 C-1 D-2	進捗中	【施策番号5に同じ】	【施策番号5に同じ】	—	—	—	—	—	—	—
419	○「生物多様性地域連携促進法」に基づく地域連携保全活動計画の策定を支援するため、地方自治体や地域のNPO・NGOなど多様な主体の参画による地場セミナーを開催するなどにより、法令や制度に対する理解促進、優良事例紹介、関係者の連携に向けた機運醸成を行います。(環境省)	①	A-1	既に達成済み	・平成24年度に全国3箇所で生物多様性地域連携セミナーを開催し、議論による理解促進、優良事例や課題に関する議論による意見交換などを実施した。	・平成24年度に全国3箇所で生物多様性地域連携セミナーを開催し、議論による理解促進、優良事例や課題に関する議論による意見交換などを実施した。	生物多様性地域連携促進法では、地域連携保全活動計画の作成時及び地場セミナーの設置においては、議論による理解促進、優良事例や課題に関する議論による意見交換などを実施した。	生物多様性地域連携促進法では、地域連携保全活動計画の作成時及び地場セミナーの設置においては、議論による理解促進、優良事例や課題に関する議論による意見交換などを実施した。	—	—	—	—	—
420	○「生物多様性地域連携促進法」の制度をわかりやすく説明する資料を作成するなどもとに、各地域で行われている生物多様性の保全のための活動に附する事例収集、課題分析を行い、環境省、農林水産省、国土交通省)	①	A-1	既に達成済み	・平成24年度に生物多様性地域連携促進法を紹介するパンフレットを改訂した。	・平成24年度に生物多様性地域連携促進法を紹介するパンフレットを改訂した。	生物多様性地域連携促進法では、地域連携保全活動計画の作成時及び地場セミナーの設置においては、議論による理解促進、優良事例や課題に関する議論による意見交換などを実施した。	生物多様性地域連携促進法では、地域連携保全活動計画の作成時及び地場セミナーの設置においては、議論による理解促進、優良事例や課題に関する議論による意見交換などを実施した。	—	—	—	—	—
421	○平成23年に策定された「緑の基本計画」における生物多様性の確保に関する技術的配慮事項を踏まえ、生物多様性の確保に配慮した緑の基本計画の策定等を推進します。また、公表等、透明性の向上に努めます。(国土交通省)	① ③	A-1	進捗中	・都市の生物多様性の確保のため、地方公共団体の緑の基本計画策定における技術的配慮事項の確実な確保に向けた取り組みを推進します。	・都市の生物多様性の確保のため、地方公共団体の緑の基本計画策定における技術的配慮事項の確実な確保に向けた取り組みを推進します。	「緑の基本計画」における生物多様性の確保に関する技術的配慮事項の確実な確保に向けた取り組みを推進します。	「緑の基本計画」における生物多様性の確保に関する技術的配慮事項の確実な確保に向けた取り組みを推進します。	—	—	—	—	—

施策番号	具体的施策	課題と今後の方針						実施年度
		基本目標	進捗状況	施策の取組状況と成果	達成目標	当初値	点検値	
422	○ 国民等からのお預金により自然保護のために自然の豊かなな民地を取得して保全するナショナル・ストアト活動や、公益社団法人ゴルフ緑化推進による綠化事業、国内外の自然環境全プロジェクトを助成する財團法人自然保護基金など、国民及び企業など事業者の寄付による多様性保全により一層有効活用されるよう普及啓発の施策を講じます。(環境省)	① A-1 進歩中	・ナショナル・ストアト活動に伴う税制上の優遇措置に関する通知を発行(手引)、パンフレットをウェブサイトに掲載する等、ナショナル・ストアト活動等の促進に向けた普及啓発を実施。	・引き続き、ナショナル・ストアト活動等が促進されるよう、ウェブサイトによる情報提供を行うほか、より効果的な普及啓発の方法について検討する。	—	—	—	—
423	○ 毎年、生物多様性の状況及び政府が生物多様性の保全と持続可能な利用に向けた施策などととともに、全国各地区で白書を読み会を実施するなどにより、広くその普及に努めます。(環境省)	① A-1 進歩中	・毎年度生物多様性白書を作成し、環境白書、循環型社会白書と合冊で国民に普及版として提出するに、国民向けに普及版及び概要版を作成します。また、平成25年度には全国の所で白書を読み会を開催し、生物多様性の重要性や国等の取組に関する国民への普及啓発に努めている。	・引き続き、白書の作成及び環境白書を読み会の開催による国民への普及啓発のため、白書を読み会については、より多くの国民の参加を得られる開催方法等の見直しの必要性の検討が必要。	—	—	・白書を読み会を全国8箇所で開催(平成25年度)	・生物多様性年次報告策定事務費
424	○ 食料生産と生物多様性保全が両立する水耕作物との取組事例における生息、育成状況、周辺環境、營養履歴などを紹介し、農業者に取組への理解と意欲を呼び起すとともに、生産を促進します。(農林水産省)	① A-1 進歩中	【施策番号191に同じ】	【施策番号191に同じ】	—	—	【施策番号191に同じ】	【施策番号191に同じ】
425	○ 各主体のパートナーシップによる取組を支援するに加え、地球環境ハートナーシップを通じて、こうした取組への関心を高めます。(環境省)	進歩中	・各主体のパートナーシップによる取組を支援するに加え、地球環境ハートナーシップオラサ及び地方環境ハートナーシップオフィスを拠点として、情報の収集・提供、交流の場の提供。	・引き続き、事業を実施。	—	—	—	・地球環境ハートナーシップオラサ運営費
426	○ 生物多様性に関する一般市民の关心と認識を深めるため、さまざまな関係機関・専門家などと連携しながら、身近な自然環境の変化や野生生物の分布などに関する情報を広報する市民参加型調査等において、河川整備計画の策定等における市町村との連携協働を実施し、その結果を広く報道します。(環境省)	① A-1 進歩中 ⑤ E-2	・市民参加型調査であるいきものつながり調査を実施し結果を公表している。 ・河川整備計画の策定等において、市民団体との連携協働を実施する予定。	・市民参加型調査の生物情報収集・提供システムである「いきものログ」を新たに構築し、2013年10月15日に供用開始する予定。	—	—	—	・自然環境保全基礎調査費 ・社会資本整備総合交付金等
427	○ 多様な生物の生態環境としての河川の魅力を高めることに取り組み活動などを行います。(国土交通省)	① A-1 進歩中 ③	・河川整備計画の策定等において、河川の整備や河岸植生の復元などの取組、川をかじつまちづくり活動などを行います。	・河川整備計画の策定等において、市町村との連携協働を実施する。	—	—	—	・治水事業等関係費 ・森林整備・保全費
428	○ 国有林野において、生物多様性の保全などにより一層国民の求められる管理經營を行う観点から、これまでの取組、現状を踏みに結果や、他の参考となる数値等の情報等を総括的に提示しつつ、地球環境監督官制度の作成前の段階から広く国民に意見を求めて取組を進めます。また、計画に基づき各種組織について、生物多様性の保全と持続可能な利用の評価を進め林野監督官制度の構造により量的評価する仕組みの検討を進めます。(農林水産省)	③ 進歩中	・国有林野の管理經營の傾斜や主要要素を定めた地域管轄監督官制度の構成を公表し、その実効性や変更に当たっては、生物多様性の保護が可能な利用の推進の観点から、取組を定量的に評価する仕組みの検討を実施する。	・引き続き、開かれた「国有林の森林」としての運営を実現するに向けた取組を定めた行政の実効性や変更に当たっては、生物多様性の保護が可能な利用の推進の観点から、取組を定量的に評価する仕組みの検討を実施する。	—	—	—	・森林整備・保全費
429	○ 「2. 自然とのふれあい」「3. 教育・学習・体験」「4. 人材の育成」「5. 経済的価値の評価」、「6. 事業者と消費者の取組の推進する事業者、NGO団体など多様な主体の自主的行動や連携を促進します。(環境省、文部科学省、農林水産省、国土交通省)	① A-1 進歩中	・後述の各種取組に向けた自主的な行動や連携を促進する。	・引き続き、生物多様性の主流化に向けた各種取組を通じ、行動や連携の促進に努めています。	—	—	—	・青少年の体験活動の推進
430	○ 地域や企業等へ体験活動の重要性等に関する理解を求める普及啓発を実施するに加え、青少年の自然体験活動の質向上を促すことを第一に、青少年の自然体験活動を推進します。(文部科学省)	① A-1 進歩中	・家庭や企業などへの普及啓発を推進するとともに、自然体験活動を安全かつ安心に行えるよう、青少年の自然体験活動の養成が取り組み、平成20年度から平成24年度まで啓発を推進する。	・CSRシンポジウムを実施するなど、引き続き、家庭や企業などへの自然体験活動への理解を求めていくための普及啓発を実施する。	—	—	—	・青少年の体験活動の推進

施策番号	具体的施策	基本戦略	国別目標	進歩評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・料制等	事項名	数値目標
431	○ 独立行政法人国立青少年教育振興機構において、国立青少年教育施設を活用した自然体験活動等の実施を通じて、青少年の自然体験活動に対する理解を深め、自然環境の保護の実感を図ることにより多くの指導者を養成していく。(文部科学省)	①	A-1	進捗中	・全国に設置する21の国立青少年教育施設を用いた自然体験活動等の実施を通じて、青少年の自然体験活動に対する理解を深め、自然環境の保護の実感を図ることにより多くの指導者を養成していく。	-	-	-	-	独立行政法人国立青少年教育振興機 構運営費交付金	予算・料制等	事項名
432	○ 優れた自然環境を有する自然公園をテーマに、生物多様性の保全にこだわっての普及啓発活動を推進します。また、日本の自然環境のすばらしさを国内外にPRするとともに、自然環境への理解を深め、自然環境を推進します。	②		進捗中	【施策番号29に同じ】	【施策番号29に同じ】	-	-	【施策番号29に同じ】	【施策番号29に同じ】	予算・料制等	事項名
433	○ 環境教育・環境学習の推進、エコツーリズムの推進など、自然公園利用の質の向上に向けた検討、取組を推進します。(環境省)	①		進捗中	【施策番号30に同じ】	【施策番号30に同じ】	-	-	【施策番号30に同じ】	【施策番号30に同じ】	予算・料制等	事項名
434	○ 利用者の集中など過剰利用による植生破壊や野生動物の生息環境の損失を防止するため、利用誘導などによる利用の分散や平準化のための管理手法を検討・実施するとともに、自然公園法に基づく利調整地区の指定や管理を行います。(環境省)			進捗中	・和歌国立公園の知床五湖において利用調整地区を指定し、利用者の中止に利過剰利用による問題が生じている地域における管理手法を検討する。	-	-	利用調整地区数(2地区) (平成24年3月末)	利用調整地区数(2地区) (平成25年9月末)	利用調整地区数(2地区) (平成24年3月末)	予算・料制等	事項名
435	○ 子どもたちを対象として、放課後の活動や農山漁村に亘る期間滞在しての自然体験あるいは国立公園内の自然保護官の業務体験といった身近な自然から生ずる自然までのふれあい活動を通じ、五感で感じる体験活動を推進することで、自然の恩恵や自然とのふれあいなどのさまざまな知識の習得及び人としての豊かな成長を図ります。(環境省・文部科学省)	①		進捗中	・自然保護官の大切な役割には、子どもたちの自然な育成を支える効用があることから、引き継ぎ、取り組んでいく必要がある。その他、知床・国立公園の知床半島先端部、西表石垣国立公園の川平湾地域において管理手法の検討を実施。	-	-	-	-	自然生きものふれあい推進等事業費	予算・料制等	事項名
436	○ 自然公園指導員や「パークドランティア」の活動を推進することにより、自然公園の適正な利用とその保全活動の充実を図ります。(環境省)	①		進捗中	【施策番号19に同じ】	【施策番号19に同じ】	-	-	【施策番号19に同じ】	【施策番号19に同じ】	予算・料制等	事項名
437	○ 「みどりの時間」(4月15日～5月14日)「自然に親しむ運動」(7月21日～8月20日)「全国自然歩道を歩く時間」(1月)の開催を中心に、全国各地で自然観察会などの、自然とふれあうための各種行事を実施します。さらに、環境省ホームページ「自然大好き」(環境省)と自然ふれあいの機会をより一層増やします。(環境省・国土交通省)	①		進捗中	・より多くの国民に自然と触れ合機会を提供するよう、ホームページやパンフレットによる情報発信の方が図り、自然と触れ合う機会の増加に努める。	-	-	-	-	自然生きものふれあい推進等事業費	予算・料制等	事項名
438	○ 国立公園などのさまざまな自然情報を幅広く提供するホームページなど必要なハーフオーバーハーフオーバー(自然とふれあいの推進)を通じて、森林資源の保護や情報発信を行っている。(環境省・文部科学省)	①	A-1	進捗中	・インターネット自然研究所(ウェブサイト)では、全国の国立公園等に設置しているが、自然とのふれあいの推進により実現していくため、カメラの新設により提供する画像を増加している。	-	-	-	-	地球規模生物多様性モニタリング推進	予算・料制等	事項名
439	○ 森林のある機能や木材利用の意義等に対する国民の理解を高めるため、子どもたちに入門的な森林体験活動の機会を提供する「森の子らぶ活動」の促進、森林での体験活動の場となる森林・開墾施設の整備や情報提供、並びに人の育成、森林・林業体験活動の受け体制の整備及び普及啓発などを実施します。(農林水産省・文部科学省)	①		進捗中	森の子らぶ活動等の体験活動の場に関する情報の提供、木育、森林管理等における森林教室の実施等を通じた教育関係機関等との連携の強化等を実施している。	-	-	-	-	森林・林業再生基盤づくり交付金 ・森林・山村多面的機能発揮対策	予算・料制等	事項名
440	○ ふるさとや愛する心豊かな人間に育つよう、子供たちが縁どり親しみ、絆を愛する活動を行う緑の少年団に対し、少年団間の交流や相互の研さんを支援します。(農林水産省)	①		進捗中	・「緑の少年団」に対し、少年団間の交流、全国大会等の前哨を支援。	-	-	-	-	日本の森林づくり・木づかい国民運動総合策事業	予算・料制等	事項名

施策番号	具体的施策	基本国別目標	進歩評価	施設の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・料制等	事項名	数値目標
441	○ 国有林野においては「遊々の森」などとの制度を活用し、森林環境教育の取組を推進します。(農林水産省)	① A-1	進捗中	・これまで全国22地域でフィールドの整備及び学習・体験プログラムの実施などを進めるとともに、平成24年度末時点では、新規設定の5箇所を含む「遊々の森」173箇所が設定されており、自然体験や自然学習への参画を促進した。また、森林づくり活動による生物多様性の保全を推進した。	引き続き、森林・林業体験交流促進に対する取り組みを進めることとする。	—	全国19地域において、これまで全国22地域におけるフィールドの整備及び学習・体験プログラムの実施などを進め、「遊々の森」の協定実績172箇所(平成24年度末)(平成22年度末)	森林整備・保全費	森林整備・保全費	森林整備・保全費	森林整備・保全費
442	○ 生物多様性の豊かな里山環境を有する国営公園においては、引き続き市民参加などによりその賜物の整備・保全に取り組むとともに、こうじて貴重な自然環境や地域の歴史文化などについての体験学習プログラムを提供するなど、地域社会における環境教育の活性化や自然型社会の形成に向けた国民の環境配慮行動の拠点としての活用を推進します。(国土交通省)	① A-1 ②	進捗中	・生物多様性の豊かな里山環境を有する国営公園においては、引き続き市民参加などによりその賜物の整備・保全に取り組むとともに、こうじて貴重な自然環境や地域の歴史文化などについての体験学習プログラムを提供するなど、地域社会における環境教育の活性化や自然型社会の形成に向けた国民の環境配慮行動の拠点としての活用を推進します。(国土交通省)	現行の取組の継続・拡充を図る。	—	全国19地域において、これまで全国22地域におけるフィールドの整備及び学習・体験プログラムの実施などを進め、「遊々の森」の協定実績172箇所(平成24年度末)(平成22年度末)	森林整備・保全費	森林整備・保全費	森林整備・保全費	森林整備・保全費
443	○ 都市公園などでは、地域のNPOや学校などとの連携を図りつつ、各地域の特徴ある豊かな里山環境を活用し、生きもの生態や自然の仕組みを体験しながら学ぶ環境教育プログラムを多数実施しており、引き続き、環境学習ボランティアの育成や、新たにプログラムの提供などを推進していきます。(国土交通省)	③ A-1	進捗中	・都市公園等において、地域のNPOなどとの連携を図りつつ、各地域の特徴ある豊かな里山環境を活用し、生きものの生態や自然の仕組みを体験しながら学ぶ環境教育プログラム等の実施等により、都巿住民の身近な自然とのふれあいを推進。	引き続き、都市公園等において、環境学習ボランティアの育成や、新たにプログラムの提供などを推進していくことが必要。	—	都市公園等整備面積: 118.05ha (平成23年3月) 面所数: 99.81箇所(平成23年3月)	都市公園等整備面積: 119.016ha (平成24年3月)	都市公園等整備面積: 119.016ha (平成24年3月)	社会資本整備総合交付金等	社会資本整備総合交付金等
444	○ 都市内の水循環や公共水域に排出する汚物負荷の管理など、下水道の重要な役割を広く情報発信するため、下水道管理者と地域住民との情報交換を中心とした環境学習の中で、多様な生態系や保全などにも資する下水道の役割を明確に位置づけ、子どもたちに下水道の仕組みや流域における下水道施設を正しく理解してもらうほか、処理場見学会の開催など下水道施設を学びの場として積極的に活用していきます。(国土交通省)	① A-1	進捗中	・下水道のレンズを向こむと、必要なリース・活力・元気を確保するため、提案・参加型の広報にに関するナットフォーム(SKP)を設置し、「エコプログラム2012」において小中生を対象とした環境教育に関する展示を実施。	今後は、「エコプログラム2013」等を活用して下水道における環境教育を推進していく。	—	—	—	—	—	—
445	○ 都心部に位置する国民公園「皇居外苑」新宿御苑及び京都市の多くの歴史的・環境教科書で扱われる公園などにも資する下水道の役割を明確に位置づけて、子どもたちに下水道の仕組みや流域における下水道施設を正しく理解してもらうほか、自然を活かした環境教育の場としても、渋谷区においては、「母と子の森」においては、「母と子の森」として、母と子の森の運営に関する中期計画及び新宿御苑生態的管理方針(暫定)を作成しており、里山里山的な自然環境を目指すとした。例えば、在来生物の生息に悪影響を与える外来生物の排除に取り組んだり、昆虫の食草の保全や小動物のすみかの設置により生物の生息環境の配慮をしたり、観察会以外の立入を制限したエリアを設定したりしている。	① A-1	進捗中	・バーカープローチによる園内のかわいいオーラークと旧洋館御体所の特別公開や、母と子の森をフィールドとした親子向けの自然教室を開催した。「母と子の森」においては、「母と子の森」として、母と子の森の運営に関する中期計画及び新宿御苑生態的管理方針(暫定)を作成しており、里山里山的な自然環境を目指すとした。例えば、在来生物の生息に悪影響を与える外来生物の排除に取り組んだり、昆虫の食草の保全や小動物のすみかの設置により生物の生息環境の配慮をしたり、観察会以外の立入を制限したエリアを設定したりしている。	今後も継続して内容を充実を図りながら取り組みを進めていく。	—	—	—	—	—	—
446	○ 川を活用して子どもたちの体験活動の実を図るために、国土交通省、文部科学省及び環境省が連携し、地域の教育関係者、地方公共団体、民間団体が協力し、子どもの遊びやすい水辺の整備、利用促進など(「子どもたちの水辺再発見プロジェクト」)を行います。(国土交通省、文部科学省、環境省)	① A-1	進捗中	【施策番号:298に同じ】	【施策番号:298に同じ】	—	—	—	【施策番号:298に同じ】	—	—
447	○ 子どもたちに対する環境教育の取組を推進するため、川を活かした環境教育の学習素材を「ダーネットで公開するなど、その取組に対して積極的な支援を行います。(国土交通省)	① A-1	進捗中	【施策番号:298に同じ】	【施策番号:298に同じ】	—	—	—	—	—	—

・治水事業等関係費
・社会資本整備総合交付金等

施策番号	具体的施策	基本戦略	国別目標	進歩評価	施設の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・料制等	事項名	数値目標
448	○ 河川に生息する水生生物を指標とした水質の調査は、調査を実施するなどにより、環境問題への関心を高めます。（環境省、国土交通省）	①	進捗中	・平成24年度の全国水生生物調査は国交省が実施されました。全国の調査地点432地点のうち、全体の59%の地点で「きれいな水」と判定されました。	・国交省との連携を図りつつ、参加者の増加に努めていく。	-	-	-	-	-	-	-
449	○ 豊かな生物多様性をはじめとする魅力的な地域資源を活用し、農村景観の保全・形成や歴史・文化的な遺産の継承を推進します。（農林水産省）	②	進捗中	【施設番号355に同じ】	施設番号355に同じ】	-	-	-	-	【施設番号355に同じ】	【施設番号355に同じ】	-
450	○ 海辺の自然環境を活かした自然体験・環境教育を行なう「海辺の自然学校」の取組を地方公共団体やNPOなどと連携しながら全国各県で展開します。（国土交通省）	①	A-1	進捗中	・児童や親子を対象に自然体験プログラム（「海辺の自然学校」を開催する）を地域の自治体、教育機関、NPO等が実施するところで、自ら実施できる体制を整備を進めます。	引き続き、「海辺の自然学校」を開催し、地域の自治体、教育機関、NPO等が海辺・海岸における環境保全の大切さを理解し、良好な環境作りに積極的に取り組み、主体的に参画できる体制づくりを進めます。	-	海辺の自然学校:17件 (平成23年度)	-	港湾整備事業費	-	-
451	○ 国立公園内で、自然生態系が消失・壊滅しかかる所において、再生事業（7地区）を実施。	③	D-2	進捗中	・平成25年度、国立公園内において、自然生態系が消失・壊滅しかかる所において、再生事業（7地区）を実施。	引き続き、自然再生事業を着実に推進する。	-	-	-	自然公園等事業費	-	-
452	○ 国定公園などにおいては、地方が実施する地域の特性を活かした自然とのふれあいの場の整備や自然環境の保全・再生について、地域自立戦略交付金（内閣府所管）により支援します。（環境省）			進捗中	【施設番号37に同じ】	【施設番号37に同じ】	-	-	-	【施設番号37に同じ】	【施設番号37に同じ】	-
453	○ 国立公園内で、利用者の集中など過剰利用による堆生・破壊や野生動物の餌食、高山植物群落における工入防止柵の設置など適切な施設整備を実施します。（環境省）			進捗中	【施設番号32に同じ】	【施設番号32に同じ】	-	-	-	【施設番号32に同じ】	【施設番号32に同じ】	-
454	○ 体験活動の場となる森林・開拓施設の整備や情報提供、森林・林業体験活動の受入体制の整備を実施します。（農林水産省）	①	進捗中	・山村地域や都市近郊の里山林等において、子ども達の継続的な体験活動を通じた森林環境教育の推進の場や、市民参加や後継者育成に資する林业体験学習等の森林・施設の整備を実施している。なお、国有林においては、これまで全国22地域でファーリドの整備及び学習・体験プログラムの作成等を実施してきました。	・今後も継続して取組を進めしていく。	-	全国18地域において、ファーリドの整備・体験プログラムの作成等を実施、「学校林・遊々の森」全国子どもサミットを開催	-	森林・林業再生基盤づくり交付金 森林整備・保全費	-	これまで全国22地域において、ファーリドの整備及び学習・体験プログラムの作成等を実施、「学校林・遊々の森」全国子どもサミットを開催	-
455	○ ほ場整備などの基盤整備において、水田や水路、ため池等の水と生糸のネットワークの保全のため、地域全体を標野に入れて、地域固有の生態系に則した、保全対象種解説書などを配布します。（農林水産省）	②	進捗中	【施設番号201に同じ】	【施設番号201に同じ】	-	-	-	-	【施設番号201に同じ】	【施設番号201に同じ】	-
456	○ 都市農業の振興を通じ、身近に生きものふれあえる空間づくりを推進します。（農林水産省）			進捗中	・平成25年度は、市民農園や農業体験農園の開設促進に向けた取組や、都市農業の振興、都市農地の保全のための各種の施設整備を全国101団体19件現在)に対して支援した。	引き続き、都市農業が持つ身近な農業体験の場の提供などの多面的な機能を促進し、都市農業の活性化を図ることが必要。	-	-	-	「農」のある暮らしづくり交付金	-	-
457	○ 体験学習施設、自然生態園、動植物の保護繁殖施設など、環境学習施設の活動拠点施設を備える都市公園などの整備を推進します。（国土交通省）	①	A-1	進捗中	・平成23年度には、新たに都市公園等整備面積が960ha増加し、環境学習の活動拠点施設を備える都市公園等の整備を推進し、緑地の保全・創出・再生を推進した。	引き続き、環境学習の活動拠点を備える都市公園等の整備の推進が必要。	-	都市公園等整備面積: 118.056ha 箇所数:99/874箇所 (平成23年3月)	社会資本整備総合交付金等 119.016ha、101.11箇所 (平成24年3月)	-	-	-
458	○ 都市公園以外の緑地においても、市民緑地や条例に基づいて設置・公開される緑地などを積極的に活用し、環境教育・環境学習の場が創出されるよう支援します。（国土交通省）	①	A-1	進捗中	・平成23年度には、新たに市民緑地の指定面積:72haが増加・民有地における緑地の保全を推進した。	緑の基本計画に基づき引き続き取組みを推進。	-	市民緑地の契約締結面積 904.89ha、162か所 (平成23年3月)	-	-	-	-

施策番号	具体的施策	基本戦略	国別目標	進歩評価	施設の取組状況と成果		課題と今後の方針		達成目標	当初値	点検値	予算・料金等	事項名	数値目標
					【施策番号:356に同じ】	【施策番号:356に同じ】	【施策番号:356に同じ】	【施策番号:356に同じ】						
459 ○ 体験学習や自然とのふれあいなど都市と漁村の交流・定住の活性化を図るために必要な施設等の整備を実施します。(農林水産省)	○ 必要とされる治水上の安全性を確保しつつ、生物の良好な生息・生態及び多様な河川景観を保全・保育する創出ため、改変する場合でも、最低限の変更を図っています。(国土交通省)	②	B-2	進捗中	・河川管理を行うにあたっては、多自然川づくりの推進を図っています。				-	-	【施策番号:356に同じ】	【施策番号:356に同じ】		
460 ○ 必要とされる治水上の安全性を確保しつつ、生物の良好な生息・生態及び多様な河川景観を保全・保育する創出ため、改変する場合でも、最低限の変更を図っています。(国土交通省)	○ 必要とされる治水上の安全性を確保しつつ、生物の良好な生息・生態及び多様な河川景観を保全・保育する創出ため、改変する場合でも、最低限の変更を図っています。	③	B-1 C-1	進捗中	・河川管理を行うにあたっては、多自然川づくりの推進を図っています。				-	-	治水事業等関係費 ・社会資本整備総合交付金等			
461 ○ 河川が子どもたちの身近なる環境、教育の場となるように河川管理者、地方公团体、教育関係者、市民団体などから構成される協議会を設置し、地域と一緒に河川の創出など、水辺の整備などを活用し、良好な自然環境の醸成が可能となるよう自然川づくりを行います。(国土交通省)	○ 河川が子どもたちの身近なる環境、教育の場となるように河川との調和を図り、地域とともに水辺空間の整備を行います。(国土交通省)	①	A-1	進捗中	・河川管理者、教育関係者、市民団体等から構成される協議会を設置し、地域を図るため、河川管理者による活動状況や担当者等についてのフォローアップ場や機会の提供を行っており、関係機関と連携して、水辺の活動をサポートする指揮の育成を支援し、河川を活かした環境学習、自然体験活動を推進する。				-	-	治水事業等関係費 ・社会資本整備総合交付金等			
462 ○ 河川本来の自然環境や、周辺の自然的・歴史的・社会的環境との調和を図り、水辺整備と一体となって河川改修を行い、「まちの顔」となる良好な水辺空間の整備を行います。(国土交通省)	○ 河川本来の自然環境や、周辺の自然的・歴史的・社会的環境との調和を図り、水辺整備と一体となって河川改修を行い、「まちの顔」となる良好な水辺空間の整備を行います。(国土交通省)	③	A-1	進捗中	・河川管理者を行うにあたっては、「まちの顔」となる良好な水辺空間整備に取り組んでいます。				-	-	治水事業等関係費 ・社会資本整備総合交付金等			
463 ○ 大都市などの中心市街地及びその周辺の河川のうち、改修が必要であり、かつ良好な水辺空間の整備の必要性が高く、また周辺の市街地の状況などから見て、治川における市街地の整備と併せて事業を実施することによって効果的に河川改修を行います。(国土交通省)	○ 大都市などの中心市街地及びその周辺の河川のうち、改修が必要であり、かつ良好な水辺空間の整備の必要性が高く、また周辺の市街地の状況などから見て、治川における市街地の整備と併せて事業を実施することによって効果的に河川改修を行います。(国土交通省)	③	B-1 C-1	進捗中	・河川管理者を行うにあたっては、多自然川づくりの推進を図っています。				-	-	治水事業等関係費 ・社会資本整備総合交付金等			
464 ○ 堤防の治水機能の維持・増進などに対する安全度の向上について、河川改修などに役立つ樹林帯についてクリエーションを利用することで、河川改修などに対する安全度の向上を図ります。(国土交通省)	○ 堤防の治水機能の維持・増進などに対する安全度の向上について、河川改修などに役立つ樹林帯についてクリエーションを利用することで、河川改修などに対する安全度の向上を図ります。(国土交通省)	③	B-1 C-1	進捗中	・土砂流出に対する安全度の向上に取り組んでいます。				-	-	治水事業等関係費 ・社会資本整備総合交付金等			
465 ○ 自然環境や社会的環境を持つ地域などの運河流において、河川改修などによる利活用を促進し、自然環境の整備、又は景観・難水性の向上や生態系の回復などを図り、周辺の地域環境にふさわしい良好な渓流環境の再生を目指して、水辺環境及び生物多様性の向上に配慮した河川改修を行っています。(国土交通省)	○ 自然環境や社会的環境を持つ地域などの運河流において、河川改修などによる利活用を促進し、自然環境の整備、又は景観・難水性の向上や生態系の回復などを図り、周辺の地域環境にふさわしい良好な渓流環境の再生を目指して、水辺環境及び生物多様性の向上に配慮した河川改修を行っています。(国土交通省)	③	A-1	進捗中	・河川管理者を行うにあたっては、多自然川づくりの推進を図っています。				-	-	治水事業等関係費 ・社会資本整備総合交付金等			
466 ○ 港湾の良好な自然環境の市民による利活用を促進し、自然環境の大切さを学び、港の機能や港の空間に対する認識を深めることで、社会教育活動の場ともなる干潟などを整備を行っています。(国土交通省)	○ 港湾の良好な自然環境の市民による利活用を促進し、自然環境の大切さを学び、港の機能や港の空間に対する認識を深めることで、社会教育活動の場ともなる干潟などを整備を行っています。(国土交通省)	①	B-1 B-3	進捗中	・浚渫土砂を有効活用し、德山下松港の干潟の再開発や沿岸域の生物多様性の保全・再生等の取組を推進した。				干潟の再生の割合: 約40% (平成28年度末)	干潟の再生の割合: 約37.8% (平成23年度末)	干潟の再生の割合: 約38.0% (平成24年度末)	干潟整備事業費 ・港湾整備事業費		23
467 ○ 海岸保全施設の整備には、当該地区における生物の生息状況などを踏まえ、必要な面的防護を実施するにあたり、すべての国民が気軽に利用しやすい海岸づくりを推進します。(農林水産省、国土交通省)	○ 海岸保全施設の整備には、当該地区における生物の生息状況などを踏まえ、必要な面的防護を実施するにあたり、すべての国民が気軽に利用しやすい海岸づくりを推進します。(農林水産省、国土交通省)	① ③	A-1	進捗中	・海岸保全施設の整備において、緩傾斜堤や砂浜の整備を含む面的防護を実施することにより、すべての国民が気軽に利用しやすい海岸づくりを推進。自然豊かな海と森の整備が策事業(白砂青松の創出)として、平成20年度までに25箇所を実施地区として選定。				-	-	海岸事業費 ・社会資本整備総合交付金 ・防災・安全・社会資本整備交付金 ・沖縄県與公共投資交付金 ・巖山漁村地域整備交付金			
468 ○ 長距離自然歩道は、各路線の計画策定から長期間経過しているため、社会状況等の変化により利用の実態に合わせて路線計画の見直しを行っており、また、都道府県に対する交付金等の支授により、利用の魅力を高めていくための環境整備を着実に推進します。(環境省)	○ 長距離自然歩道は、各路線の計画策定から長期間経過しているため、社会状況等の変化により利用の実態に合わせて路線計画の見直しを行っており、また、都道府県に対する交付金等の支授により、環境の推進を行った。	③	進捗中	・長距離自然歩道の設定等に向け、調査及び現地関係者との調整を実施。また、都道府県に対する交付金等の支授により、整備の推進を行った。				-	-	整備計画距離 (平成22年12月末)				

施策番号	具体的施策	基本戦略	国別目標	進歩評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・料制等	事項名	数値目標
469	○ 国立公園の特別保護地区、第1種特別地域などでの保護上重要な施設地区などの利用を推進するための登山道整備、安全部門の修復、植生復元など、地域と一緒にしたエコツーリズムの取組を展開するため必要な活動拠点施設の整備のほか、誰もが安全・快適に利用できる施設のユニバーサルデザイン導入や多言語化などを推進します。また、優れた自然環境を有する国立公園の魅力やサービス向上に資するビューポイント施設、多言語説明板などの整備などの統一的な整然とした自然歩道などについて整備を実施します。 (環境省)	①	進捗中	・平成24年度は26の国立公園で、平成25年度は42の国立公園で、登山道整備・エコツーリズム活動拠点施設整備ユニバーサルデザイン導入や多言語化のための整備等を実施。	引き続き、国立公園の安全かつ適切な利用を促進するための施設整備を実施。	—	—	—	—	自然公園等事業費	目標	
470	○ 教育・学習・体験	②	A-1	進捗中	・平成25年度には16校をグローバル協力校として指定し、グローバル活動を支援していくといった。	今後もグローバル協力校の活動を支援していく。	—	GLOBE協力校数:15校 (平成24年度)	GLOBE協力校数:16校 (平成25年度)	環境教育の実践普及	環境教育の実践普及	
471	○ 環境学習フェアを開催するなど、全国各地の環境教育の優れています。(文部科学省)	①	A-1	進捗中	・平成24年度に開催された環境学習フェアでは、平成25年度末までに環境学習フェアを開催する予定である。	—	環境学習フェア登録者数:307名 (平成22年度)	—	—	環境教育の実践普及	環境教育の実践普及	
472	○ 自然の中での長期宿泊活動などをはじめとしたさまざまな体験活動を推進します。(文部科学省)	①	進捗中	・平成24年度体験活動実施数入等調査を現在の取組を継続して進めていく。	—	宿泊を伴う自然に親しむ体験活動を実施している全国の小学校の割合:85%	—	—	—	教育支援体制整備事業費補助金(いじめ対策等総合推進事業)	教育支援体制整備事業費補助金(いじめ対策等総合推進事業)	
473	○ 環境負荷の低減や自然との共生を考慮した学校施設の整備を行い、整備された施設を環境教育にも活用します。(文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省)	① ②	A-1	進捗中	・エコスクールハイロット・モデル事業において、エコスクールとして整備する学校45校をモデル校として認定(平成25年5月)	引き続き、エコスクールハイロット・モデル事業を実施。	—	太陽光発電の設置や校庭の芝生化、ビオトープなどの整備について、エコスクールハイロット・モデル事業として認定(平成25年5月)	エコスクールとして整備する学校1,63校をモデル校として認定(平成25年5月)	公立学校施設整備費負担金 学校施設環境改善交付金	公立学校施設整備費負担金 学校施設環境改善交付金	
474	○ 環境保全活動に取り組む地域の方々や教員を対象に、環境教育・環境学習指導者養成基礎講座を開催します。(文部科学省、環境省)	①	進捗中	環境保全活動に取り組む地域の方々や教員・環境保全活動を担う者に向けた研修を実施。	引き続き、事業を実施。	講座登録者数:70名 (平成23年度)	—	—	—	環境教育強化総合対策事業 環境教育強化総合対策事業	環境教育強化総合対策事業	
475	○ 天然記念物の活用施設の整備などと連携して天然記念物を活用した学習活動を促進するための支援を継続していきます。(文部科学省)	②	進捗中	・天然記念物の保存・活用の観点から地方公共団体などと連携するどもに、生物多様性による関係機関連携していく。	—	天然記念物活用施設整備費の国庫補助実績(H24)交付件数:353件 の内数 ・中跡等総合整備活用推進事業の国庫補助実績(H24) 交付件数:32件 ・天然記念物再生事業費の国庫補助実績(H24)交付件数:24件 の内数 交付金額:100百万円 の内数	—	—	—	有形文化財等の保存整備等(保存整備・史跡等総合整備活用推進・天然記念物再生)	有形文化財等の保存整備等(保存整備・史跡等総合整備活用推進・天然記念物再生)	
476	○ 社会教育活動の一環として、環境問題を含むさまざまな地域課題の解決のための取組を支援していきます。(文部科学省)	①	A-1	進捗中	・社会教育による地域の教育力強化プロジェクト(～平成24年度)「公民館等を中心とした社会教育活性化支援プログラム(平成25年度～)」の実施を通じて、環境問題を含む様々な地域課題の解決のための取組を支援した。	—	—	—	—	社会教育による地域の教育力強化プロジェクト(～平成24年度) 公民館等を中心とした社会教育活性化支援プログラム(平成25年度～)	社会教育による地域の教育力強化プロジェクト(～平成24年度) 公民館等を中心とした社会教育活性化支援プログラム(平成25年度～)	
477	○ 動植物園、水族館、自然系博物館などについては、今後とも、人々の多様な学習活動を支援するための機能をさらに充実し、博物館活動の充実を図ります。(文部科学省)	①	進捗中	・国立科学博物館において、調査研究や標本資料の収集を通じて蓄積した知識的・物的資源を活用した展示や学習プログラムを実施するとともに、博物館を対象とした専門的研究、標本資料の貸出及び地域博物館や植物園と連携したイベント等を行っている。	引き続き実施予定。	—	—	—	施設行なはり法人国立科学博物館運営費交付金	施設行なはり法人国立科学博物館運営費交付金		

施策番号	具体的施策	基本戦略	国別目標	進歩評価	施設の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・料制等 事項名	数値目標
478	○ 子どもたちを対象として、放課後の活用や農山漁村に長期間滞在する自然体験がある。は全国公園内の自然保護官の業務と一体となって、身近な自然から原生的な自然までの自然保護官の業務を通じ、五感で感じる体験活動を推進することで、自然の恩恵や自然との繋がりなどのさまざまなものと人との成長を図ります。(環境省、文部科学省、農林水産省)	①	進捗中	・身近な自然から原生的な自然までの自然保護官の業務と一体となって、身近な自然から原生的な自然までの自然保護官の業務を通じ、五感で感じる体験活動を推進することで、自然の恩恵や自然との繋がりなどのさまざまなものと人との成長を図ります。(環境省、文部科学省、農林水産省)	子ども達が自然にふれあう機会は減少しているため、広く機会を提供していくことが必要であり、引き続き施策を講じて自然との付き合い方、また、生きのいい、自然とのふれあいには、子どもの健全な育成を支える効用があるから、引き続き、取り組んでいく必要がある。	子ども達が自然にふれあう機会は減少しているため、広く機会を提供していくことが必要であり、引き続き施策を講じて自然との付き合い方、また、生きのいい、自然とのふれあいには、子どもの健全な育成を支える効用があるから、引き続き、取り組んでいく必要がある。	-	-	-	-	-
479	○ 小学生の子どもたちを対象とした農山漁村での長期宿泊体験活動を推進する「子ども農山漁村交流プロジェクト」を引き継ぎ推進し、農業体験・自然体験を通じて生物多様性の理解の促進を図ります。(総務省、文部科学省、農林水産省、環境省)	①	A-1	進捗中	・小学生が宿泊体験活動を行際の支援(文部科学省)、農山漁村が小学生を受け入れるために行う整備への支援(農林水産省)、地方公共団体が自主的にこれらの取組を行う場合の支援(総務省)を行ってきたところ。さらにこれから3省が連携して学校・地方自治体・農山漁村地域の各担当者を対象として研修を実施するなど、「子ども農山漁村交流プロジェクト」の推進を図ったところ。 ・当該事業は公益法人事業。	現在の取組を継続して進めていく。	-	-	-	教育支援体制整備事業費補助金(じめ対策等総合推進事業(文部科学省)都市農村共生・対流総合対策交付金(農林水産省))	・都市農村共生・対流総合対策交付金(農林水産省)
480	○ 子どもたちの自主的な環境学習・環境保全活動を支援することでエコクラブなどを企業・民間団体等で運営・協力して促進します。(環境省)	①	進捗中	・環境教育・環境学習データベースを整備し、環境教育・環境学習に関する知識、場、教材、事例などに係る情報を提供します。(環境省)	・環境教育・環境学習データベースを整備し、環境教育・環境学習に関する知識、場、教材、事例などに係る情報を提供。	-	-	-	-	-	
481	○ 環境教育第一:環境学習データベースを整備し、環境教育・環境学習に関する知識、場、教材、事例などに係る情報を収集し、広く提供します。(環境省)	①	進捗中	・環境教育第一:環境学習データベースを整備し、環境教育・環境学習に関する知識、場、教材、事例などに係る情報を収集し、広く提供します。(環境省)	・環境教育・環境学習データベースを整備し、環境教育・環境学習に関する知識、場、教材、事例などに係る情報を提供。	-	-	-	-	-	
482	○ 各地域で行われている持続可能な開発のための教育(ESD: Education for Sustainable Development)事例の発信(ESD: Education for Sustainable Development)事例として井手一登書するこいやESDの関係者を推薦せられる人材を育成することなどを通じて、地域に根ざしたESDを全国に普及します。(環境省)	①	進捗中	・各地域で行われているESD事例の可視化や情報発信、人材育成などを通じて、地域に根ざしたESDを促進。	・各地域で行われているESD事例の可視化や情報発信、人材育成などを通じて、地域に根ざしたESDを促進。	-	-	-	-	-	
483	○ 事業者、国民及びこれらの者の組織する民間団体が行う環境保全の意欲の増進又は環境教育に関する教科を登録し、広く活用を図ります。(環境省)	①	進捗中	・環境教育等促進法に基づく人材認定制度に適切に対応。	・環境教育等促進法に基づく人材認定制度に適切に対応。	-	-	-	-	-	
484	○ 各主体制パートナーシップによる取組を支援するために地域環境ハブセンター及び地方環境パートナー・シップオフィスを拠点として、情報の収集・提供・交流の場の提供などを実施します。(環境省)	①	進捗中	【施策番号:425に同じ】	【施策番号:425に同じ】	-	-	-	【施策番号:425に同じ】	-	
485	○ 川を活用して子どもたちの体験活動のが実を図るため、国土交通省、文部科学省及び環境省が協力し、子どもの遊びやすい水辺の登録、利用促進など(「子どもたちの水辺・河川発見プロジェクト」)を行います。(国土交通省、文部科学省、環境省)	①	A-1	進捗中	【施策番号:298に同じ】	【施策番号:298に同じ】	-	-	【施策番号:298に同じ】	-	
486	○ 国民や建物の所有者等が、当該土地や建物を自然体験活動が実現できるため、情報提供や環境教育等の活動又は開催するため、地元団体が協力し、子どもの遊びやすい水辺の登録、利用促進など(「子どもたちの水辺・河川発見プロジェクト」)を行います。(環境省)	①	進捗中	・環境保全活動や環境教育等の活動又は開催するため、地元団体が協力し、子どもの遊びやすい水辺の登録、利用促進など(「子どもたちの水辺・河川発見プロジェクト」)を行います。	・環境保全活動や環境教育等の活動又は開催するため、地元団体が協力し、子どもの遊びやすい水辺の登録、利用促進など(「子どもたちの水辺・河川発見プロジェクト」)を行います。	-	-	-	【施策番号:483を参照】	-	
487	○ 土地や建物の所有者等が、当該土地や建物を自然体験活動道府県知事が認定する制度を適用します。(環境省)	①	進捗中	・体験の機会の場として提供する場合に、当該土地や建物を都	・環境教育等促進法に基づき、体験の機会の場制度に着実に対応。	-	-	-	・環境教育強化総合対策事業	-	
4 人才の確保・育成											
488	○ 自然保護思想の普及啓発を進めます。(環境省)	①	進捗中	・研修等を実施しワークボランティアの活動の支援を行っている。	・引き続きワークボランティアのスキルアップを行ってい。	-	-	-	・自然公園等利用ふれあい推進事業経費	-	
489	○ 全国の自然学校などで研修を行い、自然学校のインストラクターやエコツアーやエコツアーワークなど指導者やガイドとして活躍できる人材を育成します。(環境省)	①	進捗中	・人材育成はエコツリズムの普及・促進に大きく寄与するため、ガイドの人材育成や教育をIT事業として、エコツーリズムガイド養成事業を実施している。	・引き続き人材育成を支援していく。	-	-	-	・日本の自然を活かした地域活性化推進事業	-	

施策番号	具体的施策	基本戦略	国別目標	進歩評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・料制等	事項名	数値目標
490	○ 海辺における体験活動や環境教育における指導者を養成するためのセミナーとして、18歳以上の男女を対象とする海辺の運営人材養成講座(海辺の自然体験活動指導者養成セミナー)を、地方公共団体や教育機関、NPOなどと連携しながら全国の主要な地域で開催します。(国土交通省)	①	A-1	進捗中	・NPO法人、海に学ぶ体験活動協議会「海辺の人材養成セミナー」の開催に協力した。	引き続き、企画の段階からオブザーバーとしてハッカソンしていく。	-	-	-	-	-	
491	○ 環境保全活動に取り組む地域の人々や教員を対象に、環境教育プログラムとして登録し、広く活用を図ります。(環境省)	①	A-1	進捗中	【施策番号474に同じ】	【施策番号474に同じ】	-	-	-	-	-	
492	○ 環境保全に関する専門的な知識や経験を有する人材を環境力ワーカーとして登録し、広く活用を図ります。(環境省)			進捗中	・環境力ワーカーラー登録制度を着実に運用。	引き続き、事業を実施。	-	-	-	-	-	環境教育強化総合対策事業
493	○ 事業者、国民及びこれらの者の組織する民間団体が行う、環境保全活動や環境教育を行う人材を育成又は認定する事業で、一定の基準を満たすものを登録し、広く活用を図ります。(環境省)			進捗中	【施策番号483を参照】	【施策番号483を参照】	-	-	-	-	-	【施策番号474に同じ】
494	○ アジアにおける環境人材育成プロジェクトに基づく、環境へ人材育成による環境保全活動や環境教育をつなぎ、環境人材育成による環境保全活動や環境教育を行います。(環境省)			進捗中	・環境人材育成コンソーシアムを通じて、大学、企業、NPO等で環境保全活動や環境教育に係る環境人材育成を推進。	引き続き、事業を実施。	-	-	-	-	-	環境教育強化総合対策事業
495	○ 生物多様性分野の国際的な議論に貢献するため、生物多様性条約開発会合等の生物多様性条約開発会合への専門家派遣等を実施していく。(環境省、外務省、関係省)	④ ⑤	E-1	進捗中	・COP10やIPBES第1回総会、専門家会合等の生物多様性条約開発会合への専門家派遣等を実施した。	引き続き、生物多様性条約開発会合への専門家派遣等を実施していく。	-	-	-	-	-	地球規模生物多様性モニタリング推進事業
5	5. 経済的面の評価											
496	○ 國内の自然保護地帯や自然環境保全施設など対象に、生物多様性の保全に対する効果的な保全の評価と推進です。また、評価結果の普及広報や、評価結果の活用方策の検討も進めます。(環境省)	①	A-1	進捗中	・平成4年度に奄美群島の国立公園指定、「全国のジエラード食文化」により保全される生物多様性の面価値について評価と実現に向けた方策を実施する研究を実施しました。自然資本会計について国内外での評価と実現に向けた方策を蓄積していく。 ・環境経済の政策研究、「より我が国における効果的な生物多様性の経済的評価手法及び経済的面価値評価結果の普及・活用方策に関する研究」を実施し、マグダーベンダード金に係る生物多様性の面価値等を評価。 ・地球環境研究会合推進「環境資源供給サービスの定義・経済評価と時間的分析による沿岸管理方策の提案」を探査。平成25年度中に評価結果を取りまとめ予定。	引き続き経済的面価値評価の取組を推進し、国内での評価事例を蓄積していく。 ・自然資本会計について国内外での情報収集に努める。	-	-	-	-	-	愛知目標の実現に向けたCOP10主要課題検討調査費
497	○ 既存の評価事例や評価手法などを通じて、生物多様性の経済的面価値評価の普及啓発を図るどもに、多様な主体による自発的な面価値評価の実施を促します。(環境省)	①	A-1	進捗中	・平成4年に、生物多様性と生態系サービスの経済的面価値評価の面価値評価に関する国内外の動向について把握し、必要に応じて最新の情報をウェブサイトやメール等で掲載するにこだわり、引き続き普及啓発を図っている。	生物多様性と生態系サービスの経済的面価値評価に関する国内外の動向について把握し、必要に応じて最新の情報をウェブサイトやメール等で掲載するにこだわり、引き続き普及啓発を図っている。	-	-	-	-	-	愛知目標の実現に向けたCOP10主要課題検討調査費
498	○ 都道府県での導入が進む「森林環境税」など、生態系サービスへの支払いの事例に対する資金負担を行う生態系サービスへの普及を促します。(環境省、農林水産省)	①	A-1	進捗中	・生態系サービスへの支払い(PES)に関するウェブサイトを作成し、PESの考え方や国内の事例について紹介している。	引き続きPESに関する国内外の事例を収集し、情報提供等を行う。	-	-	-	-	-	愛知目標の実現に向けたCOP10主要課題検討調査費
499	○ 省エネホールディングスが、持資本化、生物多様性などの環境に配慮した優良な不動産が、持資本化が促進される市場の形成に向けた取組を推進します。(国土交通省)	①	A-1	進捗中	・当委員会およびワーキンググループにおける検討結果は、環境不動産普及促進委員会を立ち上げ(本年9月に第1回開催予定)、課題に対する取組状況等について共有する。別途ワーキンググループを推進し、取組の運営している項目について検討する予定。	環境不動産の普及促進経費	-	-	-	-	-	
6	事業者と消費者の取組の推進											

施策番号	具体的施策	基本戦略目標	進歩評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・料制等	事項名	数値目標
500	○事業者に対して、生物多様性民間面接ガイドラインの普及広報等を通じて、持続可能な事業活動のための方針の設定・公表を勧めています。また、事業者が生物多様性の保全と持続可能に取り組むことを促進します。(環境省)	A-1	進捗中	・平成24年度事業において、生物多様性分野における取組状況調査及び方針における取組事例を収集。その結果や国際的動向等の民間参画連絡情報を環境省ホームページにて公開。	・業種・場面毎の事業者による取組状況や自治体との連携状況等の分析を通じて取組事例を収集。その結果や国際的動向等の民間参画連絡情報を環境省ホームページにて公開。	－	－	－	・愛知目標の実現に向けたCOP10主要課題検討調査費		
501	○環境に適した商品やサービスに対応される環境認証制度に事業活動と生物多様性の関係を明確化し、情報収集・発信するなどにより、生物多様性への民間参画を促進します。(環境省)	A-1	進捗中	・平成23年度事業において認証制度を促進する認証制度、指標、表彰制度等を実施。平成24年度事業において業種毎の事業活動と生物多様性の関わりについて環境省のホームページにて公開。平成25年度環境白書において認証制度を紹介。	・経済活動地に於ける生物多様性の主流度を促進する認証制度、指標、表彰制度等を実施。平成24年度事業において業種毎の事業活動と生物多様性の関わりについて環境省のホームページにて公開。平成25年度環境白書において認証制度を紹介。	－	－	－	・愛知目標の実現に向けたCOP10主要課題検討調査費		
502	○経済界により自発的に設立された「生物多様性民間参画パートナーシップ」等の事業者間の枠組みとの連携・協力を進めます。(環境省)	A-1	進捗中	・生物多様性民間参画パートナーシップは、平成22年の設立以来、金融機関やバンクツア作成、事業者による取組事例の収集等における連携・協力を継続的に実施。同様に事業者間の枠組みである企業と生物多様性パートナーシップ(BBB)とは平成25年に会員企業との情報交換会を開催する等連携を強化。	・生物多様性民間参画パートナーシップ及び企業と生物多様性パートナーシップ(BBB)との連携・協力を引き続き進めます。	－	－	－	・愛知目標の実現に向けたCOP10主要課題検討調査費		
503	○生物多様性に配慮した「賢い消費者(スマートコンシューマー)」を育成するため、既存の環境認証制度の普及をはじめ、それを取り扱う事業者や生物多様性の保全に熱心な事業者の情報を積極的に情報提供するなどにより、消費者の意識の向上を図ります。(環境省)	A-1	進捗中	・平成24年度事業において、生物多様性分野における取組の実態調査及び方針による取組事例を収集し、生物多様性の保全に熱心な事業者の情報を含む調査結果を環境省ホームページにて公開。平成25年度環境白書において認証制度を紹介。	・認証制度やそれらを取り扱う事業者、生物多様性の保全に熱心な事業者の情報を収集・発信する等、賢い消費者育成促進策を検討・実施する。	－	－	－	・愛知目標の実現に向けたCOP10主要課題検討調査費		
504	○自然公園法、都市緑地法をはじめ、生物多様性の確保に資する制度に関する法律では、規制により損失やコスト負担が生じる場合に補償する制度が設けられています。また、自然公園、特別緑地保全地区などでは民有地の買入への制度があります。(環境省・国土交通省)	③	進捗中	・平成24年度吉野熊野国立公園大引き継ぎと現在の取組を継続していく。・阿賀原山地区J16.5haの買上、・阿賀くじゅう国立公園くじゅう地区122.1haを買上げた。	－	－	－	－	特定民有地買上事業費		
505	○有地民等からの寄付金により自然保護のために自然の豊かな民法へゴルフ緑化推進による経済に事業、国内の自然環境保全プロジェクトを助成する経営自然保護基金など、国民及び企業などによる寄付金による事業の運営に努めています。(環境省)	A-1	進捗中	【施策番号:422[同じ]】	【施策番号:422[同じ]】	－	－	【施策番号:422[同じ]】	施策番号:422[同じ]		
506	○「地球環境基金」「河川整備基金(せせらぎ・かわあい基金)」、「森林基金」による民間団体の環境保全活動への支援を行います。(環境省・国土交通省・農林水産省)	①	進捗中	・「地球環境基金」は独立行政法人事業。	－	－	－	－			
507	○「緑の募資金」による森林整備の推進に貢献する法律(「森林金」)による寄付金を活用し、森林の整備、緑化活動に貢献して進めいく。	①	進捗中	・「緑の募資金」による、森林の整備、緑化活動に貢献して進めいく。	－	－	－	－			
508	○都市公園の整備、緑地の保全などに対する補助を行います。(国土交通省・農林水産省)	C-1	進捗中	・平成23年度には、新たに都市公園等整備面積が960ha増加するなど、都市公園の整備や緑地の保全等の取り組みに対し、財政的支援を行う。緑地の保全、再生・創出・管理を進めるとともに、都市における水と緑のネットワークの形成を推進した。	緑地の保全等整備面積：119,016ha 面所数：89,874箇所(平成24年3月) 特別緑地保全地区指定面積2,412ha、442地区所(平成24年3月)	－	－	－	都市公園等整備面積：118,056ha 面所数：89,874箇所(平成23年3月) 特別緑地保全地区面積2,369ha、箇所数419箇所(平成23年3月)	社会資本整備総合交付金等	

施策番号	具体的施策	基本戦略	国別目標	進歩評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・料制等 事項名	数値目標
509 ○ 生物多様性の保全を行うため自然環境の保全活動などを実行する特公益費人に対する寄付金の優遇措置や、自然環境や保安林などに指定された区域内の土地に係る所得税・法人税・地方税の特例などの税制上の措置が講じられています。(環境省、農林水産省)	③	進捗中	・地方税等の特別措置を受けるわれる國立・國定公園特別保護地区及び第一種特別地域の民有地のうち、國立公園の第1種特別地域の民有地51haを拡大。 ・議決所得の特別控除を受けられる民有地の面積は184ha並大。 ・地方税等の特別措置を受けられる民有林の保安林面積を約37万ha拡大。	C-2	・從来のレッドリスト(陸域レッドリスト)については、平成24年度に第4次レッドリストに並び自然環境保全地域特別保護地区及び第一種特別地域の民有地を国は買い取られる場合の譲渡所持の特別控除実績:これまでに約8,700haの民有地を国有地または公有地化	現在の取組を継続して進めいく。	-	国立・國定公園特別地域及び自然環境保全地域特別地区内の土地が国は買い取られる場合の譲渡所持の特別控除実績:これまでに約8,700haの民有地を国有地または公有地化	-	-	-
第2節 野生生物の適切な保護管理等	(総括) 絶滅のおそれのある野生生物の保全については、国内希少野生動植物種の選定方針の検討を開始、トキの野生復帰を着実に進めための放鳥などを実施しました。また、生息・生育空間である保護林や緑の回廊などにおいてモニタリングなどを進めました。鳥獣の保護管理としては、今後の鳥獣保護管理のあり方の検討を進めています。										
1 絶滅のおそれのある種・生息・生育環境の保全											
510 ○ 平成24年に改訂したレッドリストについては、その普及啓発に努めるとともに、次期改訂に向けた見直し作業を行います。また、候補種の生息・生育状況を把握すべくの調査を行います。(環境省)	①	進捗中	・從来のレッドリスト(陸域レッドリスト)には、概ね5年後の発表をめざし、検討を進める。 ・海洋生物レッドリストは平成28年度の発表を目指し、検討を進める。	C-2	・從来のレッドリスト(陸域レッドリスト)については、平成24年度に第4次レッドリストに並び自然環境保全地域特別保護地区及び第一種特別保護地区内の土地が国は買い取られる場合の譲渡所持の特別控除実績:これまでに約8,700haの民有地を国有地または公有地化	-	-	-	-	-	-
511 ○ レッドデータブック(レッドリスト)に基づき生息状況などを取りまとめて編纂した書物については、平成25年度に各種の最新の生息状況を図示した改訂版を取りまとめ、平成26年度に発刊、普及啓発に努めます。(環境省)	①	進捗中	・平成24年度に公表した第4次レッドリストに並び改訂版レッドデータブックを取りまとめた。	C-2	・改訂版レッドデータブックを平成26年度に発刊し、普及啓發に努める。 * レッドデータブック改訂版の発刊(平成26年度)	-	-	-	-	-	-
512 ○ 絶滅のおそれのある種の保全を全国的に推進するための基礎として、レッドリスト掲載種の回復を阻害している現在における要因や多様な保全施設状況、有効な保全手法等に関する情報の収集などとともに、国や地方自治体等で蓄積している分布情報をはじめとする関連情報をより効果的に共有し、活用するための体制整備を検討します。(環境省)	②	検討中	・作成中の「絶滅のおそれのある野生生物の保全戦略(仮称)」において方針検討を開拓したところ。	C-2	・作成中の「絶滅のおそれのある野生生物の保全戦略(仮称)」において方針検討を開拓したところ。	-	-	-	-	-	-
513 ○ 平成23年度に実施した方が国の絶滅のおそれのある野生生物の保全に関する点検を受けて、今後の全国的な保全的保全措置や保全手順における保全施設状況、有効な保全手法等に関する情報の収集などとともに、上記点検の中で行った議論も施行状況の検討結果とともに、同保全戦略の作成過程での議論も踏まえ、必要に応じて所要の指摘を講じます。(環境省)	②	C-2	・保全戦略を中央環境審議会自然環境部会で検討中。	C-2	・保全戦略を中央環境審議会自然環境部会で検討中。	-	-	-	-	-	-
514 ○ わが国における生息・生育状況に基づいて個々の種の絶滅の危険度を評価している環境レッドリストのうち、絶滅危惧A類(CR)による絶滅危惧種(CR-EN)の中でも、種に絶滅のおそれがあると考えられる種について、今後作成する保全戦略で定める保全の優先順位も踏まえ、種の保存法に基づく国内希少野生動植物種に指定します。特に保護・採集圏が減少する要因などとなっており、全国的に流通する可能性がある種については優先的に指定を検討することとし、新たに25種程度の指定を目指します。(環境省)	② ③	検討中	・国内希少野生動植物種の指定については、検討中の「絶滅のおそれのある野生生物の保全戦略(仮称)」に盛り込まれる保全すべき種の優先順位付け等を踏まえ、国内希少野生動植物種の選定の方針検討を開始したこと。	C-2	・国内希少野生動植物種の指定については、検討中の「絶滅のおそれのある野生生物の保全戦略(仮称)」に盛り込まれる保全すべき種の優先順位付け等を踏まえ、国内希少野生動植物種の選定の方針検討を開始したこと。	-	-	-	-	-	-
515 ○ 国内希少野生動植物種のうち、その種を圧迫している要因を除又は軽減することができる個体の繁殖の回復・改善や、動物園・植物園などにおける個体の繁殖の促進やその後の野生復帰など、個体数の維持・回復を図るためにより積極的な取組が必要な種を対象に、保護増殖事業計画を策定し、これらの取組を実施します。(環境省、文部科学省、農林水産省、国土交通省)	② ③	進捗中	・平成24年10月に新たにライチョウの保護増殖事業計画を策定し、事業を実施した全4種について保護増殖事業を実施中。 ・国有林野内に生息・生育する希少野生動植物の保護を進めます。	C-2	・平成24年10月に新たにライチョウの保護増殖事業計画を策定し、事業を実施した全4種について保護増殖事業を実施中。 ・国有林野内に生息・生育する希少野生動植物の保護を実施します。	-	-	-	-	-	-

施策番号	具体的施策	基本戦略	国別目標	進歩評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・料制等	事項名	数値目標
516	○希少な野生生物の取り扱いについては、引き続き関係省庁、関連機関等協力して違法行為の防止、撲滅に努めています。(環境省、関係省)	② ④	進捗中 ・関係省庁及び関係機関が連携・協力をし、事業者の指導等、希少な野生生物の国内流通管理を実施する。	引き続き、効果的な国内流通管理の検討と実施を推進する。	-	-	-	-	-	-	-	-
517	○絶滅のおそれのある野生動植物の種の定めした存続を確保するためには、生息・生育地の確保は欠かせないものであることを、必要な公園など開闢する他の地の保護施設等に連携しながら、国内希少野生動植物について、生態・生息環境が良好に維持されている場所などを後方に、生息地等保護区の指定の推進を図ります。また、今後成る絶滅のおそれのある野生生物の保全戦略に定める保護区指定の考え方等踏まえ、保護区の再編を図ります。(環境省)	② C-2	検討中 【施策番号42に同じ】	-	-	-	-	-	-	-	【施策番号42に同じ】	【施策番号42に同じ】
518	○生息・生育地の維持・改善を行うとともに、対象種の生息・生育状況の把握に努め、必要に応じ保護の指針や区域の見直しを検討します。(環境省)	② C-2	進捗中 【施策番号43に同じ】	-	-	-	-	-	-	-	【施策番号43に同じ】	【施策番号43に同じ】
519	○高山地域や沿岸地域など、地球温暖化の影響を受けやすいと考えられる地域における希少野生動植物の生息・生育状況の変化について、モニタリングサイト1000なども活用して、重点的な注視を続けています。(環境省)	⑤ E-2	進捗中 ・モニタリングサイト1000において、高山地域や沿岸地域などの生態系を含め、日本を代表する生態系の全国的なモニタリング調査を実施している。	-	-	-	-	-	-	-	-	-
520	○「保護林においては、設定状況を監視・引き継ぎ、原生的な森林生態系や希少野生動植物の採育環境及び個々異なる動物の生态环境を整備する」とともに、「緑の回廊」において、人工林の抜き代りによる希少野生動植物の採育環境及び個々異なる動物の生态环境を整備する事業などのほか、森林の生態や野生動植物の生息・生育状況を把握するためのモニタリング調査などを実施します。また、希少性を重視すべき野生動植物については、生息・生育状況の把握や生息・生育環境の維持、整備などを進めます。(農林水産省)	③ C-2	進捗中 ・保護林においては、設定状況を監視・引き継ぎ、原生的な森林生態系や希少野生動植物の採育環境及び個々異なる動物の生态环境の回廊の設定し、設定後の状況変化などについてモニタリング調査を行うとともに、保護林の適切な保全管理を行うことにより、保全のモニタリング調査を行なうとともに、人工林内の商業樹を積極的に保護するなど、野生生物の生息・生育環境に配慮した施設の設置、地域の関係者等との協力の確立とその内容の普及等を実施しました。	-	-	保護林面積:90万3千ha 平成23年4月) 緑の回廊面積:56万6千ha(平成25年4月)	保護林面積:96万5千ha 平成25年4月) 緑の回廊面積:56万3千ha(平成25年4月)	-	-	-	森林整備・保全費	-
521	○希少植物の保全については、市民や研究者などのさまざまな主体約6回組織国會議で採択され、「世界植物保全戦略」を受けた日本の植物保全の進捗状況のレビューが行われたため、この結果を参考に保全の取組を進めます。(環境省)	① B-1 ② B-5 ③ C-1 ④ C-2 ⑤ D-1 E-2	進捗中 ・採取、譲り渡し等の規制等。	-	-	-	-	-	-	-	-	-
522	○絶滅のおそれのある猛禽類については、良好な生息環境の保全のため、クマタカ、オナタカの保護指針である「猛禽類などの取組を進めます。(環境省)	② C-2	進捗中 ・平成24年12月に「猛禽類保護の進め方」(改訂版)の公表を行った。現在、サシハ、チュウについて取り組んでいる。	-	-	-	-	-	-	-	-	-
523	○ジュンコンについては、生き残りを進めるとともに、種の保存法の国内業者との共生に向けた取組を進めます。(環境省)	② C-2	進捗中 ・ジュンコンについては、俺み跡調査等による生息モニタリングや漁業者との共生環境の調査や情報の収集等に努めます。	-	-	繁殖時のレスキュートリニティ調査等による生息モニタリングや漁業者との共生を目的とした取組を引き継ぎ実施している。	-	-	-	-	・特定海産種・乳類との共生推進事業	-
524	○絶滅のおそれのある野生動植物の生息域外保全に関する基本方針のもとにして、動物園や植物園、水族館、昆虫館、研究機関などの実施主体及び関係団体との連携を深め、生息域が保全の取組状況の把握を行なうとともに、絶滅のおそれのある種の生息域外保全の取組を進めます。(環境省、関係省)	① C-2	進捗中 ・生息域外保全に関する取組については、関係団体との情報交換を継続的に行い、チヨウにおける取組に関する調整を進めることで、日本動物園水族館協会とはシマヤマネコ保護増殖事業等における連携を強化するとともに、取組全般を推進する協定締結の準備を進めているところ。	-	-	-	-	-	-	-	・特定野生生物保護対策費	-

施策番号	具体的施策	基本国別目標	進歩評価	施策の取組状況と成果		課題と今後の方針		達成目標	当初値	点検値	予算・料制等	事項名	数値目標
				実施中	・学能経験者等による検討会を開催し、引き継ぎ検討を進める。	実施中	・学能経験者等による検討会を開催し、引き継ぎ、鳥獣保護管理に係る取組を推進する。						
533	○ 狩猟鳥獣などの生息状況をモニタリングし、定期的に狩猟鳥獣の指標的調査や情報収集の実施等を実施します。また、狩猟鳥獣の考え方や対象について検討するとともに、モニタリング手法が確立しない狩猟鳥獣について、モニタリング手法を検討し、地方公共団体等への情報提供を行います。(環境省)	②	B-1	・鳥獣の保護管理の担い手を確保、育成するため、狩猟免許申請者等による検討会を開催し、鳥獣保護管理の担い手確立へ向けて検討を行っている。	-	-	-	-	-	-	-	・鳥獣保護管理強化事業費	
534	○ 鳥獣の生息状況の効率的なモニタリング、保護管理の実施等を実現するなど、鳥獣保護管理の実施や生物多様性の保全等を進めます。(環境省)	②	B-1	・鳥獣の保護管理の担い手を確保、育成するため、狩猟免許申請者等による検討会を開催し、鳥獣保護管理の担い手確立へ向けて技術研修、鳥獣保護管理の専門的知識及び技術を有する者を登録・活用する人材登録事業を実施しました。	-	-	-	-	-	-	-	・鳥獣保護管理強化事業費	
535	○ 二ホンジンカやイノシシのように、生息数や分布地域が著しく増加している鳥獣産業や生態系などの被害が生じている種については、特定期間で計画的に捕獲などを実施される。捕獲などによる個体数調整、施設防護等の設置や生息環境の整備などの対策を科学的・計画的に推進することにより、捕獲個体の処理加工施設の整備支援など、地域資源としての活用を促進します。また、これらの種における個体数を推定する手法を検討し、精度の向上に努めます。(環境省、農林水産省)	②	B-1	・最新の知見や現状を踏まえて作成した「引き継ぎ、都道府県の取り組みを支援するためのガイドライン」に基づき、都道府県が作成する特定計画の作成を促進する。	-	-	-	-	-	-	-	・鳥獣保護管理強化事業費	
536	○ カワウやクマ類など都道府県を越えて広域に移動する鳥獣については、国及び関係都道府県が特定鳥獣保護管理計画を作成するための協議会を設立して、鳥獣保護管理の指針を作成するため、協議会の設立などによる保護係官や都道府県の連携を促進するなどにも、地域個体群の生息状況を把握しつつ被害対策を実施するなど、関係機関で緊密な連携を図らされた保護管理を進めます。(環境省、農林水産省、国土交通省)	②	B-1	・伝統的な保護管理を推進するため、カワウ2地域、クマ類1地域、ニホンジンカ1地域において積極的な計画及び計画的指導を行い、広域協議会の運営等を行って、捕獲数のデータ化の個体数について、捕獲数のデータ化の個体数指標を行った。	-	-	-	-	-	-	-	・鳥獣保護管理強化事業費	
537	○ 希少鳥獣であるゼニガタアザラシによる漁業被害が深刻化しているため、漁業の健全な発展をめざしながら総合的な保護管理を推進します。(環境省)	②	B-1	・漁業被害警戒のための被害防除手法の検討、被害防除手法の実施等を実施する。	-	-	-	-	-	-	-	・鳥獣保護管理強化事業費	
538	○ 二ホンジンカ等の個体数増加や分布拡大が著しい鳥獣については、捕獲数を増加させることが課題です。(環境省)	②	B-1	・狩猟免許を有しない者を含めた地域ぐるみでの捕獲体制構築のためのモデル事業の実施などを通じて、地域で一體となった鳥獣保護管理の取組を推進していく。	-	-	-	-	-	-	-	・鳥獣保護管理強化事業費	
539	○ 住民と鳥獣の棲み分け、共生を可能とする地域づくりに取り組むため、地方公共団体、NPOなどと連携し、奥地国有林における野生物の生息状況、被害状況の調査、生息環境の整備と鳥獣の個体数管理などの総合的な対策を進めます。(農林水産省)	② ③	B-1 C-1 C-2	・平成24年度に阿寒国立公園において新たにシカを対象とした生態系維持回復事業計画を策定。また、既に計画を策定している公園においても、科学的知見に基づく順応的且つ総合的なシカ対策を実施し、生態系改善の実績に努めています。	-	-	-	-	-	-	-	・鳥獣保護管理強化事業費	
540	○ 釧路国立公園、南アルプス国立公園、屋久島国立公園などでニホンジンカによる自然環境生産などの生態系や景観への悪影響が生じており、予防的・懸念的且つ科学的な対策を講じるため、生態系維持回復事業計画を策定し、本計画に基づき、栖生防護柵の設置や個体数調整など個体数管理を実施していきます。(環境省、農林水産省)	③	C-1 C-2	・「アラス対策マニュアル等による普及啓発」を実施。	-	-	-	-	-	-	-	・鳥獣保護管理強化事業費	
541	○ 薩付き容器を利用するなどのカラスの生活環境への被害の対処方法などについての普及啓発を進めます。(環境省)	②	B-1	・アラス対策マニュアル等による普及啓発を実施。	-	-	-	-	-	-	-	・鳥獣保護管理強化事業費	

施策番号	具体的施策		施設の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・料制等	事項名	数値目標
	基本戦略	国別目標								
542	○ 平成24年4月現在、都道府県知事により、シンガクマ、クマ類、ニホンザル、ニホンジカ等を対象して46都道府県で20の特定鳥獣保護管理幹部会が作成実施されていますが、生息状況や被害状況などの情報を常にモニタリングし、順応的管理が進められています。これらのより効果的な実施を支援するため、最新の知見を踏まえ、特定鳥獣保護管理計画作成のためのガイドラインを必要に応じて補足、改訂を行います。(環境省)	②	B-1	・特定鳥獣5種(イノシシ、クマ類、ニホンザル、ニホンジカ等)について、生息状況や被害の現状、対策の実施状況について監視を行い、それらの種の保護管理に関する課題等について整理を行うなどを目的として、種ごとに「保護管理検討会」を設置。当該検討会で整理された内容や効果的な保護管理手法等の最新の知見について、ガイドラインの補足となる「保護管理レポート」を作成し、各都道府県へ配布。 ・また、ガイドラインの特定計画技術マニュアルについて、改訂案を作成し、平成25年6月に公表予定。	引き続き、都道府県の取組みを支援し、特定計画の作成を促進する。	ガイドラインの補足・改訂 改定回数:6種おおよそそのべて12回 (平成32年まで)	4種のガイドラインを改訂 改訂回数:6種おおよそ (平成22年) (平成25年9月)	・鳥獣保護管理強化事業費	改訂	41
543	○ 鳥獣の保護管理の担い手を確保・育成するため、地方公共団体職員や狩猟者等を対象とした技術研修、鳥獣保護管理の専門的知識や技術等を有する者を登録・育成する「鳥獣登録事業、狩猟免許取得得へ向けセミナー」の開催などを事業を推進します。(環境省、農林水産省)	②	B-1	・鳥獣の保護管理の担い手を確保・育成するため、地方公共団体職員や狩猟者等を対象とした技術研修、鳥獣保護管理の専門的知識や技術等を有する者を登録・育成する「鳥獣登録事業、狩猟免許取得得へ向けセミナー」の開催などを事業を推進します。	引き続き、鳥獣保護管理の担い手確保・育成に係る取組を推進する。	研修・セミナー等へのべ 開催数:120回 (平成23年度)	15回 (平成24年度)	・鳥獣保護管理強化事業費	42	
544	○ 狩猟については、鳥獣の個体数調整に一定の役割を果たしていることから、鳥獣の保護管理の担い手となる狩猟者の確保及び狩猟の危険防止、捕獲された個体の有効利用に努めるなど狩猟の適正な管理を進めます。(環境省、農林水産省)	②	B-1	・鳥獣保護管理の担い手となる狩猟者の確保のため、狩猟免許の取得促進セミナーを開催します。また、狩猟免許の危険防止等について都道府県や狩猟関係団体等に対し、情報提供や注意喚起を行った。	引き続き、鳥獣保護管理の担い手確保・育成及び狩猟の危険防止等に係る取組を推進する。	—	—	・鳥獣保護管理強化事業費		
545	○ 鳥獣によって被害を受けている農家自身のわが用いた鳥獣に参加できるようになつたことなどを踏まえ、補助的措置体操のためのモデル事業の実施などを通じて、地域で一休どなつた鳥獣保護管理の取組を推進します。(環境省、農林水産省)	②	B-1	・狩猟免許を有しない者を含めた地域ぐるみでの補助的措置体操のためのモデル事業の実施などを通じて、地域で一休どなつた鳥獣保護管理の取組を推進している。	引き続き、地域で一休どなつた鳥獣保護管理の取組を推進する。	—	—	・鳥獣保護管理強化事業費		
546	○ 農林漁業者の高齢化や狩猟者人口の減少などが進行していくこと、半ば、地域全体で被害防止対策(取組)を進めます。(環境省、農林水産省)	②	B-1	・狩猟免許を有しない者を含めた地域ぐるみでの補助的措置体操のためのモデル事業の実施などを通じて、地域で一休どなつた鳥獣保護管理の取組を推進します。	引き続き、地域で一休どなつた鳥獣保護管理の取組を推進していきます。	—	—	・鳥獣保護管理強化事業費		
547	○ 鳥獣による森林被害については、防護柵や食害チューブなどによる設置や捕獲による個体数の調整のほか、新たな防除技術の開発、普及、防除技術者の養成、監督、防除体制の整備などを促進します。(農林水産省)	②	進捗中	【施策番号:128に同じ】	【施策番号:128に同じ】	—	—	・鳥獣保護管理強化事業費		
548	○ 關係省行による鳥獣保護管理施設との一層の連携を図りつつ、野生鳥獣による被害及びその生息状況を踏まえた広域的な効果的対策に対する組合とともに、野生鳥獣の生息環境にも配慮し、広葉樹林の育成などを推進します。(農林水産省)	②	進捗中	・鳥獣の生息状況及び森林被害状況等の調査、関係省行や多様な主体と共にしながら、総合的な野生鳥獣対策を推進する。	引き続き、関係省行や多様な主体と共にながら、総合的な野生鳥獣対策を推進する。	—	—	・森林再生基盤づくり交付金 ・森林環境保全総合対策事業 ・森林・山村多面的機能發揮対策 ・森林整備保全費		
549	○ これららの施策の推進にあたっては、関連する施設と連携を図りながら一體的な効果を得られるように進めます。(環境省、農林水産省)	②	B-1	・関係省行による連絡会議を開く等、関連する施設と連携を図りながら、これららの施策を推進している。	引き続き、関連施設との連携を図る。	—	—	・鳥獣保護管理強化事業費		
550	○ 自然環境保全基礎調査を立ち上げ実施し、その一環として主要な野生鳥獣の全国的な生息情報の収集整備に努めます。特に、ニホンジカやクマ類の生息系や農林水産業に大きな影響を及ぼす鳥獣・哺乳類のきめ細かな保護管理施設を進めることで、これら特定の野生動物を重視した重点的な全国個体数推定及びその経年変動を図ります。(環境省)	⑤	E-2	・新規省行による連絡会議を開く等、関連する施設と連携を図りながら、これららの施策を推進する。 ・新規省行による連絡会議を開く等、関連する施設と連携を図りながら、これららの施策を推進する。	新規省行による連絡会議を開く等、関連する施設と連携を図りながら、これららの施策を推進する。	—	—	・自然環境保全基礎調査 ・生物情報収集・提供システムである「いきものログ」を開発している。		
551	○ 狩猟者又は鳥獣の捕獲許可を受けた者から報告される捕獲鳥獣に関する情報について、メッシュ単位の位置情報を収集しま	④	B-1	・都道府県を通じ、狩猟及び許可捕獲に係る捕獲位置情報を収集。	未提出の都道府県に対し、捕獲位置情報の提出について、協力要請を行います。	—	—	・鳥獣保護管理強化事業費		

施策番号	具体的施策	基本目標	進捗評価	課題と今後の方針		達成目標	当初値	点検値	予算・税制等 事項名	数値目標
				施策の取組状況と成果	補強位置情報等情報データベースシステムの充実に努めます。(環境省)					
552	○ GIS(地理情報システム)を活用した情報データベースシステムの充実に努めます。(環境省)	B-1	進歩中	できる限り地図上に簡易に表示される補強位置情報等情報を実現するため、GIS(地理情報システム)を活用した情報データベースシステムの充実に取り組む。改修を平成25年度に改修。	・引き続き、GIS(地理情報システム)を活用した情報データベースシステムの充実に取り組む。	-	-	-	・鳥獣保護管理強化事業費	
553	○特に農作物や生態系に被害を及ぼしている野生鳥獣についての個体群管理手法、生息数及び密度把握の手法について、野生鳥獣を適切に管理するため、その影響を及ぼすため、野生鳥獣を防ぐ技術などに関する調査・研究を進めます。(環境省、農林水産省)	②	B-1	特定鳥獣5種で調査した保護管理食料・引き続き、先進的かつ効果的な個体群管理手法、生息数及び密度把握の手法について、全国の先進事例等を調査し普及に努めた。	・現在の取組を継続して進めていく。	-	-	-	・鳥獣保護管理強化事業費	
554	○渡り鳥の保護については、干潟や湖沼などの生息環境の現況を把握するため、引き続き鳥類監視ステーションにおける標識調査、カモ・カモ・ハクチョウ類の全国一斉調査を実施するほか、モニタリングサイト1000に主要な渡来地においてガガ・カモ・シギ・チドリ類の調査について、民間団体と連携して実施している。	⑤	E-2	進歩中	・標識調査、カモ・カモ・ハクチョウ類の全国一斉調査を実施したほか、モニタリングサイト1000においてガガ・カモ・シギ・チドリ類の調査を実施している。	-	-	-	・地球規模生物多様性モニタリング推進事業費 ・野生鳥獣情報整備事業費	
555	○住民と鳥獣の暮らし分け、共生を可能とする地域づくりに取り組むことで、野生鳥獣の生態状況・被害状況の調査、生息環境の整備の実施などを総合的な対策を進めます。(農林水産省)	②	B-1	進歩中	【施策番号130に同じ】	-	-	-	【施策番号130に同じ】	
556	○平成23年に行った「鳥獣の保護を図るために事業を実施するための指針の改正」において、愛玩飼養のための補強等に許可しないこととされたため、その届出を図り、適正飼養を促進します。また、愛玩飼養のための補強は、今後停止する方向で検討し、検討方向の見知り努めていきます。(環境省)	②	進歩中	・基本指針の改正内容について都道府県等へ周知を図るとともに、都道府県主導の鳥獣保護会議等のための指針の改正を踏まえた対応状況や密猟情報収集等を実施。	・引き続き、愛玩飼養の適正化の推進を図ることと並んで、今後後援する方向や周知方法について検討を行つ。	-	-	-	・鳥獣保護管理強化事業費	
557	○鳥獣保護員を活用し緊急や地方公团体の自然保護団体とともに連携して、運営補修いたり運営飼養の強化を推進します。(環境省)	②	進歩中	・現在、ドジョウの識別マニュアル更新版を作成、印刷準備中。	・ドジョウの識別マニュアル更新版及び法規の取扱いを強化。	-	-	-	・鳥獣保護管理強化事業費	
558	○傷病鳥獣として保護収容される個体の分析により、感染症等の原因の把握や自然界による他の有害物質などの影響の適切な把握に努めるとともに、水鳥や大型猛禽類の船中事害を防止するため、鳥獣保護法に基づく指定飼養禁止区域制度の運用を実施する旨を改進します。また、適切な給餌等の使用による捕獲された鳥獣の死体放置の禁止を徹底します。(環境省)	②	進歩中	・船製鉄製の使用禁止区域の指定促進及び捕獲された鳥獣の死体放置の禁止に対する必要がある。	・取組が十分でない施策の検討を促進については、都道府県や都道府県等と連携して実施方法について検討を行つ。その他の施策の実施方法については検討中。	-	-	-	・鳥獣保護管理強化事業費	
559	○地方自治体と連携しつつ、民間の協力も得て、感染症の防疫等対応に専念しながら、傷病鳥獣保護ます。また、傷病鳥獣救護のあり方にについて、実態も踏まえて検討を行います。(環境省)	②	進歩中	・都道府県主催の鳥獣ブロック会議等を実施。	・引き続き、基本指針等に基づき、各都道府県等と連携していく。今後の実施方法について検討を行つ。	-	-	-	・鳥獣保護管理強化事業費	
560	○水鳥救護研修センターにおいて、油汚染事故が発生した場合など一連の手順を踏んで迅速な応対が可能なよう地方自治体職員などを対象とした研修を引き継ぎ実施します。(環境省)	②	進歩中	・水鳥救護研修センターにおいて、地方公共団体職員などを対象とした研修を実施する。	・引き続き、水鳥の油汚染対応等のための研修を実施する。	-	-	-	・水鳥救護研修センター維持費	
561	○鳥獣の保護管理に関する知識の普及が不可欠であり、それを踏まえた実態的な参加も求められるため、鳥獣とふるあう機会の創出や自然環境教育の実施、安易な餌付けによる影響及び鳥獣による生息環境、農林水産業などに係る被害の実態などに関する情報等について理解を深めて、広く人々に人・鳥獣との適切な関係の構築について理解を深めます。(環境省、農林水産省)	②	進歩中	・鳥獣の保護管理に関する知識の普及が不可欠であり、それを踏まえた実態的な参加も求められるため、鳥獣とふるあう機会の創出や自然環境教育の実施、安易な餌付けによる影響及び鳥獣による生息環境、農林水産業などに係る被害の実態などについての通じての理解を深め、広く人々に人・鳥獣との適切な関係の構築について理解を深めます。(環境省、農林水産省)	・取組が十分でない施策の検討を促進における被害の実態や、鳥獣保護管理への情報提供を行つた。その他の施策の実施方法については検討中。	-	-	-	・鳥獣保護管理強化事業費	
562	○野生鳥獣の適切な保護管理の推進については、国、地方公共団体、研究機関、民間団体などの連携が重要であり、その充実強化に努めます。(環境省、農林水産省)	②	B-1	進歩中	・都道府県や市町村、民間団体等とともに実施する等、関係機関との幅広い連携を図つた。	・引き続き、関連機関との連携を強化する。	-	-	・鳥獣保護管理強化事業費	

施策番号	具体的施策	基本戦略目標	進歩評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・料制等 事項名	数値目標
563 ○ わが国では、高病原性鳥インフルエンザが、平成16年度から平成23年にかけては、全国各地において発生しており、特に平成22年から平成23年にかけては、全国各地において野鳥（キンロハジロ・ナガベリ等15種）や家禽の死亡個体等から相次いで認めた。渡り鳥など野鳥がウイルスを伝播している可能性があるとの指摘を踏まえ、「野鳥における高病原性鳥インフルエンザによる対応技術マニュアル」に基づき、都道府県と連携し、全国専門家を対象とした、高病原性鳥インフルエンザワイルスの感染経路実習に資するため、「野鳥に対する高病原性鳥インフルエンザワイルスの保有状況を確認するモニタリング」を実施します。（環境省）	②	進捗中・平成20年に作成（平成23年に改訂）した対応技術マニュアルに基づき、都道府県や関係省庁と連携し、適切に対策を実施する。	-	引き続きマニュアルに基づき、都道府県や関係省庁と連携し、適切に対策を実施する。	-	-	-	-	・野生鳥獣感染症対策事業費	
564 ○ 高病原性鳥インフルエンザが発生した場合は、緊急に職員及び専門家を現場に派遣し、渡り鳥など野鳥における病原性鳥インフルエンザワイルスが蔓延していないかを確認するため、現地の状況把握、指導助言、環境試料調査等を実施します。（環境省）	②	進捗中・平成24年～平成25年現在、我が国において高病原性鳥インフルエンザが発生していない。なお、中国において、低病原性鳥インフルエンザワイルス（H7N9）の人への感染・死事例が確認されたことから、国内での野鳥の緊急追加調査を実施します。	-	引き続き、発生時ににおいて必要な調査を実施し、危機管理対応を着実に行う。	-	-	-	-	・野生鳥獣感染症対策事業費	
565 ○ 国内での発生時の早期対応に資するために、渡り鳥の飛来経路である周辺諸国との連携を強化し、各国との鳥インフルエンザの発生情報等の共有に努めます。（環境省）	②	進捗中・我が国が周辺諸国との対策に資するため、各国の鳥インフルエンザ対策について情報収集、情報交換を実施。	-	引き続き、我が国が周辺諸国との対策に資するため、各国の鳥インフルエンザ対策について情報収集、情報交換を実施。	-	-	-	-	・野生鳥獣感染症対策事業費	
566 ○ 渡り鳥の飛来経路の解明に努めます。（環境省）	⑤	E-2 進捗中	-	現在の取組を継続して進めていく。	-	-	-	-	・野生鳥獣感染症対策事業費	
567 ○ 高病原性鳥インフルエンザなどの人畜共通感染症に対して、発生時に迅速な対応ができるよう、通常時から国民や関係機関に対して情報提供を行うとともに、都道府県、関係省庁間での情報共有と連携に努めます。（環境省、農林水産省、厚生労働省）	②	進捗中・高病原性鳥インフルエンザなどの人畜共通感染症について、必要に応じて関係者等に情報を提供を行うとともに、都道府県、関係省庁間での情報共有と連携に努めます。（環境省、農林水産省、厚生労働省）	-	今後も引き続き、関係省庁、関係者等間で連携し、野生動物が感染・伝播する可能性のある感染症について、適切な対応を行なう。	-	-	-	-	・野生鳥獣感染症対策事業費	
568 ○ 高病原性鳥インフルエンザのみならず、口蹄疫、ウエストナイール熱等の、野生動物が感染あるいは伝播する可能性のある感染症等に努めます。（環境省）	②	進捗中・野生動物が感染・伝播する可能性のある感染症について情報収集に努めた。	-	今後も引き続き、野生動物が感染・伝播する可能性のある感染症について情報収集に努める。	-	-	-	-	・野生鳥獣感染症対策事業費	
3 動物の愛護と適正な管理										
569 ○ 動物が命あるものであることを踏まえ、それそれの種の生理、習性、生態に配慮して適正に飼養管理することや動物の運搬及び虐待などの周知徹底を図ります。また、動物取扱業者等の規制強化の実績や各取扱業者の規制強化がなされたことにより、動物の特性及び適応状態などに影響する事前説明の善悪なほどにより、一層の適正化を推進します。さらに、実験動物を含む飼養動物について、逃逸防止などの観点から、法規を適切に運用するとともに、普及啓発を推進します。（環境省）		進捗中・平成24年9月に「動物愛護管理法」の趣旨を踏まえて、適正な方法の施行を進めるとともに、動物虐待や不適正飼育等による講習会の実施や各種の講習会等を通じて配布を行っている他、適正飼養のための講習会を開催する等、関係自治体や業界団体等を通じて適正飼養の周知等に取り組んでいます。	-	改正動物愛護管理法が改正され、終生飼養の責務の明記、動物取扱業の規制強化がなされたことにより、各取扱業の規制強化がなされたことにより、動物の特性及び適応状態などに影響する事前説明の善悪なほどにより、動物の特性及び適正飼養のための講習会を開催する等、関係自治体や業界団体等を通じて適正飼養の周知等に取り組んでいます。	-	-	-	-	・動物適正飼養推進・基盤強化事業	
570 ○ みだりな繁殖を防止するための不妊去勢措置の推進、地域活動への理解促進、易易生飼養の抑制などによる終生飼養の徹底などにより、都道府県などにおける犬及び猫の引取り数を平成16年度の約42万匹を基準に平成29年度までに半減させることも、飼養を希望する者への譲渡などを進めることにより、その殺処分率の減少を図ります。（環境省）		進捗中・犬猫の不妊、去勢措置の実施率は増加傾向にある。また、犬猫の引取り数は22万頭（平成23年度）であり、平成16年（平成16年度出75%減）を策定したことから、16年度から半減（21万頭）（平成29年度）にかかる施設整備の補助や適正飼養講習会の実施等を行うことにより、殺処分率も94%（平成16年度）から79%（平成23年度）に減少している。	-	平成25年9月に基本指針を改正し、新都道府県等における犬猫の引取り数（平成16年度）は約42万匹。	-	-	-	-	・調査連絡事務費 ・動物收容譲渡対策施設整備補助	43

施策番号	具体的施策	基本国別	進歩評価	施設の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・料制等	事項名	数値目標
571	○ 所有明示措置の必要性について、所有明示の実施率を上げなどにより、大又と強調する所有明示措置の実施率を平成15年度より、33%、猫:18%から平成29年度までに倍増を図ることとともに、データー元的管理制度の整備、個体識別技術の普及、マイクロチーフリーダーの配備など、個体識別手段の普及のための基礎整備を行います。(環境省)	進捗中	・所有明示措置の実施率:平成22年度は、平成15年度と比べて大又33%から36%、猫:18%から20%6%に増加していく。マイクロチップの登録数は、62,798匹(平成18年度末)から802,405匹(平成23年度末)に増加している。	・所有明示措置の目標達成に向連携して、動物愛護会等の関係団体とともに、自治体や獣医師会等の関係団体とともに、データー元的管理制度の整備、個体識別技術の普及、マイクロチーフリーダーの配備など、個体識別手段の普及のための基礎整備を行います。(環境省)	犬:33% 猫:18% (平成15年度) 普及啓発を行って行く必要があります。	犬:33% 猫:18% (平成15年度) 普及啓発を行って行く必要があります。	-	-	・動物適正飼養推進・基盤強化事業	44	
572	○ 國及び地方自治体は、関係団体などと連携しつつ、学校、地域、家庭などにおいて、動物愛護週間行事や、事務や宣伝活動などの実施、各種普及啓発資料の作成、配布などにより、動物の愛護と管理、その健康とペットの協力などとの協力による教育活動や広報活動などを実施するとともに、動物愛護推進員などの地域の人材の育成などを実施します。また今後も継続して、動物の適正飼養の普及啓發を行い、施策の立案、動物の適正飼養の普及啓發に役立てていきます。(環境省)	進捗中	・動物愛護週間に際しては関係団体等と協力して、国が中央行事を開催し、各都道府県、農林水産省等を通じて、動物愛護週間行事や各種普及啓発資料等の配布活動を継続して実施し、動物愛護推進員等の入才育成をさらに進めいく必要があります。	・動物愛護週間に際しては関係団体等と協力して、国が中央行事を開催し、各都道府県、農林水産省等を通じて、動物愛護週間行事や各種普及啓発資料等の配布活動を継続して実施し、動物愛護推進員等の入才育成をさらに進めいく必要があります。	-	-	-	・動物愛護推進員数: (平成23年4月1日) 2,801人	・動物愛護推進員数: (平成23年4月1日) 2,801人	・動物適正飼養推進・基盤強化事業	
573	○ 外来生物法施行後5年が経過していることから、生物多様性保全第1回幹綱合意書第1回議論会の実施も踏まえ、必要な措置を講じます。(環境省、農林水産省)	B-4	既に達成済み	改正外来生物法の施行(公布から1年が経過してから農林水産大臣及び農林水産大臣に対し、外來生物法の施行状況の検討会が行われ、同年12月に中央環境審議会から環境大臣より生じた生物の特定外来生物に対する対応を定めることにより生物の消費基準の設定等を行い、輸入品等の規制対象となる生物の輸入等を禁止する。あわせて、意見提出申込書等を充実させた。この意見申込書等を充実させた結果、外來生物の規制対象となる生物の輸入等を規制することにより外來生物が交雑することによる外來種防除行動計画(仮称)や「侵略的外来種防止行動計画(仮称)」を実施して、総合的に外來種対策を推進する。	-	-	-	-	・外来生物対策管理事業費(一部)	45	
574	○ 特定外来生物の輸入、飼養などへの規制など、外來生物法の適切な施行を通じ、農林水産業や生態系などへの影響の防止を図ることともに、多様な分野と連携しながら普及啓発を強化し、外來種問題への認識や外來生物対策への理解を深めます。(環境省、文部科学省、農林水産省)	① B-4	進捗中	外來生物法の施行により、特定外来生物による輸入や飼養等の規制を行っている。また、外來種被害防止法の適正な施行を行つていて、外來種被害防止法(仮称)や侵入外来種行動計画(仮称)を活用して外來種の普及啓発を行っている。現在外來種被害防止行動計画(仮称)では、外來種被害問題や対策の重要性についての基本的な考え方を記述するなどとともに、教育機関や動物園、報道機関等普及啓発を進めている。また、外來種被害防止法(仮称)は、掲載種の生態的特徴や定着経路、対策の方向性等、利用上の留意事項等についてわかりやすく示すことを目표としている。	外來種:75% 外來生物:25%	外來種(外來生物)という言葉の意味を知っている人の割合 (平成24年度末) 47.7% 外來生物(外來生物)という言葉の意味を知っている人の割合 (平成23年度) 11.8%	外來生物(外來生物)という言葉の意味を知っている人の割合 (平成24年度末) 70.9% 外來生物(外來生物)という言葉の意味を知っている人の割合 (平成23年度) 62.6%	・外来生物対策管理事業費(一部)	46		
575	○ 「外来種被害防止行動計画(仮称)」を策定することにより、防除の優先度を踏まえ、計画的防除等を推進するなどにも、各主体の役割を整理し、各主体における外來種対策に関する行動を促します。(環境省、農林水産省)	② B-4	進捗中	「外来種被害防止行動計画(仮称)」を策定するにあたり、関係団体における外來種被害防止行動計画(仮称)の策定を検討するための会議での検討、関係団体からの意見交換等の作業を進めています。	-	-	-	・外来生物対策管理事業費(一部)	47		
576	○ 法規制の対象とならない外來種等への被害を及ぼしている外來種や、今後被害を及ぼすおそれがある外來種のリスト(仮称)を作成し、該種種について分布や定着経路、対策の方向性等の情報を整備します。これによつて普及啓発や計画的な防除等の外來種対策を推進します。(環境省)	② B-4	進捗中	・法規制の対象とならない外來種等への被害を及ぼしている外來種や、今後被害を及ぼすおそれがある外來種のリスト(仮称)を作成するにあたり、外來種の特性についての分布や定着経路、対策の方向性等の情報を整備している。同様に作成中の「侵略的外来種行動計画(仮称)」では、掲載種の生態的特徴や定着経路、対策の方向性等、利用上の留意事項等についてわかりやすく示すこととしている。	-	-	-	・外来生物対策管理事業費(一部)	48		

第3節 外来種等の生態系を搅乱する要因への対応

(総括) 外来生物法の一部を改正したほか、外来種被害防止行動計画(仮称)や晏略的外来種(仮称)の検討を進めています。また、遺伝子組換え生物等については最新の動向「リスク評価等の情報収集等を行いました。化学物質などについても、айлド調査や影響評価を進めていました。

施策番号	具体的施策		施設の取組状況と成果		課題と今後の方針		達成目標	当初値	点検値	予算・料制等 事項名	数値 目標
	基本 戦略	国別 目標	進歩 評価	実績	課題と今後の方針						
577 ○ 奄美大島において希少種への警戒などなっているマンガースースについて、低密度状態におけるより効果的な捕獲方法を確立していく。根に向けた捕獲を進めるとともに、根絶の目標年度を科学的に決定します。さらに、より効率的・効率的な防除手法を検討し、早期の実施を重要視する。希少種の生態系や農林などの保護地を中心に外来種の防除事業を進めることから、アライグマ、オオクチバエなどさまざまな種の防除手法などの検討を行い、地方公団体などが実施する防除への活用を図ります。(環境省、農林水産省)	② ③	B-4	進捗中	・奄美大島及び沖縄本島やんばる地域におけるマンガース防除事業については、平成34年度までに奄美大島本島やんばる地域においてマングロウの繁殖密度が0.13頭/ha未満の地域において引き続き防除事業を実施する。また、低密度地においてオオクチバエ等防除モデル事業を実施します。	奄美大島のマンガース捕獲数及び1000わたりの捕獲頭数を日あたりの捕獲頭数0頭(平成23年度)	奄美大島のマンガース捕獲数及び1000わたりの捕獲頭数を日あたりの捕獲頭数0頭(平成24年度)	奄美大島のマンガース捕獲数及び1000わたりの捕獲頭数を日あたりの捕獲頭数272頭(平成24年度)	奄美大島のマンガース捕獲数及び1000わたりの捕獲頭数を日あたりの捕獲頭数272頭(平成23年度)	奄美大島のマンガース捕獲数及び1000わたりの捕獲頭数を日あたりの捕獲頭数0頭(平成24年度)	特定外来生物防除等推進事業(一部) 環境省・森林整備・保全費(農林水産省)	26 27
578 ○ 生物多様性保全推進支援事業による地域の取組支援や国立公園等民間会員特定自然環境保全活動(クリーンワーカー事業)による国立公園内での取組などを推進します。(環境省)	②	B-4	進捗中	・地域生物多様性保全活動支援事業により外来種対策を支援している。平成25年9月時点にて10地域に実施。	今後も、引き続き、地域主体の外来種対策を支援し、全国各地での防除事業の推進を図る。	—	—	—	—	・地域生物多様性保全活動支援事業	特定外来生物防除等推進事業(一部) 環境省
579 ○ 外来魚による食害防止に向けた効果的な駆除手法を開発します。(農林水産省)	③	B-4	進捗中	平成24年度からの委託事業により効果的な駆除手法を開発中。	現在の取組を継続して進めていく。	—	—	—	—	・内水面漁業振興対策事業	特定外来生物防除等推進事業(一部) 環境省
580 ○ 小笠原諸島、南西諸島などの鳥嶼どうしなど特有の生態系を有する地域への外来種による影響の防除対策について検討・実施します。この際、国有林に隣接・介在する民有林における対策も公益的機能維持協定制度を活用するなどして一体的に推進します。(環境省、農林水産省)	②	B-4	進捗中	・奄美大島、沖縄本島やんばる地域において引き続き防除事業を実施する。小笠原国立公園におけるグリーンアーノールや西表石垣国立公園における民有林における効率的な駆除手法を実施する。また、國有林においては、外来植物であるアカギ、モクマオウなどの駆除等を実施する。	奄美大島のマンガース捕獲数及び1000わたりの捕獲頭数を日あたりの捕獲頭数0.13頭(平成23年度)	奄美大島のマンガース捕獲数及び1000わたりの捕獲頭数を日あたりの捕獲頭数0.08頭(平成24年度)	奄美大島のマンガース捕獲数及び1000わたりの捕獲頭数を日あたりの捕獲頭数272頭(平成23年度)	奄美大島のマンガース捕獲数及び1000わたりの捕獲頭数を日あたりの捕獲頭数0.08頭(平成24年度)	奄美大島のマンガース捕獲数及び1000わたりの捕獲頭数を日あたりの捕獲頭数0.08頭(平成24年度)	特定外来生物防除等推進事業(一部) 環境省・森林整備・保全費(農林水産省)	26 27
581 ○ 国立公園、都市公園や道路方面などにおける外来緑化植物及び外国産在来緑化植物の取扱いの基本的事務などを整理し、成績評議会に於ける検討を進めます。(環境省、農林水産省、国土交通省)	③	B-4 C-2	進捗中	既に進成済み	自然公園における法面緑化のあり方を検討する検討会を平成25年度より設置し、自然公園における法面緑化の適正化を図る指針策定に向けた検討を進めている。	—	—	—	—	・国立公園内生物多様性保全対策費	公害防止等試験研究費 ・国立公園内生物多様性保全対策費
582 ○ 例れば外来の牧草などの外来緑化植物や外国産在来緑化植物による生態影響についてデータを収集分析するとともに、地域特性に応じて検討を進めます。(環境省)	③	B-4 C-2	進捗中	平成20~24年度の5カ年で「緑化植物による生態影響」調査を実施するため、在来緑化植物の適切な管理(農林水産省、国土交通省)	当該研究成果を平成25年度から検討し、国立公園における法面緑化植物等の生態影響及び在来緑化植物の適伝的多様性の生態について概要を把握し、緑化指針策定への基礎資料として研究成果として取りまとめた。	—	—	—	—	・公害防止等試験研究費 ・社会資本整備総合交付金等	治水事業等関係費 ・社会資本整備総合交付金等
583 ○ 近年の外来種の河川内における急速な分布拡大は、一部の河川で大きな問題となっており、引き続き河川における外来種対策を進めいくとともに、外来種生息や外来魚などについて調査研究を進め、効果的な対策を検討します。(国土交通省)	③ ⑤	B-4	進捗中	・河川管管理者、市町村、地域住民等が共同で外来種対策を行なうとの取組が継続的実施されている。また、河川における外来種物や外来魚の効果的な対策を検討し、検討結果として平成25年度中に外来種対策の手引きと事例集を公表予定。	—	—	—	—	—	・治水事業等関係費 ・社会資本整備総合交付金等	治水事業等関係費 ・社会資本整備総合交付金等

施策番号	具体的施策	基準国別 戦略目標	進歩評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・料制等 事項名	数値目標
584 ○ 非意図的な導入を含めて、外来種の導入・定着を防ぐより効果的な水害対策についての調査・検討を進めます。(環境省)	② B-4	進捗中	・改正外来生物法において、特定外来生物等が付着力のある輸入品等の検査や、消費・商業等の指標をもつた新たな規制を行います。また、引き続き、輸入経路等に係る情報等についても収集・整備している。	改正外来生物法の施行に向け、特定品等の消費・商業等の指標をもつた新たな規制を行います。また、引き続き、輸入経路等に係る情報等についても収集・整備する。また、飼料等への混入状況等の調査を実施し、効果的な対策を行っていきます。	-	-	-	-	外来生物対策管理事業費(一部)	目標
585 ○ 国内の他地域から持ち込まれる外外来種や遺伝的構造の異なる外来種がもたらす問題については、「外来種対策防止行動計画(仮称)」や「外来種リスト(仮称)」の作成等により、基本的な考え方を整理し、多様な主体に対して注意を喚起するなどして、自然公園法や自然環境保全法の適正な運用をはじめ、生物多様性保全上重要な地域における防除対策、飼養動物の適正管理などを進めます。(環境省)	② B-4	進捗中	・生物の移動による同種内での遺伝的かくとう交換被防歶行動計画や優越的外乱の問題も含めて、「外来種被害防止行動計画(仮称)」において、国内由来の外外来種や生物の移動による同種内の遺伝的かく乱の問題について、理解が進むよう努めます。リスト被防歶種については、外伝の外からも、日本の生態系等に被害を及ぼす外来種をリスト化する「優越的外来種リスト(仮称)」を年内に完成し、公報等を通じて、被防歶種及びその他の地域等の情報を整備し、啓発を行います。	生物の移動による同種内での遺伝的かくとう交換被防歶行動計画や優越的外乱の問題も含めて、「外来種被害防止行動計画(仮称)」において、国内由来の外外来種や生物の移動による同種内の遺伝的かく乱の問題について、理解が進むよう努めます。リスト被防歶種については、外伝の外からも、日本の生態系等に被害を及ぼす外来種をリスト化する「優越的外来種リスト(仮称)」を年内に完成し、公報等を通じて、被防歶種及びその他の地域等の情報を整備し、啓発を行います。	-	-	-	-	外来生物対策管理事業費(一部)	目標
586 ○ 船舶ラジカル水規制管理条例の発効に向けた国際海事機関(IMO)の議論に、引き続き積極的に参加します。(国土交通省、外務省、環境省)	④	進捗中	【施策番号:396に同じ】	【施策番号:396に同じ】	-	-	-	-	・遺伝子組換え生物対策事業	目標
2 遺伝子組換え生物等										
587 ○ カルタヘナ法の適切な施行を通じ、遺伝子組換え生物等の使用等による生物多様性への影響を防止するなど生物多様性の確保を図ります。(環境省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省)		進捗中	・遺伝子組換え生物等の第一種使用(抵抗防止措置を執らない使用)について、各々の申請案件に対する生物多様性への影響を防止するなど生物多様性の確保を図る。	・引き続きカルタヘナ法の適切な施行を通じて、国内由来の外外来種や生物の移動による同種内の遺伝的かく乱の問題について、理解が進むよう努めます。リスト被防歶種については、外伝の外からも、日本の生態系等に被害を及ぼす外来種をリスト化する「優越的外来種リスト(仮称)」を年内に完成し、公報等を通じて、被防歶種及びその他の地域等の情報を整備し、啓発を行います。	-	-	-	-	・遺伝子組換え生物対策事業	目標
588 ○ 最新の知見に基づいた適切な生物多様性影響の評価手法の検討など、カルタヘナ法の適正な運用に資する科学的知見などの収集に努めます。(環境省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省)		進捗中	・遺伝子組換え生物等の最新の動向について、評価手法等に関する情報収集を行うとともに、我が国の一般的な環境における遺伝子組換え生物等の分布状況を調査することなどにより、科学的知見の収集を行った。	・遺伝子組換え生物等の最新の動向について、評価手法等に関する情報収集を行うとともに、我が国の一般的な環境における遺伝子組換え生物等の分布状況を調査することなどにより、科学的知見の収集を行った。	-	-	-	-	・遺伝子組換え生物対策事業	目標
589 ○ カルタヘナ法やその施行状況、科学的知見などについてホームページなどを通じ公表し、法や遺伝子組換え生物等に関する普及啓発を行います。(環境省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省)		進捗中	・日本版バイオセーフティーライブハウス(レ-BCH)にて、施行状況の点検リポート等にに関する情報収集を行っており、カルタヘナ法や各ホーメージ等を通じて情報提供を行っており、遺伝子組換え生物等の承認状況、遺伝子組換え生物等の開発研究に関する情報等について随時情報を更新し、継続的に提供している。また、各省ホームページにおいてもカルタヘナ法の概要等についての情報を提供している。	・日本版バイオセーフティーライブハウス(レ-BCH)にて、施行状況の点検リポート等にに関する情報収集を行っており、カルタヘナ法や各ホーメージ等を通じて情報提供を行っており、遺伝子組換え生物等の承認状況、遺伝子組換え生物等の開発研究に関する情報等について随時情報を更新し、継続的に提供している。また、各省ホームページにおいてもカルタヘナ法の概要等についての情報を提供している。	-	-	-	-	・遺伝子組換え生物対策事業	目標

施設番号	具体的施策	基本目標	進歩中	評価	課題ヒント後の方針		達成目標	当初値	点検値	予算・税制等 事項名	数値目標
					施策の取組状況と成果	実施					
5590	○ 平成21年5月に公布された改正化学物質審査規制に基づき、すべての化学物質に対し、一定量以上の製造・輸入を行う事業者に毎年度、前年度の実績数量の届出を義務づけるとともに、必要に応じて有害性情報の提出を求めるなどにより、生態系などへの影響を考慮した鳥類に対する長期毒性の発見の有無を判断する捕食動物である鳥類に対する安全性評価を実施します。(環境省、農林水産省)	③	進歩中	・事業者がから届け出た化学物質の輸入・輸出等をもとにクリーニング評価を実施し、平成22年度に新たに45品質を優先評価化物質に指定した。	・引き続き、現在の取組を継続して進めしていく。	昭和48年の化審法制定以前から市場に販売する化学物質を含むすべての化学物質について、届出内容や有害性に関する情報を公表するための化審法制定(平成24年3月末)	優先評価化物質を95種類指定(平成25年3月末)	優先評価化物質を140種類指定(平成25年3月末)	・化学物質の審査及び製造等に関する法律施行経費		
5591	○ 事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境の保全上の支障を未然に防止する観点から、人の健康や生態系に有害なおそれがある化学物質の環境への排出量や事業所外への移動量の集計・公表などを実施します。(環境省、経済産業省)	⑤	進歩中	・化学物質の環境への排出量・燃焼物など引き続き、現在の取組を継続して進めいく。	・化学物質の環境への排出量は全体として減少傾向。法施行後継続して届出対象物質である276物質は、平成23年度の総届出量が、356千t(前年度6%増加)、平成23年度と初年度(13年度)を比較すると、31%の減少。	化審法に基づく化審法促進法に基づき、平成24年3月に事業者から届出のあった化学物質の平成23年度の排出量・移動量のデータの集計・公表などを実施する。	化学物質排出把握管理化審法に基づき、平成24年2月に事業者から届出のあった化学物質の平成23年度の排出量・移動量などを届出する結果、届出量などを行つた結果、届出量は381千トン、また国会計は399千トン、また国が推計した届出移動量の合計は381千トン、また国が推計した届出移動量は270千トンであつた。	化学物質排出把握管理化審法に基づき、平成25年2月に事業者から届出のあった化学物質の平成23年度の排出量・移動量のデータの集計・公表などを行つた結果、届出量は399千トン、また国が推計した届出移動量の合計は399千トンであつた。	・PRTR制度運用データ活用事業		
5592	○ 水質・底質・生物(貝類・魚類及び鳥類)及び大気の多媒体内について化学物質残留性を把握するための調査などを併せて、生態系への影響の観點を含めて目的的に環境リスクの高い化学物質をノン一二二式とする、環境リスク初期評価を引き続き実施します。(環境省、農林水産省)	③	進歩中	・【化学物質環境基準調査】平成24年度は59の地方自治体で44品目の調査を実施し、平成25年度末までに結果をとりまとめ公表する予定。	・環境リスク初期評価の下、現在実施中。	・運営など化学物質対策開拓施策に活用するために引き続き、一般環境中の化学物質残留状況を把握とともに環境リスクの初期評価を実施していく。	—	—	・化学物質環境基準調査		
5593	○ 化学物質の内分泌がく乱作用問題に関する対応として、平成22年度にまとめた「化学物質の内分泌がく乱作用に関する今後の対応」EXTEND2010-1に基づき、専門家によるフィールド調査、メカニズム解明に関する基礎的研究、試験法開発等を進めるとともに、内分泌がく乱作用の評価手法の確立と評価の実施を進めて進めます。(環境省)	⑤	進歩中	・【化学物質の内分泌がく乱作用に関する今後の対応】専門家によるフィールド調査、メカニズム解明に関する基礎的研究、試験法開発等を進めるとともに、内分泌がく乱作用の評価手法の確立と評価の実施を進めていく。	・引き続き評価の方法を検討し、個別の化学物質について、試験を実施し、内分泌がく乱作用による影響についての評価を進めていく。	平成24年度までの評価結果から他の化学物質を用いての評価を実施するが象として運営がく乱作用による影響についての評価を実施する。	評価の方法を検討するともに、個別の化学物質を用いての評価を実施するが象として運営がく乱作用による影響についての評価を実施する。	・環境汚染等健康影響基礎調査費			
5594	○ 水生生物の保全による水質環境基準に関する水質基準について、平成23年度末時点37水域とあります。残りの海域について審議が必要な資料がそろった場合から順次検討を進めています。(環境省)	③	既に達成済み	【施設番号279に同じ】	・引き続き、類型指定の検討に必要な情報収集・整理する。	40水域(平成24年度末)	37水域(平成23年度末)	・水域類型指定設定・見直し検討費	21		
5595	○ 「都道府県が行う水博類型指定事務の処理基準」の通知(平成23年度末)により、都道府県等に周知を行った。	③	進歩中	【施設番号279に同じ】	・引き続き、必要に応じて通知を改正し、都道府県等に周知を行う。	—	—				

施策番号	具体的施策	基本戦略	国別目標	進歩評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・料制等	事項名	数値目標
596	○ 毒性値が高いとする物質について必要な科学的知見のレベル化を行い、有害性評価を進めています。（環境省）	③	進歩中	【施策番号280に同じ】	【施策番号280に同じ】	-	-	-	-	【施策番号280に同じ】	【施策番号280に同じ】	
597	○ 水生生物の保全に係る水質環境基準の設定について、その維持・達成のため排水規制など必要な環境管理施策を適切に講じるため公表用文紙に公表用文紙であります。（環境省）	③	進歩中	【施策番号281に同じ】	【施策番号281に同じ】	-	-	-	-	【施策番号281に同じ】	【施策番号281に同じ】	
598	○ 「河川、湖沼等におけるダイオキシン類常時監視マニュアル案」（平成17年1月）及び「内分波から乳化物質調査の考え方方針及び内分波が漏れ、河川・湖沼等においてダイオキシン類及び内分波がある化学物質についてのモニタリングを行います。また、「底質ダイオキシン類対策実施資料集の基本的な考え方」（平成19年7月）、「底質ダイオキシン類対策実施資料集の基本的な考え方」（平成24年7月）、「河川・湖沼等における底質ダイオキシン類対策マニュアル案」（平成20年1月改訂）の活用により、汚染された河川・湖沼等の底質対策を促進します。（国土交通省）	③ ⑤	進歩中	・ダイオキシン類対策特別措置法で定義されているダイオキシン類については平成1年度から、内分波から乳化物質として疑いのある物質については平成10年度から、全国一級水系で継続的に調査を実施している。 ・平成24年度は、ダイオキシン類について、平成21年度は水質監視地点、底質215地点で調査を実施しており、内分波から乳化物質については56地点で調査を実施している。 ・なお、直管に關して、ダイオキシン類の環境基準を超えた地点は存在しない。	【引き続きダイオキシン類、内分波から乳化物質のモニタリングを実施。】	-	-	-	-	-	治水事業等関係費 ・社会資本整備総合交付金等	
599	○ 農薬取締法に基づき、水産動植物の被害防止に係る農薬登録保留基準の設定を進めます。（環境省）	②	進歩中	【施策番号182に同じ】	【施策番号182に同じ】	-	-	-	-	【施策番号182に同じ】	【施策番号182に同じ】	14
600	○ 鳥類の農薬リスク評価・管理手法マニュアルの策定、普及など、環境に配慮した農業のリスク管理措置の推進を図ります。（環境省）	① ②	既に達成済み	【施策番号183に同じ】	【施策番号183に同じ】	-	-	-	-	【施策番号183に同じ】	【施策番号183に同じ】	
601	○ 農用地及びその周辺環境の生物多様性を保全・確保できるよう、農業の生物多様性への影響評価手法を開発します。（環境省）	②	進歩中	【施策番号184に同じ】	【施策番号184に同じ】	-	-	-	-	【施策番号184に同じ】	【施策番号184に同じ】	
602	○ 光害対策ガイドラインに沿った対策が取られるよう、ガイドラインの普及啓発を図ります。（環境省）			その他	・継続して普及啓発を図っているところ。 ・引き続き普及啓発を進めています。	-	-	-	-	-	-	
603	○ 光害対策ガイドラインの内容は、照明開閉技術の向上などに基づき見直されべきものであることを踏まえながら、ガイドラインを販売し、その充実を図っています。（環境省）			その他	・継続して普及啓発を図っているところ。 ・引き続き普及啓発を進めています。	-	-	-	-	-	-	
604	○ 生態系への影響について、定量的な評価に基づくリスク管理ができるよう、種の感受性分布を活用した評価手法を開発します。（環境省）	②	進歩中	【施策番号276に同じ】	【施策番号276に同じ】	-	-	-	-	【施策番号276に同じ】	【施策番号276に同じ】	
第4節 農林水産業												
(総括) 農林水産省生物多様性戦略により重視した農林水産業を積極的に推進しています。また、森林や漁場環境の生物多様性への影響評価等にも取り組んでいます。												
1	農林水産業と生物多様性											
605	○ 農林水産業・農山漁村と生物多様性を取り巻く状況に的確に対応するため、次に掲げる生物多様性を保全する施設を総合的に推進します。（農林水産省）	① ② ③ ④ ⑤	進歩中	・農林水産省は、人間の生存に必要な食料や生活物資などを供給する必要不 ^可 な活動であるとともに、多くの生きものにとって、貴重な生息、生育環境の提供、持続的の生態系の形成、維持など生物多様性に貢献することを踏まえ、生物多様性保全および重複した農林水産施策を総合的に推進するため、平成24年2月に農林水産省生物多様性戦略に基づいた農林水産生物多様性戦略を決定し、生物多様性保全をより重視した施策を総合的に展開している。	【農林水産省生物多様性戦略】に基づいて、開運施策の推進を図る。	-	-	-	-	-	-	-
606	○ 田園地域・里地里山における生物多様性をより重視した農業生産や漁業者等による広葉樹等の植林活動への支援、魚つま保安の保全、漁場保全のための森林整備など、森・川・海の生物多様性保全の取組を積極的に推進します。（農林水産省、国土交通省）	③	進歩中	・農林水産省生物多様性戦略に基づき、生物多様性をより重視した農林水産基盤を構築し、生物多様性をより重視するところを魚つま保安の指定を推進、森林の適切な保全、管理を行うことで、森林の有する多面的機能の發揮に貢献。	【農林水産省生物多様性戦略】に基づき、生物多様性をより重視した農林水産基盤を構築し、生物多様性をより重視するところを魚つま保安の指定を推進、森林の適切な保全、管理を行うことで、森林の	-	-	-	-	-	-	-

基準	国別	進捗 評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針			予算・税制等 事項名	数値 目標
				基本目標	達成目標	当初値		
307	農林水産業にごつて有用な遺伝資源の保全と持続可能な利用の推進（2章6節に詳述）	B-2 進捗中	・農業生物資源ジーフンクル事業では、AEMS名古屋諭旨書の継続やITPG-Rの加入する研究基盤整備のために、現在（平成27年6月現在）、国内外の植物遺伝資源約22万点、微生物約3万点、動物約1千点、DNA約50万点を保有し、試験研究育種を行っている。又は教育用に、国内の農業機関、都道府県、大学民間等、海外へも広く配布し、多様性解析、遺伝子組換え農作物等の使用について、引き続き、カレタへの影響の防止を図る。	—	—	—	・農業生物資源研究所運営費交付金	
308	○ 国内外におけるわが国の経験と見を活用し、持続可能な農林水産業に対する国際協力を推進し、沙漠化防止、水資源の持続可能な利用（地球温暖化対策などの地球環境保全に貢献します。（農林水産省）	④ 進捗中	・海外での現地調査や国際水管理研究所(IWMI)への派出・専門家派遣を通して、「土地・水資源の劣化防止」、「気候変動に適応した水管理の持続可能な利用」、「農業と林業を結びつけた循環型農業」、再生可能エネルギーを導入した農業開発等による生物多様性への影響の防止に適切に対応している。	—	—	—	・海外農業農村地球環境問題等調査事業 ・気候変動適応型灌漑排水施設保全対策検討調査事業	
309	○ 農林水産業の生物多様性指標の開発（第2章第8節に詳述）	E-2 進捗中	・森林の生物多様性の状態を表す指標を検討するため、全国を気候区分及び樹種ごとに分け、代表的な林分を用いて適用できるかの検討を行い、指標を特徴する。さらに特定した指標について、それらのタイプの森林ごとに異なるデータの蓄積を図るために調査を行い、指標の候補を抽出した。	—	—	—	森林環境保全総合対策事業 ・漁場環境生物多様性保全費用	
310	○ 農林水産業が立ち替えるために必要不可欠です。農林水産物を安心して購入するには、生物多様性保護施設の実施この間、環境保全型農業をはじめとする農林水産開拓施設の実施には、農業多様性等の取組結果を把握する指標及び評価手法の開発に取り組み、平成24年度までに生物多様性評価手法のマニュアルを作成しました。しかししながら、農山漁村環境生物多様性の評価が科学的根拠に基づいた指標が開発されておらず、これらの農林水産開拓施設をめぐる数種の指標の開発が必要であり、生物多様性指標の開発を検討し、農林水産開拓施設内外における生物多様性保全への理解を深めることを推進します。（農林水産省）	A-1 進捗中	【施策番号 191に同じ】	—	—	【施策番号 191に同じ】	【施策番号 191に同じ】	
311	○ 食料生産と生物多様性保全が両立する水耕作などの取組事業における生きものの生息・生育状況、周辺環境、當農園などを通じて、農業者への理解と意欲を呼び起こすとともに、生物多様性保全を重視して生産された農林水産物であるにどうぞ、生のマーケットの活用などを通じて、こうした取組への国民の理解を促進します。また、わが国農業の生物多様性保全への影響を国内外に発信します。（農林水産省）	① A-1 進捗中	【施策番号 191に同じ】	—	—	【施策番号 191に同じ】	【施策番号 191に同じ】	
312	○ 農林水産分野における生物多様性保全活動を支えるため、農家等が行う経済的評価や、生物多様性保全活動に対する賛同を促す仕組みについて、企業等による支援を促す仕組みについて検討いたします。	—	—	—	—	・農林水産分野における生物多様性の経済的評価や、生物多様性保全活動に対する賛同を促す仕組みについて、企業等による支援を促す仕組みを検討し、ガイドラインとして取りまとめます。		

第5節 エコツーリズム

(総括) エコツーリズムを推進する地域の支援、優れた取組の表彰などを行い、生物多様性の保全と活力ある持続可能な地域社会の実現を進めています。

1 エコツーリズム

施策番号	具体的施策	基本戦略	進歩評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・料制等	事項名	数値目標
612 ○ 地域固有の魅力を見直し、活力ある持続的な地域づくりを進め、「全体構想の策定」を行います。(環境省、文部科学省、農林水産省、国土交通省)	①	進捗中	・全体構思策定を目標としている地域について認定申請等の支授を行っている。	左記支援の他、引き続き地域主体の工事とともに申請等の支援を行っていく。	-	-	-	-	-	・エコツーリズム総合推進事業費	
613 ○ エコツーリズム推進法に基づき、関係省庁で構成するエコツーリズム推進会議におけるエコツーリズムの総合的工夫と実績調整を行います。(環境省、文部科学省、農林水産省、国土交通省)	①	進捗中	・エコツーリズム推進会議の構成員は各課長級に対し、「エコツーリズム性推進会議の設置について」平成21年3月に各省申合せを行っており、この中で各省の課長級で構成する幹部会議を開けられ、平成21年3月から実施している。そのほか、各省担当者レベルでの打合せを実施している。	・エコツーリズム推進法附則に定める法律施行状況の点検時期にあらかじめ実績調整を行いつつ点検を進める。	-	-	-	-	-	・エコツーリズム総合推進事業費	
614 ○ エコツーリズムに関する特徴的な影響などを調査するに際しては、取組の影響などに留意する。また、山岳地域、里山地域、島よしょどい地域などに係るノウハウの蓄積とその情報の共有化を図ります。(環境省)	①	進捗中	・エコツーリズムに付随する景観の影響などを調査するに際しては、取組の影響などを留意する。また、山岳地域、里山地域、島よしょどい地域などに係るノウハウの蓄積とその情報の共有化を図ります。	現在、第9回エコツーリズム大賞の審査を開始し、エコツーリズムの普及啓発のため取り組んでいる。	-	-	-	-	-	・エコツーリズム総合推進事業費	
615 ○ 環境教育・環境学習の推進、エコツーリズムの推進など、自然公園利用の質の向上に向けた検討、取組を推進します。(環境省)	①	進捗中	・自然公園等におけるエコツーリズムの推進を図ることにより、活動の特徴を保全しながら、活力ある特徴ある地域社会の実現に寄与している。	・引き続き、地域主体の活動を支援し、県民戦略的な情報を等を示す国立公園の魅力を増し、地域活性化を図る。	-	-	-	-	-		
616 ○ 利用者の集中など過剰利用による植生破壊や野生動物の生息環境の損傷を防止するため、利用誘導などによる分散や平準化のための管理手法を検討・実施するなど(特に、自然公園法に基づく利用調整地区の指定や管理を行います。(環境省))	③ B-1 B-5 C-2	進捗中	【施策番号31に同じ】	【施策番号31に同じ】	-	-	-	-	【施策番号31に同じ】	【施策番号31に同じ】	
617 ○ 既存の世界自然遺産地帯及び候補地におけるエコツーリズムの推進を図ります。(環境省)	①	進捗中	・エコツーリズムを推進する地域を支援する取組として、エコツーリズム推進事業を行う。	利用者の集中に伴う自然環境への負担に応応するため、エコツーリズム推進事業、交付金事業、エコツーリズム推進アドバイザリ委事業を行っている。	-	-	-	-	-		
618 ○ 地域固有の魅力を見直し、活力ある持続的な地域づくりを進めるために、エコツーリズムを意欲的に推進する地域に対し、地域の自然資源等の魅力を解説し、その魅力を育成するとともに、地域の特性を活かしたプログラミング等を支援します。また、国立公園においては、エコツーリズムの取組を展開するために必要な活動拠点施設などを整備します。(環境省)	①	進捗中	・エコツーリズムを推進する地域を支援する取組として、エコツーリズム地域振興事業、エコツーリズム推進アドバイザリ委事業を行っている。	利用者の集中に伴う自然環境への負担に応応するため、エコツーリズム推進事業、交付金事業、エコツーリズム推進アドバイザリ委事業を行っている。	-	-	-	-	・日本の自然を活かした地域活性化推進事業		
第6節 生物資源の持続可能な利用											
(総括) 遺伝資源の利用のための技術開発、微生物資源も含めた活用のための収集・保存を進めています。遺伝資源へのアクセスと利益分配(ABS)については、名古屋議定書の可能な限り早期の締結に効果的な実施を目指して検討を行っています。											
1 遺伝資源の利用と保存											
619 ○ 今後とも、遺伝子組換え生物等の環境中への拡散防止に努めるとともに、遺伝子組換え技術を応じた医薬品の品質、有効性及び安全性を確保します。(厚生労働省)		進捗中	・医薬品の分野において、遺伝子組換え、医薬品の分野においては遺伝子組換え生物等の規制による法律による生物の多様性の確保に関する法律にに基づき、生物多様性の確保を行っており、生物多様性の適正な運用が行われている。	-	-	-	-	-	医薬品の分野において、遺伝子組換え生物等の規制による生物の多様性の確保に関する法律の適正な運用が行われている。		
620 ○ 厚生労働省関係の独立行政法人医薬基盤研究所の薬用植物資源研究センターでは、薬用植物の種選育などの研究、薬用植物の有効成分の化学的、生物学的研究、薬用植物資源の開発に関する研究、外因産業化研究、生物活性物質の開発に関する研究、薬用植物の組織培養などの研究などを行っています。(厚生労働省)		進捗中	・厚生労働省関係の独立行政法人医薬基盤研究所の薬用植物資源研究センターでは、薬用植物の種選育などの研究、薬用植物の栽培、育種に必要な技術に関する研究、薬用植物の有効成分の化学的、生物学的研究、薬用植物資源の開発に関する研究、外因産業化研究、生物活性物質の開発に関する研究、薬用植物の組織培養などの研究などを行っている。	-	-	-	-	-	厚生労働科学研究費補助金の一部		

施策番号	具体的施策	基本国別 戦略	進歩 評価	施設の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・料制等 事項名	数値 目標
621 ○ 食料・環境・エネルギー問題の解決に關係する遺伝子の單離、遺伝子の位置の特定、遺伝子の機能の解明を進めます。(農林水産省)			進捗中	・農畜産物の優良形質に関する遺伝子の單離、車離じた遺伝子の機能解明及び育種での活用、新たな育種技術の開発等を実施。	引き続き、農畜産物の優良形質に関する遺伝子の单離、車離じた遺伝子の機能解明及び育種での活用、新たな育種技術の開発等を実施。	-	-	-	委託プロジェクト(新農業展開ゲームプロシェア)、平成21年度で終了	
622 ○ 遺伝子を染色体上の目的とする位置に導入する技術や導入し改变する技術、複合導入技術など、遺伝子の特定の部位を車離じた遺伝子を操作し、その機能を最大限に活用するための技術を開発します。(農林水産省)			進捗中	・農畜産物の優良形質に関する遺伝子の單離、車離じた遺伝子の機能解明及び育種での活用、新たな育種技術の開発等を実施。	引き続き、農畜産物の優良形質に関する遺伝子の单離、車離じた遺伝子の機能解明及び育種での活用、新たに育種技術の開発等を実施。	-	-	-	委託プロジェクト(新農業展開ゲームプロシェア)、平成24年度で終了	
623 ○ 農業上重要と考えられる有用形質の機能を遺伝子レベルで解析し、高収量性作物や不良環境耐性作物など、食料、環境、エネルギー問題の解決に貢献するような機能を有する作物を開発するなど、動物や昆蟲のゲノム情報を活用した有用物質生産技術の確立を行い、新産業の創出を目指します。(農林水産省)			進捗中	・農畜産物の優良形質に関する遺伝子の單離、車離じた遺伝子の機能解明及び育種での活用、新たに育種技術の開発等を実施。	引き続き、農畜産物の優良形質に関する遺伝子の单離、車離じた遺伝子の機能解明及び育種での活用、新たに育種技術の開発等を実施。	-	-	-	委託プロジェクト(新農業展開ゲームプロシェア)、平成24年度で終了	
624 ○ 農林水産業にとって有用な遺伝資源の利用については、産官連携の強化を図りつつ、研究及び技術開発などへの利用を推進します。(農林水産省)	⑤		進捗中	・農業生物資源シンク事業では、平成23年度において、植物遺伝資源約8千点を公的研究機関、都道府県、大学、民間企業に配布するなど広く利用されています。この変化等に応え得るよう、広範な遺伝資源の動植物、微生物などとの収集、特許権、保有及び配布を、他の独立行政法人等と連携して戦略的かつ効率的に進めます。特に、特性評価情報等の公開情報を充実を図るとともに、イネ以外の主要作物についてもコアコレクションを開発する。また、長期保存の難しい米穀等の作物遺伝資源を適した保存技術を開発する。	・農業生物資源シンク事業においては、ABS名古屋議定書の採択や我が国のITPGRの加盟などの遺伝資源を取扱うが、この変化等に応じて、育種等に対する利用者のニーズの変化等に応え得るよう、広範な遺伝資源の動植物、微生物などとの収集、特許権、保有及び配布を、他の独立行政法人等と連携して戦略的かつ効率的に行われます。特に、特性評価情報等の公開情報を充実を図るとともに、イネ以外の主要作物についてもコアコレクションを開発する。また、長期保存の難しい米穀等の作物遺伝資源を適した保存技術を開発する。	-	-	-	農業生物資源研究所運営費交付金	
625 ○ 「名古屋議定書」及び「食料及び農業のための植物遺伝資源条例」を締結することにより、国際会議と整合した形で、食料農業植物遺伝資源の利用及び保全を推進します。(農林水産省)	④		進捗中	・食料及び農業のための植物遺伝資源の議定書を締結し、平成25年7月30日に加入書を寄託し、我が国について同年10月28日に効力を生ずる。	・名古屋議定書の締結からITPGRへの加入などの遺伝資源を取り巻く国際的な状況の変化に適切に対応していくとともに、育種に関する利用者のニーズの変化等に応え得るよう、広範な遺伝資源の動植物、微生物などとの収集、特性評価・保有及び配布を、他の独立行政法人等と連携して戦略的かつ効率的に進めます。	-	-	農業生物資源研究所運営費交付金		
626 ○ 遺伝子組換え食品などの安全性確保のため、当該食品の検知に関する試験法の確立、現在海外で開発されている組換え体の安全性評価状況などに関する調査研究や新しい開発される技術に関する情報収集を行います。(厚生労働省)			進捗中	遺伝子組換え食品などの安全性確保のため、当該食品の検知に関する試験法の確立、現在海外で開発されている組換え体の安全性評価状況などに関する調査研究や新しい開発される技術に関する情報収集を行います。	引き続き、事業を実施する。	-	-	厚生労働科学研究費補助金事業・食品安全確保推進研究・食品安全試験検査(安全性未審査GM食品監視対策事業等)		

施策番号	具体的施策	施設の取組状況と成果			課題と今後の方針			達成目標	当初値	点検値	予算・料率等	事項名	数値目標
		基本戦略	国別目標	進歩評価	実施中	密閉型遺伝子組換え植物工場における有用物質の基礎技術や、医薬品原料や、高付加価値サンプル等などの有用物質の開発に着目し、微生物技術を活用した環境技術を開発します。(経済産業省)	「これまでの研究により、目的物質を高生産するための有用物質の基礎技術や、生産するための有用物質を高効率に生産するための基礎技術を開発及び実証を行っている。現在までにおいて、実証化には至っていない。今後は、植物遺伝子組換え植物に目的物質を効率良い機能を活用した安全かつ生産効率の高い生産するために必要な遺伝子組換え技術等の基礎技術の構築、バイオ技術等の基礎技術の開発、等の成果が得られる。」						
627	○ 植物による工業原料や、高付加価値サンプル等などの有用物質の開発に着目し、微生物技術を構築します。(経済産業省)	進歩中	・密閉型遺伝子組換え植物工場において、医薬品原料や、高付加価値サンプル等の有用物質の基礎技術や、生産するための有用物質の基礎技術の要素技術や、生産するための有用物質の基礎技術を開発及び実証を行っている。現在までにおいて、実証化には至っていない。今後は、植物遺伝子組換え植物に目的物質を効率良い機能を活用した安全かつ生産効率の高い生産するために必要な遺伝子組換え技術等の基礎技術の構築、バイオ技術等の基礎技術の開発、等の成果が得られる。	-	-	-	-	-	-	-	「密閉型植物工場を活用した遺伝子組換え植物のづくり実証研究開発事業	「密閉型植物工場を活用した遺伝子組換え植物のづくり実証研究開発事業	
628	○ 微生物を活用した効率的な有用物質生産プロセス(モノづくり)	進歩中	・組換え微生物等バイオ技術による有用物質の開発に着目し、微生物を活用した環境バイオ処理技術を開拓させます。	(経済産業省)	-	-	-	-	-	-	-	「革新的バイオマテリアル実現のための高機能化ゲノムデザイン技術開発事業」「土壤汚染対策のための土壌開発(VOCの微生物等を利用した環境汚染物質浄化技術)」事業	「革新的バイオマテリアル実現のための高機能化ゲノムデザイン技術開発事業」「土壤汚染対策のための土壌開発(VOCの微生物等を利用した環境汚染物質浄化技術)」事業
629	○ 平成4年度より開始された、ライフサイエンス分野の拡張のために多様なバイオリソースの整備を行うことにより、ライフサイエンス分野における知的基盤として重要なリソースの収集、保存、提供、バックアップ体制の整備を行って重要となるリソースの収集、保存、提供、バックアップ体制の整備するところが必須となります。(文部科学省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省)	進歩中	・ライフサイエンス分野における知的基盤として重要なリソースの収集、保存、提供、バックアップ体制の整備を行いました。	-	-	-	-	-	-	-	-	・ナショナルバイオリソースプロジェクト	・ナショナルバイオリソースプロジェクト
630	○ 最新の見方に基づいて適切な生物学的影響の評価手法などの検査など、カカルタヘナ法の適正な利用に関する科学的知見などを集積に努めます。(環境省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省)	進歩中	・遺伝子組換え生物等の最新の動向について、遺伝子組換え生物等の情報収集を行うとともに、我が国の一般の環境中における遺伝子組換え生物の分布状況を調査することにより、科学的知見の収集を行った。	-	-	-	-	-	-	-	-	・遺伝子組換え生物対策事業	・遺伝子組換え生物対策事業
631	○ カルタヘナ法やその施行状況、科学的知見などについてホームページ等を通じ公表し、法や遺伝子組換え生物等に関する書類を回収します。(環境省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省)	進歩中	・日本版バイオセーフティクリアリングハウス(=BCH)にて、カルタヘナ法に関する情報、遺伝子組換え生物等の承認状況、遺伝子組換え生物等の調査研究に関する情報等について随時情報を更新し、継続的に提供している。また、各省ホームページにおいてもカルタヘナ法の制度の概要等についての情報を提供している。	-	-	-	-	-	-	-	-	・遺伝子組換え生物対策事業	・遺伝子組換え生物対策事業
632	○ カルタヘナ法やその施行状況、科学的知見などを通じて議定書の効果的な実施を推進するために必要な措置の検討に参画します。また、カルタヘナ議定書第5回締約国会議(COP-MOP5)において採択された第5回締約国会議に係る議定書の効果的な実施を推進するための措置の検討に参画していく。	④ 進歩中	・平成22年10月に開催された第5回締約国会議に係る議定書に署名し、締約国会議において採択された第5回締約国会議に係る議定書の効果的な実施を推進するための措置の検討に参画していく。	-	-	-	-	-	-	-	-	・遺伝子組換え生物対策事業	・遺伝子組換え生物対策事業

基本 施設番号	具体的な施設 名	基本 戦略 目標	進歩中 評価	施策の取組状況と成果	課題ヒアリング方針	達成目標	当初値	点検値	予算・税制等 事項名	数値 目標
6333	○ 独立行政法人医療基盤研究所には、難病ハック、実験用小動物ハック、薬用植物資源研究センター及び遺伝型医学研究センターへ生物資源の収集など研究者への供給事業を引き継ぎ実施しています。	・独立行政法人医療基盤研究所の難病ハック、薬用植物資源研究センター及び遺伝型医学研究センターへ生物資源の収集と研究者への供給事業を行っています。また、細胞ハックにおいては、平成25年度から独立行政法人医療基盤研究所で一元的に分譲を行っている。	進歩中	・独立行政法人医療基盤研究所の難病ハック、薬用植物資源研究センター及び遺伝型医学研究センターへ生物資源の収集と研究者への供給事業を行っています。また、細胞ハックにおいては、平成25年度から独立行政法人医療基盤研究所で一元的に分譲を行っています。	・引き継ぎ、事業を実施する。	—	—	—	・厚生労働科学研究費補助金の一部	
6334	○ 独立行政法人医療基盤研究所の難病ハックでは、難病資源を収集し、研究者に提供しており、同研究所の実験用小動物ハックでは、新規疾患資源の収集、研究者への供給なども行っています。また、同研究所の監査委員室、安定化供給と調査情報の収集を行っています。なお、細胞ハックを緊急措置で実施させ、研究者に供給しています。また、同研究所で一元的に分譲を行うことを目指して体制作りを進めています。それまでの間、財團法人ヒューマンサイエンス振興財団(HS財团)と協力して、研究者への生物資源の供給事業を引き継ぎ実施しています。(厚生労働省)	進歩中	・独立行政法人医療基盤研究所の難病ハックでは、難病資源を収集し、研究者に提供しており、同研究所の実験用小動物ハックでは、新規疾患資源の収集、研究者への供給なども行っています。また、同研究所の監査委員室、安定化供給と調査情報の収集を行っています。なお、細胞ハックを緊急措置で実施させ、研究者に供給しています。また、同研究所で一元的に分譲を行うことを目指して体制作りを進めています。それまでの間、財團法人ヒューマンサイエンス振興財団(HS財团)と協力して、研究者への生物資源の供給事業を引き継ぎ実施しています。(厚生労働省)	・引き継ぎ、事業を実施する。	—	—	—	・厚生労働科学研究費補助金の一部		
6335	○ 薬用植物資源研究では、医療基盤研究所の薬用植物資源研究センターにおいて、薬用植物の持続可能な利用の観点から、薬用植物の種子の低温保存を行い、遺伝資源の保存を行っています。また、薬用植物の遺伝資源を収集・確保するため、世界の植物園や研究機関(平成23年度:世界12か国、391機関)に種子リストを送付し、必要に応じ種子交換を行っていきます。(厚生労働省)	進歩中	・薬用植物資源研究では、医療基盤研究所において、薬用植物の持続可能な利用の観点から、薬用植物の種子の低温保存を行い、遺伝資源の保存を行っています。また、薬用植物の遺伝資源を収集・確保するため、世界の植物園や研究機関(平成23年度:世界12か国、391機関)に種子リストを送付し、必要に応じ種子交換を行っていきます。(厚生労働省)	・引き継ぎ、このようないくつかの研究者への生物資源の供給を行っています。	—	* 種子リストの送付:世界62か国、396機関(平成24年度)	* 種子リストの送付:世界62か国、397機関(平成23年度)	* 種子リストの送付:世界62か国、396機関(平成24年度)	・厚生労働科学研究費補助金の一部	
6336	○ 国立感染症研究所では、病原性微生物の収集・保管、国内外の関係研究機関との研究交流・情報交換を行っていきます。(厚生労働省)	進歩中	・病原体資源の収集を行った際の研究を実施する上に、世界的あるいは国内で流行する公衆衛生学上の問題となるインフルエンザ等に応じる感染症法の改正など行政施策に反映させた。	社会生活に脅威となる新しい感染症に対する研究体制をひき継ぎ構築維持する。	—	—	—	・国立感染症研究所の試験研究に必要な経費の一部		
6337	○ 新しい品種の育成などにより研究に提供するため、植物、動物、微生物、DNA、林木、水産生物の各部門の遺伝資源の収集・保存や特牲的配布をジーンバンク事業において引き継ぎ実施します。このことは、植物資源の持続的な利用を確保する観点から、それを保全することに貢献を果たすとともに、超低温保存技術による保存の効率化、研究材料の配布による研究支援の強化を図ります。(農林水産省)	進歩中	・食料・農業上の開発及び利用等に貢献する研究基盤整備のために、現在(平成25年3月までに)国内外の植生資源約1千点、微小生物約380点、動物資源約1千点、DNA約50万点を保存し、試験研究(育種を含む)又は教育用に、国内の圃場、研究所、大学、民間等、海外へも広く配布し、多様性解析、遺伝子解析、製品開発、ゲノム研究等、幅広く活用されています。生物多様性保全に貢献するため、遺伝資源の超低温保存法の開発も推進している。	・ジーンバンク事業においては、AES名古屋講習会の開催やIPGR-の加入などの遺伝資源を取扱う国際的な状況に適応して、対応する利用者のニーズの変化等に応じ得るよう、広範な遺伝資源(動植物、微生物など)の収集・特牲的配布・保存及び配布を、他の行政法規と連携して戦略的かつ効率的に進めます。特に、持続可能な開発の実現を図るために、イネ以外の主作作物についてヨコレーションを開拓する。また、長期保存の難い米穀類作物に対する保存技術を開発する。	—	—	—	・農業生物資源研究所運営費交付金		
6338	○ 貴重な遺伝資源について平成24年度1293点の収集の他、保存・配布、特性評価などを推進します。(農林水産省)	B-2	進歩中	・林木遺伝資源について平成24年度1293点の収集の他、保存・配布、特性評価を推進します。	・林木及び他の遺伝資源の深層・収集・運送・資源の収集・収集・保存、配布、特性評価などを引き継ぎ推進を実施					

施策番号	具体的施策	基本戦略	国別目標	進歩評価	施設の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・料制等	事項名	数値目標
639	○ ジーンバンク事業の一環として、甚重なる遺伝資源が消失する危険性が高い開発途上地域における遺伝資源の保全と利用のため国際的な共同研究を行うほか、国際連合食糧農業機関(FAO)への資金調達などを通じ、生物多様性の保全に貢献します。(農林水産省、外務省)	(4)	進捗中	・FAOトラストファンドプロジェクトについて、アジア諸国(15ヶ国)とし、平成25年10月にプロジェクトについて、FAOトラストファンド事業「アジアにおける生物多様性の保全と持続的利用の強化」のための能力開発支援事業」	-	-	-	-	-	FAOトラストファンド事業「植物遺伝資源アセイズ・品種保護制度総合推進事業」	-	
640	○ 國有林野において、研究機関と連携を図りながら、林業樹種と少樹種との遺伝資源の保存等を目的とした林木遺伝資源保全研究室を設定し、適切な保全管理を推進します。(農林水産省)	(3)	進捗中	・国営林野において、林業樹種と少樹種の遺伝資源の保存等を目的として林木遺伝資源保全研究室をはじめ、林木遺伝資源の保存等に資本化する各種保護林を設定し、モニタリングの適切な実施等により適切な保全管理を推進します。	-	保護林面積:90万3千ha (平成23年4月)	-	-	-	森林整備・保全費 【施策番号629に同じ】	-	
641	○ 平成14年度より開始された、ライフサイエンス研究の発展のために多様なハイオリースの整備を行なう「ナショナルハイオリースプロジェクト」において、ラボサーエンス分野における研究・保存・提供・ハブ・タップ体制を引き継ぎ行います。(文部科学省)	(2)	進捗中	・新宿御苑は(公社)日本植物園協会の植物多様性保全拠点として絶滅危惧植物の種子保存等の役割を果たすとともに、その拠点園ネットワークを活かして蓄積された知見や栽培技術が国内外で活用されるよう連携して活動を行っている。	-	-	-	-	-	【施策番号629に同じ】	-	
642	○ 新宿御苑において、絶滅危惧植物の種子の保存を進めます。また、歴史的価値の高い植物を保存していくとともに、蓄積された知識や栽培技術が国内外で活用されるよう連携して活動を行います。(環境省)		進捗中	【具体的な進捗状況については施策番号644と645を参照】	-	-	-	-	-	【施策番号629に同じ】	-	
2 微生物資源の利用と保存												
643	○ 独立行政法人製品評価技術基盤機構において、資源保有国との国際的取組の実施などにより、資源保有国への技術移転、わが国企業への海外の微生物資源の利用機会の促進などをを行い、微生物資源の持続可能な利用の促進を図っていきます。(経済産業省)		進捗中	【具体的な進捗状況については施策番号644と645を参照】	-	-	-	-	-	独立行政法人製品評価技術基盤機構運営費交付金	-	
644	○ 独立行政法人製品評価技術基盤機構による二国間の取組として、インドネシア・ベトナム、ミャンマー、タイ、中国、モンゴルの6か国との政府機関及び傘下の研究所との間で、信頼関係を築きつつ、微生物資源の保全と利用に関する文書を作成し、海外の微生物資源の保全と持続可能な利用のための取組を実施しています。		進捗中	ミャンマーとの交渉が再開した。ベトナム、モンゴル、ミャンマーに関しては、利用に関する技術移転がまだ十分でないため、今後も引き続き行っていく。インドネシア、タイ、中国については、十数分な技術を有するため、生物遺伝資源機関同士の関係を築成していく。	-	-	-	-	-	独立行政法人製品評価技術基盤機構運営費交付金	-	
645	○ 独立行政法人製品評価技術基盤機構による多国間の取組として、日本、韓国、中国、インドネシアなど12か国による微生物資源の保全と利用目的したアジア・コソーシアムを設立。平成16年1月、各國の遺伝資源機関とのネットワークの構築により、保存・微生物・技術情報、遺伝資源移転ルールの共用化や人材育成などを引き続き実施するとともに、参加国・機関數を増やしアジア諸国との連携を強化を行います。(経済産業省)		進捗中	・アジア・コソーシアムに新しくインドアセイズ・システムを加闇する生物を含む4機関がメンバー入りし、現在、13ヶ国・2機関のアジアの微生物資源の保全と持続可能な利用のためのメタバースを構築する。定期的に会議を開催し、左記取組を実現するための個別の討議が行われる。スクワーズを設立し、活動に課題解決の活動を行っている。	-	-	-	-	-	独立行政法人製品評価技術基盤機構運営費交付金	-	

第7節 國際的取組の推進

に對しても、ODAやJICAを通じて国際組織に組み込まれた生物多様性条約をはじめとする諸条約の実現に貢献してまいります。また、生物多様性取組の進展への貢献と同時に、それとの取組の進展への貢献に積極的に参与し、それが他の取組への貢献に繋げていくことを確めています。

1 COP10の成績を受けた国際貢献

施策番号	具体的施策	基本目標		進歩評価		施策の取組状況と成果		課題と今後の方針		達成目標	当初値	点検値	予算・料制等	事業費	事業費	愛知目標の実現に向けたCOP10主要課題検討費	数値目標				
		国別	目標	評価	評価	状況	と成績	方針	課題												
653	○ COPや生物多様性系の科学技術補助機関(SBSITA): Scientific, Technical and Technological Adviceなどにおける議論の内容を紹介するなど、生物多様性などについて、国民周知、実施への国民の協力を促します。(環境省)	④ A-1 ⑤ E-2	進歩中	・我が国はCOP10議長国としてCOP11の準備会合を進めるとともに、COP11及び開催するときに、パブリックセミナーを開催するなど、積極的に議論に参加するページを作成して結果の広報を行った。	・会後開催予定のCOPやSBSITA等においても、現在の取組を継続していく。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-				
654	○ 生物多様性会合への出席、生物多様性条約会合への発表、支援、育成を行います。(環境省、外務省、関係府省)	④ E-1 ⑤	進歩中	・COP11やIPBES第一回総会等の生物多様性会合へ、国内の専門家を派遣した。	現在の取組を継続していく。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-				
655	○ アジア太平洋地域における生物多様性の保全のため、生物多様性条約会合への出席、情報交換などを、国内の生物多様性会合へ、(環境省、外務省、関係府省)	④ E-1	進歩中	・AP-BON Asia-Pacific Biodiversity Observation Networkを通じて、各生物多様性の異常について情報交換などをを行い、地域の連携を促していく。	・平成25年11月に仙台市で開催される第1回アシア国立公園会議等において、日本の国立公園における多様な主として協働による保護管理のあり方等についてアシア各国と共に現状や今後のあり方について検討を行うとともに、我が国の取組を発表してとりまとめることがより発展する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-				
656	○ 日本の国立公園における地域の多様な主体との連携協力などを保護管理システムや持続可能な農林水産業などが国最先進的な取組を国内外に発信します。(環境省、農林水産省)	② C-1 ④	進歩中	・平成25年11月に仙台市で開催される第1回アシア国立公園会議等において、日本の国立公園における多様な主として協働による保護管理のあり方等についてアシア各国と共に現状や今後のあり方について検討を行うとともに、我が国の取組を発表してとりまとめることがより発展する。	・平成25年11月に仙台市で開催される第1回アシア国立公園会議等において、日本の国立公園における多様な主として協働による保護管理のあり方等についてアシア各国と共に現状や今後のあり方について検討を行うとともに、我が国の取組を発表してとりまとめることがより発展する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-				
657	○ 途上国がCOP10で採択された戦略計画2011-2020(愛知目標)を達成するための国際協力を推進します。(環境省、外務省)	④ E-1	進歩中	・生物多様性条約事務局に設置して生生物多様性日本基金への拠出を通じて、途上国への愛知目標達成に向けた能力育成への協力を進めている。現在生物多样性国家戦略策定改訂の地図は20地域以上で開催し、700名以上が参加した。	・生物多様性日本基金への拠出を通じて、途上国への愛知目標達成に向けた能力育成への協力を進めている。現在生物多样性国家戦略策定改訂の地図は20地域以上で開催し、700名以上が参加した。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
658	○ 第5回国別報告書の提出等を通して、愛知目標の達成評価に積極的に貢献します。(環境省、外務省、関係府省)	④ E-2	進歩中	・第5回国別報告書アジア地域ワークショップへの参加などを通じて情報収集を行い、執筆作業を進めている。	・期間までに提出し、愛知目標の達成評価に積極的に貢献する予定。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
659	○ COP10の決定を踏まえ、「SATOYAMAイニシアティブ国際パートナーシップ」を始め、「自然環境における生物多様性の保全と持続可能な利用を目指す(SATOYAMAイニシアティブ)」を世界規模で推進していきます。(環境省)	④ D-1	進歩中	・定例会合の開催、優良事例収集や研究の実施促進、持続可能な自然资源の利用・管理についての情報発信などを通じて「生物多様性条約の目的のうち、「持続可能な保全」及び「その持続可能な利用を推進とともに、「グリーン経済への移行」の推進に貢献した。平成25年9月現在、SATOYAMAイニシアティブ国際パートナーシップへの協働活動は29案件が形成されている。	・定例会合の開催、優良事例収集や研究の実施促進、持続可能な自然资源の利用・管理についての情報発信などを通じて、生物多様性条約の目的のうち、「持続可能な保全」及び「その持続可能な利用を推進とともに、「グリーン経済への移行」の推進に貢献した。平成25年9月現在、SATOYAMAイニシアティブ国際パートナーシップへの協働活動は29案件が形成されている。	-	(参考)IPSUのメンバー: 政府機関、先住民・コミュニティ団体、研究機関、企業、国際機関など37か国、123団体 (平成24年9月)	IPSUのメンバー: 政府機関、先住民・コミュニティ団体、研究機関、企業、国際機関など37か国、156団体 (平成25年9月)	IPSUのメンバー: 政府機関、先住民・コミュニティ団体、研究機関、企業、国際機関など37か国、156団体 (平成24年9月)	IPSUのメンバー: 政府機関、先住民・コミュニティ団体、研究機関、企業、国際機関など37か国、123団体 (平成24年9月)	IPSUのメンバー: 政府機関、先住民・コミュニティ団体、研究機関、企業、国際機関など37か国、156団体 (平成25年9月)										
660	○ 「SATOYAMAイニシアティブ」をより一層推進するために、COP10期間中に設立された「SATOYAMAイニシアティブ国際パートナーシップ」への参加を広く呼びかけるとともに、参加団体間の情報共有や協力活動を促進します。(環境省)	④ D-1	進歩中	・定例会合の開催、優良事例収集や研究の実施促進、持続可能な自然资源の利用・管理についての情報発信などを通じて、生物多様性条約の目的のうち、「持続可能な保全」及び「その持続可能な利用を推進とともに、「グリーン経済への移行」の推進に貢献した。平成25年9月現在、SATOYAMAイニシアティブ国際パートナーシップへの協働活動は29案件が形成されている。	・定例会合の開催、優良事例収集や研究の実施促進、持続可能な自然资源の利用・管理についての情報発信などを通じて、生物多様性条約の目的のうち、「持続可能な保全」及び「その持続可能な利用を推進とともに、「グリーン経済への移行」の推進に貢献した。平成25年9月現在、SATOYAMAイニシアティブ国際パートナーシップへの協働活動は29案件が形成されている。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-				

施策番号	具体的施策	基本国別目標	進歩評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・料制等 事項名	数値目標
661	○ 地球環境ファシリティーゲーフィー(gef)やクリティカル・エコシステム・パートナーシップ基金(ceppf)等を通じて、sa toyama iiニアティフに開催した活動に対する支援の機会を促進します。(環境省、財務省、外務省)	④ E-1	進捗中	・同基金が行う途上国における生物多様性保全の取組を引き継ぎ同基金が行う途上国における生物多様性ネットワークの保全の取組を支援していく。		—	—	—	経済協力費	
662	○ 野生生物の生息地として好適な水田の環境を創出・維持する農地や管理手などについて収集、その普及、定着を図ります。(農林水産省、環境省)	① A-1 ④ B-2	進捗中	・生物多様性に対する意識を高め、生きものマークの配布を通じて、農林水産業の生物多様性保全への貢献について発信していく。 ・取組について、その事例や活動を実践する際の要点をまとめた「生きものマークガイド」の配布等を通して取組を進めていく。 ・生物多様性条約第11回締約国会議では、我此刻の提案により、内陸水に関する決議xi/23において、水田等の農業生態系の重要性を認識する決定x/34を想起することが決定された。		—	—	—	—	
663	○ 愛知目標(保護地域の開拓部分)の達成及び保護地域作業計画(pawa)の実施に向けたアジア地域の協力組織として「アジア保護地域パートナーシップ(仮称)」の構築を、亞洲各国、生物多様性条約事務局、国際自然保護連合(iucn)等と協力して進めます。その中で、国・地方公共団体・地域住民との協働による本型の各公團の取組の他、アジア各国の先進事例をヨミとめ、相互に情報共有・情報を交換し、各公團の保全管理の水準を向上させます。そのための取組として、平成25年に東北地方の都市で、第一回アジア自然公園会議を開催します。(環境省)	② C-1 ④	進捗中	・平成25年11月に仙台市において国際自然保護連合(iucn)との共催により、東北地域パートナーシップの構築に向けて、アジア各国との調整を進めます。 ・企画は、アジアにおける保護地域特質と方向性を示す「アジア保護地域憲章」が策定されることとともに、保護地域に関するアジア保護地域協力パートナーシップ(仮称)について議論が行われる予定。 また、環境省からは、地方公共団体や地域住民と連携して日本型の国公立公園の管理方策や、三陸復興国立公園の取組について発表する予定。	企画において公團会議を踏まえ、「アジア保護地域憲章」が開催される際に、公團会議の構築に向け、アジア各国との調整を進めます。 また、平成26年11月にシンドレーで開催される「第6回国立公園会議」等において、アジア保護地域協力パートナーシップ(仮称)の構築を進めていく。	—	—	—	アジア保護地域イニシアチブ構築推進事業	
664	○ 生物多様性に関する国際的な科学的情報基盤である地球規模生物多様性情報機構(gbif)global biodiversity information facility)、生物多様性観測ネットワーク(geo bon: group on earth observations biodiversity observation network)、国際長期生態研究ネットワーク(lter: international long-term ecological research)など既存の地球規模の生物多様性に関する情報基盤の整備に対して協力します。(環境省)	⑤ E-2	進捗中	・gbif事務局に対し毎年、活動資金を交付を継続することもとに、理事会に出席しデータベース作成など事業の円滑な実施に寄与。		—	—	—	生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学政策プラットフォーム(ipbes)誕生金 ・地球規模生物多様性情報機構(gbif)誕生金	
665	○ gbifやgeo bonなどの既存の国際プログラムとの連携協力を強化ながら、アジア太平洋地域における生物多様性モニタリングのネットワークの活動を重点的に支援します。(環境省)	④ E-1	進捗中	既存の国際プログラムとの連携協力を強化しながら、亞太洋地域における生物多様性モニタリングのネットワークの活動に協力している。	現在の取組を継続して進めていく。	—	—	—	地球規模生物多様性モニタリング推進事業費	
666	○ 国内では、主要な研究者によって平成21年5月に設立された日本生物多様性観測ネットワーク(jbon: japanes biodiversity observation network)と連携・協力することにより、日本の生物多様性情報のネットワークを支援します。(環境省)	⑤ E-2	進捗中	・jbonに連携・協力して、日本の生物多様性情報のネットワークを支援している。	現在の取組を継続して進めていく。	—	—	—	地球規模生物多様性モニタリング推進事業費	
667	○ 東・東南アジア各国において、生物多様性的保全と持続可能な利用のための意図決定に貢献するよう関係各公團、関係機関と連携しながら、域内の生物多様性に関する情報を収集、整理し、分類学に関する研究などをを行う東・東南アジア生物多様性情報(ii-sa initiative)を推進します。(環境省)	④ D-3	進捗中	・東・東南アジア各国において、生物多様性的保全と持続可能な利用のための意図決定に貢献するよ ESAII(平成24年3月末)	現在の取組を継続して進めていく。	—	—	ESAIIのメンバー 14カ国、機関、3ネットワーク (平成24年3月末)	地球規模生物多様性モニタリング推進事業費	

施策番号	具体的施策	基本戦略	進歩評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・料制等 事項名	数値目標
668	○ カルタヘナ法の適切な施行を通じ、カルタヘナ議定書の的確かつ円滑な実施を推進します。（環境省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省）	・進捗中	・進捗中	・選伝子組換え生物等の第一種使用について、選伝子組換生物等の使用に係る防正措置を執らない場合に通じ、選伝子組換生物等の使用等への影響を防ぐなど生物多様性への影響を防ぐなど生物多様性の確保を図る。	引き続きカルタヘナ法の適切な施行を	—	—	—	選伝子組換え生物対策事業	—
669	○ カルタヘナ議定書締約国会議などを通じ、議定書の効果的な実施を活性化するためには、議定書の執行に参画します。また、カルタヘナ議定書第5回締約国会議(COP-WOP)において採択され、平成24年3月に我が国が署名した名古屋クアランフル補足議定書については、他国の状況や締約国会議における議論等も踏まえ、輸送に向けた必要な作業を進めています。（環境省、外務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省）	(4)	進捗中	・平成22年10月に開催された第5回締約国会議で、引き続きカルタヘナ議定書の効果的な実施を目的とした第5回締約国会議などを通じ、議定書の執行に参画します。また、カルタヘナ議定書第5回締約国会議(COP-WOP)において採択され、平成24年3月に我が国が署名した名古屋クアランフル補足議定書については、他国の状況や締約国会議における議論等も踏まえ、輸送に向けた必要な作業を進めています。（環境省、外務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省）	平成22年10月に開催された第5回締約国会議で、引き続きカルタヘナ議定書の効果的な実施を目的とした第5回締約国会議などを通じ、議定書の執行に参画します。また、カルタヘナ議定書第5回締約国会議(COP-WOP)において採択され、平成24年3月に我が国が署名した名古屋クアランフル補足議定書については、他国の状況や締約国会議における議論等も踏まえ、輸送に向けた必要な作業を進めています。（環境省、外務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省）	可能な限り早期に補足議定書を締結する	—	—	選伝子組換え生物対策事業	—
670	○ ラムサール条約(昭和46年採択)は、国際的に重要な湿地として、そこに生息・生育する動植物について、これらの保全と質的な利用(ワイルドユース)を進めるための条約で、わが国は昭和55年に加入しました。ラムサール条約によるところが義務づけられており、わが国は平成24年6月までに6か所の湿地を登録しました。また、ラムサール条約は、国際的な基準を満たすが國の湿地について、湿地を認定地を設定し、公表しました。同条約の流れとして、平成11年の第7回締約国会議において自賛として、「全ての湿地を2000箇所まで増やす」ことを達成(平成24年5月現在2,006箇所)し、登録湿地数の増加のみならず、登録湿地の質をより充実させていく方向が重視されていることから、わが国においても既に登録された湿地について、条約の理念に沿って保全と質的な利用を図っています。具体的には、平成32年までに、これまで登録された全ての湿地についてラムサール情報データベースに登録することを目指して必要な登録区域の拡張等を行います。なお、国際的に重要な湿地の基準を満たすことが明らかであって、登録によって地域による保全等が円滑に推進されると考えられる湿地については、これまでの登録状況をも含み、平成32年までに10万カ所程度の登録を目指します。（環境省、農林水産省）	① A-1 ② B-1 ③ B-2 ④ B-3 ⑤ C-1 C-2 D-1 E-2	進捗中	【施策番号59]に同じ】	【施策番号59]に同じ】	【施策番号59]に同じ】	【施策番号59]に同じ】	【施策番号59]に同じ】	【施策番号59]に同じ】	【施策番号59]に同じ】
671	○ ラムサール条約地を抱える市町村が任意に加盟する「ラムサール条約登録地関係市町村会議」をはじめ、関係する地方自治体や地元住民、NGO、事業者などに連携しつつ、条約湿地に関するモニタリング調査や情報整備、湿地の再生などの取組を進めます。	① A-1 ② B-1 ③ B-2 ④ B-3 ⑤ C-1 C-2 D-1 D-2 E-2	進捗中	・普及啓発に係るシンポジウムの開催、準備。	予算不足が課題。引き続き業務を縮小しながらも頂点を上げよう努めていく。	—	—	—	アジア太平洋地域生物多様性保全推進費	—

施策番号	具体的施策	基本目標	進捗評価	課題と今後の方針		達成目標	当初値	点検値	予算・税制等 事項名	数値目標
				施策の取組状況と成果	実施方針					
672	○国際的には、特にが国に連する水鳥類の渡りのルート上に位置するアジア太平洋地域において、湿地の環境調査や湿地の候補地選定、普及啓発を進めなどにより、アジア太平洋地域におけるラムサール条約実施の促進や、渡り鳥及び湿地保護への協力をています。(環境省、外務省)	① B-1 ③ C-1 ④ C-2 ⑤ D-1 ⑥ E-2	進歩中	・ミャンマーにおける普及啓発活動等。	・一定程度の成果をあげたため、現地のニーズや状況の再確認を行い、方向性を検討していく。	タイ及びミャンマーにおいてプロジェクトを展開。ア太平洋地域における生物多様性保全推進費	0	0	アジア太平洋地域における生物多様性保全推進費	47
673	○「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約(ワシントン条約)」昭和48年採抲は、絶滅のおそれのある野生動植物の保護を図るために国際取引の規制を定めました。我が国は昭和55年に締結しました。わが国では、本条約の附帯書に掲げられた種は「外国為替及び国外貿易法」等によって輸出入が規制されており、特に附帯書に掲げられた種については「種の保存法」に基づき、国内での譲渡・輸出等も規制されています。これらの法律等を適切に運用することで、引き続き関係省庁、関連機関が連携し、違法行為の防止・撲滅に努めます。あわせて、輸出入や国内流通の規制に必要な情報の収集を進め、あらゆる違法取引の削減に向けてワシントン条約下での取組に協力していきます。(環境省、警察庁、外務省、財務省、農林水産省、経済産業省)	④	進歩中	・国際希少野生動植物種について種の保存法に基づく取引規制による運送取引に対する取締を実施する。 ・引き続き関係省庁等の連携を促進させ、絶滅のおそれのある種の運送取引に対する取締を実施する。 ・引き続き関係省庁等の連携を図った。	・引き続き関係省庁等の連携を促進させ、絶滅のおそれのある種の運送取引に対する取締を実施する。 ・引き続き関係省庁等の連携を図った。	タイ及びミャンマーにおいてプロジェクトを展開。ア太平洋地域における生物多様性保全推進費	0	0	ワシントン条約対策費	47
674	○また、「希少野生生物の国内流通管理の点検結果」では、種の保存法の制度の幅広い周知を図ることや運送法な国内流通に対する罰則の強化が必要性が指摘されました。これらの方策を含めた段階的結果を踏まえ、流通に対する悪影響を最も抑制的に抑制できる対策の検討と実施を進めています。(環境省、関係省)	④	既に達成済み	・改正法の適切な執行を実施する。	-	-	-	-	-	-
675	○野生動植物の保護について、資源利用と生態系・環境の保全を維持させる持続可能な利用の考え方方に立つ措置がとられるよう、ワシントン条約の強化のために、関係の締約国と必要に応じて協議していきます。(外務省、農林水産省、経済産業省、環境省)	④	進歩中	・2013年のワシントン条約第16回締約国会議では商業漁業対象であるサメ類が附属書IIに掲載され、我が国は留保権を持ち、地域漁業管理機関(REMO)を通じて他国と協力しつなう類等の保存管理に努力すること、自主的行動としてCITESの輸出許可証の手続きを行うことを宣言した。 ・また、同条約事務局が実施するプロジェクト(ワシントン条約監視や法制度能効果支援等)に貢献する協力を実施した。	・ワシントン条約等、国際的な枠組みを通して、また、他国とも協力しつつ、条約を実施に実施し、野生動物の保護と持続可能な利用を実現する。	-	-	-	-	-
676	○奄美・琉球諸島(トカラ列島以南の南西諸島が後計画)について、絶滅危惧種の生息地など、重要地域の保護措置の拡充が課題であることから、世界自然遺産の分析評価を行っており、各保護区の設定・拡大などに地域連携を取り組みます。(環境省、文部科学省、農林水産省)	③	進歩中	[施策番号69]に同じ	[施策番号69]に同じ	-	-	-	-	-
677	○世界遺産をアジア太平洋地域の中心とした締約国と共有する経験を、世界遺産の質の向上に貢献します。(環境省、外務省、文部科学省、農林水産省)	④	既に達成済み	・平成23年7月に定期報告書を世界遺産センター(世界遺産条約事務局)に提出し、平成24年6-7月の第36回世界遺産委員会において審議される共に、世界自然遺産としての価値を将来にわたって維持されるよう、モニタリングを進めていきます。	・引き続き、これまでの世界遺産委員会や諮詢会からの勧告事項に対応する共に、世界自然遺産としての価値を将来にわたって維持されるよう、モニタリングを実施していきます。	-	-	-	-	-

施策番号	具体的施策	基本戦略	国別目標	進歩評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・料制等	事項名	数値目標
678	○ 平成24年は、ユネスコ世界遺産条約の採択後40年を迎える新日本の年であるとして、世界各地で世界遺産条約の祭典が開催される予定です。これが開催される年に、平成24年11月に京都で開催される世界遺産条約の40周年記念行事を行います。世界遺産条約の40周年を機会として、世界遺産条約の意義について、より多くの人に理解してもらうため、世界遺産条約の推進や同条約の意義について国民の理解を深めます。(外務省、文部科学省、農林水産省、環境省)	④	既に達成済み	既に達成済み	・平成24年11月に京都で開催される新年の開催地で世界遺産条約の祭典が開催される予定です。これが開催される年に、平成24年11月に京都で開催される世界遺産条約の40周年記念行事を行います。世界遺産条約の40周年を機会として、世界遺産条約の意義について、より多くの人に理解してもらうため、世界遺産条約の推進や同条約の意義について国民の理解を深めます。(外務省、文部科学省、農林水産省、環境省)	・引き続き、わが国の知見を活かした条例運用への貢献等を継続する。	—	—	—	—	世界遺産条約40周年記念会合開催費	目標
679	○ 世界遺産条約40周年を機にわが国が世界自然遺産地帯における登録後の成果と課題、順次的な保全管理の取組、持続的な利用、地域社会に果たす役割等について提言を取りまとめ、今後の世界自然遺産地域の効果的な保全管理等に役立てます。(環境省、農林水産省)	③	C-1	既に達成済み	・平成24年8月に学識者からなる「新たに世界自然遺産候補地の考え方に関する懇談会」を開催し、既存世界自然遺産地帯における保全管理のあり方について検討を行い、平成25年5月に議論の結果を取まとめた。	・各自然遺産地域へ共通しきれを踏まえ、保全管理の推進を図っている。	—	—	—	—	海洋基本計画推進経費の油等汚染対応 국내对应事業費	
680	○ 油及び有害液体物質流出事故にも対応した沿岸環境脆弱圏について、沿岸における土地利用の変化(港湾、漁場など)の情報の更新を行います。(環境省)	③	進捗中	進捗中	・OPRC条約及びOPRC-HNS講習会を実施した。また、生物的汚染(魚類、底生生物)や生態区分(干潟、藻場など)の情報を更新を行います。(環境省)	・船舶弱沿岸海域圏は個別の有害液体物質毎に対応しているため、毎年、輸送事故が発生する毎に、図を更新、突起的な大規模流出事故に対する脆弱沿岸海域圏(HNS-EIマップ)を作成した。	—	環境省HPで公開中 http://www.env.go.jp/water/esi/esi_titl.html	—	—	環境省HPで公開中 http://www.env.go.jp/water/esi/esi_titl.html	
681	○ 水鳥救護研修センターにおいて、油汚染事故が生じた場合など一時的に多数の油汚染された水鳥などを対象とした研修を行います。(環境省)	②	進捗中	進捗中	・水鳥救護研修センターにおいて、地方公共団体職員などを対象とした研修を実施。	・引き続き、水鳥の油汚染対応等のための研修を実施する。	—	—	—	—	水鳥救護研修センター維持費	
682	○ 南極環境実態把握モニタリング事業等を実施します。(環境省、文部科学省)	②	進捗中	進捗中	・平成24年度に昭和基地周辺において活動する影響を調査するために採取したサンプルのモニタリングや、モニタリングの実施。	・採取したサンプルの分析を進めるとともに、現場の実情をふまえたモニタリングニユアルの改訂及び効率的かつ効果的なモニタリングを行ためにモニタリング長期計画の検討。	—	—	—	—	南極環境実態把握モニタリング事業費	
683	○ 昭和31年に開始されたわが国の南極地域観測事業では、南極の海洋、陸上の生態系や生物相を対象に、南極観測船による海面調査、湖沼における潜水調査、水河床調査等による現地調査とともに、遺伝子解析を中心とした様々な手法による極地環境の遺伝的特性的解明を行います。(文部科学省)	④	E-2	進捗中	・南大洋の外洋域及び海冰域において、南極の定期観測による現地調査の実施、動植物ランク等の現地調査による現地調査の実施、南極観測船による現地調査等を実施し、動物の繁殖成績、行動等に関する少なデータを得る。	・昭和基地沿岸のベンガラ島周辺に於いて連続観測を実施し、ジンギン繁殖成功率、ヒナの成長率に大きな変動があることを明らかにした。	—	南極生物多様性データベース 公開データ数:65,535件 (平成23年度末) アクセス件数:40,230件 (平成24年5月21日)	—	—	南極生物多様性データベース 公開データ数:67,404件 (平成23年度末) アクセス件数:42,101件 (平成25年9月19日)	

施策番号	具体的施策	基本戦略	国別目標	進歩評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・積制等 事項名	数値目標
684	○ 砂漠化の被影響国の途上国に対して、ODAなどを通じ、砂漠化対策をします。(外務省、農林水産省、環境省)	④	進捗中・有償資金協力((「港湾開発事業」)や技術協力(「土地劣化抑制」)等による支援を、ODAなどにより引き続き実施する。	-	-	-	-	-	-	ODA予算	
685	○ 乾燥地域等の自然資源を総合的に保全・管理するための手法を検討し、研究・調査などを実施します。また、それについて得られた科学的知見を経済開発援助会議や補助機関会議などに提供します。(環境省、農林水産省)	④	進捗中・平成25年9月には、「第11回科学技術委員会(CST)」に日本の科学者を技術者に引き続き貢献するところもしくは標準化が実現するなどして貢献を行う。	-	-	-	-	-	-	砂漠化対策約款支出金	
686	○ わが国はアメリカ合衆国、中国、オーストラリア、ロシアとの間で渡り鳥の保全等に関する二国間条約・協定を締結しています。この枠組みに基づき、特に生態系保全の必要性の高い、アホウドリ、ズグロカモメなどの希少種をはじめとする種について、二国間で共同調査を実施することも、日口間で実施する共同調査についても検討を行います。(環境省)	④ E-2 ⑤	進捗中・アホウドリ、ズグロカモメの渡り経路の把握を継続中。	-	・日ロ共同調査については、露刷と協議をしつつ引き続き検討。	-	-	-	-	アホウドリとズグロカモメの衛星追跡を継続中の一部データを取りまとめ、相手国と共に共有している。	アジア平洋地域生物多様性保全推進費③アジア地域渡り鳥等国際共同研究推進費
687	○ 韓国との間では「環境の保護の分野における協力に関する日本政府と大韓民国政府との間の協定(日韓環境保護協力協定、平成5年参列)に基づき渡り鳥などの保護協力を行なっているところであり、二国間渡り鳥条約・協定の締結交渉に向けた準備を進めます。(環境省、外務省)	④ E-2 ⑤	進捗中・韓国政府と調整を進めているところ。	-	今後も韓国政府と調整を進めること。	-	-	-	-	二国間渡り鳥条約・協約の締結交渉にむけて準備中	-
688	○ 条約の締結に向けて、バラスト水に起因する環境影響の情報などの収集、バラスト水処理技術などに関する基礎情報の収集・分析などを実施するための態勢の検討を進めます。(環境省、外務省)	③	進捗中【施策番号:397に同じ】	-	-	-	-	-	-	海洋環境関連条約対応事業費	
689	○ 条約の実施のためのガーラインの策定など、引き続き国際海事機関(IMO)の議論に積極的に参加していくます。(国土交通省、環境省、外務省)	① ⑤	進捗中【施策番号:396に同じ】	-	-	-	-	-	-	【施策番号:396に同じ】	-
690	○ 条約の発効に備え、条約の基準を満足するバラスト水管理体制システムの承認を進めます。(国土交通省)	④	進捗中【施策番号:396に同じ】	-	条約の基準を満たすことができる日本国籍船舶用バラスト水管理体制の承認を進めている。	-	-	-	-	施設番号:396に同じ】	-
691	○ 「移動野生動植物種の保全に関する条約」(条約)(昭和54年保全条約)では、条約の附属書に掲載された滅絶のおそれのある野生物種の保護の禁止や種毎の規定が、本条約は、本条約で捕獲が禁止される動物について意見を異にする部分があるため、本条約を批准していませんが、渡り性の鳥類については近隣国と二国間条約の協定を結ぶほか、関連する様々な条約を通じて締結のものその他の移動性野生動物種の保全に努めています。	④	進捗中・二国間渡り鳥条約・協定・ワシントン条約等の開発途上国における活動についての情報収集に努めています。	-	-	-	-	-	-	ヨーロッパ開拓会議各条約を通じて取組の推進情報の収集を図る。	
692	○ 食料及び農業のための植物遺伝資源条約(仮称)の締結に向けた検討を行います。(外務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、環境省)	④	既に達成み	・食料及び農業のための植物遺伝資源に関する国際条約においては、平成25年6月24日に人間に対する平成25年7月30日に加入書を提出して、同年7月30日に加入書を審査した。	-	-	-	-	-	我が国による本条約の適切な実施。	

施策番号	具体的施策	基本国別戦略	進歩評価	施設の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・料制等 事項名	数値目標
693	○ 平成23年12月の国連気候変動枠組条約第17回締約国会議(COP18)における成果を踏まえ、すべての国が参加する新しい枠組みの構築に向けた議論が進められました。また、同議定書は、「世界低炭素成長・パートシップ構想」、アフリカ・グリーン成長戦略等を通して、世界の低炭素成長の実現に向け主導的な役割を果たしていく旨です。(外務省、経済産業省、環境省)	④	進捗中	・国連気候変動枠組条約第18回締約国会議(COP18)では、日本はすべての国が参加する新しい枠組みの構築をめざして交渉に貢献し、その結果、既存の2つの作業部会が終了し、新たな国際枠組みの構築に向けた交渉に専念できる環境が整った。	・全ての主要国が参加する公平かつ透明な議論が実現されました。また、国際交渉を補完する様々な具体的な取組として、「気候変動」に関する更なる行動に関する非公式会合、第2回東アジア低炭素成長パートナーシップ対話等が開催。	—	—	—	・気候変動枠組条約・京都議定書提出金	目標
694	○ ロンドン条約1996年賛定書に基づき、海洋環境を保護するため、廃棄物の海洋投入処分について、許可制度を導入、運用した結果、主に産業廃棄物の海洋投入処分量は年々減少傾向にある。また、同議定書の改正により導入された二酸化炭素の海底下への地下貯留(OCSS海底下貯留)に対する許可制度についても、海洋環境への影響を考慮した適正な事業実施を図るため、同制度を適切に適用します。(環境省)	③	進捗中	・森林生物の海洋投入処分について、許可制度を適切に運用することにより、今後も引き続き海洋投入処分量の削減に努めて参りたい。 ・OCSS海底下貯留については、許可制度を適用して、審査のための平成23年度以降、審査のための知識を収集するため、これまでに収集した結果や今後の調査で得る知見を活用して審査を実施している。	・森林生物の海洋投入処分について、許可制度を導入、運用した結果、主に産業廃棄物の海洋投入処分量は年々減少傾向にある。また、同議定書の改正により導入された二酸化炭素の海底下への地下貯留(OCSS海底下貯留)に対する許可制度についても、海洋環境への影響を考慮した適正な事業実施を図るため、同制度を適切に適用します。(環境省)	—	—	—	・海洋環境問題条約応事業費	目標
3	国際的プログラムの実施									
695	○ 「東アジア・オーストラリア地域フライアーナーストアライ地域」(EAFR)においては、多くの島嶼の鳥の飛来経路(フライアーナーストアライ)に係る生態系を保全し、飛行能力を促進し、飛行性水鳥とその重要な生息地を保全するための幹組合があります。(環境省)	① A-1 ② B-1 ③ B-5 ④ C-1 ⑤ C-2 ⑥ D-1 ⑦ E-2	進捗中	・モニタリング活動の推進、ネットワーク参加地間の交流準備等。	・モニタリング活動の推進を行う ・参加地間の交流準備等。	ネットワーク参加地間の交流の推進や ネットワーク活動の推進を行つ ・潜在候補地を選定した。	一般向けパンフレットの 作成した。	一般向けパンフレットの 作成した。	・アジア太平洋地域生物多様性保全推進費(②アジア地域における生物多様性保全推進費)	48
696	○ ネットワーク参加地の潜在候補地を抽出し、参加地拡充のベースとします。(環境省)	③ B-1 ④ C-1 ⑤ E-2	進捗中	・日中韓の研究者が共同で調査研究を実施。	潜在候補地を選定した。	潜在候補地リスを活用した、効率的なネットワーク参加地の拡充、推進を図る。	—	—	・アジア太平洋地域生物多様性保全推進費(③アジア地域渡り鳥等國際共同研究推進費)	48
697	○ 中国・韓国との間で、黄海どちらかの国との間を渡り、特に保全の必要性が高い、クロコモビなど希少種を含めとする種について、三國間で情報共有などを進めます。(環境省)	③ E-2 ④	進捗中	・日中韓の研究者が共同で調査研究を実施。	—	引き続き、三ヵ国の共同調査を進めると共に、三ヵ国間の情報共有を図る。	—	—	・アジア太平洋地域生物多様性保全推進費(①アジアオセアニア重要サンゴ礁ネットワーク構築事業)	48
698	○ ICRU(International Coral Reef Initiative)や国際熱帯海洋生態系管理シンポジウム(ITMEs: International Tropical Marine Ecosystems Management Symposium)への参加を通じ、引き続き国際的なサンゴ礁生態系保全の推進を進めます。(環境省)	④ B-5 ⑤	進捗中	・ICRU総会に毎回参加し、ICRU東アジア地域会議の報告等を行っている。	ICRU総会に毎回参加し、ICRU東アジア地域会議の報告等を行っている。	平成26年から2年間 ICRU事務局をホストする(平成26~27年度)。	平成26年から2年間 ICRU事務局をホストする	東アジア地域の取組をする	・アジア太平洋地域生物多様性保全推進費(①アジアオセアニア重要サンゴ礁ネットワーク構築事業)	48
699	○ ICRU東アジア地域会議を開催し、平成22年に策定した「東アジアサンゴ礁保護区ネットワーク」の強化及び充実を関係各団体連携して推進します。(環境省)	④ C-1	進捗中	・平成20年より毎年ICRU東アジア地域会議を開催し、この中にて策定したICRU東アジア地域サンゴ礁保護区ネットワークの実施フォローアップを継続している。	—	事業の持続可能性の確保と、地域の環境を保護し、この中の伊勢湾を含む他のイニシアティブ等との連携が課題。	平成26年から2年間 ICRU事務局をホストする	東アジア地域の取組をする	・アジア太平洋地域生物多様性保全推進費(①アジアオセアニア重要サンゴ礁ネットワーク構築事業)	48
700	○ 国際サンゴ礁研究・モニタリングセンター(沖縄県石垣市)などを通じ、わが国のサンゴ礁などに関する研究や保全などを情報発信するとともに、ミクロネシア地域のモニタリングの強化及び充実を実施します。(環境省)	⑤ B-5	進捗中	・モニタリングサイト1000(サンゴ礁)のネットワークの報道会見に反映。 ・ラオで実施されている科学技術振興機構及びIICAの研究課題に貢献。	国際サンゴ礁研究・モニタリングセンターのイニシアティブ等との連携が課題。	国際サンゴ礁研究・モニタリングセンターのイニシアティブ等との連携が課題。	—	ラオ国際サンゴ礁センターの活動の推進予定	・ラオ国際サンゴ礁センターの技術協力が2012年7月で終了後は、JICAを通じた学術交流を予定	48
701	○ わが国はUNESCOに対して、平成14年度よりユネスコ持続可能な開発のための科学振興事業日本信託基金(平成19年度より、ユネスコ地球温暖化の課題解決のための科学振興事業日本信託基金)を発出し、アジア・太平洋地域における生物圏保護地域のネットワーク活動を積極的に支援しています。(文部科学省、外務省)	④ D-1	進捗中	・平成25年4月、アジア太平洋ネットワーク会議(ユネスコ・ハノイ)において開催され、アジア太平洋地域の8か国32名が参加。各國のBR活動についての発表、意見交換を行った。なお、我が国からは日本ユネスコ国内委員会MAB計画分科会委員会がユネスコエココハーベ等について発表した。	BRの地域ネットワーク会議が開催され、アジア太平洋地域の8か国32名が参加。各國のBR活動についての発表、意見交換を行った。なお、我が国からは日本ユネスコ国内委員会MAB計画分科会委員会がユネスコエココハーベ等について発表した。	「コネクション」において、BRの地域ネットワーク会議が開催され、アジア太平洋地域の8か国32名が参加。各國のBR活動についての発表、意見交換を行った。なお、我が国からは日本ユネスコ国内委員会MAB計画分科会委員会がユネスコエココハーベ等について発表した。	—	—	・コネクションの課題の解決のための科学事業信託基金の発出金	目標

施設番号	具体的な施策	施策の取組状況と成果			課題と今後の方針			予算・税制等 事項名	数値 目標
		基本 国別 戦略 目標	進歩 評価	地元市町村を中心として関係行政機関 や地元関係団体が構成する生物園保存 地域（ユネスコエコパーク、以下、BRと するなどして）の運営協議会に参加する BR関係自治体に向けた活動の 推進、活用方法について検討する。	達成目標	当初値	点検値		
702	○ 世界的な潮流を踏まえ、生産系の保全と持続可能な利活用の観点から、生産社会の共生を目指す新たな施策の展開などの検討を行います。（文部科学省、農林水産省、環境省）	①	進歩中	地元市町村を中心として関係行政機関 や地元関係団体が構成する生物園保存 地域（ユネスコエコパーク、以下、BRと するなどして）の運営協議会に参加する BR関係自治体に向けた活動の 推進、活用方法について検討する。	—	—	—	・日本／ユネスコパートナーシップ事業	
703	○ 平成18年に策定した「木材・木本製品の合法化・持続可能性の証明に関する指針」に基づき、森林認証などにより証明された木材・木本製品を政府調達のみならず、地方公团(国土・民間企業、一般消費者まで普及していきます)。（農林水産省、環境省）	①	進歩中	平成25年3月末まで38782の森林・木本製品が国内で合法性証明の取扱い登録。	—	—	—	・地域材供給活増事業	
704	○ わが国トイントニアジアが提案し、持続可能な開発に向けた世界首脳会議において開拓した「アジア・森林フォーラム」に参画する世界森林会議と並んで、AFC（アジア・森林・ハートナーシップ）が運営し、多様な利害関係者が対等なパートナーとして違法伐採問題等に関して議論し、問題解決に向けた取組が進められてきたことについて、参加者から評価を得るところもしくは、これまでの活動を総括して終了。	④	既に達成済み	2013年（平成25年）4月の第10回国連首脳会議において開拓した「アジア・森林フォーラム」において開拓した「アジア・森林・ハートナーシップ」の共催により開催。サイドネーション政府との共催にて違法伐採問題等に関する議論し、問題解決に向けた取組が進められてきたことについて、参加者から評価を得るところもしくは、これまでの活動を総括して終了。	—	—	—	・アジア・太平洋地域における持続可能な森林经营を推進するため、各國政府・国際機関・NGO等が参画するAPF会合に積極的に参画	
705	○ 國連森林フォーラム（UNFF）等の国際的な政策対話の場への積極的な参画などを通じて、世界の森林資源がはぐくむ生物多様性の保全及び地球温暖化防止のため、森林保護政策を含め持続可能な森林經營の推進に向けて、国際社会の中で、関係国と協力しつつ積極的な役割を果していくます。（農林水産省、外務省、環境省）	④	進歩中	2013年（平成25年）4月の第10回国連森林フォーラムに参画し、我が国のUNFF各國首脳会議ニアシティ（2011年にインペニア政府と共に開催した国際セミナー）に開拓可能な森林經營の挑戦）について報告。特に、モントリオール・プロセスについて、事務局として参加12か国間の連絡調整、絵図会や技術諮詢会議の開催支援等の実施に加え、他の国際的な基準・指標フロセスとの連携・協調の促進等についても関係会合を開催するなど貢献。	—	—	—	・世界における持続可能な森林经营に向けた取組を推進するため、UNFF等の国際対話を参画・貢献するほか、関係各國・各国際機関等と連携を図りつつ、国際的な取組を推進だ。とりわけモントリオール・プロセスについては、事務局として参画12か国間の連絡調整、絵図会や技術諮詢会議の開催支援等を行つほか、他の国際的な基準・指標フロセスとの連携・協調の促進等についても貢献。	

施策番号	具体的施策	基本戦略 国別目標	進歩評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・料制等 事項名	数値目標
706	○ キングル・オール・プロジェクトについて。平成19年から、わが国がデーターシップを発揮し世界の持続可能な森林資源の確立に向けてリーダーシップを發揮して、森林資源調査(FCRQ)の作成を推進し、森林資源調査票(CFRQ)の作成を推進。2012年(平成24年)12月、我が国でモントリオール・プロジェクト技術委員会を開催するとともに、CFRQハートナーシップ会合及び国際報告に関する国際セミナーを開催	④	進捗中	・本プロジェクトの事務局として、他の国際組織を組織して実施。	-	本プロジェクトの事務局として、本プロジェクトの指標の改訂作業(～平成20年)、参加各国の第2回国別報告の作成(平成21年)、本プロジェクト総会開催(5回、平成19～23年)等の活動を企画調整まと、国連森林フォーラム(UNFF)、他の国際的なプロジェクト(ITTO、フォレスト・ヨーロッパ)、国際機関等と連携した国際セミナー企画し、わが国で実施(平成23年)	-	-	-	-
707	○ 引き続きグリーン購入法に係る基本方針に基づく特徴可能な政府調達を推進します。(環境省)	①	既に達成済み	・国策においてはほとんどの品目で高い調達率を達成しており、持続可能な政府調達が推進されている。	-	-	-	-	・国等におけるグリーン購入推進経費	-
708	○ 平成20年にITTOが策定した「熱帯生産林における生物多様性ガイドライン」の普及及と適用を推進とともに、CBDの森林の生物多様性作業計画実施をITTOのプロジェクトを通じ支援します。(外務省、農林水産省)	④	進捗中	・国際熱帯木材機関(ITTO)を通じ、平成24年春には、生物多様性を目的としたプロジェクト5件を支援。	-	-	-	-	・ITTO-CBD共同プロジェクト調査金 ・熱帯木材違法伐採対策新体制推進事業	-
709	○ 途上国を支援して森林保全活動を通じて森林資源ハートナーシップ組金(FCPP)に対し、わが国は14百万ドル(平成20年度に10百万ドル、平成23年度に4百万ドル)の認出を行つており、REDD国家戦略を実施するための能力向上支援、途上国の森林減少を抑制するためのモニタリング技術開発等に積極的に貢献してきました。(財務省、外務省、農林水産省、環境省)	① ② ③ ④	進捗中	・2013年までにレディネスファンド参加の受益国36か国で32か国とのFCF支援(FCPF)が参加者会合による審査を通じて承認され、活動を実施または準備中である。 ・被支援国のキャッシュファイの向上、FCPFの活動を通じて得られた教訓の普及及び円滑に行われている旨、外部評価も指摘されている。 ・REDDが適切かつ早急に実施されるようREDDなどの気候変動対策の手法に関する協力を推進していく	-	・各部会評議による今後の課題は以下の通り +FCP資金へのアクセスを拡大(市民社会や原住民(土著民族)) +支援計画の策定プロセスに被支援国において重要な役割を果たす省庁の参加を強化 +Preparation and Readiness Grantを普遍的かつ透明な基準の下、国別に異なりた額を供与するシステムの構築 +REDDが適切かつ早急に実施されるよう引き続き支援を行っていく	-	-	・一般会計(経済協力費)	-
710	○ 開発途上国における持続可能な森林経営や、「途上国における森林減少、劣化に由来する排出の削減等(RED+; Reducing Emissions from Deforestation and Forest Degradation in developing countries, and the role of conservation, sustainable management of forests, and enhancement of forest carbon stocks in developing countries.)」をはじめとする地球温暖化防止対策の推進を図るため、基礎調査や技術開発、人材育成などに取り組みます。(農林水産省、外務省、環境省)	④	進捗中	・REDD+ハートナーシップ、UN-REDD、FCPF等の会合に参加し、REDD+の取組に貢献した。 ・また、気候変動交渉において、REDD+の実施のための方法論等について議論した。 ・開発途上国問題から森林の過剰利用が明らかとなる地域における森林造成、管理手法、半乾燥地域の水収支バランスに配慮した森林造成・管理水平の開発等を支援した。	-	・持続可能な森林経営や地球温暖化防止の取組を実施する。 ・途上国森林減少、劣化防止推進事業 ・REDD推進体制緊急整備事業 ・UN-REDDプログラム基金	-	-	・途上国持続可能な森林経営推進事業 ・途上国森林減少、劣化防止推進事業 ・REDD推進体制緊急整備事業 ・UN-REDDプログラム基金	-
711	○ 平成22年末までに、19ヶ所の生物多様性ホットスポットの保全戦略が実施され、支援対象団体数は1,881に上ったところ、引き続き同基金が行う途上国における生物多様性ホットスポットの保全の取組を支援していくことを検討します。(財務省、環境省)	① ② ③ ④	進捗中	・平成24年末までに、21か所の生物多様性ホットスポットの保全戦略が実施され、支援対象団体数は1,773団体に上る。(2012年末)	-	-	-	-	・引き続き同基金が行う途上国における生物多様性ホットスポットの保全の取組を支援していく。	-

施設番号	具体的な施設	基本的目標	国別進捗評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針		達成目標	当初値	点検値	予算・私積等 事項名	数値目標
					実績	計画					
712	○ 政策決定プロセスにおける科学的知見の活用を促進し、科学政策のインターフェースを強化するため IPBES (Intergovernmental Science-Policy Platform on Biodiversity and Ecosystem Services) に対する生物多様性・生態系サービスの評価、評価及び予測の実施を開始していく。今年度は生態系サービスに関する調査会議に参加・貢献し、そのための国内体制を整備します。(環境省、外務省、農林水産省)	⑤ E-2	検討中	平成25年度から2か年の事業として我が国の生物多様性・生態系サービスの評価、評価及び予測の実施を開始していく。今年度は生態系サービスに関する調査会議に参加・貢献し、IPBES事業計画2014-2018を支援し、IPBES会議に出席する。生物多様性に関する科学的知見を政策立案・実施に効果的に活かす。また、IPBES活動内容の評議面のための重要な基盤データとなるGBIFデータを支援していく。	・当該施策は今年度より実施しているが、我が国の生物多様性・生態系サービスの評価、変化の予測を行い、平成27年度に実施する。今年度は生態系サービスに関する調査会議に参加・貢献し、IPBES事業計画2014-2018を支援し、IPBES会議に出席する。生物多様性に関する科学的知見を政策立案・実施に効果的に活かす。また、IPBES活動内容の評議面のための重要な基盤データとなるGBIFデータを支援していく。	-	-	-	-	・生物多様性及び生態系サービスに関する科学政策プラットフォーム(IPBES)に関する情報開発費	-
713	○ アジアオセアニア地域における地域プロジェクトへの貢献を行い、分類学研究の振興を図っていくとともに、分類学データベースや生物種標本の管理状況などを通じて、分類学に関する各種の情報へのアクセスを改善に取り組み、地球規模の生物種の実態解明に貢献していくます。また、特に研究活動を通じて、同地域における分類学研究拠点の組織的な能力向上を行っています。(環境省、文部科学省)	④ D-3	進歩中	・発展途上国における分類学研究のための組織的な能力向上を行っている。	・現在の取組を継続して進めていく。	-	-	-	-	・地球規模生物多様性情報システム整備事業費	-
714	○ 生物多様性クリアリングハウスメカニズム(CHM)についてには、環境省が日本のオーカーランドポイントとして役割を十分に發揮できるよう、国内外との情報交換、連携を推進します。(環境省)	④ E-1	進歩中	・生物多様性クリアリングハウスメカニズム(CHM)の普及啓発を関係機関やJICA研修で行った結果、メタデータの登録件数が平成4年3月と比較して約3割増加した。	・現在の取組を継続して進めていく。	-	-	メタデータ登録数 3,140件 (平成24年3月末)	メタデータ登録数 4,427件 (平成25年3月末)	・地球規模生物多様性情報システム整備推進費	-
715	○ すべての利用者に使いやすいものとなるよう、目的情報への到達をより容易にできるようするとともに、提供する情報の国外対応力を強化するなど、国内外への自然環境情報の発信を強化します。(環境省)	④ E-1	進歩中	・生物多様性クリアリングハウスメカニズム(CHM)としての役割を十分に發揮できるよう、国内外との情報交換、連携を推進します。(環境省)	・現在の取組を継続して進めていく。	-	-	-	-	・地球規模生物多様性情報システム整備推進費	-
716	○ クリアリングハウスメカニズム戦略計画に基づき、国内における調査研究の促進による情報の蓄積を強化していく。また、生物多様性情報システムの存在を研究者などに周知し、利用者などに連携者も増やします。さらにいろいろな情報システムを相互に連携させ、利活用が利用の情報量を増やします。(環境省)	④ D-3 E-1	進歩中	・JICA研修において、クリアリングハウスメカニズムの仕組みや重要性について講義を行い、利活用の促進に努めている。また、生物多様性情報システムにおいて、自然研究所ウェブサイトにおいて、適宜調査成果を公表し、提供する情報量の増大に努めている。	・現在の取組を継続して進めていく。	-	-	-	-	・地球規模生物多様性情報システム整備推進費	-
717	○ 国連環境計画(UNEP)、国連食糧農業機関(FAO)、国連教育文化機関(UNESCO)、経済協力開発機構(OECD)をはじめとする国際機関などが開催する各種国際会議において、今後とも積極的に情報の交換を行うとともに、多国間会議や二国間会議、外協力などに基づく調査・研究情報の交換を進めます。(環境省、外務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省)	④	進歩中	・既存の枠組みを通じた連携を進めるとともに、IPBESなど既存の国際的な枠組みへ関する地球規模での動向を科学的に評価し、科学政策のつながりを強化することを目的として2012年4月に設置されたIPBES(生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学政策プラットフォーム)の会合等において、調査・研究に関する情報交換を行っている。	・IPBESなど既存の国際的な枠組みへ関する地球規模での動向を科学的に評価し、科学政策のつながりを強化することを目的として2012年4月に設置されたIPBES(生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学政策プラットフォーム)の会合等において、調査・研究に関する情報交換を行っている。	-	-	-	-	・EANET創出金	-
718	○ 東アジア地域の13か国が参加する東アジア酸性雨モニタリングネットワーク(EANET)では、平成21年時点より10地域の土壤、18地域の森林構造、17の湖沼・河川について、酸性雨による生態系への影響を実験して実施しています。今後も、東アジアにおける酸性雨による影響を未然に防止するため、同ネットワークの活動を推進していくきます。(環境省)	⑤	進歩中	・平成23年に18地域の土壤、18地域の森林構造、17の湖沼・河川について、酸性雨による生態系への影響を実験して実施しています。今後も、東アジアにおける酸性雨による影響を未然に防止するため、同ネットワークの活動を推進していく。	・現在の取組を継続して進めていく。	-	-	-	-	・東アジア地域における環境汚染対策のための国際協調推進費	-

施策番号	具体的施策	基本戦略	進歩評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・料制等 事項名	数値目標
719 ○ 北太平洋地域における海洋及び沿岸の環境保全・管理・開発のための行動計画(NOWPAP; Northwest Pacific Action Plan)の活動への積極的な参加や支援を通じて、北西太平洋海域における、海洋環境に係るデータの集積及び海洋生物の構造等の科学的解明への貢献、国際協力体制の構築等の推進を図ります。また、海洋保護区の観点から生物多様性の保全の向上を図ります。(CEAPAC Special Monitoring & Coastal Environmental Assessment Regional Activity Centre)への支援を通じて、各國の海保認証区の設定のため、特殊モニタリング・沿岸環境評価・地域活動センターの運営について整理します。(環境省)	③ 進捗中	・CEAPACの活動を積極的に支援、特に NOWPAPのプロジェクトである富士山評議会が開催される年に、その重要性が認識されるもの、海洋の生物多様性に関する知見は不足していることから、引き続き情報の収集、整理に努めるとともに、北西太平洋地域評議会に確立した海洋環境評議手法に確立に向けて検討を行っている。 ・また、生物多様性を指標とした海洋環境評議手法について、各国が通の手法開発に向けた課題の抽出実施を行った。 ・NOWPAP政府間会においては、我が国からCBD COP10の成果等を報告する等、各國の生物多様性に関する情報を共有しました。	-	-	-	-	-	-	・北西太平洋地域海行動計画推進費	
720 ○ NOWPAPにおける原産の寄生虫のための相互情報交換や政策対話等の協力を推進し、外国由来の漂流、漂着ごみ問題への対応を強化します。(環境省)	③ 進捗中	・海洋ごみ地域行動計画(RAP-MALI)に基づき、各国において種々の施策が実施され、NOWPAP国際海岸クリーンアップや海洋ごみ管理ワークショップの実施等により、各國における海洋ごみ問題に取り組んでいます。また、海岸上からの汚染物質の流入と隣接する沿岸地域における環境変化との関係を解明するため、NOWPAPの代表的地域においてケーススタディを実施することにて、河川に含まれる化学物質等が沿岸海域の環境に与える影響に関する知見が蓄積され、海洋生物多様性の保全の向上に貢献した。海洋ごみ地域行動計画(RAP-MALI)を推進し、NOWPAP国際海岸クリーンアップや海洋ごみ管理ワークショップを実施し、また、陸上からのお染物質の流入に隣接する沿岸地域における環境変化との関係に関する知見を得ることで、沿岸・海洋域における生物多様性の保全に寄与しました。	-	-	-	-	-	-	・北西太平洋地域海行動計画推進費	
721 ○ GISPI(Global Invasive Species Programme)への協力を進めることを検討します。(環境省)	進捗中	GISPIに関する情報収集に努め、GISPIへの協力の方について検討中。	-	-	-	-	-	-	・外来生物対策管理事業費(一部)	
722 ○ 地球観測に関する国際的枠組みの将来を展望して、今後どう GEO(Group on Earth Observation)を積極的に支援し、全球地球観測システム(GEOSS; Global Earth Observation System of System)の構築に貢献するため、地球観測を推進していきます。(文部科学省)	E-2 進捗中 ④ E-2 進捗中 ⑤ 進捗中	・生物多様性、気候変動、災害などの地球観測題への対応に向けた政策決定のための情報収集に貢献する情報システム(GEOSS)10年実施計画に基いて各國の衛星・海洋・地上観測のネットワークの強化、取得した地球観測データ等の共有基盤の整備等を国際協力により推進し、全球地球観測システム(GEOSS)の構築に貢献している。 ・GEO BON等を通じて、GEO BONに連携・協力し、日本の生物多様性調査のネットワーク化を支援している。	-	-	-	-	-	・地球観測に関する政府間会合(GEO)の拠出金		
723 ○ 生物多様性観測ネットワーク(GEO BON; Group on Earth Observations Biodiversity Observation Network)との連携協力を図ながら、アジア太平洋地域における生物多様性モニタリングのネットワークの活動を重点的に支援します。(環境省)	E-1 進捗中	現在の取組を継続して進めていく。	-	-	-	-	-	-	・地球規模生物多様性モニタリング推進事業費	

施策番号	具体的施策	基本戦略	国別目標	進歩評価	施設の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・料制等	事項名	数値目標
724	○開発途上国とのニーズ、生物多様性を取り巻く国際社会の動向、気候変動などの地球規模の課題などを踏まえ、より効果的かつ効率的な生物多様性分野における国際協力を推進します。(外務省)	④	進捗中	・ODA大綱及びODA中期実施策に基づき、生物多様性分野における国際協力を効果的かつ効率的に進めます。	今後も、開発途上国とのニーズ、生物多様性を取り巻く国際社会の動向、気候変動などの地球規模の課題などを踏まえ、効果的かつ効率的に生物多様性分野を含めた環境分野における国際協力を継続します。	—	—	—	—	・ODA予算	生物多様性問題対応国際科学技術協力	生物多様性問題対応国際科学技術協力
725	○開発途上国などのニーズを基に、生物多様性に関する研究を含む環境分野や生物資源及び科学技術水准における国際協力を実現するため、及び開発途上国の森林育成などの課題に対する能動的な取り組みを通じて、社会実装の構想を有する国際共同研究をODAプログラム(SATREPS: Science and Technology Research Partnership for Sustainable Development)を推進します。(文部科学省、外務省)	① ④	進捗中	・文部科学省および科学技術省と地球規模課題を対応するところ、及び開発途上国に寄付する森林育成などの課題に対する能動的な取り組みを通じて、社会実装の構想を有する国際共同研究をODAプログラム(SATREPS: Science and Technology Research Partnership for Sustainable Development)を実施しています。この事業では環境・エネルギー、生物資源、防災、感染症を協力分野として設定しており、H24.9～H25.9までに実施した生物多様性関係プロジェクトは、18件である。	現在の取組を継続して進めいく。	—	生物多様性問題プロジェクト	生物多様性問題プロジェクト	—	—	生物多様性問題プロジェクト	生物多様性問題プロジェクト
726	○国内外におけるわが国の経験と知見を活用し、持続可能な農林産業に対する国際協力を推進し、地球温暖化対策などへの地球環境分野におけるODA支援金を推進します。(農林水産省)	④	進捗中	【施設番号:008[に同じ]】	【施設番号:008[に同じ]】	—	【施設番号:008[に同じ]】	—	—	【施設番号:008[に同じ]】	【施設番号:008[に同じ]】	【施設番号:008[に同じ]】
727	○二国間協力としては、国際協力機構(JICA)を通じて技術協力を実施し、開発途上国における持続可能な森林经营を推進します。(外務省、農林水産省)	④	進捗中	・ペラナル西部水原地域における持続可能な森林經營(PEL)プロジェクト。ガボン特産の森林經營を通じて技術協力を実施し、開発途上国における持続可能な森林經營(PEL)プロジェクト。ガボン特産の森林經營を通じて技術協力を実施する。	今後も引き続き、国際協力機構(JICA)を通じて技術協力を実施し、開発途上国における持続可能な森林經營(PEL)プロジェクト。ガボン特産の森林經營を通じて技術協力を実施する。	—	—	—	—	—	ODA予算	ODA予算
728	○多国間協力としては、国連食糧農業機関(FAO)や国際熱帯木材機関(ITTO)などを通じ、途上国における持続可能な森林经营の推進を目的としたプロジェクトを推進します。(外務省、農林水産省)	④	進捗中	・国連食糧農業機関に対する信託基金によるプロジェクトへの仕電提出、職員派遣等の貢献を行った。国際熱帯木材機関(ITTO)に対して、途上国における持続可能な森林经营の推進を目的としたプロジェクトの実施をするための資金拠出を行つた。ITTO統計によると、持続可能な森林经营されている熱帯林は、2005年の1.6億haから2010年には2.1億haへと増加した。また、ITTO統計によると、2010年7月時点では、熱帯林のうち、3,640万平方キロ(4.2%から8.5%へと増加)が、830万平方キロ(6.8%)が森林保護区域に指定された。	我が国はITTOがストーク、また最大ドナー国として引き続き、途上国に対する持続可能な森林经营の促進に貢献していく。	—	—	—	—	—	ITTO分担金 ・ITTO-CBD共同プロジェクト拠出金 ・国際熱帯木材機関拠出金 ・ITTO仕事拠出金	ITTO仕事拠出金
729	○水産業における多国間協力としては国連食糧農業機関(FAO)や東南アジア漁業センター(SEAFDEC)などへの資金の拠出などを通じて、持続可能な漁業の推進を目的としたプロジェクトを推進します。(農林水産省)	④	進捗中	・国連食糧農業機関(FAO)や東南アジア漁業センター(SEAFDEC)などへの資金の拠出などを通じて、持続可能な漁業の推進を目的としたプロジェクトを推進します。	現在の取組を継続して進めていく。	—	—	—	—	—	東南アジア地域持続的水産業推進事業	(総括) 自然環境基礎調査やモニタリング調査を中心としたその他の調査を行っているほか、河川水辺の国勢調査を含めたそれらの調査結果や情報の整理・公開や施設への活用を図っています。
第8節 情報整備・技術開発の推進												
1 生物多様性の総合評価												

施策番号	具体的施策		施設の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・料制等	事項名	数値目標
	基本戦略	国別目標								
730 ○ わが国の生物多様性の現状や動向を把握し、国民の意識や各種施策の効果を把握するため、生物多様性への影響を評価する適切な指標を設定し、わが国の生物多様性に関する目標を総合的に評価します。また、評価結果等は地図で表現するなど、分かりやすく取りまとめることで、定期的に更新していきます。(環境省・関係省)	E-2	進捗中	・わが国に生物多様性の現状の総合的な評価と、過去50年間の生物多様性に関する評価を踏まえ、「生物多様性総合評価報告書」を踏まえ、課題の整理等を行っているところ。	平成27年に総合的な評価を取りまとめ生物多様性の現状及び各種施策の効果を把握するため、検討を進めしていく。	生物多様性国家戦略推進費	-	-	-	生物多様性国家戦略推進費	目標
731 ○ 農地、森林、漁場・干潟等にどのような生きものが生育・生息しているかを調査するとともに、農林水産業等により形成された生態系に特徴的な属性や調査方法等過去に得られた基礎的なデータを活用するなど、農林水産業の生物多様性への正負の影響を把握し、開拓施設を効果的に推進するための科学的根拠をつく生物多様性指標の開発を推進し、農林水産業が生物多様性に果たす役割を明らかにするとともに、国民的及び国際的な理解を深めることを推進します。(農林水産省)	E-2	進捗中	・森林の生物多様性の状況をまず指標を検討するため、全国を気候区分及び樹種ごとに分け、代表的な森林分を象り、植生調査、昆蟲調査等の現地調査に、指標を設定した。指標について、適用できるかの検証を表す指標とし、指標の候補を抽出した。それらのタイプの森林ごとに異なるデータの蓄積を図るために、森林の生物多様性を表す指標の特性について検討する。 ・平成20年から24年度まで漁場環境生物多様性評価手法開発事業において、漁場環境における生物の多様性について評価手法の開発に取り組み、平成24年度までに有効と見込まれる効率の指標の調査手法開発事業において、引き続き生物多様性評価手法開発事業は、生物の評価手法の実用化評価指標の開発において、環境生物多様性評価手法実証事業において、これらの指標を用いた評価法の実証化に向け、実証的取組みを行なっているところ。	指標の候補が様々なタイプの森林において生物多様性の状態を表す指標として適用できるかの検証を表す指標とし、指標について、適用できるかの検証を表す指標とし、指標を設定する。さらに特定した指標について、それをタイプの森林ごとに異なるデータの蓄積を図るために、森林の生物多様性を表す指標の特性について検討する。 ・平成25年度から29年度まで(5ヵ年計画)漁場環境生物多様性評価手法実証事業において、生物の多様性について評価手法の開発に取り組み、平成24年度までに有効と見込まれる効率の指標の調査手法開発事業において、引き続き生物多様性評価手法開発事業において、生物の評価手法の実用化評価指標の開発に向けた取組みを行なっている。	森林環境保全総合対策事業費	-	-	-	森林環境保全総合対策事業費	目標
2 調査・情報整備の推進										
732 ○ 昭和48年度から実施している自然環境保全基礎調査の一環として、現在の取組を継続して進めていく。 ・自然環境保全基礎調査費 補生図整備を引き継ぎ推進している。	E-2	進捗中	・自然環境保全基礎調査の一環として、現在の取組を継続して進めていく。 ・自然環境保全基礎調査費 補生図整備を引き継ぎ推進している。	-	幅2万5千分の1 横生 補生図整備 国土の約64% (平成24年3月末)	-	-	-	・自然環境保全基礎調査費 補生図整備	目標
733 ○ 国の陸域に生息・生育する動植物種の分布に関する継続的・定期的な情報収集を行います。わが国における自然環境データの収集整備などについては関係省庁が連携して実施します。(環境省・関係省)	E-2	進捗中	・新たに生物情報収集・提供システムである「生きものログ」を開発している。 ・生物情報収集・提供システムである「生きものログ」を2013年10月15日に供用開始し野生動物の分布・生息情報の収集を実施する予定。	-	-	-	-	-	・自然環境保全基礎調査費	目標
734 ○ 各種生物の分布などを調査するなど早期の全国整備を進めます。(環境省)	A-1 E-2	進捗中	【施策番号426に同じ】	【施策番号426に同じ】	-	-	-	-	【施策番号426に同じ】	事業費
735 ○ ニホンジカやクマ類をはじめ、わが国のかつては関東地方などに生息する動物種を実施し、その結果を広く情報発信します。(環境省)	E-2	進捗中	【施策番号550に同じ】	【施策番号550に同じ】	-	-	-	-	【施策番号550に同じ】	事業費
736 ○ 「モニタリングサーライ1000」事業において、温暖化影響がより顕著に現れる高山帯をはじめ、わが国を代表するさまざまな生態系の変化の状況をより的確に把握するために、継続的に調査を実施します。(環境省)	E-2	進捗中	【施策番号519に同じ】	【施策番号519に同じ】	-	-	-	-	【施策番号519に同じ】	事業費
737 ○ 日本各地における生態系モニタリングを実施し、各省などのデータの共有、相互利用の推進などの連携強化や連絡会の向上を図り、わが国の自然環境の総合的な監視体制の構築を進めます。(環境省)	E-2	進捗中	・モニタリングサイト1000において、日本を代表する生態系の全国的なモニタリング調査を実施する。 ・モニタリングサイト1000において、専門家・NGO・ボランティア・地方自治体等の多様な主体の参画協力を得て、効率的かつ継続的な調査の実施を行うとともに、調査結果の公表と自然環境情報の提供を同時に実施します。(環境省)	モニタリングサイト1000において、日本を代表する生態系の全国的なモニタリング調査を実施する。 ・モニタリングサイト1000において、専門家・NGO・ボランティア・地方自治体等の多様な主体の参画協力を得て、効率的かつ継続的な調査の実施を行うとともに、調査結果の公表と自然環境情報の提供を同時に実施します。(環境省)	現在の取組を継続して進めていく。	-	-	-	地球規模生物多様性モニタリング推進事業費	目標
738 ○ モニタリングの実施にあたっては、専門家・NGO・ボランティア・地方自治体をはじめ、多様な主体の参画協力を得て、効率的かつ継続的な調査の実施を行うとともに、調査結果の公表と自然環境情報の整備と提供を同時に実施します。(環境省)	E-2	進捗中	モニタリングサイト1000において、専門家・NGO・ボランティア・地方自治体等の多様な主体の参画協力を得て、効率的かつ継続的な調査の実施を行うとともに、調査結果の公表と自然環境情報の整備と提供を同時に実施します。(環境省)	モニタリングサイト1000において、専門家・NGO・ボランティア・地方自治体等の多様な主体の参画協力を得て、効率的かつ継続的な調査の実施を行うとともに、調査結果の公表と自然環境情報の整備と提供を同時に実施します。(環境省)	現在の取組を継続して進めしていく。 ・環境省の取組を継続して進めしていく。	-	-	-	地球規模生物多様性モニタリング推進事業費	目標

具体的な施策		施設の取組状況と成果		課題と今後の方針		達成目標		当初値		点検値		予算・税制等 事項名		数値目標	
基本番号	国別	進捗	評価												
739	○ 国内のみならず海外関係諸国・関係機関との連携協力・情報共有を図り、生物多様性監視ネットワーク(GEO BON)など、地球規模の生物多様性に関する情報基盤の整備に貢献します。(環境省)	④ E-1	進歩中	・AP-BON等を通じて、GEO BONに連携・協力し、日本の生物多様性監測のネットワーク化を支援している。	・現在の取組を継続して進めていく。	—	—	—	—	—	—	・地球規模生物多様性モニタリング推進事業費			
740	○ 宮・官・学の連携を強化しつつ、生物多様性条約の履行のため段階的に世界分類学イニシアチブ(GI)や、Species 2000、地球規模生物多様性幹機構(GBIF)など、国際的プロジェクトによる協力を図りながら、野生動植物種の目録などの整備・公開を進めます。また、目録の共有を図ります。(環境省、文部科学省)	④ E-1	進歩中	・GIIや、GBIFなど国際的プロジェクトによる協力を図りながら、野生動植物種の目録などの整備・公開を進めている。	・現在の取組を継続して進めていく。	—	—	—	—	—	—	・地球規模生物多様性情報システム整備推進費			
741	○ 生物多様性センターなどにおける生物標本・資料の収集及び維持管理体制の強化を進めます。(環境省)	⑤ E-2	進歩中	・生物多様性センターでは約365,000点の生物標本及び約300,000点の資料を所蔵し、収集及び維持管理体制の強化を進めている。	・現在の取組を継続して進めていく。	—	—	—	—	—	—	・生物多様性センター維持運営費			
742	○ 各種調査の実施により得られた自然環境情報について一層の電子化を進め、生物多様性情報システム(J-IBIS)を通して情報提供を強化し、アカセス数の増加を図るなど、インターネットを通じて全国内外への情報公開を推進します。特に、さまざまなお題目に沿った各種自然環境情報の重ね合わせや解析ツール上でデータを用いて多様な解析を可能とする機能の充実を進めます。(環境省、関係府省)	① E-2	進歩中	・過去の調査成果について毎次電子化を進めるとともに、自然環境情報GIS提供システムにおいて、各種調査成果をGISデータとして提供している。	・現在の取組を継続して進めていく。	—	—	—	—	—	—	・地球規模生物多様性情報システム整備推進費			
743	○ 生物多様性センターリングハウスマカニズム(CHM)については、環境省が日本のオーカルボットとしての役割を十分に発揮できるよう、国内外との情報交換・連携を推進します。(環境省)	④ E-1	進歩中	・生物多様性センターリングハウスマカニズム(CHM)の普及啓発や開設機関やJICA研修で行った結果、メタデータ登録件数が、平成24年3月比較して約3倍増加した。	・現在の取組を継続して進めていく。	—	—	メタデータ登録数 4,427件 (平成25年3月末)	メタデータ登録数 3,140件 (平成24年3月末)	メタデータ登録数 4,427件 (平成25年3月末)	メタデータ登録数 3,140件 (平成24年3月末)	・自然環境保全基盤運営費	・地球規模生物多様性情報システム整備推進費		
744	○ すべての利用者に使いやすいものとなるよう、目的情報への届達をより容易にできるようにするとともに、提供する情報の国外向け対応を進めながら、国内外への自然環境情報の発信を強化します。(環境省)	① A-1	進歩中	【施設番号715に同じ】	【施設番号715に同じ】	—	—	—	—	—	—	【施設番号715に同じ】	【施設番号715に同じ】		
745	○ わが国の生物多様性に関する「調査」、「情報」、「普及啓発」、「標本資料収集」の取組を推進するため、中核的拠点としての生物多様性センターの組織や機能の充実強化を図ります。特に、地球温暖化などによって影響を受けけるが国々の生物多様性及び生態系を対象とした調査・監視活動を実施するため、自然環境保全基礎調査をより充実させることで、生物多様性保護活動を進めます。また、関係省庁、地方公団体、研究機関、博物館、NGO、市民など、それらが保有する生物多様性情報をこれまでから主に他の施設や活動に利用できるようになるため、生物多様性センターが核となり、ネットワークの構築を推進し、情報の相互利用・共有化を図ります。地球規模の生物多様性保全推進のための国際的プロジェクトに貢献するとともに、海外関係諸国・関係機関との連携協力・情報共有を図ることとし、これら取組に必要な体制の充実を進めます。(環境省)	① A-1	進歩中	・自然環境保全基盤調査に加え、モニタリングサイト1000において、日本を代表する生態系の全国的なモニタリング調査を実施する結果を公表したほか、市民参加型調査である「いきものマッチ」を実施・結果を公表している。	・現在の取組を継続して進めていく。	—	—	—	—	—	—	・生物多様性センター維持運営費	・自然環境保全基盤調査費	・地球規模生物多様性モニタリング推進事業費	
746	○ 關係府省をはじめ、地方自治体、大学、民間団体、その他の調査機関、博物館など多様な主体が取組して生物多様性情報を共有し、平成18年に設置された自然環境情報に関する総合情報連携ワーキンググループや、自然系調査研究機関連絡会議などははじめとする各種の連絡組織を通じ、自然環境情報に関する情報交換、連携・交流、連携協力の強化を進めます。(環境省、文部科学省、農林水産省、国土交通省)	① A-1	進歩中	・自然系調査研究機関連絡会議の開催等を通じ、相互の情報交換・情報共有を促進し、ネットワークの強化を進めている。	・現在の取組を継続して進めていく。	—	—	—	—	—	—	・生物多様性データベース登録数 約24,000件 (平成24年3月末)	・生物多様性データベース登録数 約24,000件 (平成25年3月末)	・生物多様性データベース登録数 約24,000件 (平成25年3月末)	図書資料データベース登録数 約24,000件 (平成24年3月末)
747	○ 生物多様性センターの図書資料データベース登録数は平成24年3月現在、約24,000件となっていますが、引き続き登録件数及び登録データ内容の充実化を図っていきます。(環境省)	① A-1	進歩中	・生物多様性センターにに関する図書資料を収集し、生物多様性センターの図書資料登録件数は4,304件となった。	・現在の取組を継続して進めていく。	—	—	—	—	—	—	・生物多様性データベース登録数 約24,000件 (平成24年3月末)	・生物多様性データベース登録数 約24,000件 (平成25年3月末)	・生物多様性データベース登録数 約24,000件 (平成25年3月末)	図書資料データベース登録数 約24,000件 (平成25年3月末)

施策番号	具体的施策	基本戦略	国別目標	進歩評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・料制等	事項名	数値目標
748	○ 全国約15,700点の定点ごとに、地図、植生、杜根木、木立、灌木などの現状調査を実施します。また、成長予測や天然更新等の樹木の生態特性による知見の収集・分析といった地図、森林計画の適切かつ円滑な作成を行なうことを目的とした、モニタリング調査を実施します。(農林水産省)	③ B-2 ⑤	進捗中	【施策番号170に同じ】	【施策番号170に同じ】		-	【施策番号170に同じ】	-	【施策番号170に同じ】	【施策番号170に同じ】	
749	○ 森林生態系多様性基礎調査(森林資源モニタリング調査会むじ)三巡目までの結果などに基づき、FAOの「標準指標」に対応して2015年世界森林資源評価国別レポートを作成し、わが国及び世界における持続可能な森林経営の推進を図ります。(農林水産省)	④ ⑤	進捗中	【施策番号171に同じ】	【施策番号171に同じ】		-	【施策番号171に同じ】	-	【施策番号171に同じ】	【施策番号171に同じ】	
750	○ 森林空閑データ、森林生態系多様性基礎調査の結果及びデータル空中写真などを森林GIS上で統合的に扱い、森林資源情報の効果的な活用を図ります。(農林水産省)	③ ⑤	進捗中	【施策番号173に同じ】	調査結果の解析や得られたデータの有効な活用について、引き継ぎ取り組む。		-	-	-	【施策番号173に同じ】	【施策番号173に同じ】	
751	○ 国有林野における保護林について、設定期後の状況を把握し、現状の生態状況、入山者の利用状況などについて保護林の区分に応じモニタリング調査を進め、状況に応じて植生回復などの適切な対策を行ないます。(農林水産省)	③ ⑤	進捗中	・国有林野のうち、「保護林」について、毎年状況を客観的に把握するため5年毎に森林や動物等の状況変化などをモニタリング調査を実施した。 ・また、モニタリング調査等を踏まえ、保護林の適切な保全管理の一環として、植生等回復措置やシカ等による食害を防ぐための保護柵の設置等を実施した。	「引き続き、「保護林」の適切な保全管理を行なうためモニタリング調査を継続的に実施する。」		-	保護林面積:90万3千ha (平成23年4月)	保護林面積:96万5千ha (平成25年4月)	・森林整備・保全費		
752	○ 国有林野における緑の回廊について、森林の状態や野生動植物の生育実態を把握するため、林分構造調査や野生生物の生育実態などモニタリング調査を進め、状況に応じて植生回復などの適切な対策を行ないます。(農林水産省)	③ ⑤	進捗中	・国有林野のうち、「緑の回廊」について、森林の状態と野生動植物の生育実態の関係を把握して保全管理に反映するためモニタリング調査を実施した。 ・また、モニタリング調査等を踏まえ、人間との共存を重視的に保全するなど、野生動植物の生息、生育環境に配慮した施策を実施した。	「引き続き、「緑の回廊」の適切な保全管理を行なうための適切なモニタリング調査を継続的に実施する。」		-	緑の回廊面積:56万3千ha (平成23年4月)	緑の回廊面積:56万6千ha (平成25年4月)	・森林整備・保全費		
753	○ 自然環境保全基礎調査やモニタリングサイト1000などを実施し、全国の森林を含めた自然環境をモニタリングします。(環境省)	⑤	E-2	進捗中	【施策番号174に同じ】		-	-	-	【施策番号174に同じ】	【施策番号174に同じ】	
754	○ 河川水辺の国勢調査結果から得られた情報から、全体的な環境の特性、特徴的な場所や生物の重要な生態・生育環境などを容易に把握するよう、河川環境情報図の作成の推進を図るとともに、河川の整備、管理に活用します。(国土交通省)	③ ⑤	E-2	進捗中	【施策番号302に同じ】		-	-	-	【施策番号302に同じ】	【施策番号302に同じ】	
755	○ 魚類・底生動物調査について河川環境に関する情報を収集するなどして、その実施し、全国的な河川環境の特徴などを把握します。(国土交通省)	③ ⑤	E-2	進捗中	【施策番号302に同じ】		-	-	-	【施策番号302に同じ】	【施策番号302に同じ】	
756	○ 河川環境GISの整備及び公開を引き継ぎ進めます。また、自然環境保全基礎調査など他の全国的な調査データとの相互利用を進めます。(国土交通省、環境省)	③ ⑤	E-2	進捗中	・河川水辺の国勢調査で得られたGISデータを蓄積。またデータベースの内容の充実化について実施中。	「河川水辺の国勢調査で得られたGISデータを蓄積。またデータベースの内容の充実化について実施中。」	-	-	-	治水事業等関係費		
757	○ 海域環境データベースへのデータの蓄積と内容の充実化を図ります。(国土交通省)	⑤	E-2	進捗中	・逐次データを蓄積。またデータベースの内容の充実化について実施中。	「引き続き観測データの蓄積及び内容の充実化を実施する。」	-	-	-	港湾整備事業費		
758	○ 日本海洋データセンターへの海洋環境に関する基礎データの集積を推進し、海洋調査機関との連携を一層強化します。(国土交通省)	⑤	E-2	進捗中	・日本海洋データセンターへ海洋環境に関する基礎データの集積し、インターネットによる公開している。	「引き続き日本海洋データセンターへの海洋環境に関する基礎データの集積を推進する。」	-	-	-	海洋情報の収集・管理・提供業務の推進		
759	○ 海洋環境・生態系の保全等を効果的に進めるために各種海洋情報を適切に提供する。これが重要であるため、政府等が保有する海洋台帳を整備します。(国土交通省)	⑤	E-2	進捗中	・各種海洋情報を収集・管理し、海洋台帳によりインターネット上で公開していく。	「引き続き海洋台帳の充実・機能強化を推進する。」	-	-	-	海洋情報の収集・管理・提供業務の推進		

施策番号	具体的施策	基本戦略	国別目標	進歩評価	施設の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・料制等 事項名	数値目標	
760	○ 大規模な油流出事故等が発生した場合に、的確に対応するために必要な沿岸域の情報を周知し、海・陸域環境保全情報の収集・整備を行う。	⑤	E-2	進捗中	・沿岸・海・陸域環境保全情報の収集・整備を行い、インターネット公開を行う。 速やかに事故現場での措置が講じられるよう、スマートフォンによる提供も実施している。	引き続き沿岸・海・陸域環境保全情報の収集・整備を行う。	-	-	-	・海洋情報の収集・管理・提供業務の推進		
761	○ 國立公園に必要な科学的情報について、は、関係行政機関、研究者、地域の車門などとの協力を得て収集し、これまでに蓄積したESI(環境脆弱性指標)マップをPDFにより提供します。(国土交通省)	③	E-2	進捗中	・関係行政機関、研究者、地域の車門などとの協力を得て、国立公園の運営を行った。	現在の取組を継続して進めていく。	-	-	-	・自然環境資源の持続的活用推進事業 ・活用推進事業		
3 研究・技術開発の推進	○ 標境研究会推進では、環境研究・環境技術開発の推進課路における重点課題等にもつき、東日本大震災による生態系への影響の解明、アジア規模での生物多様性観測・評価・予測に關する総合的研究、気候変動対策と生物多様性保全の連携を目指した生態系サービス評価手法の開発などの研究を実施します。(環境省)	⑤	E-2	進捗中	・「自然共生型社会」分野において、平成21年度には新規課題を採択し、継続して実施。以下のテーマに係る研究開発をより一層推進していく必要があります。 ○ 生物多様性観測技術を応用した生物多様性総合評価 ○ 研究開発金を実施している。 ○ 外来種対策を総合的に推進するための調査研究 ○ 評価指標へのアセスと利益分配の国際的仕組み構築に向けた調査研究 ○ 国際系サービスの経済面直に係る研究 ○ 生態系サービス確保に有効な保護地の管理のあり方に關する研究 等	「推進課題の平成25年度フローリング」において、平成21年度には新規課題を採択し、継続して実施。以下のテーマに係る研究開発をより一層推進していく必要があります。 ○ 生物多様性観測技術を応用した生物多様性総合評価 ○ 研究開発金を実施している。 ○ 外来種対策を総合的に推進するための調査研究 ○ 評価指標へのアセスと利益分配の国際的仕組み構築に向けた調査研究 ○ 国際系サービスの経済面直に係る研究 ○ 生態系サービス確保に有効な保護地の管理のあり方に關する研究 等	-	-	-	-	環境研究会推進費	
762	○ 第Ⅱ期環境経済の政策研究(平成24-26年度)では、国内の生物多様性保全の経済的価値を適正かつ効率的に評価する手法の開発や、評価結果の効果的な普及・方案などの研究を実施します。(環境省)	⑤	E-2	進捗中	・在来種のマングース対策の経済評価を実施し、外來種対策の経済評価を計測した。また、既存データ収集と新規データ登録における、生物多様性保全と観光利用の価値についての評価手法の開発について検討を行った。	今後はコンジョイント分析や最新のトランクコット分析手法などを適用して最新の分析手法を用いて精度の高い適正評価を実現するための手法の開発について検討を行った。また、国立公園指定・世界遺産登録における、生物多様性保全と観光利用の価値についての評価手法の開発について検討を行った。	-	-	-	・グリーン経済の実現に向けた政策研究 と環境ビジネス情報整備・発信事業		
763	○ 第Ⅱ期環境経済の政策研究(平成24-26年度)では、国内の生物多様性保全の経済的価値を適正かつ効率的に評価する手法の開発や、評価結果の効果的な普及・方案などの研究を実施します。(環境省)	⑤	E-2	進捗中	・平成23年度より大学発グリーンベース環境情報分野において、平成27年度までに、DIASとの更なる密な連携を図るために、既存データ収集と新規データ取得を一層進め、植物などの機能評価分布やリカーシヨンサービスの高精度化、モデル地域における生物多様性評価、地図化、変動可視化アルゴリズムの実現、モルタル地域における生物多様性評価手法を確立していく。 ・また、「気候変動リスク情報創生プログラム」において、平成25年度までに、気候変動によって増大するリスクのマジックボックスに資する基礎的情報を創出し、地球温暖化への影響の評価手法を実施する。	「GREEN環境情報分野」において、平成27年度までに、DIASとの更なる密な連携を図るために、既存データ収集と新規データ取得を一層進め、植物などの機能評価分布やリカーシヨンサービスの高精度化、モデル地域における生物多様性評価、地図化、変動可視化アルゴリズムの実現、モルタル地域における生物多様性評価手法を確立していく。 ・また、「気候変動リスク情報創生プログラム」において、平成25年度までに、気候変動によって増大するリスクのマジックボックスに資する基礎的情報を創出し、地球温暖化への影響の評価手法を実施する。	-	-	-	・気候変動適応戦略イニシアチブ ・大学発グリーンベース情報創生プログラム		
764	○ 生物多様性観測ネットワークに大量に蓄積されている生物多様性情報を統合することで、生物多様性の予測・評価手法を開発し、他の環境情報をも用いて生物多様性の保全、地球温暖化への適応をを目指すための研究開発及び人材育成を行います。(文部科学省)	③	E-2	進捗中	・平成24年度より生物多様性観測ネットワークに大量に蓄積されている生物多様性情報を統合することで、生物多様性の予測・評価手法を開発し、他の環境情報をも用いて生物多様性の保全、地球温暖化への適応をを目指すための研究開発及び人材育成を行います。	生物多様性観測ネットワークに大量に蓄積されている生物多様性情報を統合することで、生物多様性の予測・評価手法を開発し、他の環境情報をも用いて生物多様性の保全、地球温暖化への適応をを目指すための研究開発及び人材育成を行います。	-	-	-	・生物多様性の質的・機能的・量的評価手法、固有の生態系に与える影響の生物に起因する影響の緩和技術、広域的・区域的・個別の森林の管理技術などの開発を引き続き推進		
765	○ 独立行政法人森林総合研究所を中心として、森林の恵みを生かし循環型社会の形成に努め、生物多様性保全に配慮した持続可能な森林管理手法を確立するため、森林生態学による森林被害を防ぎ、生物害に対する被害技術の開発及び生物多様性を保全するための森林管理・利用技術の開発を行います。(農林水産省)	②	B-1 D-1	進捗中	・里山の重要な構成要素である、広葉樹15種について、成長特性を調査し、伐採間隔による多様性変化のシミュレーションを行った。この結果、里山ニッケルを削除更新するため、生物多様性を維持しようとする植物の伐採割合が50%未満であることが多いことなどが条件であることがわかった。	里山の重要な構成要素である、広葉樹15種について、成長特性を調査し、伐採間隔による多様性変化のシミュレーションを行った。この結果、里山ニッケルを削除更新するため、生物多様性を維持しようとする植物の伐採割合が50%未満であることが多いことなどが条件であることがわかった。	-	-	-	・独立行政法人森林総合研究所研究・育種開拓運営費交付金 ・独立行政法人日本学術振興会科学研究費補助金		

施策番号	具体的施策		施設の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・料制等	事項名	数値目標
	基本戦略	国別目標								
766 ○ 地方自治体等による都市の生物多様性の確保の取組がござる。する効果を有するため、都に於ける緑地の量や質、規模、連続性等と生物多様性の関係に関する調査研究に取り組みます。(国土交通省)	⑤ A-1	進捗中	・都市の生物多様性の確保の配慮した 地方公共団体の緑の基本計画に定めた 支援の観点から、平成23年10月に「緑 の基本計画における生物多様性の確保 に関する技術的配慮事項」を策定し、都 市の生物多様性の確保の取組みを推進 した。	「緑の基本計画における生物多様性の 確保に関する技術的配慮事項」の旨及 び緑の基本計画に定めた「緑の基本計画 における生物多様性の確保」に配慮 した護岸工法等を実施。	-	-	-	緑の基本計画 (平成24年3月)	-	-
767 ○ 自然共生研究センターでの研究等、学識経験者や各種機関と連携して様々な調査・研究の推進と活用を図ります。(国土交通省)	③ ⑤	進捗中	・河川地形改変に伴う沿岸環境の再 生手法に関する研究や、自然環境に配 慮した護岸工法等を実施。	河川地形改変に伴う沿岸環境の再 生手法に関する研究と研究の活用を図 る。	-	-	-	-	-	-
768 ○ 現在までに、魚類の生息場所に関する調査・研究を数多く行 った。研究結果を参考し、環境教育の実践にも力を入れています。(国土交通省)	① ③ ⑤	進捗中	【施設番号306に同じ】	【施設番号306に同じ】	-	-	-	【施設番号306に同じ】	-	-
769 ○ 王曲川、多摩川、五ヶ瀬川など河川について、河川生態学 的研究を進めどもに、これまでの研究成果を分析し、得られた 学術成果の整理・評価を進めます。(国土交通省)	③ ⑤	進捗中	・岩木川、多摩川、千曲川、五ヶ瀬川の 河川における調査結果を今後、河川における 良好な生物の生息空間の保全・復元 に資する復元工法等に広く反映させるこ ととして研究が進められます。	王曲川、多摩川、千曲川、五ヶ瀬川の 河川における調査結果を今後、河川における 良好な生物の生息空間の保全・復元 に資する復元工法等に広く反映させるこ ととして研究が進められます。	-	-	-	治水事業等関係費 ・社会資本整備総合交付金	-	-
770 ○ 世界最大規模の干潟水槽(メソコスム)を用いて、水槽内に自 然に定着し生息している生物や酵素、窒素、リンなどの水質循環 の調査研究を推進します。(国土交通省)	⑤	進捗中	・干潟水槽にて、水槽内に自 然に定着し生息している生物や酵素、窒素、リンなどの水質循環 の調査研究を推進します。(国土交通省)	干潟水槽にておける物質循環の解明に寄与。 鳥の食性に関する実験など、引き続き 干潟水槽を用いた調査・研究を推進。	-	-	-	-	-	-
771 ○ 現存する自然干潟や人造干潟、養殖干潟でも、ハクテリ アから鳥類までの広範な生物調査を推進します。(国土交通省)	⑤	進捗中	・干潟・養殖場における生態系の機能と構 造を調べ、多様性のある生態系を保全 する手法を提案。	干潟・養殖場における生態系の機能と構 造を調べ、多様性のある生態系を保全 する手法を提案。	-	-	-	-	-	-
772 ○ これらを基礎データとして、沿岸域の生態系モデルの開発を行 いながら沿岸域の豊かな生物多様性を維持するための研究を推 進します。(国土交通省)	⑤	進捗中	・調査で得られた生物データをうまく 使い、生物多様性の予測を念頭に置 いた個体シミュレーションを開始。	豊かな生態系の回復に必要な行政施 策(鳥荷削減、干潟・浅場造成などの効 果を比較・評価する)。	-	-	-	港湾整備事業費	-	-
773 ○ 沿岸域における海洋生物における炭素固定(フルカーカー) について調査研究を推進します。(国土交通省)	⑤	進捗中	・調査の海岸環境におけるCO ₂ 吸収 速度を測定し定量化します。	干潟の海岸環境におけるCO ₂ 吸収量に 影響を及ぼす要因を解説しました。	-	-	-	港湾整備事業費	-	-
774 ○ 海岸保全施設が生態系や環境などとともに、自然共生海岸へ与える影響 や効果を把握するとともに、自然共生海岸へ与えられた生態 系に配慮した海岸整備について調査検討などを行います。(国土 交通省、農林水産省)	③ ⑤	進捗中	・B-1 C-1	・生態系に配慮した海岸整備により、地域に おける調査検討を行うことにより、地元に おける影響を及ぼす要因を解説しました。	海岸保全施設が生態系や環境などの効 果を把握するとともに、生態系に配慮した海岸整備 についての調査検討へ引き続き推進。	-	-	海岸事業費 ・社会資本整備総合交付金 ・防災・安全管理資金 ・沖縄県公共投資交付金 ・農山漁村地域整備交付金	-	-
775 ○ 地球温暖化による海水面の上昇 が懸念されており、海岸にöttても海岸侵食の進行やセロストール 影響の増加、高潮被害の激化、生物の生息域の変化などについて監視 を行うとともに、それらの変化に對応するため所要の検討を進めま す。(農林水産省、国土交通省)	③ ④ ⑤	進捗中	【施設番号338に同じ】	【施設番号338に同じ】	-	-	-	研究開発推進費	-	-
776 ○ 地球温暖化による海水環境の変化や食糧資源としての海洋 生物資源の安定供給に関する国民意識の高まりを踏まえ、海洋 生物の生産機能を解明、革新的な生産につなげる研究開発や、海 洋生物の正確な資源量予測を行うための生態系を総合的に明 確する研究開発を推進します。(文部科学省、農林水産省)	⑤	進捗中	・E-2	・平成23年度より、海洋生物資源の安定 供給のため、「借り渡技術」を確 立することによって海洋生態系モデルを高度 化することを目標として、研究開発を着 実に推進する。	平成32年度までに「借り渡技術」を確 立するこどや海洋生態系モデルを高度 化することを目標として、研究開発を着 実に推進する。	-	-	-	-	-

施設番号	具体的施設名	施設の取組状況と成果			課題と今後の方針			達成目標	当初値	点検値	予算・税制等 事項名	数値目標
		基本目標	国別目標	進歩評価	平成30年度までに、海洋の生物多様性および生態系を保護するための先進的な計画技術と評議所測定による戦略的創造研究拠点開発を行い、これを保全・再生するために必要な基盤技術を開拓することを目指します。(文部科学省)	平成30年度までに、海洋の生物多様性および生態系を保護するための先進的な計画技術と評議所測定による戦略的創造研究拠点開発を行い、これを保全・再生するために必要な基盤技術を開拓することを目指します。(文部科学省)	平成30年度までに、海洋の生物多様性および生態系を保護するための先進的な計画技術と評議所測定による戦略的創造研究拠点開発を行い、これを保全・再生するために必要な基盤技術を開拓することを目指します。(文部科学省)					
7777	○ 海洋の生物多様性における生態系を把握するための先進的な計画技術と評議所測定による戦略的創造研究拠点開発を行い、これを保全・再生するために必要な基盤技術を開拓することを目指します。(文部科学省)	⑤ E-2	E-2	進歩中	・(独) 科学技術振興機構において、国が定めた戦略目標のもと、研究領域・海洋生物多様性および生態系の保全・再生に資する基礎技術の創出を駆動し、平成23年度より海洋生物の種量把握や種同定を高効率化、高精度化するための技術の開発や海洋生物学資源量や海洋生物多様性の変動を把握するための技術開発を実施している。	・日本周辺データの受け入れ、並びにOBISへのデータ提供、ユーザビリティの向上を行なう。	・日本周辺データの受け入れ、並びにOBISへのデータ提供、ユーザビリティの向上を行なう。	—	—	—	・戦略的創造研究拠点事業	—
7778	○ 海洋を中心とする生物圏について、生物の調査および生態・機能等の属性に基づき、資源の有効利用に資する研究者を在籍する多様な属性を幅広く構成し、社会・経済との相互関係を理解することで、母貝差生し得る地球環境変動の影響評価に貢献します。(文部科学省)	⑤	E-2	進歩中	海洋研究開発機構では深海生物を中心とした、分布分布などの情報を持つデータベース(BISMAL, Biological Information System for Marine Life)を用い、科学データの発信並びに情報交換を促進している。世界観模での海洋生物学、生物地理学、系統分類学などの発展、生態系変動、生物多様性に対する影響評価などに貢献している。	・日本周辺データの受け入れ、並びにOBISへのデータ提供、ユーザビリティの向上を行なう。	・日本周辺データの受け入れ、並びにOBISへのデータ提供、ユーザビリティの向上を行なう。	—	—	—	運営費交付金の内数のためなし。	—
7779	○ 東北沖において、漁場の回復に着目する科学的知見を提供するため、モルタル海域を中心には、先端的な観測・解析技術を用いた調査研究を実施し、海洋生態系の変容カーニズムを解明する調査研究に取り組みます。(文部科学省、農林水産省、環境省)	⑤	E-2	進歩中	平成23年度より「東北マリンサインス拠点形成事業」を開始し、東日本大震災の影響により商業復興による海洋生態系へ対応して、被災海域の海洋化された東北沿岸の漁場に付いて、海洋物理系の環境と生物動態に関する幅広い調査を実施している。	平成32年度までに、海洋生態系の回復過程や商業復興による海洋生態系への影響調査を通じて、被災海域の海洋化された東北沿岸の漁場に付いて、海洋物理系の環境と生物動態に関する幅広い調査を実施する。	平成32年度までに、海洋生態系の回復過程や商業復興による海洋生態系への影響調査を通じて、被災海域の海洋化された東北沿岸の漁場に付いて、海洋物理系の環境と生物動態に関する幅広い調査を実施する。	—	—	—	・教育・科学技術等復興政策費	—
第9節 生物多様性の観点からの地球温暖化の緩和と影響への適応への推進												
(総括) 二酸化炭素をはじめとする温室効果ガス吸収源対策として、森林の適切な管理・保全・都市綠化等の推進、木質ハイオマスなどの活用を進めました。また、温暖化の観測・予測・影響評価に関する既存の科学的知見を取りまとめたことを受け、気候変動が日本に与える影響及びリスク評価の検討を開始しています。												
1 生物多様性の観点からの地球温暖化の緩和と影響への適応への推進												
7800	○ 森林吸収対策、ハイオマスの利活用、施設園芸、農業機械・漁業機械・農業分野における施肥量による施肥量低減など、農林水産分野における地球温暖化防止策を推進します。(農林水産省)	②	B-2 D-1 D-2	進歩中	森林に上る二酸化炭素の吸収作用の確保に向け、平成25年5月に「森林吸収量3.5%の確保に向け、森林吸収対策を着実に推進する」とともに、そのため必要な財源の確保に向け引き続き取り組む。	森林吸収量3.5%の確保に向け、森林吸収対策を着実に推進するとともに、そのため必要な財源の確保に向け引き続き取り組む。	森林吸収量3.5%の確保に向け、森林吸収対策を着実に推進するとともに、そのため必要な財源の確保に向け引き続き取り組む。	—	—	—	・森林整備事業 ・森林・林業再生基盤づくり交付金 等	—
7801	○ わが国が引き継ぎ地球温暖化対策に最大限の努力を行なうとの観点から、気候変動枠組条約による基準年と上限値である基準年森林吸収量の算入によって必要な財源の確保に向けた取組を進めるところに、「森林・林業の再生」に向けた取組を加速しつゝ、健全な森林の育成や森林吸収量の算入対象となる森林の折半整備、保安林などの適切な管理・保全・再造林等による森林の吸収能力の維持・増強、木材製品の利用促進による森林資源の効率的な利用、国民参加の森林づくり・木材及び木質ハイオマス利用の推進などの総合的な取組を、政府・地方・自治体・林業・木質産業関係者・国民など各主体の協力のもと、一層の推進を図ります。(農林水産省)	②	B-2 D-1 D-2	進歩中	【施策番号117に同じ】	【施策番号117に同じ】	【施策番号117に同じ】	【施策番号117に同じ】	【施策番号117に同じ】	【施策番号117に同じ】	【施策番号117に同じ】	8
7802	○ 都市緑化等による温室効果ガス吸収源対策として、都市公園整備や建築物の屋上等の新たな緑空間の創出等を推進します。(国土交通省)	③	D-2	進歩中	平成23年度には、新たに、都市公園等の整備面積、壁面緑化施工面積、屋上緑化施工面積を増加し、民有地も含めた緑化を推進した。	平成23年度には、新たに、都市公園等の整備面積、壁面緑化施工面積、屋上緑化施工面積を増加し、民有地も含めた緑化を推進した。	平成23年度には、新たに、都市公園等の整備面積、壁面緑化施工面積、屋上緑化施工面積を増加し、民有地も含めた緑化を推進した。	—	—	—	・都市公園等整備面積 ・壁面緑化施工面積 ・屋上緑化施工面積 (平成23年3月)	—

施設番号	具体的な施設	基本的 施設 構成	進歩 目標	評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・税制等 事項名	数値 目標
791	○ 世界銀行が森林保全投資を通じて森林減少の抑制に取り組む途上国を支援するために設置した森林産業バーナーシップ基金(FCPF)に対し、わが国は14百万ドルの拠出を行っており、途上国における森林減少の抑制や、そのモニタリングなどのための能効化向上支援に積極的に貢献していきます。(財務省、外務省、農林水産省、環境省)	(1) ① ② ③ ④	進歩中	【施策番号709に同じ】	【施策番号709に同じ】	現在の取り組みを継続して進めいく。	—	—	【施策番号709に同じ】	【施策番号709に同じ】	—
792	○ 風力発電施設が発生していくとともに、野生生物保護及び風力発電のパードストライクリスクを低減するための技術の開発に努め、野生物の保護と風力発電の推進の両立を目指します。(環境省)	(2) E-2	進歩中	・ハードストライク防止策について検討を進めている。	現在の取り組みを継続して進めいく。	—	—	—	—	・自然環境に配慮した再生可能エネルギー推進事業	—
793	○ アジア太平洋地域環境研究ネットワーク(APN)を通じて、地域研究者との共同研究を通じ、地域各国の政策担当者との関係強化を促進します。(環境省)	(5) D-2	進歩中	・平成24年に生物多様性及び生態系サービスに関する政府間政策プラットフォーム(IPBES)が設立されたことに伴い、アジア太平洋地域での活動のあり方を検討するためにのワークショップを開催しました。	APN IPBESワークショップの成果は、IPBES第2回通常会議提出される予定。今後もAPNを通じてアジア太平洋地域の生物学者の知見を活かし、IPBESに貢献していく。	平成22-27年のAPN第3期戦略計画では、生物多様性生態系、生物多様性の重点分野の一つとしてAPNに取り組むシニアティップイベントも継続して実施中	—	—	—	・地球環境に関するアジア太平洋地域協同研究・観測事業拠点整備	—
794	○ 「モニタリングサイト1000」事業において、温暖化の影響がより頭著に現れる高山帯をはじめ、わが国を代表するさまざまな生態系の変化の状況をより的確に把握するための調査を実施します。また、温暖化の影響を含むモニタリング結果と、気候変動などの環境の変化への適応力が高い生態系ネットワークのあり方や健全な生態系を保全・再生するうえでの留意点など、生物多様性の保全施策の立場からの適応方策について検討を進めます。(環境省)	(5) E-2	進歩中	・モニタリングサイト1000において、高山地域や沿岸地域などの生態系を始め、日本を代表する生態系の全国的なモニタリング調査を実施している。	現在の取組を継続して進めていく。	—	—	—	—	・地球規模生物多様性モニタリング推進事業費	—
795	○ 世界遺産委員会での議論を踏まえ、地球温暖化が世界遺産に構成する影響を把握するためのモニタリング体制及びプログラムを構築します。(環境省、農林水産省)	(3) C-1 (4)	進歩中	【施策番号63に同じ】	【施策番号63に同じ】	—	—	—	—	【施策番号63に同じ】	—
796	○ 既存世界自然遺産地域について、海洋環境や高寒山地などへの変化など、気候変動が遺産地帯の生態系や生物多様性に与える影響を把握するためのモニタリングを実施することにも、エゾシカの経営実績に対する影響などを、気候変動の適応策を策定・実施します。(環境省、農林水産省)	(3) ③ (4)	進歩中	・世界自然遺産地域の森林生態系における気候変動の影響のモニタリングプログラムを作成し、モニタリングに着手。	森林環境保全総合対策事業	—	—	—	—	・森林整備・保全費 ・遺産地域等重要な自然環境保全推進費 ・特定地域自然林保全整備費 ・国立公園等シカ管理対策事業費 ・自然公園等事業費	—
797	○ 生物多様性に関する一般市民の関心と認識を深めるため、さまざまな関係機関・専門家などと連携しながら、身近な自然事象の変化や野生生物の分布などに関する情報を広く情報発信します。環境多様性調査を実施し、その結果を広く情報発信します。	(1) A-1 (5) E-2	進歩中	【施策番号426に同じ】	【施策番号426に同じ】	—	—	—	—	【施策番号426に同じ】	—
798	○ 温暖化などの環境変化に際して、生物が移動・分散する(環境省、農林水産省、国土交通省)	(3) D-2	進歩中	・国有林野において、「保護林を中心としたネットワークを形成する「森の回廊」を設ける民有林と連続する民有林を設ける、「緑の回廊」の設定等を推進する。	森林整備・保全費	—	—	—	—	【施策番号426に同じ】	—
799	○ 國際サーコ儀ニシアティブ(ICR)のサーコ儀と気候変動に関する議論を踏まえ、気候変動に対する適応策を検討するため、サ行行為か、海洋酸性化に係る研究に取り組みます。(環境省)	(5) B-5	進歩中	【施策番号333に同じ】	【施策番号333に同じ】	—	—	—	—	【施策番号333に同じ】	—

施策番号	具体的施策	基本戦略	国別目標	進歩評価	施策の取組状況と成果 【施策番号:388に同じ】	課題と今後の方針 【施策番号:388に同じ】	達成目標	当初値	点検値	予算・料制等 事項名	数値目標	
								③	④	⑤	⑥	
800	○ 地球温暖化に伴う気象・海象の変化や長期的な海水面の上昇 が懸念され、海岸によつても海岸侵食の激化、生物の生息域の変化など深刻な影響が生ずるおそれがあるから、調査、測定などについて監視を行うとともに、それらの変化に対応するため所要の検討を進めます。(農林水産省、国土交通省)	○	③ B-1 ④ C-1 ⑤ D-1 ⑥ D-2	進捗中	・気候変動に対する「循環型食料生産等の確立」のためのプロジェクトにおいて、コスト・耐久性・品質等の開発等を実施 ・事前防災・減災に向けた取組の一層の強化を図る。 ・山麓崩壊地等の復旧整備を実施するため、国土保全機関が低下した森林の整備を強化し、山地防災力の向上を図つけるところ。 ・被害先端地域における松くい虫被害の拡大防止の取組等を推進。		-	-	-	-	-	森林整備事業 ・治山事業 等
801	○ 令後選けることができない地球温暖化の農林水産業への影響 や集中豪雨等に起因する山地等災害や洪水、海水といった国民 の安全・安心を脅かす恐れがあるため、署名ごとに複数の品種の開発や野生鳥獣・病虫害への対応、山地災害等の防 止対策などの適応策の開発・普及に取り組みます。(農林水産省)	○	② B-2 ③ D-1 ④ D-2	進捗中	・平成25年4月、ドツボリにて条約実施レヒューマニティ会合及び国際枠組に開催される、ベストプラクティスの活用に関する議論等に参画した。 ・ナミビア・ウムブックにて第11回砂漠化対処条約調査事業の情報を提供するなどして貢献を行う。		-	-	-	-	砂漠化対処条約調査経費 ・砂漠化防止対策調査経費	
802	○ 乾燥地帯等の自然資源を総合的に保全・管理するための手法 を検討し、研究・調査などを実施します。また、それにより得られた 科学的知識を条約締約国会議や補助機関会議などにおいて是共 にながら、世界の沙漠化問題に積極的に取り組みます。(外務省、 環境省、農林水産省)	○	④	進捗中	・平成25年9月には、第11回科学技術委員会(CST)第3回特別会議が開催され、砂漠化対処条約へ調査事業の情報を提供するなどして貢献を行った。 ・ナミビア・ウムブックにて第11回砂漠化対処のステークホルダーの意識や取り組みが向上した。 ・平成25年9月には、第11回科学技術委員会(CST)に日本の科学者を科学技術連絡員(STC)として派遣し、科学技術委員会の活動支援を行つた。また、科学的助言体制の確立に向け、科学政策インターフェイスが設置された。 ・セゴロリにおける持続可能な土地利用のための砂漠化対策に係る調査を実施中。		-	-	-	-	-	・気候変動影響評価・適応推進事業
803	○ 自然生態系分野をはじめ、食料・水環境・水資源・水災害・治 岸・健康・国民生活・都市生活などの各分野における影響 に関する最新の見解を取りまとめ、日本の温暖化による影響に ついて統一的な影響の予測・評価・計画・対応レポートを作成・ 公表します。平成25年度には、平成22年度夏頃を 目標とした適応策を講議するため、気 候変動力日本における影響及びリスク評価等小委員会を設置し、8/28に第 1回会合を実施した。	○	③ D-2	進捗中	・気候変動の観測・予測・ 影響評価・関する研究の科学的知見の 取りまとめとして、「気候変動の影響及びリスク評価に関する報告書と今後の課題意見 書」を作成・公表します。その内容を踏 まえ、各省において適応策の検討を 実施。平成27年度夏頃を目指して計画を 実施するための会議を設置する。 ・気候変動影響評価等小委員会を設置し、8/28に第 1回会合を実施した。		-	-	-	-	-	・気候変動影響評価・適応推進事業
804	○ 国有林野においては、野生動植物の生息・生育地を結ぶ移動 経路を確保することにより、個体群の交流を促進し種や遺伝的 多様性を確保するため、保護林を中心としたネットワークを形成する 「緑の回廊」平成12年制度創設)を設定などにより広範囲で 効果的な森林生態系の保護に努めます。(農林水産省)	○	③ D-2	進捗中	・保護林を中心としたネットワーク を形成する「緑の回廊」を設定し、より広 範囲で効果的な森林生態系の保護を実施 した。 ・森林整備・保全費 ・平成25年4月、 緑の回廊面積:56万3千 ha(平成23年4月)		-	-	-	-	森林整備・保全費 ・平成25年4月、 緑の回廊面積:56万3千 ha(平成23年4月)	

施設番号	具体的施設	基準	国別 目標	進捗 評価	施策の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初直 接的 な対応	点検直 接的 な対応	予算・税制等 事項名	数値 目標
805	○ 国有林野のうぶ線の回廊においては、事業樹や広葉樹に属しない樹種構成、林舗や樹冠層の多様化を図ることとし、優れた木の維持を図りつつ人工林の中に自然に生えた広葉樹を積極的に保全するなど、野生動植物の生息・生育環境に対する影響を最小限に保全・管理し反映するためのモニタリング調査を実施します。さらに、国有林野だけではなく、他の森林への広がりを確保できない場合には、必要に応じて隣接する民有林へも協力を依頼・説明を進めます。(農林水産省)	(3)	D-2	進歩中	【施策番号153に同じ】	【施策番号153に同じ】	—	—	【施策番号153に同じ】	【施策番号153に同じ】	
806	○ 里地里山の保全に伴い生じる草木質バイオマスエネルギー源として利活用が進めています。早期に利用方法を含めたバイオマス利用システム全体として低炭素化、低コスト化の技術開発や実証研究に取り組みます。(環境省)	(2)	D-1	進歩中	・バイオマスの利活用を進めながら、収集方法・製造方法等を含めたバイオマス利用システム全体が必要かつ可能な限りギア化・標準化するためのモニタリング調査を実施していく。	・バイオマスは資源が薄く広く存在するため收集・運搬コストが高いなどの課題があり、収集・運搬も含めた、低コスト化の技術開発や実証を実施していく。	—	—	・CO ₂ 排出削減効果強化導型技術開発・審査事業 ・地球温暖化対策技術開発等事業 ・木質バイオマスエネルギーを活用したモニタリング推進事業(農林水産業連携事業)		
807	○ 里地里山の新たな利活用の方策について、環境教育やエコツーリズムの提供、間伐材やススキなどのバイオマス利用などを主体的な地域での実証的・実験的活動を実施します。また、都市市民や企業など多様な主体が共有の資源(コモンズ)として、持続的に利用する新たな枠組みを構築します。(環境省、文部科学省、農林水産省)	(1)	D-1	進歩中	【施策番号205に同じ】	【施策番号205に同じ】	—	—	【施策番号205に同じ】	【施策番号205に同じ】	
808	○ 世界一大きな湖である、「SATOYAMAニシアティブ国際バーナーシップ」を有効なツールとして、二次の自然環境における生物多様性の保全とその持続可能な利用を目指す「SA TOYAMAニアティブ」を世界環境で推進してまいります。(環境省)	(4)	D-1	進歩中	【施策番号659に同じ】	【施策番号659に同じ】	—	—	【施策番号659に同じ】	【施策番号659に同じ】	
809	○ 世界的な潮流やSA TOYAMAニアティブ等の既存の施設とともに、生態系の保全と持続可能な利用の観点と自然との共生を目的とする生物園保存地域(ユネスコエコパーク)の仕組みを活用して推進してまいります。(文部科学省、農林水産省)	(1)	D-1	進歩中	【施策番号702に同じ】	【施策番号702に同じ】	—	—	【施策番号702に同じ】	【施策番号702に同じ】	
810	○ 室内効果ガスの吸収源源となる都市公園の整備や緑地の保全等への支援を行う等、都市における緑地の保全と緑化の推進を行います。(国土交通省)	(3)	D-2	進歩中	・都市公園の整備等の緑化の推進及び改修により、C0 ₂ 吸収量として106万トンを計上、平成23年度実績でした。	・引き続きたく、都市公園の整備等の緑化等の意義の普及や啓発を行おうとする取り組みを実施してまいりました。	—	—	温室効果ガス吸収量 : 106万t-CO ₂ /年 ・社会資本整備総合交付金 等		
811	○ 都市公園や建築物の敷地等において緑化による地表面被覆率を高め、アート対策を進めることにより、冷暖房需要を低減する等、間伐的な広葉樹素材排出量の削減につながる取組を推進します。(国土交通省)	(3)	D-2	進歩中	・平成22年度には、新たに、都市公園等整備面積 : 960ha、屋上緑化施工面積 : 350ha、壁面緑化施工面積 : 48ha、平成23年3月)	・効果の検証とともに引き続き取組みを実施してまいりました。	—	—	都市公園等整備面積 : 118,016ha、箇所数39,874箇所、屋上緑化施工面積 : 330ha、壁面緑化施工面積 : 48ha、平成24年3月)		
812	○ 屋上緑化や壁面緑化については、都市のヒートアイランド現象の緩和効果の測定を通じて地球温暖化問題への貢献度や、生物の生息・生育環境に対する効果について、より実証的なデータの収集を進め、その効果の把握に努めます。(国土交通省)	(3)	D-2	進歩中	【施策番号249に同じ】	【施策番号249に同じ】	—	—	【施策番号249に同じ】	【施策番号249に同じ】	
813	○ ヒートアイランド現象の緩和のために、屋上緑化、壁面緑化及び高反射塗装などの対策を推進します。(環境省)	その他	—	—	【施策番号786に同じ】	【施策番号786に同じ】	—	—	【施策番号786に同じ】	【施策番号786に同じ】	

施策番号	具体的施策		施設の取組状況と成果	課題と今後の方針	達成目標	当初値	点検値	予算・料制等 事項名	数値目標	
	基本戦略	進歩評価								
814	○ 資源採取に伴う自然破壊の防止に向け、適正かつ効果的なし 機器等のリサイクルシステムの構築を目的とし、使用済小型電子 機器等の再資源化の促進に取り組みについては、現 在の取り組みを今後も継続して進めてい く。 平成25年度から法律が施行される予定となっており、使 用済電子機器等の回収量の確保に伴う新規事業など、必要な施策を講じてき ます。 中央環境審議会の合同会合において示された、「リサイ クル優先アーマルの回収技術開発、「希少金属代替材料開発プロジェクト」 等に取り組んでいます。 ・元素開発プロジェクトにおいて、レア メタルであるジンクを用いない 高性能磁石が開発されるなど、着実に 成果が得られている。	⑤	進捗中	・平成25年4月1日より「使用済小型電子機器等リサイクルシステムの構築に向けた取り組みについては、現 在の取り組みを今後も継続して進めてい く。 ・資源循環事業の実用化開発事業費補助金(資源循環実証事業) ・優先アーマルの回収技術開発 ・独立行政法人新エネルギー・産業技術 総合開発機構・一般会社運営費交付金 ・一般会計・ナテク部材イベーション プログラム(希少金属代替材料開発プロ ジェクト) ・元素開発プロジェクト	(参考) 年間14万トン の使用済電子機器等リサイクルシステムの構築が実行された。平成25年8月に公布さ れた法律が施行される予定となっており、使 用済電子機器等の回収量の確保に伴う新規事業など、必要な施策を講じてき ます。 ・資源循環事業の実用化開発事業費補助金(資源循環実証事業) ・優先アーマルの回収技術開発 ・「希少金属代替材料開発プロジェクト」 等に取り組んでいます。 ・元素開発プロジェクトにおいて、レア メタルであるジンクを用いない 高性能磁石が開発されるなど、着実に 成果が得られている。	-	-	-	レアメタル等を含む「使用済電子機器等リ サイクル事業推進費」	-
815	○ 下水道は希少な有用資源が含まれる都市廃土の一種であり、 循環型構造に向け、需要先と連携して回収、資源化の取 組を推進します。(国土交通省)	②	進捗中	・平成22年5月に下水道における「資源循環事業の実用化 について」をまとめた公表。 ・下水道革新技術実証事業において リソース開発について、全国の力所において実施中。	-	-	-	社会資本整備総合交付金	-	
816	○ 下水処理による下水汚泥について、社会資本整備 総合交付金による支援、下水道革新技術実証事業の実施等に よって、固形燃料化やメンテンナンスの有効 利用等、エネルギー化を推進します。(国土交通省)	②	進捗中	・社会資本整備総合交付金(以下「下水道革新技術実証事業の成果」と いいます)による下水道における下水汚泥 のエネルギー化を図る低コスト・高効率のエネルギー化 技術の普及を図る。 ・下水道革新技術実証事業において 下水汚泥の固形燃料として、市場 拡大を目的とした競争格差を行。 ・下水汚泥エネルギー化率は13% (平 成23年度実績)。	-	-	-	社会資本整備総合交付金 ・グリーン投資減税	-	
817	○ 下水処理によって発生する下水汚泥のバイオマス利用を促進 します。(国土交通省)	②	進捗中	・建設資材等のマテリアル利用に加え生 じるバイオガスの有効利用等、エネルギー化を推進した。 ・下水汚泥のリサイクル率は55% (平成 23年度実績)。	-	-	-	社会資本整備総合交付金	-	
818	○ 下水処理水や雨水の再利用、雨水の貯留浸透による流出抑 制など、広域的な根拠点からの健全な水循環系の構築に向けて事 業を推進します。(国土交通省)		進捗中	【施策番号:233に同じ】	-	-	-	【施策番号:233に同じ】	-	
819	○ 高い肥力による土づくりヒューリカル・化学合成農薬の低濃度に 一體的に取り組む持続性の高い農業生産方式の導入を図 り、化学合成農薬の使用を地域の慣習から原則削以 て減らす取組をセシットで地域温湿度防除や生物多様性などの先進的な取組を推進し ます。(農林水産省)	②	B-2	進捗中	【施策番号:186に同じ】	-	-	【施策番号:186に同じ】	【施策番号:186に同じ】	
820	○ 化学肥料、農薬を使用しないことを基本として、農業生産活動 に由来する環境への負荷を大幅に低減し、多様な生きものをはじめ とする機農業について、有機農業の技術体系の確立や普及・指導体 制の整備、実需者の有機農産物への理解促進など農業者が有機 農業に積極的に取り組めるような条件整備を推進します。(農林水 産省)	②	B-2	進捗中	【施策番号:187に同じ】	-	-	【施策番号:187に同じ】	【施策番号:187に同じ】	
821	○ 農業施設については、漁場環境を悪化させない持続的な養殖主 産を実現するため、地域における主たる養殖魚種の改善を図る ための漁場改善計画の策定を促進します。(農林水産省)		進捗中	【施策番号:365に同じ】	-	-	-	【施策番号:365に同じ】	【施策番号:365に同じ】	

施策番号	具体的施策	基本戦略	国別目標	進歩評価	施策の取組状況と成果		課題と今後の方針		達成目標	当初値	点検値	予算・料制等	事項名	数値目標	
					【施策番号:366に同じ】	【施策番号:784に同じ】	【施策番号:784に同じ】	【施策番号:784に同じ】							
822	○ 魚類養殖において、残餌による環境負荷の低減のため、低漁量負荷抑制の開拓を推進します。(農林水産省)			進捗中					-	-	【施策番号:366に同じ】	【施策番号:784に同じ】			
823	○ 平成21年7月に成立したエネルギー供給製造高度化法に基づき、ハイオマスを含む非化石エネルギー源の供給事業者の計画的な取り組みを促進します。具体的には、エネルギー供給事業者によるエネルギー源の利用の促進に関する基本方針を策定し、さらに、非化石エネルギー源の利用の目標及び該目標を達成するためには計画的に取り組むべき措置に關し、エネルギー基本計画(平成22年6月18日閣議決定)の内容も踏まえつつ、事業者の事業ごとに判断の基準を策定し公表します。(経済産業省)			進捗中	【施策番号:784に同じ】		【施策番号:784に同じ】		-	-	【施策番号:366に同じ】	【施策番号:784に同じ】			
824	○ ハイオマス適用の推進に関する施策を総合的に推進することを目的として、平成22年12月にハイオマス活用推進基本計画が閣議決定され、平成32年に達成すべき目標を定めており、今後、市町村ハイオマス活用推進計画の策定を推進します。(農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省)	③		進捗中	・地域の実情に応じた地元導入計画の策定が進められています。(農林水産省、市町村ハイオマス活用推進計画作成の手引き)の作成などを実行して、ハイオマス活用推進計画が策定されました。	市町村ハイオマス活用推進計画の策定が進められていますなど、現状の取組を継続して進めています。	市町村ハイオマス活用推進計画の策定(平成32年まで)	ハイオマスタウン、318地区を策定(平成23年度)	-	-	市町村ハイオマス活用推進計画の策定(平成32年まで)	市町村ハイオマス活用推進計画の策定(平成32年まで)	市町村ハイオマス活用推進計画の策定(平成32年まで)	市町村ハイオマス活用推進計画の策定(平成32年まで)	50
825	○ 燃焼しても、光合成分により大気中から吸収した二酸化炭素を放出するのみであるため、大気中の二酸化炭素を増加させない特性を有するハイオマスは、化石資源由来のエネルギーや製品の代替として利用することにより、その利活用を推進します。(農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省)	④		進捗中	【施策番号:783に同じ】		【施策番号:783に同じ】		【施策番号:783に同じ】	【施策番号:783に同じ】	【施策番号:783に同じ】	【施策番号:783に同じ】	【施策番号:783に同じ】	49	
826	○ 平成24年2月に、外部有識者から構成される「ハイオマス事業研究会」を設立し、事業や施設の効率化等の観点から、原生産から収集・運搬、製造、利用までの各段階における課題の整理と事業化に向けた戦略的検討を進めています。(農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省)	③		既に達成済み	・平成24年9月にハイオマス産業都市の構築を実現するとともに、選定された地域のハイオマス事業化を支援する。			-	-	-	-	-	-		
827	○ 平成24年度より進められた原料の調達からハイオマス燃料の製造、利用までの実証で明確となった事業化に向けた課題を克服し、これまでの実証で明確となった事業化に向けた課題を克服し、地図における国産ハイオマスの生産拠点を確立するための取組として支援します。(農林水産省)	②	D-1	進捗中	・平成24年度は3地区において実証事業を実施し、事業化に向けた課題の克服を実施する。			-	約4万キロリットルのハイオガスを生産(平成23年度)	-	-	-	-	-	
828	○ 平成19年度より資源作物の育成と低コスト栽培、種わらや木タリー生産する技術の開発を進めています。また、平成20年度から、これまでの実証で明確となった事業化に向けた課題を克服し、これまでの一貫した技術の確立を行う実証事業を進めており、低コスト・高効率なハイオマス燃料生産技術の開発などを行います。(農林水産省)	②	D-1	進捗中	・平成24年度は3地区において実証事業を実施し、ソフセルコース系を原料とした製造技術が確立されるとともに、品質や製造コスト等について一定の成果が得られた。			-	-	-	-	-	-	-	

施策番号	具体的施策			施設の取組状況と成果		課題と今後の方針		達成目標		当初値		点検値		予算・料制等		事業項目		数値目標
		基本戦略	国別目標	進捗評価	・2015年～2020年ににおけるバイオエタノール製造コスト40円/㍑(※)における生産20万㎘/年の商業化を実現するため、資源作物の栽培が主流となるため、非可食性バイオマス原料による単純問題や製造工程に配慮してバイオ燃料生産システムの構築を目指す研究開発を行っている。	・バイオ燃料の多様化を図りつつ、エネルギー多消費産業である化學工業の製造プロセスの革新的な省エネルギー化を目指すため、非可食性バイオマス原料から機能性及びコストの両面で競争力のある化学品を一気通貫で製造する省エネプロセスの開発を開始したところ。	・加えて、2030年頃のバイオ燃料本格量産可能とする次世代バイオ燃料製造技術を確立すべく、バイオマスのガス化及び液化技術、微細藻類からのバイオ燃料技術の研究を行っている。	・平成24年度までの累積導入量は、平成25年度までの累積導入量と比較して、1割程度伸びているなど、順調に導入人が拡大している。引き続き同制度を着実かつ安定期的に運用していく。	・再生可能エネルギーの固定価格買取制度	-	-	-	-	・再生可能エネルギーの固定価格買取制度	-	・再生可能エネルギーの固定価格買取制度	-	・再生可能エネルギーの固定価格買取制度
829	○ バイオ燃料の技術開発に向けたバイオ燃料技術革新計画	(2)		進捗中	・2015年～2020年ににおけるバイオエタノール製造コスト40円/㍑(※)における生産20万㎘/年の商業化を実現するため、資源作物の栽培が主流となるため、非可食性バイオ燃料の開発にに関する施策を推進していく。	・食糧との競合や、生態系、森林破壊、農地への環境負荷増大等を引き起こすことがないよう、引き続きバイオ燃料の開発にに関する施策を推進していく。	・バイオ燃料製造の有用要素技術開発事業	・セルロース系エタノール革新的な生産システム開発事業	・革新的省エネ技術開発プロジェクト	・戦略的次世代バイオマスエネルギー利用技術開発事業								
830	○ 平成24年7月に施行された、電気事業者による再生可能エネルギー電気の導入促進を図ります。(経済産業省)	(2)		進捗中	・都市公團等から発生する再生可能エネルギー電気の導入促進を図ります。(経済産業省)	D-2	・都市公團等の一連のプロセスについての実証実験等を実施する。	・平成24年度までの累積導入量は、平成25年度までの累積導入量と比較して、1割程度伸びているなど、順調に導入人が拡大している。引き続き同制度を着実かつ安定期的に運用していく。	・再生可能エネルギーの固定価格買取制度	-	-	-	-	-	-	-	-	
831	○ 循環型社会形成推進交付金により、市町村における施設の整備を推進する特別措置法により、再生可能エネルギー電気の導入促進を図ります。(国土交通省)	(2)		進捗中	・都市公團等から発生する再生可能エネルギー電気の導入促進を図ります。(国土交通省)	E-2	・都市公團等の一連のプロセスについての実証実験等を実施する。	・平成24年度までの累積導入量は、平成25年度までの累積導入量と比較して、1割程度伸びているなど、順調に導入人が拡大している。引き続き同制度を着実かつ安定期的に運用していく。	・循環型社会形成推進交付金	-	-	-	-	-	-	-	-	
832	○ 循環型社会形成推進交付金により、市町村における施設の整備を推進します。(環境省)	(2)		進捗中	・バイオマスの堆肥化、飼料化、燃料化、メタノル化などを行う施設の整備を推進します。(環境省)	E-2	・当該施設を整備する市町村に対する助成金の支給を行っているところ。	・当該施設を整備する市町村に対する助成金の支給を行っているところ。	・循環型社会形成推進交付金	-	-	-	-	-	-	-	-	
833	○ 循環型社会形成推進交付金により、市町村における施設の整備を推進します。(環境省)	(2)		進捗中	・当該施設を整備する市町村に対する助成金の支給を行っているところ。	E-2	・当該施設を整備する市町村に対する助成金の支給を行っているところ。	・当該施設を整備する市町村に対する助成金の支給を行っているところ。	・循環型社会形成推進交付金	-	-	-	-	-	-	-	-	
834	○ 里山の保全に伴い生じる草木質バイオマスのエネルギー資源としての利用をはじめとする、早期に実用化が必要かつ可能なエネルギー化技術の排出を抑制する技術の開発及び実証研究に取り組みます。(環境省)	(2)		進捗中	・当該施設を整備する市町村に対する助成金の支給を行っているところ。	D-1	【施策番号806に同じ】	【施策番号806に同じ】	【施策番号806に同じ】	-	-	-	-	-	-	-	-	
835	○ 風力発電施設のオシロジングなどの少な烏類が衝突する事故の推進の障害のひとつとなっているところから、風力発電施設へのハンドストライクが発生しており、野生生物保護及び風力発電の推進の両立を目指します。(環境省)	(2)		進捗中	・当該施設を整備する市町村に対する助成金の支給を行っているところ。	E-2	【施策番号792に同じ】	【施策番号792に同じ】	【施策番号792に同じ】	-	-	-	-	-	-	-	-	

第3章 東日本大震災からの復興・再生

第1節 東日本大震災からの復興・再生

(総括) 三陸復興国立公園を創設するとともに、みちのく湖風トレイルの一部開通をはじめ、グリーン復興プロジェクトを進めています。また、原子力発電所事故に対しては野生動植物のモニタリングを実施しました。更に、被災した防災林の普及・再生や復興まちづくりに資する公園緑地の整備にあたっての地域生態系の復元・保全等を推進しています。

1 三陸復興国立公園の創設

施策番号	具体的施策	基本目標	進捗状況	課題と今後の方針			達成目標	当初値	点検値	予算・税制等 事項名	目標数値
				施策の取組状況と成果	・東日本大震災からの復興に係る公園緑地の大半の樹木が倒伏、樹木 자체が流出して被害が生じる一方、樹木が後背地の家屋への被害を軽減した事例や車両等の漂流物を捕捉した事例など、津波災害の対策が見込まれた。このような状況について、東日本大震災から復興に係る公園緑地の整備等の復元・保全を行なう取り組みを推進していく。 ・東日本大震災からの復興に係る公園緑地の整備等の復元・保全を行なう取り組みを推進していく。						
840	○ 今回の津波災害において、海岸線の大部分の樹木が倒伏し、樹木 자체が流出して被害が生じる一方、樹木が後背地の家屋への被害を軽減した事例や車両等の漂流物を捕捉した事例など、津波災害の対策が見込まれた。このような状況について、東日本大震災から復興に係る公園緑地の整備等の復元・保全を行なう取り組みを推進していく。 ・東日本大震災からの復興に係る公園緑地の整備等の復元・保全を行なう取り組みを推進していく。	戦略	進歩中	・東日本大震災からの復興に係る公園緑地の大半の樹木が倒伏、樹木 자체が流出して被害が生じる一方、樹木が後背地の家屋への被害を軽減した事例や車両等の漂流物を捕捉した事例など、津波災害の対策が見込まれた。このような状況について、東日本大震災から復興に係る公園緑地の整備等の復元・保全を行なう取り組みを推進していく。	-	-	-	-	-	-	
第2断 新たな自然共生社会づくりの取組											
(総括) 生態系ネットワーク、生物多様性の経済価値評価の試行、里地里山の利用・管理の新たな枠組の構築に向けた取組などを進めています。											
1 新たな自然共生社会づくりの取組											
841	○ 生態系ネットワークの形成を促進するため、生態系ネットワークの考え方、計画手法、実現手法等についての情報提供、普及啓発を行ないます。(国土交通省、農林水産省、環境省)	③ C-1	進歩中	・生態系ネットワークの基本的な考え方、自治体向けの手引き等を国交省HPに掲載し、情報提供、普及啓発を行うとともに、これまでの取組に関する点検を実施中。	・生態系ネットワークの形成を一層促進するため、手引き等を国交省HPに掲載し、情報提供、普及啓発を行うとともに、これまでの取組に関する点検を実施中。	-	-	-	-	-	・自然資本の活用の観点から生態系ネットワーク形成の推進に関する調査
842	○ 全国的、広域的な視点に立った自然再生の方向性や具体化のため、わが国の生物多様性会合評価の取組を推進、関係省庁が連携して検討し、計画的な実施のための取組を進めます。(環境省、農林水産省、国土交通省)	③ D-2	進歩中	・生物多様性総合会評価や生態系ネットワーク構想を踏まえ、連携しながら自然再生事業を推進。	・生物多様性総合会評価や生態系ネットワーク構想の具体的な進展を踏まえて、引き続き取組を進めます。	-	-	-	-	-	・自然再生活動推進費
843	○ 地域の自然保護地帯や自然環境保全施設などを対象に、生効果的な保全に要する費用などの評価を推進します。(環境省)	① A-1	進歩中	・平成24年度に「奄美群島の国立公園」を指定し、「全国的な生物多様性の経済価値評価の取組を推進するため、自然資本会計について国内外の情報収集に努める。	・引き続き経済価値評価の取組を推進し、国内での評価事例を蓄積していく。	-	-	-	-	-	・愛知目標の実現に向けたCOP10主要課題検討調査費
844	○ 希少野生動植物の保全や鳥獣の保護管理、外来種対策、生態系ネットワークの保全となる里地里山の保全・再生など、地域が主体的に行なう生物多様性の保全・再生、生物多様性基本法」や生物多様性地域連携促進法等に基づく法定計画等の策定の取組を進めます。(環境省)	① A-1 ② B-1 ③ B-4 ④ C-1 ⑤ C-2	進歩中	・地域生物多様性保全活動支援事業(委託)による支援は平成22年度までに22件の法定計画が策定された。また、生物多様性保全推進事業(交付金)により「瀬戸内海環境研究総合推進費」により保全される生物多様性の面積等を評価し、マングース防除により保全される生物多様性の面積等を評価。 ・地域環境政策研究会及び経済評価手法及び経済価値評価結果の開発と時空間的分析による沿岸管理制度の提携を実現。平成25年度中に評価結果を取まとめが予定。	・地域生物多様性保全活動支援事業(委託)により、平成24年度末までに22件の法定計画が策定された。また、生物多様性保全推進事業(交付金)により「瀬戸内海環境研究総合推進費」により保全される生物多様性の面積等を評価し、マングース防除により保全される生物多様性の面積等を評価。 ・環境経済の政策研究会により我が国における効果的な生物多様性の経済価値評価手法及び経済価値評価結果の開発と時空間的分析による沿岸管理制度の提携を実現。平成25年度中に評価結果を取まとめが予定。	-	-	-	-	-	・地域生物多様性保全活動支援事業

施策番号	具体的施策	施設の取組状況と成果			課題と今後の方針			達成目標	当初値	点検値	予算・料制等	事項名	数値目標
		基本戦略	国別目標	進歩評価	実績	課題と今後の方針							
845	○ 環境に配慮した商品やサービスに付与される環境認証制度、事業活動と生物多様性の関係を測る指標、生物多様性の保全に対する優れた取組に対する表彰制度などを収集・発信することにより、生物多様性への民間参画を促進します。(環境省)	①	A-1	進捗中	・平成22年・23年度事業において認証制度及びその実施状況を測る指標等に関する認証制度、指標、表彰制度等を促進する情報収集を実施。平成24年度事業において毎年の事業活動と生物多様性の関わりについて環境省のホームページ上で公開。平成25年度環境白書において認証制度を紹介。	経済社会における生物多様性の主流化や経済活動と生物多様性との関わり度等に関する認証制度、指標、表彰制度等を促進する情報を引き継ぎ収集・発信する。	-	-	-	-	・愛知目標の実現に向けたCOP10主要課題検討調査費		
846	○ 生物多様性に配慮して「賢い消費者（スマートコンシューマー）」を育成するため、既存の環境認証制度の普及をはじめ、それらを取り扱う事業者や生物多様性の保全に熱心な事業者の情報を積極的に情報提供するなどにより、消費者の意識の向上を図ります。(環境省)	①	A-1	進捗中	・平成24年度の事業において、生物多様性分野における事業者による取組の実態調査に加え、取組事例を収集し、生物多様性の保全に熱心な事業者の情報を含む調査結果を環境省ホームページにて公開。平成25年度環境白書において認証制度を紹介。	認証制度やそれを取り扱う事業者、生物多様性の関わり度等に関する認証制度、指標、表彰制度等を促進する等、賢い消費者育成促進策を検討・実施する。	-	-	-	-	・愛知目標の実現に向けたCOP10主要課題検討調査費		
847	○ 各地域で行われている持続可能な開発のための教育(ESD)を行い、それらを可視化し、優良事例として共有・発信することで、ESDの関係者を連携させることや、ESDされたESDを全国に普及します。(環境省・文部科学省)	①		進捗中	【施設番号:482に同じ】	【施設番号:482に同じ】	-	-	-	-	【施設番号:482に同じ】		
848	○ 地域固有の能力を見直し、活力ある持続的な地域づくりを進め、「全体構想」の策定を支援します。(環境省・文部科学省・農林水産省・国土交通省)	①		進捗中	・全体構想策定を目標としている地域において認定申請内容について関係省庁とともに協力して申請等の支援を行っている。	・全体構想策定を目標としている地域において認定申請内容について関係省庁とともに協力して申請等の支援を行っている。	-	-	-	-	・エコツーリズム総合推進事業費		
849	○ 地域固有の利活用の方策について、環境教育やエコツーリズムの場の提供、間伐材やスキなどハイオマス利用など具体的な地域での試行的な取組を通じて検討します。また、都市民や企業など多様な主体が共有の資源（コモンズ）として管理し、持続的に利用する新たな枠組みを構築します。(環境省・文部科学省・農林水産省・国土交通省)	① ② ③		進捗中	・地域資源を活用した環境教育やエコツーリズムの場の提供について実施する。また、多様な取組について、試行事例を整理し、試行事例を通じて利用・管理的な取組については、平成24年度より検討を実施した。また、多様な主体が共有の資源として利用・管理的な取組については、平成24年度より検討を実施した。また、多様な主体が共有の資源として利用・管理する新たな枠組みを構築していく。 ・草本質系ハイオマス利用の試験的な取組を通じて実施する。また、多様な取組について、試行事例を整理し、試行事例を通じて利用・管理的な取組については、平成24年度より検討を実施した。また、多様な主体が共有の資源として利用・管理する新たな枠組みを構築していく。	今後は、草本質系ハイオマス利用の試験的な取組を通じて実施する。また、多様な取組について、試行事例を整理し、試行事例を通じて利用・管理的な取組については、平成24年度より検討を実施した。また、多様な主体が共有の資源として利用・管理する新たな枠組みを構築していく。	-	-	-	-	・里地里山保全活用行動推進事業		
850	○ 里地里山の保全活動の促進を図るために伝統的生活文化の恵いや技術の再評価、郷土や地域資源としての活用を始め、全国各地で取り組まれている特徴的な事例を幅広く収集・分析し、全国への波及を図るために発信します。(環境省・文部科学省)	① ②	E-2	進捗中	・全国各地で取り組まれている特徴的な事例を幅広く収集・分析し、検索可能なデータベースとしてホームページ上に情報提供を行い、データベースとして整理し、発信した。	・全国各地で取り組まれている特徴的な事例を幅広く収集・分析し、検索可能なデータベースとして整理し、発信した。	-	-	-	-	・里地里山保全活用行動推進事業		